

八峰町地域防災計画

(修正版)

平成30年3月修正

八峰町防災会議

目 次

第 1 編 総則

第 2 編 一般災害対策 第 1 章総則

第 2 編 一般災害対策 第 2 章災害予防計画

第 2 編 一般災害対策 第 3 章災害応急対策計画

第 3 編 地震災害対策

第 4 編 津波災害対策

第 5 編 災害復旧・復興計画

八峰町地域防災計画（目次）

第1編 総則

第1節	計画の目的	総則	1
第2節	計画の性格	総則	1
第3節	計画の対象となる災害	総則	2
第4節	計画の推進	総則	3
第5節	計画の体系及び修正	総則	4
第6節	防災に関する調査研究の推進	総則	5
第7節	防災に関する組織及び実施責任	総則	5
第8節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総則	8
第9節	活動体制計画	総則	1 6
第10節	職員の動員・派遣計画	総則	2 6
第11節	八峰町の概況	総則	3 3
第12節	八峰町の社会的、経済的状況	総則	3 5

第2編 一般災害対策

第1章 総則

第1節	一般災害防災の基本方針	一般	1
第2節	計画の目的と性格	一般	1
第3節	一般災害被害想定	一般	3

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及計画	一般	5
第2節	自主防災組織の育成計画	一般	1 2
第3節	防災訓練計画	一般	1 5
第4節	災害情報の収集・伝達計画	一般	2 2
第5節	通信・放送施設災害予防計画	一般	2 6
第6節	避難計画	一般	3 6
第7節	広域防災拠点・地域防災拠点整備計画	一般	5 2
第8節	備蓄計画	一般	5 5
第9節	水害予防計画	一般	5 9
第10節	海岸保全、漁港施設災害予防計画	一般	6 4
第11節	火災予防計画	一般	6 6
第12節	危険物施設等災害予防計画	一般	7 0
第13節	建造物災害予防計画	一般	7 4
第14節	土砂災害予防計画	一般	7 6
第15節	公共施設災害予防計画	一般	8 9
第16節	風害予防計画	一般	9 4
第17節	雪害予防計画	一般	9 6
第18節	農林漁業災害予防計画	一般	1 0 3
第19節	危険物等大量流出災害予防計画	一般	1 0 9
第20節	文化財災害予防計画	一般	1 1 0
第21節	特殊災害予防計画	一般	1 1 1
第22節	廃棄物処理計画	一般	1 1 3
第23節	医療計画	一般	1 1 5
第24節	要配慮者支援計画	一般	1 1 8
第25節	災害ボランティア活動支援計画	一般	1 2 3
第26節	広域応援体制の整備計画	一般	1 2 5
第27節	緊急輸送の環境整備計画	一般	1 3 4
第28節	企業防災促進計画	一般	1 3 7
第29節	孤立集落対策計画	一般	1 3 9
第30節	大規模停電対策計画	一般	1 4 1

第3章 災害応急対策計画

第1節	防災関係機関等への応援要請計画	一般	142
第2節	自衛隊の災害派遣要請計画	一般	147
第3節	気象予報等の伝達計画	一般	153
第4節	災害情報の収集・伝達計画	一般	161
第5節	孤立地区対策計画	一般	173
第6節	通信運用計画	一般	175
第7節	広報計画	一般	179
第8節	避難対策計画	一般	186
第9節	消防・救助活動計画	一般	205
第10節	県消防防災ヘリコプターの活用計画	一般	213
第11節	水防活動計画	一般	216
第12節	災害警備計画	一般	218
第13節	緊急輸送計画	一般	220
第14節	給食、給水計画	一般	228
第15節	生活必需品等供給計画	一般	233
第16節	医療救護計画	一般	235
第17節	災害ボランティア活動支援計画	一般	234
第18節	公共施設等の応急対策計画	一般	247
第19節	ライフライン施設の応急対策計画	一般	251
第20節	危険物施設等応急対策計画	一般	258
第21節	危険物等運搬車両事故対策計画	一般	263
第22節	防疫、保健衛生計画	一般	266
第23節	動物管理計画	一般	270
第24節	廃棄物処理計画	一般	272
第25節	遺体の捜索、処理、埋火葬計画	一般	276
第26節	障害物除去計画	一般	281
第27節	文教対策計画	一般	284
第28節	住宅応急対策計画	一般	289
第29節	海上災害応急対策計画	一般	294
第30節	危険物等の大量流出に関する防除対策計画	一般	299
第31節	災害救助法の適用計画	一般	302

第3編 地震災害対策

第1章 総則

第1節	地震防災の基本方針	地震	1
第2節	計画の目的と性格	地震	1
第3節	八峰町の地震災害と周辺の活断層	地震	3

第 4 節	地震被害想定調査	地震	2 4
第 5 節	地震・震度観測体制	地震	6 8
第 6 節	地震に関する知識	地震	7 1
第 7 節	積雪期における地震	地震	7 8
第 2 章 災害予防計画			
第 1 節	計画的な地震防災対策の推進	地震	7 9
第 2 節	災害情報の収集・伝達計画	地震	8 1
第 3 節	火災予防計画	地震	8 3
第 4 節	建築物災害予防計画	地震	8 5
第 5 節	公共施設災害予防計画	地震	8 8
第 6 節	農業災害予防計画	地震	9 4
第 7 節	積雪期の地震災害予防計画	地震	9 5
第 8 節	災害対策拠点の指定及び整備に関する計画	地震	9 7
第 9 節	災害時の生活関連物資等の整備計画	地震	9 9
第 1 0 節	緊急輸送のネットワークに関する計画	地震	1 0 1
第 1 1 節	行政機能の維持・確保計画	地震	1 0 3
第 3 章 災害応急対策計画			
第 1 節	地震・津波情報の伝達計画	地震	
第 2 節	二次災害・複合災害防止対策計画	地震	

第4編 津波災害対策

第1章 総 則

第 1 節	津波防災の基本方針	津波	1
第 2 節	計画の目的と性格	津波	2
第 3 節	津波の知識	津波	3
第 4 節	津波被害想定	津波	6
第 5 節	津波観測体制	津波	3 5

第2章 災害予防計画

第 1 節	防災知識等の普及計画	津波	3 8
第 2 節	避難体制整備計画	津波	4 1
第 3 節	津波防ぎよ施設等の整備計画	津波	4 4

第3章 災害応急対策計画

第 1 節	情報伝達計画	津波	4 6
第 2 節	避難活動計画	津波	5 3
第 3 節	廃棄物処理活動計画	津波	5 5
第 4 節	農林水産業の応急対策計画	津波	5 6
第 5 節	二次災害・複合災害防止対策計画	津波	5 7

第5編 災害復旧・復興計画

第 1 節	公共施設災害復旧計画	復旧	1
第 2 節	農林漁業経営安定化計画	復旧	5
第 3 節	被災中小企業の振興等経済復興支援計画	復旧	8
第 4 節	被災者の生活支援計画	復旧	9
第 5 節	救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画	復旧	27
第 6 節	財政負担に関する計画	復旧	29
第 7 節	激甚災害の指定に関する計画	復旧	31

第1編 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、八峰町防災会議が作成する計画で、八峰町の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び町民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関と町民が持つ全機能を有効に発揮して、八峰町の地域及び町民の生命・身体並びに財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

第2節 計画の性格

第1 計画の性質及び構成

- 1 この計画は、災害対策基本法の規定に基づく「八峰町地域防災計画」として作成するもので、八峰町の地域に係る災害対策の根幹となるものであり、災害に関し、町の地域における防災関係機関の実施責任を明確に規定し、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおける基本的な防災活動計画としての性格をもつものであり、町内の防災活動はすべてこの計画を基本として有機的に運営されるべきものである。
- 2 この計画は、甚大な被害をもたらした東日本大震災や近年の大規模な自然災害の経験と防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、適切かつ迅速・円滑な「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」を基本方針として、町及び防災関係機関は、平時から防災に関する研究・訓練等を行うなど、この計画の習熟に努めるとともに、町民に対して周知を図る。
- 3 この計画と秋田県の地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、町の地域防災計画は、町民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、町長は町の地域防災に関して第一次的な責務を有する。

- 4 この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条の規定に基づき今後八峰町国土強靱化基本計画を策定する場合の指針とするものである。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

災害対策基本法	災害対策の基礎的施策を定めた法律	昭和 36 年法律第 223 号
災害救助法	被災者に対する応急的一時的な救助を定めた法律で知事が行い市町村長がこれを補助する	昭和 22 年法律第 118 号
激甚災害法	激甚災害に対処するための財政支援等に関する法律	昭和 37 年法律第 150 号
県	秋田県	
町	八峰町	
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	災害対策基本法第 2 条第 4 号から第 6 号の規定によるそれぞれの機関	
秋田県地域防災計画	秋田県が作成する地域防災計画	
八峰町地域防災計画	八峰町が作成する地域防災計画	
防災業務計画	指定行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長が防災基本計画又は県地域防災計画に基づき作成する防災に関する計画	

第 3 節 計画の対象となる災害

第 1 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定めたもので、他の法令に基づいて作成する「水防計画」、「国民保護」などの災害等については、それぞれの計画に定める。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、火山噴火その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害(鉄道・自動車事故等)、産業災害その他の大規模な人為的な事故

第4節 計画の推進

第1 計画の推進

災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させる必要性から、町、県及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、主要交通や通信機能の強化、防災・減災事業などによる災害に強いまちづくり、住宅、教育・医療等の公共施設構築物・施設、ライフライン機能の安全性確保を図る。災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため関係機関相互の連携協力、さらには、被災者支援対策として、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者や女性の視点から捉えた避難所の運営など、多くの町民が参加できるこれらの諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努める。

併せて、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進する。

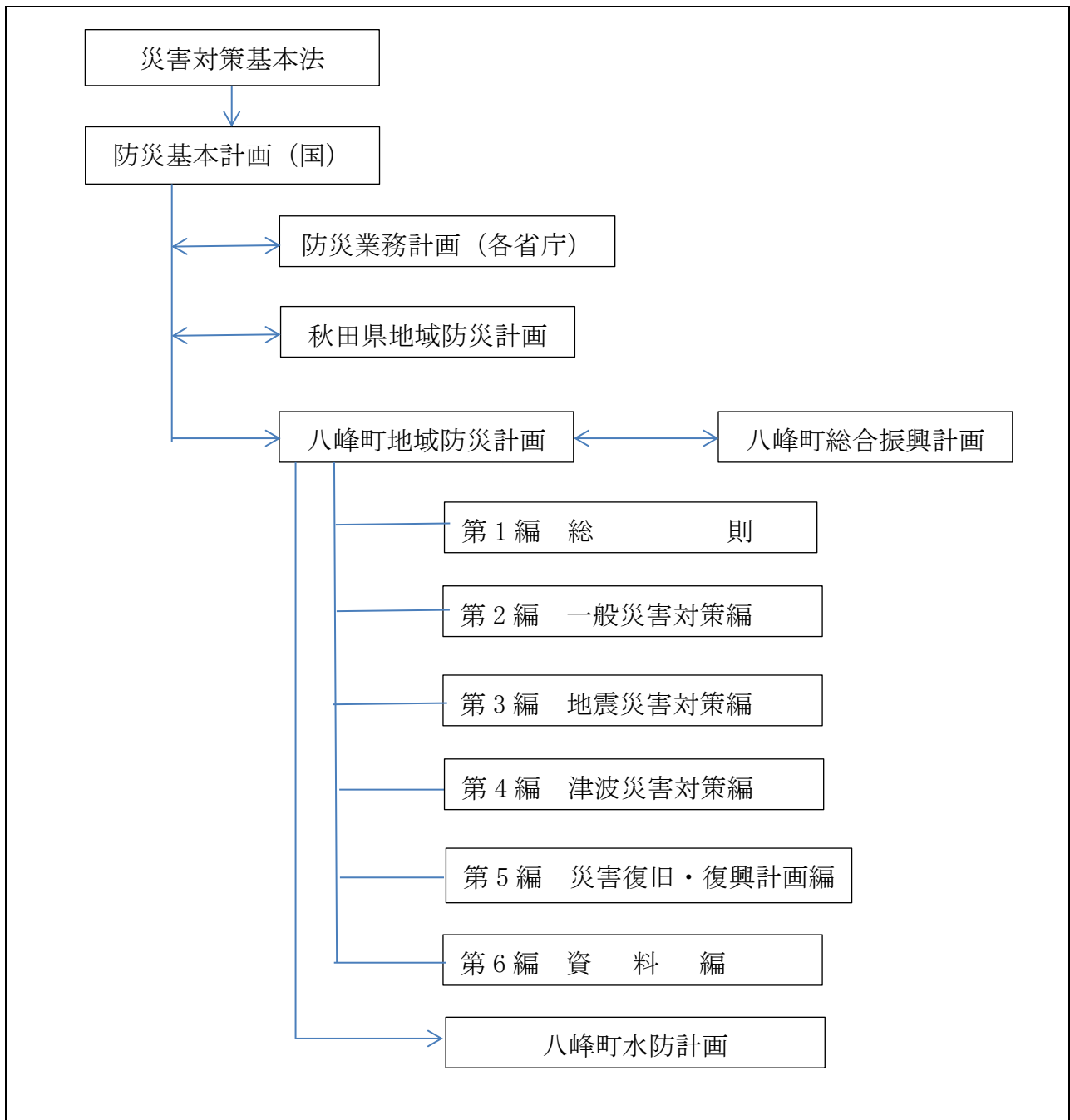
なお、男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努めるものとする。

第5節 計画の体系及び修正

第1 計画の体系及び修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを八峰町防災会議において補完・修正する。したがって、各機関は、自己の所管する事項について検討し、毎年4月末日(緊急を要するものはその都度)までに計画修正案を八峰町防災会議(事務局：総務課)へ提出するものとする。

1、計画の体系



第6節 防災に関する調査研究の推進

第1 防災に関する調査研究の推進

防災に関する調査研究は、過去の災害事例を踏まえ、現在置かれている地形・気象条件、また過疎化や人口構成などを基礎データとし、町民との協力や研究機関等と連携しながら実施する。

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう、町内各地域において、関係機関と共同した実態調査等を行い、これらの調査結果の分析・解析を行い、防災マップ作成のための基礎資料として活用するとともに、これを地域防災計画に反映させる。

第7節 防災に関する組織及び実施責任

第1 八峰町防災会議

八峰町防災会議は、町長を会長とし、町長が任命又は指名する委員で組織するもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

- 1 会長 八峰町長
- 2 委員 指定地方行政機関の町長が任命する職員
秋田県の知事の部内の町長が任命する職員
秋田県警察の町長が任命する警察官
町長がその部内の指名する職員
八峰町教育長
消防長及び消防団長
指定公共機関又は指定地方公共機関の町長が任命する職員
自主防災組織又は学識経験のある町長が任命する者
- 3 委員の定数 20人以内

第2 防災関係機関の責務

1 町の責務(災害対策基本法第5条)

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び町民等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県の責務(災害対策基本法第4条)

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、

かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関の責務(災害対策基本法第3条)

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務(災害対策基本法第6条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務(災害対策基本法第7条)

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、町、その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

第3 町民及び事業所の役割

広域的な災害や大規模災害に備え、町民や事業所は、飲料水、非常用食料、生活必需品等の備蓄等の手段を講ずるとともに、災害発生時には自発的な防災活動を実施するよう努める。

1 町民に期待する役割

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災活動の原点に立って、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

(1) 平時から実践する事項

- ① 防災に関する知識の習得
- ② 地域の危険箇所等の把握と認識
- ③ 家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策
- ④ ブロック塀等の改修
- ⑤ 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置
- ⑥ 避難場所及び避難路の確認
- ⑦ 飲料水、食料、生活必需品、衣料等の備蓄
- ⑧ 医療品の備蓄
- ⑨ 各種防災訓練への参加
- ⑩ 積雪時における除雪の励行

(2) 災害発生時に実践が必要となる事項

- ① 正確な情報の把握
- ② 出火防止措置及び初期消火の実施
- ③ 適切な避難の実施
- ④ 応急救助・救出活動
- ⑤ 防災ボランティア等応急復旧活動への参加と協力

⑥ 災害時要援護者に対する支援

2 事業所に期待する役割

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など、災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。このため、事業所は、平時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

(1) 平時から実践する事項

- ① 防災責任者の育成及び従業員への防災教育
- ② 建築物の耐震化の促進
- ③ 火を使用する設備、危険物施設等の点検及び安全管理
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 自衛消防隊の結成と消防計画の作成
- ⑥ 地域防災活動への参加及び協力
- ⑦ 防災用資機材の備蓄と管理
- ⑧ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑨ 広告、外装材等の落下防止

(2) 災害発生時に実践が必要となる事項

- ① 正確な情報の把握及び伝達
- ② 出火防止措置及び初期消火の実施
- ③ 従業員、利用者等の避難誘導
- ④ 応急救助・救出活動
- ⑤ 場所の提供等ボランティア活動への支援
- ⑥ 地域における対策活動への協力

第 8 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 八峰町防災会議及び八峰町災害対策本部に関すること 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 3 災害情報の収集・伝達及び被害の調査・報告に関すること 4 防災に関する知識の普及、教育、訓練に関すること 5 災害に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織の結成、育成・指導及び強化に関すること 6 県その他の防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること 7 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること 8 その他地域防災の推進に関すること

第 2 県及び県の出先機関等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
県(本庁)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること 3 災害情報の収集・伝達及び被害の調査・報告に関すること 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること 5 災害救助法の適用実施に関すること 6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること 7 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織の結成、育成・指導に関すること 8 市町村防災業務の指導調整に関すること
山本地域振興局 総務企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域災害対策部の庶務に関すること(災害対策部設置時) 2 県災害対策本部等との連絡調整に関すること 3 市町との連絡調整に関すること 4 要望及び陳情に関すること 5 災害広報に関すること 6 庁舎、公舎等の被害調査及び応急対策に関すること 7 救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること 8 管内地方機関との連絡調整に関すること 9 災害時緊急通行車両証明書の発行に関すること 10 県税の徴収猶予及び減免に関すること(総合県税事務所山本支所への取次ぎ) 11 その他の部所に属しない事項に関すること

山本地域振興局 福祉環境部	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療・社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関する事 2 要配慮世帯の被災者援護に関する事 3 医療・社会福祉施設の災害応急復旧に関する事 4 医療・援護活動に関する事 5 防疫・清掃に関する事 6 環境衛生関係施設の被害調査に関する事
山本地域振興局 農林部	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林漁業関係施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害応急復旧に関する事
山本地域振興局 建設部	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木関係施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害応急復旧に関する事
能代港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 港湾関係施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2 災害防止及び災害応急復旧に関する事
北教育事務所 山本出張所	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育庁所管に係る県有財産の被害調査及び応急対策に関する事 2 市町教育委員会との連絡調整に関する事 3 児童、生徒、教職員の安全指導に関する事
その他の地方機 関	<ul style="list-style-type: none"> 1 応援・協力に関する事
能代警察署	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集に関する事 2 交通情報の収集と交通規制に関する事 3 警察通信の確保と通信統制に関する事 4 被災者の救出、負傷者の救護に関する事 5 犯罪の予防・取締に関する事 6 死体検視及び身元不明死体の身元確認に関する事

第3 能代山本広域市町村圏組合消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
能代山本広域市 町村圏組合消防 本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防力等の整備に関する事 2 災害時の消防、救急及び救助に関する事 3 防災に係る調査、教育及び救助に関する事 4 災害に係る情報収集及び伝達並びに被害調査及び報告に関する事 5 関係機関との応援協力に関する事

第4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東北管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害状況の把握と報告連絡に関する事 2 関係職員の派遣に関する事 3 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事

東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること 3 通信システムの被害状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
東北財務局 (秋田財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の調査に関すること 2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること 3 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること 4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること 5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報に関すること 2 関係職員の派遣に関すること 3 関係機関との連絡調整に関すること
秋田労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事務所等における労働災害防止対策に関すること 2 被災者に対する職業斡旋に関すること
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業災害の予防、拡大防止並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること 2 農業災害に係る資金融資に関すること 3 災害時における応急用食糧の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること 2 国有林野の林野火災の防止に関すること 3 国有林道その他施設の整備保全に関すること 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること 2 災害時の物価安定対策に関すること 3 被災商工業者に対する融資に関すること
関東東北産業保安監督部(東北支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス並びに電気施設等の保安対策に関すること 2 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関すること 3 鉱山における災害時の応急対策に関すること
東北地方整備局 (能代河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること 3 気象警報の伝達に関すること
東北運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報

(秋田運輸支局)	<p>収集及び伝達に関すること</p> <p>2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること</p>
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	<p>1 災害時における航空保安対策に関すること</p> <p>2 災害時における緊急航空輸送並びに遭難航空機の捜索、救助に関すること</p>
仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	<p>1 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集・発表に関すること</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備に関すること</p> <p>3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、報道機関等を通じた住民への周知に関すること</p> <p>4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること</p> <p>5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての、技術的な支援・協力に関すること</p> <p>6 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること</p> <p>7 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること</p>
第二管区海上保安本部(秋田海上保安部)	<p>1 海上における災害警備、海難救助対策に関すること</p> <p>2 船舶交通の安全確保に関すること</p> <p>3 海上における災害予防及び災害応急対策に関すること</p>
東北防衛局	<p>1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</p> <p>2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</p> <p>3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の町への連絡に関すること</p>
東北地方環境事務所	<p>1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること</p> <p>2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること</p> <p>3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること</p> <p>4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること</p>

第5 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
-------	----------------

陸上自衛隊第 21 普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第 33 警戒隊	災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関する事
--	--

第 6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構(本部北海道東北ブロック事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関する事 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関する事 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関する事
日本銀行(秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整に関する事 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事 3 金融機関の業務運営の確保に係る要請に関する事 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事 5 各種措置に関する広報に関する事
日本赤十字社(秋田県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関する事 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関する事 3 義援金品の受付、配分に関する事
日本放送協会(秋田放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、災害情報等の報道に関する事 2 防災知識の普及に関する事 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事
東日本高速道路株式会社(東北支社秋田管理事務所)(東北支社十和田管理事務所)(東北支社横手管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関する事 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関する事 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関する事 4 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関する事
東日本旅客鉄道株式会社(秋田支社)(盛岡支社) 日本貨物鉄道株式会社(東北支社秋田総合鉄道部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送に関する事
東日本電信電話株	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事

株式会社 株式会社NTTド コモ 株式会社エヌ・テ イ・テイ・コミュニ ケーションズ株式 会社（東北支社） KDDI株式会社 （東北総支社） ソフトバンク株式 会社（仙台事業所）	こと 2 災害時における非常通話の運用に関すること 3 気象警報の伝達に関すること
日本郵便株式会社 （秋田中央郵便局）	1 災害時における郵便業務の確保に関すること
日本通運株式会社 （秋田支店） 佐川急便株式会社 （北東北支店秋田営 業所） ヤマト運輸株式会 社（秋田主幹支店） 福山通運株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における救助物資等の輸送に関すること
東北電力株式会社 （秋田支店）	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること

第7 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会 社 秋田朝日放送株式 会社 株式会社エフエム 秋田	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること 2 防災知識の普及に関すること 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
東部瓦斯株式会社 秋田支社 一般社団法人秋田	1 ガス供給施設の防災に関すること 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること

県LPガス協会 湖東瓦斯株式会社 のしろエネルギー サービス株式会社	
秋田中央交通株式 会社 秋北バス株式会社 羽後交通株式会社 公益社団法人秋田 県トラック協会	1 被災地の人員輸送の確保に関する事 2 災害時の応急輸送対策に関する事 3 緊急支援物資の輸送に関する事
一般社団法人秋田 県医師会 秋田県厚生農業協 同組合連合会 公益社団法人秋田 県看護協会 一般社団法人秋田 県薬剤師会 一般社団法人秋田 県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関する事 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関する事
一般社団法人秋田 県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関する事

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	1 町民に対する防災知識の普及に関する事 2 災害情報等の報道に関する事
病院等	1 災害時における収容者の保護対策に関する事 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関する事 3 避難用設備の整備と避難訓練に関する事
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 その他の農林漁業 関係団体	1 県、市町村が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関する事 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関する事 3 被災農林漁業者に対する融資斡旋に関する事 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関する事 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関する事
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関する事 2 避難用設備の整備と避難訓練に関する事
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関する事 2 災害ボランティアに関する事

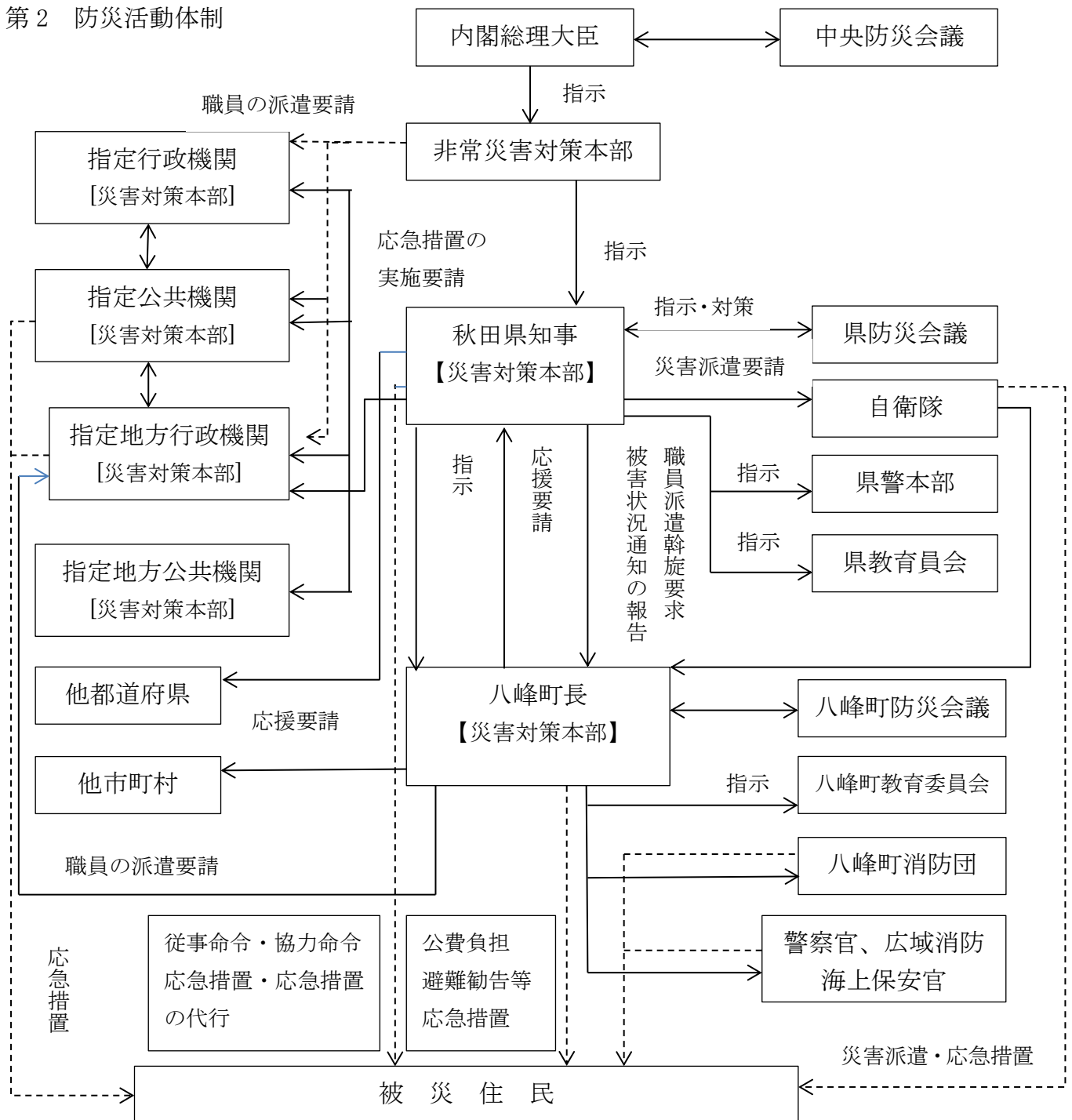
商工会議所・商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村が行う商工業関係の被害調査の協力に関する事 2 被災商工業者に対する融資斡旋に関する事 3 災害時における物価安定対策に関する事 4 救助用物資、復旧資機材の調達斡旋に関する事
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関する事
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難用設備の整備と避難訓練に関する事 2 教育施設の防災管理並びに災害復旧に関する事 3 被災時における応急教育対策に関する事
危険物取扱所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 石油類等危険物の防災管理に関する事 2 災害時における燃料等の供給に関する事

第9節 活動体制計画

第1 計画の方針

八峰町に台風や豪雨などによる気象災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、さらに航空機や鉄道などの事故災害が発生した場合、町長は、法令及び本計画で定める県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災関係機関と協力し、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動並びに災害応急対策を実施する。

第2 防災活動体制



第3 災害対策本部の設置基準

名 称	八峰町災害対策本部 (災害対策基本法第 23 条の 2 に基づくもの)		
設置権者	町長		
設置基準	<p>[自動設置]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町内で震度 5 弱以上を観測する地震が発生した場合 2 町沿岸に大津波警報が発表された場合 3 町内に大雨、暴風、高潮、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表さ 4 町内に噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが 4 以上となった場合 5 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する災害が発生した場合 <p>[自動設置以外]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、町長が必要と認めた場合 2 その他町長の指示があった場合 		
主要業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、資料の作成 2 防災関係機関等との連絡調整 3 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施 4 町民に対する広報 		
本部構成員	本部長	町長	
	副本部長	副町長、消防団長	
	本部員	教育長、副消防団長、各課長等	
	事務局員	第 3 次動員のうちから指定されている者 ※必要に応じて防災関係機関との連絡調整等を行う防災関係機関の職員の派遣を求めることができる	
本部会議	開催時期	<p>[地震災害]</p> 地震の発生又は大津波警報の発表後速やかに開催し、以後必要に応じて開催 <p>[地震以外の災害]</p> 必要に応じて開催	
	出席者	災害対策本部員 ※オブザーバーとして次の職員の出席を求めることができる ・女性の視点からの意見を聴取するためあらかじめ指定した各部の職員 ・防災関係機関の職員	
設置場所	八峰町役場大会議室		
電話・FAX	一般公衆	TEL 0185-76-2111	FAX 0185-76-2113
	衛星	TEL 080-8210-1017	

名 称	八峰町災害対策警戒部		
設置権者	副町長		
設置基準	[自動設置] 1 町内で震度4以上を観測する地震が発生した場合 2 町沿岸に津波注意報が発表された場合 [自動設置以外] 1 大雨、洪水、暴風、暴風雪その他の気象に関する警報等が発表された場合などにおいて、防災対策上、副町長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集、資料の作成 2 防災関係機関等との連絡調整 3 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施 4 町民に対する広報		
警戒部構成員	部長	副町長	
	部長補佐	消防団長、教育長	
	部員	各課長等	
	事務局	第2次動員のうちから指定されている者 ※必要に応じて防災関係機関との連絡調整等を行う防災関係機関の職員の派遣を求めることができる	
警戒部会議	開催時期	[地震災害] 地震の発生又は津波注意報の発表後速やかに開催し、以後必要に応じて開催 [地震以外の災害] 必要に応じて開催	
	出席者	災害対策警戒部員 ※オブザーバーとして防災関係機関の職員の出席を求めることができる	
設置場所	八峰町役場総務課		
電話・FAX	一般公衆	TEL 0185-76-2111	FAX 0185-76-2113
	衛星	TEL 080-8210-1017	

名 称	八峰町災害対策連絡部		
設置権者	副町長		
設置基準	[自動設置] 1 町内に土砂災害警戒情報が発表された場合 [自動設置以外] 1 町内に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他の気象に関する警報等が発表され、被害発生のおそれがあり、副町長が必要と認めた場合 2 他の市町村等で大規模災害が発生し、国、県及び関係機関等との連絡体制を確保する必要があるため、副町長が必要と認めた場合		

主要業務	1 気象に関する警報等の受理・伝達 2 災害情報の収集 3 防災関係機関等との連絡調整		
連絡部構成員	本部長	副町長	
	部長補佐	消防団長、教育長	
	部員	各課長等	
	事務局	第1次動員のうちから指定されている者 ※必要に応じて防災関係機関との連絡調整等を行う防災関係機関の職員の派遣を求めることができる	
設置場所	八峰町役場総務課		
電話・FAX	一般公衆	TEL 0185-76-2111	FAX 0185-76-2113
	衛星	TEL 080-8210-1017	

名称	八峰町災害対策現地本部		
設置権者	災害対策本部・警戒部の設置権者		
設置基準	被害状況等からみて、設置権者が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害対策本部・警戒部の業務のほか、被災地からの応援要請に基づく応急対策業務の実施		
現地本部構成員	本部長	設置権者が指名する者	
	副本部長	本部長が指名する者	
	本部員	本部長が指名する者	
	事務局	本部長が指名する者	
設置場所	災害発生現場又は災害発生周辺の公共施設等		

第4 災害対策本部等の職務代行

(1) 災害対策本部

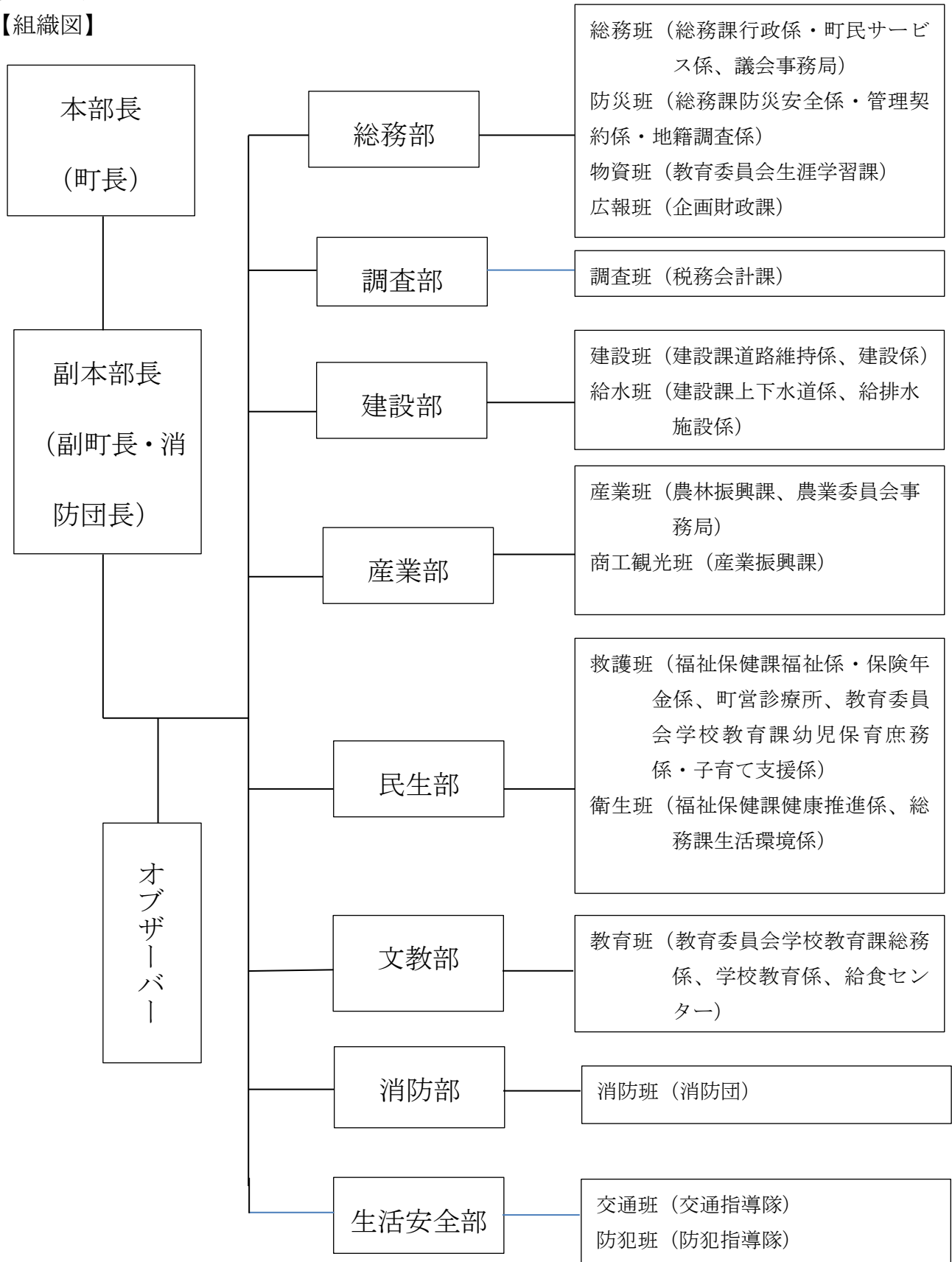
名称	職務代理者	
	第1順位	第2順位
本部長(町長)	副町長	教育長
副本部長(副町長)	教育長	総務課長

(2) 災害対策警戒部・災害対策連絡部

名称	職務代理者	
	第1順位	第2順位
災害対策警戒部・連絡部 部長(副町長)	教育長	総務課長

第5 災害対策本部の構成

【組織図】



第6 災害対策本部の各部・各班等の業務分掌

部	班	分掌事務
総務部 (総務課長、企画財政課長、)	総務班 (議会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部の連絡調整に関する事 2 動員及び陳情に関する事 3 災害応急対策に関する事 4 応急公用負担に関する事 5 県及び他市町村への応援要請に関する事 6 救助に関する動員及び物資の輸送に関する事 7 災害予防及び応急対策に必要な人員及び機材等の輸送に関する事 8 車両等の調達に関する事 9 災害に伴う予算経理に関する事 10 義援金(品)に関する事 11 補助金、金融に関する事 12 漂流物等の処理に関する事 13 清掃施設及び火葬等施設の復旧、衛生維持に関する事 14 その他各班に属しない事
	防災班 (防災安全係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関の協力等の要請及び連絡に関する事 2 要請及び非常招集に関する事 3 県災害対策本部との連絡調整に関する事 4 被害報告及び情報収集に関する事 5 避難の指示に関する事 6 警戒区域の設定に関する事 7 防災行政無線による広報及び伝達に関する事
	物資班 (生涯学習課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の供給要請・提供の受付に関する事 2 救助食料、衣料、寝具及び日用品等の調達、斡旋に関する事
	広報班 (企画財政課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の確保に関する事 2 広報資料・災害記録写真等の収集・整理・保存等に関する事 3 報道機関との連絡調整に関する事 4 その他災害に必要な広報等に関する事
調査部 (税務会計課長、)	調査班 (税務会計課長補佐)	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般災害の調査及び確認に関する事 2 罹災者把握に関する事 3 罹災証明の発行に関する事 4 危険区域の調査に関する事 5 その他災害予防調査に関する事
建設部 (建設課	建設班 (建設課副課	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害物の除去に関する事 2 土木応急・復旧資材の確保に関する事

長)	長)	<ul style="list-style-type: none"> 3 道路交通の確保に関する事 4 土木技術者及び従事者の確保に関する事 5 土木災害の拡大防止及び土木被害の調査に関する事 6 応急仮設住宅の建設に関する事 7 住宅の応急修理に関する事 8 住宅建設の融資に関する事 9 建設技術者の確保に関する事 10 海岸保全施設の被害調査及び復旧対策に関する事
	給水班 (建設課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保・供給に関する事 2 災害における簡易水道の衛生維持に関する事 3 上下水道施設の復旧に関する事
産業部 (農林振興課長、 産業振興課長)	産業班 (農業委員会事務局長、 農林振興課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 農地・農業用施設の応急対策及び被害調査に関する事 2 農林畜産関係の補助、融資等に関する事 3 農薬・肥料及び家畜飼料の確保、斡旋に関する事 4 農業被害の調査及び施設の復旧に関する事 5 農業被害拡大防止に関する事 6 畜産伝染病、予防対策及び施設の復旧に関する事 7 斃死(へいし)鳥獣の処理に関する事 8 林業関係被害の調査及び応急対策に関する事 9 林産物及び復旧木材斡旋に関する事 10 災害対策に要する資材・物資の把握及び調達に関する事
	商工観光班 (産業振興課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工観光施設等の被害調査及び災害復旧に関する事 2 罹災商工業者への融資・斡旋に関する事 3 水産共同施設、漁船、漁具、水産物の被害調査及び災害対策に関する事 4 罹災水産業者への融資・斡旋に関する事
民生部 (福祉保健課長)	救護班 (福祉保健課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置に関する事 2 炊出し、その他の食品・生活必需品の給与に関する事 3 罹災者及び要配慮者の生活相談、援護に関する事 4 ボランティアの受け入れに関する事
	衛生班 (福祉保健課長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の設置に関する事 2 救護所の設置に関する事 3 死体処理に関する事 4 救急用医療及び衛生、防疫資機材の調達配分に関する事 5 衛生関係施設の被害及び災害対策に関する事 6 被害地の防疫及び清掃に関する事 7 避難所等の防疫に関する事
文教部 (教育長)	教育班 (教育次長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校施設及び社会教育施設の保全、復旧措置に関する事 2 罹災児童生徒の救護に関する事

		3 応急教育に関すること 4 保健衛生並びに学校給食の保全に関すること 5 学校の動員要請に関すること 6 学用品の調達配分に関すること
消防部 (消防団副団長)	消防班 (消防団副団長)	1 消防・水防活動に関すること 2 近隣市町村との相互応援に関すること 3 罹災者の救出に関すること 4 遭難者又は行方不明者の捜索に関すること 5 防災資機材の点検整備及び調達に関すること 6 水門・樋門等の閉鎖及び管理に関すること
生活安全部 (交通指導隊長)	交通班 (交通指導隊副隊長)	1 警戒・危険区域及び災害地の交通規制に関すること
	防犯班 (防犯指導隊長)	1 災害地の防犯に関すること

(注)1 八峰町災害対策警戒部・連絡部設置時は、この事務分掌を準用する。

2 分掌事務には、その他の本部長が指示する事項も含まれるものとする。

3 設置、廃止の通知公表

(1) 町役場の庁舎内及び出先機関、関係指定地方行政機関の長、知事、県の関係出先機関の長、関係指定公共機関の長、警察署長、消防長、近隣市町村長、消防団へは電話又は無線で通知し、一般住民に対しては、防災行政無線や広報車、その他適宜の方法で周知する。

(2) 災害対策本部を設置したときは、本部標識を町庁舎玄関等に掲示する。

第7 災害対策本部等への移行措置

災害対策警戒部長(副町長)は、被害の拡大により現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制移行を具申し、これより上位の体制が設置されたときは、同時に現在の体制を廃止する。

また、上位の体制が自動設置される災害が発生したときも、同様とする。

第8 災害対策本部等の廃止

災害対策本部長(町長)、災害対策警戒部長・災害対策連絡部長(副町長)は、現在の体制による応急対策が終了したと認める時は、以後の体制又は対応を定め、現在の体制を廃止する。

第9 災害対策本部等事務局

災害対策本部、災害対策警戒部及び災害対策連絡部に事務局を置き、関係各課の指

定職員は、別表 1 に掲げる災害対策の事務に従事する。

1 災害対策本部

- (1) 事務局は災害対策本部室に設置し、総務課長を事務局長、企画財政課長を事務局次長とする。
- (2) 事務局長は、災害対策本部長(町長)の指揮の下に情報を共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう災害対策本部の各部・班及び関係各課等との連絡調整にあたるものとする。

2 災害対策警戒部・連絡部

- (1) 事務局は、総務課に設置する。
- (2) 事務局は、災害対策警戒部長・災害対策連絡部長(副町長)の指揮の下に情報を共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう災害対策警戒部・連絡部の各部・班及び関係各課等との連絡調整にあたるものとする。

第 10 複合災害発生時の体制等

複合災害が発生した場合は、防災関係機関等と災害対策本部の統合、事務局体制の強化等により、災害対応力の強化に努めるものとする。

また、災害対応にあたる要員や資機材等について、望ましい配分ができない可能性に留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

第 11 県及び防災関係機関との連絡体制

1 災害対策連絡部の設置

災害対策連絡部を設置基準により設置したときは、県及び防災関係機関との連絡体制を整備し、県及び防災関係機関から支援要請があった場合は、直ちに必要な支援態勢を取るものとする。

2 県等の災害対策現地本部の設置

県等が町内に災害対策現地本部を設置するときは、当該設置場所に便宜を図り、町の災害対策本部等は、県等の災害対策現地本部と連帯して対策にあたるものとする。

別表1 災害対策本部事務局の構成と業務内容

事務局組織	人数	分掌事務	担当者(○印は班長)
事務局長	1	○事務局の総括	総務課長
事務局次長	1	○事務局長の補佐	企画財政課長
総務対策班	5	○本部の設置・廃止 ○本部会議・各部等との連絡会議の開催 ○情報分析・応急対策方針の企画立案 ○応急対策等の進行管理 ○各部との調整 ○県等現地対策本部との調整 ○各班の人員等の調整 ○災害救助法の適用 ○他自治体への応援要請 ○緊急通行・災害派遣等従事車両の証明 ○事務局の食料・寝具・機器の確保等	○議会事務局長 総務課長補佐 総務課行政係 同課生活環境係 議会事務局庶務係 計5
情報広報班	5	○被害情報等の収集・整理(被害・気象・交通・ライフライン・避難等) ○被害報告・状況図の作成 ○県等への被害報告 ○情報通信等のシステムの維持管理 ○HP等による情報提供 ○緊急放送要請 ○報道・町民からの問い合わせ ○災害対策本部活動の記録	○企画財政課副課長 財政係 企画係 広報情報係 計5
物資班	5	○物資の供給要請・提供の受付 ○物資の調達・輸送	○生涯学習課長 生涯学習課課長補佐 同課スポーツ振興係 同課生涯学習係 計5
関係機関調整班	4	○関係機関との連絡調整 ○関係機関等への応援要請・受け入れ調整	○総務課防災安全係長 同課防災安全係 同課管理契約係 同課地籍調査係 計4
合計	21		

- (注)1 災害の種類・規模により柔軟に事務局体制を構築する。
- 2 上記体制は、年度当初の事務局体制で、職員配置により随時見直しを行う。

第10節 職員の動員・派遣計画

第1 職員の動員

災害から町民の生命・身体及び財産を守るため、町職員は災害発生時において、所掌業務の被害の把握と応急復旧対策に従事しなければならない。

職員の動員基準等は本節第2に、動員職員の指定は本節第3に、動員基準に基づく各課等の動員職員数については、別表2の動員区分による。

なお、動員に指定されていない職員等においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第2 動員基準等

体制	災害対策連絡部	災害対策警戒部	災害対策本部
動員職員	第1次動員職員のうちから指定されている者	第2次動員職員のうちから指定されている者	第3次動員職員のうちから指定されている者 ただし、震度6弱以上を観測する地震が発生した場合は全職員等
参集時期	○地震の発生等により災害対策本部が自動設置された場合 各体制の設置後速やかに ○上記以外の場合 町長、副町長又は総務課長が必要と認めたとき		
連絡方法	○携帯電話へのメール又は電話連絡による ○ただし、メール又は電話による連絡がない場合であっても、各自必要性を判断し自主的に参集		
参集場所	○各課等に参集 ○ただし、会議構成員及び事務局員は、次の場合は災害対策本部室に参集 ・会議構成員：災害対策本部会議等の開催時 ・事務局員：事務局長の指示があったとき ○なお、交通の途絶等により各課等に参集できない場合は、所属長に報告のうえ、最寄りの公共施設等に参集		
留意事項	○動員数は、災害の種類・規模により適宜増減する ○第3次動員の原則は全職員を対象とするが、第1次及び第2次動員の職員については、職務経験、勤務地と居住地の距離、交通手段、登庁のための所要時間等を考慮して定める		

第3 動員職員の指定

動員職員は、別表2に掲げるものとし、所属長があらかじめ指定しておくものとする。同表の動員については、平成26年度の職員配置から算出したものであり、人事異動又は機構改革の都度、見直すものとする。所属長は、災害の種類、被災状況、被害の拡大予測などの情勢分析結果を踏まえ、予測される災害対策業務量に対応できる員数と交代要員を配慮した動員をしなければならない。

第4 動員計画の策定

各課長等は、動員区分に基づく動員計画を策定し、総務課長に提出するものとする。なお、変更があった場合も同様とする。

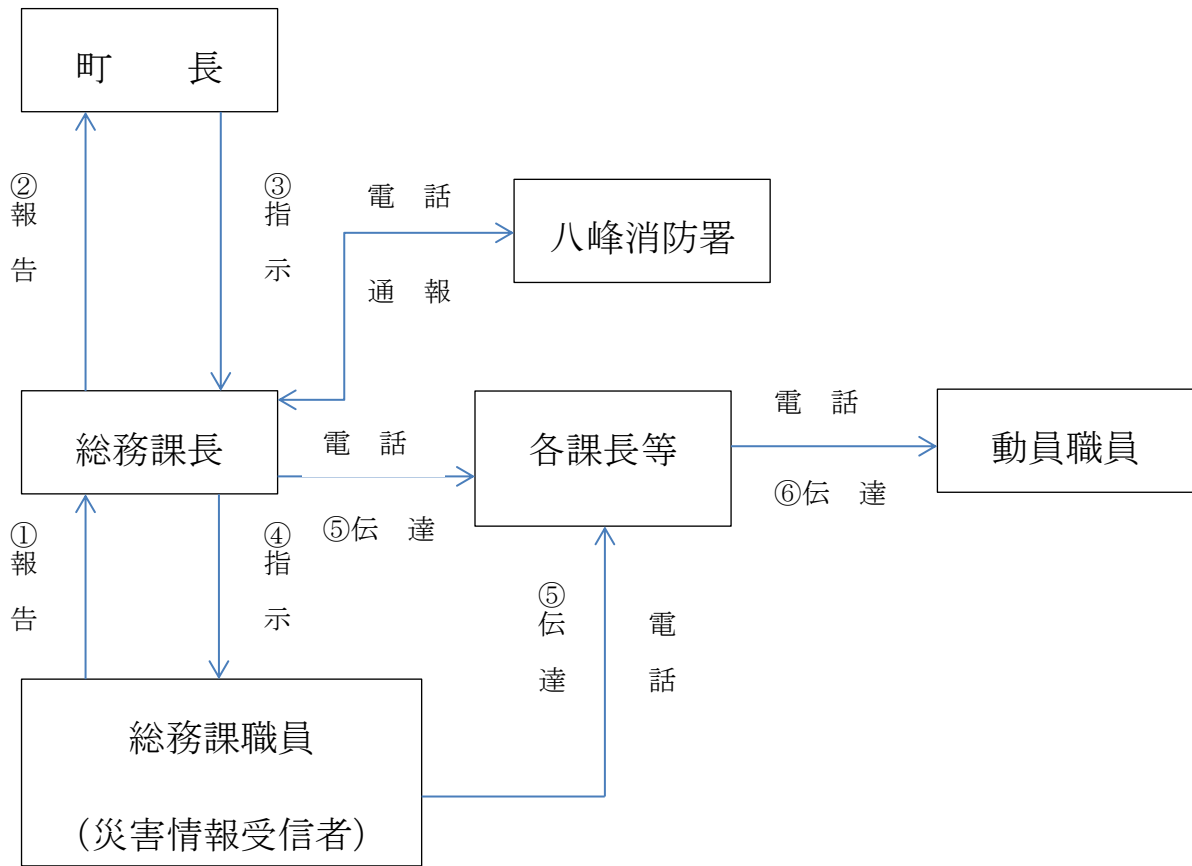
第2表 動員区分一覧

動員区分 課名等	第1次動員	第2次動員	第3次動員
	災害対策連絡部	災害対策警戒部	災害対策本部
町長等	副町長	副町長、教育長	町長、副町長、教育長
計	1	2	3
総務課	課長1、補佐1	課長1、補佐1	課長1、補佐1
行政係	職員2	職員2	職員2
防災安全係	職員2	職員2	職員2
生活環境係	職員1	職員1	職員1
町民サービス係			職員2
管理契約係	職員1	職員2	職員2
地籍調査係	職員1	職員1	職員1
計	9	10	12
企画財政課	課長1、副課長1	課長1、副課長1	課長1、副課長1
財政係		職員1	職員1
企画係			職員1
広報情報係		職員1	職員2
計	2	4	6
税務会計課	課長1	課長1、補佐2	課長1、補佐2
税務係		職員1	職員4
出納係			職員2
計	1	4	9
産業振興課	課長1、副課長1	課長1、副課長1	課長1、副課長1
商工観光係		職員1	職員2
観光係			職員1
計	2	3	5
議会事務局	事務局長1	事務局長1、職員1	事務局長1、職員1
計	1	2	2
福祉保健課	課長1、副課長1	課長1、副課長1、補佐2	課長1、副課長2、補佐1
福祉係		職員1	職員3
健康推進係		職員1	職員4
保険年金係		職員1、	職員2
計	2	5	13

動員区分 課名等	第1次動員	第2次動員	第3次動員
	災害対策連絡部	災害対策警戒部	災害対策本部
農林振興課	課長 1、副課長 1	課長 1、副課長 1	課長 1、副課長 1
農政係			職員 1
整備係		職員 1	職員 2
林業係		職員 1	職員 3
計	2	6	8
建設課	課長 1、副課長 1、補佐 1	課長 1、副課長 1、補佐 1	課長 1、副課長 1、補佐 1
道路維持係		職員 1	職員 2
建設係		職員 1	職員 2
上下水道係		職員 1	、職員 2
給排水施設係		職員 1	職員 2
計	3	7	11
農業委員会	事務局長 1	事務局長 1、補佐 1	事務局長 1、補佐 1
	1	2	2
学校教育課	次長 1、課長 1	次長 1、課長 1、補佐 1	次長 1、課長 1、補佐 1
総務係		職員 1	職員 2
学校教育係			職員 2
幼児保育庶務係			職員 1
子育て支援係			職員 1
計	2	7	26
生涯学習課	課長 1	課長 1、補佐 1	課長 1、補佐 1
生涯学習係			職員 1
スポーツ振興係		職員 1	職員 2
計	1	3	5
給食センター	所長 1	所長 1	所長 1、職員 1
計	1	1	2
町診療所		職員 1	職員 2
計		1	2
動員総数	28	52	89

第5 動員指示の伝達系統

動員指示の伝達系統は次のとおりとする。ただし、職員は勤務時間外等に災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったとき(例えば、警報等の発表等)は、動員の指示を待たずに自らの判断により登庁するものとする。また、動員伝達者及び動員要員に指定されている者は、常にその所在等を明らかにしておくものとする。



第6 応急公用負担

1 要件

町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があるとき。

2 公費負担の内容

(1) 物的公用負担(災害対策基本法第64条)

- ① 土地建物その他の工作物の一時使用
- ② 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- ③ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置

(2) 人的公用負担(災害対策基本法第65条)

区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

災害対策基本法施行令第24条の規定による。

4 損失補償及び損害補償

災害対策基本法第82条第1項及び第84条第1項の規定による。

第11節 八峰町の概況

第1 位置及び地勢

八峰町は、秋田県の北西部に位置し、東は藤里町、南は能代市、西は日本海、北は青森県深浦町と鱒ヶ沢町に接している。

東西が約 19 km、南北が約 24 kmで、面積は 234.19 km²となっている。面積の 80%が森林で占められており、その東には白神山地の一部で「秋田白神県立自然公園」指定されたエリアがある。

また、起伏に富んだ北部の海岸は岩礁地帯で、「八森岩館県立自然公園」に指定されている。このように、八峰町は、二つの県立自然公園有する自然豊かな地域である。

第2 地 質

町の北部に大鉢流山、真瀬岳が東西方向に並び、白神山地の一部を形成し、その分水嶺が秋田・青森県境となっている。この山々はいずれも壮年期の急峻な地形となっている。

八森海岸には海岸段丘堆積層が発達しており、高位、中位、低位の三段丘が認められる。高位段丘は東南部に狭小に分布し段丘の海拔は 180～70mで礫及び砂からなる。中位段丘は東山麓縁辺部に点在し段丘面の海拔は 80～40mで礫及び砂からなる。低段丘は連続して約 500mの幅をもち海岸線に沿って分布し、段丘面の海拔は 50～20mであり、海岸線に向かって緩傾斜しており、礫及び砂を主として粘土を伴う。沖積段丘は、小入川・真瀬川・泊川の河口付近にわずかにみられ礫・砂及び粘土からなる。

峰浜地区の地形は、火成岩、第 4 紀古層で、低地は褐色低地土や黄色土等の比較的生産力の高い土壌からなっている。台地・丘陵地は火山灰土によって構成されている。海岸地は砂土・礫壤土・植壤土で、一部礫層を含み深度は浅い地質となっている。

また、海岸は能代砂丘の北壁へ連なり、海－砂丘－潟湖－平野－山間山岳部といった多彩な地形を成している。

第3 気 象

八峰町の気候は、四季の移り変わりが明瞭であり、年間の平均気温は 11.5℃である。春から夏にかけては、東寄りの風、最大 10m前後、時にはそれ以上となり、出羽丘陵から吹き降ろす際のフェーン現象によって湿度は 20%前後に低下することもしばしばある。秋から冬にかけては、日本海特有の西寄りの風が強く、15mないし 20m前後の季節風が吹き荒れる。

降雪期は 11 月下旬から 3 月中旬頃までであり、積雪は平野部で 10～50 cm、山間部では 100 cm以上となる。3 月の融雪期には、狭隘な道では自動車通行に困難をきたすことがしばしばある。また、毎年数度の台風接近・通過時には、乾燥あるいは最大風速 20m前後の暴風に見舞われる状況である。

八峰町においては、春季の 4 月から 6 月にフェーン現象による乾燥と、秋冬季の 11 月から 3 月までの季節風の影響と採暖期の重なり合い等が、火災発生並びに大火の誘

因が危惧される気象概況となっている。

○ 気象庁の観測データ

観測地点 八森
 緯 度 北緯 40 度 24.8 分
 経 度 東経 139 度 56.9 分
 標 高 34m
 区 分 アメダス

気象平年値

区分	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1987～2010
資料年数	30 年	30 年	30 年	30 年	30 年	23 年
1 月	90.3	0.5	3.0	-2.1	3.6	30.8
2 月	61.6	0.7	3.2	-2.0	3.4	53.4
3 月	79.9	3.5	6.7	0.1	2.8	106.7
4 月	97.3	9.0	13.0	4.8	2.3	153.5
5 月	122.9	13.8	17.7	9.8	1.9	169.1
6 月	102.0	18.1	21.9	14.4	1.5	164.4
7 月	179.8	21.9	25.4	18.8	1.4	147.1
8 月	164.9	24.0	27.8	20.3	1.5	174.8
9 月	153.5	20.0	24.1	15.9	1.8	145.2
10 月	143.2	14.3	18.1	10.3	2.3	128.3
11 月	143.4	8.4	11.8	5.0	3.0	72.9
12 月	118.7	3.3	6.1	0.5	3.4	37.3
年平均値	1,464.0	11.5	14.9	8.0	2.4	1,383.5

第12節 八峰町の社会的、経済的状况

第1 人口動態

国勢調査による本町の人口は、出生者数が死亡者数を下回る自然的人口減に加え、若年層などの町外流出により社会的人口減も著しく定住対策は大きな課題となっている。また、総人口に占める65歳以上の高齢者比率は、平成27年国勢調査で41.7%となっており、さらに団塊の世代が占めている人口の割合を勘案すれば、高齢者人口の急増は必然的な現象であり、この現状と将来動向を踏まえ、災害時における高齢者等要援護者の対策は早期策定と、対策の実施に向けた具体的な行動計画の展開が不可欠となっている。

例えば、避難所等における高齢者等の支援として、「健康診断」、「こころのケア」及び「食事」などに対する十分な配慮をはじめ、避難所として様々な宿泊施設(温泉施設等)の一時借り上げや応急仮設住宅への優先的入居、さらに平時における避難施設のバリアフリー化、医療機関との連携強化などが高齢者等への支援対策として揚げられる。

また、これらの支援については、第2編以降の随所に「災害時要援護者」対策として、具体的な施策の策定と早期実施の必要性を記述した。

人口及び世帯の推移《国勢調査》

単位：人、%、世帯

調査実施年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	10,138	9,698	9,012	8,220	7,309
0歳～14歳 (A)	1,475	1,260	1,005	812	590
15歳～64歳	6,292	5,664	5,060	4,469	3,673
うち15歳～ 29歳(B)	1,361	1,226	980	710	572
65歳以上(C)	2,367	2,774	2,947	2,939	3,046
うち75歳以上 (D)	945	1,159	1,477	1,680	1,678
(A)/総数 年少者比率	14.5	13.0	11.2	9.9	8.1
(B)/総数 若年者比率	13.4	12.6	10.9	9.6	7.8
(C)/総数 高齢者比率	23.3	28.6	32.7	35.8	41.7
(D)/総数 後期高齢者比率	9.3	12.0	16.4	20.4	23.0
世帯数	2,961	2,996	2,984	2,870	2,706

※平成17年までは、旧八森町と旧峰浜村の合計数値

第2 産業別就業者数

本町の就業者数は、若年層の町外流出と高齢化の進行等により、著しく減少してきており、特に、第一次産業の農業、第二次産業の建設及び製造業関係の就業者が減少している。第三次産業では、公務と医療・福祉関係が増加しているが、サービス業等が減少しており、比率は53.2%と高くなっているが、就業者数は横ばいとなっている。

このように、地域全体の就業者の減少と高齢化の進行から災害時における人員の確保等に課題があり、自助とともに住民による自主防災組織の設置や育成などが重要になっている。

産業別就業者数《国勢調査》

単位：人、%

調査実施年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
総 数	5,641	5,393	5,040	4,507	3,933	3,643	
第一 次 産 業	人数	1,495	1,180	1,081	1,055	802	749
	比率	26.5	21.9	21.4	23.4	21.1	21.1
第二 次 産 業	人数	2,257	2,123	1,894	1,430	1,037	914
	比率	40.0	39.4	37.6	31.7	27.3	25.7
第三 次 産 業	人数	1,885	2,085	2,065	2,021	1,959	1,892
	比率	33.5	38.7	41.0	44.8	51.6	53.2

第3 土地利用の現況

本町の土地利用においては、山林と原野が町全体の面積の9割を占めており、管理の行き届かない森林が目立つことから、保水や治山などの森林の多面的な機能の確保を図らなければならない。また、農用地においても、中山間地での耕作放棄地が増加していることから、豪雨等による災害の拡大が懸念されている。

土地利用の状況《平成27年現在》

単位：ha

地目	田	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
面積	1,577	170	296	18,690	2,584	97	23,414

※ 田、畑、山林は「農林業センサス」宅地、原野等は「土地に関する概要調書」

第2編 一般災害対策

第1章 総 則

第1節 一般災害防災の基本方針

第1 基本方針

近年、短時間豪雨の回数が増加傾向にあり、また、短時間に局地的に非常に激しい雨が降ることで土砂災害や中小河川等の急な増水による浸水等の災害が多く発生している。

このため、洪水、土砂災害、高潮、暴風・竜巻、積雪などの一般災害の様々な態様に対し、万全な対策が必要となっており、特に、避難勧告等の具体的な発令基準の整備、避難行動要支援者対策は、災害による人的被害を防ぐ対策として非常に重要となっている。

町及び防災関係機関は、一般災害に関する予防対策を着実に推進するとともに、住民避難を軸とした、ハード・ソフトの施策を組み合わせた総合的な防災対策を推進する。

第2節 計画の目的と性格

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づく八峰町地域防災計画のうち、風水害などに対する「一般災害対策編」として、八峰町防災会議が策定する総合的な計画であって、町及び防災関係機関が有する全機能を有効に発揮し、予防、応急、復旧・復興等の各分野にわたる防災活動を総合的、計画的に実施することにより、町民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、風水害など一般災害に関し、本町の地域における防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ相互間の緊密な連絡調整を図る上において基本的な大綱を内容としている。

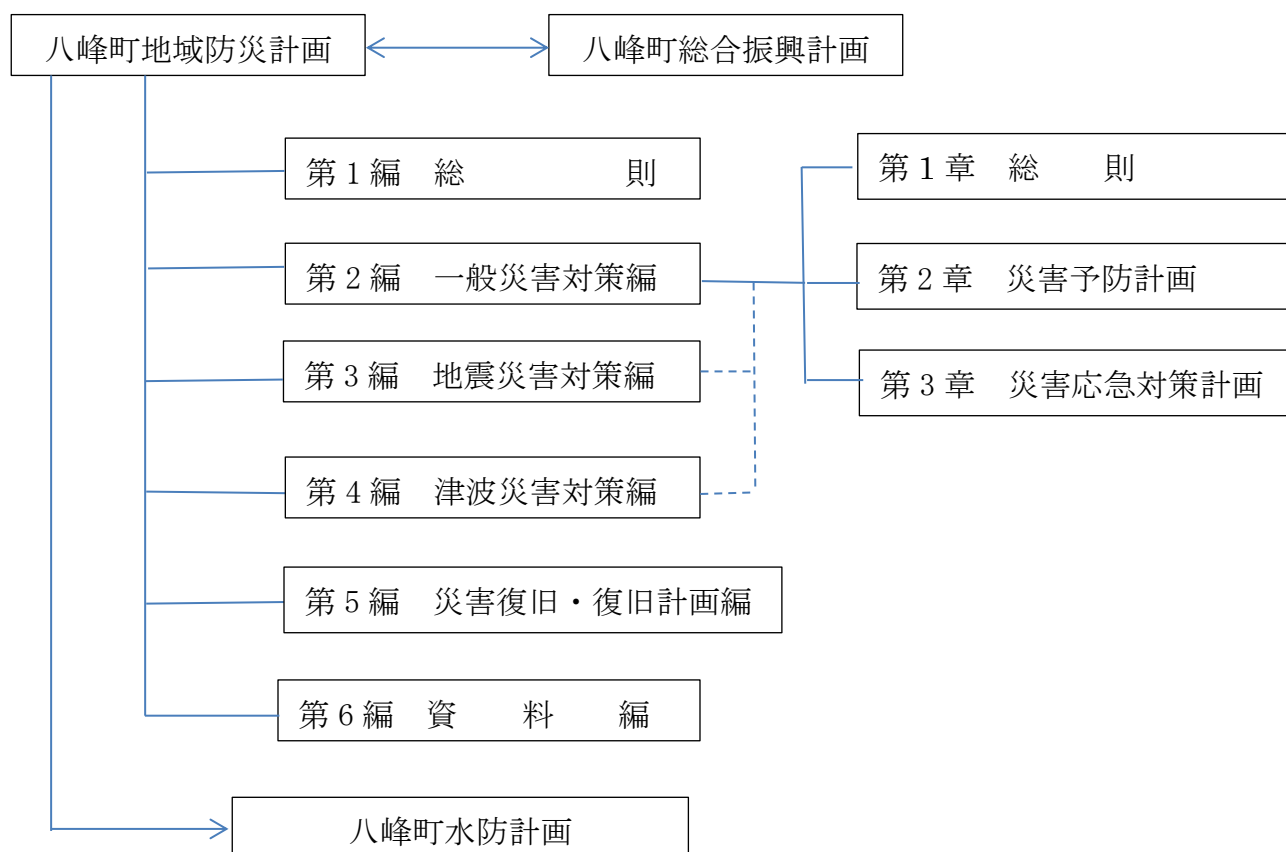
このため、この計画は、本町の現状を鑑みた具体的な防災活動計画としての性格をもつものであり、本町の風水害などの一般災害に対する防災活動は、全てこの計画を基本として、有機的に運営する。

なお、他の法令に基づいて作成する「消防計画」、「水防計画」並びに「秋田県地域防災計画」などと十分調整を図る。

第3 一般災害対策編の内容

一般災害については、異常な自然現象を原因とする災害及び人為的な事故等を原因とする本町で想定される災害の災害予防計画、災害応急対策計画を本編に定める。また、地震及び津波によって誘引又は複合して発生した一般災害については本編により対処する。

本編「一般災害対策編」は、次の各章から構成する。



第3節 一般災害被害想定

第1 一般災害の想定

一般災害は、その発生原因により、暴風雨、洪水、高潮等の極めて異常な自然現象を要因とするものと、大規模な火災又は爆発等の人為的原因により生ずるものと大別することができる。

被害想定を具体的に定める場合には、災害発生の原因、規模又は特性等の想定要素が必要である。

しかし、現時点では災害の規模、時期又はその被害の状況等について想定することは極めて困難であることから、過去における一般災害の規模と本町における社会的、地理的、自然現象等を考慮した災害を想定する。

1 火災

本町は、日本海特有のフェーン現象などの気象条件により、火災の状況に大きな影響を受けている。

本町の過去5年間の火災の状況は、下表のとおりであるが、近年は、生活様式の多様化に伴い、暖房等の器具によるものに限らず電気機器や電気配線等に起因する火災発生も見られる。また、全国的に火災による死傷者の半数以上が高齢者となっている。

このように複雑多様化する火災様相に対応するとともに、自然災害に対しても町民の安全を確保するため、消防力の充実強化と防災に強い町づくりをはじめ、町民の火災や災害に対する防災意識の高揚を図ることが必要である。

【八峰町の火災の状況】各年1月～12月

単位：件、千円

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
出火件数計	3	2	2	5	2
建物	2	0	2	2	0
その他	1	2	0	3	2
損害額計	7,143	1,293	33,068	2,268	10,067
人口1万人当たり出火件数	3.6	2.5	2.5	6.5	2.7
町					
県	3.6	3.2	3.3	3.6	3.0
全国	3.5	3.8	3.4	3.1	2.9

資料：秋田県消防防災年報

2 水害

本町の河川は、急峻な山地から流路延長が短く、局地的な豪雨で急激に水嵩が上昇するおそれがある。また、河川幅と堤防高に余裕が少なく、河川又は河川堤防におけ

る水防上注意が必要な「重要水防区域」に、県管理河川の真瀬川、水沢川、埴川の7カ所が指定されている。

水沢川は、平成7年に水沢ダムが整備され、河川改修とともにダムの放流調整により、水害の発生は軽減されているものの、町の管理河川においては、護岸の老朽化が進んでおり、集中豪雨等があった場合は、それぞれの流域周辺で小規模な水害がたびたび発生している。

このため、避難判断水位の設定と水害ハザードマップ等の作成の中で、平時から行政と地域住民等との連携を深めた避難対策等を整備しておくことが必要である。

3 雪 害

本町は、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき、「豪雪地帯」に指定されている。この法律は、「積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより当該地域の産業と民生の安定向上に寄与すること」を目的として、制定されたものである。

また、本町には「雪崩危険箇所」が29カ所指定されている。雪崩は、急傾斜地と積雪が存在する地域では、どこでも発生しうる危険性をはらんでいる。

近年、本町では、冬期の降雪や暴風雪による道路障害、建築物の破損、また融雪期にあつては、水害も発生しており、河川付近や農業用水路周辺の住宅地等は警戒しなければならないと同時に、町民と一体となった組織的な融雪対策をとる必要がある。

4 風 害

風害は、台風によるもの、冬期の季節風による強風、突発的な竜巻などが発生している。

台風や強風による被害は、毎年農作物に多く、果樹の落下、稲の倒伏等があげられる。また、屋根、トタンの剥離等の建物被害も発生しており、これらの飛散物による人的被害にも十分注意し、警戒する必要がある。

また、突風(竜巻)は、突如発生するため、被害地区の予測は難しいが、発生すると強烈な風が農業用ハウスや家屋等を襲うため、局地的に大きな被害が出ることもある。

5 土砂災害

土砂災害には、主として「急傾斜地崩壊」「地すべり」「土石流」に大別され、現在、急傾斜地崩壊危険区域が67箇所、地すべり災害危険区域が8箇所、土石流危険渓流区域が22箇所指定されている。

急傾斜地については、災害防止工事が施されてきているが、さらに現地調査を行い防止工事の継続・拡大を国、県に要望しており、町民に対しても、急傾斜地周辺に住宅等を建設することを極力避けるよう協力をお願いしている。

また、集中豪雨や大雨等による河川の氾濫又は崖崩れによる道路の遮断が原因で孤立集落となることも予想されるため、交通障害の防止対策が必要がある。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

○実施担当：各機関

第1 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、町民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、町及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティー団体等の参加による訓練並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

また、いつでもどこでも起こりうる大災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実し、その実践を促進する運動を展開していくものとする。

このため、町及び防災関係機関は、平時から町民への災害に関する防災知識や災害時の対応などに関する普及に努めるとともに、併せて町民参加の体験型防災イベント、各種研修会などを実施して防災知識の普及を図るほか、過去の大災害の教訓の収集・整理・保存に努める。

また、町は、県の疑似体験施設や地震体験車等を活用し、学校や地域における防災教育の充実強化を図っていく。

第2 被災者に対する知識

防災知識の普及は、台風や豪雨等の被害事例や災害の発生メカニズムなどの基礎知識の説明に留まるものが多い。しかし、最も必要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関することであり、特に、被災者の生活支援並びに住宅の再建支援に関する国、地方自治体及び公的又は民間金融機関における融資又は貸付制度など被災者の視点から捉えた知識が最も重要である。

1 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、災害から自らを守るため、安全な場所に避難するなどの災害時の一連行動をとる際に支援を要する方々である。避難行動要支援者には高齢者をはじめ様々な様態の方がおり、態様に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

2 避難者のプライバシー

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災の例を見ても避難所の多くは学校の体育館が充てられ、避難所における多くの事例では、避難者のプライバシーを守る間仕切りなどは設置されていない。

このため、町は、避難者のプライバシー保護に関する施策を早期に策定し、これを町民の知識として定着させるための啓発活動が重要である。

3 女性の視点から捉えた支援

避難所に対する支援については、男女の特性を考慮せず、すべて一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の運営事例から、男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、このため町は、女性の特質に考慮した支援マニュアルなどを早期に策定し、これを町民の知識として定着させる啓発活動の実施が重要である。

第3 防災関係職員への防災教育

1 現 況

防災業務に従事する防災関係機関の職員は、災害の発生時に主体となって活動しなければならないことから、災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求されるので、平時から資質の向上に努める必要がある。

2 対 策

(1) 防災関係職員の責務・資質の育成

防災業務に従事する町及び防災関係機関等の職員は、災害の発生時において計画遂行上、主体となって活動しなければならない。

防災関係職員に必要な災害の形態に関する知識として、例えば、台風・大雨などの気象災害、航空機・鉄道・車両などの事故災害、危険物製造や貯蔵所等事故による石油・化学薬品等の流出・漏洩及び化学反応などに関する知識がある。

また、これらの災害発生時において要求される能力としては、被害情報の収集・処理、被害の拡大予測、二次災害の発生予測、避難情報の発表タイミングなどの予測・判断能力がある。

このため、町及び防災関係機関等は、職員に対し、これらの知識及び能力を養成及び習得するための基礎・応用教育、実施研修並びに訓練などを計画的に実施するものとする。

なお、各種取組を進めるにあたり、県と町が合同で行うなど効果的・効率的な実施に努める。

(2) 実施項目

① 災害現場での実体験

ア 被災地視察・現地調査

イ 災害ボランティア活動への積極的な参加

ウ 被災者の視点に立った状況把握能力の養成

② 防災訓練への参加、検証能力の養成

③ 図上訓練への参加、検証能力の養成

④ 防災に関する基礎知識の養成

ア 町地域防災計画の運用に関する事例と課題

- イ 防災関係法令の運用に関する事例と課題
- ウ 地域における災害史と災害の特徴
- エ 防災一般に関する講習会・研修会の開催
- オ その他

⑤ 応急対策活動の習熟

町及び防災関係機関は、被災者救助活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災関係職員に対しては、作業の流れや必要な手続き、連絡先、配慮すべき事項等、現場での活動を具体的に想定した応急対策マニュアルを作成し、対策の周知徹底を図るよう努める。

第4 学術機関との連携

町及び防災関係機関等は、秋田大学、秋田県立大学等と連携し、これらの学術機関が有する災害及び防災に関する知識・知見などを研修会等の機会を捉え、広く町民に啓発を図る。

第5 住民に対する防災知識の普及

1 現況

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期又は全国的に実施される災害予防運動期間などを考慮し、次により実施する。

2 実施時期

項目	名称	実施時期
雪害予防に関するもの		12月～翌年3月
	雪崩防止週間	12月1日～12月7日
風水害予防に関するもの		6月～9月
土砂災害防止に関するもの	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	崖崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災予防に関するもの	春の火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋の火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財防火デー	1月26日
水防・水難事故防止に関するもの	水防月間	5月1日～5月31日
	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日
防災一般	県民防災の日	5月26日
	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～5月26日
	危険物安全週間	6月第2日曜日～1週間
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日

	防災週間	8月30日～9月5日
	津波防災の日	11月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災ボランティア週間	1月15日～1月21日

3 対 策

(1) 町が行う普及の方法・内容

普及の方法	広報「はっぼう」(お知らせ版を含む)、町防災行政無線等による普及
	テレビ、ラジオ等による普及
	ビデオ、スライド、講演会等による普及
	図画、作文等の募集による普及
	チラシ、パンフレットによる普及
	危険箇所マップによる普及
	インターネット(ホームページ)を活用した情報発信
普及すべき内容	防災に関する知識
	町地域防災計画の概要
	自主防災組織と活動内容
	災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ○災害情報等の聴取方法 ○災害時の備え ○避難の方法、場所、時期等の徹底 ○非常食、身の回り品の準備及び貴重品の整理 ○災害時の態様に応じて取るべき手段の方法 ○危険箇所の位置・種類

(2) 町民自らが行う防災知識の学習・心得

平時からの取組	<ol style="list-style-type: none"> 1 家具等の固定 2 非常食等の生活必需物資の備蓄、非常持ち出し品の整理 3 自主防災組織への積極的な参加 4 避難場所、避難所の徒歩による確認 5 地すべり災害危険箇所など、災害危険箇所の確認 6 災害発生時における連絡方法(災害伝言ダイヤル 171 等)や、災害の態様に応じて取るべき手段・方法等についての家族での話し合い 7 県及び町が開催する防災講演会や研修会等への積極的な参加 8 災害教訓の伝承
災害発生時の心得	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ・ラジオ等による災害情報の収集 2 町防災行政無線、携帯電話メール等による避難情報及び被害情報の収集

	3 「自分だけは大丈夫」と考えず災害に備えた早めの避難
	4 その場に応じて最善を尽くす

第6 教育機関における防災教育・訓練

1 現 況

学校等においては、地域社会の実情及び幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。

防災知識の普及については、各学校で計画的に実践しており、特に予防措置、避難方法などについては、児童・生徒の発達段階及び地域の実態等に応じた指導により、その徹底に努めている。

2 対 策

(1) 町教育委員会の取組み

- ① 各種研修会等を開催し、教職員の指導力を高める。
- ② 各学校等へ専門的な知識を有する外部指導者を派遣する。
- ③ 学校訪問等により学校防災体制の確認と助言を行う。
- ④ 各学校等で指導の際に活用する副読本や学習参考資料等を提供する。

(2) 各学校等の取組み

① 学校防災体制の見直し

危機管理マニュアル・学校安全計画等の作成、見直しを行う。

校長等施設の管理者は、年度初めに災害時における児童・生徒の避難、誘導等の計画を作成し、その徹底を図る。

② 幼児・児童・生徒に対する教育

各学校等は、幼児・児童・生徒の安全確保及び防災対応力向上のため、教科指導・学級指導・全体指導など教育活動全体を通じた防災教育を推進する。特に、避難訓練・消防訓練・野外活動等の不測の事態に備えた対処の仕方等事前指導の徹底に努める。

③ 教職員等に対する教育

各学校等は、教職員の安全確保・防災対応力向上のため、校内研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。

学校行事として、防災訓練の実施及び防災施設等の見学会を行い、災害時における防災活動、避難等についての知識の習得に努める。

また、防災上重要な施設の管理者等に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図る。特に、出火防止・初期消火・避難訓練等災害時における行動力、指導力を向上させ、緊急時に対処しうる自衛防災体制を強化する。

(3) 防災訓練の実施

ア 防災訓練は、学校行事などに組み入れ教職員全ての共通理解、さらには児童・生徒の自主性を重視の上実施する。

イ 防災訓練は、学校種別・規模等の実情に応じ、毎年3回程度実施する。

ウ 防災訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正・整備を図る。

(4) 防災施設の整備

防災上重要な施設、設備、機具、用具などの点検を行い、点検結果に基づく補強・改修など速やかに実施する。

特に、電気・ガスなどの露出配管部分については、安全点検項目の見直しを行い、老朽化等の把握に努める。

(5) 連絡通報組織の確立

教職員全ての緊急時連絡網等を整備し、災害時における組織活動の円滑化を図る。

警備会社などへの委託警備については当該警備会社との連絡網の整備を図る。

第7 防災上重要な施設の管理者への教育

1 現 況

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して、資質の向上に努めている。

2 対 策

町は、消防機関が行う次の計画に協力する。

(1) 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については定期的に査察を行い、査察結果に基づく施設の改修又は維持管理の見直しなどを速やかに実施し、災害発生時における対処要領等の徹底に努める。

(2) 講習会・研修会等の開催

① 防災管理者に対しては、消防法関係法令に基づき講習会・研修会を通じて、その職責を自覚させる。

② 事業所の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させる。

指導内容としては、事業所等の防災計画の習熟・検証、過去の災害事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。

第8 企業における防災教育・役割

企業は、災害時においてその役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努める。

このため、町は、各企業における防災意識高揚並びに防災力の向上を図るための、防災に関する取組みの評価など行うとともに、地域における防災訓練又は防災研修などへの積極的な参加を呼びかける。

第9 地域コミュニティにおける防災教育の普及促進

町は、自治会、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るものとする。

第10 防災に関する意識調査

防災に関する住民意識調査は、これまで日本海中部地震の被災市町村を対象に、秋田大学や研究機関が実施してきた。しかし、防災に関する住民の意識調査は、町が計画・実施している防災施策に対する町民の意見を聞くため重要であり、県と町が協力し計画的な実施に努める。

第2節 自主防災組織の育成計画

○実施担当：総務部、防災関係機関

第1 計画の方針

防災の基本は、自分の生命、身体及び財産は自分で守ることである。

町民は、この基本を自覚し、平時より災害に対する備えを心がけておくことが重要である。

特に、災害発生直後における人命の救助・救急、初期消火訓練などについては、消防や警察などの到着を待たずに自主防災組織などの地域コミュニティ団体の協力による救出・救助活動の成果が阪神・淡路大震災や新潟県中越地震で実証されている。

このため、町は災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、参加型の学習機会や防災訓練の実施等、性別、年齢等に関わらず、多様な住民が自主的に考える機会等を設け防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成促進に努める。また、既存組織の形骸化防止のため、研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行う。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 現況

町は、行政協力員会議や自治会等の会合を活用し、自主防災組織結成を推奨するとともに、既設組織においては、さらに、研修会・訓練等を実施して、主導となるリーダーの育成に努めている。

2 対策

(1) 組織づくり

① 自主防災組織の現況

町は、自主防災組織の結成に向けて、未組織の自治会等に結成を働きかけるとともに、育成強化のため各種行事の開催に努めている。

(2) 自主防災組織の育成計画

町は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成に向けての働きかけ及び支援を積極的に行って行くため、次の対策を実施する。

① 普及啓発活動の実施

町は、防災講演会や各種研修会の開催、防災パンフレットの作成等を通じ、住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

② 自主防災組織の編成

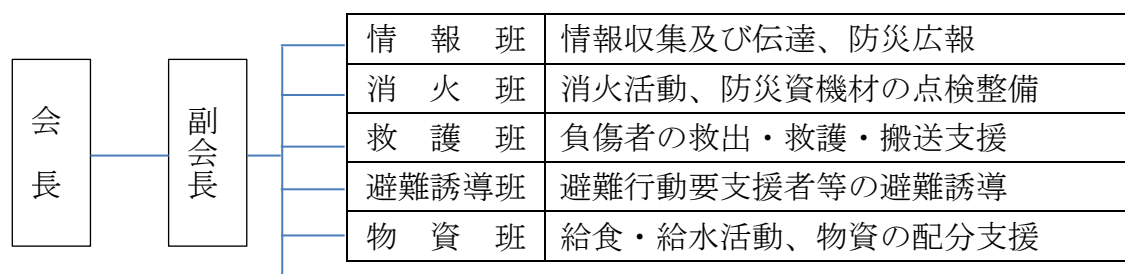
ア 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治会等を活用し、必要に応じて、班編成やブロック分けするなど、実効性のある組織体制に努める。

イ 何らかの防災活動を行っている組織に、その活動の充実強化を図ることによ

って自主防災組織として育成する。

ウ 地区の青年・婦人団体、スポーツ団体、PTA等の活動の中で、自主防災組織への参加を呼びかける。

エ 自主防災組織は、その地区の実情に応じた組織編成をとるものとし、基本組織系統図の編成を町は支援する。



③ 組織の規約等

自主防災組織を円滑に効率よく運営するため、基本的な事項について統一的な自主防災組織の規約の制定に町が支援し、それぞれの地域の実情に即した自主防災組織の規約の整備を働きかける。

④ 協力体制の整備及び活動支援

ア 町は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的とする、連絡協議会組織等を通じて、組織間の情報交換等を行うなど連携体制の強化に努める。

イ 町は、自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、町民に積極的な参加を呼びかけて、防災意識の高揚や防災技術の向上に努める。

ウ 町は、地域防災組織育成助成事業や一般コミュニティー助成事業などの助成金を活用し、自主防災組織の防災資機材の整備を支援する。

エ 町は、計画的にリーダー研修会等を開催して、町民が率先して自助並びに共助による災害時避難行動を行う際に必要な技能・知識等の普及・啓発に努め、指導能力の向上を図る。

3 自主防災組織

自主防災組織は、組織自らが作成する防災計画や八峰町地域防災計画について、防災訓練や研修会などを通じ習熟と検証に努める。

また、防災活動に限らず、平時の活動についても創意工夫を凝らし、自主防災組織の形骸化防止に努める。

なお、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

【自主防災組織の主な活動項目】

平 時	1 情報の収集伝達体制の確立 2 火気使用設備及び機具等の点検 3 防災用資機材等の備蓄及び管理
-----	--

	4 地域の避難行動要支援者の把握 5 災害訓練の伝承等、防災知識の普及活動 6 自主的な防災訓練の実施及び県・町主催の防災訓練への参加 7 その他
災害発生時	1 初期消火の実施 2 被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達 3 救出救護の実施及び協力 4 避難誘導の実施 5 炊き出し及び救護物資の配分に対する協力 6 その他

4 事業所の自衛消防組織等

危険物の製造又は貯蔵事業所等においては、自衛防災組織の強化を図る。

事業所の防災計画等に基づく防災訓練を計画的に実施し、訓練の結果を検証し、検証により提起された課題を事業所の防災計画に反映させる。

学校、医療・福祉施設など多数の町民が利用する施設の管理者は、自衛消防組織などの強化・育成に努め、防火管理体制の強化を図る。

第3 消防職団員・退職者との連携

消防職団員の専門知識と退職者の豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウまた活動面における豊富な実践経験であり、町は、これらの実績を踏まえた消防職団員及び退職者との連携を図る。

第4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として八峰町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認めるときは、八峰町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 防災訓練計画

○実施担当：各機関

第1 計画の方針

災害発生時に迅速かつ的確で冷静な行動をとるため、町、防災関係機関並びに住民等それぞれが取るべき行動を想定した実践的な訓練を計画的に実施するとともに、必要に応じて、複合災害を想定した図上訓練及び実動訓練の実施に努めるものとする。

防災訓練は、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民との間における協力体制の確立、町民に対する防災知識の普及、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

実施にあたっては、高齢者や傷病者などの避難行動要支援者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、子ども園、小・中学校等や、企業、自主防災組織等と連携し、女性も参画した防災訓練を定期的実施する。また、避難経路の確認や避難所の開設・運営等について、事前学習、訓練、評価と見直しを繰り返し、日頃からの備えを行う。

また、訓練において、特定の活動(例えば、避難所における食事作り等)が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。

第2 現況

町及び各防災関係機関は、町地域防災計画及びそれぞれの防災業務計画等に基づいて各種訓練を実施しており、災害応急対策に必要な実動的能力の向上はもとより、一般住民に対する防災思想の普及の上からも、防災上極めて重要な役割を担っている。

第3 訓練の区分

1 実動訓練

町及び各防災関係機関等は、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア、避難行動要支援者を含めた地域住民と連携した訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

災害想定に基づき、町内防災関係機関、関係団体及び地域住民の参加協力による各種訓練を総合的に実施するものとする。

(2) 個別訓練

防災関係機関、関係団体が個別にその事務に関し訓練種目を選定して、訓練を実施する。

2 図上訓練

町及び防災関係機関等は、地方公共団体及び防災関係機関の各職員、自主防災組織などの地域コミュニティ団体などにおける指揮能力や防災知識の向上を図るため、

想定災害を図上でイメージした訓練を計画的に実施する。

第4 訓練の種別

1 町及び防災関係機関は、職員に対して次の訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

通信訓練等	災害の発生を想定し、災害情報の収集・伝達及び被害状況の収集・報告等、迅速かつ的確な災害状況の把握を行い防災体制が確立できるよう、定期的に通信訓練を行う。また、有線、町防災行政無線及び県総合防災情報システムが使用不能になったときの通信連絡の確保に関しても十分な検討と体制の整備に努める。
災害防ぎょ訓練	主として次の訓練を実施する。 1 災害情報・伝達訓練 2 職員の動員訓練 3 災害対策本部設置、運営訓練 4 緊急輸送訓練 5 消防訓練 6 水防訓練 7 海難救助訓練 8 特殊災害防災訓練(列車事故、危険物の爆発事故等) 9 避難訓練 10 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練 11 必要資材の応急手配訓練 12 大規模停電を想定した訓練 13 津波等監視訓練 14 その他
応急復旧訓練	1 鉄道、道路の交通確保 2 復旧資材、人員の緊急輸送 3 決壊堤防の応急復旧 4 水道、ガス、電力、通信施設の応急復旧 5 石油類等の流出防止等応急復旧 6 その他

第5 総合防災訓練等の実施方針

1 県

県災害情報等の受理・伝達訓練	
目的	日本海中部地震で課題が提起された災害情報の受理・伝達に関する訓練
実施日	5月26日「県民防災の日」又はその前後
参加機関	1 県関係部局

	<ul style="list-style-type: none"> 2 市町村・消防本部 3 指定地方行政機関 4 自衛隊 5 指定公共機関 6 指定地方公共機関 7 その他
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> 1 初動体制(職員の動員訓練など) 2 災害対策本部の設置・運営(自衛隊に対する災害派遣要請、災害救助法の適用) 3 災害情報の受理・伝達 4 応援要請体制の検証 5 広報など

県総合防災訓練	
目的	防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認を行うとともに県民の防災意識の高揚を図るための訓練
実施日	<ul style="list-style-type: none"> 1 原則として9月1日「防災の日」又はその前後 2 冬期の場合、県と特別豪雪地帯の市町村が協議の上、定める。
開催地	県内市町村
実施機関	訓練項目等
県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置・運営 2 災害用電源設備を用いた通信設備の運用(災害情報の受理・伝達・広報) 3 避難誘導 4 一般避難所、福祉避難所の開設・運営 5 救護所の開設・運営 6 避難行動要支援者の支援 7 備蓄物資の提供・流通備蓄の要請 8 救援物資の受入・配送 9 緊急交通路の確保(道路啓開、交通規制) 10 水防協力団体、自主防災組織の活動、支援 11 ボランティアの派遣要請、受入れ 12 応急仮設住宅の建設 13 その他
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常用電源設備を用いた通信設備の運用(災害情報の受理・伝達・広報) 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療救護(こころのケアなど)

	<ul style="list-style-type: none"> 5 ライフライン施設の応急復旧 6 救援物資の輸送 7 その他
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急復旧活動 2 消火活動 3 救助・救急活動 4 医療救護 5 炊き出し、給食・給水 6 その他
住民・自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> 1 初期消火 2 応急救護 3 炊き出し 4 避難及び避難誘導 5 避難行動要支援者の支援 6 ボランティア活動への参加 7 情報の収集(アマチュア無線、インターネットなど) 8 その他

水防訓練	秋田県水防計画に基づく訓練
各部局が自主的に行う防災訓練	避難訓練など
状況に応じて実施する防災訓練	積雪厳寒期、又は夜間における職員動員訓練など

2 町

(1) 防災訓練計画表

区 分		実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
個別訓練	消防訓練	八峰消防署 消防団	火災予防 運動週間	適宜	図上又は実動訓練、必要に応じて避難等他の訓練と並行して実施する
	水防訓練	消防団 (水防団)	入梅前	適宜	図上又は実動訓練、必要に応じて国及び県と合同で実施する
	通信訓練	八峰消防署 消防団	県民防災 意識高揚 強調週間	地域全体	気象予警報、災害情報、命令指示、報告要領を所定の通信手段を使って訓練、必要に応じて動員訓練と並行して実施する
	動員訓練	八峰消防署 消防団	県民防災 意識高揚 強調週間	八峰町	応急対策を実施するため必要とする職員を迅速に招集できるよう訓練を実施する
	避難訓練	各施設 管理者	防災週間	各施設	被災のおそれのある地域内及び学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所などの建物等から避難訓練を実施する
	炊き出し、 給水訓練	八峰町	防災週間	適宜	関係機関の協力を得て炊き出し、給水について訓練を実施する
	医療救護、 応急手当訓練	八峰町	適宜	適宜	関係機関の協力を得て負傷者に対する医療救護又は自主防災組織による応急手当等を訓練し、必要により他の訓練と並行して実施する
総合防災訓練		八峰町	適宜	適宜	関係機関、地域住民が一体となって、予想される災害に即応できるように総合的に訓練する
		秋田県	防災週間	市町村	県が主催する総合防災訓練に積極的に参加し、防災活動能力を向上させる
土砂災害防災訓練	秋田県	土砂災害 防止月間	山本地域 振興局管 内市町持 ち回り	県が地域振興局ごとに実施する土砂災害防災訓練に積極的に参加し、防災活動能力を向上させる	

(2) 県主催の防災訓練への参加

(3) 関係機関等が主催する防災訓練への参加

- (4) 市町村共同による訓練の実施
- (5) その他必要に応じた防災訓練

町の総合防災訓練	
目的	震度 6 弱以上の地震の発生と地域の沿岸に大津波警報が発令されたことを想定し、県、町、防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効性ある訓練を実施することにより、町地域防災計画の習熟及び技術の向上、町民の防災意識高揚等を図る。
実施日	5 月 26 日「県民防災の日」又はその前後
会場	八峰町庁舎及び八峰町内の自治会
参加機関	1 八峰町・八峰消防署 2 県 3 指定地方行政機関 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 自主防災組織、住民
訓練項目	交通規制、避難誘導指示、情報伝達、災害対策本部設置、通信、救護所設置、炊き出し、救出・救護、初期消火、応急復旧等

3 防災関係機関

それぞれの機関が定めた防災業務計画の基に、緊急対策、応急対策、復旧対策活動等を実施する上で円滑な対応がとれるよう、これを防災訓練計画に定め計画的に実施する。

4 医療・教育・社会福祉施設・事業所等

医療施設、教育施設、社会福祉施設、学校施設、工場、興行場及びその他消防法(昭和 23 年法律第 186 号)で定められた事業所(施設)の防火管理者は、それぞれが定める消防計画に基づく避難・誘導、消火及び通報などの訓練を計画的に実施する。

また、事業所においては、地域の一員として町、消防署並びに地域の防災組織等が開催する防災訓練への積極的な参加に努める。

5 自主防災組織、地域コミュニティー団体等

自主防災組織及び地域コミュニティー団体は、地域住民の防災意識の向上と、災害発生時における避難行動要支援者の迅速で安全な避難誘導などを確保するため、平時から町、消防本部の指導や防災訓練等を通じこれらの機関との連携に対する重要性の認識に努める。

実施する防災訓練は、避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営などとする。

また、県及び町は、町民に対し広報紙、町防災行政無線、テレビ・ラジオ等を通じ

訓練参加への呼びかけ、初期消火や避難などの実践的な体験の場を提供する。

6 町民の訓練

町民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、町民の防災知識の普及、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、町民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での「防災」についての話し合いなどに努める。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

○実施担当：各機関

第1 計画の方針

災害が発生した場合、被害内容や被災者に関する情報の収集・分析、対応の伝達・指示など、応急対応の速やかな実施を図るために、情報を円滑に流通させることが極めて重要となる。防災関係機関は、情報の収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。

さらに、災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等によって通信機能への多大な被害が予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能の確保を図る。

また、町民への情報伝達については、簡潔で分かりやすい表現とし、特に、避難行動要支援者への配慮に重点を置くことが必要である。このため、平時から計画的に訓練を実施し、検証を重ねて、情報伝達の改善を推進する。

第2 情報収集・伝達体制の整備

1 情報収集体制の整備

災害時には、警察や消防、自主防災組織の防災リーダー、さらに町職員を通じて町の災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行い、また、災害対策本部からは、各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、町民の生命・財産を守り、的確な対応へと導くための情報を伝達することとなる。これらの情報収集・伝達が災害時にも有効に機能するよう、収集・伝達ルートの多重化や各機関の役割りの明確化などに配慮して整備する。

また、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うため、あらかじめ情報関係の要員を指定・確保しておく。

2 情報収集・伝達ルートの確立

- (1) 県総合防災情報システム、町防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、衛星携帯電話、IP告知システム、携帯電話メールシステム、ツイッター等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。
- (2) 町は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の情報から町防災行政無線等により自動的に住民への災害情報を広報できるシステムを活用する。
- (3) 職員の輪番制による24時間勤務を実施し、被害情報又は防災情報などを迅速に収集する。
- (4) 指定避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所については、統一的な図記号を利用した分かりやすい、誘導標識や案内板等により町民への周知徹底を図る。

- (5) 水防管理者は、町と協力し情報伝達施設の整備・改善等に努める。
- (6) 災害発生初動期における被害情報の収集などに、町災害監視システム、県消防防災ヘリコプターを活用する。
- (7) 東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携し、非常通信計画を策定するとともに、無線設備の総点検による通信回線の途絶防止に努める。また、非常通信訓練の実施を通じて非常通信体制を検証する。

3 多様な情報収集手段の活用

機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、防災関係機関が保有し維持している多様な手段、例えば、自衛隊や海上保安庁の航空機や巡視船艇等による巡視情報、県警察本部のヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等画像情報収集・伝送システムを活用し、災害発生初動期におけるリアルタイムな情報収集のため、日頃から関係機関との連携を図る。

4 衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段の整備

衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段を整備し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の災害関連情報等の収集体制の整備に努める。また、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用することにより、災害情報等を瞬時に伝送するシステムを整備するよう努める。

第3 情報の共有

町及び関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努めるものとする。

第4 大容量通信ネットワークの整備

災害発生時において、被災状況を迅速・的確に把握し、初動体制や広域応援態勢を立ち上げるため、光ファイバーなどを利用した被災地からの動画伝送は重要であり、これを実現するため、全国をネットワークする大容量通信ネットワークの体系的な整備が必要である。

第5 非常用電源の確保

大規模な災害が発生した場合には、停電の影響で、情報通信システムに電源が供給されず、その機能が停止することで、災害情報等の迅速かつ確実な収集ができなくなるおそれがある。

このため、防災行政無線等の情報通信システムを長時間にわたり安定して稼働させるため、日頃から不測の停電に備えた電源の確保対策として、非常用発電機等の非常用電源を設置しておくことが極めて重要である。

1 町及び関係機関

災害発生後も町民や避難者に継続的に適切な防災情報を提供するため、各種防災システム(県総合防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、県河川砂防情報システム、町防災行政無線、インターネット等)の非常用発電機の整備を進める。

なお、非常用発電機を整備した際は、常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質の保持に努めるとともに、浸水等により停止しないよう、機器を浸水想定の高さ以上に設置し、又は浸水対策を施すものとする。

また、システムの構築又は機器の更新にあたっては、停電を想定した非常用電源の確保対策について十分な点検を行い、非常用発電機、無停電電源装置及びバッテリー等の新設又は増設についても考慮する。

第6 非常通信ルートの活用

災害時の円滑な通信を確保するため、非常通信協議会との連携に配慮するとともに、防災訓練等においては、当該協議会と連携して訓練を実施する。

非常通信ルートは、県から内閣府向け(中央通信ルート)及び県から市町村向け(地方通信ルート)が設定されている。

また、市町村向けの地方通信ルートは、県防災行政無線(衛星通信ネットワーク)の途絶に備えて、東北地方非常通信協議会構成員の東北地方整備局、各警察本部及び東北電力(株)の自営通信網(有無線)経由で構成されている。

第7 町の情報収集・伝達体制の整備

1 情報収集・伝達ルートの確立

- (1) 町は、町職員、警察、消防、県、郵便局、自主防災組織、災害協定締結事業所等を通じて災害対策本部等に情報を集約し、被害状況の早期把握を行う体制を整備する。
- (2) 町は、災害初期の混乱期又は情報の輻輳(ふくそう)期に迅速な情報収集・伝達を行うため、あらかじめ情報収集にあたる要員を指定・確保しておくものとする。
- (3) 町は、相互に連絡が迅速かつ確実にできるよう情報伝達ルートの多重化、情報の収集連絡体制の明確化等の体制確立に努める。
- (4) インターネットを活用した情報収集・伝達体制の強化を図る。また、町内事業所等の協力を得て、情報収集・伝達のネットワーク化を推進する。
- (5) 町職員等(消防団、自治会長・自主防災組織リーダー等)への一斉メール配信による情報伝達も行い、情報伝達体制の強化を図る。

2 被害状況の収集

(1) 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、おおむね次のとおりとする。

- ① 人的被害
- ② 物的被害
- ③ ライフラインなどの被害

④ その他災害発生による要支援事項等

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、町災害対策本部の事務分掌に基づいて、各班が実施し、災害現場の状況が把握できるように写真又は動画等も添えて、インターネット等のメールなどにより災害対策本部事務局に報告するものとする。

3 職員の呼び出しシステムの整備

夜間、休日等に発生した災害に対する応急対策を迅速に開始するため、職員動員をより速やかに行う緊急連絡網の徹底を図る。また、町職員等への一斉メール、エリアメール等の配信により連絡網の強化を図る。

第5節 通信・放送施設災害予防計画

○実施担当：総務部、各機関

第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、救急・救助及び応急復旧対策上において極めて重要である。

このため、町及び関係機関は、通信及び放送施設を災害から防護するために必要な対策の実施と通信の途絶を防止するため、通信施設の維持管理強化を図る。

さらに、関係機関における相互連絡並びに迅速な情報の共有化を図るため、関係機関をネットワーク化する通信システムの整備が必要である。

第2 町

災害時の通信の基本となる防災行政無線等の無線通信に加えて、災害時に取り交わされる多種多様な情報を扱うため、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

1 八峰町防災行政無線

(1) 現況

八峰町防災行政無線は、平成24年度に同報系無線のデジタル化が終了しているが、移動系無線については、安定的な通信の確保を図るため、今後、補助事業等を活用しデジタル化が必要である。

同報系無線は、主要な防災関係施設をはじめ住家に個別受信機を整備しており、住民にリアルタイムで情報伝達が行われる。また、夜間、休日等においては八峰消防署の遠隔制御装置により対応している。

【設置状況】

(平成29年12月現在)

区分	局の種類	数量	備考
同報系	統制局(親局)	1	伝達可能エリアカバー率 100% 個別受信機電源供給方式 商用電源+乾電池
	中継局	4	
	屋外拡声子局	63	
	うちアンサー機能付	7	
	個別受信機	3,048	
移動系	基地局	1	無線方式 アナログ型
	中継局	1	
	車載型	28	
	携帯型	10	

(2) 対策

- ① 各無線局については、定期的に点検整備を実施し、機能の維持に努める。
- ② 毎日回線テストを行い障害の早期発見に努める。
- ③ 携帯移動系については、定期的に充電を行い常に使用可能な状態に維持する。

2 災害時優先電話等

平時から関係機関との円滑な調整に努め、特に災害時の優先電話の指定をNTTに要請し、災害時の通信を確保する。

3 情報通信設備の耐震化

情報通信設備の耐震化対策を行い、災害時の機能確保に留意する。

① バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

② 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を図る。

③ 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震振動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すように努める。

4 広域消防、救急無線施設

無線設備については、消防本部、消防署、消防分署、消防出張所及び消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は移動局をもって構成し、各種災害に迅速に対処できる体制が整備されている。

また、消防無線には周波数別に、市町村波、救急波、県内共通波、防災波、全国共通波があり、本町では広域応援体制による消火活動等を円滑に実施するため全国共通波の整備に努める。

第3 県

1 秋田県総合防災情報システム

県総合防災情報システムは、県本庁と次表のシステム設置機関を光ファイバーによる専用回線と衛星携帯電話回線の2ルートで構成されており、このうち衛星携帯電話回線は専用回線のバックアップ回線である。

なお、各機器には次の耐震対策などが施されている。

①耐震対策…通信設備の揺れ止めなど

②停電対策…無停電電源装置の整備、非常用発電機の常備

③防雪対策…アンテナへの融雪装置の整備

設置機関又は名称	箇所数	設置場所等
県本庁(県庁統制局)	1	県庁第二庁舎
地域振興局	7	秋田を除く
県出先機関(一部)	8	水産振興センター等
市町村	28	市町村庁舎
消防本部	11	消防本部

防災関係機関	2	陸上自衛隊・航空自衛隊
計	57	

2 水防・電気事業用通信施設等

ダム管理事務所には水防用、県発電事務所には電気事業用の無線通信施設、また、河川情報などの水防用テレメーターシステムの固定無線局、さらにはこれら無線局を管理するための移動系無線通信システムが整備されている。

3 維持管理

各無線局は、日常点検及び定期点検による予防対策と併せ、故障発生時においては迅速に適切な措置を講じ、常時使用可能な状態に維持するものとする。

第3 警察

現状	<p>警察では、独自に整備・維持管理している無線多重回線(マイクロ回線)、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等の多様な回線により、警察本部、警察署、交番・駐在所等を全国的に結んでいる。これらの回線を基盤として、警察電話、移動通信システム等の各種情報通信システムを整備している。</p> <p>また、無線多重回線(マイクロ回線)等2ルート化やIP化を図るほか、回線や各種情報システムの状況を常時監視し、緊急時の応急措置をとるなどの維持管理を行うことにより、高い信頼性・耐災害性を実現している。</p>
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時においても通信が途絶することがないように警察通信施設の整備を図る。 2 災害発生時においても個々の施設の機能を維持するため、停電時における通信の確保のための非常用電源の確保及び警察通信施設の耐震性の向上に努める。 3 警察通信施設の定期点検を徹底し、障害の防止に努める。また、障害発生時においても早期に機能を復旧できるよう、平素から保全用物品の整備を図る。 4 大規模災害の発生に備え、あらかじめ災害時における運用体制を検討する。また、災害発生を具体的に想定した実践的な通信訓練を定期的実施する。

第4 電気通信事業者

東日本電信電話(株)

現状	<p>平成25年3月末現在における県内の加入電話は約45万回線である。</p> <p>各交換所間の中継通信回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っている。</p> <p>また、災害発生時における通信を確保するため、単一ルートとなっている交換所エリアの2市(3箇所)に「孤立防止用衛星通信装置」を設置しているほか、必要により臨時回線や臨時公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。</p>
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物及び局内外設備 <p>施設を災害から防護するため、電気通信設備及び建物等については、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火構造となっている。</p> 2 災害時に備えての通信の確保 <ol style="list-style-type: none"> ① 通信の途絶を防止するため、主要伝送路を多重ルート構成とする。 ② 被災した電気通信設備等を迅速かつ確実に復旧するための災害対策用機器及び資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定めている。 ③ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について予備電源を設置する。 3 災害措置計画 <p>災害時において、通信不通地域の解消又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画表を作成する。</p> 4 災害時の広域応援等 <ol style="list-style-type: none"> ① 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国的規模をも視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器及び資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。 ② 災害が発生し又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について具体的に定める。 5 防災訓練の実施 <p>社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。</p>

(株)NTTドコモ

現状	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備等の高信頼化 <p>災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火対策を実施する。</p> 2 電気通信システムの高信頼化 <p>災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。</p>
----	--

	<p>3 災害時措置計画</p> <p>災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。</p>
対策	<p>1 災害対策用機器及び車両等の配備</p> <p>災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。</p> <p>2 災害対策用資機材等の確保と整備</p> <p>① 災害対策用資機材の確保</p> <p>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。</p> <p>② 災害対策用資機材の輸送</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>3 災害対策用資機材等の点検整備</p> <p>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。</p>

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

現状	<p>災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項の通信網の整備を行っている。</p> <p>① 主要な伝送路を多ルート構築、若しくはループ構成している。</p> <p>② 主要な中継交換機を分散設置している。</p> <p>③ 大都市において、そう道(共同溝を含む。)網を構築している。</p> <p>④ 通信ケーブルの地中化を推進している。</p> <p>⑤ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置している。</p>
対策	<p>1 災害対策用機器及び車両の配備</p> <p>災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。</p> <p>2 災害対策用資機材等の確保と整備</p> <p>① 災害対策用資機材の確保</p> <p>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。</p> <p>② 災害対策用資機材等の輸送</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外輸送を依頼する場</p>

	<p>合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>③ 災害対策用資機材等の整備点検</p> <p>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。</p>
--	---

KDDI (株)

現状	<p>1 災害に強い電気通信設備を目指して</p> <p>大規模災害に備えて、電気通信設備等の耐水、耐雪、耐震、耐火対策を実施。</p> <p>2 災害時の電気通信システム信頼に答えて</p> <p>災害が発生した場合においても通信を確保するため、車載型基地局、移動電源車、非常用発電機の配備等を実施する。</p> <p>3 災害時措置計画</p> <p>災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を、該当部門が作成し、早期の復旧を図る。</p>
対策	<p>1 災害対策用機器及び車両等の配備</p> <p>災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、機器及び車両等を配備する。また、必要に応じて、全国へ支援を依頼し、総合的に早期復旧に努める。</p> <p>2 災害対策用資機材等の確保と整備</p> <p>① 災害対策用資機材等の確保</p> <p>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。</p> <p>② 災害対策用資機材等の輸送</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送の確保に努める。</p> <p>3 災害対策用資機材等の整備点検</p> <p>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。</p> <p>4 防災訓練の実施</p> <p>社内訓練のほか、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。</p>

ソフトバンク (株)

現状	<p>1 電気通信設備等の高信頼化</p> <p>災害から防護するため、電気通信設備等の耐水、耐震、耐火対策を実施する。</p>
----	--

	<p>2 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合に通信を確保するために、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を行う。</p> <p>3 災害時措置計画 災害時において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。実施する。</p>
対策	<p>1 災害対策用機器又は車両等の配置 災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他防災用機器を配備する。</p> <p>2 災害対策用資機材の輸送</p> <p>① 災害対策用資機材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平時から災害対策用資機材の確保に努める。</p> <p>② 災害対策用資機材の輸送 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>③ 災害対策用資機材の整備点検 災害時対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。</p> <p>④ 非常食及び生活用備品等の備蓄 非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備える。</p>

第5 放送事業者

日本放送協会秋田放送局

現状	<p>1 放送施設及び局舎の防災設備の整備</p> <p>2 機材及び消耗品等の備蓄と点検整備</p> <p>3 無線中継状態の把握</p> <p>4 各種無線機等の伝播テストの実施</p> <p>5 県内の交通状況及び道路事情等の把握</p> <p>6 仮放送局及び仮設送信所の事前選定</p> <p>7 防災関係機関が保有する通信回線の把握と協力要請</p> <p>8 非常持出機器、書類等の指定</p>
対策	<p>1 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検・充電を行う。</p> <p>2 中継回路、連絡回線については、東日本電信電話(株)秋田支社に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、エントランスケーブル対策及び他社回線の利用について準備する。</p> <p>3 アンテナについては、送受信アンテナの点検及び予備アンテナを整備する。</p> <p>4 非常用放送装置を点検整備する。</p>

(株)秋田放送

<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本社社屋(演奏所)、送信所、中継局は不燃構造化を実施している。 2 放送機器は現用・予備の二系統を整備している。また、テレビ送信所にF M保管局を設置している。 3 演奏所と送信所間の伝送回線は現用・予備機の二系統を整備しているほか、F U P (可搬型マイクロ波送受信装置)、連絡用無線を保有している。 4 本社演奏所の商用電源は二系統により受電し、停電に備えU P S (無停電装置)及び非常用自家発電装置を設置している。また、送信所及び全ての中継局は、商用電源のほか非常用自家発電装置や無停電対策用バッテリーを設備している。 5 番組ネット中継回線は現用・予備機の二系統により行うほか、S N G (衛星番組伝送システム)を保有している。 6 取材通信経路確保のため、テレビはF P U (可搬型マイクロ波送受信装置)、S N G 車(衛星番組伝送システム)を、ラジオは連絡用無線(150MH z 帯・160 MH z 帯)を保有している。
<p>対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 平時から非常災害放送に関する準備、点検、その他の関係事項等、防災及び安全管理の徹底を図る。 2 非常事態の発生又は発生のおそれがあるときの放送番組について準備する。 3 非常災害発生時における放送と通信連絡体制を整備する。

秋田テレビ(株)

<p>現状</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 演奏所 <ol style="list-style-type: none"> ① 局舎は耐震及び防火構造とし、鉄塔等は耐風速構造である。 ② 放送設備は現用・予備の二系統を設備し、送信所までの中継回線は無線と有線で冗長化している。また、演奏所機能を喪失した場合に備えて予備番組放送装置を設備している。 ③ 停電時はC V C F (無停電装置)及び非常用自家発電機により燃料補給なしで120時間放送継続が可能である。 2 送信所 <ol style="list-style-type: none"> ① 局舎は耐震及び防火構造とし放送機等の状態は演奏所で監視できる。 ② 放送機は、前段部は現用・予備の二系統を設備し、送信所までの中継回線は無線と有線で冗長化している。また、演奏所機能を喪失した場合に備えて予備番組放送装置を設備している。 ③ 停電時はC V C F (無停電装置)及び非常用自家発電機により燃料補給なしで280時間放送継続が可能である。 3 中継所 <ol style="list-style-type: none"> ① 局舎は雪害防止のため高床式とし、また、防火対策として敷地内の草刈
-----------	---

	<p>りを適時に実施している。</p> <p>② 大規模局・重要局は、現用・予備の二系統を設備している。また、すべての中継所機器の作動状況を常時監視している。</p> <p>③ 電源設備に雷害防止装置がとられており、停電時には大規模局・重要局はバッテリーと非常用自家発電機により 240 時間、小規模局は予備電源により 24 時間、極微小局はバッテリー予備電源により 8 時間放送継続が可能である。</p>
対策	<p>1 定期保守及び非常災害訓練を毎年実施し、施設を再点検し防災対策の充実を図る。</p> <p>2 非常用自家発電機の燃料の補給に留意する。</p> <p>3 非常災害発生時の通信連絡体制の整備を進める。</p>

秋田朝日放送(株)

現状	<p>1 本社演奏所は、鉄筋コンクリートで耐震・不燃化構造となっており、消火設備・火災報知機器を設備している。 また、送信所・中継局も同様に、耐震・不燃化構造化となっている。</p> <p>2 本社演奏所、送信所の鉄塔等は耐風速構造である。</p> <p>3 放送機器は、現用・予備の二系統を設置している。 本社演奏所の電源は二系統受電とし、停電に備えUPS(無停電電源装置)及び非常用自家発電装置を設置し、送信所と主要中継局に非常用発電機、その他全ての中継局には非常用直流電源装置を設置している。</p> <p>4 送信所及び中継局は雪害防止対策などを施すとともに、放送機器等の作動状況を演奏所で監視できる体制となっている。</p> <p>5 ネット中継回線は上り 1 回線・下り 2 回線の計 3 回線を設備している。</p>
対策	<p>1 平時から非常災害放送に対する準備に努め、防災対策及び安全管理の徹底を図る。</p> <p>2 受電設備及び非常用自家発電装置の点検・保守の充実並びに燃料補給などに留意する。</p> <p>3 送信設備及び演奏設備の点検に努める。</p> <p>4 非常災害発生時における放送継続と通信連絡体制の整備を進める。</p>

エフエム秋田(株)

現状	<p>1 社内施設 演奏所及び送信所の鉄塔は、耐風圧 60m/sec に設計されている。また、局舎は防火対策として鉄筋コンクリート不燃構造、ハロン消火器設備及び火災報知機等を設置している。</p> <p>2 電源設備 演奏所及び送信所(中継局を含む)には非常用自家発電装置又は無停電電源装置を設置している。</p>
----	---

	<p>3 演奏設備 独立したスタジオが3箇所ある。</p> <p>4 送信設備 演奏所から送信所間の放送番組伝送用には無線波を利用した固定局(現用・予備機)を採用し、また、送信所及び中継局の送信機は、現用・予備機の2台で構成し、同時に故障しない限り無停波放送が可能である。</p>
対策	<p>1 受電設備及び非常用自家発電装置の点検と燃料の補給及び冷却水の確保に努める。</p> <p>2 演奏設備及び送信設備の点検整備とマスター送出体制を強化する。</p> <p>3 送受信アンテナの点検整備及び予備品の補充に努める。</p> <p>4 現用設備の障害を想定した非常災害対策訓練を実施する。</p>

第6節 避難計画

○実施担当：総務部、県、警察、消防本部

第1 計画の方針

大雨・洪水、豪雪などの気象に関する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になったとき、さらに危険物取扱施設から石油類・薬液などの流出・漏洩事故により、当該漏洩区域住民の避難が必要になったことを想定し、町は地域防災計画に避難情報の種類及び伝達手段、また災害の種別に応じた被災しない指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等を定め、これを自治会や自主防災組織において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図るものとする。

特に、避難行動要支援者に対しては、避難支援者について本人や家族の希望を尊重しながら民生委員・児童委員の協力を得て選定するほか、避難後に介護や医療が必要になる場合に備え、地域の医療機関、社会福祉施設等との連携を図り、協力体制の整備に努めるものとする。

また、鉄道、路線バスや航空機などの公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生することから、町及び公共交通機関の管理者等は、「むやみに移動を開始しないこと」の広報や帰宅困難者の一時滞在施設の確保に努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定・整備

災害が発生するおそれがある場合や発生した場合、危険を逃れるために避難する住民を受け入れる場所を確保するとともに、住居等を喪失した者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。このため、町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所として、一定の生活環境が確保される施設をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、周知を図る。さらに、地域の状況等に応じ、適宜、指定緊急避難場所・指定避難所の指定の見直しを行う。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所

(1) 指定緊急避難場所

災害に対して安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることや指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについても、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待機等を行うべきことについても、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

[留意事項]

また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとし、必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

(2) 指定避難所

避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されている施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

[留意事項]

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

2 指定緊急避難場所の指定

町は、災害発生後の指定緊急避難場所として、小学校・中学校等のグラウンド、公園、緑地、広場その他の公共空き地を指定する。ただし、災害の状況や積雪によっては、これに該当しない公共の施設であっても指定緊急避難場所として指定・開設することができるものとする。

公共施設が災害の状況により指定緊急避難場所として開設できない場合も想定されるため、民間施設を指定緊急避難場所として開設できるか検討し、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結するなどの体制を整備する。

- (1) 指定緊急避難場所等は、円滑な避難行動が可能となるよう、施設の形態、配置等に配慮する。
- (2) 指定緊急避難場所の収容可能人数は、有効避難面積を避難者一人あたりに必要な面積で除して算定するものとし、避難者一人あたりに必要な面積は2㎡以上を目標とする。
- (3) 指定緊急避難場所には努めて給水施設を整備する。
- (4) 地域住民の集結場所として機能するとともに消防救護活動等の防災活動の拠点と

なる空き地を必要に応じ配置する。

3 避難路の指定

各種災害の特徴等を踏まえ、災害で被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路を複数確保又は必要に応じて整備に努めるが、次の点に注意し、安全な避難経路を避難者各自が任意に選ぶ避難方法とする。その場合、避難者に対しては、被災している道路等の状況の迅速な伝達に努める。ただし、避難誘導が行われている場合は、これに従うものとする。また、避難路及び誘導路に街灯等の整備に努める。

- (1) 主要道路、鉄道、河川等を極力横断しない。
- (2) 高圧ガスや危険物施設のある道路は避け、建築物からの落下物、ブロック塀等の倒壊に留意する。
- (3) 津波や洪水ハザードマップにおける避難時危険箇所は、避難行動をとる際に危険が及ぶことが想定されるため、避難路として使用しない。

4 指定避難所の指定

町は、火災や家屋の倒壊等により居住場所を確保できなくなった者の収容保護を目的として、津波や洪水等のハザードマップを参考に安全な場所を考慮し、町内に指定避難所をあらかじめ指定する。

- (1) 指定避難所は、避難が長期にわたることも想定し、かつ、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して、小・中学校、公民館等の公共建築物とする。
- (2) 集落が点在し、避難所までの距離がやや遠くなる地域については、集落ごとに集会所、公民館、寺院等を一時避難場所として活用し、これを経由して避難所へ避難する。
- (3) 災害時には、旅行者や公共交通機関の運行の停止による帰宅困難者等に対し、民間の宿泊施設などを避難所として利用する必要が発生することも想定される。このため、必要に応じて民間施設の管理者と協定を締結するなどの体制を整備する。
- (4) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者との調整を図るものとする。

5 指定緊急避難場所等の環境整備

次の事項に留意し、指定緊急避難場所等の環境整備を図る。

- (1) 非常用電源の配置とその燃料の備蓄
- (2) 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備
- (3) 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備
- (4) プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮した環境の整備

6 避難の長期化に対応した施設整備

(1) 給水体制と資機材の整備

- ① 住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する
- ② 仮設トイレ及び入浴施設など、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- ③ 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

7 指定避難所の耐震化・不燃化

町は、平時より建物の不燃化を図るとともに、耐震診断を推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等については耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐震度調査による改築・改修等に努めるものとする。

8 指定緊急避難場所等の備蓄物資及び設備の整備

町は、指定緊急避難場所等に必要な食料及び生活必需品等をあらかじめ整備し又は必要なとき、直ちに配備できるよう準備に努めるものとする。

9 指定緊急避難場所等の周知

指定緊急避難場所等の表示や一覧の配布、ハザードマップの作成・配布等により、指定緊急避難場所、避難方法、避難経路等について、住民への周知徹底を図ること。

第3 避難情報の判断基準

町長は、発生した災害又は発生が予測される災害の規模等をもとに、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難情報を決定し通知する。

なお、国では、避難準備情報の意味するところが住民に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことなどの課題に対応するため、平成28年12月から避難情報の名称を変更し(「避難指示→避難指示(緊急)」、「避難準備情報→避難準備・高齢者等避難開始」)、運用を開始したことから、県及び市町村は確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。

1 避難準備・高齢者等避難開始

「避難準備・高齢者等避難開始」は、気象予報・警報、土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告又は避難指示(緊急)の決定・通知に先立ち、避難行動に時間を要する要配慮者とその支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するために通知する。

なお、避難勧告又は避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性が高い場合には、避難行動をとりやすい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始の提供に努めるものとする。

2 避難勧告

「避難勧告」は、災害発生の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想され、避難を要すると判断したときなど、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した指定緊急避難場所又は指定避難所(公共施設等)への避難を促すために通知する。

3 避難指示(緊急)

「避難指示(緊急)」は、被害の状況が「避難勧告」通知時より悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫しているとき、より避難の拘束力が強い「避難指示(緊急)」に切り替えて通知する。

4 屋内での待避等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内での待機等を指示する。

5 避難勧告等の解除

避難等の必要がなくなったとき、避難勧告等の解除を通知する。

6 発令基準の設定

町は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を**参考**に、災害種別ごとに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)の具体的な発令基準を設定し、町地域防災計画に明記するとともに、その内容について住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難勧告等を適切に発令することができるよう、具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう**努める**。

(1) 災害による避難勧告等の要件

- ① 豪雨、暴風、洪水、高潮等の自然現象が、被害をもたらす危険があるとき
- ② 河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれのあるとき
- ③ 河川の上流域で災害が発生し、下流地域に危険があるとき
- ④ 火災が拡大するおそれがあるとき
- ⑤ 危険物等の施設に被害が発生し、避難を要すると判断される時
- ⑥ 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により、著しく危険が切迫しているとき
- ⑦ その他、町民の生命又は身体を守るため必要と認められるとき

(2) 避難情報の判断基準

① 避難準備・高齢者等避難開始

区分	判断基準
災害全般	災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、避

		難行動に時間を要する者(要配慮者とその支援者等)が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
	気象状況	気象予報が発表され、避難行動要支援者等が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
種類	土砂災害(水害)	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき 土砂災害警戒情報が発表されたとき その他警報等が発表されたとき
	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 台風等による海面の異常上昇により被害があると予測されるとき 高潮注意報が発表された場合
	津波	<ul style="list-style-type: none"> 地震情報が発表され、津波の発生が危惧されるとき

② 避難勧告

区分	判断基準	
災害全般	災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき	
気象状況	気象予報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき(気象庁から特別警報発表の可能性のある旨、発表があった場合等)	
種類	土砂災害(水害)	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位が氾濫危険水位に達するか、達するおそれがあるとき 土砂災害警戒情報又は大雨・洪水警報等が発表され、県による土砂災害危険度表示等が2時間以内に避難基準に達すると予想されたとき 近隣で前兆現象(斜面の崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生等)が発見された場合
	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起これると予測されるとき 高潮警報が発表された場合
	津波	<ul style="list-style-type: none"> 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき 津波警報が発表されたとき

③ 避難指示(緊急)

区分	判断基準	
災害全般	避難勧告の時点より状況が悪化し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき	
気象状況	特別警報等が発表され、緊急に避難を要すると判断されるとき	
種類	土砂災害(水害)	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報又は大雨・洪水警報等が発表され、県による土砂災害危険度表示等が1時間以内に避難基準に達すると予想さ

類		れたとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき ・ 近隣で土砂災害・洪水等が発生したとき ・ 近隣で前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合
	高 潮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風等による海面の異常上昇により重大な災害が切迫しているとき ・ 高潮警報、高潮特別警報が発表された場合
	津 波	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報が発令されたとき

(3) 避難勧告等の判断、伝達マニュアルの作成

町は、防災関係機関及び地域住民と協議し、災害危険地域・区域ごとに避難勧告等の判断基準等のマニュアルの作成に努める。

【避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成内容】

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの記載内容について

国の「避難勧告等のガイドライン」を参考に作成するが、主な記載内容は次のとおりである。

(1) 水害の記載内容

① 警戒すべき区間・箇所

- ・ 堤防破堤や越水氾濫等、対象河川で想定される災害
- ・ 警戒すべき区間
- ・ 対象河川の特性や被害の特徴
- ・ 堤防等の施設の整備状況
- ・ 特に注意を要する区間・箇所

② 避難すべき区域

- ・ 過去に水害実績のある区域
- ・ 軒下まで水没する区域、浸水時の水位上昇速度が極めて早い区域
- ・ 浸水深や流速により、浸水時の歩行が難しい区域
- ・ 氾濫水の勢いによって家屋の損壊・流出、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれのある区域

③ 避難勧告等の発令の判断基準

- ・ 河川の水位(氾濫注意水位、避難判断水位等)
- ・ 観測所における雨量(1時間雨量、3時間雨量、累計雨量)
- ・ 河川管理施設の異常(堤防の漏水や亀裂等の発生)
- ・ 浸水被害(床上・床下浸水、道路冠水等)の発生
- ・ その他、気象警報の発表、今後の気象予報や河川巡視者からの報告等

(2) 土砂災害の記載内容

① 警戒すべき区間・箇所

- ・ 県による土砂災害警戒区域
例：土石流危険渓流箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所
 - ・ 土砂災害の発生のおそれのある渓流や斜面の分布
 - ・ 土砂災害の発生しやすい気象条件
- ② 避難すべき区域
- ・ 土砂災害の発生のおそれのある避難区域と対象地区(土砂災害危険箇所単位)
 - ・ 想定される被害
- ③ 避難勧告等の発令の判断基準
- ・ 近隣での前兆現象の通報等
前兆現象の例：湧き水、地下水の濁り、量の変化、斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等
 - ・ 雨量に基づく土砂災害危険情報
 - ・ 土砂災害警戒情報の発表及び土砂災害警戒判定メッシュの情報等の気象情報
- 具体的な避難勧告等の発令基準

区分	現地情報や気象情報等による基準	土砂災害警戒情報を補足する情報や防災情報提供システムによる基準
避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣で前兆現象(湧き水・地下水の濁り、量の変化)が発見されたとき ②大雨警報(土砂災害)が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ①「土砂災害警報情報」を補足する情報における予測雨量が、2時間後に「土砂災害発生危険基準線(C Lライン)」に達すると予想されたとき ②「気象庁防災情報提供システム」の「土砂災害警戒判定メッシュ」情報において「大雨警報基準」に達したとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣で前兆現象(斜面の崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生)が発見されたとき ②土砂災害警報情報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ①「土砂災害警報情報」を補足する情報における予測雨量が、1時間後に「土砂災害発生危険基準線(C Lライン)」に達すると予想されたとき ②「気象庁防災情報提供システム」の「土砂災害警戒判定メッシュ」情報において「土砂災害警戒情報基準」に達したとき
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣で土砂災害が発生したとき ②近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面 	<ul style="list-style-type: none"> ①「土砂災害警報情報」を補足する情報における予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(C Lライン)」に達し引き続き降

(3) 高潮災害の記載内容

① 警戒すべき区間・箇所

- ・高潮災害の発生のおそれのある箇所
- ・高潮災害の発生しやすい気象・海象条件

② 避難すべき区域

- ・過去に高潮被害の実績のある区域
- ・軒下まで水没する区域、浸水時の水位上昇速度が極めて早い区域
- ・浸水深や流速により、浸水時の歩行が難しい区域
- ・高潮の越流の勢いや、海岸からの越波によって家屋の損壊・流出、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある区域

③ 避難勧告等の発令の判断基準

- ・潮位
- ・海岸堤防の倒壊や決壊の発生
- ・水門等の防潮施設の状況
- ・異常な越波・越流の発生

(4) 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等を発令する場合は、多様な情報手段により、住民への周知を図る旨を記載する。

- ・情報伝達手段を記載
町防災行政無線、登録制メール、エリアメール、緊急速報メール、広報車等
- ・具体的な周知文の記載

2 情報の入手先について

各情報の入手先については次のとおり。

○ 災害・防災情報

- ・秋田県防災ポータルサイト
(<http://www.bousai-akita.jp/>)

○ 雨量、気象注意報・警報、土砂災害危険度判定メッシュ

- ・気象庁ホームページ又は防災情報提供システム
(<http://www.jma.go.jp/jmaindex.html>)

○ 河川の水位

- ・秋田県建設部河川砂防課 秋田県河川砂防情報システム
(<http://sabo.pref.akita.jp/kasennsabo/>)
- ・国土交通省 川の防災情報
(<http://www.river.go.jp/>)

○ 土砂災害危険箇所、土砂災害危険度情報

- ・秋田県建設部河川砂防課 土砂災害危険箇所MAP

7 避難情報に付する事項

- (1) 避難の理由(災害種別・規模・二次災害のおそれ等)
- (2) 避難対象地域又は地区の範囲
- (3) 避難開始・解除時刻
- (4) 避難誘導、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所(避難施設)の指定など

8 避難情報の伝達手段

町は、町防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話メール、広報車など、あらゆる伝達手段を活用し、住民への避難情報の周知徹底を図る。また、警察官、消防機関、自主防災組織などの連絡責任者を設け、避難情報の伝達体制の整備に努める。消防職員等の巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておくよう努める。

9 避難者の優先順位の設定

避難の順位は避難行動要支援者を優先するが、町は避難対象区域の住民の状況を把握し、緊急を要する者から順に避難するものとする。

10 要配慮者対策

- (1) 要配慮者対策についても「自助」が基本となることから、地域や避難支援者、近隣の他の要配慮者との関わりを積極的に持つ必要があるため、町は広報等を通じたその取組の促進、啓発を図るほか、老人クラブ活動の円滑な実施に配慮する。
- (2) 町は、避難支援時や指定避難所において援助が必要な事項をあらかじめ記載した情報(特に、内部障害者や難病患者は治療や薬剤に関すること)を連絡するための連絡カードの作成を促進する。

また、災害時への備えとして非常持出品(必要な物資や予備薬品等)の準備を啓発する。

なお、要配慮者や避難支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの指定避難場所、避難経路の状況把握の促進に努める。

- (3) 要配慮者の避難所生活を支援するため、避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、要配慮者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくものとする。

この場合、秋田県災害医療救護計画、生活関連物資備蓄計画、給食・給水計画等に基づくホームヘルパーや民生委員などとの協力体制の整備に努める。

また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。

- (4) 社会福祉施設の管理者は、町及び関係機関と連携の上、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて自治会や自

主防災組織などの地域コミュニティー団体との協力体制の整備に努める。

さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品並びに常備薬等の備蓄に努める。

- (5) 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の整備に努める。
- (6) 社会福祉施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

11 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、県及び町は健康相談や保健指導を実施するものとする。

12 被災者の健康管理

町は、避難者又は在宅避難者の健康状態を確保するため、保健師等による指定避難所等の巡回健康相談等を実施するものとする。

13 女性の視点から捉えた避難者対策

女性は災害時に被害を受けやすい。不便な生活環境のもとでの家事や育児などの家庭的責任に対する負担が女性に集中することや、支援する側に女性の担当者が少ないことなどの問題が明らかになっており、女性に配慮した支援が必要である。そのため、避難所生活が長期になる場合の女性の避難者対策として次のとおり実施することとする。

- (1) 指定避難所への女性職員(相談員)を配置し、相談窓口を設置する。
- (2) 指定避難所内に授乳室、更衣室、トイレ等、女性のプライバシーに配慮した専用スペースを確保する。
- (3) 女性消防団の拡充に努め、指定避難所内の女性への支援を行う。

14 避難所の開設・運営マニュアルの作成

町は、次の項目等から構成される「一般避難所の開設・運営マニュアル」並びに「福祉避難所の開設・運営マニュアル」を作成する。この作成過程においては、地域を構成する多様な主体の意見を聞き、協議するものとする。

また、これらマニュアルに基づく計画的な訓練の実施と検証を行い、適宜見直しを行う。

なお、マニュアルの作成にあたっては、地域の人口、年齢構成、気候、インフラの整備状況等を勘案し、おおむね次の項目を参考に作成に努める。

【「一般避難所」の開設・運営マニュアルの構成】

区分	主な項目等	備考
対象とする避難者	1 災害によって現に被害を受けた者 2 災害によって被害を受けるおそれがある者 3 在宅被災者	
平時に行う避難所対策	1 避難所の指定(町地域防災計画) 2 避難所の周知(避難ルートの検証) 3 避難所の設置期間 4 避難所の耐震診断・補強(震災対策) 5 付帯設備の確認・補充 6 災害対策本部との通信手段 7 緊急物資の備蓄 8 収容可能人員の把握 9 避難所管理者との協議・覚書の締結(学校施設等) 10 災害救助法適用時における想定業務 11 支援物資の保管 12 調整役、責任者の決定・確保 13 その他	
避難情報の伝達基準	1 避難準備・高齢者等避難開始 2 避難勧告 3 避難指示(緊急)	
避難誘導	要配慮者等に対する避難誘導対策	
被災者の行動想定	1 発災直後の行動想定 2 災害種別による行動想定	
避難所の設置・運営	1 床面積の割り当て 2 避難所運営委員会の設置 3 情報管理(安否情報等) 4 水・食料、生活物資の支給 5 保健・衛生管理 6 プライバシーの確保、防犯対策 7 被災者支援制度の運用(仮設住宅・資金貸付等) 8 災害時要援護者・女性対策 9 その他	
災害ボランティア	災害ボランティアの受入れ等	
その他	必要のある事項	

【「福祉避難所」の開設・運営マニュアルの構成】

区分	主な項目等	備考
対象とする避難者	1 要配慮者	

	2 要配慮者の家族、介護人等 3 要配慮者に準ずる者	
平時に行う避難所対策	1 避難所の指定(町地域防災計画) 2 避難所の周知(避難ルート of 検証) 3 避難所の設置期間 4 避難所の耐震診断・補強(震災対策) 5 付帯設備の確認・補充 6 災害対策本部との通信手段 7 緊急物資の備蓄 8 避難所管理者との協議・覚書の締結(社会福祉施設等) 9 災害救助法適用時における想定業務 10 その他	
避難情報の伝達基準	1 避難準備・高齢者等避難開始 2 避難勧告 3 避難指示(緊急)	
避難誘導	避難行動要支援者等に対する避難誘導対策	
災害ボランティア	災害ボランティアの受入れ等	
その他	必要のある事項	

15 帰宅困難者支援

町は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難者となった場合の安否確認方法等について、平時から広報に努め、帰宅困難者が発生した場合は、一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所等を、あらかじめ確保するよう努めるものとする。

第4 防災関係機関の対策

1 文教関係

町教育委員会は、学校及び幼児教育施設ごとに、建物の建設年度、構造及び規模、幼児児童生徒数、周辺環境、季節・災害発生予測時刻などを想定した避難計画を作成し、避難経路、避難場所、避難開始基準などを設定する。

また、文教施設との情報伝達手段の整備を促進するとともに、各施設相互間における教職員の連絡体制の整備を図る。

2 医療関係

町及び医療機関は、入院患者並びに外来患者の避難及び避難誘導並びに他の安全な施設への入院患者の移送等について、それぞれの医療機関ごとに避難計画等を定める。

3 福祉関係

町及び福祉施設の管理者は、福祉関係施設における入所者への避難情報の伝達手段・方法、職員の任務分担、避難誘導、他施設への移送並びに介護等について、それぞれの福祉施設ごとに避難計画等を定める。

4 交通機関関係

交通拠点に避難している帰宅困難者に対しては、交通事業者による広報等が重要になることから、交通事業者は、行政やマスコミ等との情報伝達をスムーズに行えるようにするほか、複数の通信手段を使用できるよう合同で訓練を行うなど、関係機関相互間における連携手段や協力体制を確保し、情報の共有を図る。

また、公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、帰宅困難者へ提供する防寒用品及び飲料水等の備蓄や、帰宅困難者への対応方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第5 応急仮設住宅・公営住宅供給計画

県及び町は、大規模災害発生時における住民の長期避難を想定し、平時において応急仮設住宅の建築等に関する連絡体制等を整備するものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能用地及び建築棟数
- 2 建設に必要な資機材の調達先・供給体制
- 3 入居の選考基準・手続き等
- 4 借り上げ可能な民間賃貸住宅の空き家の把握
- 5 公営住宅の空き家の把握

第6 町の避難誘導體制の整備

町が現在指定している指定緊急避難場所については、指定緊急避難場所標識の設置や指定緊急避難場所案内板・指定緊急避難場所誘導標識を主要な場所に設け、災害時における避難誘導體制の整備に努めている。

- 1 避難誘導の実施方針
 - (1) 広域的な災害により避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))が発令された場合、町は原則として警察・消防等と連携し、避難誘導を行うが、住民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの「指定緊急避難場所、指定避難所等」又は公園、空き地等の安全区域に避難する。
 - (2) 広域的な災害により避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))が発令された場合、町は対象とする区域へ職員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示伝達を行う。その際、警察、消防及び自主防災組織等の住民組織と協力して、可能な限り、一定の地域又は自主防災組織等单位に住民を集合させた後、必要により、より安全性の高い指定緊急避難場所等に誘導する。
 - (3) 町長は、避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))を発令する場合、最も安全に避難できる方向、場所等を指示するために必要な災害情報について、警察署長及び消防長に意見を求めることができる。

- (4) 消防は、避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))を町が発令する場合には、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な避難方向を町長、警察署長等に連絡する。
- (5) 警察は、避難路等の要所に誘導のための警察官を配置し住民の避難誘導にあたる。
- (6) 町、警察署、消防署、自主防災組織及び住民は、避難行動要支援者の優先的な避難誘導に努める。

2 標識等の整備

(1) 指定緊急避難場所周辺の安全確保

町は、避難場所・避難所周辺について、防災関係者による防災点検のもとに、安全性の点検を行い、必要がある場合は、改善や整備を推進する。

(2) 指定緊急避難場所標識の整備

町は、指定緊急避難場所標識の維持管理を行うとともに、避難を表す図記号(ピクトグラム)を国際標準化機構(I S O)又は日本工業標準規格(J I S)に沿ったものとし、外国語表記も加えた標準化された新デザインの標識への更新を推進する。

(3) 指定緊急避難場所誘導標識の整備

町は、指定緊急避難場所誘導標識の維持管理を行うとともに、外国人等を含めた要配慮者への配慮等を含め、表示内容の検討を行い、分かりやすい標識の整備・増設を推進する。

(4) 指定緊急避難場所案内板の増設

多数の人が集まる場所を中心として整備を進めるとともに、外国人や旅行者等、地理に不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの存在を知っている住民に対しても指定緊急避難場所としての周知を果たすものであることから、適切な設置・整備に努める。

3 避難誘導體制の確立

(1) 状況判断基準等の確立

町は、災害時において、地域ごとの状況等について迅速に把握し、また、関係機関・隣接地区ごとに、避難勧告、避難指示(緊急)等を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。

(2) 主要道路の安全性

町は、避難路となる主要道路を災害から防護するため、主要道路の安全化を図る。

(3) 避難先の安全確保

① 施設管理者との協議

町は、避難した住民の避難先における安全確保を図るため、施設管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

② 指定緊急避難場所の安全性

町は、指定緊急避難場所・指定避難所の安全確保に努める。

③ 情報通信手段

町は、状況に応じた適切な対応が速やかに行われるよう、指定避難所等に災害時用有線電話、FAX、インターネット等の情報通信手段の配備を進める。

(4) 避難誘導體制の整備

警察署は、住民・来訪者の避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制・誘導方法の整備について調査・研究し、災害時に備える。

(5) 広報活動の推進

警察署は、大規模災害発生時の避難者の円滑な避難行動と、消防車・救急者等の緊急車両の通行を確保するため、平時から広報活動を通じ車両運転者に対して災害発生時における運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

第7節 広域防災拠点・地域防災拠点の整備計画

○実施担当：総務部、県、防災関係機関

第1 趣旨

大規模災害時には、県外からの広域応援部隊や救援物資等、大きな被害のない地域に集結・集積させた上で被災地に展開・搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要がある。

県は、このような広域応援活動の拠点となる施設(広域防災拠点)について、その所有者等と協議の上あらかじめ指定する。

町は、災害発生時における応急対策を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、防災点検等を実施し、防災上必要な改修、補強等を計画的に推進する。

第2 整備方針

県は、次の考えのもとに広域防災拠点を整備する。

- 1 広域応援活動の拠点となり得る既存の公園やスポーツ施設等について、関係機関と調整の上、広域防災拠点に指定する。
- 2 指定にあたっては、県内各地域での被災を考慮し、県北・中央・県南の各地域に複数指定するほか、県外からの、及び県内各地へのアクセスの良さや、施設の被災の可能性も考慮する。
- 3 大規模災害発生時には、関係機関と調整の上、指定施設の中から実際に開設する施設を選定する。

第3 広域防災拠点の機能

広域防災拠点は、次の機能を果たす施設とする。

名 称	機 能
集結場所・ベースキャンプ	県外等からの自衛隊、警察、消防等の部隊の集結場所又は活動拠点となるベースキャンプ
一時物資集積拠点	救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、市町村等に輸送する施設
航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)	重症患者を広域搬送する空港において、症状の安定化等を図るために設置する臨時の医療施設

第4 広域防災拠点の指定等

県は、県北・中央・県南の各地域に、次のとおり防災拠点を指定する。

大規模災害発生時、県は、関係機関と調整の上、これらの施設の中から災害の規模

や被災地域等の状況に応じて、実際に開設する施設を選定する。

なお、下記以外の地域・施設・機能についても、今後、市町村や防災関係機関との協議により、必要に応じて追加するものとする。

また、使用可能な民間倉庫について、その面積等を調査し、把握するよう努める。

地域	施設の名称	機能	ヘリポートの有無	備考
大館 北秋 地域	長根山運動公園	集結場所・ベースキャンプ	有	
	長木川河川緑地	集結場所・ベースキャンプ	有	
	北欧の杜公園	集結場所・ベースキャンプ		
	大館樹海ドーム	一次物資集積拠点	有	
	大館能代空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有	
秋田 中央 地域	県立中央公園運動広場	集結場所・ベースキャンプ		
	県立中央公園スカイドーム	一次物資集積拠点		
	秋田空港	航空搬送拠点臨時医療施設	有	
横手 大仙 地域	大仙市総合公園(農業科学館・大曲西中学校含む)	集結場所・ベースキャンプ	有	
	横手市赤坂総合公園(横手南中学校含む)	集結場所・ベースキャンプ	有	
	神岡中央公園屋内多目的施設「嶽ドーム」(B&G海洋センター含む)	一次物資集積拠点		
	協和多目的交流施設「樹パル」	一次物資集積拠点		
	秋田ふるさと村ドーム劇場	一次物資集積拠点	有	

第5 広域防災拠点における後方支援等

広域防災拠点の所在する各市は、県、施設の所有者又は管理者、施設を使用する防災関係機関等と連携し、広域防災拠点等における被災地への後方支援に努めることとし、これについて地域防災計画に定めるものとする。

また、県及びこれらの関係機関は、大規模災害発生時に広域防災拠点を円滑に開設・運営できるよう、開設までの手順や運営時の各機関の役割などをあらかじめ確認するとともに、広域拠点の設置・運営に関する訓練を実施するよう努める。

第6 町における防災拠点の整備等

町は、地域における災害環境を把握の上、防災拠点及び防災上重要な施設(以下「防災拠点等」という。)について、計画的な診断、防災点検等をもとに防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、防災拠点等の管理者に対して同様の措置を講ずるよう指導、要請するとともに、地域の災害環境に照らして新たに必要な地域防災拠点等

の整備促進について積極的に取り組む。

1 地域防災拠点施設の整備

町は、地域の災害環境に基づき、災害発生時における災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能及び平時における防災に関する広報、教育及び訓練等のコミュニティ活動の場としての機能を総合的かつ有機的に果たすための総合施設、防災教育施設備蓄施設及びその他地域防災拠点施設にふさわしい設備等を備えた施設等の積極的な整備に努める。

この場合の地域防災拠点施設の設置については、地域の防災活動の連携等による組織的なコミュニティ活動を勘案した区域ごとに、当該区域の防災拠点として位置付けられるよう配慮する。

2 防災上重要な施設

防災上重要な施設は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 消防団、自主防災組織、災害ボランティアの活動拠点となる施設や設備
- (2) 町が指定する避難場所及び避難所又は救護所となる施設
- (3) 町の区域内の医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設等
- (4) 町の区域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設等

3 広域応援部隊のベースキャンプの整備等

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、被災市町村にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、町は、広域応援部隊の災害応急活動に応じたベースキャンプを設定する。

4 二次物資集積拠点の整備等

町が自ら調達した又は県等に要請した物資は、各避難所に直接輸送されるほか、大規模災害においては、複数の指定避難所が開設され、町においては、救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、指定避難所に輸送する施設(以下「二次物資集積拠点」という。)を開設する必要がある。

このため、町は、指定避難所が開設及び災害の状況により、二次物資集積拠点施設を設置する。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から指定避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、町は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。

第8節 備蓄計画

○実施担当：総務部、県、各機関

第1 計画の方針

災害が発生した直後の町民の生活を維持するため、食料、その他生活必需品等の整備を進めるとともに生活の維持に必要な飲料水について供給できるよう、施設の整備を進める。また、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する。

1 基本的な考え方

災害時には、食料等の流通機構が混乱状態となり、一時的に町民の食料等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食料、生活必需品の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法等を検討し、効果的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

(1) 公的備蓄

町は、備蓄計画に基づき、現物備蓄が必要とされるものについて順次備蓄を実施するとともに、品質管理、補充体制を整備し、避難場所等に優先的に備蓄する。

(2) 流通備蓄

流通業者や卸売業者からの物資調達については、在庫等の活用が可能であり、また物資の性格上、流通備蓄が望ましい物資等については、積極的に業者と協定を締結するなどその調達体制の充実に努める。

(3) 町民の備蓄

町は、町民に対し家庭内備蓄の徹底を図るとともに、事業所等による備蓄協力について協力を要請する。

① 町民への家庭内備蓄の指導

食料、生活必需品、飲料水について、3日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報等を利用し、その普及に努める。

② 事業所等への食料・生活必需品、飲料水等の備蓄指導

災害発生時に備え、町内の事業所等における食料・生活必需品、飲料水等の備蓄について協力を要請する。

(4) 備蓄に関する役割分担

発災から3日間を対象に、自助・共助(家庭や自主防災組織等の備え)と公助(県と市町村の共同備蓄や他機関からの支援)の役割分担を次のとおりとする。

【公 助】 7/10		【自助・共助】 3/10
1/3	2/3	
県と市町村の共同備蓄 3.2万人分	流通備蓄等 6.5万人分	家庭や地域の備え 4.2万人分

第2 県と市町村の備蓄目標量

1 備蓄計画の前提となる想定災害

備蓄計画は、県と市町村の現実的な災害への備えであることから、その前提は、一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれている次の想定地震とする。

- (1) 想定地震：北由利断層(M=7.3)発生確率は100年以内に6%以下と評価
- (2) 発災時期：冬の18時
- (3) 避難者数：139,193人(発災から1日後の避難所への避難者)

2 備蓄目標

共同備蓄品について、県と市町村が最低限備蓄すべき量は、避難者数及び役割分担から下表のとおりとし、県と市町村の役割分担は、それぞれ1/2ずつとする。

また、市町村は、当該1/2を人口に応じて按分した量と地震被害想定調査における各市町村の最大避難者数等を考慮し、それぞれの備蓄目標量を設定するとともに、県及び市町村は、平成30年度までにこれらを備蓄するよう努める。

区分	品目	県及び市町村が最低限備蓄すべき量	八峰町の最低限備蓄すべき量(0.38%分)	八峰町の備蓄実績(H29.12.31現在)
食料品等	主食	242,700食	923食	2,750食
	主食(お粥など)	46,800食	178食	200食
	飲料水	292,400ℓ	1,112ℓ	2,040ℓ
	粉ミルク	82,400g	314g	2,600g
	ほ乳瓶	220本	1本	2本
防寒用品	毛布	65,000枚	247枚	300枚
	石油ストーブ	660台	3台	13台
衛生用品	トイレ	467,700回分	1,778回分	1,910回分
	トイレトーパー	14,700巻	56巻	96巻
	紙おむつ(大人用)	13,700枚	53枚	196枚
	紙おむつ(子供用)	9,800枚	38枚	128枚
	生理用品	24,400枚	93枚	192枚
発電・照明 機材	自家発電機	330台	2台	10台
	投光器	660台	3台	7台
	コードリール	660台	3台	9台
	燃料タンク	990台	4台	11台
その他	タオル	65,000枚	247枚	270枚
	給水袋(ポリタンク)	6,500枚	25枚	60枚
	医薬品セット	330個	2個	4個

第3 備蓄品の整備目標

秋田県地域防災計画における県及び市町村の公的備蓄の分担において、本町の目標数量は120人分程度(公助備蓄の0.38%)であり、この共同備蓄指定品目の数量確保に努める。

1 水道水等

水道が断水となった地域に対し、飲料水、生活用水等の搬送を基本として、町は給水に必要なポリエチレン容器の整備を行う。また、水道資機材の整備及び確保と飲料水の運搬に必要な給水タンク及び運搬車両の整備及び確保に努める。

町民は、非常時に備えて飲料水(3日分)及び生活用水の汲み置き等で確保に努める。

2 食料

災害発生直後に必要な物資の確保を目標とし、次の品目を対象とする。

パン缶、粥缶詰、粉ミルク等

町民は、非常時に備えて非常用食料(3日分)の確保に努める。

3 医薬品

医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療救護計画に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって整備する。町は、避難所又は救護所等における応急手当などに必要な救急セット等の整備に努める。

4 生活必需品

災害発生直後に必要な物資の確保を目標とし、次のような品目を対象とする。

- ① 毛布、タオルケット、タオル
- ② 肌着
- ③ 暖房器具
- ④ 日用品
- ⑤ 光熱材料
- ⑥ 簡易トイレ

第4 備蓄倉庫の整備

1 備蓄倉庫の整備

現在、町は既設公共施設の利用と備蓄倉庫を整備し、食料、生活必需品の備蓄を図っているが、今後も避難所となる小・中学校の余裕教室等を活用し、生活必需品、防災資機材の備蓄など計画的な推進を図る。

2 分散備蓄の実施

災害時におけるリスクを少なくし、災害発生時の迅速な対応を図るため、中心的な備蓄場所である備蓄倉庫以外に、各避難所での分散備蓄を行うよう努める。

【備蓄場所の状況】

備蓄場所の名称	施設の区分	避難所	主な備蓄物資
---------	-------	-----	--------

		の指定	
役場備蓄倉庫	役場	無	主食 1,000 食、飲料水 1,000ℓ、毛布 300 枚
八森小学校	学校	有	主食 190 食、飲料水 380ℓ、
旧八森中学校	教育施設	有	主食 125 食、飲料水 250ℓ
峰浜小学校	学校	有	主食 120 食、飲料水 240ℓ
八峰中学校	学校	有	主食 135 食、飲料水 270ℓ
旧埴川小学校	教育施設	有	主食 80 食、飲料水 160ℓ

第 5 緊急調達体制の整備

1 調達体制の整備

町は、平時から災害発生に際して供給を行うのに必要な生活関連物資の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境整備と体制づくりを行う。

(1) 調達の方法は、おおむね次のとおりとする。

① 備蓄による調達

災害発生当日は、食料等の調達が困難なため、既存備蓄庫の備蓄物品を供給する。

② 民間業者からの調達

民間業者との協定に基づき、必要とする物資について協力要請し、調達する。

③ 県からの調達

災害状況により必要と判断される場合は、県で保有する物品等について応援要請し、調達する。

④ 日本赤十字社秋田県支部からの調達

日本赤十字社秋田県支部に応援要請し、調達する。

(2) 調達を行う際は、必要な物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。

2 物資の受入れ体制の整備

調達した食料・生活必需品の受入れ場所として、既存公共施設を指定する。また、住民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接、避難場所で受入れるものとする。

さらに、災害時における物資の受入・支給に関して、町民、町職員及びボランティアが協力して作業を行えるよう体制の整備を図る。

3 応援協力体制

他市町村や民間業者等との間に、救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

第9節 水害予防計画

○実施担当：総務部、建設部、産業部、県

第1 計画の方針

1 台風や豪雨等により、河川、ため池等の施設が決壊し、又は破損した場合、また、台風や発達した低気圧による高潮で海水面が上昇し、護岸、防潮堤等の施設が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらすので、年度ごとに定める「八峰町水防計画」に基づいて、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川の整備及び護岸整備の促進を図る。

2 県及び町は、住民が自らの地域水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

また、最近の大規模氾濫被害を踏まえ、県管理河川について、県は市町村と協働で減災対策協議会を設置し、減災のための目標を共有の上、ソフト・ハード対策を一体かつ計画的に推進することにより、地域特性に応じた防災・減災対策の強化に努めるものとする。

第2 浸水想定区域の指定

1 洪水浸水想定区域

国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定する水深、浸水継続時間等を公表し関係市町村に通知する。

2 高潮浸水想定区域

知事は、水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するとともに、指定の区域及び浸水した場合に想定する水深、浸水継続時間等を公表し関係市町村に通知する。

第3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難確保及び浸水防止のための措置

町は、国及び県から洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (3) 洪水又は高潮に係る避難訓練に係る事項

- (4) その他洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項。
- (5) 浸水想定区域内に次に掲げる施設があった場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ① 地下街等（地下街その他の地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
 - ② 要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
名称及び所在地を定めた施設については、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第4 洪水・高潮ハザードマップの作成

町は、その区域内に浸水想定区域を含む場合は、町地域防災計画ににおいて定められた上記第3(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を行うものとする。

第5 避難計画の策定

1 避難情報の発表基準

町は、洪水・高潮ハザードマップに基づく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の決定・通知基準並びに避難行動の開始基準などについて町地域防災計画に定めるものとする。

2 避難情報の伝達手段

町は、避難情報の伝達手段として、町防災行政無線などの通信施設の整備・高機能化などの促進を図る。

3 避難路・避難場所及び避難所の周知

町は、想定される洪水の被災を受けていない避難路、避難場所及び避難所（民間の宿泊施設を含む）について町地域防災計画に定め、これを洪水ハザードマップに掲載する。

また、住民説明会の実施、広報紙への掲載、さらに日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、わかりやすい誘導標識や案内板などを設置し、住民に対する周知徹底を図る。

4 避難所の開設・運営マニュアルの策定

町は、避難所の迅速な開設並びに円滑な運営に必要なマニュアルを作成する。

また、マニュアルに基づく住民参加型の実践的な訓練の実施・検証を行い、この結

果を踏まえたマニュアルの見直しや施設の改修並びに物資の備蓄や必要な資機材の整備に努める。

第6 地下街等における避難計画の策定

町及び地下街・地下道・地下駐車場等の不特定多数の人が利用する地下空間施設の管理者は、これらの施設の浸水被害を想定した避難計画の策定に努める。

なお、避難計画への掲載項目は以下のとおりとする。

- 1 施設利用者に避難又は避難誘導情報を伝達するための緊急情報伝達施設の整備
- 2 町と施設管理者間における連絡手段の整備
- 3 施設管理者から町長への避難実施に関する報告体制の整備
- 4 町から施設管理者・利用者及び周辺区域住民への避難勧告・指示情報の伝達手段の整備
- 5 施設を利用している要配慮者への避難情報の伝達手段の整備
- 6 浸水により被災を受けない避難所を町地域防災計画に定める

第7 孤立地区（集落等）の防止

町は、県と協力し、豪雨・洪水などから地区又は集落の孤立を防止するために次の事項について町地域防災計画に定めておくものとする。

- 1 孤立予想地区又は集落
- 2 迂回路
- 3 衛星携帯電話などの通信手段
- 4 生活必需品の備蓄
- 5 その他必要のある対策

第8 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者の避難支援を安全・確実に実施するための「避難行動要支援者避難支援プラン」の作成に努める。

第9 訓練の実施

町は、町職員、医療機関、自治会・自主防災組織などの地域コミュニティ団体及び関係機関等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。

さらに、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制並びに必要な資機材等の見直しなど現実に対応できる避難体制の整備を図るものとする。

第10 河川施設

1 現況

本町の河川は、高い標高地に源を發し、流路延長が短いため、台風や集中豪雨時には急激に増水する傾向にある。

2 対 策

(1) 河川改修、砂防工事の促進

二級河川及び砂防指定河川は、国、県及び関係機関に働きかけ、河川改修補助事業等により改修の促進を図る。

また、砂防指定地域における砂防工事の実施を促進し、土砂の流出を防止すると同時に水源山地における砂防指定河川の増加による計画的砂防の実施を図る。

小河川については、用排水改良事業、土地改良事業等の関連によって改修を促進し災害防止と河川の保護を図る。

(2) 水防資機材の整備

町水防計画に基づき、水防に必要な資機材を整備・備蓄する。

(3) 洪水予報システムの整備

県は、台風・豪雨等における雨量及び河川水位などのデータを関係機関に対し、迅速・的確に伝達するための「洪水予報システム」を整備する。

(4) パトロール等の実施

河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊防止を図るため水防計画に基づきパトロール等を実施し安全管理に努める。

(5) 集中降雨対策

短時間に多量の降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備を促進する。

第 11 ダム施設

町には、県が河川管理施設として所管しているダムがあり、当該ダムの操作規定に基づき下流河川洪水被害の軽減に努めている。

- 1 洪水の発生又は発生のおそれのある場合、洪水警戒態勢をとり、下流の洪水被害の軽減のためダム操作規定等に基づきダムでの貯留を実施する。
- 2 放流を実施する際は、あらかじめ関係機関に通知するとともに、下流の住民及び河川利用者に対する放流の警告については、サイレンの吹鳴やスピーカー放送で周知する。
- 3 平時においては、ダム管理施設を常に良好な状態に保持するとともに、特に停電対策については予備発電施設を整備している。また、情報伝達手段は、自営無線回線や一般通信回線を活用する。

【ダムの整備状況】

名 称	所管・事業主体	所在地	有効貯水容量	完成年月
水沢ダム	県	八峰町	2,596,000 m ³	平成7年3月

第 12 農業用ため池

1 現 況

農業用ため池の多くは、築造された年代が古く、老朽化が進行しているほか、農業従事者の高齢化や担い手不足により管理能力が低下しているため池も見られる。

台風や豪雨等によりため池が決壊した場合には、農業用水の供給源としての機能の停止と下流域の住民・住家等に大きな被害が予測されるため、平成 25～26 年度に実施した一斉点検結果に基づき、防災重点ため池を中心に、次の対策を実施する。

2 対 策

- (1) 町は、地震や豪雨時における防火重点ため池の決壊を想定したため池ハザードマップを作成し地域住民に対して適切な情報提供を図るほか、情報連絡体制の整備を図る。
- (2) 防災重点ため池のうち過去に被災したため池に類似するため池については、詳細な調査を順次実施し、決壊する恐れがあると判断されたものは、貯水量の制限、監視体制の強化、防災訓練、災害学習等の減災対策を実施するほか、必要に応じて補修・補強工事を実施する。
- (3) 施設の管理者は定期的に施設の安全点検を行い、出水期に備えた管理施設の点検整備を行う。
- (4) 老朽化したため池についても、農村地域防災減災事業等の制度を活用し、計画的な補強・補修に努める。

第10節 海岸保全、漁港施設災害予防計画

○実施担当：建設部、産業部、県、県漁協

第1 計画の方針

波浪などによる浸食から海岸及び漁港施設の防護対策を実施する。

国及び県は、津波、高潮及び波浪等による浸水被害の防止・軽減対策として防波堤の整備、消波ブロックの設置等による護岸施設の整備・強化を図る。また、漁港施設の被災防止措置と海岸の保全管理の強化に努める。

第2 海岸保全施設

1 現況

本町の海岸線の延長は21.582kmで、泊川を境に北部が岩礁地帯で南部が砂浜海岸となっている。

砂浜海岸は、北西の季節風の波浪による浸食が進行し、この浸食を要因とする家屋や農地等の浸水被害を防止するため、海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく本格的な対策工事に着手し、海岸保全施設の整備を進めている。

整備状況については、高潮及び浸食対策事業により直立護岸及び離岸堤が整備されており、海岸利用者の安全を確保するため、岩館漁港海岸（水産庁）に電光掲示板、サイレン、同報無線等が整備されている。

2 対策

海岸保全施設を整備し、津波、高潮及び波浪等から海岸や背後地を保護する。なお、本町で現在実施されている事業は次のとおり。

事業名	国土交通省 水管理・国土保全局所管	水産庁所管
高潮（津波）対策事業		八森漁港海岸
老朽化対策事業	八森海岸	

第3 漁港施設

1 現況

県の漁港漁場整備長期計画等により整備が進められ、本町では、第2種漁港の岩館・八森流通・生産拠点漁港が対象となっている。

2 対策

- (1) 県漁港漁場整備長期計画等に基づき、岩館・八森漁港において、漁港施設の機能を維持し、新たな想定地震に対応した施設の強化を含めた漁港施設の老朽対策を促進する。
- (2) 漁港背後地集落において、町は、背後漁村集落のハザードマップを作成する。

- (3) 台風、高潮等の災害における船舶の被害を防止するため、十分注意を払うよう指導する。
- (4) レジャー船所有者は、小型船舶会等の加入を推進し、船舶の登録、保管場所の確保等、漁港施設利用において漁船との共存を図る。

第11節 火災予防計画

○実施担当：総務部、消防本部、県、森林管理署

第1 計画の方針

建造物の過密化、多様化、気密化及び危険物の需要拡大等により、火災発生の危険が増大しており、これに対処するため消防力の強化、充実に努めるとともに、防災思想の普及及び予防査察等を実施して、火災の発生を防止する。特に、初期段階で重要となる住民及び自主防災組織による初期消火能力の向上を図る。

また、消防施設及び設備の充実、消防団員の教育訓練等消防力の向上に努める。

第2 火災予防意識の普及

1 現況

町は、消防力の充実強化と自主防災組織の組織化及び町民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。

特に、住宅火災での逃げ遅れによる死者の減少を目的として、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。町は、今後とも、耐震安全装置付き火気使用設備器具及び住宅用火災警報器の設置の指導に努めるとともに、消火器、消火用バケツの備付け、水の汲み置き等について指導に努める。

2 対策

(1) 一般家庭への予防対策

町は、町民に対し、火災予防運動などあらゆる機会を通じ、出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努め、次の点を指導する。

- ① 消火器、消火用バケツ等消火器具類の普及
- ② 住宅用火災警報器の設置の徹底
- ③ カーテン、じゅうたん及び寝具類等防災製品の普及促進
- ④ 灯油類危険物の安全管理の徹底
- ⑤ 異常気象時の火気取り扱いの制限

(2) 出火防止知識の普及方法

町は、各家庭における出火防止に関し、次の点について、その徹底を図る。

- ① 春秋の火災予防運動期間中、一般家庭を対象に、火災予防への取組について指導する。なお、高齢者のみの世帯等については、住宅防火診断を実施するなどより具体的な指導を行う。
- ② 講習会や各種訓練等の機会を通じて、火災予防に関する規則等の周知や消火器の使用方法、初期消火の方法等について指導を行い、出火防止措置や初期消火活動についての的確な知識の普及を図る。

第3 初期消火体制の確立

1 現況

火災の規模が大きくなると、消防機関等の消防力をもってしても十分な消火活動が不可能となる恐れがある。このため、住民は自主防災組織を中心に「自らの地域は自らで守る」という信念のもとに、延焼拡大に至らないうちに消火できるよう、初期消火の確立に努めている。

2 対 策

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のため置きなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 消防用設備等の適正化

消防法により町内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時有効にその機能が発揮されるよう、対応方法について、さらに指導の徹底を図る。

(3) 消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの消火形態に適応した消火器具の設置を指導する。

第4 一般火災

1 現 況

消防機関は、消防力の充実強化と自主防災組織等の組織強化及び町民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。

2 対 策

消防機関は次の対策を推進する。

(1) 消防力の強化

- ① 消防団員と消防職員の充足確保を図る。
- ② 消防施設、機械器具等の整備に努める。また、定期的にポンプ車、小型ポンプ積載車及び小型ポンプ等機械器具の点検及び更新を行う。
- ③ 消火栓、防火水槽等含む消防水利の整備を推進し、火災危険度の高い地域及び新たに住宅等の構造物が建設された地域に重点的に整備を図る。

(2) 火災警報等の発令

町長は、県から消防法に定める火災に関する気象通報を受けた場合のほか、気象状況が火災予防上危険であると認める場合は、遅滞なく火災警報等を発令する。

火災警報及び火災注意報発令基準（能代山本広域市町村圏組合火災防ぎょ計画）

区 分	基 準	周知の方法	対 策
警 報	1 風速 15mを超えるとき 2 実効湿度 60%以下で、最小湿度 25%以下のとき 3 風速 10m以上で、最小湿度 30%以下のとき	防災行政無線	消防団 管轄区域内 パトロール
注意報	1 風速 10mを超えるとき 2 実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下のとき 3 実効湿度 70%以下、風速 5m以上、最小湿度 40%以下のとき 4 異常乾燥注意報が発令されたときは、原則として発令すること。ただし、降雨雪の場合は発令しないこともある。前項の他、前数日間の状況及び時後の状況も勘案する。	防災行政無線	住民への周知

(3) 予防査察

消防長又は消防署長は、必要に応じて関係の場所への立入り等、予防査察を実施する。

(4) 防火管理者制度の徹底指導

学校、工場、旅館、興業所、文化財等特殊建築物における防火管理者制度及び業務の徹底について指導する。

(5) 火災予防条例等の周知徹底

町民に対し、火災予防の規定に関する普及の徹底や住宅用火災警報器の設置促進に努める。

第5 林野火災の予防

1 現 況

町の面積の8割を占める林野は、古くから木材その他の林産物の供給、大雨等の災害からの国土の保全、自然景観、健康保養の場として町民生活への貢献度は大きい。

また、林野火災による消失の回復には長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失は極めて大きなものとなる。このため、国、県及び森林関係機関と連携し、消防資機材の整備と林野火災の未然防止に努めている。

林野火災発生原因の大部分が主として、焚き火、タバコの火の不始末など人為的なものである。

2 対 策

林野火災は、人為的失火によるものが大部分であるので、関係機関と協力して次の施策を推進する。

(1) 広報宣伝の充実

山火事が発生するおそれのある時期に、重点的に広報宣伝を行い、山火事予防思想の普及徹底を図る。

① 山火事予防運動（4月1日～5月31日）の実施

- ② ポスター・表示板等の設置
- ③ 学校教育を通じての山火事予防に関する普及啓発
- ④ 報道機関を通じての啓発宣伝
- (2) 林野火災予防施設の整備
 - 林野火災の発生を未然に防止するため、火気取扱い場所を整備するとともに、火災の早期発見及び火気取扱いを監視するための施設を整備する。
 - ① 喫煙、焚き火のできる休憩所の設置
 - ② 火気取扱い監視区域等の設置
 - ③ 消防車両が通行可能な林道の整備
 - ④ 防火線として活用できる歩道等の整備
- (3) 巡視員の配置
 - 入林者に対する火気取扱いの指導、火災の早期発見、通報及び初期消火の徹底を図るため、巡視員を配置して警戒する。
- (4) 火入れに対する許可
 - ① 火入れを行う場合は、八峰町林野等火入れ条例（平成 18 年条例第 125 号）に基づき許可を申請させるとともに、許可条件を順守させる。
 - ② ごみの焼却・たき火など、火災と紛らわしい行為をする場合の届出を励行させる。
 - ③ 火災警報発令中、又は気象条件の急変等が予測される場合は火入れを中止させる。
 - ④ 火入れ時には現場責任者を置き、跡地の完全消火を図る。
- (5) 消防資機材の整備
 - 林野火災に対する消防力を維持強化するため、消防資機材の近代化と備蓄に努める。
- (6) 空中消火体制の整備
 - 林野火災現場の地形、延焼規模、その他の事情により空中消火が必要であると判断されるときは、「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」及び「秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則」による対処を知事に要請する。
- (7) 広域応援消防体制の整備
 - 隣接市町との相互応援協定を締結し、広域応援体制の確立を図るとともに、特に林野火災が広範な場合は、「秋田県広域消防相互応援協定」により対処する。
- (8) 訓練の実施
 - 林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年 1 回以上訓練を実施し、消火技術の向上を図る。
- (9) 町の消防体制の確立等
 - ① 林野火災の箇所及び規模により、必要な消防体制の確立とともに、林野火災用の消防資機材の整備・拡充を図る。
 - ② 消防車両が通行できる林道の整備や防火線（帯）の敷設及び防火林の造成等を図る。

第12節 危険物施設等災害予防計画

○実施担当：県、消防本部、取扱事業者

第1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生と拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は、安全規則の順守など適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立に努め、危険物施設等における安全確保を図る。

また、地震動による危険物製造・貯蔵施設等の倒壊、損壊、製造・貯蔵薬液等の爆発・漏洩事故の防止を図るため、防災関係機関並びに関係事業所は、施設の耐震診断・改修の推進、さらに維持管理の適正化、防災資機材の整備・拡充と併せ、自衛消防組織等の保安体制の強化に努める。

第2 危険物施設

○概況

現況	消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）の貯蔵所の状況は、平成29年12月現在55箇所となっており、うち取扱所は、20箇所である。
対策	<ol style="list-style-type: none">1 施設及び設備の維持管理<ol style="list-style-type: none">(1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努め、併せて定期的に点検を実施し、施設を常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。(2) 監督関係機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。2 資機材の整備<ol style="list-style-type: none">(1) 町及び消防機関においては、化学消防車等の整備を図り化学消防能力の向上を図る。(2) 施設の管理者は、消火設備及び消火剤等の備蓄、連絡通報のための資機材の整備を促進する。3 教育訓練の実施<ol style="list-style-type: none">(1) 県及び消防機関は、施設の管理者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識技能の向上を図る。(2) 施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、地震発生時における対処能力を向上させる。4 自衛消防組織の強化 自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制を整備する。

1 火薬類

現況	火薬類製造施設及び火薬庫は、平成 29 年 12 月現在、町内には所在していない。
対策	<p>(当該施設が所在した場合の対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備の維持管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して、常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。 (2) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備が基準に適合するよう指導する。 2 資機材の整備 <p>災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。</p> 3 教育訓練の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安講習会及び技術研修会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。 (2) 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。 4 自主保安体制の充実 <p>保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。</p>

2 高圧ガス

現況	高圧ガスは、町内の鉄工所や医療機関等で取扱っている。
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備の維持管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して、常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。 (2) 関係検査機関は、定期的に保安検査を実施し、施設及び設備の改善について指導する。県は、随時立入検査を実施して同様に指導する。 2 資機材の整備 <p>災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。</p> 3 教育訓練の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区別、業務別の保安講習会を実施し、施設及び設備の改善について指導する。 (2) 施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能を向上させる。 (3) 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。 4 自主保安体制の充実 <p>保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。</p>

3 LPガス

現況	町内におけるLPガスの販売事業所は、平成29年12月現在、1カ所となっており、町内の全区域でLPガスが利用されている。
対策	<p>1 施設及び設備の維持管理</p> <p>(1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して、常に最良の状態に維持する。</p> <p>(2) 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。</p> <p>2 資機材の整備</p> <p>災害の発生及び拡大防止、災害応急復旧ための資機材を整備する。</p> <p>3 教育訓練の実施</p> <p>(1) 地区別、業種別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の管理、保安に関する知識技能の向上を図る。</p> <p>(2) 訓練の実施を通じて、地震発生時における対処能力を向上させる。</p> <p>4 自主保安体制の充実</p> <p>保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。</p>

4 毒物・劇物

現況	毒物及び劇物の取扱事業所は、平成29年12月、現在町内には所在していない。
対策	<p>(当該施設が所在した場合の対策)</p> <p>1 施設及び設備の維持管理</p> <p>(1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して、常に最良の状態に維持する。</p> <p>(2) 監督関係機関は、随時立入検査を実施して、施設及び設備の改善について指導する。</p> <p>2 防災体制の確立</p> <p>施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、地震発生時における連絡通報、応急措置が的確に実施できるよう防災体制を確立する。</p>

第3 危険物等運搬車両

現況	<p>危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物の運搬は、タンクローリーやトラックなどの危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、地震や事故などによる漏洩・爆発災害が発生する危険性が增大している。</p> <p>特に、拡大を続けている高速道路ネットワーク網は、高速道路上における爆発・漏洩事故が多発的に発生する要素が高い。</p>
----	--

対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の順守等についての指導の徹底を図る。 2 危険物等製造事業者等に対して、関係法令に基づく安全確保の指導の徹底を図る。 3 危険物等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成及びその確保等運行管理の徹底を図るとともに、運転者等への交通安全の啓発、関係法令の順守及び危険物等の取扱いについての指導の徹底を図る。 4 秋田県危険物運搬車両事故防止対策協議会において、事故発生時の関係機関の連絡通報体制と作業分担を協議するとともに、東日本高速道路(株)、警察、消防、道路管理者等関係機関による合同訓練を行い、事故発生時の対応に備える。 5 事故発生時の緊急連絡先等を記載した「イエローカード」の交付及び携行普及に努める。
----	---

第 13 節 建築物災害予防計画

○実施担当：各部、各機関

第 1 計画の方針

建築物の耐火、不燃化の促進及び災害危険区域の指定による建築物の移転及び規制により、建築物の災害予防を図る。

第 2 特殊建築物

1 特殊建築物の範囲

特殊建築物は、学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

2 特殊建築物の予防対策

(1) 特殊建築物の被害を防止するため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条に基づき指定された用途で一定規模以上の建造物に対して、保安状況の定期調査報告を求め安全な維持管理に努める。

(2) 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が出入りし、勤務し又は居住する建築物については、必要な消防用設備の整備、防火管理者の配備及び消防計画の策定等を促進し、併せて予防査察の励行及び火災予防の徹底を図る。

(3) 建築監視員制度の実施

建築基準法に基づき、建築監視員を命じ、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止などの必要な措置を行い、建築物及び人的被害の防止を図る。

第 3 教育・医療施設等

町の所管施設については、各施設管理者が引き続き施設の点検、耐火・不燃性の確保に努める。

特に、災害時において医療救護活動の拠点となる医療機関、避難所となる学校や大規模施設等及び応急対策活動の拠点となる施設について重点を置くものとする。

第 4 一般の建築物

1 知識の普及活動

建築関係法令の施行を徹底し、安全性の確保に努め、かつ既存不適格建築物の防災性能の向上と維持保全に関する知識の普及を図る。

特に、不特定多数の人が利用する特殊建築物に対しては、年 2 回の「建築物防災週間」を中心に防災査察を実施して、防災機能の向上及び防災知識の普及に努めている。

2 防災診断・改修等の促進

- (1) 住宅密集地における耐火・不燃化を指向し、建築物の災害を予防する。
- (2) 建築物の防災診断及び各種融資・補助制度の周知によって、防災改修又は解体の促進に努める
- (3) 雪による建築物の倒壊防止又は屋根からの落雪事故防止のため、降雪前における建築物の点検、適時の雪下ろし指導などを行う。

第5 その他

災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止するため、環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

第14節 土砂災害予防計画

○実施担当：建設部、産業部、県、森林管理署

第1 計画の方針

土砂災害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。また、危険度の高い場所については、災害防止のための対策を実施して、町民の生命、財産の保全に努めることが重要である。

このため、地すべり、土石流、山腹崩壊等の土砂災害の発生のおそれのある箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立、危険地域における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転などの総合的な対策を実施し土砂災害の防止を図る。

第2 土砂災害警戒区域等

1 現況

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策を推進することが求められている。ここでいう「土砂災害」は、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因とするものである。

2 基礎調査結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれのある土地の利用状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

3 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害により住民等に危害が発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定し、関係のある市町村長に通知するものとする。

4 対策

町は、県による土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予警報の発令・伝達に関する事項
- (2) 避難場所及び避難経路に関する事項

- (3) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (4) 避難、救助その他必要な警戒避難態勢に関する事項
- (5) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地。

名称及び所在地を定めた施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

5 土砂災害ハザードマップの作成

町は、その区域内に土砂災害警戒区域を含む場合は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じることとする。

6 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により住民等に著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該区域について以下の措置を講じるものとする。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生じる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要がある区域においては、建築基準法に基づく被害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。

第3 地すべり危険区域

1 現 況

本町では、地すべり危険箇所として2箇所が警戒区域に指定され、地すべりのおそれのある地域については調査のうえ、状況の把握に努めている。

2 対 策

- (1) 現在警戒区域として指定されている箇所及び指定申請箇所については防止工事の早期着工を図るため、系統的な調査を行って危険箇所の把握に努め、県による対策事業の実施を促進する。
- (2) 土地所有者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次の行為を行わないように指導する。

- ① 水を放流し又は停滞させる行為、その他水の浸水を助長する行為
- ② ため池、用排水路その他崩壊防止施設及び工作物等の設置又は改造
- ③ のり切り、切土、掘削又は盛土
- ④ 土石の採取又は集積
- ⑤ その他災害を助長し、誘発する行為

第4 急傾斜地

1 現況

本町には、急傾斜地崩壊等災害発生危険区域が多く、急傾斜崩壊危険区域として指定された箇所はランクⅠが30箇所、ランクⅡが37箇所になっており、災害が予想される区域又は箇所を事前に把握し、危険区域箇所の指定促進を図るとともに指定箇所の県による対策工事の早期完成を図っている。

急傾斜地の指定及び指定基準の概要は次のとおりである。

- (1) 傾斜度が30度以上であること。
- (2) 崖の高さが5m以上で、対象人家が5戸以上（5個未満でも官公署、学校、病院、旅館等を含む。）であること。
- (3) 崩壊のおそれがある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他に危害を生ずるおそれがあるもの、及びそれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、また誘発するおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地であること。

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）	被害想定区域内で人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のほか社会福祉施設等の要配慮者施設のある場合を含む。）ある箇所
急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）	被害想定区域内で人家が1～4戸以上、以下、急傾斜地危険箇所（Ⅰ）の考え方と同様

2 対策

- (1) 現在工事中の箇所については、早期完成を図るとともに、危険度の高い区域から順次対策が実施できるように努める。
- (2) 災害危険区域、崖地付近に既に建築されている危険住宅については、「八峰町がけ地近接等危険住宅移転事業に関する規則（平成18年規則第104号）」に基づき、これらの危険住宅の移転事業を実施する。

第5 土石流

1 現況

本町の河川上流は大半が急流河川で、脆弱な地質と森林の管理が不十分なことなどにより山地の荒廃が進み、融雪や豪雨により大量の土砂を流出させていることから、

町は、山腹崩壊又はその後の降雨などによって発生する土石流対策を事業主体である県とともに次のとおり推進する。

- (1) 土石流に対処するための砂防工事を促進する。
- (2) 土石流危険渓流に関する資料を関係住民に提供するとともに標示板等の設置を促進する。
- (3) 土石流危険渓流の周辺住民へ警戒避難について指導する。
- (4) 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、降雨時の対応などについて、地域住民に周知徹底を図る。
- (5) 土石流により5戸未満の人家に被害が生ずるおそれのある渓流及び新たに家屋の建築されることが予想される渓流についても、必要があれば本計画に準じて、土石流災害の防止に努めるものとする。

第6 山地災害

1 現況

本町の森林は急峻な地形と脆弱な地質のため、特に融雪、豪雨等によって山腹崩壊や崩壊土砂の流出等、山地災害が発生しており、これを予防するために、保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めている。

本町の山腹崩壊危険地区の指定箇所は27箇所、崩壊土石流危険地区は県管理分が113箇所、国管理分が2箇所となっている。

2 対策

県では、融雪や大雨等に起因する災害の発生、水需要の増大に伴う森林整備の必要性、良好な生活環境、自然環境への要望の高まりなどに対応するため、市町村別に実施すべき治山事業施行箇所数を地域森林計画に登載し、治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進する。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

- ① 豪雨等多様な自然現象に起因する山地災害に応じた予防対策の推進
- ② 人家集中地区、重要なライフラインが存在する地区等について警戒避難に資する対策を含め重点的な治山事業の実施
- ③ 治山事業施工地等の適切な維持管理の推進

(2) 水源地域の機能強化

- ① 水資源の確保を図るため、複層林等と渓流水を地中に浸透させる治山ダム等の水土保持施設の一体的な整備の計画的かつ効果的な推進
- ② ダム等の水源地域の森林の林床植生の生育促進等を含めた土砂流出防止対策の推進
- ③ 森林と渓流・湧水等が一体となって、良質な水の供給や美しい景観の形成に資するよう、溪畔林の造成等を積極的に実施

第7 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害の軽減に資することを目的として、気象業務法、災害対策基本法により秋田県（建設部河川砂防課）と秋田地方気象台が共同で発表する。

2 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難の判断に役立てることを目的としている。

3 基本的な考え方

土砂災害警戒情報とは、市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都道府県が市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」及び気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説を一つに統合した情報として、秋田県と秋田地方気象台が共同して作成・発表する情報である。

- (1) 発表対象は、災害対策基本法に基づく避難勧告等の権限者である市町村長とする。
- (2) 住民の自主避難にも利用できるように留意する。
- (3) 伝達は、発表者（秋田県及び秋田地方気象台）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。
- (4) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して作成・発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。
- (5) 市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
- (6) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には秋田地方気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (7) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、秋田地方気象台のデータに加えて秋田県建設部の持つきめこまかな雨量情報を活用する。
- (8) 秋田県及び秋田地方気象台は、市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について連携して広報活動に努めるものとする。
- (9) 今後、新たなデータや知見が得られたときは、土砂災害警戒情報の発表・解除に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

4 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水

の流動等を反映したものではない。

従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

そのため、市町村長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて総合的に判断する必要がある。

5 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小発表単位とし、大潟村を除く秋田県内全ての市町村を発表対象としている。

また、発表する市町村単位が広範であり、地域特性等が著しく異なる場合は、適宜分割について検討する必要がある。

6 土砂災害警戒情報の発表及び解除

発表基準	<p>発表基準は、大雨特別警報・大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達したときとする。</p> <p>この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警報を発表するものとする。</p> <p>なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられる場合には、秋田県建設部と秋田県地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。</p>
解除基準	<p>解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。</p>

第8 警戒・避難体制等の整備

1 土砂災害危険箇所の周知

土砂災害ハザードマップなどの関係資料を住民に提供するとともに、危険箇所には標示板などを設置し、住民への周知徹底を図る。

2 警戒・避難に関する情報の周知

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、消防機関と協力し、町防災行政無線及び広報車等による広報で住民に伝達し、特に、警戒を要する地域には自治会等の自主防災組織のリーダー等に伝達し、相互の連絡体制を確立する。

災害の予兆現象に関する情報は、住民と情報の共有化に努め、避難行動の迅速化を図る。

3 危険箇所の巡視・パトロール

土砂災害警戒情報が発表されたとき又は豪雨等により土砂災害の発生が予測されるときは、土砂災害危険箇所を重点的にパトロールし、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握する。

4 避難勧告等の発令基準の設定

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本としつつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報等を踏まえた具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

また、避難すべき区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞りこんで発令できるよう、具体的に設定するものとする。

また、次の予兆現象が確認された場合は、住民の自主避難を指導する。

地すべり等の予兆現象

区 分	予 兆 現 象
地すべり	1 地面にひび割れができる 2 沢や井戸の水が濁る 3 斜面から水が噴出する
崖崩れ	1 崖からの湧き水が濁る 2 崖に亀裂が入る 3 小石が転がり落ちる
土石流	1 地鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる 2 雨が降り続けているのに川の水位が下がり始める 3 川の水が濁る、流木が混ざり始める

5 予報、警報及び避難情報の住民への伝達

予報、警報及び避難情報は、迅速かつ正確に住民に伝達し、周知されるようにするほか、異常発生時には住民自らの的確に通報・避難ができる体制をとるよう指導する。

町は、住民に対して町防災行政無線及び広報車等により伝達するとともに避難誘導にあたる。その際、要配慮者には十分配慮する。

6 避難の方法

避難の方法については、溪流・河川等は渡らない、崖付近は避けるなど、安全な避難経路・方法を住民に周知する。

7 避難の場所

土石流、崖崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であり、避難人家からできる限り近距離にある場所に指定する。

第10 災害危険区域からの住宅移転

1 現況

災害危険区域については、各種事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し多額の費用を要する場合又は工事によっても安全を確保できない場合は、安全な場所への移転等について指導している。

2 対策

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

- (1) 防災のための集団移転促進事業
- (2) がけ地近接危険住宅移転事業

第11 土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに定める事項

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予警報の発令・伝達

- ① 対象区域 全ての土砂災害指定区域
- ② 情報の収集方法
 - ア 災害・防災情報
 - ・秋田県防災ポータルサイト
 - イ 雨量、気象注意報・警報、土砂災害危険度判定メッシュ
 - ・気象庁ホームページ又は防災情報提供システム
 - ウ 河川の水位
 - ・秋田県建設部河川砂防課 秋田県河川砂防情報システム
 - ・国土交通省 川の防災情報
 - エ 土砂災害危険箇所、土砂災害危険度情報
 - ・秋田県建設部河川砂防課 土砂災害危険箇所MAP
 - オ その他
 - ・自治会や消防団などからの土砂災害の予兆現象に関する情報
- ③ 避難勧告等の発令基準

区分	現地情報や気象情報等による基準	土砂災害警戒情報を補足する情報や防災情報提供システムによる基準
----	-----------------	---------------------------------

避難準備・ 高齢者等避難開始 (避難行動 要支援者避難)	①近隣で前兆現象(湧き水・地下水の濁り、量の変化)が発見されたとき ②大雨警報(土砂災害)が発表されたとき	①「土砂災害警報情報」を補足する情報における予測雨量が、2時間後に「土砂災害発生危険基準線(C Lライン)」に達すると予想されたとき ②「気象庁防災情報提供システム」の「土砂災害警戒判定メッシュ」情報において「大雨警報基準」に達したとき
避難勧告	①近隣で前兆現象(斜面の崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生)が発見されたとき ②土砂災害警報情報が発表されたとき	①「土砂災害警報情報」を補足する情報における予測雨量が、1時間後に「土砂災害発生危険基準線(C Lライン)」に達すると予想されたとき ②「気象庁防災情報提供システム」の「土砂災害警戒判定メッシュ」情報において「土砂災害警戒情報基準」に達したとき
避難指示 (緊急)	①近隣で土砂災害が発生したとき ②近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見されたとき	①「土砂災害警報情報」を補足する情報における予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(C Lライン)」に達し引き続き降雨が見込まれるとき

④ 情報及び避難勧告等の伝達方法

- ア 町防災行政無線(戸別受信機を含む)
- イ 報道機関
- ウ 広報車、消防団、自治防災組織(自主防災組織がない場合は自治会)
- エ その他インターネット等による情報発信

2 避難場所及び避難経路等

NO	旧町村名	避難勧告等 発令区域	災害 種別	箇所 番号	箇所名	避難場所	避難路
1	八 森 町	岩館	急傾斜	Ⅱ-325	チゴキ	旧岩館小学校グラウンド ※避難所 旧岩館小学校	避難場所までの 公共用 道路、赤 道など 日常使
2			急傾斜	Ⅱ-326	物見1号		
3			急傾斜	Ⅱ-327	物見2号		
4			土石流	I-378	狭田川		
5			急傾斜	I-337	和田表		
6			土石流	I-379	岩館塚の台沢		
7			土石流	I-380	釜の上川		

8		急傾斜	I-338	釜ノ上	用している生活道路等を使用して避難する。	
9		土石流	I-381	向台川		
10		土石流	I-382	向台川 2		
11		急傾斜	I-339	向台		
12		急傾斜	I-1155	門の沢		
13		急傾斜	I-340	岩館		
14		急傾斜	I-341	岩館 1 号		
15	小入川	急傾斜	Ⅱ-328	鉾山		
16		急傾斜	Ⅱ-329	イケソリ 1 号		
17		急傾斜	Ⅱ-330	イケソリ 2 号		
18		土石流	I-383	小人川沢		
19		急傾斜	I-342	小人川		
20		急傾斜	I-343	小人川 1 号		
21		土石流	Ⅱ-240	小人川沢 2		
22		急傾斜	Ⅱ-331	伊勢鉢台		
23	滝の間	急傾斜	I-1156	御所ノ台		文化交流施設駐車場 旧観海子ども園広場 ※避難所 文化交流施設
24		土石流	I-385	御所の台沢		
25		急傾斜	I-1157	長坂		
26		急傾斜	Ⅱ-332	茶ノ沢 1 号		
27		土石流	I-384	茶の沢川 2		
28		急傾斜	Ⅱ-333	茶ノ沢		
29		土石流	I-386	茶の沢川		
30		急傾斜	Ⅱ-334	滝ノ間 2 号		
31		急傾斜	I-345	滝ノ間 1 号		
32		急傾斜	I-347	滝ノ間		
33	横間 立石	急傾斜	Ⅱ-335	横間 4 号		
34		急傾斜	Ⅱ-336	横間 3 号		
35		土石流	I-387	横間沢 2		
36		急傾斜	I-348	横間		
37		急傾斜	I-349	横間 2 号		
38		地すべり	63	立石		
39	茂浦 中浜	土石流	I-388	杉の沢		
40		急傾斜	I-350	茂浦 4 号		
41		急傾斜	I-351	茂浦		
42		急傾斜	I-352	茂浦 2 号		
43		急傾斜	I-人 31	茂浦 3 号		
44		急傾斜	Ⅱ-337	下嘉治助台		
45		急傾斜	I-353	中浜		

46		土石流	I-389	鯨川		
47	樺 樺台	急傾斜	I-354	樺1号		
48		急傾斜	I-355	樺		
49		土石流	I-390	樺台沢1		
50		土石流	I-391	樺台沢2		
51		急傾斜	I-人32	樺台		
52		急傾斜	II-338	塚ノ台3号		
53		急傾斜	II-339	塚ノ台2号		
54		本館 泊	急傾斜	II-340	塚ノ台1号	
55			急傾斜	II-341	塚ノ台4号	
56			土石流	I-392	新川	
57			急傾斜	I-1158	本館	
58			土石流	I-393	本館沢	
59			大久保岱 手這坂	土石流	II-257	手這坂沢
60		土石流		I-417	大久保岱沢川	
61	土石流	I-418		大久保岱まちの沢		
62	急傾斜	II-422		大久保岱1号		
63	急傾斜	II-423		大久保岱2号		
64	急傾斜	II-424		大久保岱3号	旧岩子小学校グラ ンド	
65	岩子	地すべり	64	下漆原(岩子)	※避難所	
66		急傾斜	II-426	岩子1号	旧岩子小学校	
67		急傾斜	II-427	岩子2号		
68		急傾斜	I-311	岩子		
69		急傾斜	I-1179	榎木沢1号		
70		急傾斜	I-1180	榎木沢2号		
71		急傾斜	II-425	杉沢		
72	水沢 萩ノ台	急傾斜	I-1181	水沢	峰浜小学校グラ ンド	
73		急傾斜	II-428	萩ノ台	※避難所 峰浜小学校	
74	畑谷 上強坂	急傾斜	II-431	田上	八峰中学校グラ ンド	
75		急傾斜	I-316	畑谷	峰栄館広場	
76		急傾斜	II-432	上強坂	※避難所	
77		急傾斜	II-430	上小台軸	八峰中学校、峰 栄館	
78	小手萩	急傾斜	I-317	小手萩	旧塙川小学校グラ ンド	
79	塙 大信田	急傾斜	II-433	下榎(中村)	ド	
80		急傾斜	I-314	塙	塙川健康センター 駐	
81		急傾斜	II-429	塙1号	車場	
82		土石流	I-419	寺ノ沢川(大信田)	※避難所	

83		土石流	Ⅱ-258	7ヶ所沢（大信田）	旧埴川小学校
84	大沢 外林	急傾斜	Ⅱ-436	大沢2号	埴川健康センター
85		急傾斜	Ⅱ-437	大沢口	
86		急傾斜	Ⅱ-434	外林1号	
87		急傾斜	Ⅱ-435	外林2号	
88	石川	急傾斜	Ⅱ-438	石川1号	
89		急傾斜	Ⅱ-439	石川3号	
90		急傾斜	Ⅱ-440	石川4号	
91		急傾斜	Ⅱ-441	石川2号	

3 土砂災害に係る避難訓練等

町は、関係機関と連携し、防災知識の普及計画、防災訓練計画等に基づき、避難場所等の構成自治会単位等による避難訓練を行うものとする。なお、訓練を行う際には、次の点に留意する。

- ①指定緊急避難場所は、災害種別応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した場所を最優先とすること、また、指定緊急避難場所と指定避難所の違いについて周知する。
- ②避難行動をとることがかえって危険と判断する場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動や屋内での待機等の判断を住民等自らが行うべきであること。
- ③災害に関する知識の啓発や意識の高揚その他必要と思われる事項。

4 避難、救助その他必要な警戒避難体制

町は、町地域防災計画に定められた活動体制計画及び避難計画等により住民等の避難・救助等に当たるほか、次の体制を整備する。

①準備体制

- 大雨及び土砂災害等に関する消防庁危機管理センターからの情報を確認した時
 - ア 防災担当者は情報収集開始（雨量・予兆現象の報告等）
 - ・防災担当者及び建設課職員は自宅待機（防災担当者は必要に応じ宿直）
 - イ 関係各課・消防署・消防団等への情報提供（住民等への情報提供含む）
 - ・関係機関との連絡・調整
 - ・関係課長の打合せ
 - ウ 避難場所、避難所等の確認

②注意体制

- 災害対策連絡部が設置された時
 - ア 部長及び1次参集者登庁
 - イ 関係課長打ち合わせ
 - ・職員による現場パトロール等開始
 - ウ 消防団等への出動準備命令
 - エ 避難準備・高齢者等避難開始情報発令の判断（夜間・早朝時等）

・避難所担当者等への事前連絡

●災害対策警戒部設置

- ア 2次参集者登庁
- イ 避難所の開設準備
- ウ 消防団等出動
- エ 教育関係施設の休校等の対応判断

③警戒体制

●災害対策本部設置（避難準備・高齢者等避難開始情報発令に向けた準備）

- ア 本部長及び3次参集者登庁
- イ 関係機関への助言要請
- ウ 災害対策本部会議

○避難準備・高齢者等避難開始発令

- ア 防災行政無線等による周知
- イ 避難所開設

●避難勧告に向けた準備

- ア 関係機関への助言要請
- イ 災害対策本部会議

○避難勧告発令

・防災行政無線等による周知

●避難指示（緊急）発令

- ア 自衛隊等への派遣要請
- イ 避難者への支援
- ウ 他市町村等関係機関への応援要請

第 15 節 公共施設災害予防計画

○実施担当：各部、各機関

第 1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道等の公共施設は、町民の日常生活、社会経済活動及び防災活動上極めて重要であり、これらの施設管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、関係機関が連携を図りながら施設災害の防護を図る。

第 2 道路及び橋梁

1 現 況

本町の道路網は、国道 101 号を主要幹線として、これらに県道及び町道が有機的に結びつき形成されているが、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため道路網の整備が急務であると同時に、災害に対処するため計画的な改修が進められている。

2 対 策

(1) 道路の点検整備

- ① 豪雨等に対する道路ネットワークの安全性・信頼性の向上を図るため、危険箇所の継続的点検及び施設の整備を計画的に推進する。さらに、異常気象時の通行規制、巡回点検、情報連絡体制等の整備により、安全確保を図る。
- ② 道路防災点検（落石・崩壊・岩石崩壊・地すべり・雪崩・土石流等）を実施し、必要に応じて改修工事を行う。
- ③ 道路及び交通に関する情報を適切に収集把握し、これを道路利用者へ情報提供できるように、情報連絡体制を整備し安全を図る。

(2) 橋梁の点検整備

- ① パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に橋梁の保全を図る。
- ② 既設橋梁の補修計画は、老朽度、架設年度、交通量、幅員、設計荷重、将来の道路計画等を調査しながら整備の促進を図る。

第 3 水道施設

1 現 況

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。町営の水道施設は、計画的に改修工事を行ってきており、安全に供給できる施設整備を目指している。

2 対 策

(1) 施設の防災性の強化

- ① 災害に対する安全性を向上させるために、水道施設の建設に際しては耐震性の

向上を図る。

- ② 水道施設の設計にあたっては、災害に対し十分安全な構造とする。

(2) 応急給水体制と資機材の整備

- ① 町は、水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。
- ② 町は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第4 下水道施設

1 現況

下水道は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで欠くことのできない施設であり、生活雑排水の処理やトイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川や海洋等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設である。終末処理場は、耐火、耐震等の対処がなされているが、海岸部に近い施設があり、津波・高潮災害が懸念されるほか、管路は地震に対し脆弱である。また、下水道処理計画区域外の地区では、合併処理浄化槽による整備を推進している。

2 対策

(1) 管渠

- ① 損傷のおそれのある箇所について定期点検を実施し、老朽化の著しいものから修繕等を実施する。
- ② 新たに敷設される管渠にあつては、地盤条件を十分検討したうえで基礎等を設け強度の向上を図り、また軟弱地盤などの場合は管渠の接合部等に可撓性継手等を使用するなどの地盤変動に対する耐久力の向上を図る。
- ③ 町は、定期的なパトロールと保守点検に努め、機能の保全を図る。

(2) 処理場及びマンホールポンプ

- ① 町は、電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。
- ② 老朽化対策を計画的に実施する。

(3) 合併処理浄化槽

- ① 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、設計にあたっては十分安全な構造とする。
- ② 地震により、不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤に浄化槽を設置しなければならない場合は、基礎を補強するなどの被害防止対策を講ずる。
- ③ 定期的に施設の点検を行う。

第5 電力施設

1 現況

本町で消費される電力のほとんどは県内の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給するため電気施設を台風、洪水、落雷等の災害から予防する

ため、関係機関では施設の改善、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

2 対 策

電気設備に係る関係機関は、本町における電力が安定供給されるよう次に定める対策を推進しており、町は事業所等との連絡調整を図る。

(1) 設備の強化と保全

① 発電設備

- ア 構築物、付属設備及び防護施設を整備する。
- イ 耐雷遮へい、避雷器の適正更新及び耐塩対策を強化する。
- ウ 重点系統保護継電装置を強化する。

② 送配電設備

- ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策と異常箇所の早期発見及び早期対策を講ずる。
- イ 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- ウ 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- エ 各種避雷装置等の増強により耐雷対策及び耐塩対策を強化する。

③ 通信設備

- ア 主要通信系統のループ化に努める。
- イ 移動無線応援体制を強化する。
- ウ 無停電電源及び予備電源を強化する。

(2) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施（災害発生のおそれのある場合は、その直前に実施）する。

(3) 災害復旧体制の確立

- ① 情報連絡体制を確保する。
- ② 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ③ 復旧資材及び輸送力を確保する

(4) 防災訓練の実施

- ① 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、又は総合的に実施する。
- ② 各防災機関の実施する訓練に参加する。

第6 鉄道施設

1 現 況

鉄道施設を災害から防護するため、線路諸設備の点検整備を定期的の実施するとともに、周辺の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

2 対 策

(1) 施設の維持管理・補強措置

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留め・トンネル等の定期的な検査を行い、災害による被害防止等のチェックにより防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替えなどの事業を推進する。

- ① 橋梁の維持補修に努める。
- ② 河川改修とともに橋梁の改良に努める。
- ③ 法面、土留めの維持補修を行う。
- ④ 落石防止設備を強化する。
- ⑤ 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。
- ⑥ 駅舎等建物の維持補修に努める。
- ⑦ 線路周辺的环境変化に応ずる災害予防を強化する。
- ⑧ 台風及び強風時等における線路警戒態勢を確立する。
- ⑨ その他防災上必要な施設の改良に努める。

(2) 警戒体制の確立

台風及び強風時等における線路警戒体制を確立する。

(3) 防災訓練の実施

必要に応じて非常招集等の防災訓練を行う。

(4) 資機材の整備

早急に運転再開を図るため、平時から必要な資機材を整備する。

第7 社会公共施設等

1 社会福祉施設

(1) 現況

町内には、乳幼児、高齢者、心身障害者（児）等の要配慮者が入所又は通所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練等を受けながら生活している。

(2) 対策

- ① 災害発生時に際しては、避難情報や災害情報を入所者へ早期周知することが、災害拡大を防ぐため有効な方法であるので、職員が迅速かつ冷静に入所者等への周知を図れるよう平素から訓練を実施する。
- ② 施設等の管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防機関等関係機関と災害対策について具体的な協議を十分行い、施設の実態に即した消防計画を作成し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。
- ③ 防火管理体制については、定期的に施設の安全性及び保安体制について自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- ④ 地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合、応援が円滑に得られるよう平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- ⑤ 施設設置者は、自家発電装置等の非常用電源の整備に努めるものとする。

2 病院等

(1) 現 況

町内には入院設備のある病院はないが、診療所及び歯科医院があり、傷病者の治療並びに予防対策指導等を実施して、地域住民の健康管理を図っている。町は、医療施設等と連携し、防災体制を整備する。

(2) 対 策

① 医療施設の自主点検の実施

火災予防について管理者が定期的に自主点検を実施する。

② 避難救助体制の確立

患者については、日頃からその状況を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力で避難することが困難な患者についての避難救助体制を確立する。

③ 医薬品及び危険物の安全管理

石油類、医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災、地震等の災害発生時における安全管理対策を講ずる。

医薬品のうち劇・毒物については、容器の転倒、破損による流出などがないよう安全な保管対策を講ずる。

④ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

万一の災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

第16節 風害予防計画

○実施担当：総務部、建設部、産業部、県、各機関

第1 計画の方針

町内の砂浜海岸には、防風及び砂防のための保安林が設けられているが、松くい虫被害が著しく、町は、国や県と協力して保安林の植樹・再生に関する事業の早期実施を図るなど、防風林、防風施設等の整備を促進することが重要である。

また、町は、台風等の暴風による被害を防止するため、気象情報を的確に把握して建物の補強及び漁船の避難等について指示し、風害の予防を図る。さらに、台風に起因するフェーン現象に対する火災予防及び日本海低気圧から延びる寒冷前線通過や発達した積乱雲の通過等による局地的な突風や竜巻等の被害防止に努める。

第2 風害の種類

1 台風

本町を襲来する台風は、日本海を北東進して、北東北や北海道に接近又は上陸する台風である。

2 日本海低気圧

日本海を主として東～北東に進む低気圧のこと。

3 竜巻

竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい渦巻で、漏斗状または柱上の雲を伴うことがある。地上では、収束性で回転性の突風や気圧の急降下が観測され、被害域は帯状・線状となることが多い。

4 フェーン現象

湿った空気が山を越えるときに雨を降らせ、その後山を吹き降りて、乾燥し気温が高くなる現象。または、上空の高温位の空気塊が力学的に山地の風下側に降下することにより乾燥し気温が高くなる現象。建物火災や林野火災の被害拡大要因の1つである。

5 塩風害

台風や日本海低気圧の接近上陸に伴い、塩分を含んだ強風や降雨による農作物、農業施設への被害、さらに電力施設に付着し絶縁破壊による停電が発生する。

第3 風害の予防対策

1 監視・情報収集体制の整備

(1) 監視体制

台風の接近や上陸予測、又は発達した低気圧に関する気象情報などの発表を基に、町、消防関係及び防災関係機関等は、連携した監視態勢に入る。

(2) 警戒態勢への移行

災害の発生予測から発生までの状況を見極め、監視態勢から警戒態勢など段階的な移行を行い、被害情報収集に努め、迅速な応急対応を実施する。

2 対 策

(1) 町及び消防機関

- ① 強風から森林を防護するため、杉人工林においては適切な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては、改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。
- ② 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- ③ フェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
 - ア 火災予防の広報、消防査察を実施して防災意識の高揚を図る。
 - イ 状況に対応した火災警報を発令し、必要な人員を招集して出動体制を強化する。
 - ウ 消防資機材及び消防水利の整備・点検を実施する。
 - エ 消防団員は分団区域の警戒を実施する。
- ④ 台風の襲来に伴って降る大雨による被害を防止するために、水防対策を確立する。

(2) 農業協同組合

農業関係機関による農作物の倒伏及び果樹の落下防止対策等の指導を徹底する。

(3) 漁業協同組合

漁業協同組合は、気象に関する予報・警報を的確に把握し、必要により漁船所有者に出漁中止、又は帰港等の指導・通報を行う。また、漁船所有者は、漁船の係留、漁網及び漁具等の流出防止に努める。

(4) 学校等の管理者

学校等の管理者は、校舎、建物を点検し、老朽部分を補強するとともに、児童生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。

(5) 町民等

- ① 家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置を実施して安全を図る。
 - ア はずれやすい戸や窓、弱い壁は筋かい、支柱等で補強する。
 - イ 棟木、母屋、梁等を鋸で止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
 - エ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝落としをする。
 - オ 強風下では、屋根には登らない。
 - カ 必要により避難の準備をする
- ② 台風の襲来のおそれがある場合は、登山や海釣りなどを見合わせるとともに、日頃からラジオを携行するよう努める。

第 17 節 雪害予防計画

○実施担当：各部、県、警察、各機関

第 1 計画の方針

豪雪による交通機能の麻痺や地域経済の停滞を防止するため、国、県及び市町村は相互の情報共有と緊密な連携のもと、降雪期における除排雪態勢を強化し、基幹道路や生活道路を確保する。また、一人暮らしの高齢者など要配慮者への除排雪支援や住民への情報提供に努め、町民生活の安定を図る。

第 2 冬期交通の確保

1 現 況

通勤・通学の便に支障のないよう幹線道路を中心としながら、歩道除雪も併せて行い、冬期間における町民の生活の安定と交通の確保のため除雪体制の整備を図っている。

2 対 策

(1) 道路の除排雪

各道路管理者は、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築に努める。また豪雪により町のみでは対応が困難な場合は、国や県に除排雪機材の提供や関連業者の斡旋などを要請する。

区 分	実施機関
一般国道	秋田県 (国道 101 号は直轄指定区域外)
県 道	秋田県
町 道	八峰町

(2) 除雪体制

① 除雪道路

町が行う通常の除雪路線は、毎年「除雪計画」を作成し、これに基づいて除雪を行う。

② 除雪関係機関との連携

町は、除雪を行うにあたっては、県及び関係機関・団体との密接な連携を保って協力体制を整え、除雪作業の効率化を図る。

③ 住宅密集地の除排雪

町は、住宅密集地の除雪にあたっては、県及び関係機関・団体と屋根の雪下ろしの時期、雪捨て場の指定、搬送方法等について相互に連絡し、除雪作業の調整、受益者並びに住民の協力を得て、除雪実施の円滑化を図る。

(3) 除雪デーの実施

相当の積雪量となったとき、冬期交通の円滑化、災害防止の面から町除雪計画により適切な時期を捉え、関係自治会、その他関係団体等による町ぐるみの「除雪デー」を設け、屋根の雪下ろし及び道路の一斉除排雪を行う。

(4) 住民に対する要請事項

- ① 路上駐車している車のため、除雪に支障が生ずる場合があるため、特に夜間の路上駐車はしない。
- ② 除雪された雪や宅地内の雪は絶対に道路に出さないで各家庭で処理する。
- ③ 除雪作業に支障となる樹木の枝（道路内の高さ 4.5 m以内）を切る。
- ④ 道路敷地内には絶対に物を置かないこと。特に、入り口付近の鉄板や板類は除雪作業の邪魔になるだけでなく、機械に巻き込まれて人身、物損事故につながる危険もある。また、道路より下がっている所には壊れやすいものを放置しない。
- ⑤ 除雪により破損が予想される壊れやすい建物の戸、窓、シャッター等については、あらかじめ標識を設置するか、板等で保護する。

(5) 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、警察は「積雪時における道路交通対策要綱」に基づき、交通指導取締りを実施する。

(6) 鉄道輸送の確保

雪害による列車の運転阻害を最小限にとどめるため、防雪及び除雪体制の確立、設備及び機械類の整備増強、雪害状況に対する運転計画の策定等により運行を確保する。細部については、東日本旅客鉄道(株)秋田支社の「雪害対策計画」による。

(7) バスの運行確保

バス事業者は、町が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

第3 雪崩防止対策

1 現 況

本町の雪崩発生危険箇所は 29 カ所で、そのうち 21 箇所が人家に影響を及ぼす可能性がある。特に、大雪や融雪時に雪崩が発生するおそれがあり、このため、雪崩による住家の破壊、道路の途絶などにおいては、過去に被害がなくとも警戒を必要とする。

また、豪雪時には、地すべり、急傾斜地崩壊危険区域においても警戒体制が必要である。

2 対 策

(1) 警戒避難体制の確立

雪崩発生危険箇所周辺の集落及び道路においては災害が発生した場合、直ちに警戒及び避難できる体制を確立する。

(2) 対策事業の計画的推進

雪崩発生危険箇所には、雪崩防止のため対策事業を計画的に推進する。

① 雪崩防止施設の整備促進

雪崩発生危険箇所については、所管ごとに雪崩防止のための対策事業を計画的に促進する。

② 雪崩発生危険箇所の査察等

関係機関と協力し、雪崩発生危険箇所について適時パトロールを実施し、雪崩の被害が発生するおそれがあると認める場合は、雪崩落とし等予防措置を講ずる。

③ 標識等の設置

各機関と協力し、雪崩発生危険箇所を一般に周知させるため、標識を整備して危険区域への立入り、通行を制限し、防護柵を設けて被害の防止に努める。

④ 雪崩による被災を受けない指定避難所の指定及び周知

第4 民生対策

1 現況

積雪のため町民の生活が制約を受ける場合も考えられるため、町は関係機関と協力し常に事故防止等に努力を払っている。

2 対策

(1) 人命及び建物被害の防止

積雪、雪崩等による人身事故及び建造物の被害を防止するため、次の事項の指導を徹底する。

① 雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件となり「雪下ろし注意情報」が発表された場合、町は、町防災行政無線等で町民に注意を喚起する。

② 雪崩及び落雪の危険地域に対する立入り、通行制限を行い、保護柵を設けるとともに、必要により警戒員を配置する。

③ 屋根の雪下ろし及び除排雪を適期に実施するとともに、常に非常口を確保する。
(屋根の危険積雪深：70cm以上)

④ 道路の除雪、屋根からの落雪等により排水溝をせき止めないよう、除排雪に努める。

⑤ 要援護家庭の雪下ろし、除排雪については、地域関係者が協力して実施する。

(2) 孤立集落対策

積雪、雪崩等により孤立するおそれのある集落の実情を把握し、次の措置を講ずる。

① 急病人、出産、食料の緊急補給等に対する処理と通信連絡の確保について関係機関との協力体制を整備する。

② 急病人等に対する応急措置、手当のための医薬品の備付けについて指導する。

③ 緊急交通を確保するため、雪上車等の整備に努める。

(3) 町民の対策

個人の家屋及び家屋周辺の雪処理については、個人又はその関係者において行うことが原則であり、新築、リフォームにあたって、屋根雪処理に配慮した克雪

化に努めるとともに、平素から次の事に留意し雪害に備える。

- ① 降雪前からの準備
 - ア 除排雪用具の事前の準備
 - イ 住宅の屋内外の点検
 - ウ 食料、飲料水、燃料等の備蓄
- ② 降雪期における対応
 - ア 気象情報の把握
 - イ 公共交通機関の積極的な利用
 - ウ 火災に備えた避難路の確保
 - エ 雪下ろし作業時等の安全確保
 - オ 路上駐車 of 自粛
 - カ 住宅から道路への雪出しや河川への投棄の自粛
 - キ 地域コミュニティによる生活道路、通学路の除排雪への協力

(4) 地域コミュニティ等の対策

豪雪時に要配慮者は、自身による除排雪が困難となることから、自治会、自主防災組織等の地域コミュニティが適切な対応をとることが必要である。そのため、地域コミュニティは、地域の実情に応じた防災活動を次のとおり行う。

- ① 降雪前からの準備
 - ア 地域の情報収集・伝達体制の確立
 - イ 防災知識の普及
 - ウ 防災資機材の備蓄・管理
- ② 降雪期における対応
 - ア 出火防止、初期消火活動
 - イ 地域内の被害状況の情報収集
 - ウ 住民に対する防災情報の伝達
 - エ 救出救護の実施・協力
 - オ 要配慮者への支援
 - カ 地域ぐるみの一斉除排雪

(5) 町民への情報提供

① 町民への防災知識の普及

町は、雪害に対する防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、パンフレットや広報紙の配布等により、雪害時の備えや雪崩危険箇所の公表等について日頃から町民への周知を図る。

② 町民への雪下ろし企業の紹介等

町は、住家の雪下ろしを実施する業者や雪下ろし費用の目安について、降雪前に町民にチラシや広報紙等で提供する。

③ 町民への雪捨て場等の情報提供

町は、広報紙、ホームページ、その他の媒体を活用し、町民等からの排雪を受け入れる雪捨て場や除排雪に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

- ④ 除排雪作業時の安全対策の周知
町は、広報紙やポスター、講習会等により安全な除排雪作業を普及する。
- ⑤ 除排雪情報の住民への提供
町は、地域住民にホームページやチラシ等により、住民が利用できる雪捨て場の状況や道路の除排雪時期等の情報提供に努める。
- (6) 火災予防の徹底と消防体制の強化
火災予防の徹底を図るとともに、消防機械の整備点検及び道路除雪を行い、消防活動に支障のない体制を確立する。また、消火栓、防火水槽、自然水利等の除排雪と標示を行う。
- (7) 水防対策
融雪洪水に備え、水防資機材の整備、危険区域の警戒及び水防要員の確保を図る。
- (8) 除排雪に関するボランティア活動
 - ① ボランティア登録者の要件
除排雪ボランティアは、雪に対する経験や気象の変化による危険性の理解が必要であり、積雪寒冷地の在住者が望ましい。
 - ② 安全の確保
ボランティアに対する事故防止対策と現場指導を徹底し、次のような事故の防止に努めなければならない。
 - ア 屋根の雪下ろし作業時の滑落事故
 - イ 気温の上昇による屋根からの落雪による事故
 - ウ 重機（ロータリー車等）に巻き込まれるなどの事故
 - ③ 健康管理
積雪寒冷環境下における屋根の雪下ろし、除排雪など運動量の激しい作業は、体力の著しい消耗や低温時の発汗などにより、脳血管疾患や心疾患などを発症する引き金となることもあるため、注意喚起が必要である。
このため、町、社会福祉協議会及び関係機関は、ボランティアの健康管理には十分に配慮するものとする。
 - ④ ボランティア活動保険への加入
除排雪作業に係る防災ボランティア活動保険に加入するものとする。
 - ⑤ 事業者保険への加入
募集者は、参加者が他に与えた損害や参加者自身のケガやボランティア活動保険の対象外の疾病等に対応するため、事業者保険に加入するものとする。

第5 農林漁業対策

1 現況

積雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春作業の遅延による被害が出ている。

2 対 策

(1) 農作物対策

- ① 消雪の促進
- ② 樹体及び棚被害の防止
- ③ 野兎、野鼠被害の防止
- ④ 病虫害の防除

(2) 農業用施設対策

- ① 施設の補修・補強の実施
- ② 施設の屋根及び軒下等の排雪
- ③ 消雪パイプ及び流雪溝の設置推進

(3) 畜産関係対策

- ① 畜舎の保全管理
- ② 越冬飼料の確保
- ③ 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
- ④ 草地の維持管理
- ⑤ 家畜疾病の防止

(4) 内水面養殖業対策

- ① 平時の魚体の健康管理の強化
- ② 水深の維持、また屋根をかける等越冬池の管理
- ③ 積雪時における湧水、地下水の確保

(5) 林業関係対策

- ① 適切な間伐・枝打ちを実施し、雪による枝倒れの軽減を図る

(6) 水産関係対策

- ① 漁船の除排雪の励行
- ② 水産共同施設、海面養殖施設等の補修・補強の実施

第6 文教対策

1 現 況

町教育委員会は、幼児・児童・生徒の安全と、学校教育及び社会教育並びに社会体育施設の雪害防止を図るため、次の事項を実施している。

- (1) 情報の収集と関係機関との連絡調整
- (2) 町の文教施設の管理者に対する除排雪の指示及び実施

2 対 策

事項名	実施内容	実施機関
連絡	系統的に一元化し、迅速、的確に行う	町教育委員会 学校関係団体
火災予防	① 煙突接触部は不燃材により施工する。 ② 消火確認の実施を徹底する。	町教育委員会 学校関係団体

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 責任者による巡回を励行する。 ④ 水源の確保と消火器材の点検を行う。 	
危険防止	<ul style="list-style-type: none"> ① 冬期間の避難路確保に留意する。 ② 落雪及び雪崩箇所を表示、警戒（体育館、屋根等を含む）を行う。 ③ 悪天候時における幼児・児童・生徒に対する休校措置を実施する。 ④ 集団下校時には、必要に応じ引率者を配置する。 ⑤ 水槽等の危険箇所を標示し、周辺への立入りを制限する。 	町教育委員会 学校関係団体
通学道路の確保	道路の除排雪については、所管する道路管理者が緊密な連絡調整を行う。	町、県 町教育委員会 学校関係機関 集落、町関係団体
学校施設等の保護	<ul style="list-style-type: none"> ① 校舎・体育館の雪下ろしを励行する。 ② 防災施設等を補強する。 ③ 水源の確保、消火器の点検整備に努める。 ④ 防火、防災思想の徹底を図る。 	町教育委員会 学校
社会教育施設等の保護	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災施設の除排雪を励行する。 ② 防災施設を補強する。 ③ 避難口の標示、除排雪に努める。 ④ 防災思想の普及、徹底を図る。 	町教育委員会 町関係団体
文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防関係者との連携を図る。 ② 常時監視体制を確保する。 ③ 防災施設の除排雪を励行する。 ④ 文化財保護関係者等との協力体制の充実を図る。 ⑤ 文化財の修理、補強に努める。 	町教育委員会 町関係団体
冬山登山者への指導	<ul style="list-style-type: none"> ① 冬山登山に対する適切な指導、助言する。 ② 冬山登山の基礎訓練を実施する。 ③ 登山服装を点検する。 ④ 登山届出を励行する。 	町 町教育委員会 町関係団体

(注) 防災施設とは、防災上重要な施設をいう。

第18節 農林漁業災害予防計画

○実施担当：産業部、県、各機関

第1 計画の方針

農地防災、林地防災及び漁業防災等の農山漁村整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農林漁業技術の向上に努め、農林漁業災害の防止を図る。

第2 農地及び農業用施設

1 現況

農業労働力の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設の維持管理が不十分となり、施設が老朽化しているものがある。

2 対策

農地、農業施設の災害の防止

洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について、総合的に農地防災事業等を推進し、災害発生の未然防止を図る。

第3 農作物

1 現況

農作物の豊凶は、気象条件及び栽培技術の水準により左右される。収穫量の安定化を図るため、農業気象速報の配布や栽培技術の向上に努めている。

2 対策

(1) 農業気象情報の伝達

① 定期的に農業気象速報（作況ニュース等を含む）を作成配布するほか、様々なメディア（秋田県ホームページ「美の国あきたネット」、こまちチャンネル、秋田県農業気象システム等）を通じて、農家への周知徹底を図る。

② 冷霜害等に関する気象情報は速やかに伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て、災害予防対策の徹底を図る。

(2) 栽培技術指導等

① 気象条件に対応できる栽培技術の向上に努める。

② 関係機関との連絡体制を確立し、相互に栽培技術の向上に努める。

第4 農林漁業災害対策

1 水害対策	
予防対策	1 転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。 2 老朽化したため池等の改修、補強整備を図る。 3 病害虫の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。 4 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、水害防備、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。 5 水害予防のための予防治山事業を実施する。
事後対策	1 水稻 (1) 泥水の流入を防ぐとともに早期排水に努める。 (2) 冠水した稲は水分を失いやすく、また活力が低下しているので、急激に乾かさないうで浅水管理を主体にした水管理と間断かん水に努める。 (3) いもち病・白葉枯病・黄化萎縮病・アワヨトウ等の病害虫防除を徹底する。 2 その他作物 (1) 明渠等により圃場からの排水を速やかに行う。 (2) 茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。 (3) 中耕・培土及び追肥等により生育の回復を図る。 (4) 早期に病害虫防除を実施する。 3 畜産 施設内に浸水があった場合は停滞水やゴミ等を速やかに排除し、水洗・消毒の実施により、疾病や病害虫の発生予防に努める。 4 林業 林地や林道の復旧については、災害関連緊急治山事業などの各種復旧事業により早期復旧を図る。

2 風害対策	
予防対策	1 水稻 深水管理により異常蒸散を防止する。 2 果樹等 (1) 風害軽減のため防風網・防風林等を設置する。 (2) 支柱の設置及び棚の補強等により倒木・倒伏を防止する。 (3) 収穫適期における収穫作業の促進を図る。 3 施設園芸作物 (1) ハウス等の補修・補強を実施する。 (2) 防風網を設置する。 4 畜産 畜舎の補修・補強を実施する。 5 林業

	間伐等保育の促進により、耐風性に優れた森林を育成する。
事後対策	<p>1 水稻 倒伏した場合は、早期に立て直し、結束により、穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。</p> <p>2 果樹、ホップ等</p> <p>(1) 倒木・倒伏棚の早期立て直しを実施する。</p> <p>(2) カスガイ等により裂開部の接着を実施する。</p> <p>(3) 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。</p> <p>(4) 早期に病害虫防除を実施する。</p> <p>(5) 落果した果実は損傷程度により選別し、用途に応じて処分する。</p> <p>3 その他作物</p> <p>(1) 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。</p> <p>(2) 早期に病害虫防除を実施する。</p> <p>(3) 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。</p> <p>4 畜産 損傷施設に応急措置を講じ、風雨の侵入を防ぐ。</p> <p>5 林業</p> <p>(1) 被害林木の放置による病害虫の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等などの二次被害を防止するため、被害木の早期処理を行う。</p> <p>(2) 森林の崩壊に伴う土砂流出及び被害木の流出に対処するため治山ダム工を施工し、これらが下流域に流出することを防止する。</p>

3 雪害対策	
予防対策	<p>1 農作物</p> <p>(1) 積雪期間の長期化による越冬作物の被害を防止するため、融雪促進剤・土・籾殻燻炭等を散布し融雪を促進する。</p> <p>(2) 水稻等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤を散布するほか機械等による強制除排雪に努める。</p> <p>(3) 暗・明渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。</p> <p>(4) 根雪前に麦雪腐病防除を徹底する。</p> <p>(5) 果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の堀上げを実施し、大雪のときは共同で除排雪を実施する。</p> <p>(6) 野兎・野鼠被害を防止するため、殺鼠剤・忌避剤の利用等を励行する。</p> <p>2 農業関係施設</p> <p>(1) 降雪前に支柱や筋かい等により補強するとともに、被害箇所を補修する。</p> <p>(2) 施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。</p> <p>(3) 消雪パイプ・流雪溝等の設置を推進する。</p>

	<p>3 畜産</p> <p>(1) 畜舎等の倒壊を防止するため、早期雪下ろしや畜舎周辺の除排雪に努める。</p> <p>(2) 輸送事情等の悪化による飼料不足が生じないように、余裕のある備蓄計画に努める。</p> <p>(3) 輸送事情の悪化及び凍結等による牛乳、乳製品等の品質低下を防止するため、品質管理の指導と合わせて、集出荷のための路線の確保に努める。</p> <p>(4) 積雪による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。</p> <p>(5) 冬期間に多発する呼吸器疾病等を予防するため、アンモニアの発生源となるふん尿の適切な処理に努める。</p> <p>4 内水面養殖業</p> <p>(1) 疾病対策、栄養要求に合わせた給餌等、平時の魚体の健康管理を強化する。</p> <p>(2) 越冬池は深い水深の維持、また屋根をかける等の工夫により池水の保温に努める。</p> <p>(3) 積雪期における湧水、地下水を確保するとともに、除排雪・割氷の実施により斃死（へいし）を防止する。</p> <p>5 林業</p> <p>適切な間伐の実施による密度調整を行い、雪に強い森林を造成する。</p>
事後対策	<p>1 農作物</p> <p>(1) 果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで接着させる。</p> <p>(2) 枝の折損程度に応じて早期に剪定を実施する。</p> <p>(3) 枝折れ・食害による損傷部に薬剤を塗布し樹体を保護する。</p> <p>(4) 排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。</p> <p>2 林業</p> <p>(1) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次災害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。</p> <p>(2) 雪により倒伏した林木のうち、被害が軽微なものは雪起こしにより回復を図る。</p>

4 霜害対策	
予防対策	<p>1 水稻</p> <p>育苗期間中の二重被覆、田植え後の深水管理等による夜間保温を励行する。</p> <p>2 野菜・畑作物等</p> <p>(1) パイプハウス栽培では、カーテン、トンネル等による夜間保温を行う。</p>

	(2) 露地ではトンネル、べたかけ被覆等で保温対策を励行する。 3 果樹 固形燃料等を燃焼させ周辺温度を上げる。
事後対策	1 水稻 育苗期に降霜があった場合は日の出前に散水して損傷を防ぐ。 2 果樹 (1) 結実量確保のために人工授粉を励行する。 (2) 被害程度に応じた摘果を実施する。

5 冷害対策	
予防対策	1 水稻 (1) 品種の適正配置により危険分散を図る。 (2) 土づくり対策及び施肥の適正化により稲体の健全化を図る。 (3) 健苗育成により初期生育の促進を図る。 (4) 適正な栽植密度により目標生育量の早期確保に努める。 (5) 深水管理により幼穂を保護し、不稔を回避する。 (6) 病虫害防除を徹底する。 2 野菜・花き類 (1) 被覆資材の活用により保温に努める。 (2) マルチ栽培等により地温の上昇を図る。

6 雹害対策	
予防対策	1 果樹 (1) 傷害果実の適正摘果を実施する。 (2) 被害園における病虫害防除等の適正管理を励行する。 2 その他作物 (1) 傷害果、傷害葉を速やかに摘除する。 (2) 病虫害発生防止のため、早期に薬剤散布を実施する。 (3) 中耕・培土・追肥等により育成の回復を図る。

7 干害対策	
予防対策	1 水稻 用水の計画的利用を推進する。 2 その他作物 (1) 有機物の多用、深耕など土壌改良等により、土壌保水力の増加を図る。 (2) スプリンクラー、うね間灌水施設等を設備する。 (3) 水源かん養林、干害防備等保安林の整備・拡充を図り、干害の発生を抑制する。

8 塩害対策	
予防対策	<p>1 水稲、畑作物</p> <p>(1) 農作物に海水がかかった場合は、直ちに真水で塩分を洗い流す。</p> <p>(2) 塩分が蓄積した土、表土を客土する。</p> <p>2 果樹</p> <p>潮風を受けた場合は、直ちに樹体に水を散布し洗い流す。</p>

第 19 節 危険物等大量流出災害予防計画

○実施担当：総務部、県、消防本部、警察、関係事業所

第 1 計画の方針

海上や河川への油や薬液などの危険物等の大量流出は、天候、海流、時間の経過が流出量の増加や流出範囲の拡大につながる。

被害は、沿岸観光地及び海水浴場区域の汚染、火災の発生、揮発性物質による漁業関係者及び近隣住民の健康への影響、水産資源の汚染、さらには漁港施設などにも甚大な被害が予測される。

このため、町、防災関係機関及び関係事業所は、防災資機材の備蓄促進や設備の維持管理の徹底に努めるとともに、相互に協力して災害を防止する。

第 2 設備、資機材の整備等

1 現 況

油類等の大量流出災害を未然に防止するため、関係事業所は、定期的に当該施設を点検し漏油等の防止に努めている。

2 対 策

(1) 災害の未然防止

- ① 各事業所は、施設を定期的に点検して漏油等の防止に努める。
- ② 消防機関は、事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行い防災思想の高揚を図る。

(2) 防災資機材の整備・備蓄

- ① 流出油等の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を整備・備蓄する。
- ② 回収した油塊、油吸収材などの焼却施設を整備する。
- ③ 通信機器やガス検知器などの整備を促進する。
- ④ 資機材を定期的に点検し、老朽化したものについては計画的に更新する。

(3) 被害拡大の防止

防災関係機関は、事業所に対し防除資機材の整備に関して整備基準を順守するよう指導を徹底する。

(4) 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結するよう努める。

(5) 訓練の実施

各事業所は、事業所単位又は各事業所が共同して訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

第 20 節 文化財災害予防計画

○実施担当：文教部、県

第 1 計画の方針

文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するための重要な財産であり、地域住民の精神の拠り所である。これらの財産を後世に伝えるため、文化財等の災害予防に関する計画を策定し、防災・防火管理体制の確立を図る。

町は、文化財等の所有者・管理者、地域住民との連携・協力体制の構築を進め、地域全体の文化財等の災害予防を図る。

第 2 文化財等

1 現 況

本町の建築物文化財は、町指定の椿銀山山神社 1 件だけであるが、神社や寺院をはじめ、古木や名木、板碑など後世に残さなければならない貴重なものが町内に賦存している。

2 対 策

(1) 文化財等管理者に対する指導の徹底

- ① 定期的に防災診断を行い、管理者の防災意識の高揚を図る。
- ② 防災訓練の実施
- ③ 文化財搬出責任者に対する搬出避難の知識技能の習熟を図り、安全な避難知識の向上を図る。
- ④ 消火、警報施設等の整備に努める。

(2) 保護施設等の整備

- ① 災害防止のため、耐火、耐震構造の施設等を設置推進する。
- ② 文化財等の復元、修理等の推進に努める。

第 21 節 特殊災害予防計画

○実施担当：総務部、産業部、県、海上保安庁、各機関

第 1 計画の方針

社会経済の複雑、多様化に伴い、事故の態様も大規模、特殊化してきている。こうした状況の中で、特殊災害及び突発的な重大事故を防止するため、防災活動が効果的に実施されるような体制を確立する。

第 2 航空機災害

1 対 策

- (1) 災害発生時において、迅速、的確な初動対応を行うため、消防機関、医療機関、自衛隊並びに近隣市町村等の関係機関の連携を密にする。
- (2) 災害発生時における関係機関への通報、連絡が容易に行えるように通信施設の整備に努める。

第 3 海上災害

1 現 況

海上交通の発達と船を利用した魚釣りの増加、マリンスポーツの普及により、海上及び港湾等における災害は増加傾向にある。

2 対 策

- (1) 船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等法令の順守について指導監督する。
- (2) 各種船舶に対する海難事故防止運動を実施するほか、海難事故防止に関する講習会、チラシ配布などにより防災思想の啓発を図る。
- (3) 水難救済会、漁業協同組合等関係団体と通報連絡体制を密にするとともに、毎年 1 回以上訓練を実施する。

第 4 危険物等運搬車両

1 現 況

危険物、火薬類、高圧ガス、LP ガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送が多く、災害発生危険性が增大している。また、高速道路や自動車専用道路の延伸に伴い事故が発生した場合、高速走行のためタンクや運搬容器の被害が拡大する可能性が高まっている。

2 対 策

- (1) 多量危険物等の運搬については、これらの運行管理者及び運転者に対し安全運転

の励行を指導する。

- (2) 有資格者の乗務、保安教育の徹底など運送事業者の自主保安体制の確立を図るほか、運送者に対する予防査察の徹底を図る。

第5 放射性物質災害

1 現 況

放射線を放出する物質は、本町では医療機関などで使用されており、事業所における事故のほか、輸送車両の事故も想定される。

2 対 策

- (1) 監督関係機関は、事業者及び現場責任者（以下「事業者等」という。）に対し、監督及び指導を行うとともに、事業者等から助言を求められた場合は適切な助言を与えるものとする。
- (2) 事業者等は、関係法令に定める規定を順守し、常に安全基準の見直しを図るとともに、放射線による災害の予防に関する規定等の作成を行い、災害の未然防止を図る。
- (3) 事業者等は、放射線による災害を未然に防止するため各種資機材の整備を図る。
- (4) 地震その他の災害が起こったことにより、放射線障害のおそれのある場合又は障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずる。
 - ① 人命救助及び応急手当
 - ② 消防署及び関係機関への通報・連絡
 - ③ 火災の初期消火
 - ④ 二次災害回避のための交通整理

第22節 廃棄物処理計画

○実施担当：民生部、県、各機関

第1 計画の方針

災害地域においては、生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等で発生するし尿や浄化槽汚泥（し尿等）、建物の倒壊・撤去等に伴って発生する廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベスト、津波堆積物（がれき等）のほか、山間部では流木・倒木等の発生が想定されるため、これらの収集・分別・処理が環境に配慮したうえで迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ整備しておく。

第2 実施機関

町は、災害により排出される生活系廃棄物及びし尿等を迅速に処理する。ただし、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理については、事業主が行うものとする。本町で処理することが不可能な場合は、県の指導により、他の市町村に応援要請しその解決を図るものとする。

1 清掃の方法

災害発生後、災害規模に応じて直ちに廃棄物処理を行う。なお、一般廃棄物の中間処理施設を有する能代山本広域市町村圏組合での緊急な運搬のもとに適正な処理を行うものとする。また、処理が困難な物についても、平時から処理ルートを開拓するものとする。

(1) ごみ処理

① 収集順位

腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は町民生活に重大な支障を与えるものを優先する。

② 収集品目

生活系廃棄物、家電リサイクル法の対象品目

③ 収集方法

ア 災害ごみは、町が保有する車両、許可業者又は臨時借上げ車両により中間処理施設に搬入するなど適正に処理する。

イ ごみの排出場所については、臨時集積場の設置又は道路排出とし、その集積方法については、あらかじめ、自治会等と協議して定めておく。

ウ あらかじめ定められた集積方法については、広報紙、ホームページ等で周知するほか、災害が発生した場合は、被災地域内にチラシの配布等により周知する。

エ 周知の際は、いわゆる便乗ごみの排出が行われないよう、合わせて周知するものとする。

オ 収集における人員については、衛生班と対策本部事務局及びボランティア受入窓口等と連携をとりながら、許可業者やボランティアなどの人員を確保し、衛

生班において、収集計画を立て、実施する。

カ 高齢者などの要援護世帯に対するごみの運搬には、ボランティア等による支援で対応する。その際は、あらかじめ作成している要援護者台帳により対象者を把握し、本人、家族、自治会等の関係者と連絡を取りながら、対応するものとする。

(2) し尿処理

① 収集単位

浸水被害の場合は、水が引いた後、浸水した区域及び重要性の高い施設を優先する。

② 収集処理方法

ア し尿の処理については、町の許可業者が直接被害家屋を巡回し、収集するものとする。

イ 住民に対しては、直接町の許可業者に収集依頼をしてもらうよう、防災行政無線、チラシの配布などで住民に周知する。

(3) 犬、猫等の死体処理

① 収集順位

飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、住民の通報により町が処理する。

② 収集処理の方法

ア 移動し得るものについては、焼却施設又は公衆衛生上支障のない場所で処理する。

イ 移動しがたいものは、埋設処理等、その場で他に影響を及ぼさないよう個々に処理する。

第4 廃棄物の処理施設の応急対策

廃棄物の処理施設の被災状況により、他の施設へ処理を依頼するとともに、施設処理の復旧については、迅速に対応するものとする。

また、廃棄物処理施設が被災した場合に備え、次の事項を含む町災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

①緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画

②災害によって発生した廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）の一時保管場所となる仮置き場の配置計画

③有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物の適正処理計画

第23節 医療計画

○実施担当：民生部、県、医師会等、消防本部

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合における救急医療活動が、的確かつ円滑に実施できるようにするため、平時から能代市山本郡医師会及び日本赤十字社秋田県支部と協力し、医療救護班等の派遣体制を整え、初期医療及び後方より支援する医療機関等との協力体制を整備、確立する。

その際、医療救護班及び救護所の機能を十分に発揮するため、秋田県災害医療救護計画に基づき、地域災害医療センターとして指定されている能代厚生医療センターにおいて医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。

また、災害の規模が広域にわたり一度に多数の負傷者が出た場合に対応するため、広域的な救急医療体制の整備及び災害派遣医療チーム（DMAT）の活用など相互応援体制の推進を図る。

第2 町の役割

相当規模の災害発生時には、地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、町で対応可能な被災規模の場合は、町が災害医療に係る活動を統率する。

このため、能代市山本郡内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係機関及び消防機関、警察、保健所等の関係機関との連携体制を整備する。

1 県災害医療対策本部への要請

災害の種類や規模に応じ、町で対応が困難な場合は、県災害医療対策本部に対し、必要な医療支援を求める。

2 災害医療の研修、訓練の実施

災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

第3 応急医療体制の整備

1 初期医療体制の整備

(1) 現況

初期医療体制については、災害医療救護活動に関する協定を締結している能代市山本郡医師会、地域災害医療センターである能代厚生医療センター等の協力を得て、医療救護班の出動が準備されている。

後方医療体制については、既存の病院及び診療所に依存することになる。

(2) 対策

① 医療救護班の編成

町では、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、通信体制・情報収集体制の整備に努め、能代市山本郡医師会等の関係機関と協議して救

急医療対策組織の確立に努める。

② 救護所の設置

医療救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、負傷者等の収容治療にあたる体制を整える。

ア 設置場所の確保

関係機関等との調整を図り、救護所にあてるべき建物等をあらかじめ調査把握しておく。

イ 臨時・移動救護所用設備の調達

災害の状況により適切な救護用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資機材等（水、非常用電源）を秋田県災害医療救護計画に基づき、県の指示を受けて災害拠点病院から調達する。

③ トリアージ実施体制の整備

医療救護班の医師及び消防機関は、初期医療措置の迅速化を図るため、負傷程度により治療の優先度を判定するトリアージの実施体制を整備する。

2 後方医療体制の整備

(1) 後方医療体制の整備

① 町は、医療救護班による対応が困難な重症患者等を収容するため、秋田県地域防災計画に位置付けられている災害医療機関や災害協力医療機関へ要請等、後方医療支援について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。

② 町は、県の医療救護班等の派遣要請について、関係機関等と調整を図り、その体制整備に努める。

(2) 応援医療体制の整備

町及び既存の病院等は、県が指定した地域災害医療センター等との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議のうえ体制を確立し、そのために必要となる設備機器の整備に努める。

(3) 負傷者の搬送体制の整備

① 陸上の搬送

消防機関は、道路管理者、警察及び関係機関との連絡調整を図り、高規格救急車を配備するなど、効率的な搬送体制の確立に努める。

② 緊急時の搬送

町は、陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態等に備え、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプター等を活用した緊急搬送を迅速に行うため、臨時ヘリポートを設け、関係機関との連絡体制の整備に努める。

(4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

① 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を受けており、災害時においても平時と同様の医療を要することから、適切な医療体制

を確保する必要がある。

このため、町は断水時における透析施設への水の優先供給、近隣市町村への患者搬送や医師会等関係機関との連携による情報共有の体制を整える。

② 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器等を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門治療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平時から保健所等を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町村等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

第4 広域的救護活動

1 現況

広域圏内では、医療機関による日常の医療活動のほか、休祭日には救急医療病院が輪番制で救急業務にあたっている。

2 対策

- (1) 町は、血液供給の円滑化を図るため、秋田県赤十字血液センター等との連絡体制を確保する。
- (2) 災害時に必要とする応急医薬品及び衛生材料等を常時一定量備蓄し、供給の確保を図る。
- (3) 町内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、県、医療機関及び能代市山本郡医師会等との連携を強化する。
- (4) 能代市山本郡医師会とは「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、平時から訓練を行うなど連携して災害時に備える。

第24節 要配慮者支援計画

○実施担当：民生部、県、関係機関

第1 計画の方針

災害発生時には、自力で避難することが要配慮者と外国人及び地理に不案内な旅行者などの安全や心身の健康状態を確保するため特段の配慮が必要である。

このため、町は、県、福祉施設等の関係機関と連携し、「要配慮者避難支援プラン（災害時要援護者避難支援プラン）」（以下、「要配慮者避難支援プラン」という。）を策定するとともに、地域住民、自治会等自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者の実態を把握し、災害時における情報の収集伝達、避難誘導及び避難生活等の援助対策の確立を図る。

第2 要配慮者避難支援計画の作成

町は、要配慮者の支援業務を的確に行うため、県、医療機関、福祉施設などと協力し、「要配慮者避難支援プラン」の策定に努める。

1 要配慮者避難支援プランの基本的な考え方

- (1) 要配慮者に対する避難支援は、基本となる「自助（自ら身を守ること）」が身体的特性等から困難である場合が想定されるため「共助（家族、自治会、自主防災組織等による支援活動）」が特に重要となる。
- (2) 町は要配慮者への支援対策と対応した避難準備・高齢者等避難開始（要配慮者を対象とした避難）を通知する。
難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者及び避難支援者に対し、迅速で確実に伝達されることが重要であり、これを伝達するための情報システムの整備が不可欠である。
- (3) 町は、要配慮者の住所、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、福祉関係機関と防災関係機関が連携し電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、福祉団体、地域団体等が連携し、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な支援計画を策定しておくことが必要である。
- (4) 要配慮者避難支援プランの作成は、地域性を配慮のうえ定める。

2 避難行動要支援者名簿の作成と活用

- (1) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。
- (2) 町は、名簿の作成に際しては、必要な限度で町が保有する個人情報を利用できる。また、難病患者に係る情報等については、県等に情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

- (3) 新たに町に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、災害時要支援者避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、平時から避難行動支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。また、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が確認された場合は、名簿から削除するなど、随時名簿の更新を行う。
- (4) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平時から消防機関、警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供する。
- (5) 災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。
- (6) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、町は名簿情報の適正管理のため必要な措置を講ずる。
- (7) 避難行動要支援者名簿の記載事項
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号その他の連絡先
 - ⑥ 避難支援等を必要とする理由
 - ⑦ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

第3 被災直後の救出・救助

同時多発かつ広範囲にわたる災害発生時におけるの救出・救助については、家族、地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、町は、地域住民による自主的な防災活動の主体となる自主防災組織の育成強化に努め、平時における地域の要配慮者及び福祉施設等の実態把握と災害時における支援体制の整備を推進する。なお、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等の活動を行うよう啓発するとともに、避難支援等関係者の安全確保のための資材・装備等を提供する。

第4 避難に対する配慮

災害発生時における要配慮者の避難については、安全かつ的確な対応が不可欠であり、町は、要配慮者の状況に応じた避難誘導、災害情報の伝達及び避難生活などにおける支援体制の整備を進めるものとする。また、

1 避難誘導

町及び福祉施設管理者等の関係機関は、要配慮者の状況に基づき、避難時に予想される困難な事情に配慮した防災訓練・教育を行うとともに、家族の役割を啓発し、民生委員、自治会、自主防災組織が平時から近隣の要配慮者の避難する際に必要とする

支援、留意事項を聞き取るなど、避難誘導ができる体制の確立に努めるものとする。
また、要配慮者の避難については、地域の福祉・医療・介護関係者及び福祉関係機関による支援について体制を確立する。

2 多様な手段の活用による災害情報の伝達

町は、災害発生時において、町防災行政無線、携帯電話・インターネットメール配信等サービス、地域内の連絡網、広報車等の多様な手段・方法を活用し、要配慮者に迅速かつ確実に情報が提供されるよう体制の整備に努めるものとする。特に、民生委員、自治会長等は、要配慮者情報を基に避難情報等が伝達できるよう地域内の体制整備に努めるものとする。

3 指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設・運営にあたり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡と協力を得ながら、次の要配慮者に配慮した適切な対応を行う。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始により早めに避難する要配慮者を受入れられるよう、その体制の整備に努めるものとする。
- (2) 指定避難所の管理責任者は、避難者の中から要配慮者をリストアップし、平時に作成した名簿から在宅福祉サービス利用者、一人暮らし・寝たきり高齢者、障害者などの確認を行う。
- (3) 指定避難所における要配慮者の生活環境の確保、また健康状態を把握しながら車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うなど必要な措置を講ずる。
- (4) 指定避難所における避難者への情報伝達にあたっては、視聴覚などに障害がある者に対する十分な配慮が必要である。
- (5) 指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者等については、公営住宅及び社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な措置を行う。
- (6) 町は、要配慮者の避難を想定し、「福祉避難所（要配慮者のための配慮がされた避難所）」を指定する。福祉避難所はバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談員等の配置が比較的容易な施設とする。また、避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所を活用することが必要な在宅の要配慮者の状況を把握するとともに、平時から施設管理者との連携やホームヘルパー、民生員等の協力体制を確保し、災害時の避難収容施設における共同の避難生活にある住民の相互扶助体制づくりに努める。
- (7) 各指定避難所内に要配慮者の窓口を設置し、相談対応（保健・福祉関係者、民生委員など）、情報伝達、支援物資の提供等を行うため、平時から関係者に対する訓練・研修を実施する。なお、窓口には女性や乳幼児の要望把握を行うため、女性を配置するとともに、介助者の有無や高齢者、障害者の種類・程度に応じた優先順位を付した対応を行う。

4 指定避難所における支援

(1) 指定避難所

- ① 平時から指定避難所の開設・運営の関係機関等が連携し、要配慮者の支援のための役割分担等を定める。
- ② 指定避難所に指定された施設については、あらかじめバリアフリー化に努めることとし、要配慮者に配慮した施設整備を行う。
- ③ 指定避難所運営組織の中に要配慮者支援班を設置し、避難所内の要配慮者を把握するとともに、必要に応じて福祉避難所への移送、医療・福祉施設への緊急入所等について、避難所及び福祉・医療関係機関等が連携して対応する。
- ④ 介助者の有無、障害の種類・程度、性別、環境変化への対応力、家族や周辺への理解等、様々な事情を考慮し、優先順位を付けて臨機応変に対応する。
- ⑤ 在宅避難している要配慮者への物資等の提供や医療・福祉等の支援と連携する。

(2) 福祉避難所

- ① 指定避難所での生活が困難な要配慮者のために、特別の配慮がなされた福祉避難所の設置を図る。また、災害時、必要と認められる場合は、直ちに福祉避難所を設置し、要配慮者を避難させる。
- ② 障害者等が安心して生活できるよう、耐震性、耐火性の確保に加え、障害者用トイレが設置されている等バリアフリー化された施設を指定し、生活相談職員等の確保の観点から、社会福祉施設等の関係機関との連携を図る。
- ③ 傷害等の特性に配慮し、必要施設等を適切に確保する。適切な施設がない場合、又は量的に不足が見込まれる場合は、公的宿泊施設や民間宿泊施設等を借上げる。
- ④ 介助員等を配置して、日常生活を支援するとともに、必要な福祉・医療サービスが提供されるよう配慮する。

5 社会福祉施設等における体制の整備

施設管理者は、町及び関係団体等と調整し、緊急時における防災組織体制の整備を図るとともに、自治会、自主防災組織等との協調体制の確立に努める。

(1) 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えて、職員の職務分担及び避難誘導體制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

夜間、休日等、施設職員が少ない状況で考えられる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行うことが必要であることから、施設管理者は、非常用通信装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設等との連携等施設入所者の安全確保についての協力体制を整備する。また、施設管理者は、災害に備え、警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の確立に努める。

町は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民、ボランティア組織等の連携確保について必要な援助を行う。

(3) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設管理者は、防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

第5 外国人、旅行者等の安全確保対策

町及び関係機関は、国際交流の積極的な推進に伴い、町内に居住又は来訪する外国人の増加が見込まれることから、言語、文化、生活習慣その他の自然的、社会的条件の異なる外国人及び県外からの旅行者の災害時の被害を最小限にとどめるための防災環境づくりに努めるものとする。

1 防災教育・広報

町は、指定避難所及び避難路の標識に外国語を付記するように努めるとともに、国際交流関係機関と協力して、災害に関する知識、災害環境及び指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災上の心得等について、防災教育及び広報に努める。

2 地域における救援体制

町は、国際交流関係機関、秋田県災害多言語支援センター、観光施設管理者及び自主防災組織等の地域のコミュニティ団体の協力のもとに、地域ぐるみによる外国人及び旅行者の安全確保、救援活動を支援できる体制の整備に努める。

第25節 災害ボランティア活動支援計画

○実施担当：民生部、県、関係機関

第1 計画の方針

大規模な災害発生時には、町や防災関係機関はもとより、地域住民等の自主的な防災組織が災害応急活動に従事することとなるが、避難生活の支援や被災者個人の生活の維持及び再建のためには、各種ボランティアの組織活動に依拠するところが大きい。

このため、町は関係機関と連携して、被災地内外から駆け付ける様々なボランティアの受入れ体制やその活動が円滑に行われる環境の整備を行うとともに、平時からボランティア活動について広く町民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発と育成に努める。

第2 ボランティアの受入れ体制の整備

1 ボランティアの登録

町は、あらかじめ災害時に活動できるボランティアの登録制度の確立によって活動可能な人員の確保に努める。

登録は、災害時において迅速な支援を展開するため、専門技能・技術の種類、連絡先及び方法、活動可能な期間、ボランティア保険の加入の有無及び所属団体等の把握により行う。

2 教育及び相互の連携

町は、ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、これを統括する組織体制を整備するとともに、ボランティア相互間の連絡ネットワーク化の推進を図る。

このため町は、ボランティア保険制度の周知はもとより、県、防災関係機関及びボランティア関係団体等が実施する、災害に関する知識、消火や救助活動のための基本的な技能の習得などに関する研修・講習会への参加を推進するとともに、必要に応じて町が研修・講習の機会を設け、ボランティアの実践力の向上に努める。

第3 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティアに区分され、おおむね次の事項が想定される。

1 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所における被災者に対する介護、看護の補助

- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び歴史資料などの救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

2 専門ボランティア

- (1) 災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援）
- (2) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
- (3) 福祉（手話通訳、介護等）
- (4) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
- (5) 建築物危険度判定（応急危険度判定士）
- (6) 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士）
- (7) 語学・通訳
- (8) 特殊車両の操作（大型重機）
- (9) ボランティアコーディネーター
- (10) その他輸送や無線通信などの専門技術・知識を要する活動

第 26 節 広域応援体制の整備計画

○実施担当：総務部、県、関係機関

第 1 計画の方針

町が大規模災害により被災した場合には、町だけで全ての対策を実施することは困難となり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町村のみならず、広域的な地方自治体間の相互応援体制及び民間企業等と協定締結による応援体制を確立しておくことが必要である。

第 2 相互応援体制の確立

1 現況

現在、地方自治体間と下記の協定を締結している。

名称	締結年月日	協定市町村名等
災害時における相互援助に関する協定	平成 18 年 8 月 29 日	能代市山本郡 4 市町 能代山本広域市町村圏組合
災害時における相互援助に関する協定	平成 24 年 1 月 20 日	秋田県 県内市町村

2 対策

(1) 協定の締結

町は、町の地域に関わる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進する。

(2) 応援要請体制の整備

町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

(3) 応援受入体制の整備

町は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平時から協定を締結した他市町村との間で、訓練情報交換等を実施しておく。

(4) 県等の機関に対する職員派遣要請及び斡旋

町は、災害時の県や国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(5) 公共団体等との協力体制の確立

町は、災害時の応急対策等について、町の区域内又は所掌事務に係る公共

的団体等に対して、積極的協力が得られるよう、協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(6) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

町は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることがないように、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

第3 県内消防機関相互応援協定

1 現況

各消防機関は、災害規模に応じて現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法（平成22年法律第226号）に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

名称	締結年月日	協定市町村名等	応援内容
消防相互応援協定	昭和61年12月5日	鱒ヶ沢地区消防組合	火災、救急、救命、遭難者の捜索
船舶火災の消火に関する業務協定	平成4年9月28日	秋田海上保安部	船舶火災、船舶からの油流出対策
琴丘能代自動車専用道路道路消防相互応援協定	平成5年3月1日	能代山本広域市町村圏組合	火災、救急、高速道路対策
秋田県広域消防相互応援協定	平成6年12月1日	県内13消防本部	全ての災害
震災時における消防活動の支援に関する協定	平成8年7月1日	県石油商業組合能代山本支部	地震対策
災害時のハイヤー無線通信の協力に関する協定	平成9年7月1日	県ハイヤー協会能代山本支部	地震、風水害、その他の災害
大館能代空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定	平成10年7月16日	秋田県、鹿角広域行政組合、大館市、北秋田市、能代山本広域市町村圏組合、五城目町	空港及びその周辺の消火・救難
秋田県消防防災ヘリコプター応援協	平成11年4月1日	秋田県、秋田市、五城目町、鹿角広域行	消防防災ヘリコプター防災活動

定		政組合、大館市、北秋田市、能代山本広域市町村圏組合、湖東地区行政一部事務組合、男鹿地区消防一部事務組合、由利本荘市、にかほ市、大曲仙北広域市町村圏組合、横手市、湯沢雄勝広域市町村圏組合	
鉄道災害時における消防活動に関する協定書	平成 20 年 9 月 17 日	秋田県内消防本部、東日本旅客鉄道(株)秋田支社・盛岡支社	火災、救急、その他の災害

2 対 策

町長は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織法等の規定に基づき応援を要請する。

- (1) 「秋田県広域消防相互応援協定」及び「秋田県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、迅速な消防相互応援を要請する。
- (2) 「大規模災害消防応援実施計画」により、全国の消防機関に対し応援要請を行う。
- (3) 地震等による同時火災が多発し、現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、「緊急消防援助隊要綱」に基づき、知事を通じて消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の出動を要請する。
- (4) 「大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援実施要綱」により、他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する。

第 4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

1 現 況

公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況は、次のとおりである。

(公共機関その他事業者間の相互応援協定等の締結状況一覧)

名 称	締結年月日	対象団体
地震・洪水等非常事態における救護措置要綱	平成 8 年 12 月 19 日	(社)日本ガス協会加入事業者
日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書	平成 9 年 5 月 1 日	日本水道協会東北支部 同青森県支部・同秋田県支部 同岩手県支部・同山形県支部 同宮城県支部・同福島県支部

秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	平成 11 年 5 月 27 日	日本水道協会秋田県支部事業者
北海道・東北ブロック下水道災害応援に関する申し合わせ	平成 9 年 6 月 18 日	北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議構成員

(八峰町の相互応援協定等の締結状況 平成 18 年 8 月以降)

名 称	対象団体	締結年月日	協定の内容
災害時における相互援助に関する協定	能代市山本郡 4 市町・能代山本広域市町村圏組合	平成 18 年 8 月 29 日	災害時の応急復旧のための様々な援助
災害医療救護活動に関する協定	能代市山本郡医師会	平成 19 年 12 月 25 日	災害時医療救護活動での協力
災害時における八峰町所管施設の災害応急対策業務に関する協定	八峰町建設業協会	平成 20 年 1 月 29 日	災害時町管理施設の災害復旧
災害復旧時の協力に関する協定	東日本電信電話(株)秋田支店	平成 21 年 11 月 18 日	災害時通信施設の迅速な復旧
大規模災害時等における水道の復旧等の応援体制等に関する協定	能代山本水道管工事事業協同組合	平成 22 年 11 月 1 日	災害時水道の復旧作業の応援
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北整備局	平成 23 年 6 月 9 日	災害時の情報交換
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	秋田県石油商業組合能代山本支部	平成 23 年 11 月 16 日	災害時緊急車両、避難所用の石油類燃料の安定供給
災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定	秋田県・県内市町村	平成 24 年 1 月 20 日	県と市町村の災害物資等相互応援
災害時の協力に関する協定	東北電力(株)能代営業所	平成 24 年 7 月 5 日	災害時電力設備の早期復旧を図る
災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定	ヤマト運輸(株)	平成 25 年 7 月 31 日	災害時物資の輸送、物資拠点の運営
災害時における相互協力に関する協定	(株)秋田銀行	平成 25 年 9 月 5 日	災害時相互協力による早期の復旧を

定			図る
災害における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	一般社団法人秋田県LPガス協会	平成26年7月30日	災害時液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
災害時における支援協力に関する協定書	秋田県行政書士会	平成27年6月9日	被災者支援のための行政書士業務
災害時における救援物資の供給に関する協定書	みちのくコココーラボトリング株式会社	平成28年5月26日	災害時等における飲料水の確保
災害発生時の対応と平常時における高齢者等の見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定書	能代郵便局及び町内各郵便局	平成29年2月28日	緊急車両等としての車両提供 避難者リスト等の情報提供他

2 対 策

町は、応急対策活動を円滑に進めるため、町内外の関係団体との新たな協定の締結を進めて応援体制を構築するよう努める。

また、電気、電話等のライフライン関係事業者は、大規模災害時において迅速かつ的確な応急対策が行えるよう供給ブロック単位又は広域的な支援態勢の充実を図るとともに、県の範囲を超える支援態勢について必要な応援協定等の締結に努める。

第5 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号）第4条第3項の規定に基づき、緊急消防援助隊秋田県隊の応援等の実施について必要な事項を定め、もって被災地、受援都道府県及び消防庁と連携のうえ、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

1 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的事項に関する計画

この計画は、消防組織法第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を迅速かつ的確に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的として、消防庁において策定されたものである。

2 緊急消防援助隊運用要綱

この要綱は、消防組織法や緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とし、消防庁において策定されたものである。

3 各部隊等の構成・任務

指揮支援部隊		ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う。
統合機動部隊		都道府県大隊長の指示を受けて、概ね1時間以内に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行う。
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う。
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊を統括し、その管理活動を行う。
	救助中隊	高度救助用資機材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う。
	救急中隊	高度救命用資機材を備え、救急活動を行う。
	消火中隊	大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う。
	後方支援中隊	各部隊の活動を支援するために、給水設備等を備えた車両により必要な輸送・補給活動を行う。
	通信支援中隊	通信確保を可能とする設備等を備えた車両等により通信の確保等に関する支援活動を行う。
	航空中隊	消防・防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う。
	水上中隊	消防艇を用いて消防活動を行う。
	特殊災害中隊	毒劇物等災害、大規模危険物火災等特殊な災害へ対応するための消防活動を行う。
	特殊装備中隊	水難救助隊、遠距離送水隊等特殊な装備を用いて消防活動を行う。

4 指揮支援部隊及び指揮支援部隊長

指揮支援部隊とは、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいい、指揮支援部隊長とは、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長消又は防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。

本県で大規模災害又は特殊災害が発生した場合における指揮支援部隊及び指揮支援部隊長の所属する消防本部は次のとおりである。

部隊長の所属する消防本部	指揮支援部隊の所属する消防本部
仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局（代行） 東京消防庁、横浜市消防局

	川崎市消防局、新潟市消防局 相模原市消防局
--	--------------------------

5 応援要請

- (1) 町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該町を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事に対して応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかに知事に対して報告するものとする。
- (2) 知事は、被災地の市町村長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被災状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して応援要請を行うものとする。

知事は、被災地の市町村長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して応援要請を行うものとする。

知事は、緊急消防救助隊の要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

要請先	総務省消防庁	TEL 03-5253-7527
	国民保護・防災部消防課 広域応援室	FAX 03.5253-7537

6 出動計画

- (1) 本県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合における第一次出動都道府県大隊（原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊。以下同じ。）及び出動準備都道府県大隊（大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊。以下同じ。）は次のとおり。

第一次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊
青森県 岩手県 宮城県 山形県	北海道 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県

- (2) 本県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合における第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊は次のとおり。

第一次出動航空小隊			出動準備航空小隊
指揮支援部隊長 輸送航空小隊	情報収集 航空小隊	救助・救急・輸送 航空小隊等	
※仙台市	岩手県 宮城県	北海道 ※札幌市 青森県 ★山形県 福島県 栃木県 ※新潟県	茨城県 群馬県 ★埼玉県 千葉市 ※東京都 ※横浜市 ※川崎市 富山県 石川県 山梨県

※は、指揮支援隊輸送航空小隊を示す。★は、情報収集航空小隊の代替出動隊を示す。

7 現地結集・活動

知事から応援要請を受けた消防本部は、県内で部隊集結し、必要事項を確認のうえ現地に出発する。

被災地到着においては、被災地が指定した場所に集結し、被災地消防本部又は指揮支援部隊による指揮支援本部の指示により活動を行う。

8 受入れ体制

被災市町村は、各応援隊を円滑に受入れるため受援体制を整備する。

緊急消防援助隊の割り振りを行うため、被災市町村を主体に消防庁職員や指揮支援本部長を含む消防応援活動調整本部を設置する。

9 応援等の引揚の決定

- (1) 被災地の市町村長は、指揮支援本部長から活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動の終了を判断するものとし、知事へその旨を連絡するものとする。
- (2) (1) の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、県内からの緊急消防援助隊の引揚を決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長、及び秋田県の所管する指揮支援部隊長に対してその旨を通知するものとする。
- (3) (2) の連絡を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び都道府県大隊長に対して、緊急消防援助隊の引揚決定を連絡する。
- (4) (3) の連絡を受けた都道府県大隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して都道府県大隊の活動概要、活動中の異常の有無等を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
- (5) (4) の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防長及び調整本部長に対してその旨を報告するものとする。
- (6) 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び知事に対してその旨を報告、知事の了承を得て引揚げるものとする。

10 経費負担

応援に要する経費は、一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（昭和 62 年一般財団法人全国市町村振興協会規程代 26 号）、緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（平成 16 年 4 月 9 日付け消防震第 23 号）等に定めるところによる。

第 6 他都道府県からの被災者の受入れ・支援

県及び町は、大規模災害が発生した際は直ちに県有施設、町有施設及び民間宿泊施

設の受入れ可能状況を調査するとともに、被災都道府県から災害救助法に基づく被災者の受入れ要請があった場合には、被災都道府県と連携を図り速やかに被災者の受入れを行い、被災者のニーズに応じ、次の支援を行う。

- 1 県及び町は、被災者の避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。
- 2 県及び町は、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行い、きめ細かな対応を実施する必要があることから、受入れ担当機関等から避難情報を早めに入手し、受入れ体制を整備するなどの検討を進める。
- 3 県及び町は、被災者の就労ニーズの把握を行い、労働局・ハローワーク等の国機関と連携し、職業訓練・研修等に関する情報を共有するとともに、各関係業界への求人の掘り起し等を行って、被災者の就労支援を実施する。
- 4 町は、大規模災害により被災し、経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒が本町の公立小中学校に転入した場合、県と連携して、その保護者を対象に必要な就学援助策を講ずる。
- 5 町は、大規模災害により被災した乳幼児が、本町の保育所等に入所する際の負担を軽減するために、県又は近隣の私立幼稚園等と連携した支援策を講ずる。

第7 広域応援計画の策定

県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制や人的・物的支援の受入等について定めた総合的な広域受援計画を策定するものとする。

第 27 節 緊急輸送の環境整備計画

○実施担当：総務部、建設部、県、関係機関

第 1 計画の方針

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段との確保について、あらかじめ環境の整備に努める。

第 2 陸上輸送の環境整備

1 緊急輸送道路

秋田県が定めた「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できるよう次のとおり区分する。

第 1 次緊急輸送路線	1 高速自動車道 2 県庁を中心として第 1 次指定拠点まで連絡する道路 3 隣接県境通過路線
第 2 次緊急輸送路線	1 県庁を中心として第 2 次指定拠点まで連絡する道路 2 隣接県境通過路線 3 代替ネットワーク路線
第 3 次緊急輸送路線	1 県庁を中心として第 3 次指定拠点まで連絡する道路

2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び町内各地域への配布を効果的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

3 緊急輸送自動車の確保

町は、災害時の緊急輸送車両として、町保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

(1) 町保有車両の確保

町は、物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図られるよう常時点検整備に努める。

(2) 民間業者からの車両の確保

町は、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、バス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定締結を積極的に推進し、体制の整備に努める。

(3) 緊急通行車両の事前届出

防災活動に従事する者で、災害時に車両による緊急通行を要する者は、災害時の交通規制に際し緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、町保有車両等の緊急通

行車両の事前届出については警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出書を保管し、災害時に備える。

① 事前届出の対象車両

ア 災害時において、「防災基本計画」、「防災業務計画」、「地域防災計画」等に基づき、「災害対策基本法第 50 条第 1 項」に規定する災害応急対策を実施するため使用される計画のある車両。

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方自治体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

② 事前届出に関する手続き

ア 申請者

緊急通行に関わる業務の実施について、責任を有する者（代行者を含む。）

イ 申請先

当該車両の使用の本拠位置を管轄する県公安委員会（警察署経由）

ウ 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書 2 通

エ 届出済書の交付

検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済書を申請者に交付する。

4 交通規制資機材整備

災害時における道路施設の破損、決壊等通行が危険な場合又は応急復旧を必要とする場合は、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第 3 航空輸送の環境整備

1 臨時ヘリポートの設置

(1) 設置基準

- ① 30m×30m以上の面積があり、周辺に障害物のないこと
- ② 施設の周辺のうち、少なくとも 1～2 方向に電柱、高圧線、煙突、その他の高層建築物がないこと
- ③ ヘリコプターの離着陸に際しては、約 25m/s の横風があるので、その風圧を考慮すること

(2) 設置予定地

集落の状況に応じ、町内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、臨時ヘリポート予定地の確保に努める。

2 集積場所

集積場所については、災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予想されることから、空輸による輸送・集積場所を設置する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

第4 海上輸送の環境整備

1 漁港施設の整備

災害時において、陸上輸送路が使用できないとき、又は船舶による輸送が適切であると判断される場合を想定し、漁港施設を利用した海上輸送の確保に努める。

第 28 節 企業防災促進計画

○実施担当：産業部、県、関係機関、関係事業所

第 1 計画の方針

災害時における企業活動の停止が社会に与える影響が大きく、このため各企業は災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性に対する認識が必要である。そのため、町は、企業の災害時における防災対策の推進を働きかける。

第 2 基本的な考え方

1 事業継続計画

災害時における企業活動の低下・停止は社会に与える影響が大きい。このため、町は、各企業が災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう要請する。また、防災体制の整備、防災訓練、事業所施設の構造強化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進を働きかける。

2 災害時に企業が考慮すべき重要事項

(1) 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。

(2) 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

(3) 地域との協調・地域貢献

災害が発生した場合には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合は、平時から地元地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には、次の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- ① 援助金の提供
- ② 避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- ③ 保有する水・食料等の物資の提供
- ④ 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣

⑤ 社員のボランティア活動への参加

第3 事業継続計画の策定

経営者は、企業の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに必ず復旧させるための事業継続計画の策定が重要である。

具体的な対応の策定は、重要な要素をいかに防ぎよするか、又は重要な要素が万一被災した場合にどのような対応をとるのかの二つの観点から実施することが必要であり、策定にあたっては、次の項目が特に重要である。

- 1 指揮命令系統の明確化
- 2 本社等重要拠点の機能の確保
- 3 対外的な情報発信及び情報共有
- 4 情報システムのバックアップ
- 5 製品・サービスの供給

第4 教育・訓練の実施

作成した事業継続計画の検証が必要であり、行政機関と連携した次の訓練を継続的に実施し、提起された課題を検討・整理のうえ、これを事業継続計画に反映させる。

- 1 基礎知識を与えるための教育
- 2 幹部社員を対象とした机上訓練・意思決定訓練
- 3 避難訓練
- 4 消防訓練
- 5 バックアップシステム稼働訓練
- 6 対策本部設営訓練等

第29節 孤立集落対策計画

○実施担当：総務部、建設部、県、関係機関

第1 計画の方針

町は、土砂災害や水害、雪崩等による孤立集落を把握し、孤立想定集落の予防対策として、道路・橋梁、通信施設など公共施設の改修又は防護対策、道路のバイパス整備、地すべりや雪崩発生危険区域などの災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施する。

さらに、人口の減少が著しく、急速に高齢化が進む集落については、生活状況の把握に努めるとともに、その実態を踏まえたきめ細かな対策を行う。

第2 孤立想定集落の把握

迂回路のない集落をはじめ、多発的な土砂災害や水害、高潮や雪崩等による、孤立集落又は孤立世帯の発生は、町のいたる所で想定される。このため、道路網の状況を勘案し、複数の被害想定に基づいて事前の把握と対応方法を検討する。

第3 予防対策

1 住民への周知

土砂災害等の危険箇所、土砂災害前兆現象、雪崩発生危険箇所、避難方法等を土砂災害等ハザードマップの配布等により住民に周知する。

2 交通路の確保

(1) 道路網の整備

町は、土砂災害や水害等により交通が遮断されることによって孤立状態となることが想定される地区について、地すべり、崖崩れ防止や堤防強化などを実施し、幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備を推進する。

(2) 危険箇所の巡視

「記録的短時間大雨情報」や「土砂災害警戒情報」の発表時は、大雨に伴う洪水や土砂災害発生の危険性が極めて高いため、危険箇所の巡視体制を強化する。また、大雪警報等が発表されたときは、雪崩の発生を警戒し、土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所及び周辺地域の巡視を強化する。

(3) 迂回路の確保

巡視や通報等により、土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合又は土砂災害のおそれがある亀裂等を確認した場合は、関係機関と連絡調整し、二次災害の防止対策を実施するとともに、迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

(4) 孤立集落が確認された場合

迂回路が確保できない場合、さらに通信設備が被災し連絡手段が絶たれ集落の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援

体制を整備する。

3 通信手段等の整備

(1) 通信機器の整備

町は、一般公衆電話施設の被災による通信の途絶を想定し、他の通信手段の確保が困難な中山間地においては、災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するために必要な自家発電機を整備と燃料の備蓄に努める。

(2) 通信施設の整備

電気通信業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信施設の整備に努める。

4 電力の確保

(1) 発電機の整備

町は、小型可搬式自家発電機の計画的な整備について検討する。

(2) 電力施設の整備

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定し、稼働自家発電機などの整備に努める。

5 協力・連携体制の整備

土砂災害や雪崩等により孤立集落が発生した場合、町は、円滑に県や消防機関等の関係機関と協力体制の確立を図れるように、平時から関係機関との協力体制を整備する。

また、近隣集落間での人的交流による情報の伝達や共有体制を強めるとともに、アクセス可能な集落間での応援体制の構築に努める。

第4 孤立発生への備え

1 集落内ヘリポート適地の確保

県の消防防災ヘリコプター等により、救急患者が発生した場合の患者搬送、住民の救出、物資の補給などを実施するため、町は、孤立集落内にヘリポート適地を確保する。

第30節 大規模停電対策計画

○実施担当：各部、県、関係機関

第1 計画の方針

町及び各種公共施設等の管理者は、停電が長期化した場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備する。なお、整備にあたっては、次の点に留意する。

- 1 非常用電源の用途及び容量
- 2 非常用電源を供給する機器の選定
- 3 機器の健全化を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

1 避難所

町は、避難所への非常用電源の整備とともに、太陽光発電システムと蓄電池及びソーラ照明灯の計画的な整備を図る。

2 防災拠点

町及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障をきたすことがないように、非常用電源の整備を図る。

3 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。

第2 非常用発電機の燃料確保

非常用発電機を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、平時より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

第3 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災関係機関等への応援要請計画

○実施担当：総務部、県、消防本部、関係機関

第1 計画の方針

町内において大規模な災害が発生し、自力による応急対策が困難な場合は、県、他市町村、民間団体、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を防止する。町は、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の整備を図る。

第2 地方自治体との相互応援

1 広域応援要請の判断

災害発生後、町長は、災害規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、備蓄物資等について、町のみでは、災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断したときは、法律、相互応援に関する協定等に基づき速やかに他の地方公共団体及び防災関係機関に応援を要請する。

2 県に対する応援要請

(1) 要請の手続き

県知事に応援要請又は応急措置の指示を要請する場合は、まず県総合防災情報システム又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請の事項

要請は、次に掲げる事項を明確にして行う。

要請の内容	事 項	根拠法令等
県への応援要請 又は応急措置の 実施の要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 2 応援を必要とする期間 3 応援を希望する職種別人員並びに物資、資材、機材等の品名及び数量 4 応援を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	災害対策基本法 第68条

3 他市町村・指定地方公共機関等への要請

(1) 協定締結市町村への要請

① 能代山本広域市町村圏組合構成市町への要請

広域圏組合市町（能代市、三種町、藤里町）への要請については、「災害時における相互援助に関する協定書」（平成18年8月29日）に基づいて、次の事項を明らかにして、各市町へ要請を行い、後日速やかに文書を送付する。

応援要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
1 災害時における人的及び物的被害を最小限度に防止するための消防力の提供 2 食料及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 3 救護及び救助活動に必要な車両等の提供 4 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 5 被災者を一時入所させるための施設の提供 6 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 7 前各号に定めるもののほか、被災市町が特に必要があると認めるもの	1 被害の状況 2 応援を要請する物資等の品名、数量等 3 応援を要請する職員の職種及び人員 4 応援場所及びその経路 5 応援の期間 6 前各号に掲げるもののほか必要な事項

② その他の市町村への要請

その他の市町村への応援要請については、2 県に対する応援要請に準ずる。

③ 他都道府県・指定公共機関等への要請

他都道府県・指定地方公共機関等に応援又は応援の斡旋を求める場合は、知事に対し、まず県総合防災情報システム又は電話をもって処理し、後日速やかに文書を送付する。なお、要請は次の表に掲げる事項を明らかにする。

応援の要請	事 項	根拠法令
応援の要請	1 災害状況及び応援の斡旋を求める理由 2 応援を希望する機関名 3 応援を必要とする期間 4 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 5 応援を必要とする場所 6 応援を必要とする活動 7 その他必要な事項	災害対策基本法 第68条、第74条
職員の派遣の要請	1 派遣の斡旋を求める理由 2 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第30条 地方自治法 第252条の17

緊急放送の要請 NHK秋田放送局 (株)秋田放送 秋田テレビ(株) 秋田朝日放送(株) エフエム秋田(株)	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時・送信系統 4 その他必要な事項	災害対策基本法 第57条
--	--	-----------------

④ その他応援要請にあたっての留意事項

消防本部等において独自の応援要請をする場合は、町長の許可を得る。
なお、緊急を要する場合はこの限りではないが、時後速やかに報告する。
また、災害状況については、総務部と密接な連絡を取り合う。

⑤ 応援要請の関係法令

ア 地方自治法

第252条の17(地方公共団体相互間の職員派遣)

イ 災害対策基本法

第21条(関係行政機関等に対する協力要求)

第22条(地方防災会議等相互の関係)

第29条(職員の派遣の要請)

第30条(職員の派遣のあっせん)

第45条(地域防災計画の実施の推進のための要請等)

第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)

第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第72条(都道府県知事の指示等)

4 派遣職員の身分取扱い等

- (1) 派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料・諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

第3 民間団体等に対する要請

1 協力を要請する業務

災害時に業種別団体組織、自治会組織、秋田赤十字奉仕団、女性団体等の民間団体などへ協力を要請する業務は、主に次の業務とする。

- (1) 異常現象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
- (2) 避難誘導、負傷者の救出・搬送等住民に対する救助・救護活動
- (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- (4) 被害状況の調査補助業務
- (5) 被害地域内の秩序維持活動

- (6) 道路警戒活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- (7) 応急仮設住宅の建設業務
- (8) 生活必需品の調達業務
- (9) その他町が行う災害応急対策業務への応援協力

2 協力要請の方法

(1) 応援要請の手続き・方法

- ① 本部長は、被害状況等により応援要請の必要性を判断する。
- ② 応援要請は、電話又は口頭で連絡し、後日文書により改めて処理する。
- ③ 応援要請に際しては、各協定等に定められた者が要請する。
- ④ 応援要請時に明らかにすべき事項
 - ア 被害の状況、応援を求める理由
 - イ 参着希望場所、日時及び参着場所に至る経路
 - ウ 応援を希望する物資、食料、資機材等の品名、数量及び受領場所
 - エ 応援を希望する活動内容
 - オ その他必要な事項

第4 消防機関等の相互応援

消防機関等の相互応援は、「秋田県広域消防相互応援協定」のとおりである。

第5 他市町村被災時の応援

町は、他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

1 連絡体制

(1) 密接な情報交換

災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平時より他市町村との応援についての情報交換を密接に行っておく。

(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うために、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておく。

2 他市町村への応援・派遣

町は、他市町村より応援要請がされた場合は、次の要領で災害対策基本法に基づき、他市町村に対し応援を実施する。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始する。

(1) 被害情報の収集

町は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行う。

(2) 応援の実施

町は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。

なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることがないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(3) 被災者受入れ施設の提供等

町は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくは斡旋を行う。

第6 応急措置の代行

災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務について知事が次の応急措置を代行する。(災害対策基本法第73条第1項)

- (1) 警戒区域を設定し、同地域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は同地区からの退去を命ずる。
- (2) 他人の土地、建物その他の工作物等を一時使用し、若しくは収容すること。
- (3) 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- (4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

第2節 自衛隊の災害派遣要請計画

○実施担当：総務部、県、自衛隊、関係機関

第1 計画の方針

大規模な災害が発生し又は発生しようとしているとき、町民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められる場合、知事に自衛隊の災害派遣を要請するとともに、派遣部隊が効率的な活動ができる体制の確立を図る。

第2 災害派遣要請権者

要請権者		対象となる災害	関係法令
知事		主として陸上災害	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項
政令で定める者	海上保安庁長官	主として海上災害	自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第105条
	第二管区海上保安本部長		
	仙台空港事務所長	主として航空機遭難	

第3 担当地域

陸上自衛隊第21普通科連隊	県下全域
航空自衛隊秋田救難隊	県下全域及び海上区域
航空自衛隊第33警戒隊	

第4 災害派遣要請の範囲・対象

1 派遣の範囲

- (1) 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請した時。
- (2) 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のために要請し、事情やむを得ないと認めた時。
- (3) 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自発的に派遣する時。
 - ① 関係機関に対し、災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - ② 知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められること。
 - ③ 海難事故、航空機事故及び鉄道運転事故の発生を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものと認められること。

- ④ その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

2 要請基準

- (1) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要かつ適当であること。
- (2) 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があること。
- (3) 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであること。
- (4) 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないこと。
- (5) 救助活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第5 災害派遣部隊の活動範囲

自衛隊災害派遣部隊の活動範囲は、次のとおりである。

項目	活動内容
災害状況の把握 (被災地の偵察)	車両・艦艇・航空機と状況に適した手段による偵察
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者の捜索活動	死亡者、行方不明者、負傷者等の捜索援助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援活動等に優先して実施）
水防活動	堤防護岸の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
障害物の除去	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道線路上の転覆トラック、崩土等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察・防疫・病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町が準備）
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線通信支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし譲与は、県、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命・身体が危険であると認められる場合に限る）

交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳（ふくそう）する地点における自衛隊車両を対象とする
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合の予防派遣
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する

第6 災害派遣の要請手続き

1 県

自衛隊の災害派遣要請の連絡窓口は、総務部総合防災課とする。

知事等は、災害派遣の要請をしようとするときは、あらかじめ自衛隊と協議する。

自衛隊は、県からの派遣要請の協議を受けたとき又は自らその必要を認めたときは、災害派遣に直接必要な情報を収集するため、災害現地に偵察班を派遣する。

知事等は、部隊等の派遣が予想されるとき、災害地域並びに災害現地に通ずる道路の状況等派遣活動上必要な情報を自衛隊に通報する。

2 事務処理

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、事態が切迫している場合には、口頭・電話・FAX などにより要請し、時後速やかに文書を送付する。

- (1) 災害の概況と派遣要請の事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣区域及び活動内容
- (4) その他、派遣活動上の参考事項

3 災害派遣連絡窓口

区 分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む）
陸上自衛隊	第21普通科連隊長 兼秋田駐屯地司令	第3科 秋田 018 - 845 - 0125 内線 236、238 FAX239 衛星 197-511 衛星 FAX197-50	駐屯地当直司令 秋田 018 - 845 - 0125 内線 302、402 FAX239
海上自衛隊	舞鶴地方総監	総監部オペレーション 舞鶴 0773 - 62 - 2250 内線 2222、2223 FAX0773 - 64 - 3609	

航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田 018 - 886 - 3320 内線 252、253 FAX251	当直 秋田 018 - 886 - 3320 内線 225 FAX270
	第 33 警戒隊長 兼加茂分屯基地司令	総括班 運用訓練 男鹿 0185 - 33 - 3030 内線 205 FAX209	当直 男鹿 0185 - 33 - 3030 内線 211、212 FAX209
	北部航空方面隊司令官	運用課 三沢 0176 - 53 - 4121 内線 2354 FAX2359	SOC 当直幕僚 三沢 0176 - 53 - 4121 内線 2204、3900 FAX2439
	航空支援集団司令官	航空機運用(患者空輸) 府中 042-362-2971 内線 2583(2513) FAX2615(2634)	防衛部運用課初動対応室 内線 2531 FAX その都度確認
	航空救難団司令	防衛部 入間 04-2953-6131 内線 3832 FAX3839	当直 内線 3895 FAX3839(送った場合は、 電話でも連絡すること)

4 町

(1) 町長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、指定されている文書により知事に災害派遣の要請を要求をする。

ただし、緊急を要する場合は、電話・FAX 等により要求するものとし、時後速やかに文書を送付する。(県総合防災課経由)

(2) 町長は、通信の途絶等により知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、自衛隊に直接、その旨自衛隊に通知する。なお、この通知を行った場合には、その旨を速やかに知事に通知する。

(3) 県の連絡先

区分	連絡先	電話番号	所在地
県	秋田県総務部総合防災課	018-860-4563 衛星電話番号 100-525	秋田市山王3丁目1-1

第7 災害派遣に伴う措置

1 受入準備

町長は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたとき、派遣部隊が使用できる現地災害対策本部等の設置に必要な公共施設又は資機材等の保管場所を確保するなど、受入れのための必要な措置をとるものとする。

- (1) 県及び部隊指揮官との連絡責任者の指定
- (2) 派遣部隊誘導のための要員の派遣
- (3) 終結場所等に係る図面等の提供
- (4) 集結場所等に付随する水道水やトイレ等の使用
- (5) 近隣住民等との調整など

2 受入措置

派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し部隊を目的地へ誘導する。作業の実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し、調整のうえ作業の推進を図る。

3 県への報告

町長は、派遣部隊の到着及び必要に応じて、所定の事項について知事に報告する。

4 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収要請は、知事が町長及び派遣部隊の長と協議して行う。町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。文書による報告に日時を要するときは、電話等をもって連絡し、その後文書を送付する。

5 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長又は警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びに立入りの制限、禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置業務への従事

6 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分に定めがたいものについては、その都度協議のうえ決定する。

- (1) 自衛隊が負担する経費
 - ① 部隊の輸送費
 - ② 隊員の給与
 - ③ 隊員の食料費
 - ④ その他部隊に直接必要な経費

(2) 町が負担する経費

(1) に掲げた経費以外の経費

第3節 気象予報等の伝達計画

○実施担当：総務部、県、気象台、関係機関

第1 計画の方針

風水害等は、気象情報等の収集により、災害発生危険性をある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び町民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、効果的な災害応急対策活動や確実な避難の実施に役立てる。

第2 気象注意報、警報等の種類と発表基準

秋田地方気象台から発表される種類及び本町における発表基準（平成22年5月27日現在）は、次のとおりである。

1 気象注意報

種類	発表基準	
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	
	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う
		海上 12m/s 雪を伴う
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	
	平均風速	陸上 12m/s
		海上 12m/s
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	
	雨量基準	平坦地 : 1時間雨量 30mm
		平坦地以外 : 1時間雨量 40mm
土壌雨量指数基準	85	
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	
	雨量基準	平坦地 : 1時間雨量 30mm
		平坦地以外 : 1時間雨量 40mm
流域雨量指数基準	塙川流域=7 水沢川流域=7 真瀬川流域=10 竹生川流域=7	
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	
	降雪の深さ	平野部 12時間降雪の深さ 15cm
		山沿い 12時間降雪の深さ 25cm

濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	
	視程	陸上 100m 海上 500m
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲のもとで発生することが多い突風や「雹（ひょう）」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	①最小湿度 40% 実効湿度 65% ②実効湿度 70% 風速 10m/s 以上	
なだれ雪崩注意報	雪崩により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	
	①山沿いで 24 時間降雪量の深さ 40 cm 以上 ②積雪が 50 cm 以上で、日平均気温 5℃ 以上の日が継続	
着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのある時に発表される。 大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高くなると予想される場合。	
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがある時に発表される。 早霜・晩霜期におおむね最低気温 2℃ 以下（早霜期は農作物の生育を考慮して実施する）	
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある時に発表される。 夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4~5℃ 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温 -7℃ 以下 ②最低気温 -5℃ 以下が数日続くとき (冬期の気温は秋田気象台の値)	
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	

	潮位	1.0m
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される時に発表される。	
	有義波高	3.0m
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある時に発表される。	

2 気象警報

種 類	発 表 基 準	
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	
	平均風速	陸上 18m/ s
		海上 18m/ s
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
	平均風速	陸上 18m/ s 雪を伴う
		海上 18m/ s 雪を伴う
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	
	雨量基準 (浸水害)	平坦地 : 1 時間雨量 50 mm
		平坦地以外 : 1 時間雨量 60 mm
	土壌雨量指数基準	100 (土砂災害)
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	
	雨量基準	平坦地 : 1 時間雨量 50 mm
		平坦地以外 : 1 時間雨量 60 mm
	流域雨量指数基準	埴川流域=11 水沢川流域=11 真瀬川流域=12 竹生川流域=9
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に	

	発表される。	
	降雪の深さ	平野部 12 時間降雪の深さ 35 cm
		山沿い 12 時間降雪の深さ 50 cm
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。	
	潮位	1.3m
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される時に発表される。	
	有義波高	6.0m

3 特別警報

(1) 防災気象情報

種 類	発 表 基 準	
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	
	50年に1度の値	R48 290 R03 122 SW1 198
	警報基準	SW1 100
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。	

(2) 特別警報基準

現象の種類	基準	過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	平成24年7月九州北部豪雨 平成23年台風第12号

暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風15号(伊勢湾台風) 昭和9年室戸台風
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 昭和38年1月豪雪

4 その他気象情報

種 類	発 表 基 準
気象情報	<p>台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は次のとおり。</p> <p>1 予告的な情報</p> <p>① 特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合</p> <p>② 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合</p> <p>2 特別警報・警報・注意報を補完する気象情報</p> <p>特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合</p>
土砂災害警戒情報	<p>県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表される。</p>
竜巻注意情報	<p>積乱雲のもとで発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。秋田県における記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100mm以上を観測した場合に発表される。</p>

【参考】 平均風速：10分間平均

有義波 :引き続き観測されたN個の波の中から高い順に選び出されたN/3個の波の平均波高と平均周期を自分の波高と周期とする波を有義波又は1/3最高波という。

実効湿度 :木材などの乾燥度を表す指数、木材の乾燥度はそのときの空気の乾燥状態のみで決まらず、数日前からの乾燥状態の影響を受ける。

注 1 発表基準に記載した数値は、八峰町の発表基準一覧表の数値であり、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決定したものであり、気象要素によって災害発生を予測する際の具体的な目安である。

注 2 注意報及び警報は、災害の起こるおそれのある地域が細分化できるときは、地域を細分して発表する。地域の細分は、次による。

	一次細分区域	二次細分区域	対象となる市・郡
秋田県	沿岸	能代山本地域	能代市、山本郡
		秋田中央地域	秋田市、潟上市、男鹿市、南秋田郡
		本荘由利地域	由利本荘市、にかほ市
	内陸	北秋鹿角地域	鹿角市、大館市、北秋田市、鹿角郡、北秋田郡
		仙北平鹿地域	大仙市、仙北市、横手市、仙北郡
		湯沢雄勝地域	湯沢市、雄勝郡

なお、沿岸には海岸線からおおむね20海里(約37km)以内の海上を含む。

注 3 大雪注意報、大雪警報において「平野部」とは標高おおよそ200m未満、「山沿い」とは標高おおむね200m以上のこと。

注 4 大雨注意報、大雨警報、洪水注意報、洪水警報の発表基準については、市町村ごとに設定されているが、発表の単位は二次細分区域となる。

注 5 土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

注 6 流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、洪水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

注 7 平坦地:おおむね傾斜が3%以下で、都市化率が25%以上の地域

平坦地以外:上記以外の地域

5 台風及び異常気象現象等の気象情報

気象予警報等に関係のある台風及びその他の異常現象等の情報を、具体的かつ速やかに発表する。

6 注意報・警報の切り替え

注意報又は警報の継続中、新たな注意報・警報の発表又は変更が必要になったときは、注意報又は警報の切り替えとして発表される。

7 注意報・警報の解除

注意報及び警報は、被害や重大な災害の起こるおそれがないと認められるときは解除される。

第3 火災気象通報及び火災警報

1 火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報があり、次の基準により秋田地方気象台から発表される。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 最小湿度 40%以下、実効湿度 65%以下の見込みの時 |
| ② 実効湿度が 70%以下で、平均風速 8m/s 以上の見込みの時 |
| ③ 平均風速 13m/s 以上の見込みの時 |
| (ただし、雨又は雪を伴う場合は、通報しないこともある) |

2 火災警報

町は、火災気象通報を受け、次の火災警報発令の基準を超えた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、警戒上支障がないと判断したときを除き、火災警報を発令する。

警 報 発令基準	① 風速 15mを超える時 ② 実効湿度が 60%以下であって、最小湿度が 25%以下の時 ③ 風速 10m以上で、最小湿度 30%以下の時
周知方法	① 町防災行政無線 ② サイレン等
対 策	① 警防力の増強 ② 地域内の火災予防広報等

第4 水防警報

町は、洪水又は高潮により損害を生ずるおそれがあると認められるとき水防警報を発表する。

1 水防警報の種類・内容及び発表基準

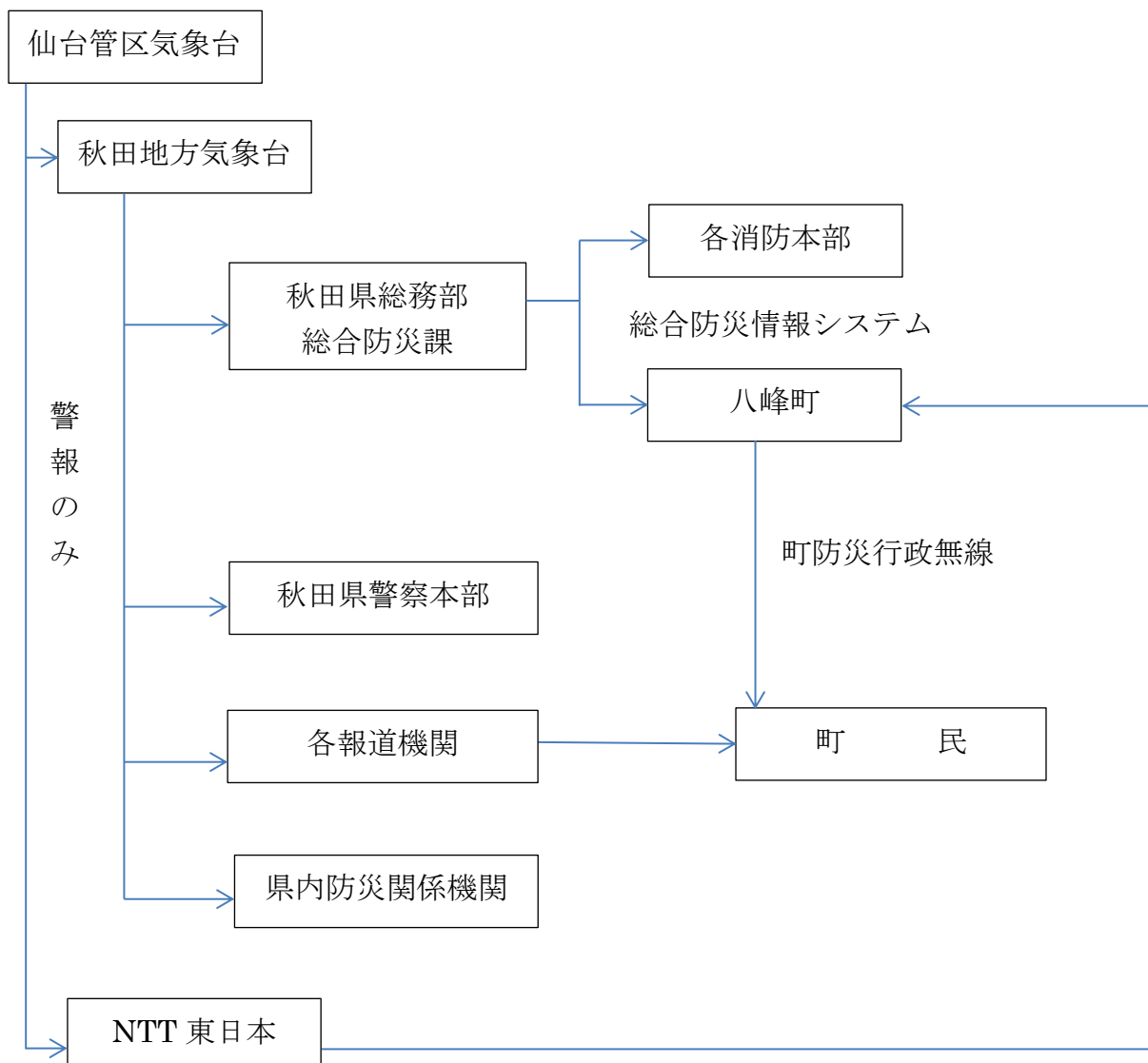
種類	内 容	発表基準
待機	水防団員の足留めを行う。	雨量・水位・流量その他河川状況等により必要と認められる時とき
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水位が水防団待機水位に達し、気象状況等により準備の必要が認められた時とき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、なお増水が予想さ

		れ出動の必要が認められる時
解除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなった時
情報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに水があふれる・漏水・法崩れ・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜

ただし、河川の状況により必要がないと認められる場合は、「待機」は行わないことができる。

第5 気象予報等の伝達

1 気象注意報、警報等の収集・伝達（火災気象通報を含み津波注意報・警報等を除く）



第4節 災害情報の収集・伝達計画

○実施担当：各機関

第1 計画の方針

災害発生時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対応を講ずる上で災害情報の収集及び伝達はもつとも重要であり、県、町及び防災関係機関が発表する広報は、被災地における混乱を防止し、かつ住民の不安の解消に重要な役割を担うこととなり、県、町及び防災関係機関は災害に関する情報の収集及び伝達について相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図るものとする。

第2 情報の優先度及び伝達系統

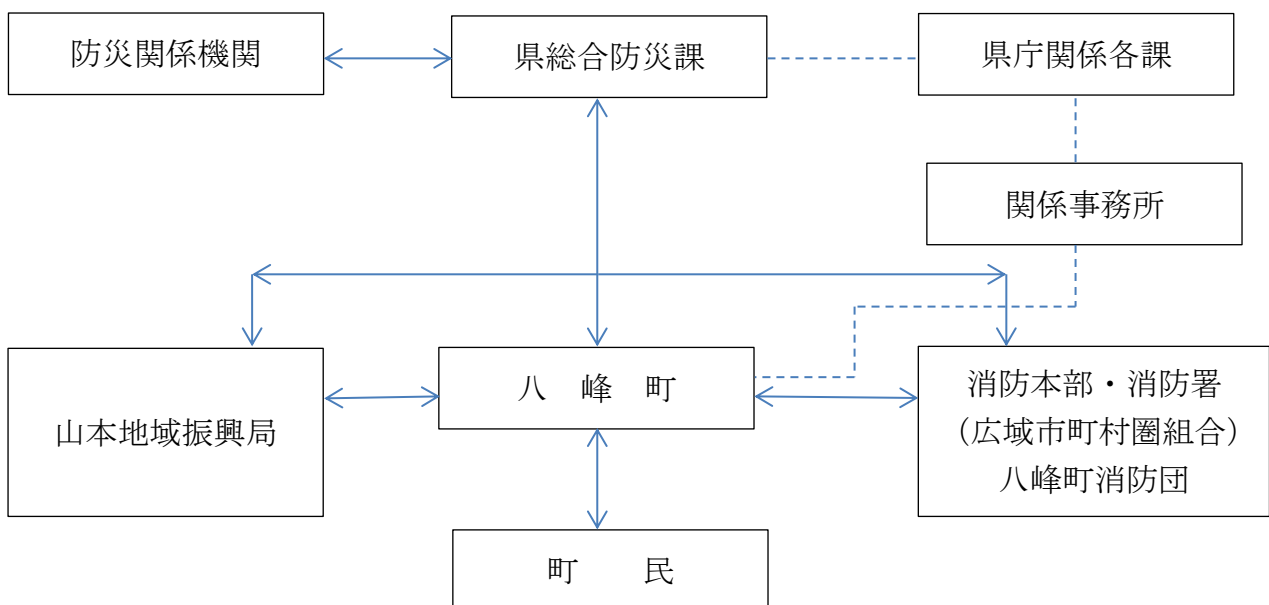
1 被害情報は、死者、行方不明者及び負傷者、救出・救助の状況並びにライフライン被害など、人命・財産など生活に直接かかわるものを最優先する。

特に、人的被害（死者、行方不明者数）については、県が一元的に集約・調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

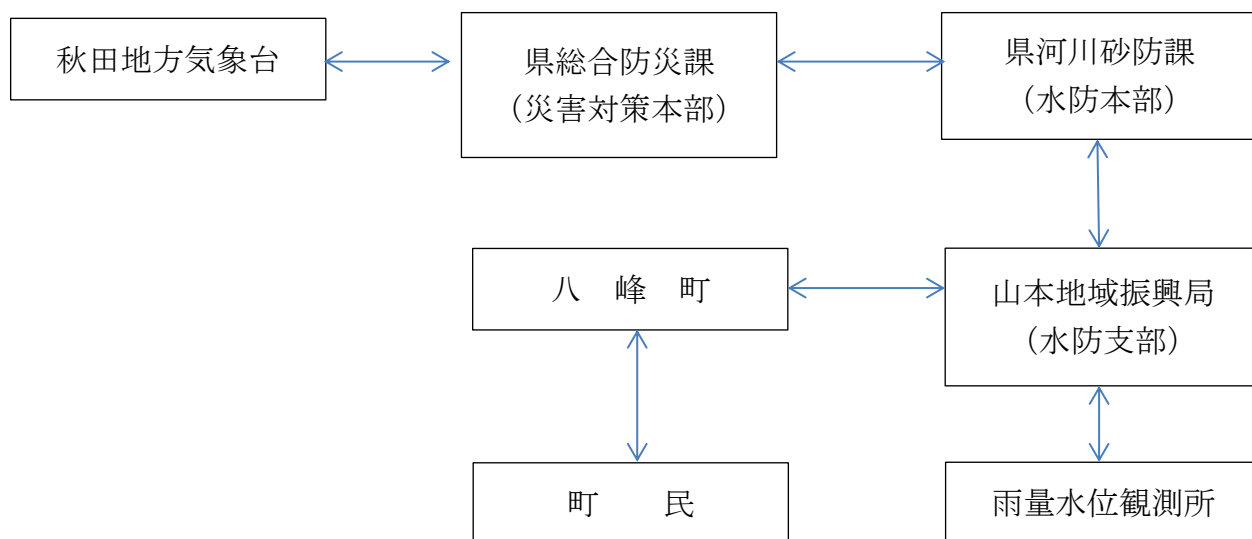
2 県、町及び防災関係機関は、次により所掌する業務に関する被害情報の収集活動を行い、あらかじめ構築した複数の伝達系統により、確実に情報を伝達するものとする。

- (1) 航空機による目視、撮影等による情報収集
- (2) 被害規模に関する概括的な情報の上級機関への報告
- (3) 災害応急活動に関する相互に緊密な情報交換

【災害等に関する情報の連絡系統】



第3 洪水情報の伝達系統



第4 土砂災害警戒情報

町は、県及び秋田地方気象台から土砂災害警戒広報が発表された場合、これを直ちに、町防災行政無線等で住民等に広報し、住民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体制を図るものとする。

第5 情報の収集・伝達

1 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき内容は次のとおりとする。

- (1) 人的被害
- (2) 物的被害
- (3) 機能的被害

2 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、町災害対策本部事務分掌に定められた各部・各班の所管業務に基づいて、所属の職員があたるほか、自主防災組織などからも情報を収集する。町有建築物及び施設の調査については、施設管理者と建築班が協力して実施する。

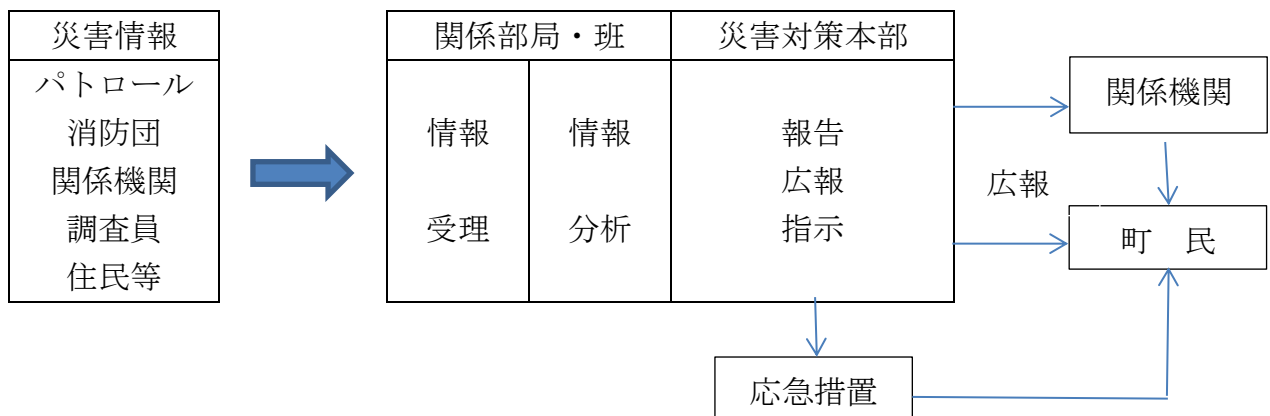
町及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、次のとおりである。

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
町	各施設の管理者	1 所管施設の来訪者、入所者、職員等の人的被害 2 所管施設の物的被害及び機能的被害
	職務上の関連課	1 商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 2 その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
広域消防機関		1 死傷者の状況

	2 住家の被害（物的被害） 3 火災発生状況及び火災による物的被害 4 危険物取扱施設の物的被害 5 要救援情報及び救急医療活動状況 6 避難路及び橋りょうの被害状況 7 避難の必要の有無及びその状況 8 その他消防活動上必要な事項
能代警察署	1 災害発生の日時、場所 2 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） 3 避難者の状況 4 交通規制及び緊急交通路確保の要否 5 ライフラインの状況 6 治安状況及び警察関係被害 7 その他災害警備活動上必要な事項
その他の防災機関	1 町内の所管施設に関する被害状況

3 情報の収集・報告

(1) 情報の収集、報告系統は、次のとおりである。



(2) 情報の収集や報告には、一般電話のほか、カメラ付き携帯電話、パソコン、デジタルカメラ等を活用する。

4 町民への伝達

- (1) 町防災行政無線（戸別受信機）によるほか、必要に応じて広報車等で伝達する。
- (2) 被害が甚大な場合は、ラジオ、テレビ等の放送による。

5 防災関係機関との連携

町は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡を取る。また、ライフラインの被害に関する情報は、それぞれの管理者が収集し、町災害対

策本部は集約した被害情報の連絡を受ける。

さらに町は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求める。

6 速報性の重視

初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。特に、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は、速報性を心がける。

また、現場の状況等により具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、罹災人員は、平均世帯人員により計算し速報する。

7 被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、流出、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢、性別等を速やかに調査する。被災人数、世帯数等については、現地調査だけではなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

第6 異常現象発見時の措置

1 異常現象を発見した場合

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかに町又は警察署若しくは海上保安部に通報する。また、町は通報を受けた場合、速やかに秋田地方気象台、県、その他の関係機関に通報する。

通報を要する異常現象等は、おおむね次のとおり。

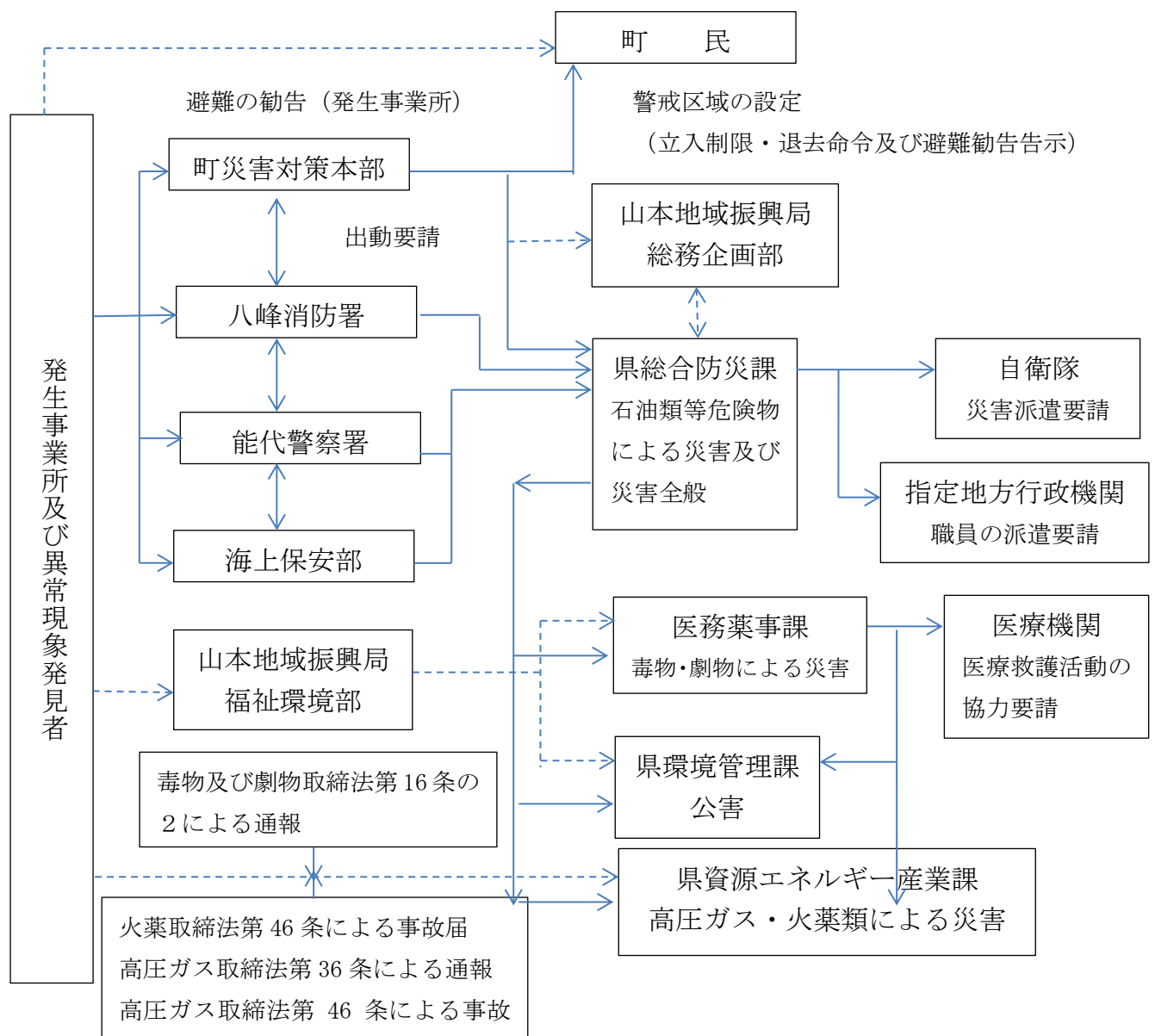
事項	異常現象等
気象	著しく異常な気象現象（竜巻、大粒な降雹等）
水象	異常潮位又は異常波浪

2 被害が発生するおそれがある場合

災害発生のおそれのある前兆現象を観測・察知したときは、その現象を町長に報告する。

第7 特殊災害発生時の措置

大規模火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報・連絡系統は次によるものとする。



第8 被害状況の調査

(1) 被害調査

被害調査にあたっては、被害調査担当員を定め、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を得て実施するものとし、被害の種別ごとの調査実施担当者は、次のとおりとする。

【被害調査の実施担当】

被害の種別	調査実施担当
人的被害	関係機関の協力を得て総務班が取りまとめる。
一般建物被害	調査班が担当し、被害調査地区担当表に基づき各自治会長、自主防災組織等の協力を得て実施する。(各自治会長又は自主防災組織等に対する事前協力要請は、総務班が担当する。)
福祉施設関係の被害	民生部が福祉施設等の管理者の協力を得て調査を実施する。
商工水産関係の被害	商工観光班が商工会、漁業協同組合等の協力を得て調査を実施する。
農林関係の被害	産業班が農協、農業団体、森林組合等の協力を得て調査を実

	施する。
土木被害	建設部が実施する。
教育施設関係の被害	文教部（教育委員会）が学校長など施設の管理者の協力を得て実施する。
その他の被害	各部、各班の業務分担表に基づき、調査を実施する。

(2) 調査報告の取りまとめ

災害対策本部の各担当部は、調査結果を毎日、定められた時刻までに防災班へ報告する。（定時報告）

防災班は、調査を取りまとめ、本部長に報告する。

(3) 被災写真の撮影

各調査員及び広報班は、被害状況の確認及び記録保存のため、被害箇所状況を撮影する。被災写真には、撮影年月日、時刻、箇所名、被害名等を記録する。

第9 被害報告

1 報告の実施

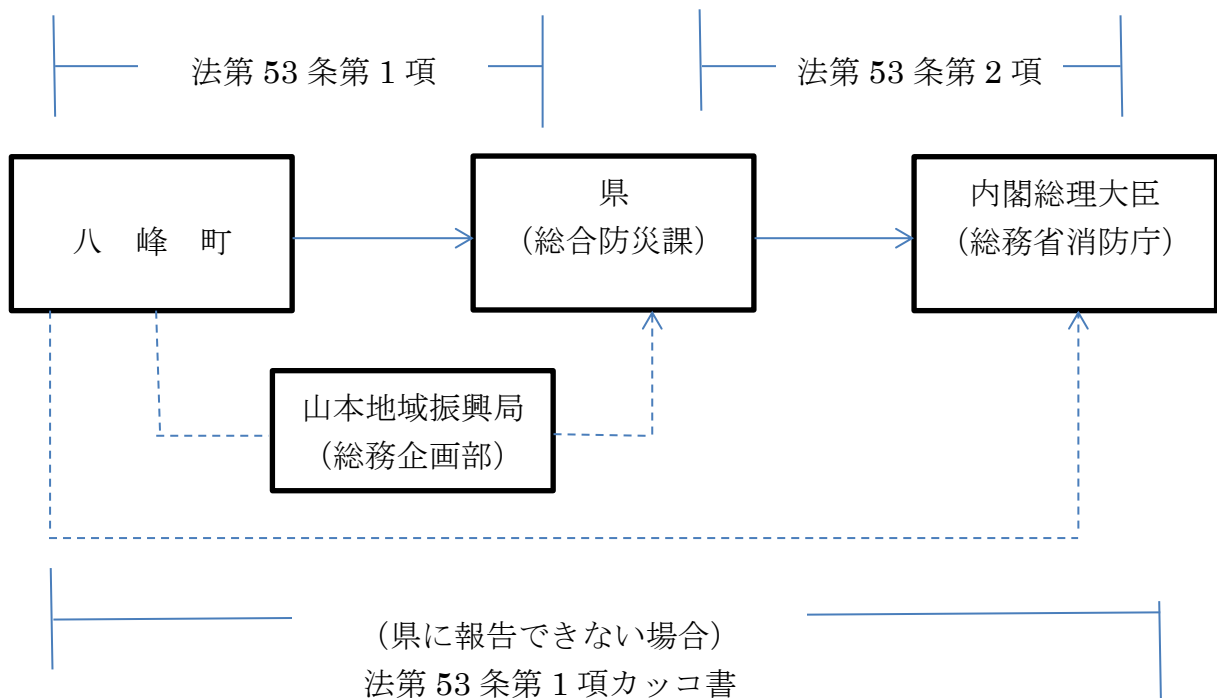
町は、災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部等を設置している場合は、当該対策本部等）へ被害報告をする。

県総合防災課へ報告できない時、又は、特に迅速に報告すべき火災・災害等については総務省消防長へ直接報告する。

報告ルートは次のとおりとする。

消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

【災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート】



【消防庁連絡先】

時間帯		平日（9：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		応急対策室	宿直室（消防防災・危機管理センター内）
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

*は各団体の交換機の特番

（問い合わせ先）総務省消防庁国民保護・防災部

応急対策室応急対策係 03-5253-7527

2 報告の様式

災害の具体的な状況、個別の災害現場の状況を報告する場合、又は災害の当初の段階で被害の状況が十分把握できていない場合（例えば、災害時の第一報で、死傷者の有無等を報告する場合）には、1号様式を用いて報告する。

(1) 災害の概況

- ① 発生場所及び発生日時
- ② 当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。
- ③ 災害種類別概況

ア 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流の状況

イ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の状況

ウ その他これらに類する災害の状況

④ 被害の状況

当該災害により生じた損害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。

⑤ 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入するとともに、町（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

(2) 災害状況速報

災害状況が判明次第その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

(3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式（確定）により報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害については、3号様式により4月1日まで報告する。

ただし、査定・調査等により被害額が確定したものとする。

第10 被害の認定基準

人的被害	
用語	被害程度の判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者。
負傷者	重傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷 当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち1ヶ月未満の治療で治癒できる見込みの者。

住家被害	
用語	被害程度の判定基準
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
全壊、全焼 又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの。 1 損壊部分が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの。 2 住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。
半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修をすれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）がその住家の再建築価格の20%以上50%

	未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

非住家被害	
用語	被害程度の判定基準
非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
被害の程度	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

その他の被害		
用語		
田	流失・埋没	耕土が流失し又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの。
	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
畑	流失・埋没	田の例に準じて取扱うものとする。
	冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
文教施設		小学校、中学校、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び第 6 項

	に規定する施設とする。
砂防	砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する施設とする。
地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通	鉄道の運行が不能となった程度の被害をいう。
被害船舶	櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
電話	通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。
水道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。
電気	電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止となっている戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。

被害金額	
用語	被害程度の判定基準
公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 22 年法律第 247 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、

	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害という。例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

り災世帯・り災者	
用語	被害程度の判定基準
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

火災	
用語	被害程度の判定基準
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。

第11 安否情報の収集・伝達体制

1 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

町は、大規模な自然災害等が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否

情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、町は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び防災関係機関との間で情報共有を図る。

2 警察機関における行方不明者相談対応班の設置

大規模な災害が発生した際に、警察に寄せられた行方不明者情報に対応するため、警察本部及び警察署に行方不明者相談対応班を設置し、行方不明者に関する届出の受理やデータ化、安否確認、町や県等に寄せられた情報の共有等を図る。

第5節 孤立地区対策計画

○実施担当：総務部、建設部、県、関係機関

第1 計画方針

町は、災害により孤立が想定される中山間地集落又は地区等の調査を行い、道路、橋りょう等の耐震化、通信施設などの公共施設の改良又は防護対策、道路バイパスの整備や地すべりや雪崩発生危険箇所など、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施するものとする。

さらに、孤立想定地区の公共施設を備蓄倉庫として活用し、水・食料品、生活用品など緊急物資の備蓄に努める。また、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落については、定期的な巡回・指導に併せ、住民の健康や生活面などの把握に努め、これらの実態を踏まえたきめ細かな対策を推進する。

第2 交通路の確保

国、県及び町等の道路管理者は、大雨に伴う洪水や土砂災害、雪崩等の発生を想定し、これらに関する気象情報が発表された場合は、警察や運輸関係機関等と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合には、県・町及び関係機関等と調整の上、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路が確保できない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が絶たれた集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を整備する。さらに、航空機と地上からの被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出のうえ、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努める。町は、一般公衆電話施設が被災した通信の途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。

第4 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機器などの配備に努める。

町は、小型可搬型自家発電機を緊急物資備蓄品目に指定し、計画的な整備に努める。

第5 救急患者及び救急物資の搬送

孤立集落において救急患者が発生した場合の救急搬送や緊急救援物資の搬送に、県消防防災ヘリコプター及び状況に応じて他の機関のヘリコプターを要請し、搬送する。

その場合、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポートを設置し、識別できる標識等を設置する。

第6 緊急物資の備蓄

町は、想定孤立集落又は地区をブロックに区切り、それぞれのブロックごとに、次の緊急物資の備蓄に努める。

	品目・用途等	備考
飲料水	ミネラルウォーター、お茶など	
給水用品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食料品	1 米 2 保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海藻類など 3 乳児用ミルク 4 その他	
生活雑貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具など
発電機	小型可搬式自家発電機	
燃料	暖房用、炊事用、発電機用	
医薬品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒剤、絆創膏・包帯等	
その他	必要雑貨	

第7 し尿、ごみの処理

町は、洪水、又は積雪時等において、し尿の汲み取り運搬車やゴミ収集車の運行不能を想定し、住人等に被害を及ぼさない場所をあらかじめ選定し、住民に周知しておくこと。

また、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積等の場所を確保する。

第6節 通信運用計画

○実施担当：総務部、県、関係機関

第1 計画の方針

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受達を迅速かつ確実に実行するとともに、町の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地区の発生も予想され、中山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信連絡体制の整備を図る。

第2 通常時における通信連絡

町及びその他の防災関係機関が行う災害に関する予警報等の伝達又は関係機関等に対しての連絡等については、秋田県総合防災情報システム、町防災行政無線、各防災機関の無線設備及び電気通信事業用通信設備又はそれぞれの専用通信設備をもって迅速に行う。

第3 非常時における通信連絡

1 県及び町防災行政無線設備の活用

非常事態が発生し又は発生するおそれのある場合には、秋田県総合防災情報システム及び町防災行政無線を最大限活用して通信運用を迅速に行う。

2 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し又は発生するおそれのある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信施設を優先的に使用する。

なお、防災関係機関は、非常、緊急時に使用するため、既設の電話機をあらかじめ「災害時優先電話」として指定しておくものとする。

- (1) 電気通信法に基づき、電気通信事業者の承認を受けた災害時優先電話
- (2) 被災地の避難所（施設）等に設置された有線又は可搬無線機による特設電話

3 他機関の通信設備の使用

- (1) 町長は、予警報の伝達に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。（災害対策基本法第55～57条）

また、町長は、災害発生時における応急措置の実施上、緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。（災害対策基本法79条）

- ① 電気通信設備
- ② 警察通信設備

- ③ 消防通信設備
- ④ 海上保安通信設備
- ⑤ 気象通信設備
- ⑥ 鉄道通信設備
- ⑦ 自衛隊通信設備
- (2) 事前協議の必要
 - ① 町長は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と協議して定めた手続きによりこれを行う。
 - ② 災害対策基本法第 79 条に基づく災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。
- (3) 警察通信設備の使用
 - 町が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合は、県と警察本部の協定に準じて使用要請を行うものとする。
- (4) 利用の申し出
 - 次の事項を管理者に申し出て行うものとする。
 - ① 利用又は使用しようとする通信施設
 - ② 利用又は使用しようとする理由
 - ③ 通信の内容
 - ④ 発信者及び受信者
 - ⑤ 利用又は使用を希望する時間
 - ⑥ その他の必要な事項

4 非常無線通信の実施（非常通信協議会の運用）

災害等により、一般通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法の定めるところにより、非常通信（非常通信協議会の運用）により、防災業務を遂行する。

なお、非常通信を行った場合は、速やかに東北総合通信局（非常通信協議会）に報告する。

5 放送要請

町は、警報、避難の指示等のうち緊急かつ重要な事項については、知事に対して、各放送局への放送要請を依頼する。

- (1) 放送の内容
 - 町が放送を行うことを求める事項は、主として町の区域の災害に関するものとする。
- (2) 放送局長への通知
 - 放送を行うことを求める場合は、次の事項を県を通じ放送局長に通知するものとする。
 - ① 放送を求める理由

- ② 放送内容及び範囲
- ③ 放送希望時間
- ④ その他必要な事項

6 使送による通信連絡の確保

有線通信施設及び無線通信施設が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

第4 通信の規制

1 通信規制

災害の発生時においては、有線及び無線が輻輳（ふくそう）することが常であることから、通信施設の管理者は必要に応じ適切な通信規制を行う。

2 通信施設設置者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設設置者及び通信依頼者は相互の連絡を密にするとともに、通信施設設置者は被災した通信施設の通信業務についても相互に協力するよう努めるものとする。

3 行政用ファクシミリの優先活用

災害情報を迅速かつ的確に把握するため、町行政用ファクシミリ、防災関係機関等に配備されているファクシミリを災害時は優先的に使用することとし、災害対策本部及び防災関係機関間の指令の伝達及び報告等をファクシミリによる文書連絡によって行う。

第5 町防災行政無線等の応急復旧対策

1 基本方針

災害が予想される場合は、町防災行政無線をはじめ県及び防災関係機関等の通信施設については、防護策の強化を図り、万一被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な措置を行うとともに、障害の早期復旧を図り関係機関相互の無線通信の確保に努める。

2 応急復旧対策

(1) 災害の発生が予想される場合

- ① 要員の確保
- ② 予備電源用燃料の確保
- ③ 機器動作状態の監視強化
- ④ 設置場所、機器等の保護強化

(2) 通信施設が被災した場合

- ① 職員による仮復旧の実施

- ② 非常通信ルートを活用した通信の確保
- ③ 復旧工事に伴う要員の確保

第6 東日本電信電話（株）秋田支店の応急復旧対策

1 基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

2 応急対策

- (1) 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧などについて、速やかに対策がとれる体制をつくる。

- (2) 通信サービスの復旧順位

第1位	気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関
第2位	ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関
第3位	第1順位、第2順位に該当しない機関等

- (3) 通信の非常疎通措置

災害時の通信輻輳(ふくそう)の緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- ① 中継順路の変更等のほか、必要に応じ臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ③ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則に定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- ④ 災害時、被災地に向けての通話が繋がりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため、災害用伝言ダイヤルを運用する。

- (4) 災害状況等に関する広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合又は利用制限を行ったときは、支店前掲示、広報車、ラジオ、テレビ等により、次の事項を住民等に周知する。

- ① 災害復旧措置及び応急復旧状況等
- ② 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- ③ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- ④ 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- ⑤ 住民に対し協力を要請する事項
- ⑥ その他の必要な事項

第7節 広報計画

○実施担当：総務部、県、関係機関

第1 計画の方針

災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、被害状況や災害応急対策の実施状況並びに被災者等のニーズ等を十分把握し、効果的な広報活動を行う。このため、町と防災関係機関は相互に協力し、迅速かつ的確な情報の公表と広報活動を実施して、被災地の住民等の適切な判断と行動を援助する。

また、町は県や防災関係機関とともに各報道関係機関との連携を密にして、特に被災住民への情報提供媒体として、必要な情報の提供を行う。

なお、広報にあたっては、要配慮者に配慮するほか、住民等からの問い合わせに対する体制の整備を図る。

第2 広報の内容

広報にあたっては、災害の規模、状態、時間経過に応じて災害状況に応じた的確な行動を促すため、町民に必要な情報を提供する。

1 住民に対する広報内容

町は、住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

(1) 第一段階（災害発生直後）

- ① 気象、災害等に関する情報
- ② 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令状況、避難者（特に避難行動要支援者）、避難所の開設・運営に関する情報
- ③ 出火防止の呼びかけ（火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警報等）
- ④ 人命救助及び近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑤ 町内被害状況の概要（洪水、火災発生等）及び緊急道路・交通規制情報
- ⑥ 町の災害活動体制及び応急対策実施状況
- ⑦ 流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑧ 避難経路並びに公的避難所、救護所の開設状況
- ⑨ 町民の安否情報
- ⑩ その他必要な事項

(2) 第二段階（発災から少し時間が経過した段階の広報）

- ① 町及び防災関係機関等の応急対策の実施状況
- ② 被害状況
- ③ 生活関連情報
 - ア 電気、ガス、上下水道の被害状況、復旧状況
 - イ 通信施設の復旧状況
 - ウ 食料、生活必需品及び燃料油等の供給状況
- ④ 道路交通状況及び鉄道・バス等の被害・運行状況

- ⑤ 医療機関の活動状況等
 - ⑥ 救援物資、食料、水の配布等の状況
 - ⑦ し尿処理、衛生に関する情報
 - ⑧ 被災者への相談サービスの開設状況
 - ⑨ 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
 - ⑨ 臨時休校等の情報
 - ⑩ ボランティア組織からの連絡
 - ⑪ 町内各施設の復旧状況
 - ⑫ 町の一般平常業務の再開状況
 - ⑬ 建築物の安全性、仮設住宅に関する情報
 - ⑭ その他必要な事項
- (3) 第三段階（災害が沈静化し、復旧・復興期の広報）
- ① 被災相談に関する情報（罹災証明書の発行等）
 - ② 生活再建に関する情報
 - ③ その他、復旧・復興に関する情報

2 事前の措置

災害応急対策責任者は、あらかじめその所掌する災害広報に関し、広報文を定めておくものとする。

第3 広報の手段・実施手順

災害の規模や状況に応じて最も有効とみられる手段により広報する。なお、不正確で混乱した情報が流れないように、報道機関等に対しては、情報提供の窓口を災害対策本部に一元化し、かつ迅速に情報提供できる情報伝達体制で臨むものとする。

また、広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にして、次の方法によるものとする。

1 広報の方法

- (1) 防災行政無線による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) チラシ、ビラ、ポスターによる広報
- (4) 報道機関による広報
- (5) 職員を派遣しての広報（交通及び通信施設が途絶したとき）
- (6) エリアメール、インターネットの活用など広範かつ有効な手段による広報

2 緊急広報の実実施手順

- (1) 「広報はっぼう」による広報
 - ① 災害対策本部は、主に救援対策の詳細な情報に関しては、速やかに施策の内容をまとめ、広報班に連絡する。
 - ② 広報班は、受けた連絡を、「広報はっぼう」号外で周知する。

- (2) 広報車・航空機等
 - ① 災害対策本部は、通信施設が被害を受け通信途絶となった場合、より緊急を要する情報については、広報車による広報や県に要請し、ヘリコプターなどを手配して周知に努める。
- (3) 報道機関への情報提供
 - ① 災害対策本部が被害状況や救護対策の情報を取りまとめ、定期的な情報提供と緊急時の不定期な情報提供を行う。まとめた情報は、速やかに広報班に連絡する。
 - ② 広報班は、災害対策本部からの情報を直ちに整理し、報道関係機関に伝える。
- (4) インターネット
 - ① 災害対策本部は、町内に限らない広域的な支援の呼びかけ等については、報道機関のほかインターネットも活用する。
 - ② 広報班は、本部からの依頼により八峰町のホームページで災害情報を流す。

3 一般広報の実施手順

生活情報、復旧情報は、次の手段により、必要に応じて適宜広報する。広報は災害対策本部において行うが、災害の状況に応じ、消防、警察、その他の防災関係機関においても実施する。

- (1) 防災行政無線による広報
 - 通信施設が利用できる場合、防災行政無線により広報を実施する。
- (2) 広報車・航空機等による広報
 - 町は、災害の状況又は復旧に応じて、広報車による広報を行う。また、県及び県警に対し、広報のためのヘリコプターの出動を要請する。
- (3) 広報紙（号外含む）・チラシ・ビラ等による広報
 - ① 町は、各班から町民への提供情報を収集し、災害に関する情報をまとめた広報紙を発行する。「広報はっぼう」においては、号外の発行も考慮する。
 - ② 町は、必要に応じて、チラシ又はビラ等を作成し、提示・配布する。
- (4) テレビ・ラジオ・新聞による広報
 - 町は、必要に応じて各放送機関に放送要請を行う。また、定期的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供を迅速かつ的確に行うものとする。
 - ① テレビ（NHK、ABS、AKT、AAB）
 - ② ラジオ（NHK、ABS、FM 秋田）
 - ③ 新聞（北羽新報、魁、朝日、毎日、読売、河北、産経、日経等）
- (5) 掲示板等の活用
 - 町は、避難所等に掲示板を設置し、各種の情報を提供する。
- (6) インターネットによる情報提供・広報
 - 町は、広報紙の内容等について、インターネット（八峰町ホームページに災害情報を掲載）等を利用した情報サービスを実施する。
- (7) 自主防災組織等との協力
 - 広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自治会・自主

防災組織への協力を要請する。

4 要配慮者への広報

(1) 要配慮者等への広報

民生委員、ボランティア等の協力を得て、在宅の要配慮者等に対し広報紙を各戸配布するよう努める。

また、視聴覚障害者には、ボランティアの協力を得て、点字や録音テープ等による情報の提供を行う。

(2) 外国人に対する広報

通訳ボランティア等の協力を得て、広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努める。

第4 報道機関への発表・協力要請方法

災害対策本部長、副本部長又は総務課長のいずれかが、記者会見室を設けて定期的（時間を定め）に概況を発表する。また、緊急時には随時、記者会見・資料提供等による情報提供を行う。

1 広報事項

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難勧告・指示の状況
- (6) 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

2 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料依頼については、町及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

3 報道機関への発表

- (1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急対策活動状況、災害関連情報及び被害状況の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について速やかに実施するものとする。
- (2) 発表は、原則として災害対策本部長、副本部長又は総務課長のいずれかが実施するものとする。なお、必要に応じて各部において発表する場合は、あらかじめ総務部に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後は速やかにその内容について報告するものとする。
- (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関が本町の災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (4) 災害対策本部総務部は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各部のうち必

要と認められる部及び関係機関に送付するものとする。

4 災害時における放送各社への緊急連絡

町民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合は、町は、原則として所定の様式により県を通じて放送各社に連絡をする。ただし、特に緊急を要する場合は、直接連絡を行うことができるものとする。

放送局の名称	担当部局	電話	FAX
NHK 秋田放送局	放送部	018-825-8141	018-831-0585
ABS 秋田放送	報道部	018-824-8520	018-824-8558
AKT 秋田テレビ	報道部	018-866-6131	018-888-2252
AAB 秋田朝日放送	報道制作局	018-866-5111	018-866-5115
FM 秋田	放送部	018-824-1155	018-823-7725

第5 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法の救助活動の資料及び記録の保存のため極めて重要であるので、総務部は各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。

1 資料は、おおむね次に掲げるものを作成・収集するものとする。

- (1) 総務部の撮影した災害写真、災害ビデオ等
- (2) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (3) 災害応急対策活動を取材した写真、その他

第6 広聴活動

被災した住民の要望、苦情、相談に応ずるための臨時災害相談窓口を開設し、迅速かつ適切な相談業務を行う。また、開設の実施にあたっては、相談事項の速やかな解決を図るため関係各部及び関係機関等の協力を得るものとする。

1 実施機関

広聴活動は、総務部が担当する。

2 被災者のニーズの把握

- (1) 被災者のニーズの把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、次のようなニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- ④ メンタルケア、健康管理
- ⑤ 介護サービス

- ⑦ 家財の持ち出し、家の後片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）
- (2) 要配慮者のニーズの把握
要配慮者の抱える問題は、通常より深刻な場合が多いため、ボランティア等との協力のもと積極的に面談し、ニーズの把握に努める。

3 相談窓口の開設

(1) 災害相談窓口

大規模な災害が発生した場合若しくは災害対策本部長の指示があった場合は、庁舎内に被災者又はその関係者からの問い合わせや相談などに応ずるための、災害相談窓口を開設し、相談・問い合わせ受付業務を実施する。

相談の内容により、各班及び各機関と連携しながら相談等にあたるものとする。

(2) 臨時相談所の開設

災害発生による避難が終了した後は、本部長の指示に基づき、避難所又は被災地の交通が確保されている地点に臨時相談所を開設し、被災した住民の相談、苦情などの積極的な聞き取りに努める。

(3) 専門相談窓口の設置

本部長の指示に基づき、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、町民のための専門相談窓口を設置する。この場合、必要に応じて法律相談、登記相談、税務相談、社会保険相談、人権困りごと相談等の災害相談業務の実施等について専門家の協力を要請する。

なお、次のようなものが、相談事項として想定される。

- ① 生命保険、損害保険（支払条件等）
- ② 家電製品（感電、発火等の二次災害等）
- ③ 法律相談（借地借家契約、建物修復、損害補償等）
- ④ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- ⑤ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- ⑥ 住宅（仮設住宅、空き家情報、公営住宅、復旧工事等）
- ⑦ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払、労働補償等）
- ⑧ 消費（物資、必需品等の入手等）
- ⑨ 教育（教育の再開、学費の免除等）
- ⑩ 福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- ⑪ 医療・衛生（医療、薬剤、風呂等）
- ⑫ 廃棄物（ガレキ、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体等）
- ⑬ 金融（融資、税の減免等）
- ⑭ ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通等）

4 防災機関による災害相談

本部長は、必要に応じて、電気、ガス、水道等その他の防災関係機関に対して、町の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協

力を要請する。

また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

5 要望等の処理

災害相談窓口などにおいて聴取した要望及びその他陳情や手紙などで寄せられた苦情・要望等を、防災関係機関及び関係部へ FAX 等を活用し照会や連絡を行い、適切な処理を行うとともに、その回答・処理状況も併せて時系列的に記録をとる。

第7 帰宅困難者・観光客等に対する交通情報等の情報伝達

帰宅困難者・観光客等に対する交通状況等の情報伝達は、本節「第3 広報の手段・実施手順」掲げる手段により広報する。

また、町内で災害に遭遇し、避難しようとしている観光客等には、防災行政無線や広報車等により、最寄りの避難場所、避難所等への避難を呼びかける。避難所等において、帰宅困難者及び観光客等に対して交通情報の提供と併せ、食料、飲料水、毛布等の支援を行う。

さらに、家族・親戚等の安否確認手段については、携帯電話又はN T Tの仮設電話機からN T Tが開設する災害用伝言ダイヤル「171」や災害用ブロードバンド伝言板「w e b 171」、携帯電話各社の「災害用伝言板サービス」の利用を促す。

第8節 避難対策計画

○実施担当：各機関

第1 計画の方針

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、被災者及び危険区域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急））の発令や誘導等を的確に実施する。また、避難住民の生活を維持するため、指定避難所の設置及び管理運営の方法について定める。

なお、避難誘導及び指定避難所の運営にあたっては、要配慮者や女性の視点から捉えた支援及び対策に配慮するとともに、避難者及び被災者に対するプライバシーの保護について徹底した対策の実施に留意する。

第2 避難の区分及び態様

1 判断者による避難の区分

(1) 住民等の判断による避難

災害情報により、災害の発生のおそれがあると予想した場合は、住民自らの判断で避難するものとし、特に、高齢者、病弱者等は早期に安全な親戚、知人宅等に避難させる。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）による避難

町長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するため危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令を行う。また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

2 避難の態様

町は、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急））において、災害の切迫性に応じ、避難の態様を明確にする。

(1) 事前避難

災害情報（大雨、暴風、洪水警報又は河川の警戒水位の突破等の気象情報等）により、災害発生のおそれがある場合に、事前に避難行動要支援者等を安全な場所へ避難させることをいう。

また、避難勧告、指示が発令される前に、避難行動要支援者等が速やかに避難できる準備をするための避難準備・高齢者等避難開始情報を提供する。

(2) 緊急避難

事前避難のいとまがないとき（火災・洪水等）で、災害がまさに発生しようとし又は発生した場合に、避難勧告又は避難指示（緊急）により当該地域の住民全員に緊急に安全な場所へ避難させることをいう。

(3) 収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所へ輸送計画により

移送収容するもの及び避難に遅れたものを救出収容し避難させることをいう。

第3 避難勧告・指示及び警戒区域の設定

1 避難の勧告、指示の実施責任者

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃（〃）	災害対策基本法第61条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自衛官	〃（警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員・水防管理者（町長）	洪水又は高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりに関する避難の指示	地すべり等防止法第25条

※ 「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の相違は、被害の危険の切迫する度合いを示すもので、「避難指示（緊急）」は、「避難勧告」よりも拘束力が強い。

災害対策基本法、その他の根拠法規にしたがって、避難勧告・避難指示（緊急）を行うべき権限のある者は、以上のとおりであるが、「避難勧告」は、災害応急対策の第一次的な責任者である町長（本部長）のみが行うことができる。

その他のものは、いずれも町長の指示による場合若しくは緊急避難的な措置として「避難指示（緊急）」を行う。

そのため、町長以外のものが緊急避難的な措置として「避難指示（緊急）」を行った場合は、実施後ただちにその旨を町長（本部長）に通知しなければならない。

2 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般 災害が発生し又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条

海上保安庁	ただし、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき 又はこれらの者から要求があったとき	
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 ただし、町長、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災害対策基本法第 63 条
消防吏員又は消防団員	災害（水災を除く）の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法第 28 条、36 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮が発生し、水防上緊急の必要がある場合	水防法第 21 条

3 避難の勧告及び指示の基準及び報告

(1) 局地的な災害による避難の勧告・指示

地域を限定した避難の勧告・指示の発令を行う要件は次のとおりである。

- ① 津波による災害のおそれがあると判断されたとき
- ② 河川の上流が被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- ③ 火災が拡大するおそれがあるとき
- ④ 爆発のおそれがあるとき
- ⑤ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される時
- ⑥ 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- ⑦ 災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- ⑧ その他住民の生命を守るために必要と認められるとき

(2) 広域的な災害による避難の勧告・指示

広域的な避難の勧告・指示の発令を行う要件は次のとおりである。

- ① 延焼火災が拡大し又は拡大するおそれがあるとき
- ② ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される時
- ③ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

(3) 避難情報の判断基準

種 別	内 容	基 準
避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告又は避難指示（緊急）の発令の可能性が大きいと判断されるとき、町長は、要配慮者とその支援者の迅速かつ安全な避難を確保するために通知する	1 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、避難行動に時間を要する者（要配慮者とその支援者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 その他警報等が発表されたとき (避難準備・高齢者等避難開始の通知により、

		避難行動要支援者は、家族又は介護者などとともに避難を開始する)
避難勧告	対象となる地域住民が「勧告」を尊重することを期待して避難のための立ち退きを勧め、促す行為である	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき 2 河川の水位が氾濫危険水位に達するか、達するおそれがあるとき 3 土砂災害警戒情報又は大雨・洪水警報等が発表され、県による土砂災害危険度表示等が2時間以内に避難基準に達すると予想されたとき 4 近隣で前兆現象(斜面の崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生等)が発見された場合
避難指示(緊急)	被害の危険が目前に切迫し「勧告」よりも拘束力が強く、避難のため住民を立ち退かせる行為である	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告の時点より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2 土砂災害警戒情報又は大雨・洪水警報等が発表され、県による土砂災害危険度表示等が1時間以内に避難基準に達すると予想されたとき 3 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき 4 近隣で土砂災害・洪水等が発生したとき 5 近隣で前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合
屋内での待機等の指示	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に、屋内での待機等の安全措置をとる行為である	例えば、既に河川が氾濫している場合に指定緊急避難場所等へ移動することにより、かえって危険が生ずると認められるときなど

(4) 避難情報の解除

避難情報の解除は、次によりの確に判断する。

- ① 災害が沈静化し、被害の拡大のおそれがないと認められるとき
- ② 気象庁が気象に関する警報又は注意報を解除し、災害の起こるおそれがないと認められるとき

(5) 避難勧告・避難指示(緊急)の発令及び報告

① 町長

ア 住民を避難させるにあたっては、そのときの情勢を踏まえ、前記(3)避難情

報の判断基準により行う。

イ 報告

町長は、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、町長が警察官又は海上保安官から避難のための立ち退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。



② 警察官

ア 警察官職務執行法による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び危害を受けるおそれのある者を避難させ又は必要な措置をとることを命じ又は自らその措置をとる。

イ 災害対策基本法による指示

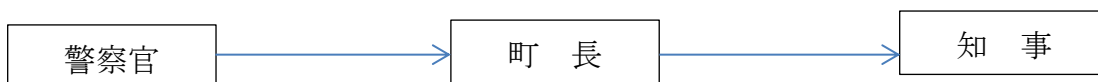
町長による避難指示（緊急）ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立ち退きを指示する。

ウ 報告・通知

- 1) 上記アにより警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



- 2) 上記イにより避難のため立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を町長に報告する。



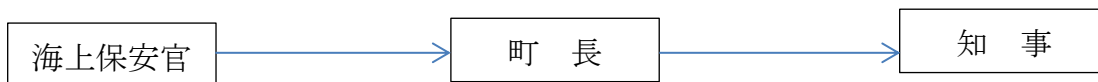
③ 海上保安官

ア 災害対策基本法による指示

②のイの警察官に準ずる。

イ 報告・通知

避難のための立ち退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を町長に通知する。



④ 自衛官

ア 避難時の措置

自衛隊法により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、上記②のア警察官職務執行法による措置による避難等の措置をとることができる。

イ 報告

上記アにより自衛官がとった措置については、順序を経て防衛大臣の指定する者に報告する。



⑤ 水防管理者

ア 指示

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、立ち退きを指示する。

イ 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



⑥ 知事又はその命を受けた職員

ア 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

イ 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し立ち退きを指示する。

ウ 通知

避難のための立ち退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



4 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示の要領

(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示の内容

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示を行う場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先

- ③ 避難経路
- ④ 避難の勧告又は指示の理由及び期間
- ⑤ その他必要な事項

なお、指定避難場所については、町長が関係機関と協議して最も適当な指定避難場所を指示し、開設するものとする。

(2) 住民への周知

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示を行った者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

① 住民への周知徹底

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告・指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。

- ア 直接的な周知として、防災行政無線、広報車、一斉メール配信等を活用する
- イ 消防機関、警察、自治会長等を通じて周知する
- ウ 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する

② 関係機関相互の連絡

避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

(3) 報告

避難措置を実施したときは、町長は速やかにその旨を知事に報告するものとする。

(4) 避難指示（緊急）・勧告マニュアル

地域防災計画に定めるもののほか、避難指示（緊急）・勧告マニュアルに基づき、避難指示避難指示（緊急）・勧告等の伝達を行うものとする。

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

① 町長

町長は、生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止又はその区域からの退去を命ずる。

② 警察官

町長又はその職務を行う職員が現場にいない場合又はこれらの者から要請があった場合、警察官は、町長の権限を代行する。この場合、直ちにその旨を町長に対して通知する。

③ 自衛官

災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、町長、警察官及び海上保安官が現場にいない場合に限り、町長の権限を代行する。この場合、直ちにその旨を町長に通知する。

④ 海上保安官

町長又はその職権を行う職員が現場にいない場合又はこれらの者から要請があった場合、海上保安官は、町長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を町長に対して通知する。

⑤ 消防吏員又は消防団員

消防活動・水防活動を確保するため、消防又は水防関係者以外を現場付近に近づけないよう措置することができる。

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(3) 警戒区域設定の要領

① 時機を失することのないよう迅速に実施する。

② 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。

③ 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

④ 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。

⑤ 防災行政無線、広報車及び一斉メール配信等によって、次の事項の周知を徹底する。

ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え住民に周知する。

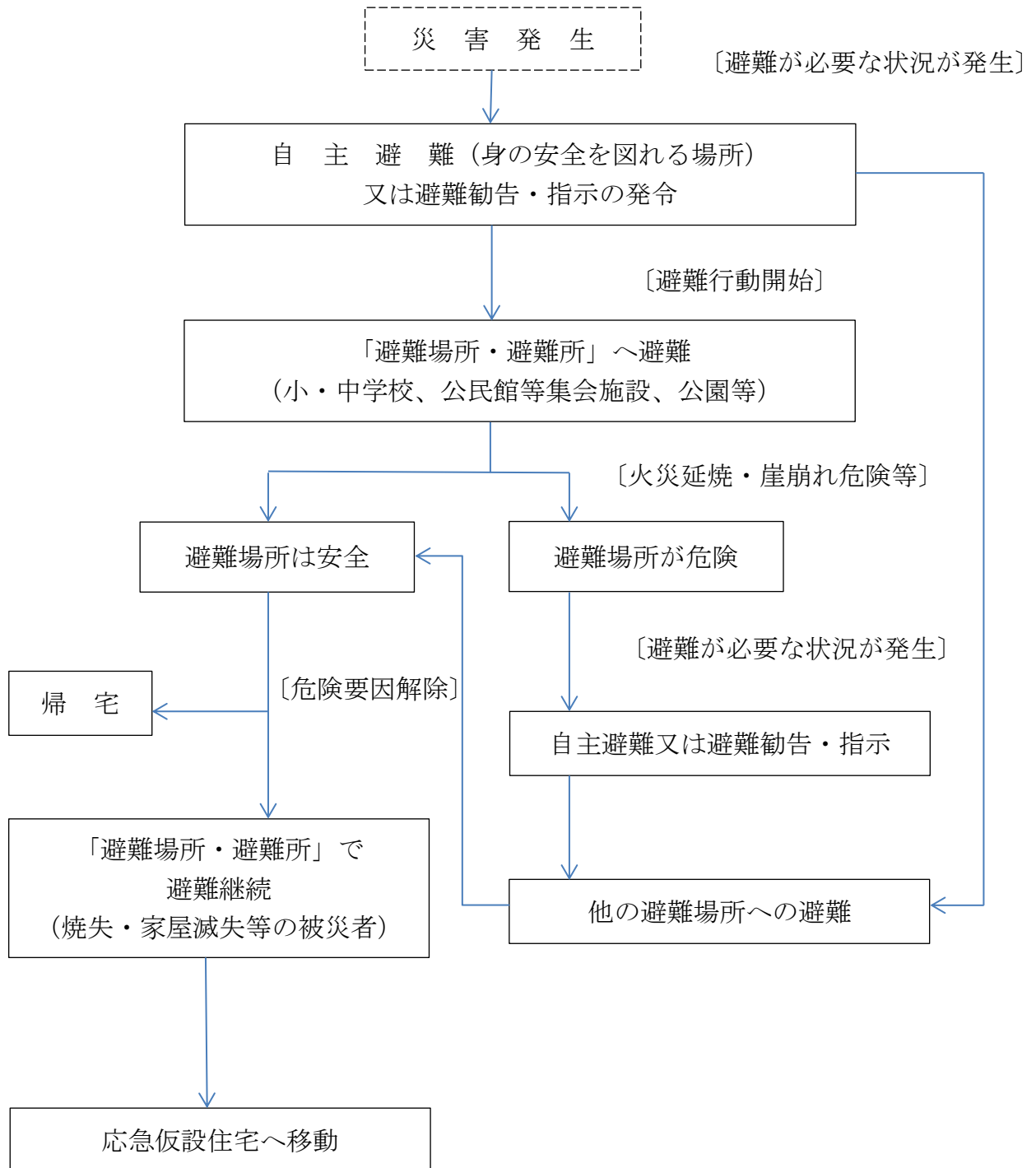
イ 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

第4 避難誘導

1 避難所等への避難

指定避難所等への避難は次に基づいて実施する。



2 警戒区域設定時の避難

本部長は、住民の危険を防止するため、警戒区域を設定した場合、避難の発令と同時に消防機関に対し、区域内の住民を安全な場所へ避難させるよう命ずるとともに警察官、消防団員、自主防災組織等の協力によりあらかじめ指定する避難場所へ誘導する。

3 警戒区域外の避難

警戒区域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行う。

- (1) 避難場所までの避難誘導は、町職員、消防団員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。
- (2) 本部長は、必要と認める避難場所に町職員を派遣し、避難者の確認及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。

4 学校、事業所等の避難

学校、保育所、事業所その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とするが、災害の規模、態様により必要と認められるときは、近隣住民等の協力を得るとともに、安全な場所への避難誘導に努める。

5 交通機関の場合

交通機関における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

6 避難誘導の方法

町、消防機関、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、態様に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行うものとする。

- (1) 避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣住民やボランティアなどの協力を得て、相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。
- (2) 避難経路の選定にあたっては、できる限り危険な道路、橋、堤防、危険物取扱施設を避け、その他浸水、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれなどのない経路を選定する。また、状況が許す限り避難誘導にあたる者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは、避難誘導にあたる者が指定するように努める。
- (3) 避難経路の要所に誘導員を配置する。また、危険な地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。
- (4) 自治会、自主防災組織等、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (5) 避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮して、できるだけ自治会単位等の集団で行う。

- (6) 避難誘導の広報において、広報車を利用して実施する場合は、数箇所に停車し広報する。
- (7) 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどめるように指導する。
- (8) 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等にあたる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、予想される津波到達時間等も考慮のうえで避難勧告・指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

第5 避難路及び避難場所の安全確保

大規模災害が発生し、住民の避難が開始された場合、町、消防機関、警察は、相互に連携協力して避難経路及び指定緊急避難場所の安全確保を図るものとする。

1 消防機関の任務

(1) 避難誘導経路の選定

消防機関は、避難の勧告又は指示が出された地域の住民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災拡大経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全な避難経路について災害対策本部及び警察機関に通報する。

(2) 誘導経路の実施

住民の避難が開始された場合には、広報車及び当該地域に出動中の消防車両拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、消防団員に対して住民の誘導、避難勧告、指示の伝達の徹底にあたるよう要請する。

(3) 避難路、指定緊急避難場所の安全確保

火災が発生し、避難勧告、指示が出された場合は、被災者の移動が完了するまでの間、避難場所周辺の火災・延焼防止の消火活動を最優先に行い、避難路、指定緊急避難場所の安全確保に努める。

2 警察署の任務

(1) 避難誘導の実施

警察署は、避難の勧告又は指示が発令された旨の通報を受けたときは、町、消防等と連携し避難誘導を行う。

避難誘導の際は、夜間時の照明資機材の活用等をはじめとして、安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故等が発生しないよう、適切な誘導を実施する。

(2) 指定緊急避難場所の警戒

関係機関の職員と綿密に連絡を取りながら、指定緊急避難場所等の警戒を実施し、避難者の保護及び指定緊急避難場所等の秩序保持に努める。

第6 来訪者・入所者の避難

1 避難誘導

町の公共施設及び災害対策基本法に基づく「防災上重要な施設」とすべき施設の管理者は、来訪者・入所者の安全・避難のための避難計画に基づき避難誘導を行う。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務若しくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来訪者の安全な避難を実施する。

2 避難の完了報告

大規模な災害が発生し避難の勧告・指示が発令された各施設において、来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は、対策本部へ避難の完了を報告する。なお、連絡の方法は、一般加入電話、FAX、メール、防災行政無線（移動系）若しくは伝令による。

第7 避難に関する留意事項

1 避難勧告・指示の周知徹底

実施責任者は、勧告、指示したときは、避難指示（緊急）の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、防災行政無線、広報車、伝達要員等により、住民に周知徹底を図る。

2 住民の避難対応

(1) 避難の優先

避難にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先する。

(2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳等）、タオル等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

また、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

① 身分証明書（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

② 1人3食分くらいの食料と2～3リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

③ 服装は軽装とし、素足は避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じて防寒具

(3) 自動車による避難は、避難行動要支援者の移送を原則とし、家財等の持ち出しは危険なので中止させる。

(4) 避難者の移送は、原則としてバス等の指定した輸送車両による大量輸送とする。

3 積雪期の避難

(1) 避難情報の伝達

冬期における広報及び伝達においては、防災行政無線の屋外子局では音声情報が伝わりにくくなるため、屋内の戸別受信機の日常点検を促し、町は、積雪期においても確実に避難情報が伝達するよう努める。

(2) 避難行動要支援者への配慮

足元が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、町は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

(3) 物資の提供

寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

第8 避難所の開設、運営

風水害等の場合の避難所は、当該地域への避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）発令後、迅速な避難所開設を行うため、町、施設管理者、地域住民等で可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受入れる。

避難所運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分に配慮し、住民が安心して避難できる環境づくりを行う。また、地域住民、学校、行政との協働による避難所の開設、運営に努める。

また、一般の避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がおり、町がその開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入態勢が整い次第、対象者をスクリーニングして受け入れる。

1 避難所の開設

(1) 避難所収容の対象者

避難所に収容する対象者は、次のとおりとする。

- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ② 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所の開設

避難所の開設は、次の点を踏まえ、事前に策定した「避難所開設・運営マニュアル」に基づいて行う。

- ① 開設に先立って、予定避難所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認する。
- ② 避難者を収容した後も、周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。
- ③ 町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示を決定したとき又は住民の自主避難を覚知したときは、直ちに避難所を開設する。
- ④ 避難所は、原則として事前に指定した施設とする。
- ⑤ 避難所を開設したときは、対策本部において施設管理者に連絡し、施設の開放を要請する。
- ⑥ 避難所を開設したときは、民生部救護班の職員が避難所従事職員として、直ちに、避難所に向かい、業務に従事する。
- ⑦ 避難所の運営に必要な物資の運搬については、総務部総務班が担当する。
- ⑧ 避難所におけるプライバシーの確保等良好な生活環境の確保に努める。

(3) 臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置する。

- ① 既存の他の公共施設を利用する。
- ② 既存の他の民間施設等（寺社、会社、工場等）を利用する。

- ③ 公共用地にテント等を設置する。
- (4) 避難所開設の報告
 - 町は、避難所を開設したときは、知事に対し次の事項を報告する。
 - ① 避難所開設の日時、場所、施設名
 - ② 収容人員
 - ③ 開設期間の見込み
- (5) 避難所の開設期間
 - 開設期間は、災害が発生した日から7日以内とする。ただし、「災害救助法」が適用された場合は、同法の定める期間とする。
- (6) 避難所開設の周知
 - 町は、避難所を開設したときは、速やかに防災行政無線、広報車などあらゆる手段を用い被災者にその場所等を周知し、収容すべき者を誘導する。
- (7) 代替施設の確保
 - 災害の規模が深刻で、町内に開設することができない場合、あるいは適当な建物又は場所がない場合は、県の協力を得て近隣市町村への収容、あるいは建物等を借上げて開設する

2 女性等の視点を取り入れた避難所対策

- (1) 男女別ニーズの違いへの配慮
 - 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び女性専用のスペースを設ける。仮設トイレは、女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を大目に設置するとともに、最低でも一つはユニバーサルデザインのトイレの設置に努める。
 - 避難者の受入れにあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等、プライバシー及び安全・安心の確保の対策を講ずる。
- (2) 妊産婦、乳幼児、高齢者などへの配慮
 - ① 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースや栄養の確保及び健康維持のため生活面の配慮を行う。
なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行う。
 - ② 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。
 - ③ 女性や子供に対する暴力を予防するため、就寝場所等を巡回警備するとともに、防犯ブザーなどで安全・安心の確保を図る。
 - ④ 一般の避難所等では避難生活に困難が生じる要配慮者については、介護や医療相談等を受けられるスペースを確保するよう努める。

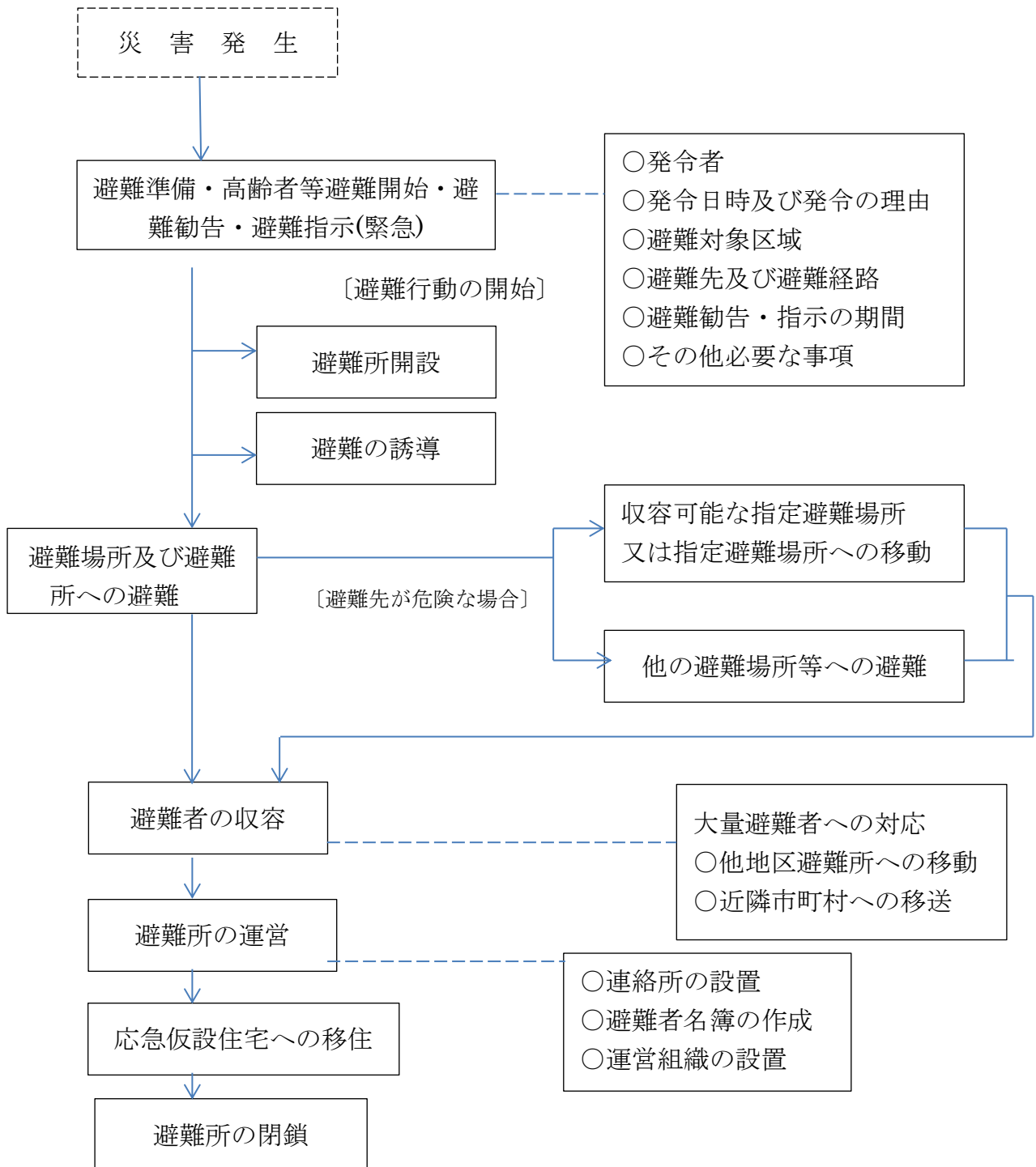
3 避難所の運営

避難所には、担当職員を配置し、人員の把握、保健衛生、清掃、物資の需給配分等、

避難所内の維持にあたる。また、避難所における情報伝達、食料、飲料水等の給付、清掃等の業務は、避難者、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て運営する。

なお、災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところによる。

9 避難所の運営



(1) 管理運営体制

避難所の運営は、災害対策本部が派遣する職員（管理運営責任者）が担当する。

避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、管理運営責任者が、施設の管理者及び地域の代表者等との連携をとりながら行う。

管理運営責任者は、事前に策定した「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、避難者による自治組織を結成し、業務ごとのリーダーとあわせてそれをサポートする者の選任を要請するとともに、避難者等との連携体制を構築し、次の事項について適切に行う。

- ① 避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等）
- ② 避難者に対する情報伝達
- ③ テレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板の利用
- ④ 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底
- ⑤ 避難所の情報の災害対策本部への電話、FAX等による連絡

なお、避難所における管理運営責任者の業務は、本部との連絡調整等の対外業務を主体とし、運営は原則として自治会、ボランティア、自主防災組織等により行う。

また、施設管理者は、施設の避難所利用者に対してアドバイスをするほか、避難所運営についても協力する。

(2) 運営方法

① 避難所運営組織の設置

避難所の運営を円滑に行うため、避難所自治組織、管理運営責任者、施設管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行う。また、運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標とする。

② 世帯ごとの避難者名簿の配布及び作成整理

避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となるため、避難所を開設し、避難した住民等の受入れを行った際には、管理運営責任者は、各世帯単位の避難者名簿を作成し、災害対策本部へ報告する。

③ 避難所内の居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地区単位（自治会等）ごとにまとまりを持つように行う。

各居住区域は、適当な人員（30人程度をめどとする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう表示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

④ 食料、生活必需品の要請、受取及び配給

管理運営責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては、本部に報告し、本部は各部の所掌する事務に従い調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、「避難所用物品受払簿」に記入のうえ、各居住区域ごとに配給を行う。

⑤ 避難所の運営状況の報告

報告は、各避難所の管理運営責任者が、本部に報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

⑥ 避難所の運営記録の作成

管理運営責任者は、避難所の運営記録として「避難所収容台帳」及び避難所日誌を記入する。

⑦ 避難所の運営管理

自治的な組織では、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをする。また、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定することがないようにする。さらに、班の責任者には男女両方を配置するように努める。

(3) 避難所における生活環境の保護

避難所の生活環境には常に注意を払い、良好に保つよう次の対策を実施する。

① 避難所情報の管理

町は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、町内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

② 要配慮者対策

ア 管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における要配慮者について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。

イ 管理運営責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。

ウ 必要に応じて、福祉避難所（高齢者福祉施設等）、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

③ 医療・保健体制

町は、避難者の健康・精神的ケアについて、医師や衛生班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師の常駐等の措置をとる。

④ 避難所生活の長期化への対応

町は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。

物資の調達及び供給にあたっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、高齢者など食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、より多くの避難者の声を拾うための意見箱の設置等の工夫を施し、避難者のニーズに応じた必要な物資・設備・機器を業者等から調達する。

ア 生活機器等の確保

洗濯機、乾燥機、テレビ、冷暖房設備、冷蔵庫、炊事設備等生活機器の配備

充実に努める。

イ 入浴設備及び洗濯場の確保

自衛隊及び関係機関との連携のもと仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図るほか、民間入浴施設の開放を要請する。

ウ プライバシーの保護

避難者の世帯間を仕切る間仕切り等を設置するよう努める。

エ 女性への配慮

女性が気兼ねなく着替えや授乳等ができる場所を確保する。

オ 避難所等の飼養動物対策

避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。また、避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する対策を構築する。

(4) 管理運営上留意すべき事項

- ① 避難所の維持管理体制の確立
- ② 災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知
- ③ 避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告
- ④ 自治組織、施設管理者及び行政による連携
- ⑤ 避難者の要望、苦情等のとりまとめ
- ⑥ 環境衛生保護と維持
- ⑦ 避難者の精神的安定の維持
- ⑧ 施設の保全管理
- ⑨ トラブル発生の防止

(5) 学校等の避難所対応

① 学校の基本的対応

学校施設の管理者は、臨時校舎の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については管理運営責任者との連絡・調整を図りながら行う。

② 教職員の避難所対応

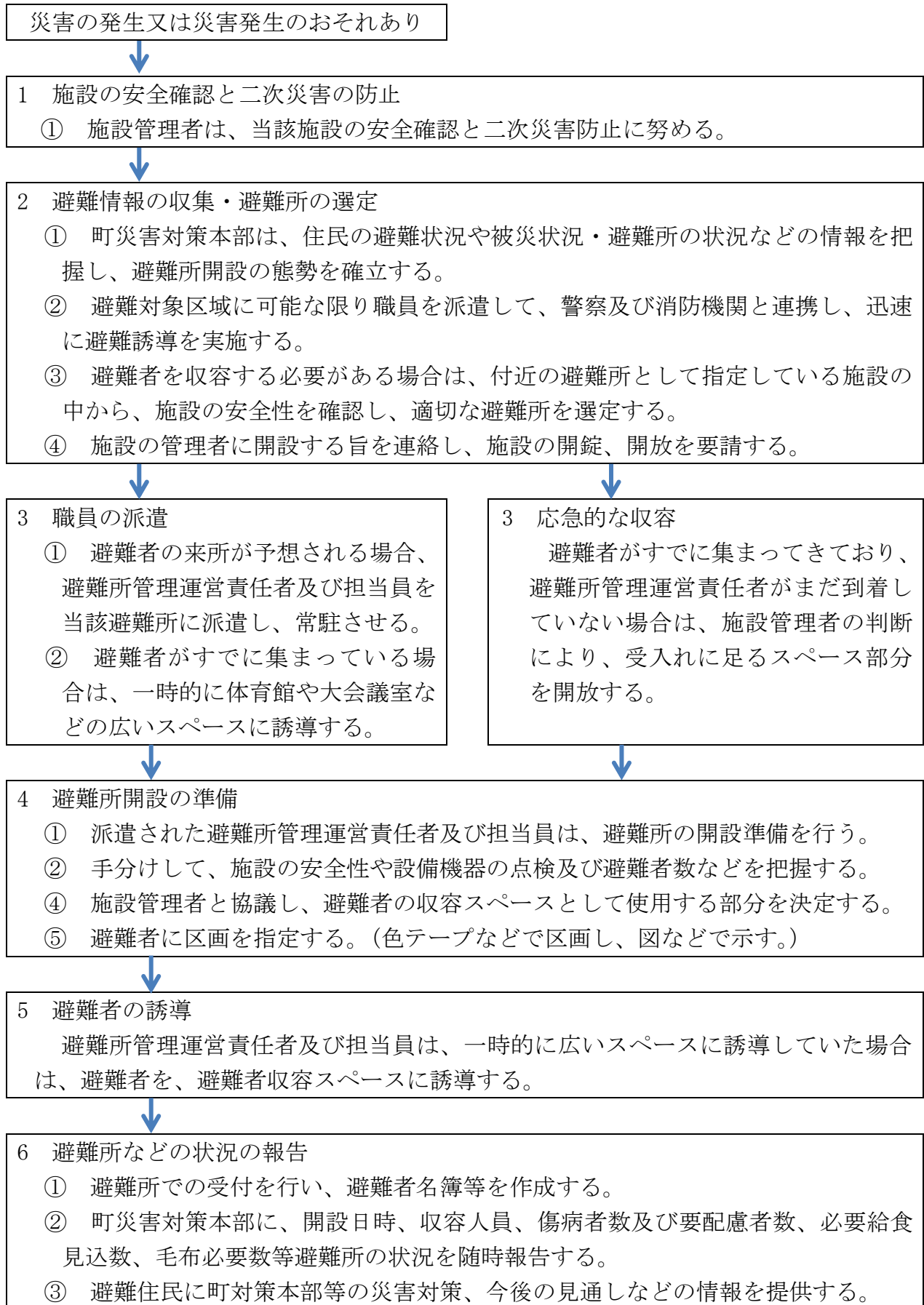
児童・生徒の在校時、在校していないときに関わらず、学校等が避難所として開設される場合に備え、初動においてはあらかじめ各学校等に初動体制に対応する教職員を決めておき対応を図る。

教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、児童・生徒に関する指導等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営を支援する。

③ 避難所運営の責任

避難所の運営についての責任は、本部からあらかじめ指定され、派遣された責任者にあるが、施設設備の使用等を含めて、学校等の管理責任者である当該学校長と相談・協議を行いその運営にあたる。なお、責任者の指定にあたっては、できるだけ避難所（学校）の内情に詳しい者をあてる。

(6) 避難所開設フロー



第9節 消防・救助活動計画

○実施担当：総務部、県、消防本部、森林管理局、関係機関

第1 計画の方針

町及び消防機関等は、災害発生時において、管轄区域内の火災予防・消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救急・救助活動を行う。

第2 消防活動

1 町の活動

- (1) 町は、管内で火災が発生したときは、消防計画に基づき迅速に消火活動等必要な応急措置を行い、住民・自主防災組織に対しても出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止を期するよう広報を徹底する。また、要救助者の救助救出と傷病者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。

活動にあたっては、住民・自主防災組織や防災関係機関と連携して、効果的な応急措置を講ずる。

- (2) 町等は、災害の規模が大きく、火災の延焼拡大等が著しいため、自力のみでは防除、拡大防止が十分にできない場合には、県及び他の市町村等に対し応援を要請する。

また、「秋田県広域消防相互応援協定」やあらかじめ締結している広域相互応援協定により応援を要請する。

- (3) 林野火災対策

- ① 町長は、火災区域が拡大し、地上からの消火が困難な場合又は住家へ延焼するおそれがある場合等で、空中消火が必要と認めるときは、知事に秋田消防防災ヘリコプターの出動を求めることができる。
- ② 知事は、町長の要請に基づき、必要があるときは関係機関からの情報協議等を参酌し、空中消火が最も有効な応急措置と認めるときは、消防防災ヘリコプターの派遣及び自衛隊法第83条に基づき、自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請することになっている。
- ③ 町は、ヘリコプターの出動が決定したときは、臨時ヘリポートや燃料等の補給基地を指定し報告するとともに、補給基地の運営を支援する。

2 能代山本広域消防の活動

大規模な災害や同時多発火災が発生したときは、「能代山本広域消防計画」等に基づき、迅速かつ的確に消防・救急活動を実施し、圏域内の住民の生命・身体の安全確保と被害の軽減を図る。

- (1) 組織

① 活動体制

火災等の災害が発生したときは、直ちに消防本部に「警防指揮本部」を設置し、状況把握に努めるとともに消防本部各班へ活動を指示する。

② 動員体制

消防職員は、次に該当する場合は、速やかに所定の場所に参集する。

ア 招集の命を受けたとき

イ 火災警報が発令されたとき

ウ 居住区域内及びその周辺に火災等が発生したとき

(2) 初動措置

災害が発生し、大きな被害が予想される場合、消防本部及び消防署は、直ちに次の初動措置をとる。

① 消防本部の初動措置

情報収集にあたりるとともに、必要に応じて本部指揮隊を設置し、消防長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助及び指揮命令の伝達にあたる。

② 消防署の初動措置

ア 署長は、努めて署指揮隊を編成し、署指揮隊は、署長の指揮監督を受けて状況の把握と消防活動方針策定の補助及び指揮命令の伝達にあたる。

イ 情報の収集と災害現場での消防活動対応資機材の確認・搬送準備等を行う。

(3) 消火活動

火災が発生した場合、延焼拡大等が予想され初動体制が人的被害の多少を左右することから、出火防止、火災の早期発見と鎮圧に全力を傾注し、「水火災防ぎょ計画」に基づいた消火活動を行う。

また、火災の発生状況に応じて、火災防ぎょの部隊運用の基本は、1件の火災に対し消防隊1～2隊とし、次の応急活動の基本に基づき、消火活動を行う。

① 重要地域優先の原則

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、病院、学校、社会福祉施設等、さらには火災危険区域等を優先して活動する。

② 消火可能地域優先の原則

多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して活動する。

③ 住宅密集地火災優先の原則

工場、多量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、住宅密集地に面する部分及び住宅密集地の延焼火災の活動を優先して活動する。

④ 避難場所・避難路確保の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の活動を行う。

⑤ 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止及び救急・救命活動の成算等を総合的に判断し活動を行う。

イ 火災の規模により消防力が優先と判断した場合は、積極的に攻勢的消火活動を行う。

ウ 火災の規模により消防力が劣勢と判断した場合は、道路、河川、空地等を活用して守勢的活動により延焼を阻止する。

3 消防団の活動

火災発生時には、消防団員は、地域に最も密着した防災リーダーとして災害防除にあたるものとし、活動の最大目標は出火防止、初期消火及び人命救助等とする。

また、消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動を行う。

(1) 出火防止

火災等の災害発生が予想される場合は、付近の住民に対し、出火防止及び飛火警戒を呼びかける。

出火した場合は、付近の住民に協力を求めて通報、初期消火にあたる。

(2) 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動について単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 救急救助活動

人命救助事案が発生した場合は、付近の住民と協力し、要救助者の救助救出活動にあたり、負傷者等については、応急手当、保護にあたりとともに安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導活動

避難勧告・指示が発令された場合は、これを住民に明確に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら安全に避難させる。

(5) 情報収集活動

火災発見が困難な地区の出火の発見通報、道路障害状況、特異事象の収集と報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

4 住民・自主防災組織・事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 住民

家庭用消火器、風呂の汲み置きの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

① 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後、直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣に呼びかけ、出火の防止に努める。

② 消火活動

火災を発見した場合、住民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行い、また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

(3) 事業所

① 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

② 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し、災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 警察、119番通報又は最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第3 情報通信

1 情報収集

火災に関わる情報は、通信機器、連絡網等あらゆる手段により、迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用する。

(1) 被害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を町長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2 通信運用

火災時における災害対策本部と消防署等の通信は、有線通信を原則とするが、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信による。

3 無線通信の優先順

災害活動中の通信優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 災害の覚知
- (2) 車両の出動命令
- (3) 応援の要請
- (4) 救助又は救急状況の報告
- (5) 災害状況の報告

第4 救急・救助活動

多数の要救急救助者が発生した場合は、全町的に救急隊、救助隊又は消防隊の統括運用を行い、必要に応じて警察その他関係機関と連携して、迅速かつ効果的な救急救助対策を実施する。

1 活動体制及び活動の原則

(1) 活動体制

① 発災初期の活動体制

発災当初（被害状況が把握されるまでの間）は、原則として署所周辺の救助・救急を行い、以後、大規模救助事案の確認並びに救急病院等の受入れ体制を把握し、広域的救助・救急体制に移行する。

② 火災が少ない場合の活動体制

火災がなく救助・救急事案が多い場合は、消防隊、消防団の投入も含めて、早期に救助・救急体制を確保する。

(2) 関係機関の活動

① 警察は、災害規模により速やかに救助・救急活動を実施する。

② 自衛隊は、町の派遣要請要求に基づく県の要請により、必要な救援活動を実施する。

③ 海上保安部は、災害により発生した海難救助等必要な活動を実施する。

④ 消防本部と各関係機関は、活動にあたり、担当区域を定める等、重複又は取り落としのないよう十分な打ち合わせに基づき活動する。

⑤ 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動を積極的に支援し、災害対策本部にその活動状況を報告し、情報の共有化を図る。

2 救助の現場活動

(1) 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。

(2) 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。

(3) 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。

(4) 救助は、救命措置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は、消防団員、自主防災組織及び付近の住民に協力を求めて救出を行う。同時に救助事案が併発している場合は、多くの人命を救助できる事案を優先に、効率的な活動を行う。ただし、活動人員に比較し、多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。

(5) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急事案が併発している場合は、火災現場付近を優先に救助の時期を失うことがないよう活動を行う。

(6) 救出後、救急処置を必要とする場合は、付近の住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示する。

3 救急の現場活動

(1) 傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。なお、軽傷者には、応急処置用品を支給し、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を依頼する。

(2) 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。

- (3) 傷病者の緊急搬送にあたっては、軽傷者の割り込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意し、毅然とした態度で活動する。
なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。
- (4) 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、秋田県災害救急医療情報センターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- (5) 孤立した場所からの救出や重度傷病者等の搬送について、県消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

4 救助資機材の調達

災害の事態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、知事に対して必要な資機材提供の要請を行う。

また、家屋の倒壊、土砂崩れ等により通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

5 応援要請

(1) 県内機関及び協定に基づく要請

町は、自力の救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときは、町は、県に対して自衛隊の派遣要請を要求する。

また、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の要請

県内の応援をもってしても対処できないときは、「緊急消防援助隊」の応援要請を行う。

6 警察のとり措置

警察は、町、消防、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者、閉じ込め者等の救出・救助にあたり、応急救護処置を施したのち救護班又は救急隊に引き継ぎを行う。

(1) 救出、救護班の派遣

警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊・埋没・浸水家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 措置要領

- ① 救出・救護活動にあたっては、被災家屋の多発地帯及び病院、学校、社会福祉施設等多人数の集合する場所等を重点に行う。
- ② 救出・救護活動にあたっては、保有する装備資機材等を活用し、迅速な措置を講ずる。
- ③ 救出・救護にあたっては、各関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

- ④ 救出した負傷者は、応急措置を施したのち、救急隊、救急班等に引き継ぐか又は警察車両等を使用し、速やかに医療機関に引き継ぐ。

7 自主防災組織等による救助・救急活動

町民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

8 合同調整所の設置

災害現場で活動する消防・警察・自衛隊・海上保安部等の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第5 防災業務従事者の安全対策

1 消防関係機関

- (1) 町は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。特に、海岸部など津波発生が予想される場合は、策定した「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」を基にした活動を徹底する。また、安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備の整備に努めるものとする。
- (2) 消防本部は、警防活動等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むとともに、職員への周知と訓練に努めるものとする。また、消防職員委員会を適切に開催して、職員の意見や希望を把握し、安全装備品などの充足に努めるものとする。
- (3) 主な内容
 - ① 警防活動時等における安全管理マニュアルの改訂
 - ② ヒヤリ・ハット登録の徹底による危険事案の共有
 - ③ 消防庁「緊急時メンタルサポートチーム」の活用を含めた惨事ストレス対策の確立

2 警察機関

- (1) 警察機関は、大規模地震等が発生した場合において、避難誘導、人命救助等を実施する防災従事者の安全を確保する必要があることから、救出、救助活動を実施する職員の不測の事態に備えて、搬送病院の確保を図るとともに、惨事ストレス対策を実施するための要領を策定し、職員の健康管理対策に努めることとする。
- (2) 主な内容
 - ① 搬送病院一覧の作成
 - ② 救護班の編成、救急薬品の備蓄

③ 惨事ストレス対策実施要領の策定等

第10節 県消防防災ヘリコプターの活用計画

○実施担当：総務部、県、消防本部、関係機関

第1 計画の方針

災害発生時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、次のとおりとする。

1 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航する。

区 分	内 容
公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること
緊 急 性	緊急に活動が行われなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できなく航空機以外に適切な手段がないこと

2 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記1の要件を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

(1) 救急活動

- ① 交通遠隔地からの救急患者の搬送
交通遠隔地から救急患者を搬送する場合、救急車での搬送より著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合
- ② 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合
- ③ 高度医療機関への傷病者の転院搬送
高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合
- ④ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- ① 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

- ② 高層建築物火災における建物
地上からの救出が困難で、屋上から救出が必要と認められる場合
 - ③ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
 - ④ 高速道路等における事故の救助
航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
 - ⑤ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防ぎょ活動
- ① 林野火災等における空中からの消火活動
地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
 - ② 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - ③ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送
交通遠隔地への大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合
 - ④ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
- (4) 災害応急対策活動
- ① 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集
地震、台風、豪雨等自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
 - ② ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集
ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
 - ③ 被災地への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
 - ④ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難指示等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

第3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航手続等

1 緊急運航の要請

町長は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認し、消防防災航空隊を通じて町長に回答する。

2 受入体制の整備

町長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手続
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他の必要な事項

3 報告

町長は、災害が収束した場合、災害状況報告書により速やかに消防防災航空隊に報告する。

連絡先

連絡先	電話・FAX番号	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	TEL 018-886-8103 FAX 018-886-8105 専用電話機 110511 衛星携帯用電話機 080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠 40-1

県消防防災ヘリコプターの運航体制

- (1) 出動体制 土日、祝日、年末年始を問わず常駐体制
- (2) 運航時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、災害が発生し緊急運航する場合は、日の出から日没までとする。

4 航空機の運用調整等

県は、航空機（消防防災ヘリ、県警ヘリ等）を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のため航空機の運用に関し、災害対策本部内の航空調整班（ヘリコプター等運用調整班）において、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

第 11 節 水防活動計画

○実施担当：総務部、建設部、県、関係機関

第 1 計画の方針

水害が発生し、又は発生が予想される場合、水防管理団体等は、これを警戒・防ぎよし、災害による被害を軽減するため、「八峰町水防計画」に基づいて、町内各河川、湖沼、海岸等に対する水防上必要な措置対策を行い、町民の安全を保持する。

第 2 八峰町水防計画

1 目的

八峰町水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下この節において「法」という。）第 4 条に基づき、秋田県知事から指定された指定水防管理団体の八峰町が、法第 32 条に基づき、八峰町の地域における河川、湖沼及び海岸等の洪水又は高潮等に際し、水災を警戒し、防ぎよし及びこれによる被害の軽減を図り、町民の安全を保持することを目的とする。

2 水防事務の処理

洪水等の水災から町民の安全を保持するため、法第 10 条及び第 16 条の規定により、洪水及び高潮等についての水防活動に関する予報及び警報の通知があったときから、その危険が解消されるまでの間、町庁舎に水防本部を置き、水防事務を処理するものとする。

3 水防本部の設置等

水防管理者は、洪水等により水防活動の必要があると認めるときは、町庁舎内に水防本部を設置する。ただし、予報の場合は、諸状況を判断のうえ、必要があると認めるときに限り設置するものとする。

4 水防体制と出動

気象庁より気象情報（警報及び注意報を含む。）を受けたときは、その情報を判断し、次の分類により水防体制をとる。

体制	要件	対策
準備体制	大雨・高潮・洪水・津波の各注意報、警報が発令され場合又はその状況から災害の発生が予想される場合	事態に対処するため、資機材の準備及び整備を行うほか、状況の把握、連絡活動及び招集活動ができる体制とする。
警戒体制	局地的に災害が発生し、又は発生するおそ	水防計画に定めてある水防団員（消防団員）をもって準備体制を強化するとともに、局地的な災

	れがある場合	害に対しては、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。
非常体制	町内の担当地域又は全域にわたって災害が発生した場合又は局地災害でも被害が甚大な場合	要員の一定範囲又は全員をもってあたる完全な体制とし、状況により応援組織が直ちに活動できる体制とする。

第3 水防活動

1 巡視

水防管理者は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

2 非常警戒

水防管理者は、水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を強化し、現在工事中の箇所及び過去に災害が生じた箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視する。特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに山本水防支部（山本地域振興局建設部）に連絡するとともに、水防活動を開始する。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 堤防の上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれている状況
- (5) 水門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締り具合の不良
- (6) 橋梁その他の構造物との取り付け部分の異常

第12節 災害警備計画

○実施担当：警察、海上保安部

第1 計画方針

災害が発生した場合には、一時的に社会生活がマヒ状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。このため、警察及び海上保安部は、関係機関との緊密な連携のもと、早期に警備体制を確立し、被害状況の収集等に努め、町民の生命及び身体の保護のため、迅速・的確な交通規制及び警備・保安活動を実施するものとし、町はこれに協力する。

第2 警察

1 警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察が行う警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護、行方不明者の調査
- (3) 被災者等の避難指導、誘導及び避難箇所の警戒
- (4) 被災地、避難場所及び重要施設の警戒
- (5) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通情報の広報
- (6) 災害警備活動のための通信の確保並びに不法事案等の予防・取締り
- (7) 遺体見分けのための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに医師の確保
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) ボランティア団体等の活動支援
- (12) 社会秩序の維持、価格安定等に関する活動

2 警備体制

警察の災害に対処する警備体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害警備本部の設置
災害により甚大な被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合は、警察本部に災害警備本部を設置する。
- (2) 災害警備対策室の設置
災害により、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警備本部の設置までに至らない場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。
- (3) 災害警備連絡室の設置
災害が発生し、その規模が局所的で、災害警備対策室の設置に至らない場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。

(4) 警察署（現地）警備本部等の設置

警察署は、管内の災害実態に応じて災害警備本部等に準じて警察署（現地）災害警備本部を設置する。

第3 海上保安部

海上保安部は情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置をとる。

- 1 災害発生地域の周辺海域において、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第13節 緊急輸送計画

○実施担当：総務部、建設部、県、交通関係機関

第1 計画の方針

災害発生時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものであり、関係機関は輸送網の緊急復旧に努めるとともに、適切な交通規制を実施して、防災活動上必要とする人員、機材、物資等の緊急輸送に努める。

第2 輸送の対象

輸送にあたっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点とする。輸送の対象は次のとおりとする。

1 第1段階－避難期

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方自治体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階－輸送機能確保期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等の生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

3 第3段階－応急復旧期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 輸送手段の確保

災害時の緊急輸送は、現場における緊急度、物資の種類及び数量等に基づき、効率的に行わなければならない。このため、災害時における輸送の主体は自動車輸送とし、自動車輸送が困難な場合には、鉄道、船舶、ヘリコプター等を輸送の手段として確保する。

1 緊急輸送ネットワークの整備

町は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、離着陸場等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図る。

2 輸送の手段

(1) 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

道路管理者は、道路・橋梁等が被災した場合、その被害状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に、応急工事にあたっては緊急輸送路を優先する。

なお、道路啓開に際しては、必要に応じて、自衛隊をはじめとする防災関係機関と連携を図るものとする。

(2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

鉄道事業者は、鉄道施設が被災した場合、その被害状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転等により交通を確保する。

(3) 船舶による輸送

陸上輸送が使用できないとき又は船舶による輸送が適切であると判断される場合に行う。

(4) ヘリコプターによる輸送

緊急を要する人員、物資等を輸送する場合に行う。

(5) その他の輸送

自動車等による輸送が不可能なときは、人力等による輸送を行う。

3 輸送力の確保

災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有し、又は直接調達できる自動車等により、輸送を行うものとするが、災害対策の実施にあたり必要とする自動車等が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に調達を要請し、輸送力を確保する。

なお、災害救助法が適用された場合については、「第 31 節災害救助法の適用計画」を参照する。

(1) 自動車の確保

① 町保有車両の確保

災害発生後に必要と認めた場合、総務班は輸送活動に使用可能な町保有車両の状況について把握し、災害対策本部長に報告する。

② 民間車両の確保

町の保有車両で不足が生じた場合は、民間事業者に車両の調達を要請する。

ア 調達の方法

車両が不足する場合、総務班は、車両等の調達必要数及び調達先を明確にして要請する。

イ 車両の待機

町から要請された民間事業者は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

ウ 借上げ料金

借上げに要する費用については、町が当該民間事業者と協議して定める。

エ 県への要請

民間事業者での車両の調達が不可能なときに、必要がある場合は県に対し調達の要請を行う。

③ 配車

総務班は、各部で所有する車両及び応援派遣された車両を総合的に調整して配分する。

ア 総務班は、災害の状況に応じて、必要とする車両の待機を各部に対して要請する。

イ 本部長の指示により、輸送計画をたて、活動に停滞のないように努める。

ウ 輸送に従事する車両は、災害輸送の標示をし、すべて指定された場所に待機する。

エ 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務班に報告する。

オ 配車指令にあたる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適正を期する。

カ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部及び民間事業者の要員をもってあてる。

キ 防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

④ 燃料の確保

車両等の燃料確保については、供給業者に要請するものとするが、確保が困難な場合は、県や秋田県石油商業組合能代山本支部等の関係機関に対して協力を要請する。

(2) 鉄道輸送の確保

町は、道路の被害等により、車両による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資を確保した場合は、東日本旅客鉄道（株）等に協力を要請する。

(3) 船舶輸送の確保

町は、船舶が必要な場合には、海運事業者等に協力を要請する。

海上保安部は、人員又は物資の緊急輸送について要請があったときは、次に掲げる措置を講ずる。

① 傷病者、医師等の緊急輸送については、速やかにその要請に応じる。

② 飲料水、食料等の救援物資の輸送については、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮してその要請に応じる。

(4) ヘリコプター等航空機輸送の確保

町は、ヘリコプターが必要な場合には、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。応援要請は、県総合防災課あてに、電話により必要事項を明らかにして行う。さらに、ヘリコプターが必要となる場合は、県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

4 緊急通行車両

災害時における応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の道路輸送については、緊急通行車両により行う。

(1) 通行禁止及び制限

緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会の許可を受けて、緊急輸送車以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。この場合において、迂回路が必要であるときは明示し、一般交通に支障のないようにする。

(2) 緊急通行車両の申請

① 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策を実施するために使用する車両とする。

② 確認手続等

ア 緊急通行車両の確認

町の所有する車両及び災害応急対策に使用するため関係団体から調達した車両は、知事又は県公安委員会が行う緊急通行車両の確認を求め、災害対策基本法第 6 条に定める標章及び確認証明書の交付を受け運行する。

イ 緊急運行車両の事前届出・確認

町の所有する車両は、あらかじめ県公安委員会に届出をして届出済証の交付を受ける。

なお、運行するときは、県警察本部・警察署等に届出済証を提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

第 4 輸送拠点・集積場所

1 救援物資等の各避難所への配送

(1) 救援物資等の対応専門班の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、救援物資等の対応専門班を集積場所に設ける。

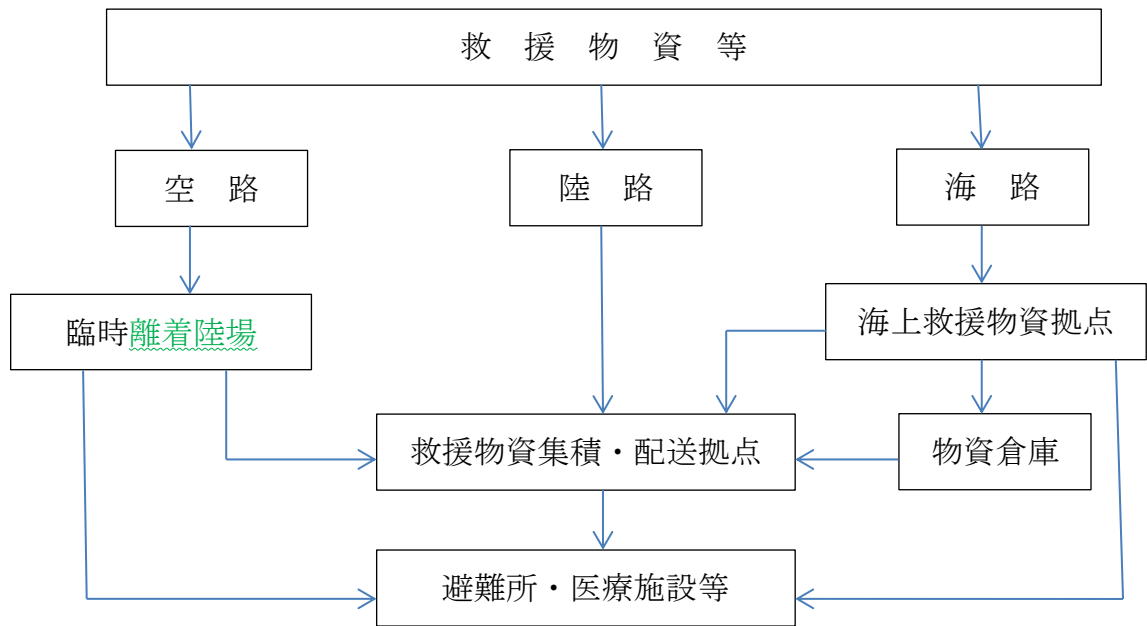
- ① 救援物資の受付
- ② 救援物資の集積状況の把握
- ③ 救援物資の配送指示
- ④ 集積、配送状況等の情報の提供
- ⑤ 救援物資配送計画の作成
- ⑥ 食料、生活必需品の調達

- ⑦ 輸送車両の配車指示、借上げ等
- (2) 集積・配送拠点への人員配置

集積拠点等へは、管理・情報要員の職員を派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務にあたる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各部への動員要請やボランティアの協力を求めて配置する。

【配送システム】



第5 道路の交通規制

1 交通規制の要領

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、路面、橋梁、法面等の道路施設を巡回調査し、災害によって道路施設が危険な状況にあると予想されたとき又は知ったときは、速やかに通行止め等の必要な措置をとるものとする。

(2) 交通規制の種類等

災害時における規制の種類及び根拠は、おおむね次によるものとする。

なお、これらの交通規制を迅速・的確に実施するために、町は警察、防災関係機関、道路管理者との連絡を平時から密にし、有事における協力体制を確立しておく。

① 「道路法」(昭和27年法律第180号)に基づく規制(同法第46条)

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は、交通を禁止又は制限(重量制限を含む。)するものとする。

② 「道路交通法」(昭和35年法律第105号)に基づく規制(同法第4・5・6条)

災害時において、道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、秋田県公安委員会、警察署長・警察官は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

③ 「災害対策基本法」に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 道路交通規制等の要領

① 現場の警察官、関係機関等から得られる情報を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

② 災害等により道路、橋梁等の交通施設の危険な状況が予想され又は発見されたとき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施する。

③ 緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地周辺の警察の協力を得ながら、広域的な交通規制を実施する。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて交通指導員等を配置して、交通誘導の実施を行う。さらに、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保を図る。

④ 交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。

⑤ 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。

⑥ 緊急車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて運転者に対し措置命令等を行う。

⑦ 警察、道路管理者及び災害対策本部等は、交通規制にあたっては、相互に密接な連絡を図る。

(4) 運転者がとるべき措置の周知徹底

① 走行中の車両運転者に対する措置

ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておくこととし、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

② 避難のための車両使用の禁止

津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

③ 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、また、区間を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所に、速やかに車両を移動する。

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。

ウ 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わないとき又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度の範囲において、車両等を破損することがある。

(5) 災害時における放置車両及び立ち往生車両等の移動

- ① 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、運転者に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- ② 道路管理者は、自ら車両等の移動を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損させることができる。
- ③ 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両の所有者等と協議の上、補償するものとする。
- ④ 公安委員会は、緊急通行車両以外の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請するものとする。
- ⑤ 県は、町道を活用し、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があるときは、町に対し、広域的な見地から指示を行うとともに、国道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行うものとする。

第6 海上の航行規制

1 航行規制の要領

(1) 秋田海上保安部

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置をとる。

- ① 船舶交通の輻輳(ふくそう)が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。
- ④ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、漁港・岸壁の状況、関係機関との

連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

- ⑤ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路内航行船舶の安全を確保する。
- ⑥ 航路標識が破損し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第14節 給食、給水計画

○実施担当：総務部、建設部、民生部、県、関係機関

第1 計画の方針

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料及び飲料水の確保が困難となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、町及び関係機関は、被災者の生活を保護するため、食料及び飲料水等の応急供給を行い民生の安定を図る。

第2 給食計画

1 実施機関

被災者及び災害応急対策現地従事者に対する主食等の供給及び炊き出しは、町長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて又は知事の補助者として町長が実施するものとする。

2 食料供給の対象者

- (1) 避難所に避難している者
- (2) 住家が被害を受けたため炊事のできない者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の供給を行う必要がある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。）

3 災害時における食料の応急供給の基準

(1) 応急措置を行う場合

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたととき。

(2) 炊き出しその他による食品の給与

- ① 避難所に避難している者、住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者を対象とする。
- ② 被災者が直ちに食することができる現物による。
- ③ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。
- ④ 実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分を現物により支給する。

(3) 緊急措置

町長は、緊急措置のため知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

4 食料の供給品目

(1) 災害に応じた品目選定

食料の給与にあたっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を選定して給与する。

(2) 被災者数及び被災者の考慮

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に応じた食料品目の選定及び必要数量の設定を行う。特に、要配慮者に配慮した品目の供給に努める。

(3) 基本的な品目

米穀類(米飯を含む)・麺類・乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて、肉類・乾加工品類・缶詰類・そ菜類及び漬物等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料類等を給与する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

5 食料の調達

(1) 米穀の調達方法

米穀は、町内の米穀小売、卸業者から調達するが、災害救助法が適用され、小売、卸売業者の所有米穀で不足の場合は、知事に要請する。この場合、町長はあらかじめ知事から指示されている範囲で、知事を通じ東北農政局秋田農政事務所長又は政府食糧を保管する倉庫の責任者に対し「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡し要領(昭和61年2月10日付食料庁長官通達)」に基づき、応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。

(2) 食品の調達

町は、災害の状況及び配給を必要とする被災者数を確認し、町が備蓄する食品及び応援協定に基づく締結業者等から調達した食品を罹災者に給与する。同時に、小売業者等と物資調達のための連絡調整も行う。

(3) 副食、調味料及び野菜等の調達

町は、副食(佃煮、梅干し等)、調味料(塩、味噌、醤油等)、野菜等は、小売業者及び応援協定締結業者などから調達し、災害が甚大で町内での物資の調達が困難な場合は、県に援助協力を要請する。また、粉ミルク等については、備蓄品で不足した場合、薬局など粉ミルク販売業者から調達する。

(4) 食料集積地の選定及び管理

① 食料集積地の選定

町は、交通及び連絡に便利な公共施設及びその他適当な場所を食料の集積地として選定し、調達した食料の集配を行う。

② 集積地の管理

町は、食料の集積を行う場合、集積地に管理責任者及び警備員等を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示する等、食料管理に万全を期するものとする。

6 食料の配分及び炊き出しの実施

町は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食料の給与を、食料の配分及び炊き出しの実施によって迅速かつ円滑に行う。

また、必要に応じ婦人団体、赤十字奉仕団等に協力を求める。

(1) 炊き出しの実施方法

- ① 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。
- ② 配分漏れ又は重複支給がないようにするため、組・班等を組織し、各組に責任者を定め対象者を掌握する。
- ③ 赤十字奉仕団に協力を要請する場合を想定し、赤十字奉仕団とその実施方法についてあらかじめ協議しておく。

(2) 現場責任者

町は、炊き出し等に係る現場責任者を配置する。

(3) 炊き出し実施上の留意点

- ① 献立は、栄養価を考慮するが、被災状況により食器等が確保されるまでは、握り飯と漬物、缶詰等を配給する。
- ② 炊き出しにあたっては、食品衛生に心がける。

7 県、相互応援協定自治体等への協力要請

町は、多大な被害が発生し、町において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めるときは、県及び相互応援協定の締結自治体及び協定を締結している民間団体に炊き出し等について協力を要請する。

第3 給水計画

1 実施機関

被災者又は断水地域における住民の飲料水確保については、町が実施するが、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受けて又は知事の補助機関として行う。

2 対象者

災害のため水道、井戸等の給水施設が破損し、飲料水が汚染し、又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し供給する。

3 応急飲料水の確保

災害のため水道の浄化機能が著しく低下している場合は、次の方法により応急飲料水を確保する。

- (1) 配水池及び耐震性貯水槽等構築物の整備に努め、その貯留水の利用
- (2) 近隣市町村の水道水を利用
- (3) 被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し直ちに塩素消毒して飲料水として利用

(4) 耐震性貯水槽の水を利用

4 応急飲料水の供給方法

町長は、被災地区の道路事情を勘案し、指定緊急避難場所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行う。また、水道施設の応急復旧の進捗に合わせて、適宜、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

5 応援要請

(1) 応援の要請

町長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請するとともに、他の協定や相互応援計画に基づき応援を要請する。

(2) 自衛隊への要請

上記の災害時応援に関する協定書によっても対処できない場合は、町長は知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。

6 応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給

(1) 町長は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量の確保及び供給に努める。

(2) 災害発生から時間が経過するにしたがって、被災者が求める水は飲料水から生活用水へと増加していくため、それに応じた供給目標水量を検討し、給水量を増やしていく。

7 応急給水時の広報

町長は、被災地区住民に対して応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法等について混乱が生じないように、給水の場所や時間等の内容について、町防災行政無線、広報車、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

8 給水活動の配慮事項

(1) 給水活動の配慮事項

① 優先的な給水

継続して大量の給水を必要とする病院、福祉施設等に対して、優先的に給水を実施する。

② 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生を確保する。

③ 要配慮者への配慮

家屋等に被害のない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在

宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担となる高齢者や障害者等も存在することから、このような要配慮者に対する給水に配慮する。

④ 住民の協力

給水時の混乱防止や要配慮者等が行う水の運搬への支援について、地域住民及びボランティアに協力を依頼する。

(2) 水質検査の実施及び飲料水の調達体制の整備

町は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導する。

また、災害時に被災住民等に対し、飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備する。

第15節 生活必需品等供給計画

○実施担当：総務部、県、関係機関

第1 計画の方針

災害により被服、寝具その他の衣料及び生活必需品を喪失し、日常生活を営むことが困難である町民に対し、衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速確実に行うことにより、民生の安定を図る。

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与は町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合の給与物資の確保及び町当局までの輸送は知事が行い、被災者に対する支給は町長が行う。

2 生活必需物資の範囲

災害のため供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限の物資を供給する。

- (1) 被服、寝具及び肌着、身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

3 生活必需物資の給与及び貸与の対象者

- (1) 住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受けた者であること。
- (2) 衣料・寝具その他の生活上最小限度の家財を喪失した者であること。
- (3) 衣料・寝具その他生活必需品が直ちに入手できない状態にあり、日常生活を営むことが困難な者であること。

第2 生活必需品の確保及び配分方法

1 物資の確保及び配分計画

町は、各避難所の避難者数や自治会等から提出された避難者数を取りまとめ、生活必需品の品目、数量等を算定し、町の備蓄品、支援物資、協定締結事業者からの流通備蓄物資等により、必要数を確保するとともに、配分計画を作成し、配分する。

なお、物資の輸送は総務班が担当し、関係部局の協力を得て行う。

(1) 配付についての配慮

物資の配付は避難所を中心として、その周辺の在宅被災者も含めた形で要望に応じて対応する。その際、避難所の管理運営責任者や避難所自治会組織の代表者等と調整を図り、被災者に対して十分な周知を行う。また、避難所間での配付要望に対し格差が生じないように配慮する。

(2) 人員の確保

供給に際しては、備蓄倉庫からの搬出、小分け、配付等の極めて人手を要する作業が生じることから、これらにはボランティアの協力を得る。

2 物資等の保管

町は、物資等の引渡しを受けてから被災者に支給するまで、その物資を保管し、期間、場所、数量等に応じて管理責任者及び警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示する等事故防止の措置をとるものとする。

第3 県、相互応援協定自治体、協定締結事業所への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、町内において生活必需品の調達が困難と認めるときは、県及び相互応援協定の締結自治体、協定を締結している事業所に対して協力を要請する。

第16節 医療救護計画

○実施担当：民生部、県、医師会等、関係機関

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合は、町内で多数の傷病者が発生することが予想される。その場合、傷病者が一斉に一部の医療機関に集中し、医療機関が一時的に混乱したり、医療活動が停滞したりすることが考えられる。このため、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施し、町民の生命を優先的に守るため、初期医療体制や搬送体制の強化を図る。

また、町は、医師会等関係機関との連携により、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

第2 初動医療体制

1 実施体制

(1) 実施責任者

- ① 災害救助法が適用された場合は、知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合又は事態急迫のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として町長が実施する。
- ② 同法が適用されない場合は、被害の程度等により適用された場合の規定に準じて、町長が実施する。

(2) 初動体制の確保

- ① 町長は、「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、能代市山本郡医師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、救護所設置及び傷病者の手当て並びに医薬品、医療用具、衛生材料の手配等を実施する。
- ② 能代市山本郡医師会は、町長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関に收容する必要がある場合には、会員の管理する医療施設の使用等について協力するものとする。

また、災害時に迅速かつ的確に医療活動を行うためには、まず医療機関の情報を迅速かつ正確に把握することが最も重要であり、町職員及び医療関係者は、可能な手段を用いて直接情報収集に努める。

なお、被災地内の医療機関が機能不全に陥った場合には、参集可能な医師等が中心となって医薬品の確保を考慮しながら、安全な場所に応急救護所を設置し、応急医療を行う。

- ③ 町長は、町のみでの医療救護活動で対処できない場合は、県に応援を要請する。

(3) 医療救護班による医療活動

① 医療救護班の出動要請

ア 町長は、災害の発生を知ったときは、直ちに職員を現地に派遣し、その状況を把握するとともに、知事、関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に

応じ「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、能代市山本郡医師会に対し、医療救護班の出動を要請する。

イ 町長は、災害の状況に応じ、山本地域災害医療対策本部（能代保健所）に対して、医療救護班の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

② 医療救護班の出動要請の方法

災害の発生により、町長が能代市山本郡医師会又は山本地域災害医療対策本部に対して、医療救護班の出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概況

ウ 出動を要する人員（班）及び必要な資機材等

エ 出動の期間

オ その他必要な事項

③ 医療救護班による医療活動

ア 医療救護班の編成

1) 標準的な編成は、医師 1 人、看護師 2 人、その他（事務連絡員、運転手）2 人の計 5 人とする。

2) 医療救護班の編成にあたっては、能代市山本郡医師会と十分協議しておくものとする。

3) 医療救護班員は、災害の規模及び状況により増員するとともに、医療を必要とする被災者の増大により、医療活動が十分でないと認められるときは、山本地域災害医療対策本部及び災害協力医療機関等に協力を要請する。

イ 医療救護班の輸送

町は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

④ 医療救護班の業務

医療救護班の業務は、次に示すとおりである。

ア 被災者のトリアージ（症状判別）

イ 傷病者に対する応急措置の実施及び必要な医療の提供

ウ 医療機関への転送の可否の判定及びその順位の決定

エ その他状況に応じた処置

オ 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

(4) 医療の範囲

医療の範囲は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

① 診療

② 薬剤又は治療材料の支給

③ 処置、手術その他の治療及び施術

④ 看護

⑤ 助産

(5) 実施期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日間とする。

(6) 検案体制

災害による死亡者が確認された場合には、医療救護班の責任者は、秋田県医師会、秋田県歯科医師会又は山本地域災害医療対策本部に、検案医師班の派遣を要請するものとする。

(7) DMATによる医療活動

① 出動要請

大規模な災害により県外の医療の支援が必要と判断される場合、県は国と調整し、他の都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等に対してDMATの派遣を要請する。

② DMATの活動

ア 被災地での活動

被災地で活動するDMATは、原則として被災地内の災害拠点病院に設置される現地本部に参集し、その調整下で被災地での活動が行われ、域内搬送、病院支援及び現場活動（トリアージ、緊急治療等）を実施する。

イ 広域医療搬送

被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、緊急治療を実施する。また、自衛隊機などによる航空搬送時の診療や広域搬送医療拠点（ステージングケアユニット：SCU）の診療、運営を行う。

ウ 後方支援（ロジスティック）

DMATの現場活動に関わる通信、移動手段、医薬品の支給、生活手段等を確保し、また、現場に必要な連絡、調整、情報収集を行う。

エ ドクターヘリの活用

医師及び看護師又は救急救命士を搭乗させたヘリコプターであり、必要に応じて広域医療搬送、域内活動に関わるDMATの派遣・移動や患者の搬送、医療、資機材の輸送など後方支援活動等を実施する。

③ 活動の支援

町は、DMATの活動が円滑に行われるよう支援するとともに、緊密な連絡を取り、適切な配置と活動ができるよう関係機関等と協力する。

2 応急救護所

(1) 応急救護所の設置

① 災害の発生により、傷病者の多発した地域

② 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった地域

③ 病院若しくは診療所のない地域又は医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止し、これらの施設で収容できないときは、保健センター、学校、集会所、公民館等に設置

④ 応急救護所の表示・公告

応急救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するものとする。

(2) 現地医療指揮者

能代市山本郡医師会長を現地医療指揮者と定め、災害現場及び現地応急救護所における各医療救護班の医療活動の指揮をとる。

(3) 医療

① 診療

② 薬剤又は治療材料の支給

③ 処置、手術その他の治療及び施術

④ 看護

⑤ 助産

3 応援要請

町の能力を超える場合は、県に応援を要請する。

第3 傷病別搬送体制

救護所から医療機関への搬送は、原則として消防機関が行う。消防機関の組織で対応できない場合は、県及び関係機関に応援を要請する。

町及び関係機関は、搬送車両の調達計画をあらかじめ定め、また状況により関係機関の保有するヘリコプターを要請する。

1 災害・救急医療情報システムの活用

(1) 災害・救急医療情報システムの運用

① 医療機関、保健所、消防本部、市町村及び郡市医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の関係団体等が、「秋田県災害・救急医療情報システム」により、インターネット等で接続されており、町は、各種防災・医療情報及び救急医療情報に関する「秋田県災害・救急医療情報システム」の機能を活用する。

② 災害発生時には、「秋田県災害・救急医療情報センター」に「秋田県災害医療救護対策本部」を設置し、全県的な防災・医療情報の収集・提供の一元化を図る。

(2) 災害医療情報システムの内容

「秋田県災害・救急医療情報センター」に集積される防災・医療情報については、各関係機関との間で共有されるものとし、災害医療情報のバックアップ機構として確保する。

また、災害の規模が甚大である場合は、「秋田県災害・救急医療情報システム」により、全国都道府県や国の機関等に対する広域的な支援の連絡体制を確保する。

① 主な災害医療情報

ア 被災地における死傷者や要医療患者等の被災状況

イ 災害支援病院及び災害協力医療機関の空床状況、対応可能な診療科目、手術の可否等救急医療応需情報

ウ 災害拠点病院等による医療救護班の派遣状況及び医療救護活動の補完・支援

体制の状況

- エ 常用備蓄及び流通備蓄に係る医薬品等の備蓄在庫数量情報
- オ 初動後の医薬品、医療器材、血液等の後方支援体制の状況
- カ 県内外の医療ボランティアの登録情報の把握

2 受入先病院の確保

(1) 後方医療施設の確保

応急救護所では対応できない重症者に対しては、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

消防機関は、県が「秋田県災害・救急医療情報システム」を活用して県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供するので、これを利用して重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

(2) 被災病院等の入院患者の受入れ

町は、病院や福祉施設等が被災し、当該施設の入院患者等に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により町外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県に要請し、後方医療施設（精神病院を含む）を確保する。

3 搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて秋田県災害・救急医療情報センター等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関又は県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

(2) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車を確保できない場合は、町又は県が輸送車両の確保に努める。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。

- ① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- ② 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

4 トリアージの実施

(1) トリアージの実施

医療救護班の医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージ（患者選別）を実施するものとし、重症患者は原則として、最寄りの災害拠点病院、災害支援病院等への搬送を指示する。

(2) 連絡体制の確保

医療救護班は、重症患者の災害支援病院等への搬送指示にあたっては、山本地区災害医療対策本部及び災害支援病院等と連絡体制を確保する。

5 人工透析の供給

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム（挫滅症候群）による急性患者に対しても提供することが必要である。このため、町は、町内の人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

第4 収容医療機関

1 収容医療機関

負傷者は、原則として次の施設に収容する。

- (1) 救急告示の医療機関
- (2) その他の医療機関
- (3) 応急救護所

2 医療機関の受入れ体制の確立

町は、能代市山本郡医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される傷病者の受入れ医療機関として確保するとともに、医師・看護師等からなる医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入れ体制の確立を要請する。

3 受入れ可能施設の把握

町は、消防本部と協力して、医療機関の受入れ状況を常に把握し、関係部所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り、広範囲の医療機関に傷病者が振り分けて受け入れられるよう指示するものとする。

第5 医薬品・資機材の確保

1 常用備蓄と流通備蓄

医療救護班が使用する緊急医薬品等及び搬送患者へ必要な医薬品等については、平時に病院業務の中で可能な限り使用しながら要備蓄量を管理・確保する。備蓄品（常用備蓄）及び薬剤師会又は卸売業者等の協力を得て、平時に薬局等業務の中で販売・使用している医薬品等の在庫を情報管理・確保する形態での備蓄品（流通備蓄）の両者を、被災地に迅速的確に供給する。

- (1) 被災地外の災害拠点病院の常用備蓄に係る医薬品等については、流通備蓄主体の協力を得て、被災地の救護所、災害拠点病院又は災害協力医療機関に後方供給する。
- (2) 災害の初動時以降に必要な流通備蓄に係る災害用医薬品については、流通備

蓄主体の協力を得て、被災地の救護所、災害拠点病院又は災害協力医療機関に後方供給する。

- (3) 災害時に緊急に必要な応急ベッド等の医療器材については、災害規模に応じて、被災地の救護所、災害拠点病院又は災害協力医療機関に供給する。

2 後方供給体制

- ① 県があらかじめ指定した、災害発生後に県外から支援供給される医薬品等（「支援医薬品等」という。）を受入れる「支援医薬品集積センター」は、災害規模に応じて、被災地の救護所、災害拠点病院又は災害協力医療機関に後方供給体制を確立する。
- ② 町災害対策本部は、医薬品・資機材等の搬送を行うための緊急車両や空輸手段を確保する。
- ③ 薬剤師会の協力を得て、支援医薬品等の仕分け等に携わる要員を確保する。
- ④ 災害時には、秋田県災害・救急医療情報システムに支援医薬品等の物品管理状況の情報提供を行う。
- ⑤ 支援医薬品集積センターは、県災害対策本部又は山本地域災害医療対策本部の指示に基づき、搬送車両等を緊急通行車両として活用するとともに、他の支援医薬品集積センターへの搬送及び救護所等への配送体制を確保する。
- ⑥ 支援医薬品集積センターは、梱包の際に、現地での仕分け作業を容易にするため、メーカーごとに風邪薬、胃薬等と分けるなどの工夫を行う。

3 血液製剤の供給

- (1) 秋田県赤十字血液センター及び輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、災害対策本部の要請により、災害拠点病院又は災害協力医療機関に後方供給する。
- (2) 献血者登録の充実を図って、災害時の輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、血液検査体制の充実に努める。

第6 医療ボランティアの活用

災害における多数の傷病者等に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

1 受入れ窓口の設置

町民生部救護班は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を確保し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

2 受入れ窓口の運営

「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (1) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- (2) 山本地域災害医療本部における医療ボランティア受入れ窓口との連絡調整
- (3) 社会福祉協議会におけるボランティア受入れ窓口との連絡調整

(4) その他

3 医療ボランティアの活動内容

(1) 医師・看護師

- ① 医療救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。
- ② 被災地の医療機関において医療活動を行う。
- ③ 後方医療施設において医療活動を行う。

(2) 薬剤師

- ① 医療救護班に加わり、調剤業務を行う。
- ② 支援医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理・供給等の業務を行う。

(3) 保健師

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護機関に連絡する。

(4) 歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

第7 助産活動

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施するが、知事の権限の一部を委任された場合又は事態急変のため知事の実施を待つことができない場合は、知事の補助機関として町長が実施する。
- (2) 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

2 災害救助法が実施された場合の実施基準

(1) 助産の対象

災害発生の日以前又は以降の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

(2) 助産の範囲

助産は、次に掲げる範囲で行う。

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 費用

支出できる費用は、医療救護機関、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額と

する。

(4) 期間

助産を実施し得る期間は、分娩した日から7日以内とする。

第17節 災害ボランティア活動支援計画

○実施担当：民生部、県、社会福祉協議会、関係機関

第1 計画の方針

大規模な災害が発生し、救助活動が広範囲又は長期に及ぶなど、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合は、災害ボランティアの派遣・受入れについて、町は、関係機関と連携して、効果的な活動が行えるよう体制の整備に努める。

第2 ボランティアの分類

災害ボランティアとは、「災害発生後に、行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間を提供できる個人や団体」である。

1 一般ボランティア

災害時に被災者の救護活動、高齢者、障害者等の介護など労務を提供するボランティア。

2 専門（技術）ボランティア

医師や看護師、建物危険度判定など建築・土木関係の専門家、外国語・手話通訳者などの専門家

第3 ボランティアの活動分野

1 一般分野

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

2 専門部門

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物・宅地等の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話・点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) 災害ボランティアのコーディネーター

(6) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

第4 受入れ体制の確立

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。そこで、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。

1 災害ボランティアセンターの設置

町は、関係機関と連携を図り、町社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアセンターの開設を支援し、その事務局の設置場所を町庁舎内、あるいは、近隣の公的施設内に提供するとともに、連絡員を派遣する。

(1) 災害ボランティアセンターの業務

- ① 町災害対策本部との連絡・調整
- ② 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- ③ 各種情報の収集・整理・提供
- ④ ボランティアの受付・派遣・コーディネート
- ⑤ 被災者ニーズの把握

(2) ボランティアへの対応

町は、あらかじめ町社会福祉協議会に災害時のボランティアへの対応を要請し、日頃から町内の防災ボランティアの育成を行うとともに、両者で、災害時に各地から駆けつけるボランティアへの対応方法についても協議しておく。

(3) コーディネーターの確保

災害ボランティアセンター開設にあたっては、次のような団体あるいは個人にコーディネーターを要請する。また、このコーディネーターを核として、民間諸団体及び個人ボランティアをネットワーク化し、町や被災住民の要請に応えた活動を展開する。

- ① 被災地の諸事情に詳しく、人的、組織的ネットワークを持っていること。
- ② 町と信頼関係がある又は作ることができること。
- ③ 被災地の中で中立的な立場を保つことができること。
- ④ ボランティア活動について豊富な知識、経験を有していること。
- ⑤ 集団や組織のマネジメントができること。

(4) ボランティア活動の明示

ボランティアセンターでは、登録したボランティアの活動を明確に示すため、活動証明書、腕章あるいはワッペンを発行し、ボランティアを装った便乗業者等を識別できるようにする。

(5) 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成

町社会福祉協議会は、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、町及び地域の関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」

の作成に努める。

2 ボランティアの受入れ体制の整備

町災害対策本部は、町が実施する業務を担うボランティアを受入れるため、ボランティアセンターとの接点となる窓口を各班に設置し、窓口では、ボランティアについて、班内のニーズを把握し、センターへの派遣要請、班内での割振り、活動場所の提供等の調査を行う。

。

第5 連携体制の確立

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有するなどの場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるものとする。また、ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮し、次の支援を行う。

1 活動拠点の提供

各班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

2 資材・機材・設備等の提供

各班は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて資材・機材・設備等を提供する。

3 被害状況等の情報提供

各班は、被害状況や被災者ニーズに関する情報の提供を積極的に行う。

4 ボランティア保険の加入促進

町は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

5 ボランティアに対する活動費用の負担

町は、必要に応じてボランティア活動に伴う経費を負担する。

第18節 公共施設等の応急対策計画

○実施担当：各部、県、関係機関

第1 計画の方針

物流の要である道路、河川、漁港等の公共土木施設、また電力、ガス、水道、通信などのライフライン施設、さらに心身の健康・教育を担う医療施設、社会福祉施設、文教施設等は、町民の日常生活に大きく係わり、これらの施設が災害により被災した場合は、被災者の救助・救援活動に大きな支障をきたすとともに町民生活に多大な影響を与える。

町及び防災関係機関は、想定災害から施設被害の軽減を図るため、これらの施設の改修等をはじめ、施設の応急復旧対策に関する体制を整備する。

第2 道路及び橋梁施設

1 実施主体

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は、各道路管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

町は、他の道路管理者と連携して、災害発生とともに道路パトロールを強化するとともに、各関係機関を通じ又は住民から直接情報を収集する。

(2) 広報活動

町は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関に通報するとともに、交通規制の行われている道路等について、町防災行政無線・広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関を通じ広報を行うほか、標識、情報板、看板等により通行者に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

① 応急措置

町は、収集した情報に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

② 応急復旧対策

町は、被害状況の把握から速やかに応急復旧計画を策定する。この際、緊急輸送道路を最優先にするなど、復旧のための優先順位を明らかにする。また、道路上への倒壊物及び落下物、確実に倒壊すると判断されたもの及び通行の妨げとなる障害物を速やかに除去する。被害箇所については、早期に仮工事を実施して交通を確保する。

③ 協力体制の確立

町や民間事業者などの土木施設管理者は、施設の応急対策に関し、行政と民間事業者、また地域間や事業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進める。

第3 河川及び内水排除施設

1 実施主体

河川及び内水排除施設の応急復旧の実施責任者は、各河川管理者とする。

2 実施要領

(1) 被害の把握

災害によって堤防の破壊や亀裂、湧水の発生など、何らかの変化が発見された場合は、迅速に応急補強工事を実施する。

町は、災害発生後直ちに、所管する河川施設の被害や異常について、周辺住民から情報を収集するとともに、現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- ① 堤防の表面又は漏水・湧水の状況
- ② 堤防の亀裂の有無
- ③ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
- ④ 周辺における住民及び滞在者の数
- ⑤ 付近の降雨量
- ⑥ その他二次災害の予防又は応急対策上参考となる事項

なお、これらの調査結果については、山本地域振興局建設部に報告する。

(2) 広報活動

各河川管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関に通報し、被害状況について、町防災行政無線及び広報車等により住民に周知徹底するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行う。

また、河川及び内水排除施設の応急復旧で道路等の交通規制が必要なときは、道路及び橋梁施設の広報活動により住民等に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

町は、調査の結果、危険性が高いと判断された堤防について、関係機関や地域住民に周知を図り、水防団等が土のう積などのほか、警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講ずる。

なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。

堤防の決壊等については、クラック等の雨水の浸透を防ぐため、ビニールシートなどで覆う。また、水門及び排水樋門等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能となることが予想されるので、土のう、矢板等により応急に閉切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

第4 漁港施設

1 実施主体

県営漁港施設の応急復旧の実施責任者は、山本地域振興局農林部とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

災害によって漁港施設が被災した場合には、漁港管理者は、その被害程度を迅速に調査し、その緊急性に応じた対策を講ずる。

漁港管理者は、災害発生後直ちに、所管する漁港施設の被害や異常について、漁業関係者及び周辺住民から情報を収集するとともに、現地を調査し、次に掲げるような項目を把握する。

- ① 護岸の表面又は漏水・湧水の状況
- ② 護岸の亀裂の有無
- ③ 護岸や周辺の建築物・構築物の破損の状況
- ④ 周辺における住民及び滞在者の数
- ⑤ その他二次災害又は応急対策上参考となる事項

(2) 広報活動

漁港管理者は、被害及び措置状況を速やかに防災関係機関に通報し、被害状況について、町防災行政無線及び広報車等により住民に周知徹底するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行う。

また、漁港施設の応急復旧で道路等の交通規制が必要なときは、道路及び橋梁施設の広報活動により住民等に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

漁港管理者は、調査の結果、危険性が高いと判断された漁港施設については、応急工事等を実施し、被害が拡大しない措置を講ずる。なお、応急工事等の実施に際しては、特に十分な注意と監督を行いながら実施する。

第5 鉄道施設

1 実施主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道（株）秋田支社長とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告させるほか、発生後は直ちに線路設備の巡回検査を行い、現場確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。

(2) 広報活動

- ① 災害が発生したときは、速やかに関係機関に被害状況を連絡する。
- ② 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ的確に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行えるように必要な措置を講じ、関係箇所に連絡する。
- ③ 二次災害防止のため、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車等により地域住民に周知する。

(3) 応急復旧

- ① 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。
- ② 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。
- ③ あらかじめ定めた事故復旧担当区域により復旧作業を実施する。

第6 社会福祉施設等

1 実施主体

社会福祉施設の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

2 実施要領

(1) 社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は、災害発生後、次の行動をとるものとする。

- ① 災害発生時には、消防機関等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。
- ② 停電時の措置、給水不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期す。
- ③ 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、関係機関に応援要請を行う。
- ④ 災害の被害を受けていない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。
- ⑤ 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

(2) 病院等

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等防災対策に万全を期さなければならない。

- ① 災害発生時には、消防機関等各関係機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。
- ② 重症患者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難救援活動に全力を期す。
- ③ 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等重要機器材等の保管措置に万全を期す。
- ④ 災害に際しては、平素からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講じるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。

第19節 ライフライン施設の応急対策計画

○実施担当：建設部、県、関係機関

第1 計画の方針

ライフライン管理者は、災害が発生した場合、町民生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を図り、災害後の二次災害防止のための措置をとる。

それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずるとともに、迅速に応急復旧体制を整備する。なお、ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、各ライフライン管理者は、被害情報の収集・伝達体制を確立する。

また、災害の規模によっては、町だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。したがって、町及び各事業者は相互に連携を図りつつ、また、県内及び県外の同業者の協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図る。

第2 水道施設

1 実施主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、町長及び簡易水道設置の管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

実施責任者は、災害発生と同時に施設のパトロールを実施し、被災の把握に努めるとともに、住民から直接情報を収集する。

(2) 広報活動

実施責任者は、断水又は減水の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、町防災行政無線、広報車、報道機関等により住民に対し周知徹底を図る。

(3) 応急措置

① 二次災害防止の措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危機が予想され、警察・消防機関等から送水停止等の要請があった場合は、適切な危険防止措置を講ずる。

(4) 応急復旧

① 作業体制の確保

町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的

な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

② 応急復旧作業の実施

町は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行う。

【応急復旧の行動指針】

ア 施設復旧の完了の目標を明らかにする。

イ 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。

ウ 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。

エ 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。

オ 応急復旧資機材の調達方法を明らかにする。

カ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

③ 基幹施設の復旧

ア 取水、導水、浄水施設等基幹施設の破損は、給水の停止や給水不良に繋がることから、水道施設の管理者は、災害発生と同時に浄水施設等の被害調査をし、状況に応じた応急工事を速やかに行い、施設の機能回復に努める。しかし、破損がひどく応急工事が困難な場合は、他の給水系統から給水を回り、給水不能地域の拡大防止を図る。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有毒物等が混入しないよう措置する。特に、浸水地区等で汚水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。

ウ 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、ブロック弁により他系統の導管から給水を行う。また、配水管の破損が大規模で応急復旧が困難な場合は、仮設応急配管を実施して供用栓などを設置する。

④ 応急復旧資機材の確保

町は、応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対して調達を要請する。

(5) 応援要請

町は、災害応急対策又は応急復旧のため、応援が必要と認めるときは、次により応援要請を行う。

① 応急給水、応急復旧について独自で処理できない場合は、「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援要請する。

② 町災害対策本部が、自衛隊、ボランティアの応援を必要とする場合は、関係機関に応援要請する。

③ 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援要請する。

第3 下水道施設（合併処理浄化槽を含む）

1 実施主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は、町長とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

実施責任者は、災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。

(2) 広報活動

実施責任者は、下水道施設に被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し等を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期(時刻)等の情報について、町防災行政無線、広報車、報道機関等により住民に対し周知徹底を図る。

(3) 応急措置

① 下水道停止時の代替措置

ア 宅内の排水設備の使用不能時

宅内の排水設備は、住民の要望に基づき、排水設備業者を斡旋するなど臨時の排水システムの確保に努める。

臨時の排水経路を確保できない場合は、使用可能な近隣の住民への協力を求め、それが不可能な場合は、町は仮設トイレを斡旋する。

イ 下水道管渠の使用不能時

町は、下水道管渠の使用不可能な近隣地区の公共施設などに使用可能なトイレを確保し、臨時トイレとする。

臨時使用のトイレを確保できない場合は、町は、仮設トイレを設置する。

ウ ポンプ場、終末処理場の使用不能時

町は、住民に下水道使用の自粛を周知するとともに、緊急止水処理（土のう等での遮断）をし、一時的に管内貯留をする。

(4) 応急復旧

① 作業体制の確保

町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

② 町は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア 下水道管渠

下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保に努め、他施設に与える影響の程度を考慮しながら、下水道本来の機能を回復することを目的とし、応急復旧工事を実施する。具体的には、管渠、マンホール内部の土砂の清掃、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るため応急工事を実施する。

終末処理場が被害を受け、処理機能や排水機能に影響が出た場合は、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、応急復旧を図る。

次に周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や消毒池に転用するなどの簡易的な処理を行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

停電のため施設の機能が停止した場合は、自家発電による運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

ウ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の被害に対しては、一時的な浄化槽機能の確保を目的とし、応急復旧工事を実施する。停電、断水等による二次的な災害に対しても、速やかに対処する。

(5) 応援要請

- ① 大規模災害等により、町独自では対応できない下水道被害が発生した場合、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」に基づき応援要請を行う。
- ② 復旧に専門の知識や特殊な機器を必要とするものについては、関係業者に応援要請する。

第4 電力施設

1 実施主体

電力施設の応急普及の実施責任者は、東北電力（株）秋田支店長とする。なお、応急復旧の対応窓口の責任者は、東北電力（株）能代営業所長とする。

2 実施要領

(1) 災害時の組織体制

防災体制を発令し、非常災害対策本部を設置するとともに、設備、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

(2) 動員体制（応急復旧要員の確保）

対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多岐で当該事業所のみでは早期復旧が困難な場合は、他事業所等に応援を要請し、要員を確保する。

① 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

イ 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本部に出動する。

ウ 交通途絶等により所属する本部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所等に出動し、所属する本部に連絡のうえ、当該事業所において災害活動に従事

する。

② 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され又は発生したときは応援の要請を行う。

(3) 電力停止時の代替措置

電力事業者は、電力停止時の代替措置が緊急に必要な場合、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない範囲において、他ルートからの送電等により代替措置を講ずる。

(4) 二次災害防止措置

電力事業者は、災害時においても原則として供給を継続するが、二次被害の危険が予想され、警察・消防機関等から要請があった場合は、送電停止等、適切な防止措置を講ずる。

(5) 応急復旧の実施

電力施設の事業者は、次の措置により応急復旧を実施する。

① 災害時における基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

② 復旧計画

本部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本部に速やかに報告する。

③ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

④ 復旧資材の確保

ア 復旧資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約した運送会社の車両又はヘリコプター等により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や、通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対して広報活動を行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車、パンフレット、チラシ等により直接当該地域へ周知する。

第5 電信電話施設

1 実施主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、東日本電信電話（株）秋田支店長（以下「NTT東日本秋田支店長」という。）とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握と情報連絡体制

災害時において、被害状況の把握と情報連絡並びに重要通信を確保するための諸活動が初動措置として重要であることから、NTT東日本秋田支店は、次の初動措置を迅速に行う。

① 被害状況の把握

ア 被害の概況調査

社内外からの被害に関する情報の迅速な収集

イ 被害の詳細調査

現地調査班等による被害の全貌把握

② 情報連絡

ア 情報の収集・分析・記録

イ 情報連絡用打合せ回線の作成

ウ 情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認

エ 状況により情報連絡要員の増員等体制強化

オ 社外の災害対策機関との連絡、協力

カ 気象、道路状況等に関する情報の収集

(2) 広報活動

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、掲示板及び広報車により地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。

① 災害復旧に関しての措置及び応急復旧状況

② 通信の途絶又は利用制限をした状況と理由

③ 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ

④ お客様に対して協力を要請する事項

⑤ その他必要な事項

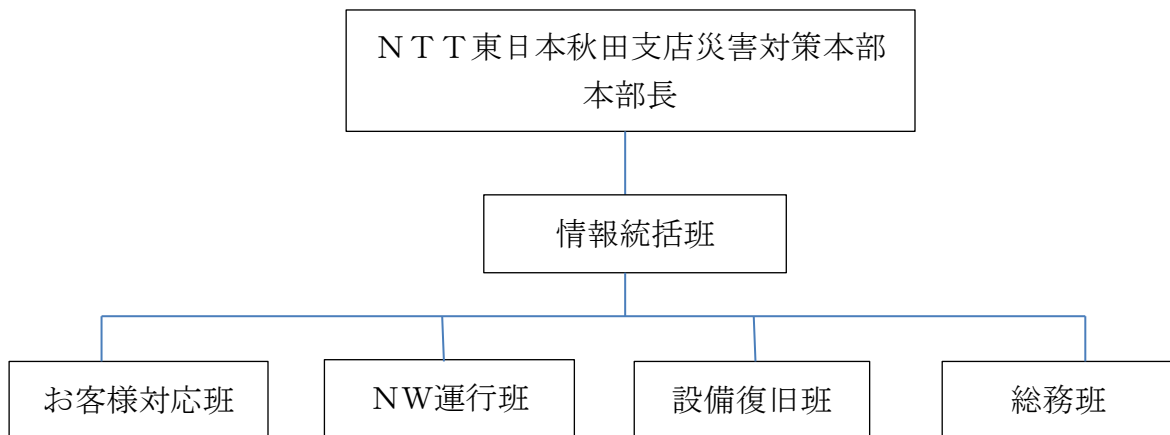
(3) 災害時の組織体制

NTT東日本秋田支店及び被災地支店等は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、非常災害措置表に基づく次の組織体制を設置する。

① 情報連絡室

② 災害対策本部

(4) 災害対策本部組織図



(5) 動員体制

防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、NTT東日本秋田支店は、次の事項について措置方法を定めている。

- ① 社員の非常配置
- ② 社員の非常招集方法
- ③ 関係機関相互の応援要請方法
- ④ 工事請負業者の応援要請方法

(6) 復旧資機材の確保

応急復旧に必要な資機材については、秋田支店保有の資機材を使用するが、不足が生じるときは、本社及び各支店等が保有する資機材を使用する。

また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用資機材等を配備している。

- ① 孤立防止用可搬型衛星通信装置
- ② ポータブル衛星通信車
- ③ 移動電源車及び可搬電源装置
- ④ 応急復旧ケーブル
- ⑤ その他の応急復旧用諸装置

第20節 危険物施設等応急対策計画

○実施担当：総務部、県、警察、海上保安部、関係機関

第1 計画の方針

危険物施設等が被災した場合は、漏洩量や物質の性質などにより、化学反応の誘発による爆発の危険性、さらに気象条件に伴う漏洩物質の拡散による被害区域の拡大などの想定が必要である。

このため、漏洩物質の性質及び取扱いに関する専門家、被災事業所並びに関係機関が密接に連携し、被害の拡大防止措置を図るものとする。

第2 危険物（石油類発火性、引火性のあるもの）

1 実施主体

石油類等の危険物施設の応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生時には、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

(2) 広報活動

施設の管理者は、災害発生にあたっては、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知する。

(3) 応急復旧

① 施設の管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を講ずる。

ア 自衛消防隊員の出動を命ずる。

イ 施設内のすべての火気の使用を禁止する。

ウ 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。

エ 危険物荷卸しの中止と移動搬出の準備をする。

オ 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。

カ 引火、爆発のおそれのあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。

キ 相互応援協定締結事業所は、協定を締結した事業所に応援を要請する。

② 町長は、被害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難の指示又は勧告を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施する。

③ 消防機関は、火災発生又は発生のおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を出動させ、引火、爆発防止等の措置をとる。

④ 消防機関は、転倒したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施

するとともに、漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

⑤ 海上保安部は、次の措置を実施する。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

エ 危険物施設については、危険物流出等の事故防止のために必要な指導を行う。

第3 火薬類

1 実施主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。

(2) 広報活動

施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡しながら状況に応じて報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知を図る。

(3) 応急復旧

① 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。

ア 災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。

イ 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。

② 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置を命ずる。

ア 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

イ 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。

エ 火薬類を廃棄した者に収去を命ずる。

第4 高圧ガス

1 実施主体

高圧ガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

高圧ガス施設の管理者は、災害発生時には、電話等により情報の収集を図る。

(2) 広報活動

高压ガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

- ① 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき、次の応急措置を実施するとともに、災害の拡大又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通知する。
- ② 知事は、公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急に必要があると認められるときは、製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び特定高压ガス消費者、充填事業者その他高压ガスを取扱う者に対し、次の緊急措置を命ずる。
 - ア 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
 - イ 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限する。
 - エ 高压ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

第5 LPガス

1 実施主体

LPガス施設の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2 実施要領

LPガス販売事業者は、次の要領により実施するが、初動時の行動基準は、能代山本広域市町村圏組合消防本部直轄の各機関で締結する「エルピーガス爆発防止対策に関する申し合わせ」の定めるところによる。

(1) 施設被害の把握

LPガス施設の管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。

(2) 広報活動

LPガス施設の管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

- ① LPガス施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。
 - ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。
 - イ 貯蔵所の充填容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所へ移動する。
 - ウ 必要により施設周辺の住民に対して避難を警告する。
 - エ 災害が拡大し、又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県LPガス協会等に対して応援を要請する。
 - オ LPガス販売事業者は、常時、液化石油ガス法、高压ガス取締法、同法施行令及び同法施行規則に基づいて、施設、設備、移送等の保安に努める。

カ 災害事故発生時には、被災設備の速やかな応急復旧を図るとともに、地域住民に対する迅速、適切な措置を講ずる。

キ LPガスのタンクローリーについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗など輸送規則の徹底を図り、事故の未然防止に努める。

② 県は必要により、LPガス製造者、販売事業者、保安機関、一般消費者等に対し、次の措置を実施する。

ア 製造若しくは販売のための施設、貯蔵、消費のための施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。

イ 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時停止並びに制限をする。

ウ LPガス又はこれらを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 需要家設備の復旧作業

① 復旧作業の流れ

ア 被災地域の復旧ブロック化

イ 復旧ブロック内巡回点検作業

ウ 各家庭の漏洩調査

エ 漏洩箇所の修理

オ 配管検査（気密テスト等）

カ 点火・燃焼試験及び警報器作動・メーター遮断試験

キ 安全点検完了

ク 供給再開

② 再使用時事故防止措置

各需要家の配管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用を再開する。

第6 毒物、劇物

1 実施主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び業務上の取扱施設の責任者（以下「施設の管理者」という。）とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。

(2) 広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては、広報車及び報道機関により周知を図る。

(3) 応急復旧

① 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

- ア 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。
 - イ 毒物・劇物が、流れ、飛散、漏出又は地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないよう処理する。
- ② 保健所、警察、消防機関及び町は、相互に連携のうえ、次の措置を実施する。
- ア 住民に対し、毒物・劇物の流出等の状況を速やかに周知させる。
 - イ 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。
 - ウ 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染されるおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

第 21 節 危険物等運搬車両事故対策計画

○実施担当：総務部、県、警察、消防本部、関係機関

第 1 計画の方針

タンクローリーやトラックなどの危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、薬液などの危険物が漏洩し、爆発・火災などが発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は、緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

町は、町防災行政無線等を介し、住民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携した速やかな避難行動を講ずるものとする。

また、町民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

第 2 漏洩物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

1 運転者

- (1) 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。
- (2) 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。
- (3) 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

2 運送会社

- (1) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

3 荷送危険物事業所

- (1) 被害を最小限に止めるため、運転者に対する必要な応急措置の指示、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。
- (2) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- (3) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

4 県警察本部

- (1) 交通規制を実施する。
- (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- (3) 住民の避難、誘導を実施する。

5 道路管理者

- (1) 事故の状況把握に努める。
- (2) 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- (3) 道路情報の提供を行う。

6 消防機関

- (1) 漏洩危険物の応急措置を実施する。
- (2) 火災の消火活動を実施する。
- (3) 負傷者の救出、救護を実施する。
- (4) 住民の避難、誘導を実施する。

第3 実施要領

1 危険物の特定

運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。

2 事故の通報

- (1) 道路上で発生した事故の場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。
- (2) 漏洩危険物の河川への流出は、河川が上水道の取水に利用されている場合を想定し、河川管理者及び町に通報する。

3 広報活動

道路管理者、県警察本部及び消防機関は、必要に応じて交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、町防災行政無線及び広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。

なお、住民の生命、身体及び財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行う。

4 応急復旧

- (1) タンクや容器から危険物等が漏洩しているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。
- (2) 漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。
また、毒物、劇物の場合は、前節第6「毒物、劇物」の応急復旧に準じ、これを実施する。
- (3) 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存するときは、タンクや容器への冷却注水を行う。

5 交通規制

関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

第 22 節 防疫、保健衛生計画

○実施担当：民生部、県、関係機関

第 1 計画の方針

被災地における防疫、保健衛生に万全を期し、これを迅速に実施して、感染症や食中毒発生等の防止を図り、また、町民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施する。

第 2 防疫対策

1 実施機関

災害時の防疫は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下、本節において「法」という。）に基づき町長及び知事が実施する。

被害の状況により、町長が実施不可能等の場合は、知事が行う。

2 実施の方法

町は、知事から法第 27 条第 2 項の指示があった場合は、被害地域の消毒等を実施するとともに、感染予防に関する町民への広報等、必要な防疫措置を行うものとする。

(1) 防疫措置情報の収集・報告

災害発生後、県、警察及び消防等とも連絡をとり、被害状況などの情報を収集するとともに、防疫措置に必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、診断した場合又は疑いのある場合は、保健所等の関係機関への通報・連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる救護所及び避難所との連絡を密にする。

(2) 薬剤・防疫資機材・人員等の確保

平時から、家屋等の消毒に必要な保有機材の把握、人員確保の把握に努め、災害時には防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保する。また、必要に応じ、他の関係機関に協力を求める。

① 防疫資機材

町が保有している消毒用噴霧器等の整備点検を行うとともに、不足分については、県や他の関係機関から借用する。

② 薬剤

町で保管している薬剤を確認し、不足分については、県に協力依頼するとともに、業者より購入する。

(3) 消毒等の実施

① ネズミ・昆虫等

感染症が発生し若しくは発生のおそれがあるときは、ネズミ・ハエ等の駆除及び指導をする。

② 床上浸水

対策本部でまとめた床上浸水などの被害状況をもとに、衛生班において、町職員、関係機関、ボランティア等の協力を得ながら、迅速に家屋の消毒を実施する。また、消毒の活動方法については、町防災行政無線、広報車及び報道機関等を活用して、迅速に住民に周知するよう努める。

(4) 感染症の患者が発生した場合の対応

① 感染症指定医療機関への入院

感染症の患者が発生した場合は、直ちに保健所に届出し、知事が入院勧告若しくは入院措置を行い、病名に応じた適切な感染症指定医療機関に入院させる。緊急その他やむを得ない理由があるときは、知事が適当と認める医療機関に入院措置を行う。

② 家屋等の消毒

感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するために感染症の患者の自宅又は滞在箇所及び病原体に汚染されたおそれがある物件についても消毒する。

3 防疫の予防教育及び広報活動

感染症の発生及びその蔓延を防止するため、新聞等のメディアの協力を得て、広報活動を実施するとともに、自治会等の協力を得て住民に周知徹底する。

4 防疫の記録整備

町は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況やそれに基づき実施した消毒などの防疫活動状況等を保健所に報告する。

第3 食品の衛生監視

1 実施機関と体制

(1) 食品・環境衛生監視指導班の構成

災害地の食品等の安全確保を図るために、町は関係団体の協力を得て保健所の指揮に従い監視指導にあたる。

また、県は、必要に応じて食品衛生監視指導班を編成し当該地域に派遣する。

(2) 食品衛生協会、生活衛生同業組合との協力体制の確立

関係営業施設における衛生管理の周知徹底にあたっては、営業者団体との情報交換や協力が必要であることから、その体制を確立し、対策を実施する。

(3) 分析機関との連携

食中毒発生時の微生物検査や井戸水等の水質検査などの件数増大が予想されるため、緊急時の受入れ体制の確立等において分析機関との連携を図る。

2 実施の方法

町は、次により食品衛生及び環境衛生の監視を行う。

- (1) 食品営業施設に対する監視指導
 - ① 調理場及び食材調達から調理・保存等に至るまでの衛生管理を徹底する。
 - ② 営業施設の供給能力を超えないよう注意する。
 - ③ 食中毒の発生しにくいメニューとする。
- (2) 救護食品に関する啓発指導
 - ① ラベル記載内容の確認等
消費期限、賞味期限、製造者等を確認すること。
 - ② 保管方法と保存期間
 - ア 冷蔵庫の有無にかかわらず、食品の保存はできるだけ避け、早めに消費する。
 - イ やむを得ず常温保管する場合は、季節、室温、湿度、日差し等に注意し、冷暗所を選ぶ。
 - ③ 非加熱食品はできるだけ提供しない。
 - ④ 幼児・高齢者・易感染者に対する注意
感染・発病の危険性が高いため、安全性の高い食品を提供する。
- (3) 炊き出し施設に対する衛生指導
 - ① 食品の衛生的な取扱い
食品の食材調達から調理・保存・提供に至るすべての工程で「食品を汚さない」、「加熱する」、「細菌を増やさない」を原則とした衛生管理を徹底する。
 - ② 調理場所の衛生管理
十分な洗浄、消毒、乾燥等及びネズミ族・昆虫の侵入防止に努める。
 - ③ 食器の衛生指導
安全な水を使用できないところでは、使い捨て食器やペーパータオル等の使用を図る。
 - ④ 調理者等の衛生指導
 - ア 下痢をしている人、傷をもっている人、化膿創のある人、体調の悪い人等は、炊き出しや食事のサービスに従事しない。
 - イ 従事者の手指の洗浄・消毒を励行し、汚れたタオルでの手ふきを避ける。
 - ⑤ 食材の保管と購入に関する衛生管理
ネズミ族・昆虫等の侵入防止及び食材購入時のラベル記載内容の確認、保存方法と保存期間に留意する。
- (4) 生活衛生関係施設に対する監視指導
 - ① 飲料水等の衛生管理
避難所等の飲料水や使用水の衛生管理について指導する、
 - ② 共同入浴施設の衛生管理
公衆浴場、旅館の入浴施設、仮設風呂など災害時に利用される入浴施設の衛生管理について指導する。
 - ③ 避難所のダニ等の衛生害虫の発生防止等について指導する。
- (5) 応援要請

食品・環境衛生監視指導においては、監視指導人員が不足することが予想される場合は、職務経験者の動員やボランティアの募集を要請する。

3 広報活動

災害対策本部を經由して広報を依頼する。また、関係営業施設や一般を対象とした食品・環境衛生の確保に関するリーフレットを配布する。

第4 防疫用薬品、資器材等の調達

防疫活動に必要な薬品及び保健衛生資器材は、備蓄品を活用する。災害の規模により医薬品及び器材等が不足する場合は、その都度、調達するとともに、必要に応じて県へ斡旋を依頼する。

第23節 動物管理計画

○実施担当：民生部、県

第1 計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物の愛護及び管理の観点からこれらの動物の救護や適正な飼育に関し、県、関係機関、関係団体等との協力体制を確立する。

第2 特定動物・飼養動物の管理

1 実施機関

(1) 特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」第26条に基づく特定動物）

原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が、関係機関等の協力を得ながら実施する。

(2) 飼養動物

原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。

2 飼養者の役割

大規模災害時、原則として、飼い主は、身の安全を確保した上で、飼養動物を連れて避難する。日頃からペットに対してケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物避難用品の確保に努める。

3 実施方法

(1) 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。

(2) 負傷又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。

(3) 被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。

(4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医師を確保する。

第3 避難所等の飼養動物対策

1 町は、指定避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう飼養場所を設ける等、環境整備に努める。

2 原則的には、飼い主が動物の管理を行うこととなるが、さまざまな人が集まり共同生活をする指定避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、指定避難所の管理運営責任者が指定するスペースにおいて飼育する。

3 指定避難所においては、飼い主の責任を明確にし、飼い主に対して必要な指導等を行

う。

- 4 大規模災害以外は、指定避難所への飼養動物の持ち込みは原則禁止する。

第24節 廃棄物処理計画

○実施担当：民生部、県

第1 計画の方針

災害地域におけるごみの収集及びし尿処理等の清掃業務を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

第2 実施機関

町は、災害により排出した生活系廃棄物及びし尿処理等を迅速に処理する。ただし、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理については、事業主が行うものとする。被害が甚大で町のみで処理することが不可能な場合は、県との調整により、他の市町村に応援要請してその解決を図るものとする。

第3 災害発生時における災害応急対策

1 町の役割

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (2) 町の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (3) 町の処理能力を超える場合や一般廃棄物処理施設が被災し、使用不能になった場合等の対策として、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (4) 災害廃棄物が大量に発生し、処理が長期にわたると見込まれた場合には、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

2 県の役割

- (1) 市町村を通じて一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生量見込み、建物被害等について情報収集を行うとともに、産業廃棄物処理施設の被害や対応の状況についても、必要に応じ確認する。
- (2) 県の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- (3) 市町村からの要請があった場合又は被害状況から判断して必要と認める場合には、県内の市町村や県と災害協力協定を締結している秋田県産業廃棄物協会等の関係団体等に対し、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。

また、県域を超える対応が必要と認められる場合は、近隣道県を中心にしつつ、

状況に応じては、近隣道県以外の都道府県や国へ協力・支援を要請する。

第4 廃棄物処理の方法

災害発生後、災害規模に応じて直ちに廃棄物処理を行う。なお、一般廃棄物の中間処理施設を有する能代山本広域市町村圏組合での緊急な運搬のもとに適正な処理を行うものとする。また、処理困難物についても、平時から処理ルートを開拓するものとする。

1 生活ごみ等の処理

(1) 収集順位

腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は町民生活に重大な支障を与えるものを優先する。

また、水害廃棄物については、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始するよう努める。

(2) 収集方法

- ① 災害ごみは、町が保有する車両、許可業者又は臨時借上げ車両により中間処理施設に搬入するなど適正に処理する。
- ② ごみの排出場所については、臨時集積場の設置又は道路排出とし、その収集方法については、あらかじめ自治会等と協議し定めておく。
- ③ あらかじめ定められた収集方法については、広報、ホームページ等で周知するほか、災害が発生した場合は、被災地域内にチラシ等を配布し周知する。なお、災害以外の便乗ごみの排出を行わないよう啓発する。
- ④ 収集における人員については、衛生班と対策本部事務局及びボランティア受入れ窓口と連携をとりながら、人員を確保し、衛生班において収集計画を作成し実施する。
- ⑤ 要配慮者世帯に対するごみの運搬には、ボランティア等の支援により対応する。その際は、あらかじめ作成している要配慮者台帳により対象者を把握し、本人、家族、自治会等の関係者と連絡を取りながら対応するものとする。
- ⑥ 排出された粗大ごみ等は、可能な限りリサイクルに努める。

2 し尿等の処理

- (1) 町は、被災者の生活に支障が生ずることがないように、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施するとともに、仮設トイレの設置にあたっては、高齢者及び障害者等の要配慮者への配慮を行う。
- (2) 町は、避難所において避難者の生活に支障が生じないように、次の事項を勘案し、必要な数の仮設トイレを設置する。
 - ① 避難箇所数と避難人員
 - ② 仮設トイレの必要数の確保
 - ③ 応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保
 - ④ 他市町村からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保

- (3) 町は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。
- ① 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布
 - ② 他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確立
 - ③ 仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み
- (4) し尿処理場が被災し使用不能の場合は、終末処理場のある下水道への投入又は埋め立て処分を行う。

3 がれき等の処理

- (1) 町は、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 町は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれき等の発生量を種類別に推計するとともに、最終処分までの処理工程の確保を図る。
- (3) 町は、地域防災計画に基づき、生活環境保全上支障のない場所に確保した仮置場に災害廃棄物を安全に収集し、適切に選別・処理を進める。
- (4) アスベストや津波堆積物に含まれる重金属類など有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に従い、適正な処理を進める。
- (5) 町は、応急活動後の処理の進捗状況やがれきの発生量を踏まえ、木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルにも努める。

4 死亡獣畜処理

(1) 収集順位

飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、町が処理する。

(2) 収集処理の方法

- ① 移動できるものについては、焼却施設又は公衆衛生上支障のない場所で処理する。
- ② 移動しがたいものは、埋設処理等その場で他に影響を及ぼさないよう個々に処理する。
- ③ 大量の死亡鳥獣を処理しなければならない場合は、県の指示によって応急的に措置するものとする。
- ④ 死亡獣畜を埋設する穴の深さは、投入した死亡獣畜の上部から地表まで 1m以上の深さとし、クレゾール石鹼液及び石灰等を散布し、土砂で覆う。
- ⑤ 死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく措置を実施する。

第 5 廃棄物の処理施設の応急復旧

被災状況により、他の施設へ処理を依頼するとともに、処理施設の復旧については、迅速に処理するものとする。

第6 廃棄物の一時保管場所

廃棄物処理施設が被災した場合に備え、一時保管場所をあらかじめ確保しておく。

第 25 節 遺体の搜索、処理、埋火葬計画

○実施担当：総務部、民生部、県、警察、海上保安部、消防本部

第 1 計画の方針

災害のため、現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断してすでに死亡していると推定される者を搜索し、又は遺体の処理・収容・埋火葬を行い、被災者の精神的な安定を図る。

第 2 行方不明者及び遺体の搜索

1 実施責任者

- (1) 町長が関係機関の協力を得て行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、町長が知事の補助機関として行う。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 支出費用

遺体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費であって、その実費とする。

(3) 実施期間

遺体の搜索の実施期間は、原則として、災害救助法関係通達（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号）に基づき、災害発生の日から 10 日間以内とする。

3 災害救助法が適用されない場合の実施基準

上記 2 に準じて実施する。

4 搜索の方法

- (1) 町は、町庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、搜索依頼・届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣などについて、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- (3) 「届出」については、まず避難所収容記録簿等を確認する。
- (4) 本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、要搜索者名簿を作成する。
- (5) 行方不明者の搜索、救出活動にあたっては、災害対策本部、消防、警察、自衛隊、

海上保安部等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。

- (6) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断してすでに死亡していると判断される者については、直ちに遺体捜索に切り替える。
- (7) 遺体の捜索は、消防団、関係機関等の協力を得て捜索に必要な舟艇その他機械器具を借り上げて行う。

5 遺体発見時の措置、搬送等

- (1) 町は、遺体を発見した場合、警察に届出するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を明確に記録する。
- (2) 町は、警察署、秋田海上保安部等関係機関の協力を得て、遺体の搬送を行う。
- (3) 町は、遺体の搬送が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搬送、実施要員及び資機材について応援を要請する。
- (4) 町は、遺体搬送車が不足する場合は、県に応援を要請する。

第3 遺体の処理

1 実施責任者

(1) 町長

町は、遺体の清浄、縫合、消毒等の処理を、能代市山本郡医師会等の関係機関の協力を得て行う。

(2) 知事

災害救助法が適用された場合は、日本赤十字社秋田県支部が、災害救助法の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して遺体の処理を行う。

(3) 能代警察署

- ① 警察官は、災害等によって死亡したと認められる遺体を発見し、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年6月22日法律第34号）」等の関係法令に基づき、死因、身元、その他の調査を行うものとする。ただし、死亡者を確認できない場合は、関係書類を作成し、町長に報告する。

- ② 遺体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族などに引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの引渡しができないときは、遺体を町長に引渡すものとする。

(4) 海上保安部

- ① 海上における遭難者若しくは陸上から海上に及んだ災害の行方不明者については、巡視船艇、航空機により捜索するとともに、発見した遺体の収容、検視、引渡しを併せて行う。遺体は、巡視船艇により収容し、収容した巡視船艇の船長は、その指揮者の指定する者に引渡す。

- ② 海上保安官は、明らかに災害によって死亡したと認められる遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに「警察等が取り扱う死体の

死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年6月22日法律第34号）等の関係法令に基づき、遺体を調査するとともに、死因、身元、その他必要と認める事項の調査を行い、関係書類を作成する。また、その死亡者の本籍が明らかでないとき又はその死亡者を認識することができないときは、町長に報告するものとする。

- ③ 遺体についてすべての必要な処理が行われた場合は、所持金品とともに、その遺体を遺族その他の引取人に、引取人がないときは町長に引渡す。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

災害の際、死亡した者に関わる遺体の処理は、その遺族が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。

実施にあたっては、人心の安定、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮する。

(2) 支出費用

次にあげる費用は、秋田県災害救助法施行細則によるものとする。

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用
- ② 遺体の一時保存のための費用
- ③ 救護班によらない検案のための費用
- ④ 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費

(3) 実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

3 災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記2に準じて実施する。

4 遺体の取扱い

- (1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察職員にその旨を通報する。
- (2) 警察は、遺体の調査・検視を行う。
- (3) 捜索により発見された遺体は、遺体安置場所に搬送し、納棺する。
- (4) 町は、警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
- (5) 警察は、調査・検視及び医療救護班の医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡す。
- (6) 町は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。

5 漂流遺体の処理

(1) 遺体の身元が判明している場合

漂着した遺体の身元が判明している場合は、警察官又は海上保安官の調査を受けた後、直ちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地在市町村長に連絡して引き取らせるものとする。

ただし、被害地域に災害救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

(2) 遺体の身元が判明していない場合

災害救助法が適用され、災害発生地市町村から漂流、漂着したものと推定される身元不明遺体については、前記と同様の措置をとる。

なお、遺品などの保管に努め、遺体を撮影し記録する。

遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、漂流、漂着地域の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理する。

6 遺体の収容・安置

調査を終えた遺体については、関係機関の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり、収容・安置する。

- (1) 遺体安置場所及び検視場所については、複数の施設をあらかじめ指定し、災害対策本部が災害の規模などの状況を勘案し、迅速に公共施設等を遺体安置場所に決定する。
- (2) 死体収容台帳を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (3) 遺体の安置にあたっては、ドライアイス、納棺用品等必要な用品を業者から調達する。
- (4) 遺族その他より遺体引受けの申し出があったときは、死体処理台帳により整理のうえ引渡す。

第4 遺体の埋火葬

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施責任者となるが、知事から委任を受けた場合は、町長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて町長が実施する。

2 災害救助法が適用された場合の実施基準

(1) 対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない等のため埋火葬が困難な場合。

(2) 支出費用

埋火葬のため支出できる費用は、秋田県災害救助施行細則によるものとする。

(3) 実施期間

遺体の埋火葬は、原則として災害発生の日から 10 日間以内とする。

3 災害救助法が適用されない場合の実施基準

上記 2 に準じて実施する。

4 埋火葬の方法

- (1) 原則として火葬するが、習慣又は状況により埋葬する。
- (2) 棺又は骨壺等埋火葬に必要な用品の支給及び火葬、埋葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。
- (3) 引受人が見つからない遺体については、死亡診断書等により埋火葬の手続きを行う。
- (4) 縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院等の無縁墓地に埋蔵する。

第 5 費用

- 1 原則として町が負担する。その他の費用については、県と協議して決定する。
- 2 災害救助法が適用された場合については、同法による。

第 6 応援要請

- 1 災害による死者の数が多数に及び、遺体の収容、斎場の火葬能力を超える場合、応援要請を行う。
 - (1) 民間の所有する霊柩車の出動を要請する。
 - (2) 近隣市町村の火葬場使用についての受入れを要請する。
 - (3) 埋火葬に相当の日時を要する場合は、遺体安置場所での一定期間の保存のため、ドライアイスが多量に必要とすることから民間の業者に依頼する。
 - (4) 棺やドライアイス等が不足する場合には、県に対して広域的な確保を要請する。
 - (5) 遺体数が火葬能力を上回ること等、町で火葬できない場合は、県に広域火葬を要請する。

第 7 広報

身元不明者の確認のため、遺体安置場所に所持金品等の内容掲示のほか、広報紙、マスコミ等へ町対策本部を通じた広報を行う。

第 26 節 障害物除去計画

○実施担当：建設部、県、関係機関

第 1 計画の方針

道路管理者及び河川管理者は、職員による巡視等から迅速に被災地区の状況を把握し、それに基づき、所管の道路及び河川施設について障害物の除去、解体を実施する。また、災害により住家に運び込まれた土砂、竹木等の除去を実施する。

第 2 道路関係障害物の除去

1 実施責任

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去を実施する。その際、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

(1) 町道

- ① 町の機動力及び職員をもって除去し、交通の確保を図る。
- ② 町の機械及び労力が不足する場合は、応援協定を結んでいる建設業協会等から調達する。

(2) 町内の県道・国道

山本地域振興局建設部に道路の状況を報告し、除去等を要請する。

連絡先

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
山本地域振興局 建設部	工務課	能代市御指南町 1-10	52-6109	54-5226

2 除去の方法

(1) 除去する道路の優先順位はおおむね次のとおりとする。

- ① 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路（避難路等）
- ② 災害防止上重要な道路（火災防ぎょ線となるような道路）
- ③ 緊急輸送を行ううえで重要な道路
- ④ その他応急対策活動上重要な道路

(2) 除去作業のため必要とする機械器具、運搬のための車両等の確保については関係機関の協力を得るものとする。

(3) 除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去とする。

3 応援要請

町的能力を超える場合は、県及び関係業者に応援を要請する。

第 3 河川関係障害物の除去

流木等の流出による橋梁被害や河川のせき止めによる氾濫に伴う浸水被害を防止するため、障害物の状況を各河川管理者が調査し、速やかに除去する。

1 実施責任

- (1) 町長が除去を必要と認める河川を対象に実施する。
- (2) 町長は障害物の状況を各河川管理機関に報告し、除去を要請する。

連絡先

機関名称	担当部局	連絡先住所	電話	F A X
山本地域振興局 建設部	工務課	能代市御指南町 1-10	52-6109	54-5226

2 除去の方法

河川の流水を良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認めた場合に実施する。

- (1) 橋脚に引っ掛かった流木等は速やかに除去し、橋の流失を防止する。
- (2) 除去作業にあたっては、救命胴衣や命綱等を装着して安全を確保するものとする。
- (3) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去とする。

第 4 住家関係障害物の除去

1 実施責任

災害救助法適用の有無に係わらず、町長が除去の必要を認めたとき、災害救助法の実施基準に基づき障害物の除去を実施する。なお、町において除去が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 除去の対象物

除去すべき障害物とは、住家及びその周辺に運び込まれた土砂、竹木等障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物とし、日常生活に著しい支障を及ぼしているものとする。

その他の施設、敷地内の障害物の除去は、当該施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

3 除去の対象者

自らの資力で障害物の除去ができない被災者で、次の条件に該当するものとする。

- (1) 障害物のため、日常生活を営むことが困難な状態にあること
- (2) 半壊又は床上浸水した住家
- (3) 原則として、当該被害により直接被害を受けたものであること

4 除去の方法

町は、除去作業のため必要とする資機材の種別、数量、保有する業者等を明らかにしておくとともに、障害物の除去を実施する。

また、障害物の除去の方法は、原状回復ではなく、あくまでも応急的な除去とする。

第5 障害物集積所の確保

災害によって発生する障害物は、災害の状況によっては、大量になる可能性がある。町は、最終処分までの間保管する場所を確保することから空地等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積場所の確保を要請する。

集積場所が確保できない場合は、次の基準により災害発生場所の近くに設けるものとする。

- 1 交通に支障のない国有地、県有地、町有地を選ぶものとする。
- 2 国有地、県有地、町有地に適当な場所がないときは、民有地を使用するが、やむを得ないとき以外は、所有者の了解を求め事後の処理には万全を期すものとする。

第6 障害物の処理

1 分別処理の努力

災害時であっても、可能な限り分別を行うことが望ましいことから、集積場所において再資源化や有害物質の除去を行う。また、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物処理法の規定に従い、適正な処理を行う。

2 工作物の保管及び処理・処分

- (1) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物名などを公示する。
- (2) 保管した工作物等が消滅又は破損するおそれのあるときにおいても、その保管に不相当の費用及び手数を要するときは、その工作物を売却し代金を保管する。
- (3) 売却の方法、手続きは競争入札又は随意契約による。

第27節 文教対策計画

○実施担当：文教部、県

第1 計画の方針

町教育委員会及び各学校長は、災害が発生した場合は、児童・生徒の安全確保を最優先し、災害のため平常の学校教育が困難となった場合は、緊密に連携し、県教育委員会などの関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施する。

第2 情報等の収集・伝達

- 1 町教育委員会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- 2 学校長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、テレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- 3 学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け又はそのおそれのある場合は、直ちにその状況を教育委員会及びその他の関係機関に報告する。
- 4 教職員は、あらかじめ定めた災害時の体制を確立する。

第3 応急措置・災害発生直後の体制

学校長は、適切な避難の指示により児童・生徒の安全を確保するとともに、災害の規模、児童・生徒及び学校施設の被害状況を把握し、必要に応じ臨時休校等の措置をとる。

1 児童・生徒等の避難等

在校時に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、次により児童・生徒等の避難を実施する。

(1) 情報の伝達

児童・生徒への災害情報の伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

(2) 避難の指示

学校長は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

(3) 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、町教育

委員会や消防署、警察署など関係機関の指示及び協力を得て行う。

(4) 休校措置

学校長は、町教育員会と協議し、必要に応じて臨時休校措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、特に低学年児童にあつては、教職員等が地区別に付き添うか又は保護者に連絡のうえ直接引渡し、帰宅させる。

(5) 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずる。

(6) 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

なお、町教育員会に対し速やかに児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(7) 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講ずる。

2 在校時以外の措置

(1) 休校措置

休日や夜間、早朝（登校前）に休校措置を決定したときは、直ちに各学校等で定める緊急時連絡網や避難所が開設されている場合は、避難所に連絡する等により保護者又は児童・生徒に徹底させるとともに、町教育員会に報告する。

(2) 安否確認

町教育員会及び各学校長は、災害発生が登校時間、在校時間あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童・生徒の安否確認を行う。

3 被害状況の把握と報告

学校長等施設の管理者は、適切な緊急避難の指示をするとともに、災害の規模、児童・生徒及び学校施設の被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

第4 応急教育の実施

1 文教施設の確保

町教育員会は、教育施設等の確保に努め、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

(1) 校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能な場合は、できる限り速やかに補修し、施設を確保して授業の再開に努める。

(2) 一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合同又は二部授業を行う。

- (3) 被災により校舎の一部が利用できない場合は、屋内体育施設、特別教室を利用する。学校運営並びに安全管理上、緊急に修理を要する所については、応急修理又は補強するなど学校教育に支障を及ぼさないよう措置を講じ、合同又は二部授業、圧縮学級の編成などをして、できる限り休校を避ける。
- (4) 被災により一時使用不可能になった校舎が、短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (5) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。余裕のある学校がない場合は、公民館、体育館その他の公共施設等を利用して授業を行う。
- (6) 教育施設が確保できない場合は、プレハブ等の仮校舎を建設する。
- (7) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建計画を立て、その具体化を図る。

2 教員の確保

町教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のため、次の措置を講ずる。

- (1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- (2) 被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処理する。
 - ① 少数の場合は、学校内で操作する。
 - ② 学校内で操作できない場合は、町教育委員会管内で操作する。
 - ③ 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。

3 被災児童・生徒の保護

- (1) 町教育委員会は、被災地域の児童・生徒に対して、感染症、食中毒等の予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。
- (2) 学校長は、児童・生徒に対し、災害によって生じた危険な場所には近づかないように指導の徹底を図る。

第5 教科書、学用品の調達及び支給

被災により就学上著しく支障のある児童・生徒がいる場合、教科書、学用品を調達し支給する。また、文房具、通学用品を喪失又は棄損し、しかも災害のため直ちに入手困難な児童・生徒の人員、品目を調査のうえその確保に努める。

1 対象者

- (1) 災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であること。
- (2) 小学校児童及び中学校生徒に限る。
- (3) 学用品がなく、就学に支障を生じている場合。

2 支給品目

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具

(3) 通学用品

3 教科書等の確保

(1) 支給の方法

- ① 教科書等の調達・支給は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、県に報告するとともに、町教育委員会において一括調達し、学校長を経て速やかに支給する。

町教育委員会は、自ら学用品等の支給の実施が困難な場合は、県教育委員会へ学用品等の支給の実施、調達について応援を要請する。

- ② 教科書販売会社と連絡をとり必要冊数を確保し支給する。

なお、災害救助法が適用された場合については、本章第 31 節「災害救助法の適用計画」も参照のこと。

4 文房具、通学用品等の支給

各学校長は、文房具、通学用品等を喪失、棄損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状態にある児童・生徒の人員、品目等調査把握し、この確保に努める。

第 6 学校給食等

災害により給食ができないときは、パン、牛乳等の簡易給食を実施する。

1 応急措置

- (1) 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、学校給食が困難な場合には中止等の措置をとる。
- (2) 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

2 応急復旧措置

- (1) 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に努める。
- (2) 児童・生徒、学校職員の感染症の発生状況を調査確認し、必要に応じ保健所等と協力し防疫措置を講ずる。

第 7 文化財の保全対策

災害により文化財が被災した場合には、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財には応急措置を迅速に講ずる。

文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。

1 応急対策

- (1) 文化財が火災の被害を受けたときは、その管理者（又は所有者）は、直ちに消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止を図る。
- (2) 管理者（又は所有者）は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町指定の文化

財は町教育委員会へ、県等の指定の文化財は町教育委員会を經由して県等の教育委員会へ報告する。

- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するために、協力して応急措置を実施する。

2 保全措置

文化財の所有者及び管理者は、防災責任者を定めるなどの責任体制を確立して保全に努める。また、搬出可能な文化財については、性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め、災害時にあたっての保全に努めるものとする。

第 28 節 住宅応急対策計画

○実施担当：建設部、県

第 1 計画の方針

災害により住宅が滅失し居住する住宅がない者で、自らの資力で住宅を確保することができない者のために応急仮設住宅を提供し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空き家の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備する。住家が半壊又は半焼し自らの資力では応急修理をすることができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物・宅地等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数の把握等に努める。

第 2 応急仮設住宅の建設

1 実施機関

災害救助法が適用された場合は、知事が行い、知事から委任されたときは町長が行う。災害救助法が適用されない場合には、町長が行うものとする。

2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の敷地、構造、仕様、設備及び戸数については、災害時要援護者の長期の避難生活を想定したものとし、また、地域のコミュニティーに配慮したものとする。

(1) 建設地

建設地は、町長が選定した場所とする。

なお、仮設住宅の設置予定場所は、私有地又は町有地、国及び県から提供された公有地とするが、私有地の場合は、所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

(2) 建設戸数

建設戸数は、町からの要請により、県が決定する。

(3) 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木道又はユニットとし、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。

また、高齢者などの要配慮者世帯に配慮した設備・構造とする。

(4) 規模・費用

一戸当たりの床面積は、29.7 m²を基準とし、設置費用の限度額は 2,530,000 円とするが、これらは全体平均であり、被災者の家族構成、立地条件等を勘案し、広さ・間取りなどの仕様の異なるものを建設することができる。

(5) 建設の時期

着工は、災害発生の日から 20 日以内とする。

(6) 建設工事

所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせるが、状況に応じ知事が町長に委任した場合は、町は、町内の建築業者に協力を要請し、建設を行う。

3 被災者の入居及び管理

(1) 入居対象者

- ① 住家が全壊、全焼又は流出した者
- ② 居住する家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない者

(2) 入居者の選定

町が被災者の資力、その他の生活条件等を十分調査し、それに基づき県が町の協力により入居者を選定するが、場合によっては選定を町が委任を受ける。

選定にあたっては、要配慮者の優先的な入居を考慮する。

(3) 運営管理

県が町の協力により管理を行うが、状況によっては町が委任を受ける。

応急仮設住宅地区の運営にあたっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、町の福祉担当者やボランティアの連携により入居者の健康管理、メンタルケア等の生活支援の活動を行う。

(4) 供与の期間

応急住宅完成の日又は借上げの日から、原則として 2 年以内とする。

4 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置

前記 2 及び 3 に準じて町が実施する。

5 公的住宅等の提供

町は、町内あるいは近隣市町村の公的住宅等の空き家がある場合は、関係機関にも協力を求め、被災者、特に災害時要援護者に対し優先的に提供する。

(1) 町営住宅の活用

町営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空き家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居の斡旋を行う。

(2) 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずる。

(3) 被災者への住宅情報の提供

町は、庁舎内等での相談窓口の設置や広報活動を行い、応急仮設住宅や借り上げ住宅の情報提供に努める。

6 広報

「広報はっぼう」等で、応急仮設住宅の建設のための民有地の提供に関する情報の提供を求め、また、応急仮設住宅及び公的住宅等の入居等の募集を行う。

7 報告

応急仮設住宅の設置について、知事に報告する。(災害対策救助法が適用された場合)

第3 被災住宅の応急修理

1 実施機関

災害救助法が適用された場合には、知事が行い、知事から委任されたときは、町長が行う。

2 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、現に応急修理対象の住家に居住し、自らの資力では応急修理ができない被災者を対象とする。

3 災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理

(1) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠な部分について応急的に修理する。

(2) 修理の戸数

戸数は、町からの要請により、県が決定する。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用の限度額は、54万7千円とし、現物給付により行う。

(4) 修理の期間

応急修理は災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

4 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理

前記3に準じて実施する。

5 住宅の応急修理実施上の留意事項

必要に応じて被災建築物の応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口の設置について考慮する。

6 報告

町は、被害家屋の応急修理状況について、知事に報告する。(災害救助法が適用された場合)

第4 建物等の応急危険度判定

災害の発生により破損した建築物に対し、必要に応じて、引き続き安全に使用でき

るか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止する。

1 応急危険度判定

応急危険度判定は、次のように実施する。

(1) 判定士派遣要請・派遣

① 判定士派遣要請

町は、二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

② 判定士の受入れ体制

応急危険度判定士は、災害後早期に判定活動にあたるが、ボランティアであることから、町内の地理や被害状況について不案内であったり、滞在場所や食料について備えが不十分なこともあり得る。したがって、町はこれらの問題点を解消し、判定士の活動を支援するため、地図の提供、その他応急危険度判定に必要な資機材の提供を行う。

(2) 応急危険度判定活動

① 判定の基本的事項

ア 判定対象建築物は、被災した町が定める区域の建築物とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、町が負う。

② 判定の関係機関

町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

③ 判定作業概要

ア 判定作業は、町の指示に従い実施する。

イ 応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準に準じ、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造別ごとに行う。

ウ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

2 住宅の応急危険度判定実施上の留意事項

応急危険度の判定には迅速性と確実性の両面が要求され、判定結果に矛盾があると住民の不満に結びつきやすいので、配慮が必要である。

3 宅地等の応急危険度判定

降雨等により宅地被害が広範囲に発生した場合に、宅地被害に関する情報に基づき応急危険度判定を実施して被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止する。

(1) 判定士の派遣要請

① 危険度判定実施の決定

町長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。また、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地

を定める。

② 判定士派遣要請

町長は、被災の希望等により必要があると認めるときは、宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 応急危険度判定活動

① 判定作業

町長は、宅地危険度判定士の協力のもとに、危険度判定を実施し、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等の必要な措置を講ずる。

第5 罹災証明の交付

町は、住宅等の危険度判定が終了した被災者から順次罹災証明書を交付できるよう、罹災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な調査の実施に努めるものとする。

また、県は、市町村の災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、平時において、マニュアルの作成や研修会の開催など、必要な支援を行うものとする。

第 29 節 海上災害応急対策計画

○実施担当：総務部、県、消防本部、海上保安部

第 1 計画の方針

秋田海上保安部は、被害規模等の情報収集を行い、その情報に基づき所要の活動体制を確立し、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動、海上交通の安全確保等を進める。さらに、避難対策、救援物資の輸送活動等を行い、当面の危機的状況に対処した後は、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行っていくものとするが、これらの災害応急対策は、事案ごとに臨機応変、迅速かつ積極的に実施していく。

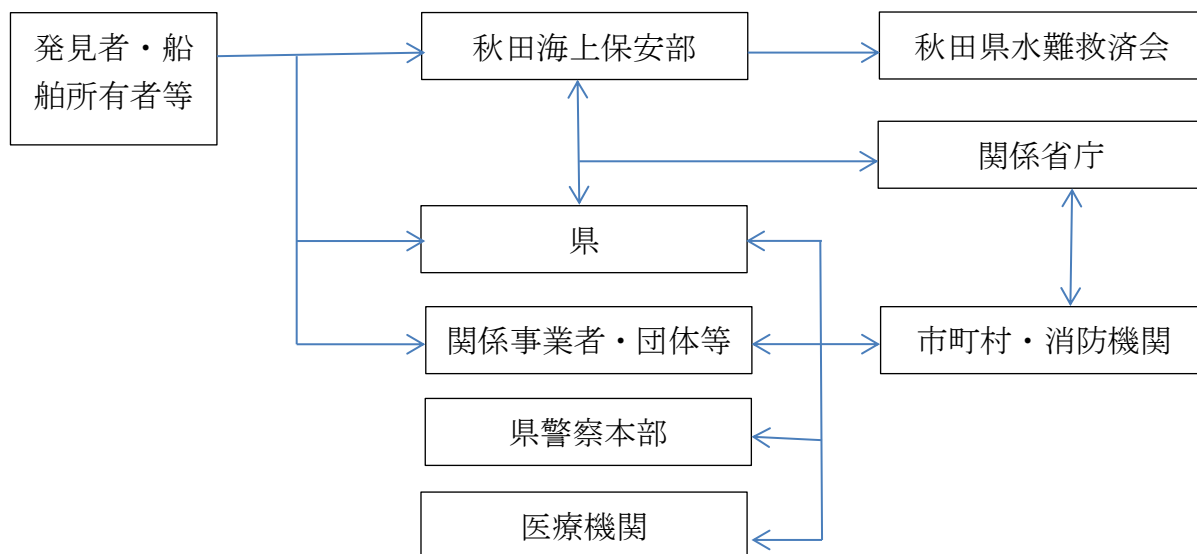
第 2 実施機関

海上災害の応急対策の実施にあたっては、秋田海上保安部が関係行政機関と緊密な連携を図る。

第 3 情報収集・伝達

- 1 秋田海上保安部長は、被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、県、市町村等関係機関と密接な情報交換を行う。
- 2 情報収集活動の実施にあたっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に有効であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示するものとし、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せ実施する。
なお、必要に応じ、ヘリコプター撮影画像伝送システムを用いた被害規模の調査を行う。
- 3 秋田海上保安部、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行い、必要に応じて情報を県、市町村等関係機関へ連絡する。また、非常本部等が設置されている場合は、必要な情報を非常本部等へ連絡する。

【海上災害情報・伝達経路】



第4 情報通信手段の確保

秋田海上保安部長は、災害応急対策の実施上必要な情報通信を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講ずる。

- 1 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 非常の場合の通信を確保するための通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
- 5 映像伝送システムを搭載した巡視船及び航空機を配備する。
- 6 関係機関との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第5 活動体制の確立

災害が発生したときは、秋田海上保安部長は、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立する。なお、対策本部を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した災害対応型巡視船の活用を図る。
- 2 非常本部等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関との協力体制を確保する。
- 3 災害応急対策の実施が長期化する場合に備え、動員された職員、船艇及び航空機等の食料、清水、医薬品、燃料等の補給体制を確保する。

- 4 警戒本部等の設置の方針が決定されたときは、別に定めるところにより、所要の措置を講ずる。

第6 船艇、航空機の出動、派遣等

災害が発生したときは、秋田海上保安部長は、被害の第一次情報や情報収集活動により得られた情報に基づき、所属（派遣勢力を含む）の船艇及び航空機を災害が発生している周辺海域に出動させ、職員を必要に応じて災害応急対策を実施する事務所に派遣する等必要な措置を講ずる。

第7 気象等に関する警報等の伝達

- 1 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業者に周知する。
- 2 航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。
- 3 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

第8 海難救助

1 秋田海上保安部

海難救助等を行うにあたっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講ずる。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

- (1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。
- (3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発、ガス中毒等の発生防止を図るとともに、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- (4) 救助・救急活動にあたっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発、ガス中毒、大規模地震に伴う余震、津波等による二次災害の防止を図る。

2 県、市町村等の関係機関

八峰町周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死者等が発生し、又は発生するおそれのある場合は、海上保安部と連携し、迅速かつ適切に応急対策を実施する。

(1) 秋田県

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、県は災害応急対策を円滑に実施するため、職員の動員や港湾施設の使用許可等の必要に応じた応急活動体制を整え、情報収集・捜索や関係機関との連絡調整等災害応急対策を実施する。

(2) 八峰町、消防機関

遭難船舶を認知したときは、海上保安部、県、警察等関係機関と連携し、捜索、救助、搬送等の救護活動を実施する。

(3) 県警察本部

関係機関と連携し、捜索、救助等の救護活動を実施する。

(4) 医療機関（県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社等）

秋田県災害医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する。

(5) 秋田県水難救済会

海上保安部等関係機関の実施する海難による人命、船舶等の救済に協力する。

第9 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 4 号）」に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

第10 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町村長にその旨を通知する。

第11 自発的支援の受入れ

海上保安部においては、非常本部等と協力し、ボランティア及び海外からの支援に対する受入れ体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティア及び海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施する。

なお、支援の受入れに際しては、パソコンネットワークによる情報提供及び情報収集についても配慮する。

第12 物資の収用、保管等

災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等は、次により行う。

- 1 災害応急対策の実施に特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第78条（指定行政機関の長等の収用等）の規定による処分を行う。
- 2 前項の処分は、真にやむを得ない場合に限り、かつ、公共の安全確保のために必要な最小限度においてのみ行われるべきであって、できるだけ行政指導により関係者の協力を得て、必要な物資の供給確保に努める。

第13 広報

災害発生後は、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保及び海上保安部の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、非常本部等及び関係機関等との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報の実施に努める。

なお、広報の実施にあたっては、無用な社会不安の防止及び民心の安定に十分配慮する。

- 1 災害に関する情報及び各種注意報・警報の発令状況等
- 2 第1から第12に掲げる災害応急対策の実施状況及び今後の予定

第14 自衛隊への災害派遣要請

海上保安庁長官又は管区海上保安本部長は、海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の災害派遣要請が必要である場合には、直ちに派遣要請を行うものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定したときは、直ちにその旨を連絡する。

第30節 危険物等の大量流出に関する防除対策計画

○実施機関：総務部、県、警察、消防本部、関係機関

第1 計画の方針

船舶、陸上施設等から海上又は河川に大量の油や危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処する。また、海上保安部、東北地方整備局、県、港湾管理者、漁港管理者、町、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求めることとする。

第2 海上排出油等防除措置

1 各機関の役割

(1) 秋田海上保安部

- ① 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- ② 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。
- ③ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。
- ④ 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。
- ⑤ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発、ガス中毒等の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- ⑥ 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。
- ⑦ 流出した物質の特性に応じた保護具を装着させる等、防除作業に従事する者の安全確保に努めるものとする。
- ⑧ 第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動及び自衛隊への災害派遣要請を上申する。

(2) 東北地方整備局

- ① 関係先への事故情報の伝達
- ② 直轄担当区域における状況調査、油等の防除
- ③ 備蓄資機材の提供

- (3) 秋田地方気象台
 - ① 関係先への油防除に関する気象、海象予報の伝達
- (4) 秋田県
 - ① 関係先への事故情報の伝達
 - ② 沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整
 - ③ 自衛隊への災害派遣要請
 - ④ ボランティア活動の受入れ及び支援活動
 - ⑤ 港湾区域内における状況調査、浮流油・漂着油の回収
- (5) 八峰町
 - ① 関係機関への事故情報の伝達
 - ② 関係機関に対し、災害対策基本法第 60 条に基づく避難の指示等の措置に関する助言
 - ③ 油防除活動に関する関係機関との調整
 - ④ 協定等に基づく他の自治体への援助要請
 - ⑤ 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
- (6) 消防機関
 - ① 関係先への事故情報の伝達
 - ② 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
 - ③ 備蓄資機材の提供
 - ④ 沿岸住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供
 - ⑤ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下、「海防法」という。）第 42 条の 9 に基づく消防機関の長の権限行使
 - ⑥ 救助・救急活動
 - ⑦ 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請
- (7) 警察
 - ① 関係先への事故情報の伝達
 - ② 沿岸地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備
 - ③ 沿岸住民に対する避難等の措置
 - ④ 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項
- (8) 秋田県漁業協同組合
 - ① 油を発見した場合の関係機関に対する情報提供
 - ② 沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動
 - ③ 漁業施設等に関する自衛措置
 - ④ 流出油防除活動に関する関係漁協との調整
- (9) 事業所等
 - ① 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
 - ② 管理する施設等に関する自衛措置
 - ③ 防除活動等の実施
- (10) 秋田県沿岸排出油等防除協議会

① 秋田県沿岸排出油等防除協議会は、海防法第 43 条の 6 第 1 項の規定に基づく協議会で、秋田県沿岸海域及び隣接する沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質が流出した場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。

② 総合調整本部

会長は、大量の油や危険物が流出した場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

2 指定海上防災機関

指定海上防災機関は、海防法に基づき、海上災害の発生及び拡大防止のための措置を実施する業務を行うとともに、この措置のために必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上災害のための措置に関する訓練等の業務を実施する。

海上保安庁長官は、法律の定めるところにより指定海上防災機関に対して防除のための措置の実施を指示することができる。

第 3 河川流出油等防除措置

河川に大量の油や危険物が流出した場合は、河川から海上への流入を含め、本節第 2 の各機関の役割を参考に、的確な防除措置の実施を図る。

第 4 放射線に関する健康相談

町は管内の保健所と連携し、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対して、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射線物質による表面汚染の検査を実施する。

第 31 節 災害救助法の適用計画

○実施担当：総務部、県

第 1 計画の方針

災害により、町内の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害救助法が適用された場合は、町民の生命・身体・財産を保護するため、秋田県災害救助法施行細則に則って速やかに対策を実施する。

第 2 適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は災害救助法施行令第 1 条に定めるところによる。本町においては、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたときに、その適用が指定され、実施される。

(1) 適用の基準

- ① 町における全壊、全焼、流出等による住家の滅失した世帯数が 40 世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号)
- ② 県全体の滅失世帯が 1,500 世帯以上に達した場合で、町の住家の滅失世帯が 20 世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号)

八峰町 (H27 国調人口)	市町村人口規模	住家の滅失世帯数	
		上記①の適用基準	上記②の適用基準
7,309 人	5 千～1 万 5 千人	40 以上	20 以上

- ③ 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が 7,000 世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町内で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

ア 特別の事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

- ・ 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、特殊の補給方を必要とする場合
- ・ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であること。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合

- ・ 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため、多数の住民が避難

の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

- ・ 大地震の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合
 - ・ 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合等
- イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合
- ・ 交通路の途絶のため、多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - ・ 火山噴火又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - ・ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合等

第3 被害の認定基準

1 住家の滅失等の認定

「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日社施第99号厚生省社会局長通知)」による。

2 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたり、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

第4 災害救助法の適用手続

1 災害救助法による救助は、本町における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、災害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

2 知事は、町長からの報告又は災害救助法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、町長及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣〔内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)〕に情報提供する。

3 知事は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するものとする。

4 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

- 1 災害救助法による救助の種類は次のとおりである。
- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 被災者の救出
 - (6) 被災した宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 死体の搜索及び処理
 - (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去

2 災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行う。ただし、災害の状況により必要があるときは、法令の定めるところにより、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することとなる。

避難所の設置、運営、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品等の給与等、県において実施することが困難と認められるものについて、町は、あらかじめ救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておくものとする。

第6 救助の実施状況の記録及び報告

町は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県総務部総合防災課に報告する。

第7 救助の程度、方法、期間、実費弁償基準

災害救助法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）により定めており、次表のとおりである。

避難所の設置	
対 象	災害により現に被害を受け又は被害を受けるおそれのある者を収容する。
費用の限度額	1 基本額 1人 1日当たり 320円 2 加算額 冬季 … 別に定める額を加算する 高齢者等の要配慮者等をに供与する「福祉避難所」を設置した場

	合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上。

応急仮設住宅の供与	
対 象	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの
費用の限度額	1 規格 … 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準 2 限度額 … 1戸当たり266万円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)
期 間	災害発生の日から20日以内着工
備 考	1 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)、266万円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数名以上入居させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

炊き出し、その他による食品の供与	
対 象	1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者
費用の限度額	1人1日当たり1,110円以内
期 間	災害発生の日から7日以内
備 考	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)

飲料水の供給	
対 象	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から7日以内

備考	輸送費、人件費は別途計上
----	--------------

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与																																							
対象	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者																																						
費用の限度額	1 夏季 … 4月から9月まで 冬季 … 10月から3月まで の季別は、災害発生の日をもって決定する。																																						
	2 下記金額の範囲内 単位：円																																						
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人 以上の 加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊・全焼 又は流失</td> <td>夏</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>53,000</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>55,100</td> <td>64,300</td> <td>80,900</td> <td>11,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊・半焼 又は床上浸 水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 以上の 加算額	全壊・全焼 又は流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800	冬	30,400	39,500	55,100	64,300	80,900	11,100	半壊・半焼 又は床上浸 水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
	区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 以上の 加算額																															
	全壊・全焼 又は流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800																															
冬		30,400	39,500	55,100	64,300	80,900	11,100																																
半壊・半焼 又は床上浸 水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600																																
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500																																
(適用日：平成28年4月1日)																																							
期間	災害発生の日から10日以内																																						
備考	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る																																						

医療	
対象	医療の途を失った者（応急的処置）
費用の限度額	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内
期間	災害発生の日から14日以内
備考	患者等の移送費は、別途計上

助産	
対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失ったもの（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）

費用の限度額	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額
期 間	分娩した日から 7 日以内
備 考	妊婦等の移送費は、別途計上

被災者の救出	
対 象	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	災害発生の日から 3 日以内
備 考	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上

被災した住宅の応急修理	
対 象	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住居が半壊した者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり、57 万 6 千円以内
期 間	災害発生の日から 1 か月以内
備 考	

学用品の供与	
対 象	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）及び高等学校生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）
費用の限度額	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 ・小学校児童 … 1 人当たり 4,300 円以内 ・中学校生徒 … 1 人当たり 4,600 円以内 ・高等学校等生徒 … 1 人当たり 5,000 円以内

期 間	災害発生の日から 1 教科書 1 か月以内 2 文房具及び通学用品 15 日以内
備 考	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合個々の実情に応じて支給する

埋 葬	
対 象	災害時に死亡し、埋葬が困難なもの
費用の限度額	1 体当たり ・大人（12 歳以上） … 210,400 円以内 ・小人（12 歳未満） … 168,300 円以内
期 間	災害発生の日から 10 日以内
備 考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる

(適用日：平成 28 年 4 月 1 日)

障害物の除去	
対 象	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者
費用の限度額	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上、購入費等 1 世帯当たり、134,800 円以内
期 間	災害発生の日から 10 日以内
備 考	

死体の捜索及び処理	
対 象	死体の捜索 行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者 死体の処理 災害の際死亡した者
費用の限度額	死体の捜索 当該地域における通常の実費 死体の処理 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1 体当たり、3,400 円以内 2 死体の一時保存 (1) 既存の建物を利用する場合………借上げに要する通常の実

	費 (2) 既存の建物を利用できない場合…1体当たり、5,300円以内
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	

輸送費及び賃金職員等雇上費	
対 象	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理区分
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期 間	救助の実施が認められる期間以内
備 考	

実費弁償費		
対 象	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 1人1日当たり	
	1 医師及び歯科医師	21,700円以内
	2 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,000円以内
	3 保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,300円以内
	4 救急救命士	13,600円以内
	5 土木技術及び建築技術者	16,700円以内
	6 大工	24,400円以内
	7 左官	22,600円以内
	8 とび職	20,400円以内
費用の限度額	表のとおり	
期 間	救助の実施が認められる期間以内	
備 考	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額	

※ この基準により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣と協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定める。

第3編 地震災害対策

第1章 総則

第1節 地震防災の基本方針

第1 基本方針

平成7年の阪神・淡路大震災及び平成16年の新潟県中越地震などの過去の災害を教訓に、これまで国及び県の災害関係法令の改正、防災関連計画の修正などが行われてきた。しかし、平成23年の東日本大震災では、今まで想定していなかった巨大な津波が襲来し、海岸堤防の破壊、建物の倒壊、多くの人命が奪われるなど、多方面にわたり甚大な被害をもたらした。このため、本計画は、国、県及び防災関係機関の法令改正、計画の見直し及び災害想定調査等の結果を踏まえ、地震・津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、大規模地震災害で被害を受けたとしても町民の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸とした、ハード・ソフトの施策を組み合わせた総合的な地震災害対策を推進する。

第2節 計画の目的と性格

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づく「八峰町地域防災計画」で、「地震災害対策編」として八峰町防災会議が策定する計画であり、本町における地震防災対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項及びこれらの関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関はこの計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

第2 計画の性格

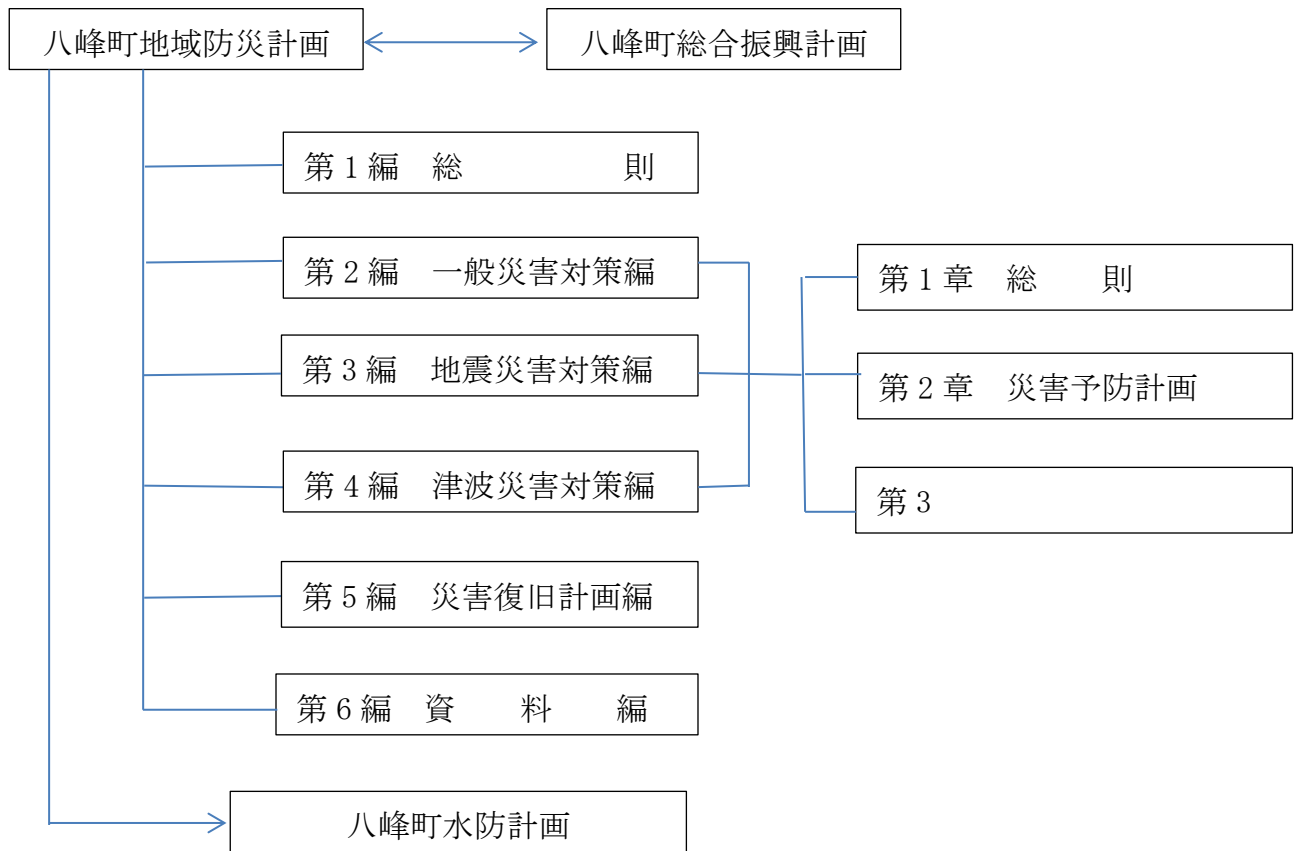
本計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、本町の地域における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下、「防災関係機関」という。）及び町民・民間事業所等の自助・共助に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第3 地震災害対策編の内容

地震災害については、地震の発生による地盤の変動及びそれに伴う津波の発生等により、様々な災害の発生が想定され、誘引された災害については、第2編の一般災害対策編の各節に基づいて対処し、地震災害対策においては、特有な施策内容の部分のみとする。

本編「地震災害対策」は、以下の各章で構成する。

なお、実施責任者と防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱については、一般災害対策編を準用する。



第3節 八峰町の地震災害と周辺の活断層

第1 八峰町の地盤

1 地盤

八森地区に分布する地層は、そのほとんどが新第三紀（およそ 2,400 万年～200 万年前）に形成され、その基盤は中生代、白亜紀に形成された花崗閃緑岩からなる。

県境から真瀬川右岸にかけての地下浅所に本岩体が延びてきており、基盤岩上には岩館層とよばれる地層が堆積している。安山岩をはじめ、凝灰角礫岩、火山角礫岩、凝灰岩などが主体となった地層からなり、この時代には火山活動が激しかったことが想定され、火山活動が終始したころから、真瀬川層が堆積し始めた。

本地層の主体は、黒色硬質泥岩で構成されているが地域ごとの差異が著しく、特に、泥岩を堆積させた堆積盆の外縁付近では、石英安山岩類を噴出させた火山活動が起きている。ついで玄武岩類を噴出させる火山活動も起きた。

これら二つの時代に形成された地層が八森地区のほとんど全域に分布している。

峰浜地区の地層は、新第三紀中新世（2,600 万年～700 万年前）の火山噴出物からなるグリーンタフという岩層の上に女川層、船川層、天徳寺層、笹岡層とよばれる地層が重なり、さらにその上を段丘堆積、沖積層が覆って形成されている。グリーンタフの上を覆っているこれらの層は、2,600 万年から 1 万年前にかけて形成された海成層である。

海成層とは、堆積岩の中で海底に沈積した地層のことで、堆積岩中その分布も広く、また厚い層となっている。この地層は、一般に積み重なっている岩石の配列が発達し、多量の海生生物の遺骸を含んでいるのが一つの特徴である。

女川層が堆積し始めた新第三紀中新世の初期（2,400 万年前）は、火山活動が活発で、女川層は深い海底に堆積した。この時期、安山岩溶岩や同質火砕岩の噴出があり、約 1,000 万年前の中新世中期に玄武岩が噴出された。続いて船川層下部が堆積し始めたこの時期、すなわち中新世の中期に隆起が始まったとされ、船川層はそれほど厚くは堆積しなかった。天徳寺層、笹岡層が堆積した後、つまり 1 万年前、地殻活動が活発となり、再び隆起が始まって峰浜地区周辺が陸地となり、段丘や沖積地の堆積が進んだ。

第2 秋田県の活断層

1 活断層の定義

活断層とは、一般に地質年代の区切りである第四紀（約 200 万年前～現在まで）において繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のことをいう。

2 地震断層

地震により地表に現れた断層を地震断層といい、例えば野島断層（平成 7 年兵庫県南部地震）、根尾谷断層（1891 年濃尾地震）が代表格であり、本県では 1896 年の陸羽

地震により地表に現れた千屋断層（旧千畑町）が陸羽地震の活動記録として保存されている。

なお、断層が地表に現れる地震の規模は、おおむね M7 以上とされている。

3 活断層の確実度・活動度

活断層の確実度とは、空中写真判読等から活断層の存在を特定するための指標で、確実性の高い順にⅠからⅢまでの3階級に分類される。

また、活断層の活動度とは、活断層における過去の活動程度を分類したもので、千年当たりの変位量（平均変位量）によって、変位量の大きい順にA級からC級までの3階級で分類され、断層活動による地震の規模は変位量に比例し大きくなる。

例えば、1 万年前に形成された地層が断層を境に 20m ずれていた場合、この場合の平均変位速度は1 千年あたり 2m となり、活動度はA 級となる。

しかし、確実度については、活断層を特定するまでの暫定的な分類であり、将来において調査・研究が進むことにより、「活断層であるもの」又は「活断層でないもの」に2 分類され、活断層の正確な数が把握されることになる。

【確実度の分類表】

確実度Ⅰ	活断層であることが確実なもの。 活断層の位置、変位の向きがともに明確であるもの。
確実度Ⅱ	活断層であると推定されるもの。 断層の位置、変位の向きも推定できるが、確実度Ⅰと判定できる決定的な資料に欠けるもの。
確実度Ⅲ	活断層の可能性があるが、変位の向きが不明確であったり、他の要因、例えば、川や海の侵食による崖、あるいは断層に伴う侵食作用によってリニアメントが形成された疑いが残るもの。

【活動度の分類表】

活動度 A 級	平均変位速度：1m 以上 10m 未満／千年
活動度 B 級	平均変位速度：0.1m 以上 1m 未満／千年
活動度 C 級	平均変位速度：0.01m 以上 0.1m 未満／千年

4 活断層による地震

活断層は、陸域と海域にあり、海域の活断層で M7 クラスを超える地震が発生した場合は、津波が発生する。

また、陸域の活断層による地震（内陸直下型地震）は、ほとんどが深さ約 20km 以浅を震源とするため、比較的規模が小さい地震でも被害が大きくなる場合がある。

5 県内の活断層

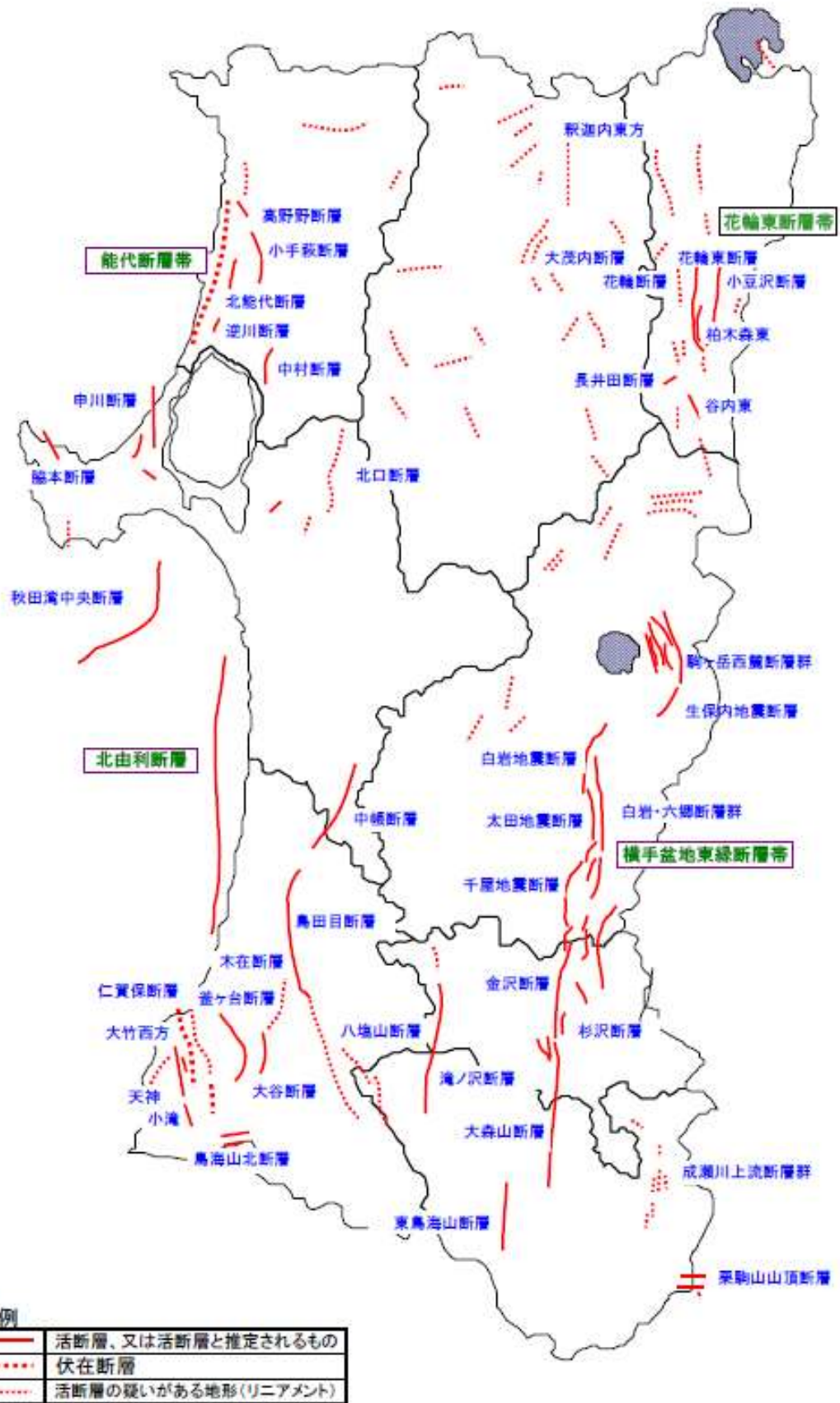
県内には、約 43 の活断層があるといわれており、これらの活動性については未だ多くが解明されていない。このうちの主な活断層は、次表のとおりである。

【県内の主要活断層一覧】

地域名	断層名	確実度	活動度	長さ(km)
花輪盆地	小豆沢断層	I・II	B	11.0
	花輪東断層	I	B	3.3
	花輪断層	III	不明	5.0
能代平野	高野野断層	I	B	1.5
	小手萩断層	I	B	6.0
	北能代断層	III	B	4.2
	能代断層	I	A~B	22.0
大館盆地	釈迦池東方断層	III	不明	5.5
	大茂内断層	III	不明	4.0
五城目町~潟上市	北口断層	II	不明	8.5
男鹿半島	申川断層	I	B	5.5
	湯本断層	I	B	2.0
秋田市~由利本荘市	北由利断層	I	A	30.0
鳥海山	八塩山断層	III	不明	10.0
	鳥田目断層	III	不明	31.0
	大竹西方断層	II	A~B	5.0
仙北市 美郷町 横手市 湯沢市	横手盆地東縁断層帯 (駒ヶ岳西麓断層群)	I・II	B	11.0
	(白岩六郷断層群)	I・II・III	A~B	28.0
	(金沢断層)	I	B	9.0
	(杉沢断層)	I	不明	3.0
	(大森山断層)	II	不明	24.0

(1991 新編「日本の活断層」)

【秋田県の活断層図】



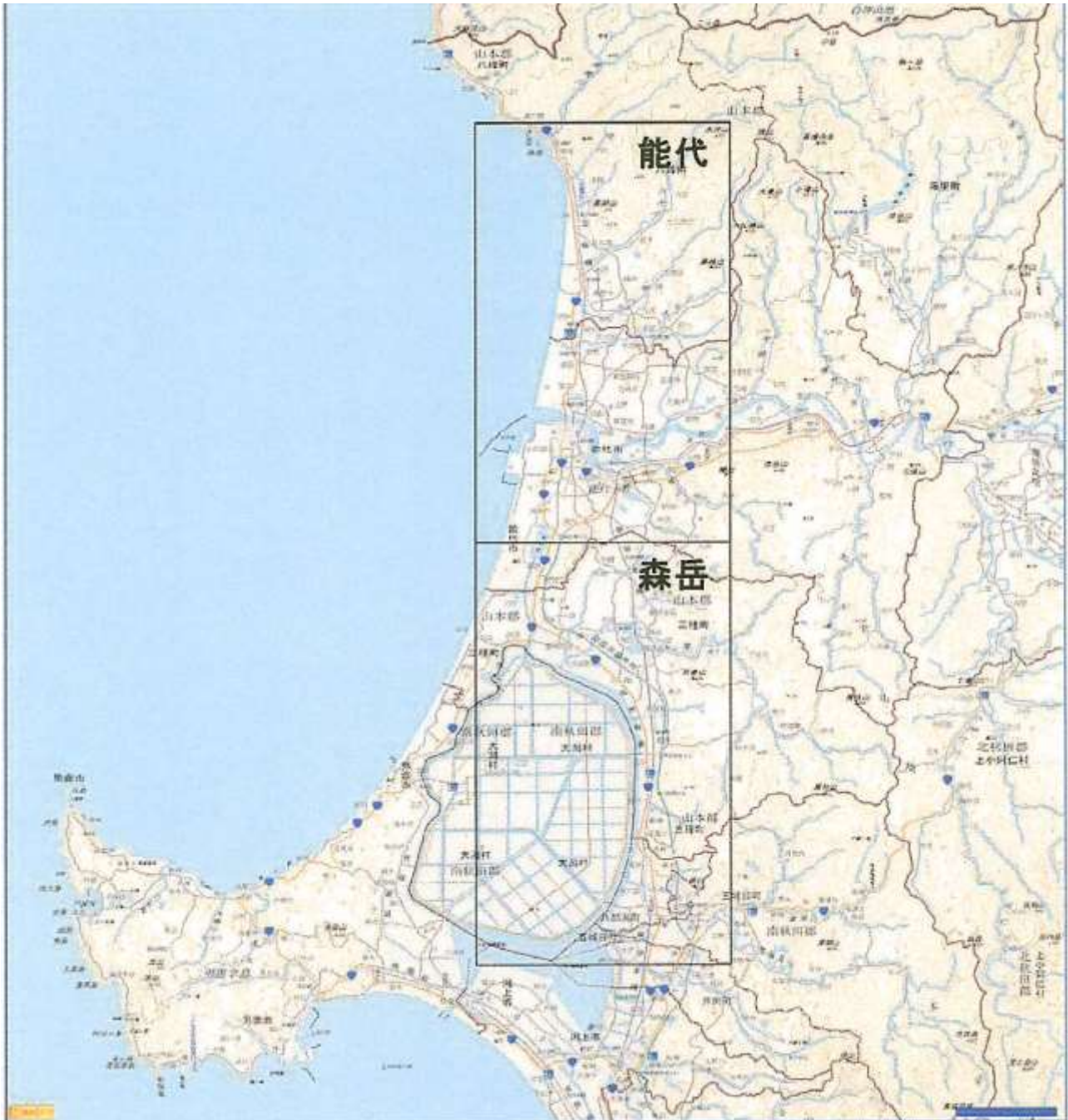
(1991 新編「日本の活断層」)

第3 「1：25,000 都市圏活断層図」 能代断層帯とその周辺「能代」「森岳」解説書

(1) 能代断層帯とその解説書 (引用文献)

宮内崇裕 (2012) : 1 : 25,000 都市圏活断層図能代断層帯とその周辺「能代」「森岳」解説書、国土地理院技術資料D I - N o . 604, 16 p .

能代断層帯調査図郭



(2) 「1：25,000 都市圏活断層図」の作成の経緯等

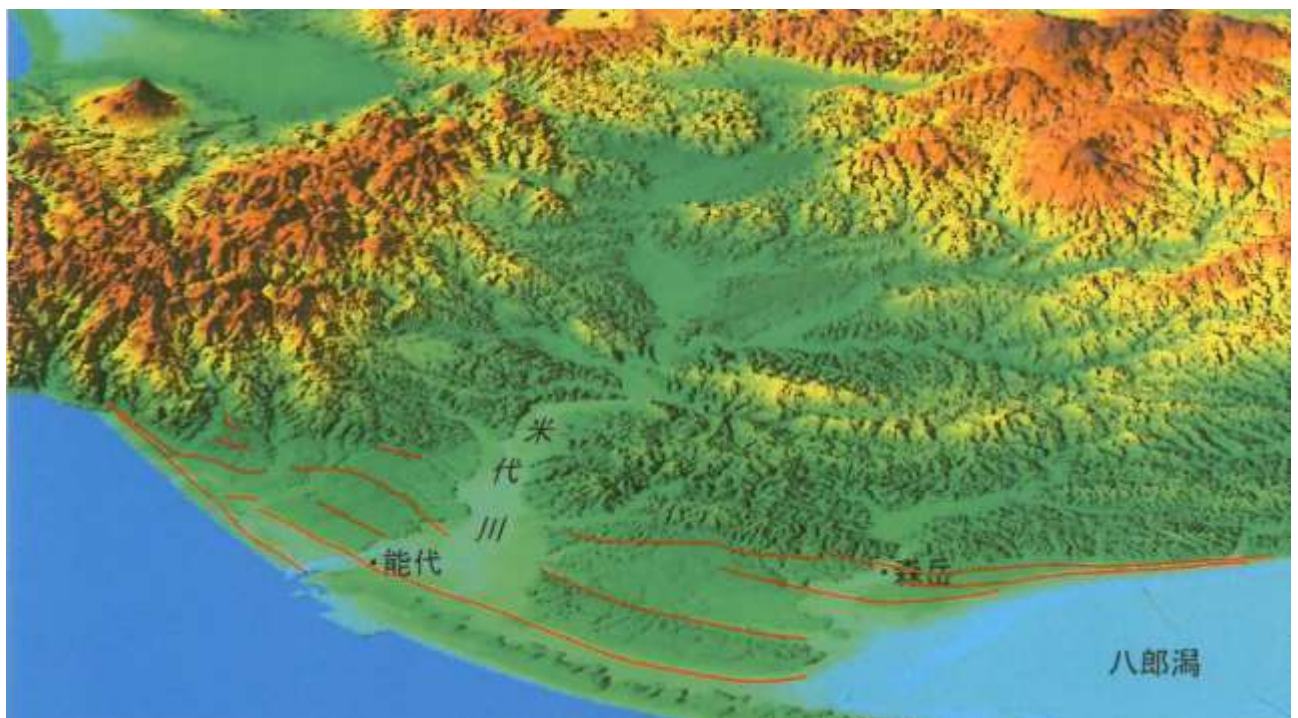
平成7年(1995年)1月17日に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)を契機に、活断層に関する詳細な位置情報の整備及び公開の必要性が高まってきた。

国土地理院では、これに 대응するため、地震が発生した場合に甚大な被害が予想される都市域及びその周辺を対象に「1:25,000 都市圏活断層図」を作成している。

本図では、「活断層」を最近数十万年間に約千年から数万年の間隔で繰り返し活動してきた跡が地形に表れているもので、今後も活動を繰り返すと考えられる断層としている。このうち、風雨による浸食、堆積や人工的な要因などにより改変されているため、活断層の位置を明確に図示できない区間は破線とし、活動の跡が土砂の下に埋もれてしまっている区間は点線で図示している。また、活断層の位置のほか、活断層に関連する段丘地形・沖積低地・地すべり地形などの第四紀後期（数十万年前から現在）に形成された主な地形も図示している。これにより、活断層周辺の地盤状況や、活断層の活動によって地すべりが再活動する可能性のある地域など防災に役立つ情報を読み取ることができる。

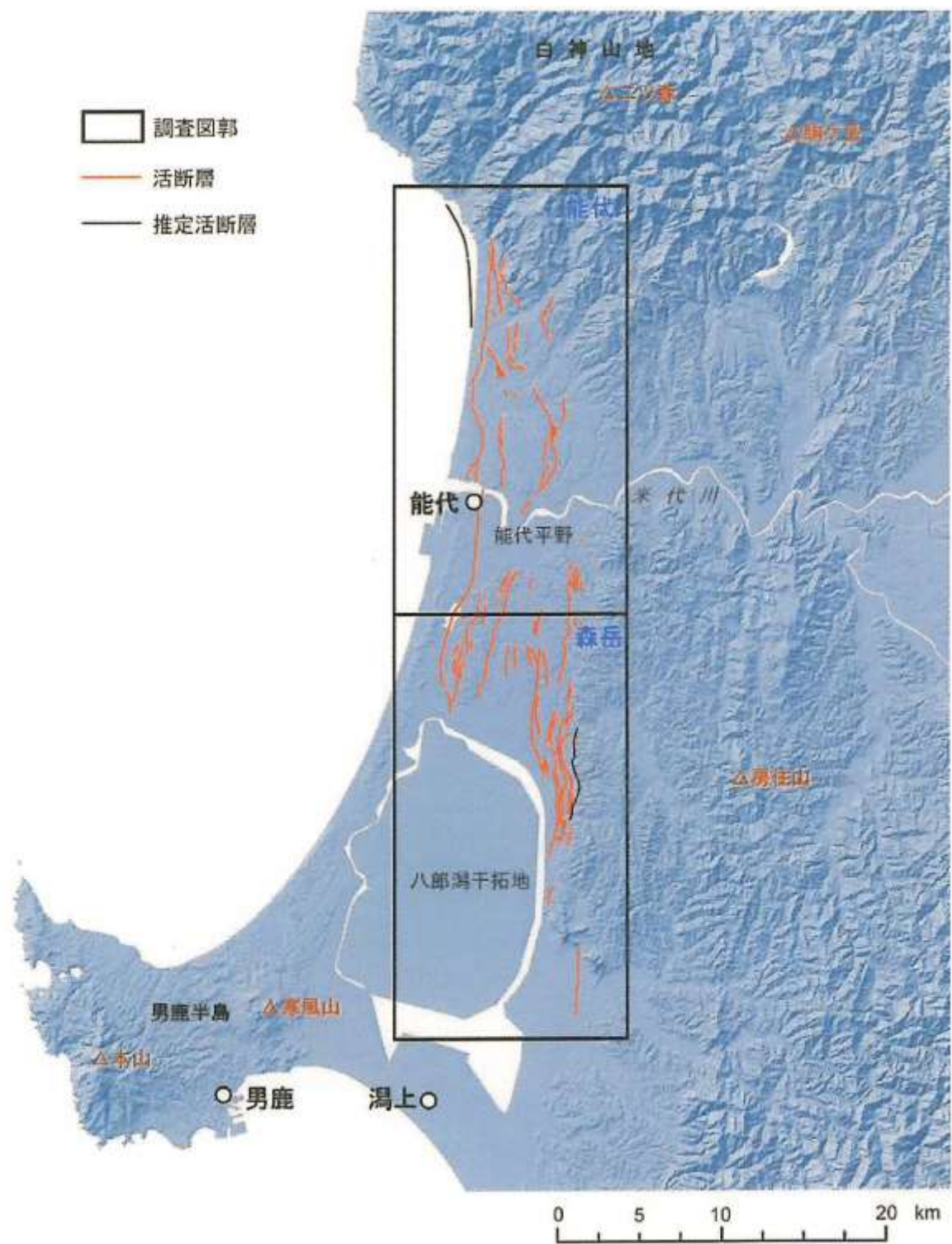
本調査は、各機関の活断層研究者で構成する全国活断層帯情報整備検討委員会において、主に空中写真を用いた地形判読により活断層を抽出し、併せて既存の各種調査結果も参考にして、詳細な位置を 1:25,000 地形図上にまとめたものである。

能代平野の鳥瞰図と主な活断層（赤線）



鳥瞰図は数値地図 50mメッシュ（標高）を用いて作成、岡田篤正教授（立命館大学）

能代断層帯とその周辺の地形陰影図



基盤地図情報の10mDEMから作成

(3) 能代断層帯周辺の地形・地質・テクトニクス（岩石圏の動き）の概要

東北地方北部の地形は、大局的には南北性の山脈・盆地（平野）の配列を示す。東より奥羽山脈、内陸盆地群（花輪盆地、大館盆地、鷹巣盆地）、出羽丘陵、海岸平野（能代平野、八郎潟）の地形単元が幅 10～20km の列をなすように分布している。特に、日本海側（背弧側）には、標高 100～200m に揃う出羽丘陵の新第三紀・第四紀堆積岩の褶曲構造に対応するようにさらに短波長の地形構造が見られる。これらの新期堆積岩は、日本海拡大期（2000 万年～1400 万年前頃）において、東北日本弧リフト系（日本海の拡大期で東北日本弧が東西に伸長し正断層運動によって地溝が多くできた時代）の発達に伴ってできた積成盆地に堆積した、厚さ数 km にも及ぶものである。

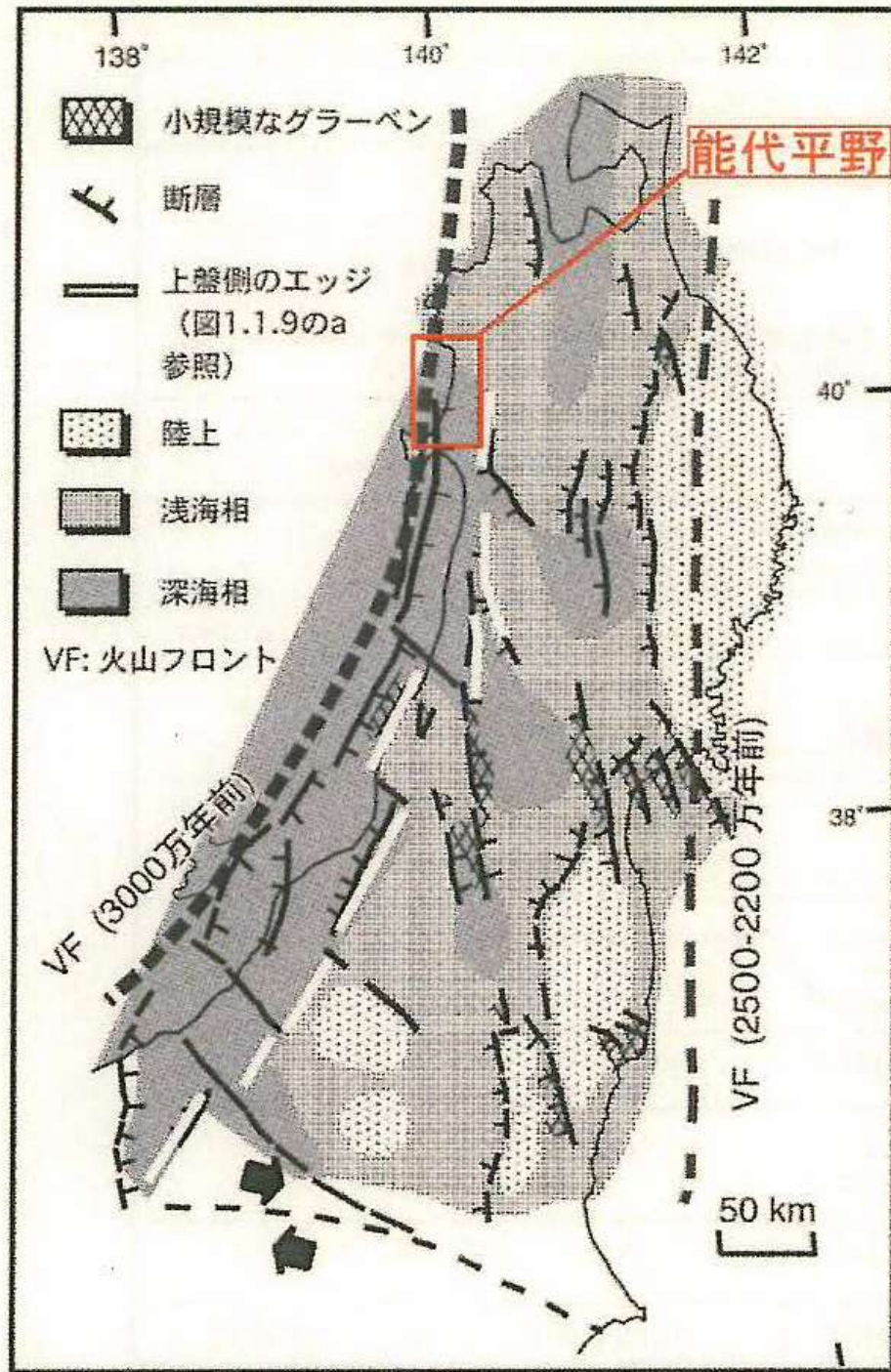
能代平野付近は、この頃はまだ深海部の積成盆地にあり、正断層運動によって沈降を続けていた。中期中新世の頃になると、日本海の拡大は終焉を迎えるとともに積成盆地は埋設によって浅海化した。後期中新世には奥羽山脈が隆起に転じ、陸域が広範囲に広がるようになった。鮮新世（400 万年前頃）になると、東北日本弧全体が東西水平方向からの圧縮場に転じ、背弧側の厚い新第三紀堆積物は逆断層の成長に伴う断層関連褶曲変形を受け、地殻の短縮とともに急速に隆起を開始した。出羽丘陵の新生代の地層に残された短波長褶曲は、この変形システムによって形成されてきた断層関連褶曲であり、同時に地殻短縮の結果、丘陵の高度まで隆起したことになる。このような短縮変形は、それまでの伸張変形とは正反対の変動であり、正断層を再活用して逆断層として活動していることから反転テクトニクスと呼ばれている。このようなテクトニクスの大きな転換に伴い、それまで沈降域で積成盆地は逆断層運動によって隆起に転じ、陸域となった。東北日本弧の日本海側海岸線付近には、能代衝上断層群、北由利衝上断層群、酒田衝上断層群と呼ばれる大規模な逆断層システムが地質学的に知られているが、これらは反転テクトニクスによって生まれたものと考えられている。能代平野が陸域となったのは、基本的には東傾斜の能代衝上断層群上盤側が逆断層とともに隆起してきたことによる。変動地形として認定されている能代断層帯は、広義には上記の能代衝上断層群が逆断層システムとして成長することに伴い、地表の変形を生み出してきたことによるものと理解される。

能代平野は、北を白神山地に、東を出羽丘陵に画される台地型海岸平野である。構造的には能代平野に連続する八郎潟は沖積低地の様相となり、地形的特徴が平野の北部と南部では大きく違う。能代平野の約 7 割は更新世中後期の海成段丘・河成段丘群から構成され、氷河性海面変化と地殻の隆起の影響を受けて陸化してきたことが知られている。平野内縁部に分布する MIS（酸素同位体ステージ）7 期相当の開析扇状地面（大槻野面）を最高位・最古の地形面として、海側に向かい海成の畑谷 I 面（MIS5e-1）、畑谷 II 面（MIS5e-2）、畑谷 III 面（MIS-5c）、河成の水沢面（おそらく MIS2）、完新世段丘面・砂丘が分布している。特に、洞爺火山灰（Toya, 11.5 万年前）との層位関係から、火山灰編年学的に畑谷面群の更新世後期の位置づけがなされている MIS5e（12.5 万年前）に待避される畑谷 I 面の旧汀線高度から知らさ

れる平均的な隆起速度は最大0.5m/1千年である。

平野の主部を西流する米代川は、奥羽山脈から流れ出し南北性の地系列を横断する先行谷として発達している。西暦915年に十和田カルデラの大規模な噴火によって噴出した火砕流堆積物(毛馬内火砕流堆積物)が米代川沿いに広範囲に分布し、堆積面としてあるいは再堆積の段丘面として河床変動に大きな影響を与えたことが知られ、この噴火は八郎太郎伝説を生んだ現象としても知られている。

図1 日本海拡大期の東北日本弧の古地理図



(佐藤・池田、1999に加筆)

図2 東北日本弧北部の伸張（リフト期）と引き続いて起こった短縮（反転テクトニクス）の概念図

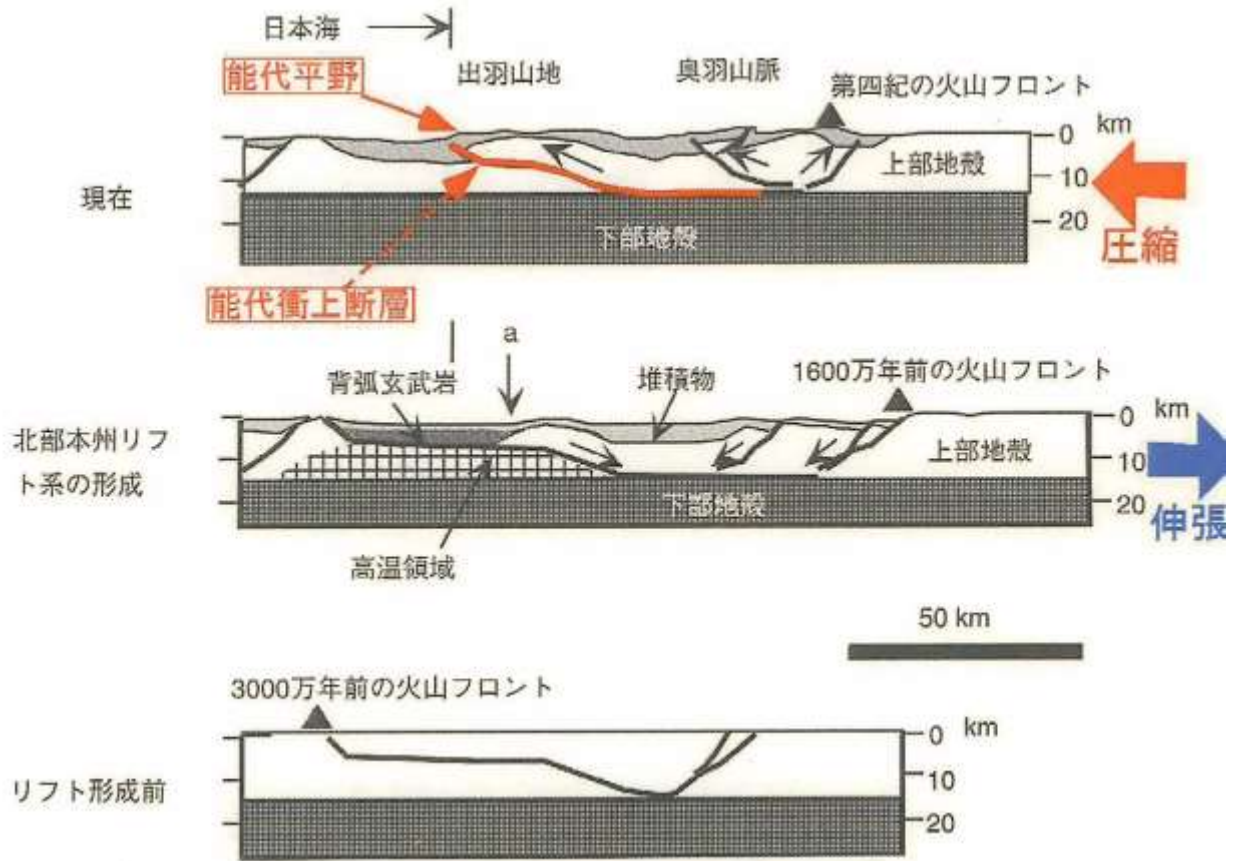
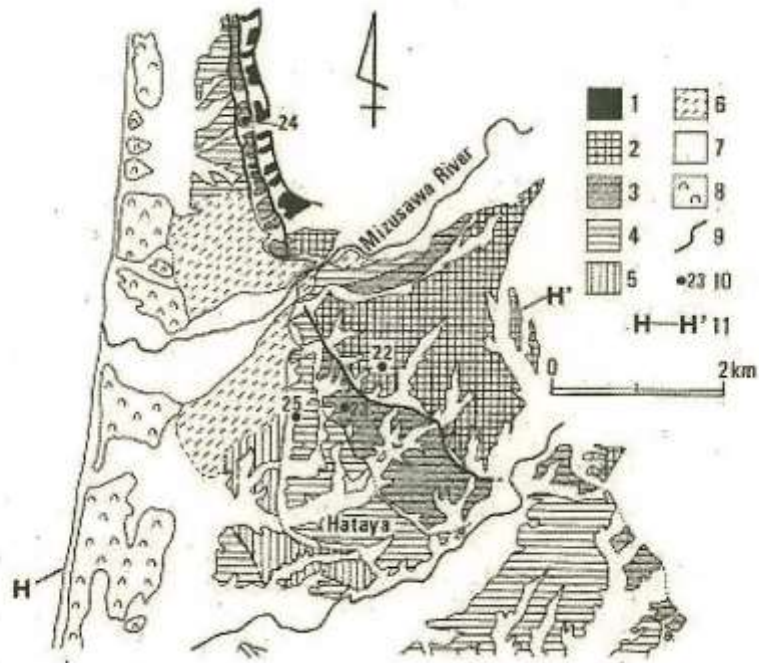
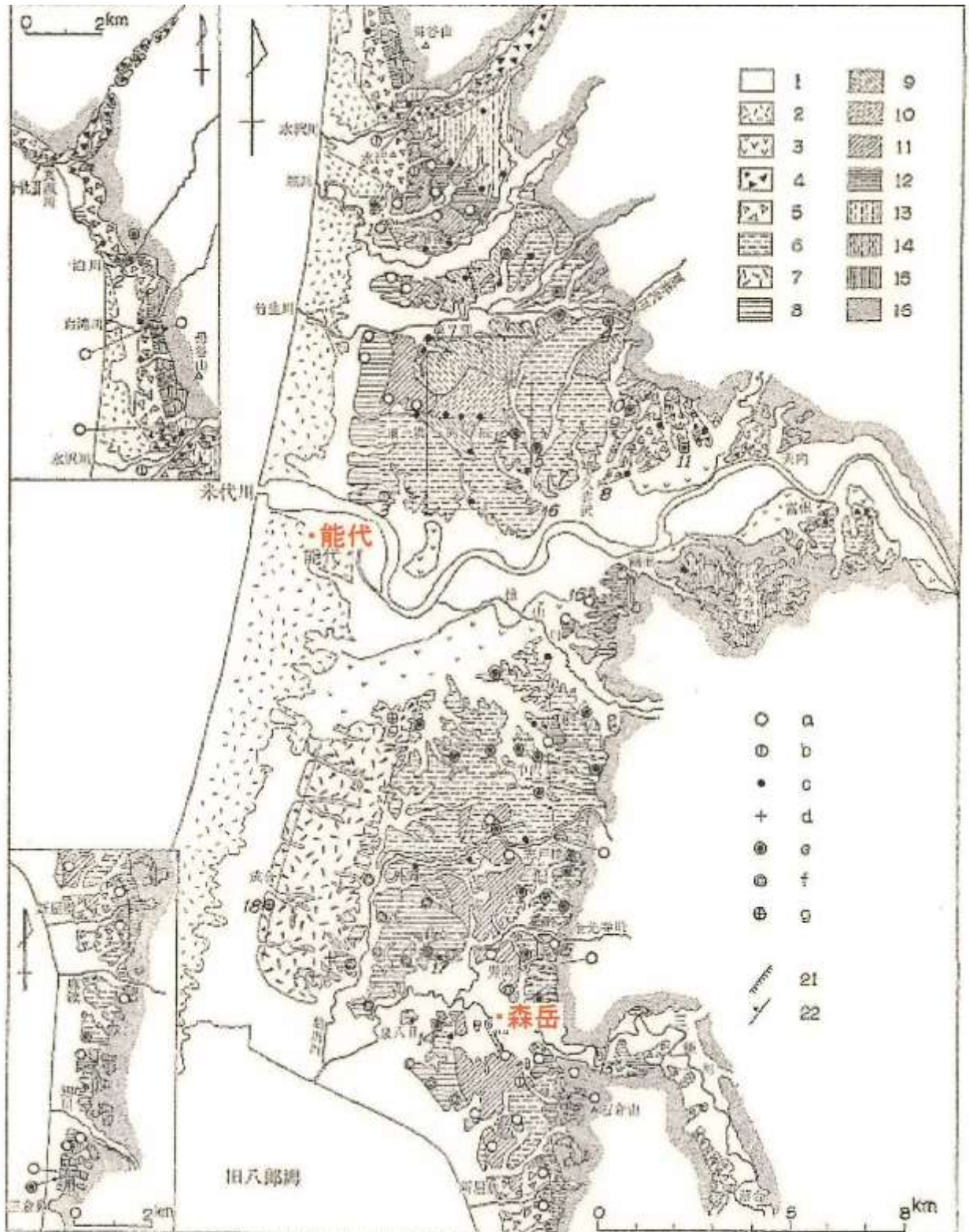


図3 能代平野北部の地形分類図



凡例 1:高位面, 2:大槻野面 (開析扇状地), 3:畑谷 I 面, 4:畑谷 II 面, 5:畑谷 III 面, 6:水沢面, 7:完新世低地, 8:砂丘, 9:旧汀線, 10:旧汀線高度

図4 能代平野の地形分類図



凡例 1:沖積低地, 2:完新世砂丘, 3:毛馬内面(915年十和田カルデラ起源の火砕流堆積物あるいは二次堆積物), 4~12:更新世後期海成段丘・河成段丘群, 13~16:更新世中期海成段丘・河成段丘群, 16:丘陵・山地

(4) 能代断層帯の概要

① 断層帯の位置・形状

能代断層帯は、秋田県山本郡八峰町横間を北端とし、南端は南秋田郡五城目町大川谷地中まで連続し、幅 8km にわたり出現する断層帯であり、長さは 50km、走向はほぼ南北、断層帯の東側（上盤）が相対的に隆起する逆断層である。断層帯は、長短合わせて 10 数条の断層から構成され、全体として撓曲や褶曲を短波長の波状変形を複雑に伴っている。その一部は、既存の活断層図などにも記載されていたが、今回の調査によって新たに発見された断層に加え大きく改訂されたものが多い。特に、北端部と中央部に多くの活断層が認定されている。これらの逆断層群の存在は、能代断層帯の上盤が水平短縮を起し短波長・短間隔で断層あるいは断層関連褶曲が発生していることを示している。なお、地震調査委員会は、能代断層帯の長さは約 22km として地震の長期評価を行っているが、今回の結果ではその 2 倍の長さがあり、特に、八郎潟東岸に見いだされた活断層や沖合の海底活断層については再評価を行う必要がある。

能代断層帯を構成する断層の中で、相対的に連続する主要な断層、あるいは短くても従来から呼称されていた断層には名称をつけた。北及び西から順に長さと共に記すと、八森（はちもり）断層 15.5km、畑谷（はたや）断層 8.5km、高野野（こうやの）断層 4km、大槻野（おおつきの）断層 3km、能代（のしろ）断層 20km、盤（いわお）断層 3.5km、小手萩（こてはぎ）断層 8.5km、久喜沢（くきさわ）断層 2.5km、鶉川（うかわ）断層 8.5km、横長根（よこながね）断層 7.5km、志戸橋（しどばし）断層 7.5km、鹿渡（かど）断層 9km、中村（なかむら）断層 9.5km、五城目（ごじょうめ）断層 4km である。最長となる八森断層や能代断層は、能代断層帯の最もフロント（西側）に位置し、能代平野の西縁を限る連続する最も大きな活構造と考えられる。両断層の西側には減傾斜する海成段丘面や大規模砂丘が認められることから、さらに西側（海域）に逆断層が存在する可能性がある。（北部の八森沖には、試錐資料なども参照して長さ 8km の推定活断層を記載した）

② 断層帯の活動性及び活動履歴

ボーリングや反射法地震探査に基づく第四紀後期段丘面や地層の上下変位量などから、平均変位速度はおよそ明らかにされている。秋田県（2001、2002）や藤本幸夫（2001）によれば、十和田八戸火砕流堆積物（To-H、約 15,000 年前）のは能代断層の撓曲によって 12~13m の上下変位をうけており、これから 0.8~0.9 m/1 千年の平均変位速度が求められる。海岸段丘の旧汀線高度、特に、12.5 万年前の畑谷 I 面相当の旧汀線高度（最大 60cm）を指標とすると、能代断層帯の上盤側の平均変位速度は 0.5m/1 千年となる。一方、断層を挟んでのボーリング資料によれば、上部七座凝灰岩部層の落差で 1800m、笹岡層基底で 750m となることから、より長い地質時間での上下平均変位速度は 0.7m/1 千年（上下成分）となる。その他の断層の変位速度についても、10 万年前後の断層面で 10~20m 前後の上下変位を持つ断層が殆どであるので、平均上下変位速度は、0.1m/1 千年程度であろう。断層帯全体として上下変位速度は、それらを合算してみると 1m/1

千年の桁となり、A級の活動性を持つと考えられる。

能代断層についてはブロードな撓曲変形構造を持つことから、トレンチ調査などによって直接活動履歴を検出することは難しい。このため、秋田県は、八郎潟北岸において能代断層を横断するように新期の段丘面の詳細な地形測量やボーリング・ジオスライサー調査によって撓曲変形の累積過程を分析した。その結果、完新世後期（6000年前）以降、少なくとも3回の地震活動が認められ、最新の活動は歴史記録のある1694年能代地震（推定規模M7.0）に対比された。能代断層（撓曲帯）の東側には1694年能代地震時に隆起（陸化）した八郎潟の湖成段丘面が存在し、高位の段丘ほど撓曲による上下変動が大きく、変位は累積的である。最低位の海成段丘が地震時の隆起量を示すとすると、一回の地震あたりの単位上下変位量は少なくとも2m程度となる。同時に実施された反射法地震探査記録においても、海成段丘の撓曲変位がピークになる付近において、時間断面で0.3秒より下位は断層構造であるのに対して、上位のG層、F層は断層関連褶曲として成長している様子がわかる。これらのことから能代断層は、第四紀後期においても継続的に活動を続けてきたことは明らかである。

一方、同じ断面の西縁には別の断層構造が存在し、能代断層との間のブロックを撓曲隆起させている。このブロックは前記したように砂丘を発達させる海岸低地に相当しており、沖合海底においても異なる断層が継続的に活動していることになる。

③ 断層帯の活動様式・断層モデル・将来の活動

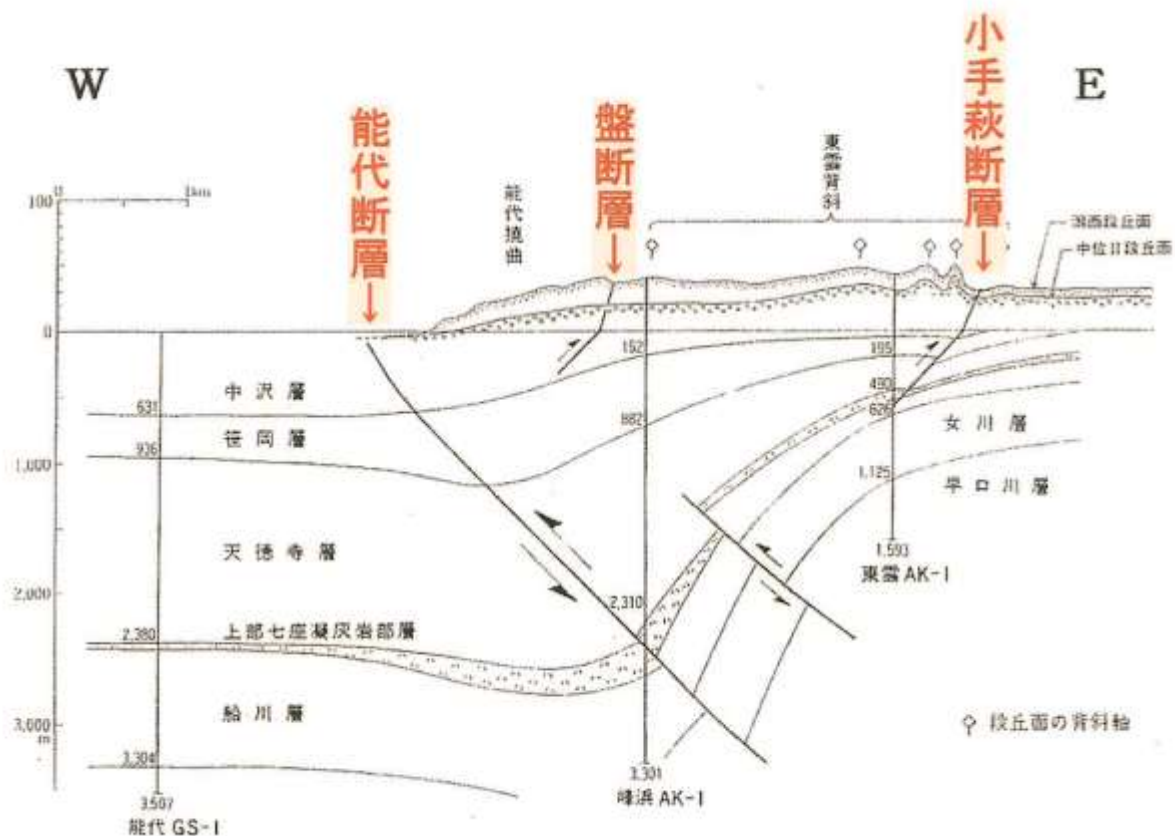
10数条の構成断層群の中で、活動履歴及び活動様式について情報が得られているのは能代断層だけである。1694年能代地震時に記録された断層での顕著な地変は、森岳図幅内の断層南端部にあたる八郎潟湖岸の隆起のみである。能代断層中部・北部、さらに構造的に連蔵する可能性のある八森断層、内陸部の短間隔逆断層群と一緒に活動したことを示す顕著な地変は知られていない。能代断層を一つの逆断層システムとしてみた場合、構成断層群はどのような関係にあるのか、正確な理解をするためには、平野を横断する浅層部から中深度までの物理探査による詳細な地下構造のイメージングが必要である。

類似の構造を持つ庄内平野東縁断層帯で構築された逆断層システムの成長過程を参照しながら、能代断層を主断層とした断層モデルをセットし、断層に傾斜とすべりを与えて地殻変動を計算してみると、平野の隆起を中心とする大局的な12万年前の垂直変動量およそ再現することができる。それ以外の併走する短間隔逆断層群は、主断層となる能代断層の副次的断層として派生したものなのか、独立した断層なのか、地下情報が欲しいところである。これは、個々の断層が主断層の活動を間接的に表現しているのか、あるいは独自に活動しているのかを評価するうえで重要な課題である。

能代断層帯の将来の活動についてみると、能代断層は1694年に活動したと考える場合、しばらくの間は活動し地震を起こす可能性は低い（地震調査委員会、2005）。しかし、主断層の一つとして考えられる北部の八森断層についての将来の

活動を評価するには活動履歴の情報がない。合せてそれらより内陸部に出現している長短様々の断層群や海域に推定された断層についても同様に活動履歴の情報が全くない状態である。主断層とそれ以外の断層群の連動性やセグメント問題など課題は山積している。今後の地震防災上の観点からも、平野下の地下構造探査のみならず地表近傍での地形地質調査によって個々の断層の活動履歴を明らかにし、次期直下型地震の発生予測に関する検討会を早急にする必要がある。

図5 能代平野北部の地形地質構造断面



(大沢ほか、1985 に加筆)

(5) 「能代」図幅の特徴

① 八森沖の推定活断層 (海底、8 k m)

図幅北西部の海成段丘 (畑谷 I 面) 面や完新世段丘が本来の西傾斜ではなく、減傾斜あるいは東への逆傾斜に伴うことから、沖合海底下に東傾斜の逆断層が推定される。この断層の運動に伴う断層上盤の弾性変形が起こると、変形隆起のピークの背後には緩やかな傾動が生じる。このような変形システムから要請される断層である。八森油田の褶曲構造にも対応しているので、基本的には断層関連褶曲と考えられる。

② 八森断層 (15.5 k m) : 新称

基本的に更新世段丘と完新世低地を分けるようにほぼ南北に伸びる東傾斜の

逆断層である。北部では断層上盤側に逆断層を伴う。南部では完新世低地を通り一部それを覆う海岸砂丘を変位させていることから、極新期の活動が推定される。

③ 畑谷断層 (8.5 km) : 新称

八森断層の東に併走するように更新世段丘面群を変位させながら伸びる東傾斜の逆断層である。南端の上畑谷付近では断層トレースが東に曲がるようになり、上盤側に傾動を伴う。

④ 高野野断層 (4 km)

従来から知られている逆向きの低断層崖であり、西傾斜の逆断層である。上盤側に傾動を伴う。

⑤ 大槻野断層 (3 km) : 新称

大槻野面 (開析扇状地で MIS7 相当) 上に出現した長さの小さい東傾斜の逆断層である。

⑥ 能代断層 (うち北部 14km)

八森断層同様に、本地域の主要活断層であり、断層関連褶曲として撓曲を出現させる東傾斜の逆断層である。能代市中心部の直下を通り、米代川より南ではほとんど伏在するが、更新世段丘面上に複数の分岐断層と思われる数条の撓曲・背斜・低断層崖を伴い短波長変位を起こしながら「森岳」図幅へと連続する。

⑦ 盤断層 (3.5km)

逆向きの低断層崖として認められる西傾斜の逆断層である。背斜状の高まりを伴うことなどからみて、能代断層と対になるバックスラストの可能性はある。

⑧ 小手萩断層 (8.5km)

平野中央部において、逆向き低断層崖・背斜状の高まりを顕著に伴う西向きの逆断層である。背斜状の高まりは地質学的には東雲背斜と一致する。南端は従来よりも米代川右岸の完新世河成段丘上にまで延び、撓曲や断層崖として新期の変形が認められる。

⑨ 久喜沢断層 (2.5km) : 新称

平野内縁部畑谷 I 面の旧汀線付近を撓曲変形させる東傾斜の逆断層である。南半部は背斜状の高まりとしての変位地形によって追跡することができ、米代川右岸の河成段丘面を変位させている。

⑩ 鶉川断層 (うち北部 3km) : 新称

更新世段丘面状に撓曲を伴う西傾斜の逆断層であり、「森岳」図幅へと連続する。構造的には北部の小手萩断層と連続する可能性がある。

⑪ 志戸橋断層 (うち北部 3km) : 新称

平野内縁に撓曲を伴いながら伸びる東向きの逆断層である。上盤側にバックスラストと理解される背斜及び数列の逆向き低断層崖を伴うことが特徴である。

(6) 「森岳」図幅の特徴

① 能代断層 (うち南部 6km)

「能代」図幅から南へ伏在断層として延びてきた本断層は、断層上盤側に数列の複雑な撓曲・逆向き断層崖・背斜をバックスラストの構造として成長させてい

る。南端は八郎潟湖岸の隆起海岸として完新世の活動を示唆している。

- ② 鵜川断層（うち南部 5.5km）：新称
能代断層同様に、「能代」図幅から南へ延び、撓曲・背斜を伴う西傾斜の逆断層である。南端は更新世段丘面上であり、八郎潟湖岸の完新世段丘には変位が認められない。
- ③ 横長根断層（7.5km）：新称
八郎潟東岸の更新世段丘面、一部完新世段丘面を変位させる東傾斜の逆断層である。一部背斜を伴う。
- ④ 志戸橋断層（うち南部 4.5km）：新称
「能代」図幅から南へ延び、平野内縁に沿って撓曲を連続的に伴う東傾斜の逆断層である。
- ⑤ 鹿渡断層（9km）：新称
八郎潟東岸の更新世段丘面、一部完新世段丘面を変位させる東傾斜の逆断層である。一列の連続的な背斜を伴うことが特徴である。
- ⑥ 中村断層（9.5km）
八郎潟東岸の更新世段丘の中で最も内縁を通る東傾斜の逆断層である。鹿渡断層同様に、上盤側一列の連続的な背斜とバックスラストを伴うことが特徴である。
- ⑦ 五城目断層（4km）：新称
中村断層から少し離れて出現するが、同走行の東傾斜の逆断層である。完新世段丘面を撓曲変形させている。

第4 秋田県の被害地震

秋田県で歴史文献等に記録されている被害地震は、次の表のとおりである。

この中で、明治以降では1896年（明治29年）の陸羽地震（死者205名、負傷者736名）、1914年（大正3年）の強首地震（別名を秋田仙北地震：死者94名、負傷者324名）、1983年（昭和58年）の日本海中部地震（死者83名、負傷者265名）により、多くの死傷者及び家屋の倒壊に見舞われている。

2011年（平成23年）の東北地方太平洋沖地震は、東北地方をはじめとする東日本の太平洋沿岸に甚大な被害をもたらしており、停電の長期化や燃料不足、物資不足、原発事故による放射性物質の拡散への対応など、多方面に影響を及ぼしている。

番号	発生年月日	震央		地震の規模 (M)	被害
		経度	緯度		
1	830年2月3日	140.1	39.8	7.0～7.5	天長地震 秋田城内家屋倒れる、圧死15、肢体折損100余名、地割れ多し
2	850年	139.7	39.0	7.0	出羽の国府の城柵傾斜し、圧死者多数
3	857年4月4日	140.6	40.3	7.0	大館地方の松峰山伝寿院の堂舎倒壊
4	1423年11月23日	140.1	39.2	6.7	羽後国、人畜死傷し、建物倒壊
番号	発生年月日	震央		地震の	被害

号		経度	緯度	規模 (M)	
5	1644年10月18日	140.0	39.4	6.5	久保田大地震 本荘城郭大破、死者あり、石沢村に被害、院内で地裂け、水湧く
6	1678年10月2日	142.5	39.0	7.5	久保田地震
7	1694年6月19日	140.1	40.2	7.0	富根、駒形、桧山等能代以南地方を中心として死者 394、倒潰・焼失家屋 2,132、能代のみにて死者 300 あり
8	1704年5月27日	140.0	40.4	7.0	能代を中心として以北の地方に大地震、能代のみにて死者 58、焼失家屋 759、潰家 435
9	1766年3月8日	140.5	40.7	7 1/4	弘前・青森方面大被害、秋田県の被害不明
10	1772年6月3日	141.9	38.35	6 3/4	沢内で山崩れ
11	1793年2月8日	139.95	40.85	6.9～ 7.1	鱒ヶ沢・深浦で被害大
12	1804年7月10日	139.95	39.05	7.0	象潟地震 象潟湖隆起 由利郡内のみにて死者 183、潰家 2,000、象潟のみにて潰家 423、死者 65
13	1810年9月25日	139.9	39.9	6.5	男鹿大地震 南秋田郡で死者 59、潰家 1,078、山本郡で潰家 51
14	1833年12月7日	139.25	38.9	7 1/2	佐渡・羽前地震で象潟～鼠ヶ関の海岸に被害、全体で死者 124、全半潰約 1,050、秋田県の被害少ない
15	1856年8月23日	142.5	41.0	7.5	八戸・青森で被害大
16	1894年10月22日	139.9	38.9	7.0	庄内地震 庄内平野を中心に被害 秋田県では本荘以南に被害
17	1896年8月31日	140.7	39.5	7.2	陸羽地震 県内にて死者 205、負傷者 736、潰住家 4,738、仙北郡のみにて死者 184、負傷者 603、全潰住家 3,295
18	1901年8月9日	142.5	40.5	7.2	小坂・毛馬内・花輪などに被害、小坂鉾山の煉瓦煙突折れる
19	1906年10月12日	140.5	40.0	5.6	阿仁合村で小被害

番号	発生年月日	震央		地震の規模 (M)	被害
		経度	緯度		
20	1914年3月15日	140.4	39.5	7.1	強首地震 強首村を中心に死者94、負傷者324、住家の全壊640
21	1914年3月28日	140.4	39.2	6.1	強首地震の余震 金沢西根村、藤木村で小災害
22	1939年5月1日	139.8	39.9	6.8	男鹿地震 男鹿半島を中心に死者28、負傷者127、住家の全壊565、半壊1,089、焼失9
23	1955年10月19日	140.2	40.3	5.9	二ツ井地震 二ツ井町、響村を中心に負傷者4、住家の半壊3、非住家の全壊1、半壊310などの被害
24	1957年3月1日	140.32	40.21	4.3	二ツ井付近で軽微な被害
25	1964年5月7日	138.7	40.4	6.9	男鹿市、琴浜村、八竜村、能代市などで住家の全壊3、半壊2、一部破損49、床上浸水1、床下浸水26
26	1964年6月16日	139.2	38.4	7.5	新潟地震 秋田市、男鹿市、本荘市などの沿岸部で死者5、負傷者30、住家の全壊13、半壊147、一部破損4,196
27	1964年12月11日	139.0	40.43	6.3	男鹿半島沖を震源、八郎潟干拓地の堤防20cm沈下、秋田市、能代市を中心に停電、電話不通などの被害
28	1968年5月16日	143.6	40.7	7.9	十勝沖地震 秋田県内は負傷者2、住家の半壊1、一部破損3などの被害
29	1970年10月16日	140.8	39.2	6.2	東成瀬村や山内村を中心に負傷者4、住家の全壊19、半壊48、一部破損216、沈下3などの被害
30	1978年2月20日	142.2	38.75	6.7	宮城県を中心に小被害
31	1978年6月12日	142.2	38.2	7.4	宮城県沖地震 秋田県内では水道施設2、農地農業用施設19、土木関係3などの被害

番号	発生年月日	震央		地震の規模 (M)	被害
		経度	緯度		
32	1983年5月26日	139.1	40.4	7.7	日本海中部地震 死者83、負傷者265、住家全壊1,132、半壊2,632、一部破損2,875などの被害
33	1994年12月28日	143.7	40.4	7.6	三陸はるか沖地震 鹿角市で軽傷1、大館市で非住家被害2などの被害
34	1996年8月11日	140.63	38.91	6.1	雄勝町で住家の一部破損9、農地及び農業施設3、国道の法面崩落・路肩陥没29などの被害
35	1999年2月26日	139.84	39.16	5.3	秋田県南部沿岸沖を震源 象潟町で住家の一部破損126などの被害
36	2003年5月26日	141.39	38.49	7.1	宮城県沖の地震 重傷4、軽傷4、住家一部破損2、ブロック塀倒壊2、農地被害など
37	2008年6月14日	140.53	39.02	7.2	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 行方不明者2、負傷者21、住家半壊1、一部損壊9、林産36、道路100などの被害
38	2008年7月24日	141.38	39.44	6.8	負傷者4、林産22などの被害
39	2011年3月11日	142.51	38.06	9.0	平成23年東北地方太平洋沖地震、負傷者7、住家一部破損4、非住家全半壊3、ブロック塀崩壊3、農業施設18、水産被害稚魚等約34万匹、長時間停電などの被害
40	2011年4月1日	140.21	40.15	5.0	秋田県内陸北部を震源、負傷者1、建物一部損壊2
41	2011年4月7日	141.55	38.1	7.2	宮城県沖を震源、負傷者4、建物一部破損1、農林水産被害など

秋田県地震対策基礎調査報告書(昭和56年度)、秋田県災害年表(平成3年度～)
発生年月日、震央、マグニチュードは、理科年表、気象庁震度データベースによる。

第5 日本海中部地震被害

本町の地震による被害は、昭和58年に起きたマグニチュード7.7の日本海中部地震による被害が甚大で、震度5を記録し、本町沿岸に津波が襲来し、死者15名、建物、商工業、農林水産、土木被害などその被害額は、49億3千万円にも及んだ。

1 日本海中部地震の概要

発生日時	昭和58年5月26日 11時59分57秒		
震源地	秋田・青森県境沖100km 深さ約14km 北緯40度22分 東経139度04分		
規模	マグニチュード7.7 震央から100～130kmの秋田、深浦で震度5の強震		
津波	第1波 12:15頃(岩館漁港) 12:26頃(水沢浜) 波の高さ 14m(水沢浜)		
被害の状況	旧八森町	旧峰浜村	
人的被害	死者10人 負傷者20人	死者5人 負傷者1人	
建物被害	住家	全壊16棟 半壊34棟 流失1棟 一部破損64棟 床上浸水48棟 床下浸水48棟 被災世帯 227世帯 被災者数 836人 被害額 350,920千円	半壊1棟 一部破損9棟 被災世帯 16世帯 被災者数 68人 被害額 31,900千円
	非住家	227棟 被害額 144,040千円	39棟 被害額 8,000千円
	文教被害	中学校1、小学校2、保育園1 被害額 2,804千円	小学校3 被害額 1,709千円
商工業被害	被害額 494,455千円	被害額 48,280千円	
農林被害	農地	陥没・冠水 9.75ha 被害額 14,163千円	隆起・陥没・冠水 103.1ha 被害額 405,450千円
	林務	林道・治山 6件 被害額 19,199千円	林道・治山 12件 被害額 47,790千円
	施設	2箇所 被害額 3,759千円	30箇所 被害額 133,700千円
水産被害	漁船・漁具	漁船216隻 漁具(建物)35 被害額 979,250千円	漁船34隻 漁具31 被害額 107,980千円
	施設	港湾2 海岸施設3 被害額 1,493,000千円	2箇所 被害額 101,350千円

被害の状況		旧八森町	旧峰浜村
土木被害	砂 防		11 箇所 被害額 414,000 千円
	道 路	14 箇所 被害額 80,339 千円	11 棟 被害額 1,200 千円
	河川・橋梁	3 箇所 被害額 2,050 千円	4 箇所 被害額 29,514 千円
その他被害		水道施設 14 箇所 被害額 1,538 千円 畜産業 豚舎 1 棟 豚 110 頭 被害額 13,651 千円	危険物施設 1 箇所 消防施設(器具置場) 1 箇所 被害額 146 千円
消防機関の活動人員		消防職員 延 105 人 (能代地区消防本部)	

第4節 地震被害想定調査

第1 基本的な考え方

大規模地震による被害を予防、軽減し、また、発生した被害に即して有効な対応策をとれるような、実効性のある地域防災計画とするためには、地震が発生した場合、本町ではどのような種類の被害がどれくらいの規模・数量で起こるか、また、本町がどのような状況におかれるのかを想定しておくことが有効である。すなわち、発生のある地震（想定地震）によって引き起こされる被害を可能な限り具体的かつ定量的に予測することにより、地域防災計画が主たる対象として考える災害の内容（前提条件）を明らかにすることができる。地震の被害は、自然現象に起因するゆえに不確実性を内包しており、想定結果も「確率」であるという認識は必要であるが、その想定結果を踏まえることによって、人員、資機材、財源のより効率的な配置や投入が可能となる。

このような考えのもとに、町では県が実施した地震被害想定調査を踏まえ、町に被害を及ぼすと想定される地震を検討し、その物的・人的被害の状況を予測して、地域防災計画の中でもとりわけ緊急の課題とされている地震対策の前提条件として、町及び各防災機関の震災対策に活用する。

第2 秋田県地震被害想定調査

1 調査の目的

県では、日本海中部地震を教訓として、地震防災対策を積極的に推進し、災害に強い県土づくりに取り組んできた。こうした中で発生した東日本大震災は、避難所運営のあり方、長期の停電への対応、行政機能の確保、放射能汚染への対応など、多方面にわたり防災対策の課題を浮き彫りにした。

このため、県の防災対策の基本となる「地域防災計画」を全面的に見直すこととし、その基礎資料とするため、平成8年度以来2回目となる地震被害想定調査を平成24年度から実施し、平成25年8月に報告書を公表した。

なお、本調査は、学識経験者を中心とした「秋田県地震被害想定調査委員会」と4つの「専門部会」を設置し、技術的支援を得ながら実施した。

2 活用にあたっての留意点

本調査を利用するにあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 将来発生する地震を予測したものではないこと

本調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震度分析、津波浸水域等を想定したものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意すること。

(2) 実際に発生する被害量を予測したものではないこと

本調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであり、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることに留意すること。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。また、特定の構造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

(3) 各想定地震の発生確率は検討していないこと

本調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであり、各想定地震の発生確率は検討していない。

地震の発生確率については、国の地震調査研究推進本部が、一部の地震について、次のとおり長期評価を行い公開している。

【陸域地震の長期評価】

震源域	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
1 能代断層帯	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
2 花輪東断層帯	0.6%～1%	1%～2%	2%～3%
6 北由利断層	2%以下	3%以下	6%以下
8 横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
10 真昼山地東縁断層帯/北部 (雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

【海域地震の長期評価】

地震名	地震発生確率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森県西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域A参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域B参考
佐渡島北方沖の地震	1%～2%	3%～6%	5%～10%	
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域C参考
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	

(4) 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。

なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。「想定外をつくらない」という観点から、秋田県独自に設定した震源モデルである。

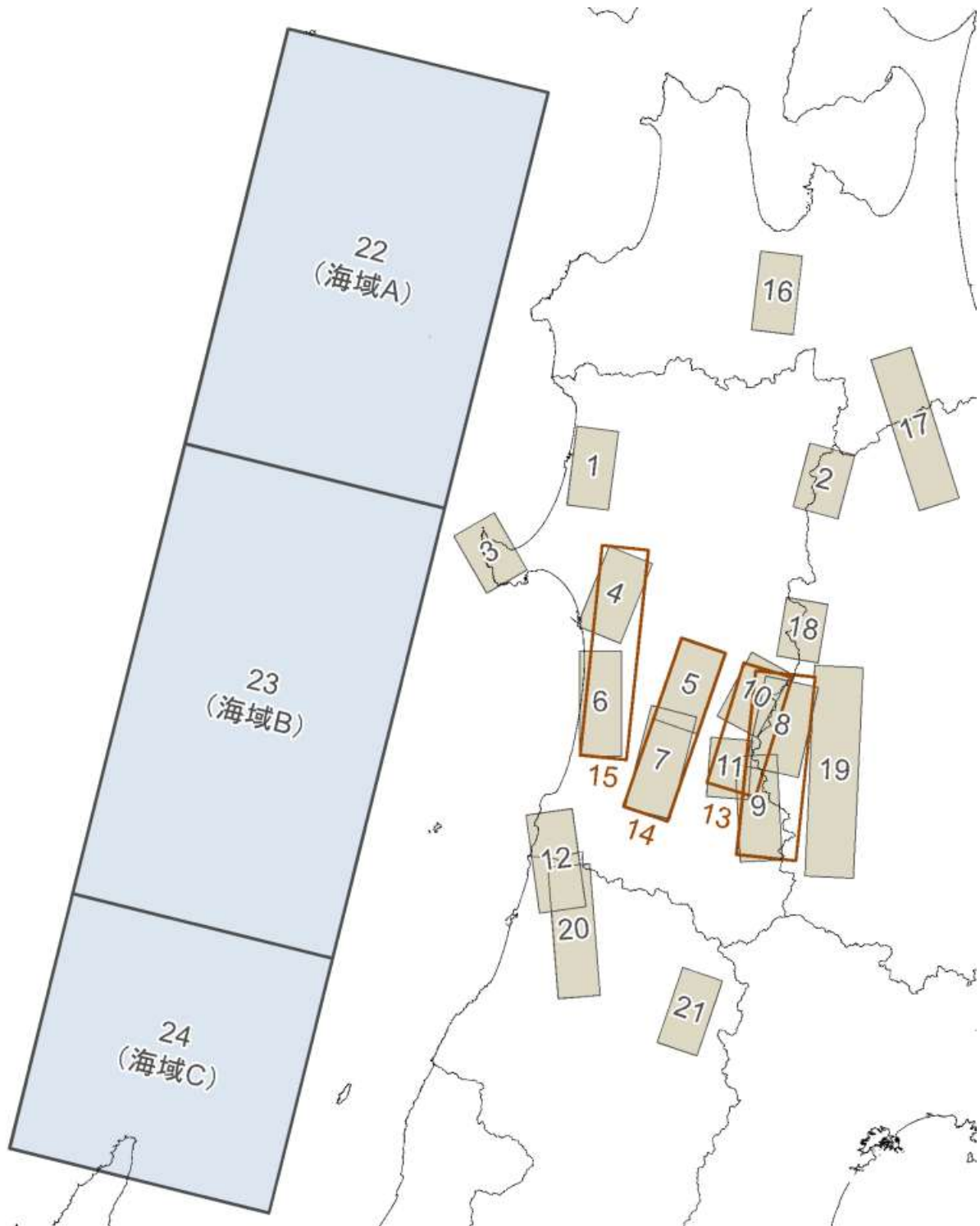
今後、国により、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく震源モデルが示

された場合は、そのモデルによる浸水想定の実施を検討する。

第3 想定地震の設定

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や過去に発生した地震をもとに設定した。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定した。秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次のとおり。

【想定地震の震源域】



【想定地震一覧表】

NO.	想定地震	M	設定根拠	最大震度予測	
				最大震度	八峰町
1	能代断層帯	7.1	国	7	6 強
2	花輪東断層帯	7.0	国	7	4
3	男鹿地震	7.0	過去に発生	6 強	5 強
4	天長地震	7.2	過去に発生	7	5 強
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自	7	4
6	北由利断層	7.3	国	7	5 弱
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生	7	4
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国	6 強	4
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国	6 強	4
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国	6 弱	4
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国	6 弱	4
12	象潟地震	7.3	過去に発生	7	4
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自	7	5 強
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自	7	5 弱
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自	7	5 強
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国	6 弱	4
17	折爪断層	7.6	国	6 強	5 弱
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国	5 強	4
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国	6 弱	5 弱
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国	6 強	4
21	新庄盆地断層帯	7.1	国	5 強	3
22	海域 A(日本海中部地震を参考)	7.9	過去に発生	6 弱	6 弱
23	海域 B(佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考)	7.9	県独自	6 強	6 弱
24	海域 C(新潟県北部沖、山形県沖を参考)	7.5	過去に発生	5 強	4
25	海域 A+B 連動	8.5	県独自	6 強	6 強
26	海域 B+C 連動	8.3	県単独	6 強	6 強
27	海域 A+B+C 連動	8.7	県独自	7	7

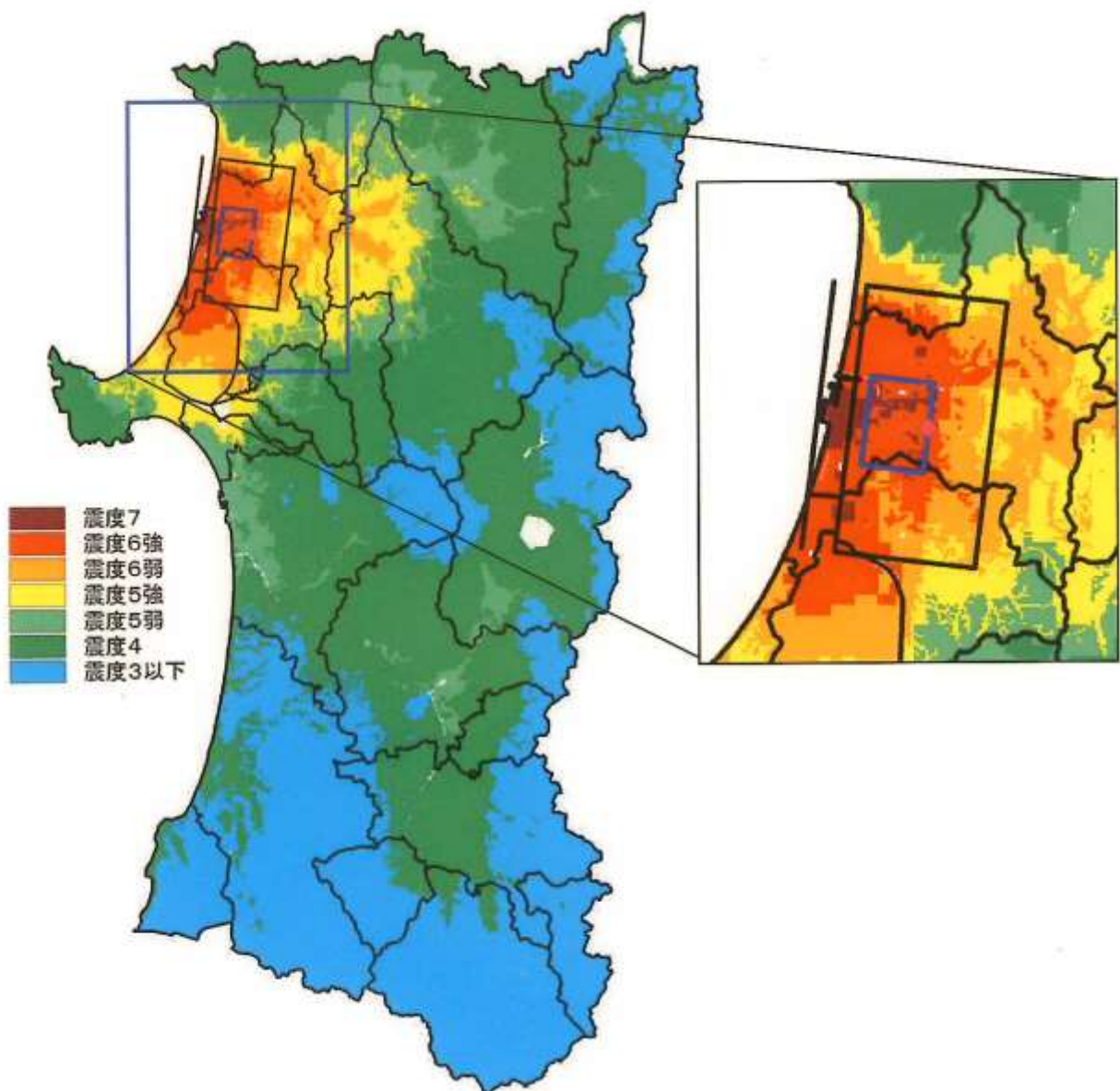
 連動地震

1 全 27 パターンの地震振動予測結果

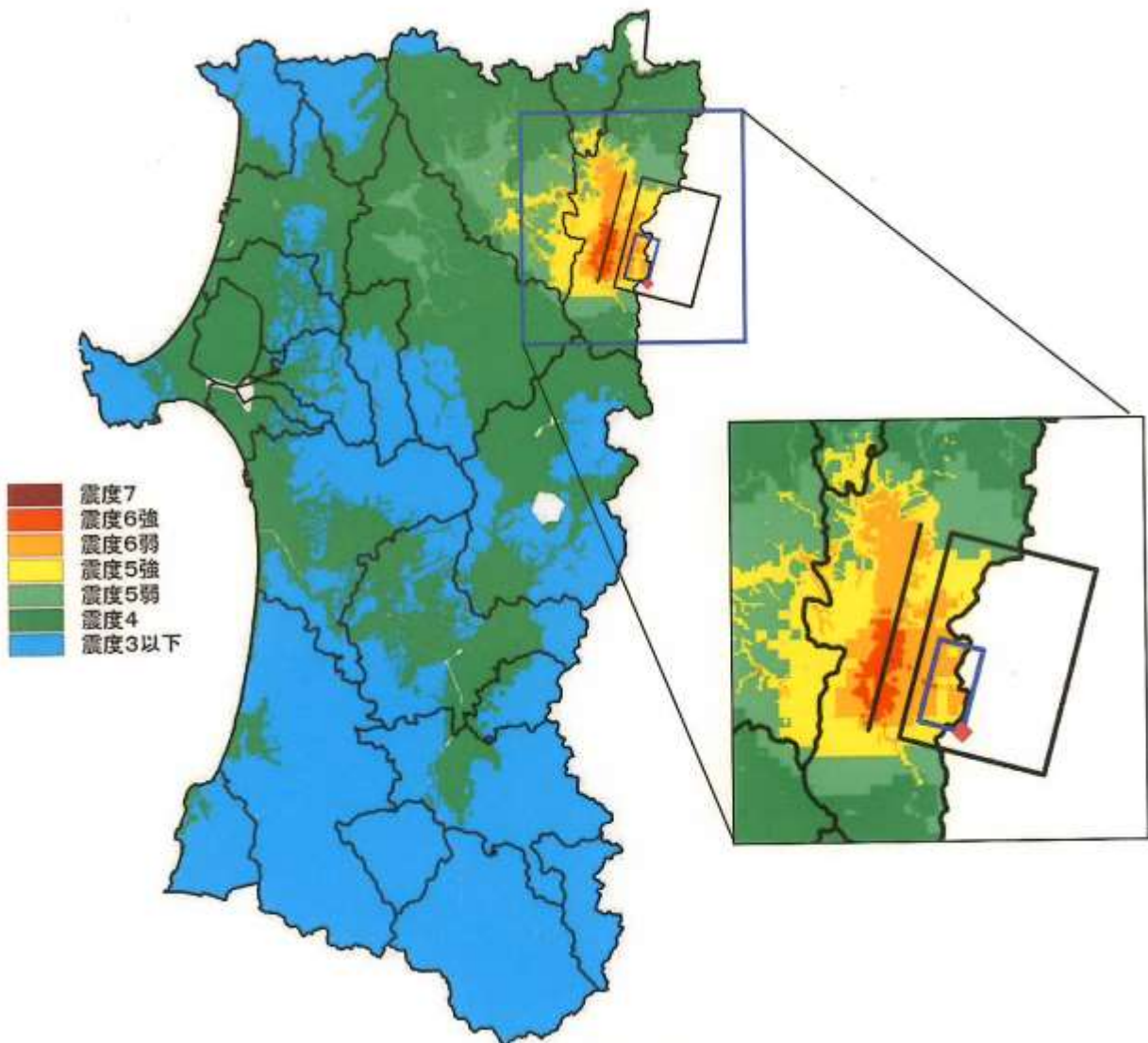
前表に示した想定地震全 27 パターン（陸域 21 パターン、海域 6 パターン）について、県北部地区における最大震度及び震度分布図の最終結果は次のとおり。

簡易法は、過去の地震記録から得られた経験式を用いて、マグニチュードや震源断層までの距離、地層の構成等から震度を予測する手法。詳細法は、震源断層について、マグニチュード等のほかに、破壊が始まる地点や震源域の中で特にずれが大きい範囲等、破壊の条件をより詳細に設定している。これらの条件と深部の地質構造等から、地震動の伝わり方を評価し、地表面での震度分布を予測する手法。

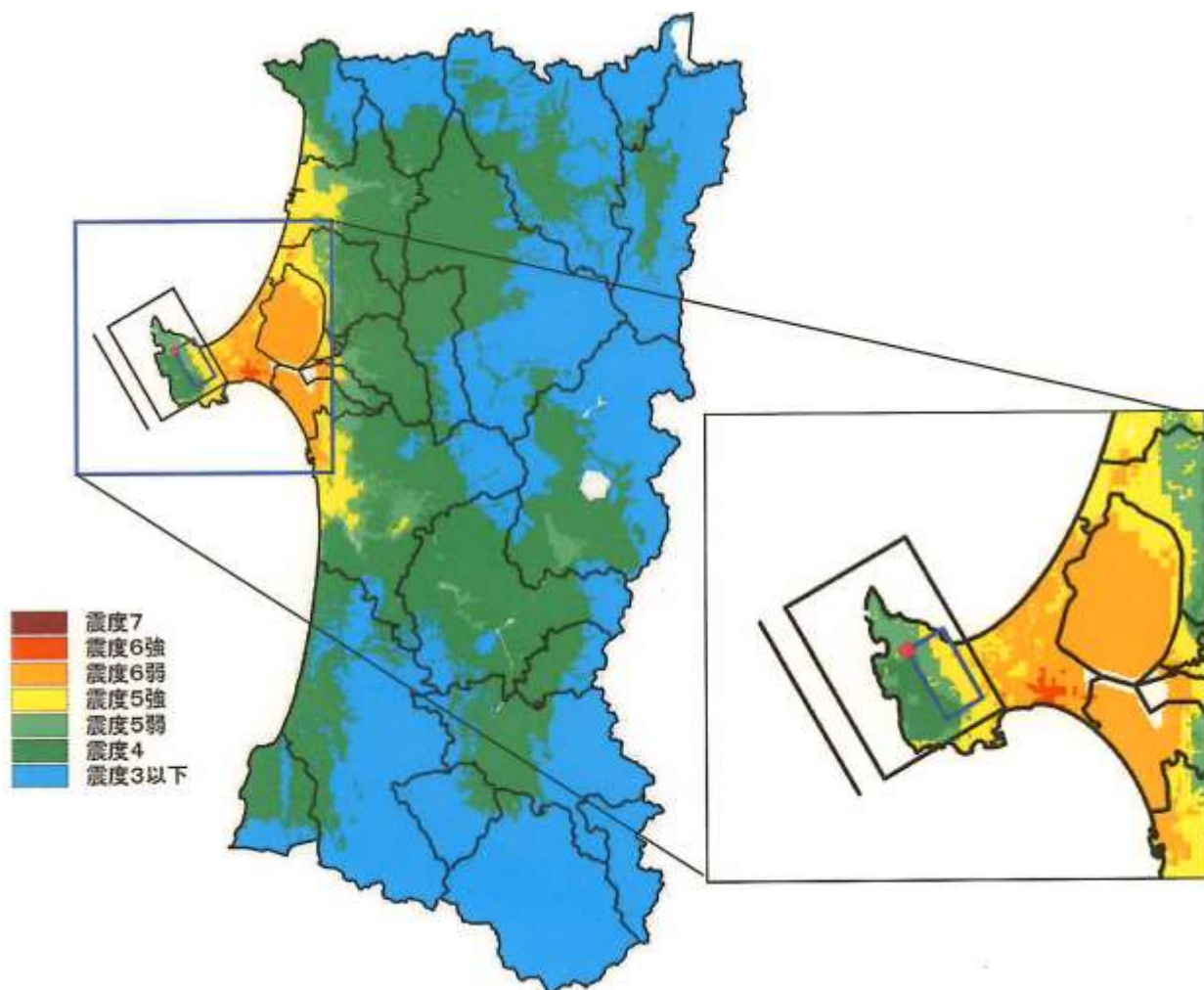
NO.1 能代断層帯 (M=7.1 最大震度：7) 震度分布図 詳細法



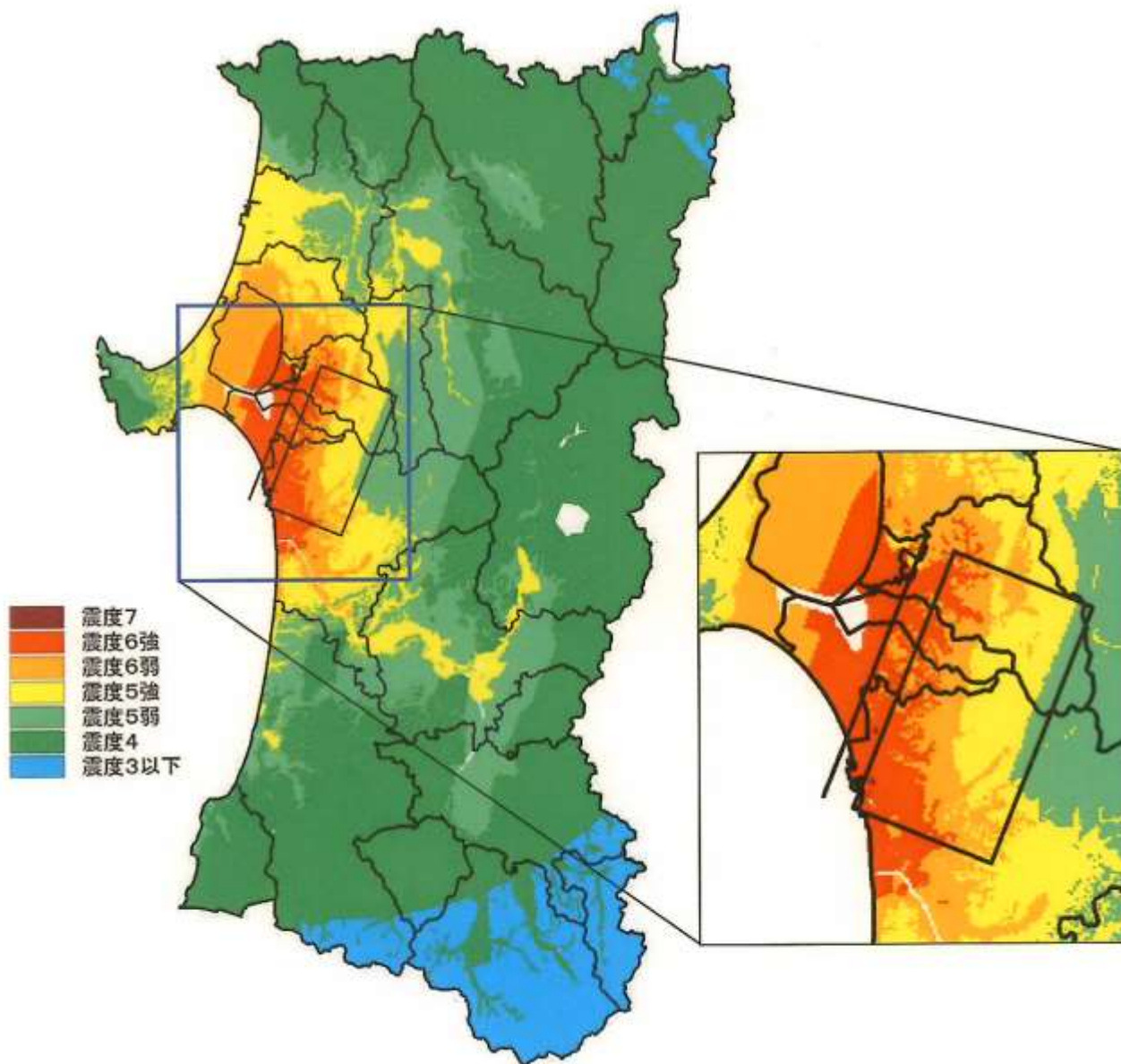
NO. 2 花輪東断層帯 (M=7.0 最大震度：7) 震度分布図 詳細法



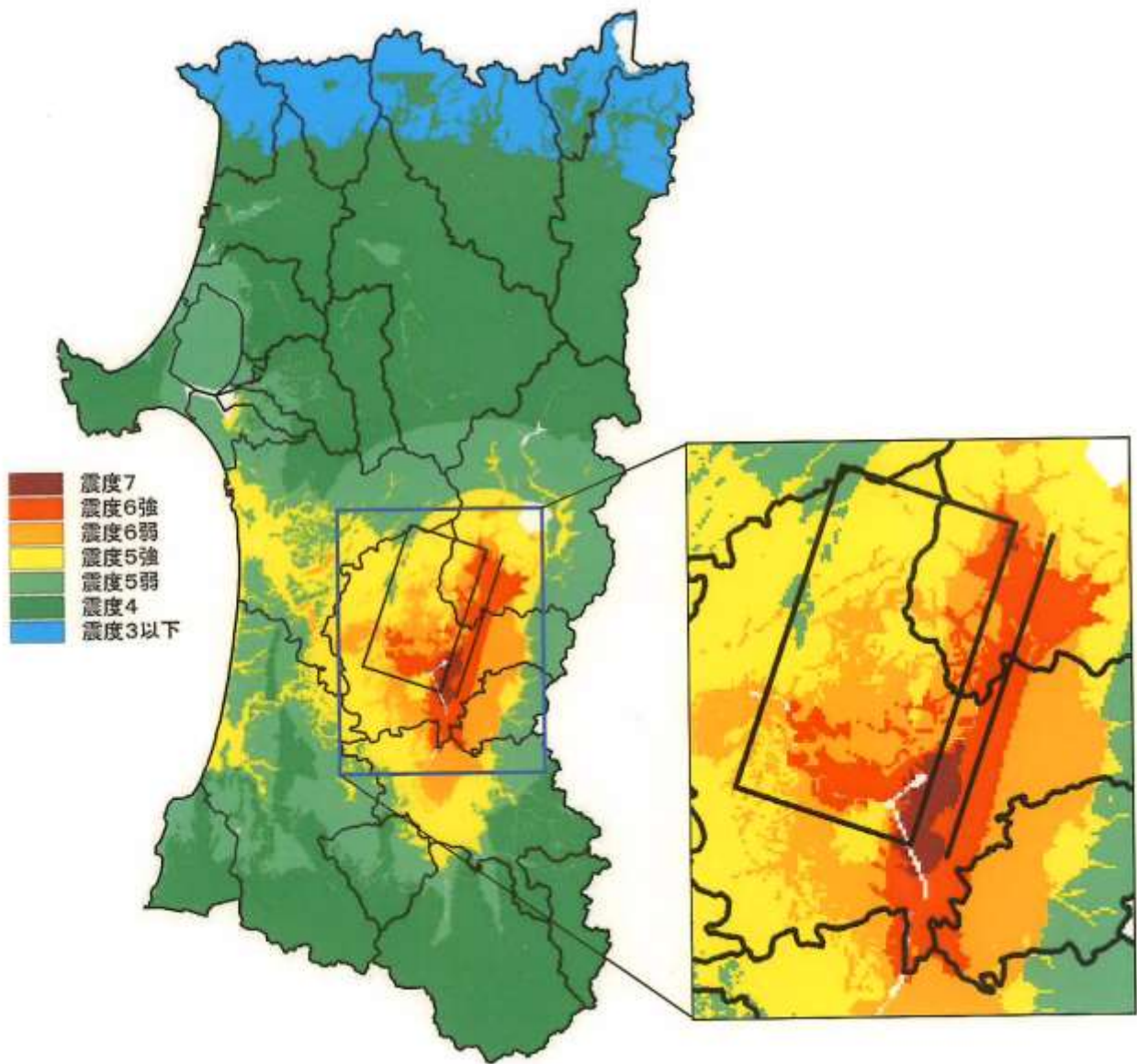
NO. 3 男鹿地震 (M=7.0 最大震度：6 強) 震度分布図 詳細法



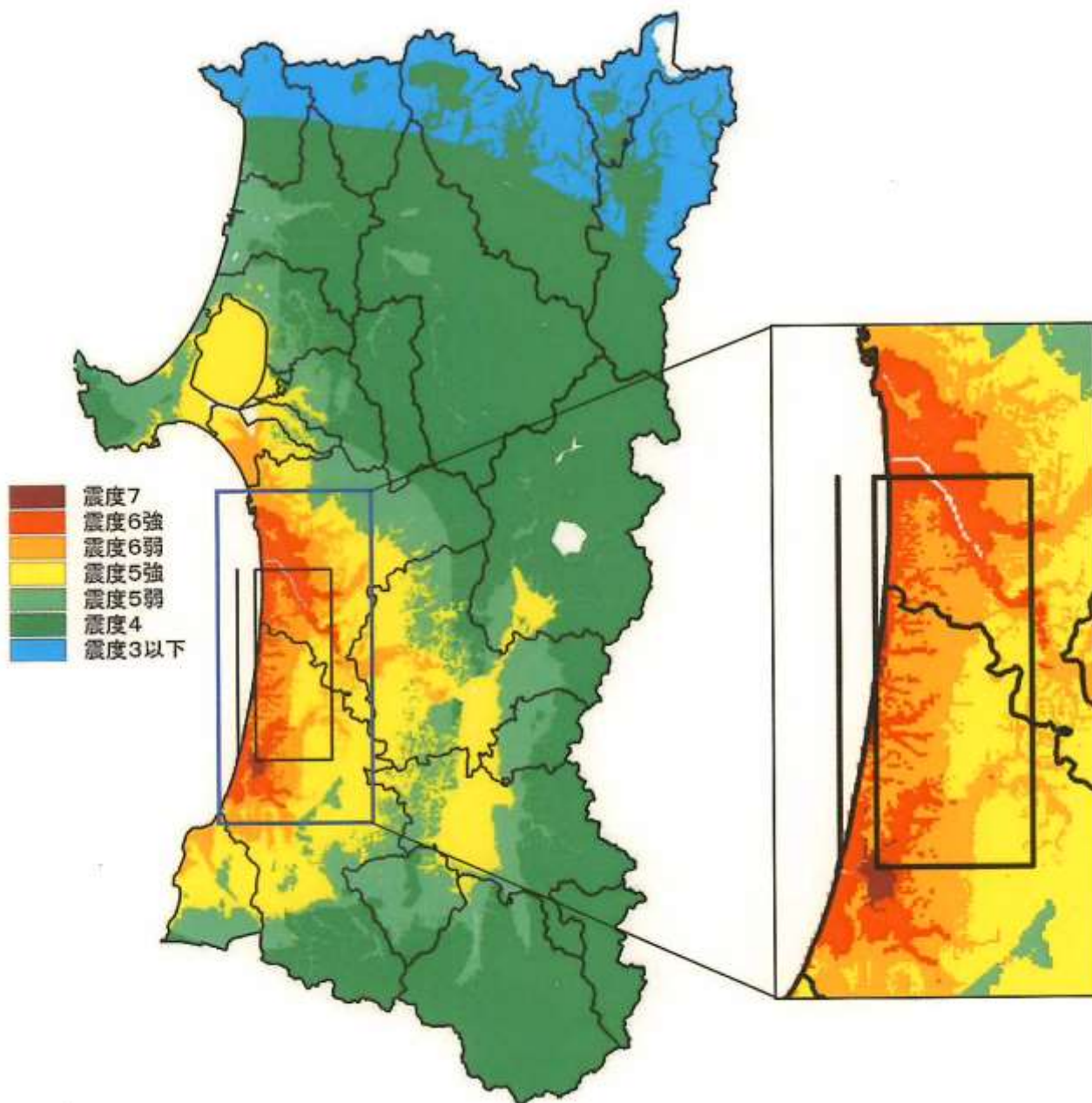
NO. 4 天長地震 (M=7.2 最大震度：7) 震度分布図 簡易法



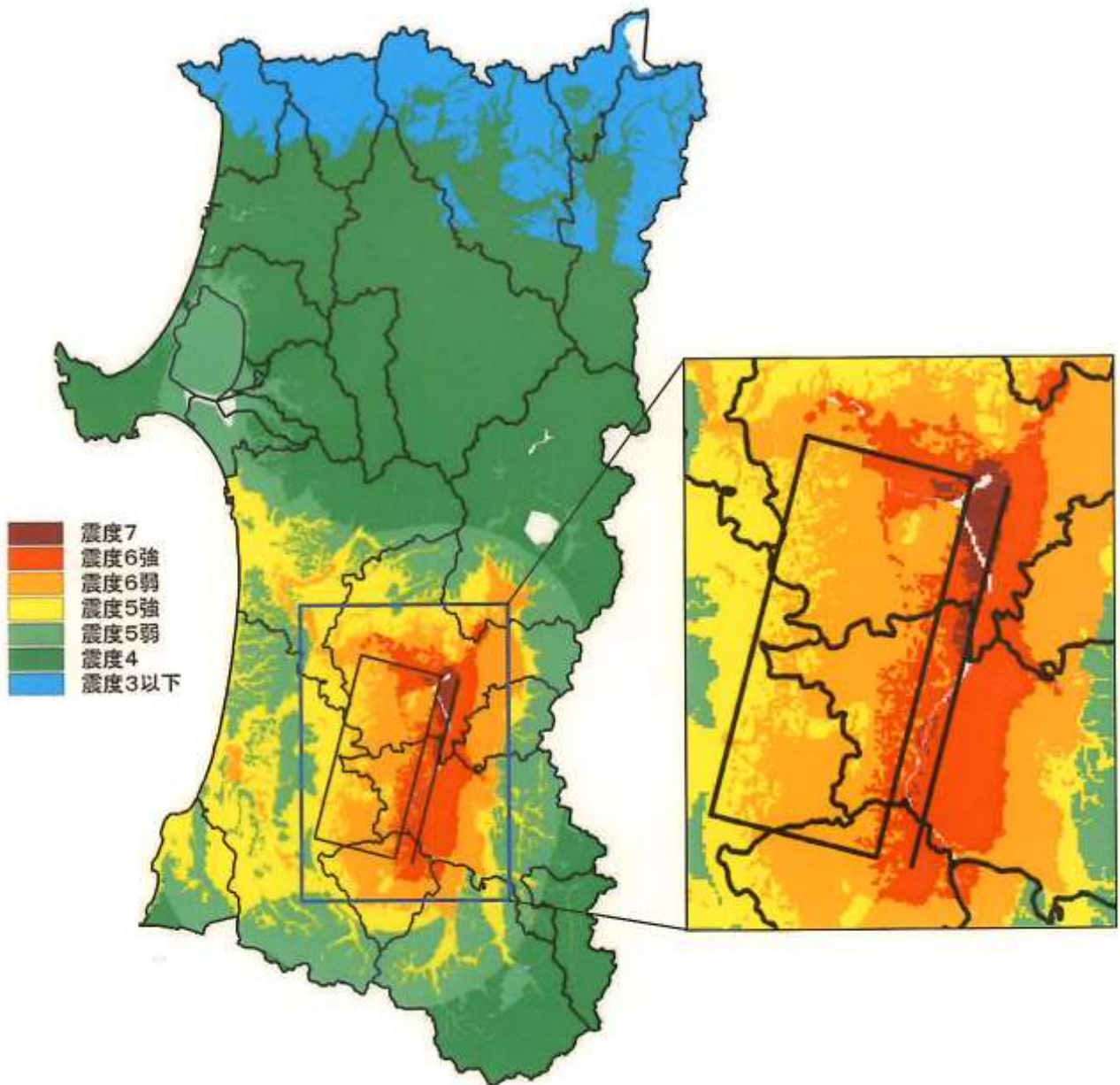
NO. 5 秋田仙北地震震源北方 (M=7.2 最大震度: 7) 震度分布図 簡易法



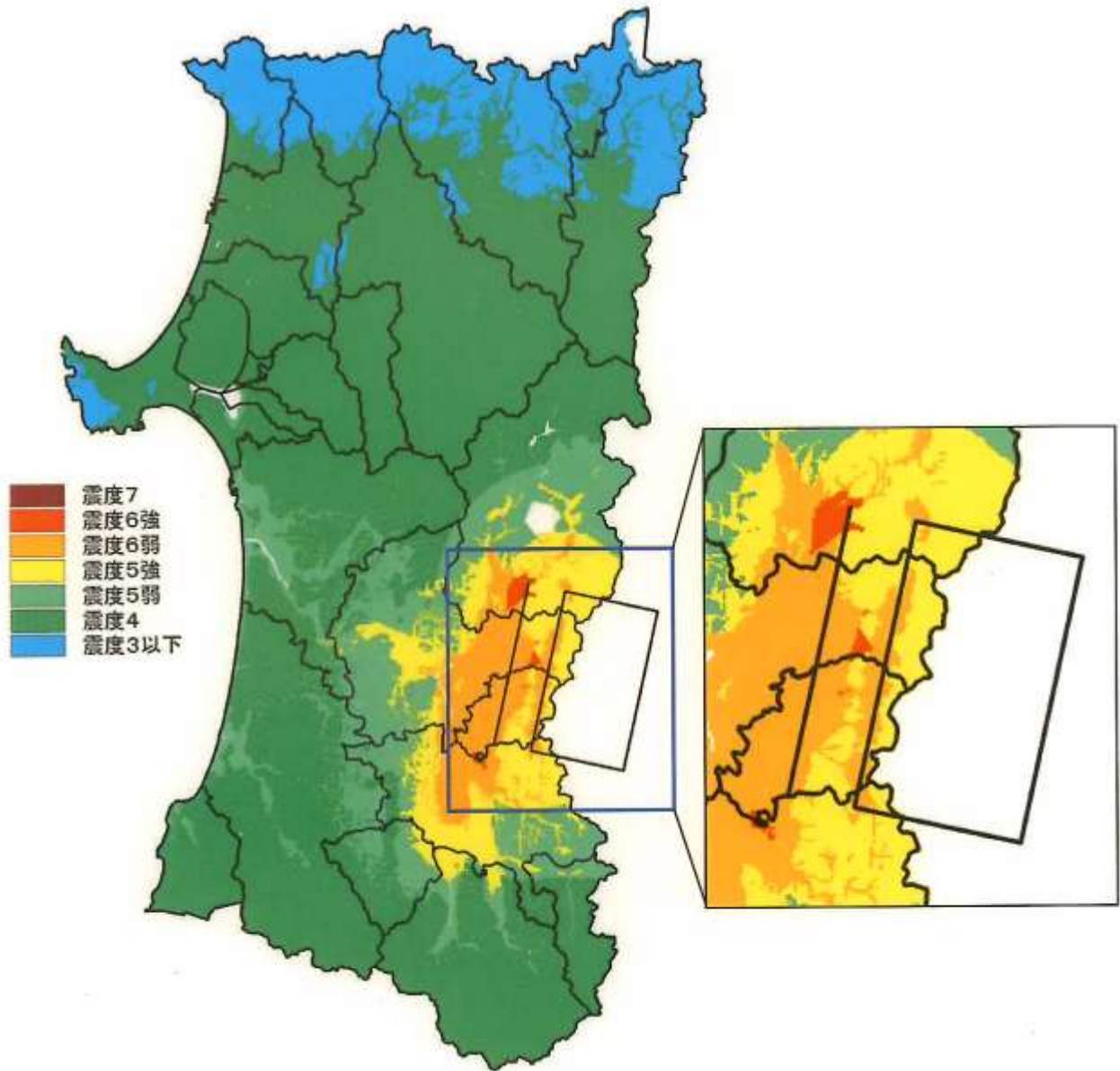
NO. 6 北由利断層 (M=7.3 最大震度：7) 震度分布図 簡易法



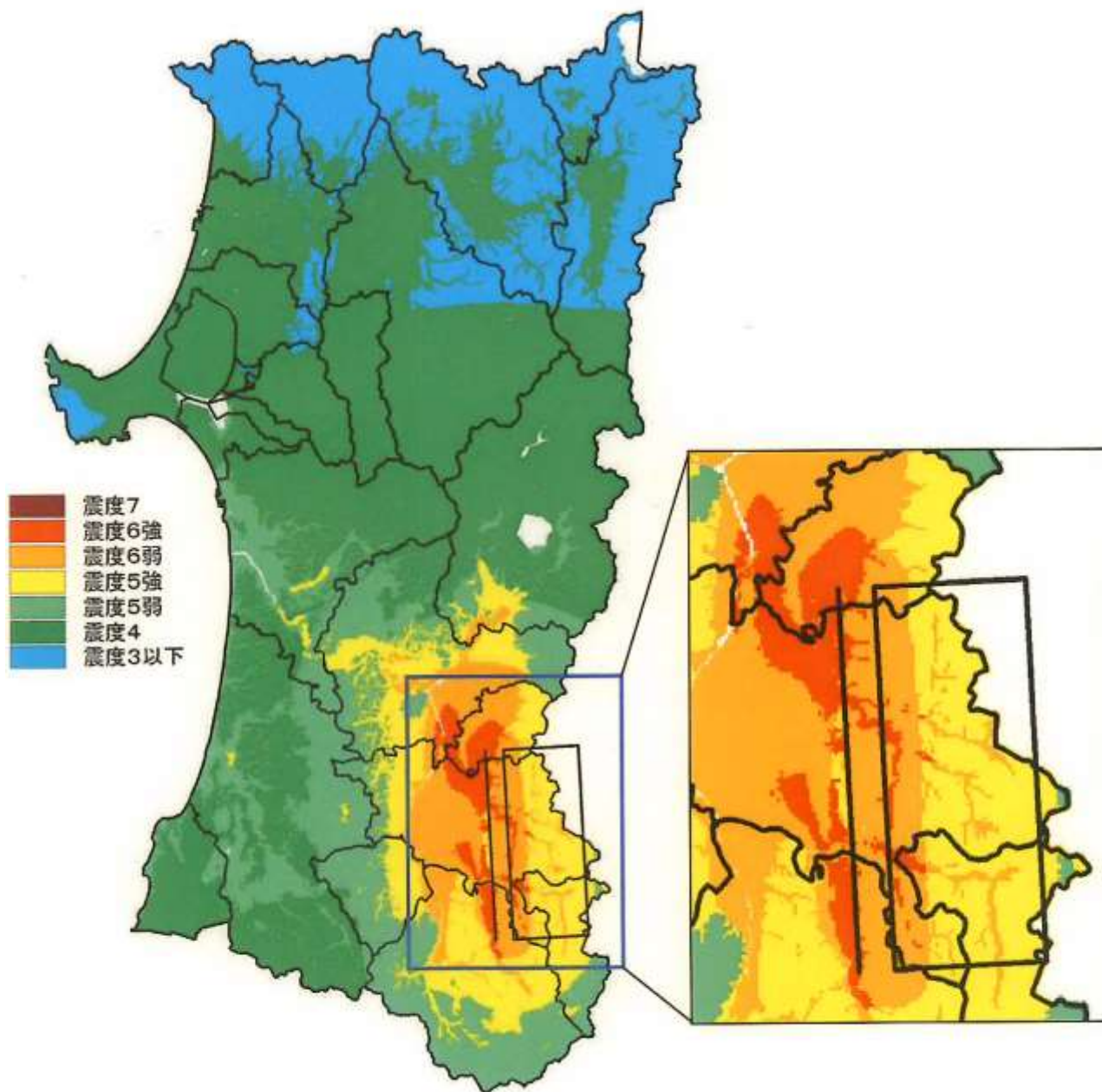
NO. 7 秋田仙北地震 (M=7.3 最大震度: 7) 震度分布図 簡易法



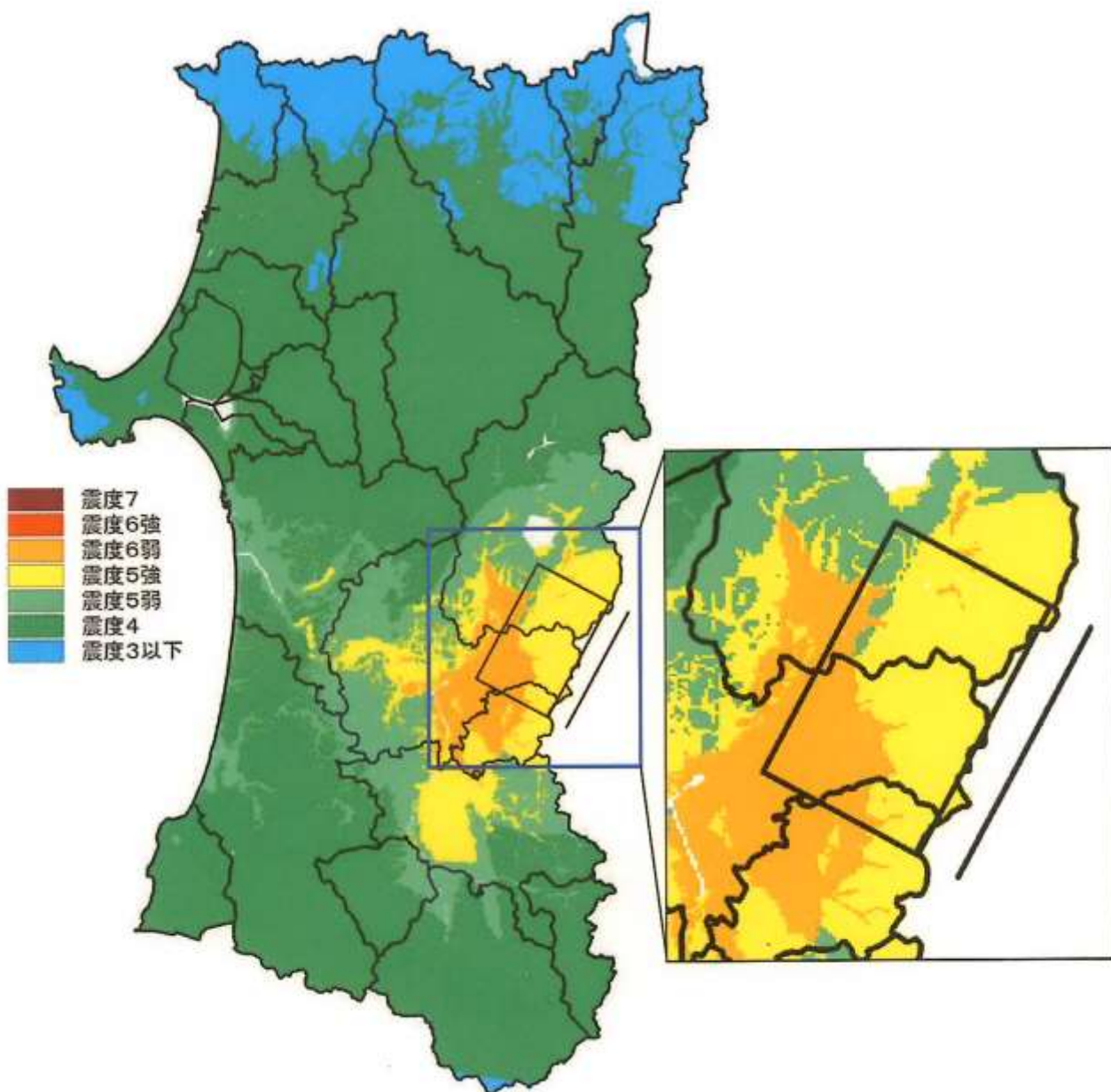
NO. 8 横手盆地東縁断層帯北部 (M=7.2 最大震度：6強) 震度分布図 簡易法



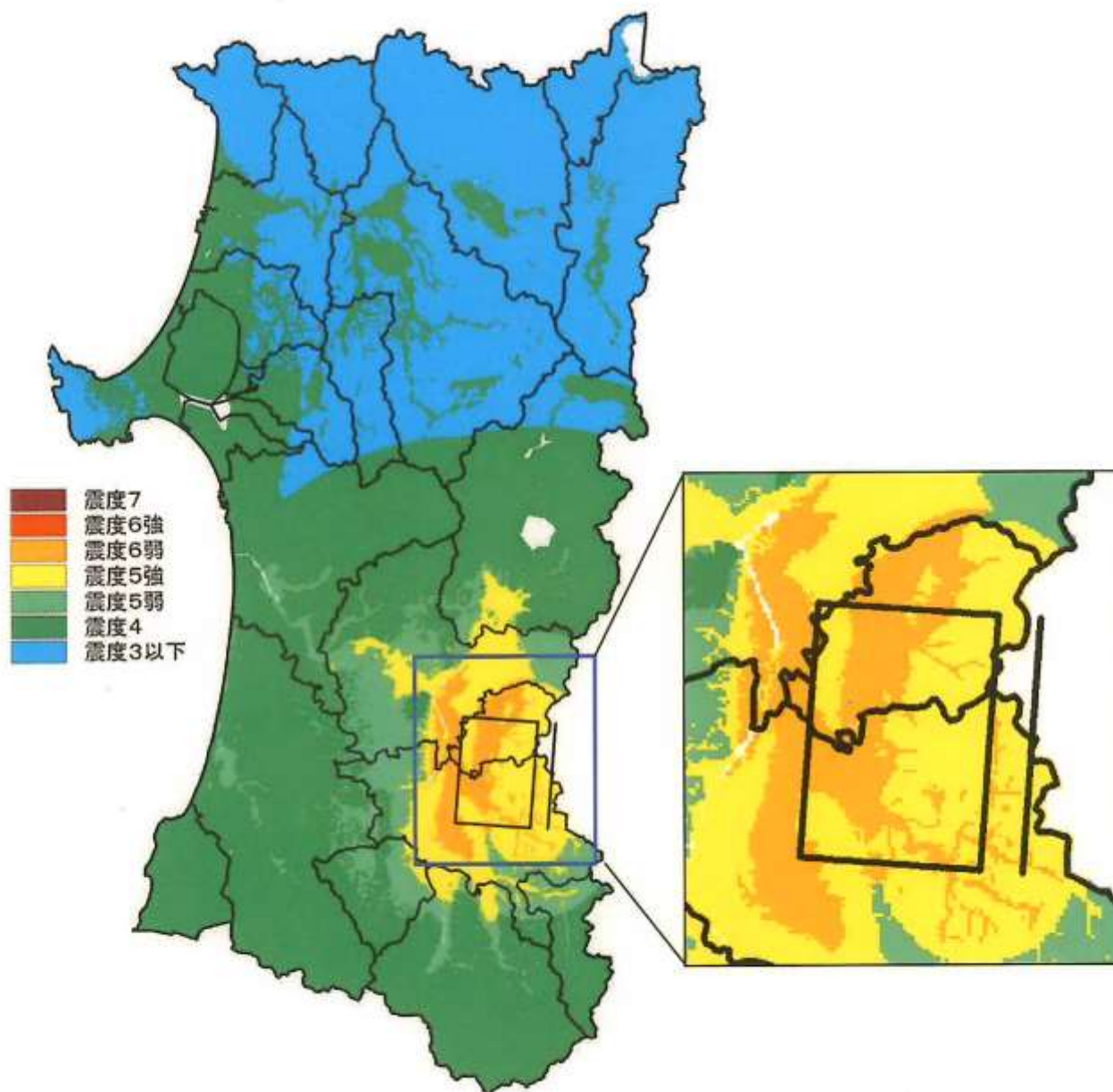
NO. 9 横手盆地東縁断層帯南部 (M=7.3 最大震度：6強) 震度分布図 簡易法



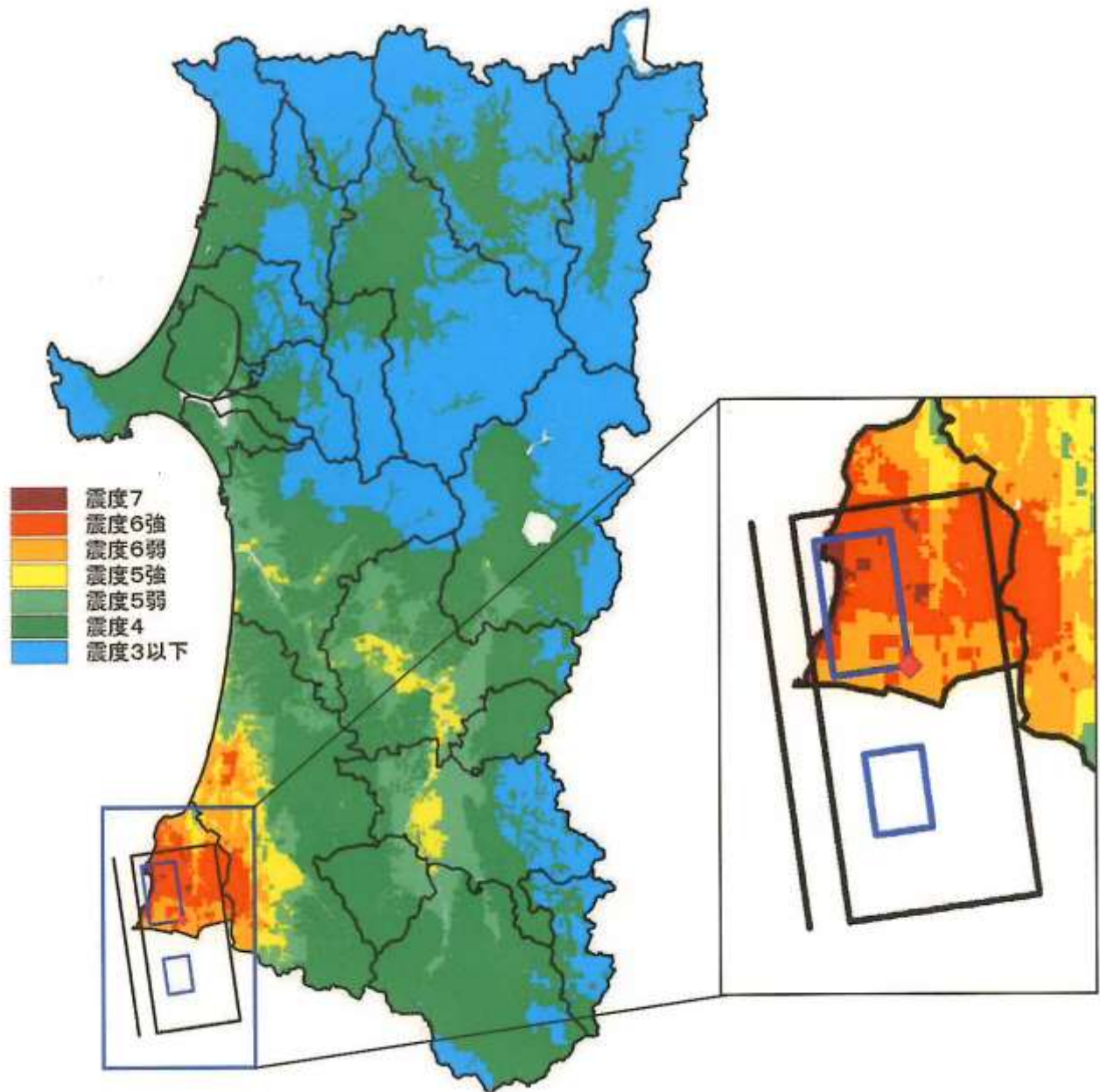
NO. 10 真昼山地東縁断層帯北部 (M=7.0 最大震度：6 弱) 震度分布図 簡易法



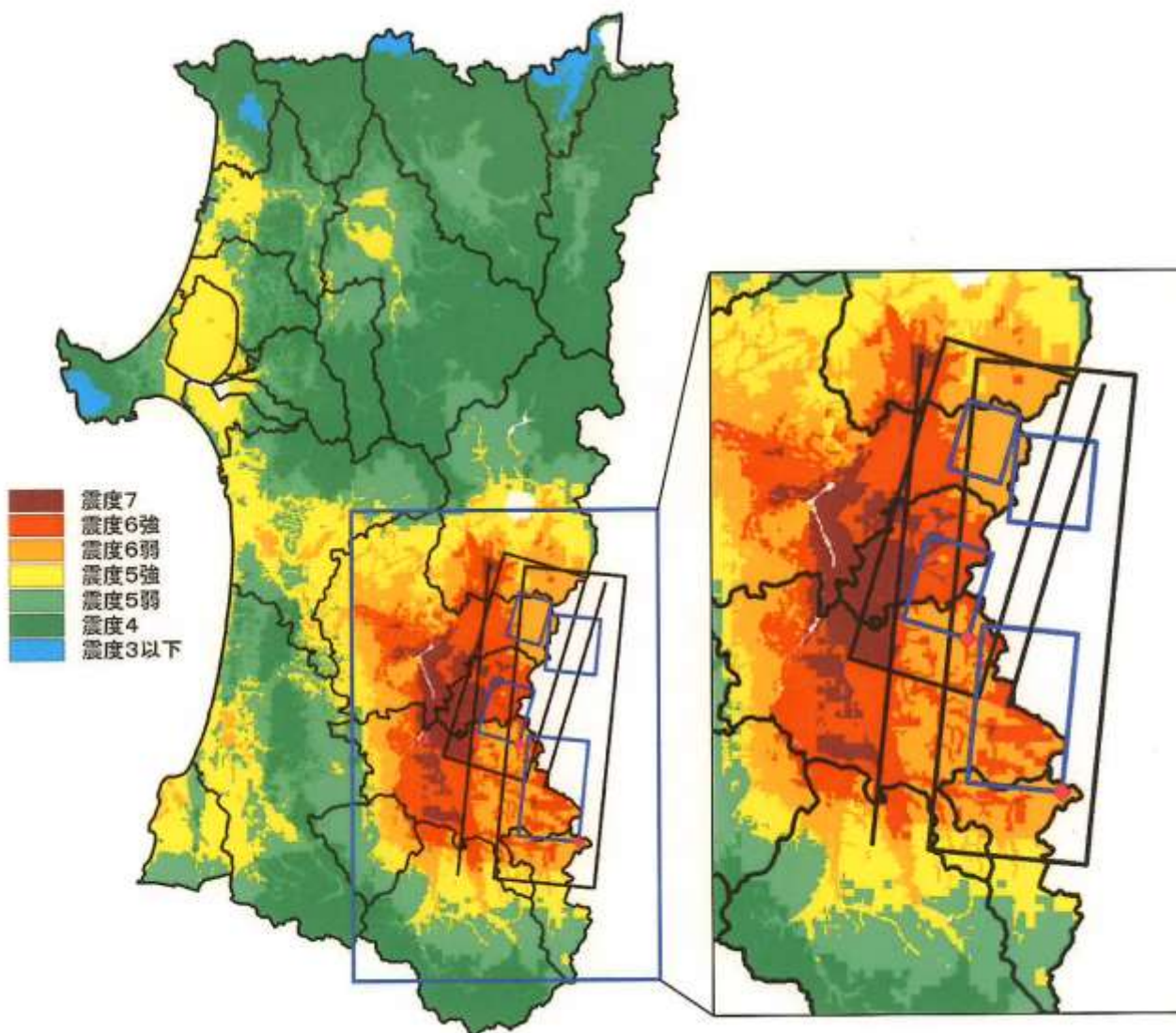
NO. 11 真昼山地東縁断層帯南部 (M=6.9 最大震度：6弱) 震度分布図 簡易法



NO. 12 象潟地震 (M=7.3 最大震度：7) 震度分布図 詳細法

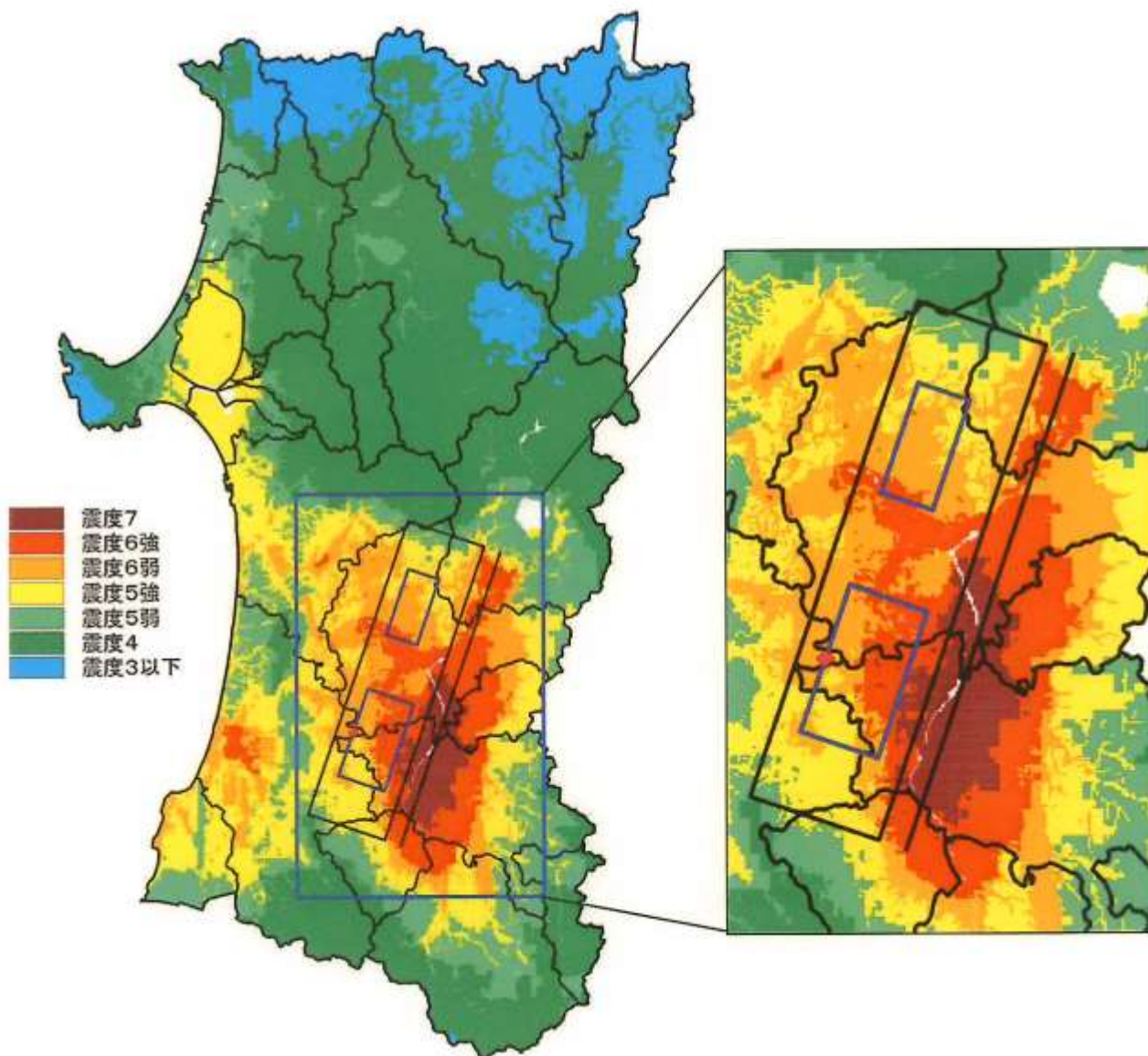


NO. 13 横手盆地 真昼山地連動 (M=8.1 最大震度：7) 震度分布図 詳細法

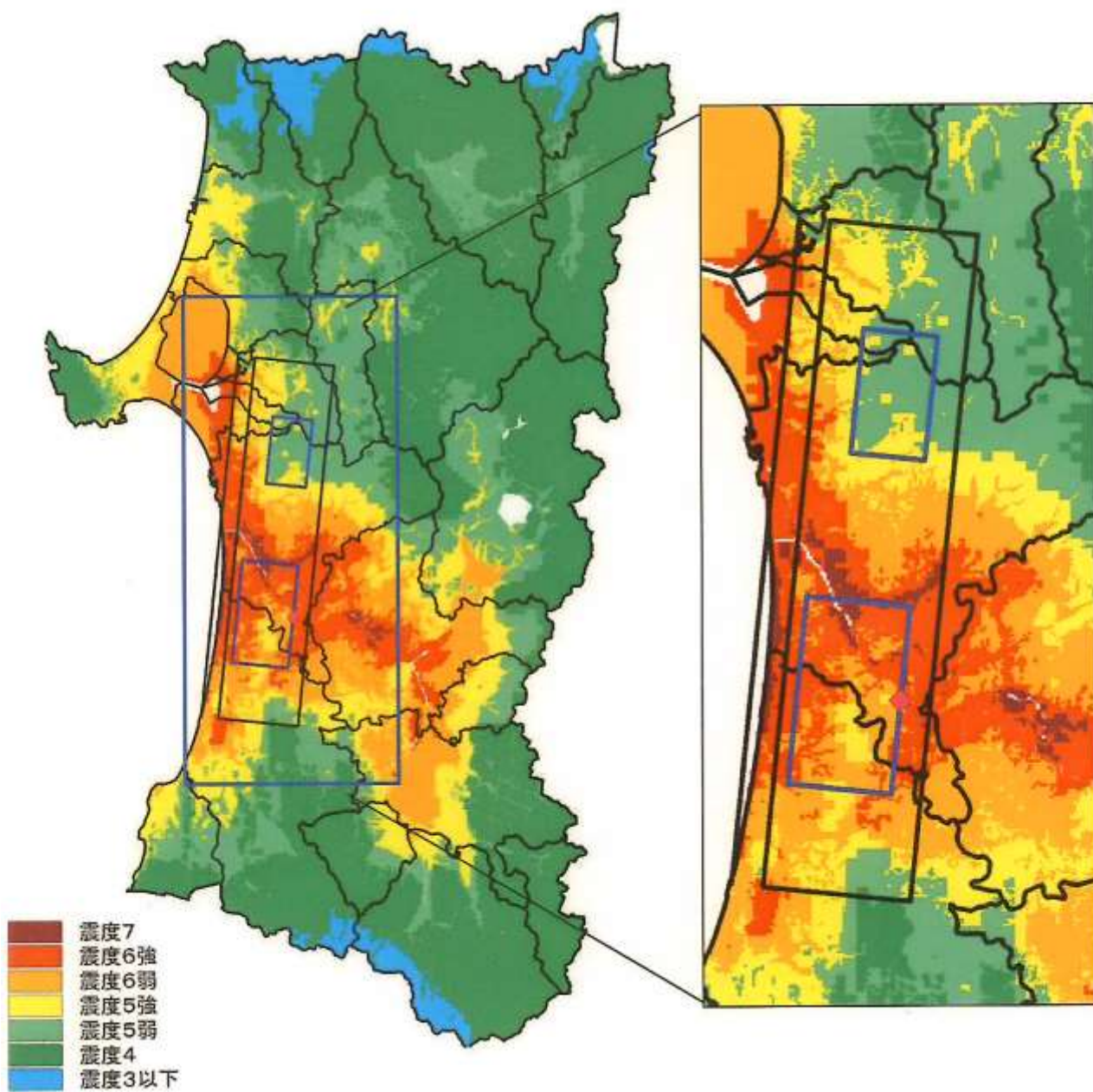


NO. 14 秋田仙北地震震源北方

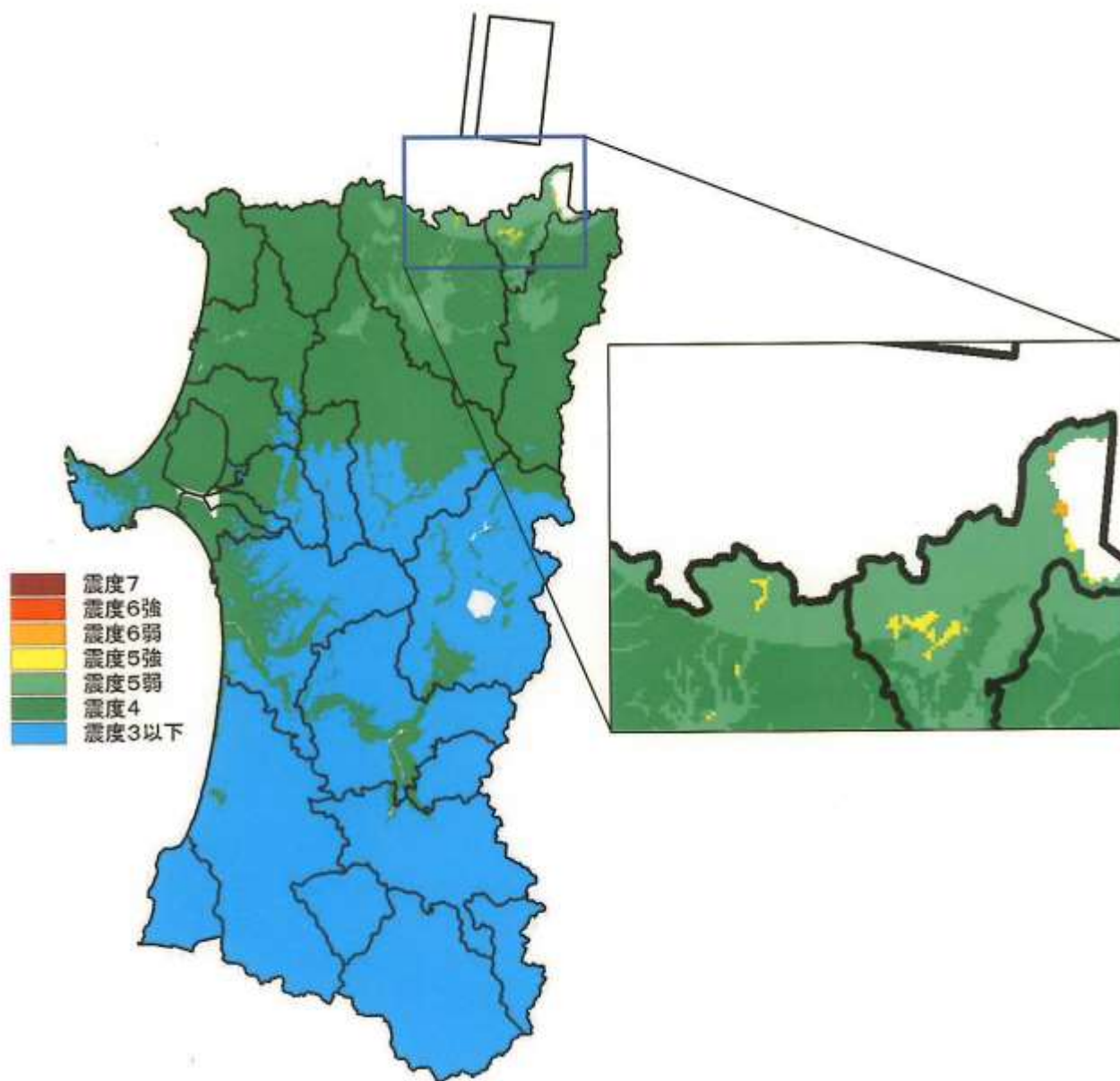
秋田仙北地震連動 (M=7.7 最大震度：7) 震度分布図 詳細法



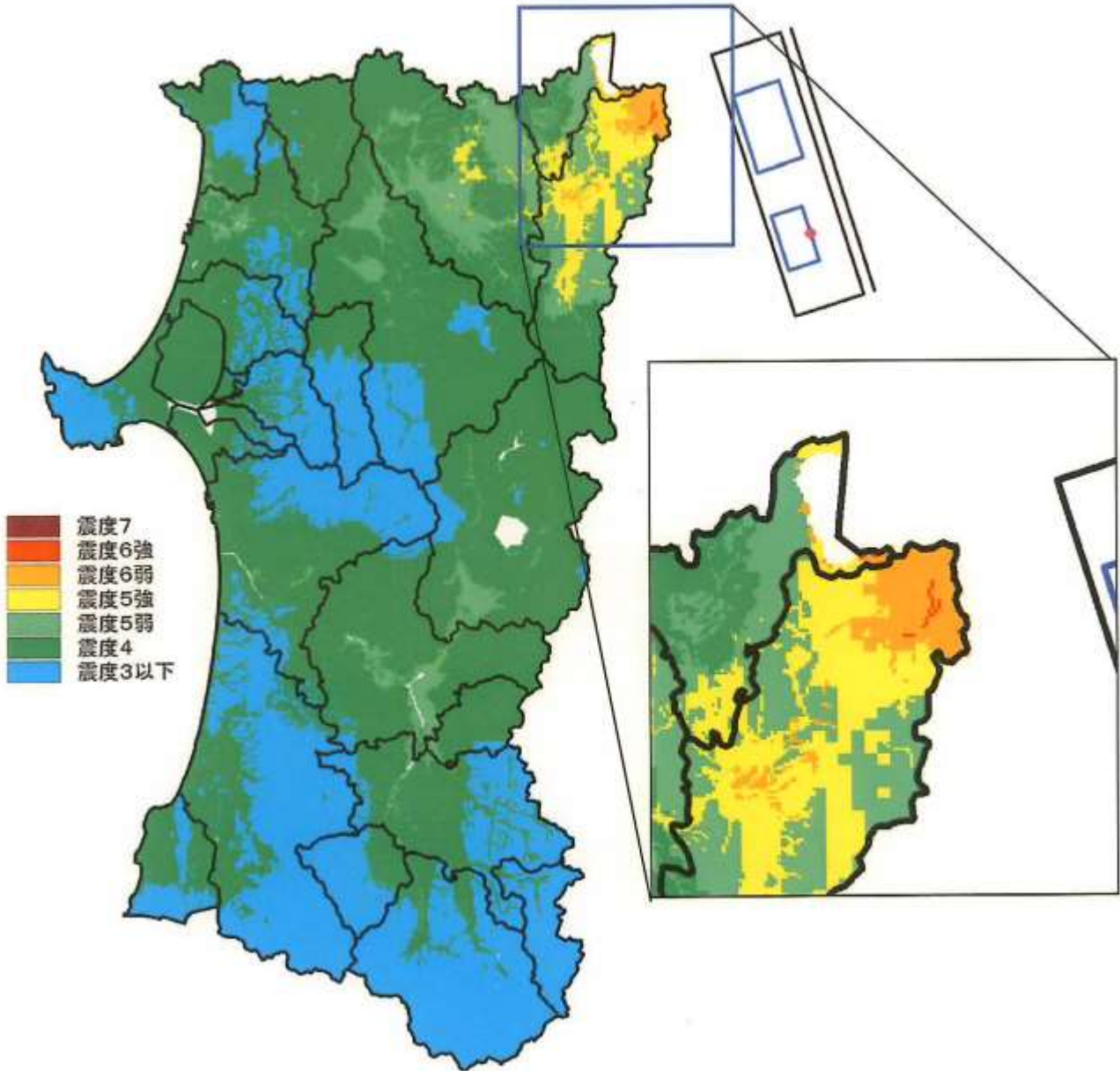
NO. 15 天長地震 北由利断層連動 (M=7.8 最大震度：7) 震度分布図 詳細法



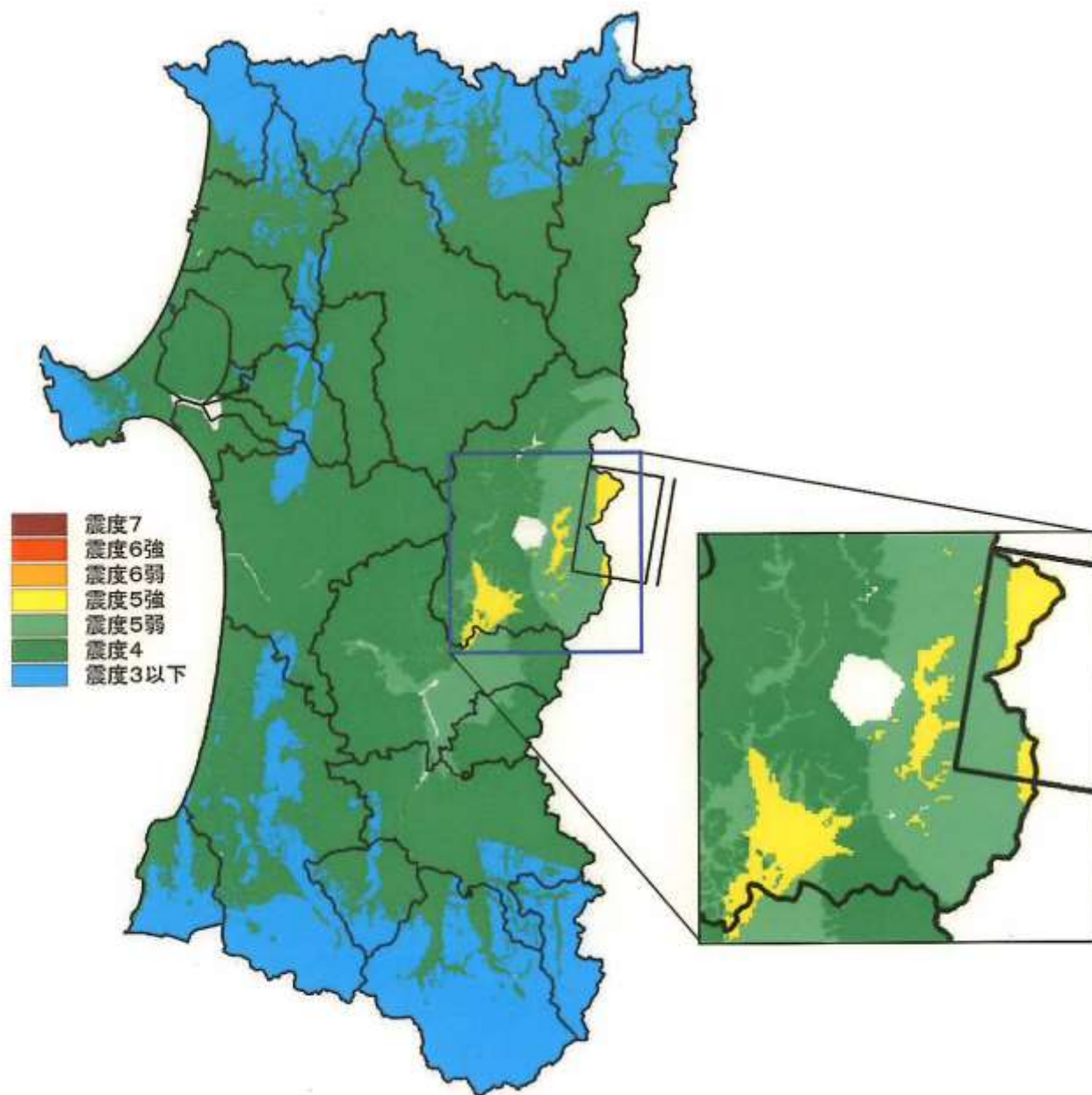
NO. 16 津軽山地西縁断層帯南部 (M=7.1 最大震度：6弱) 震度分布図 簡易法



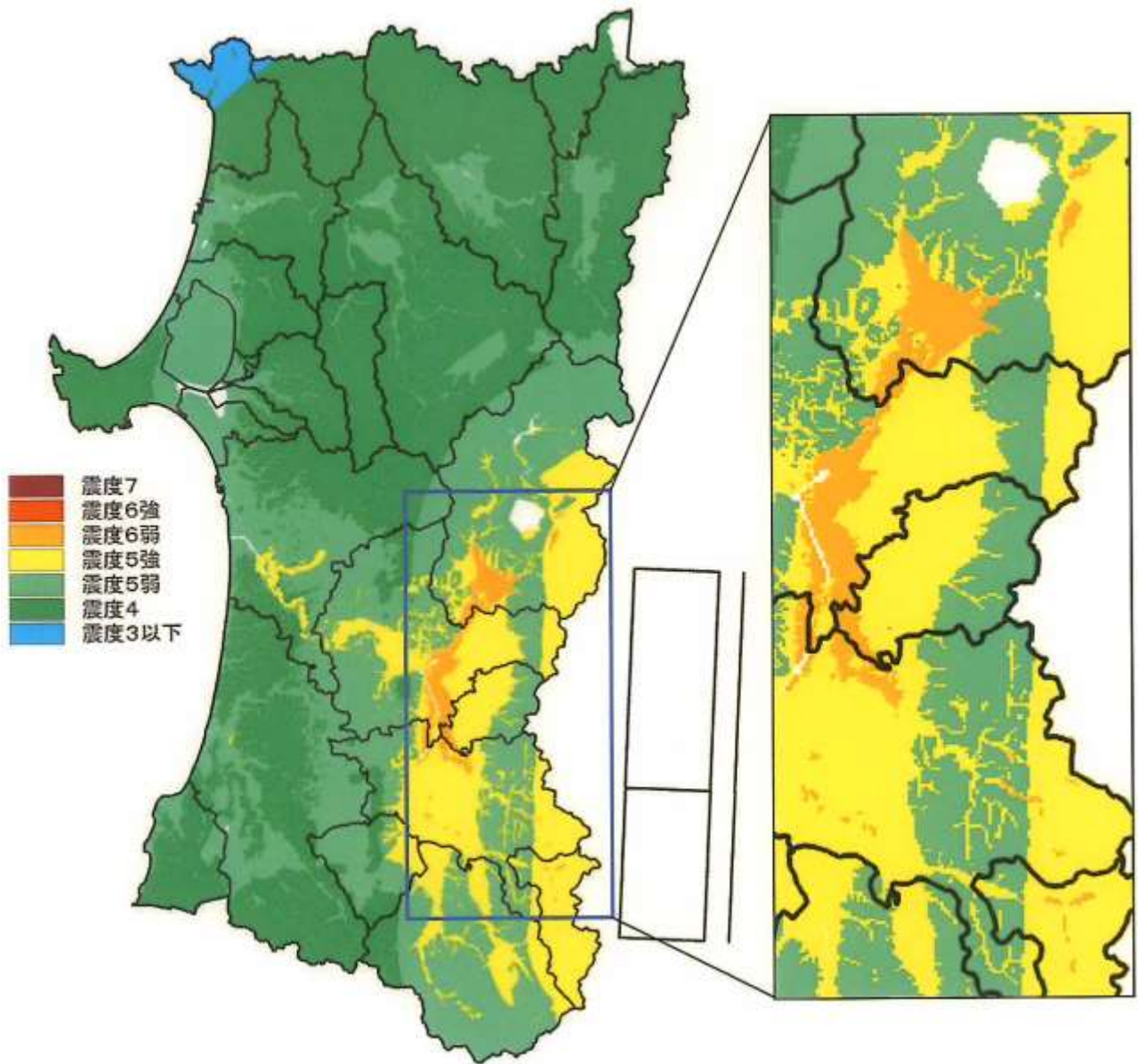
NO. 17 折爪断層 (M=7.6 最大震度：6強) 震度分布図 簡易法



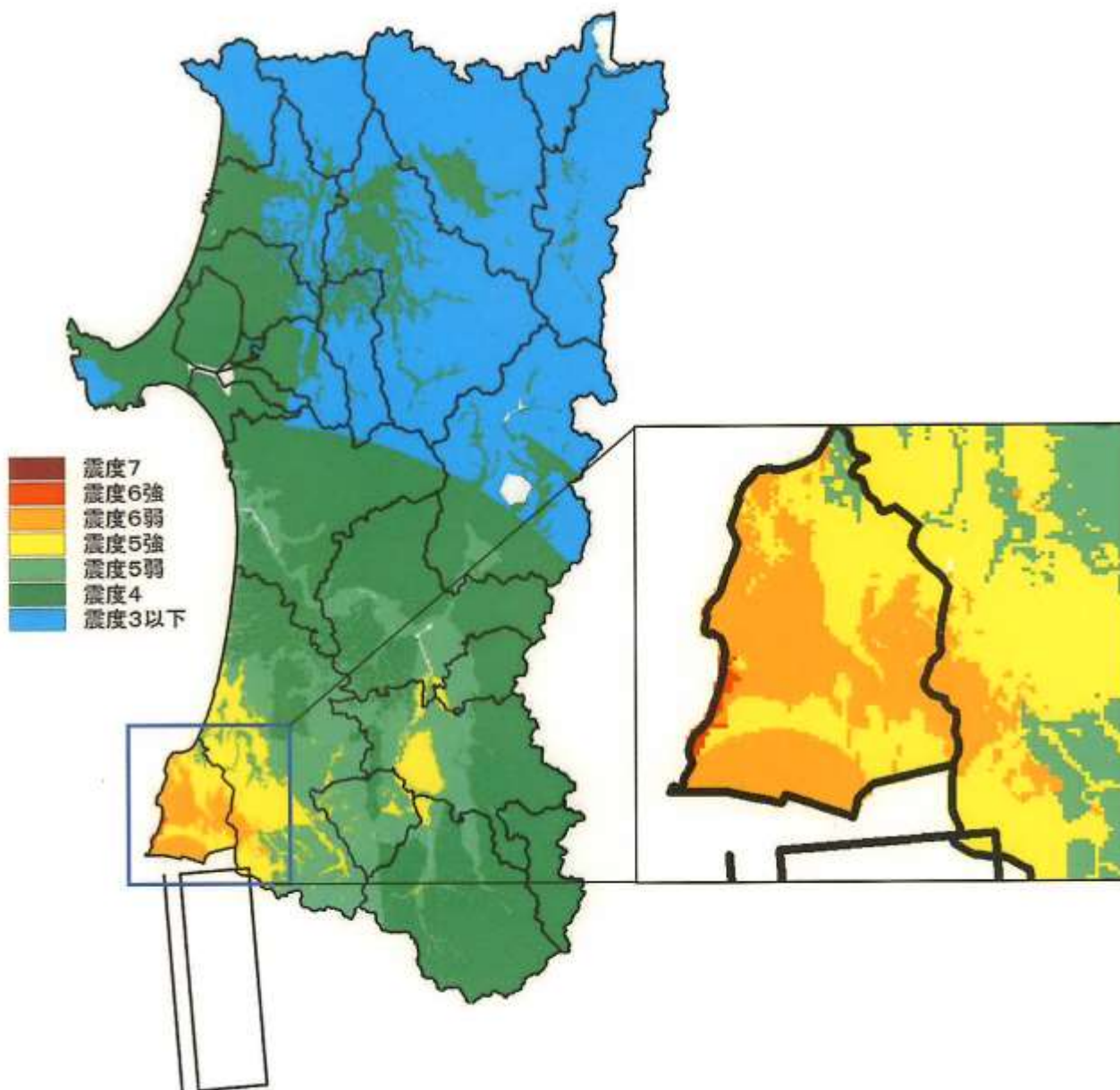
NO. 18 雫石盆地西縁断層帯 (M=6.9 最大震度：5 強) 震度分布図 簡易法



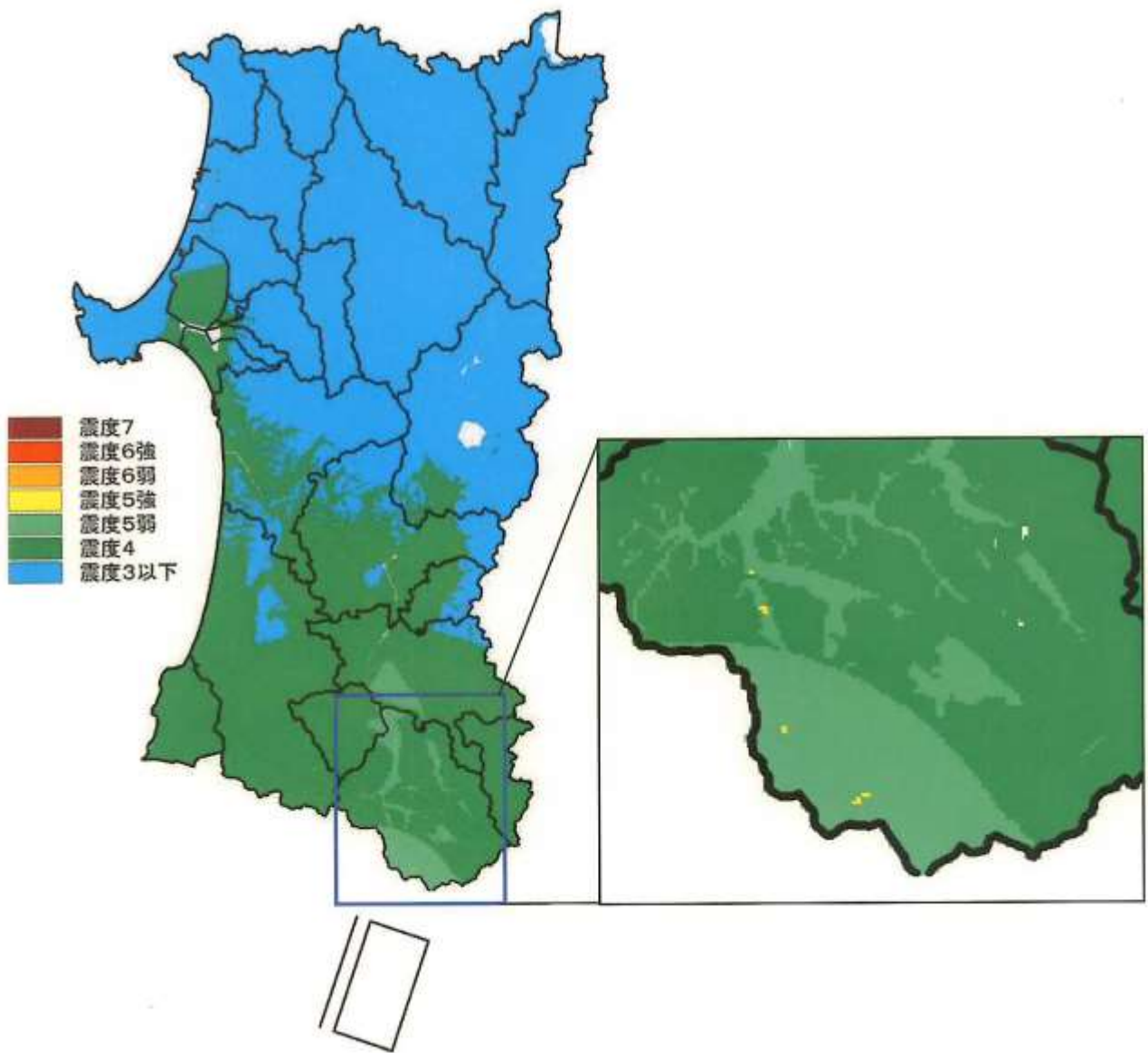
NO. 19 北上低地西縁断層帯 (M=7.8 最大震度：6弱) 震度分布図 簡易法



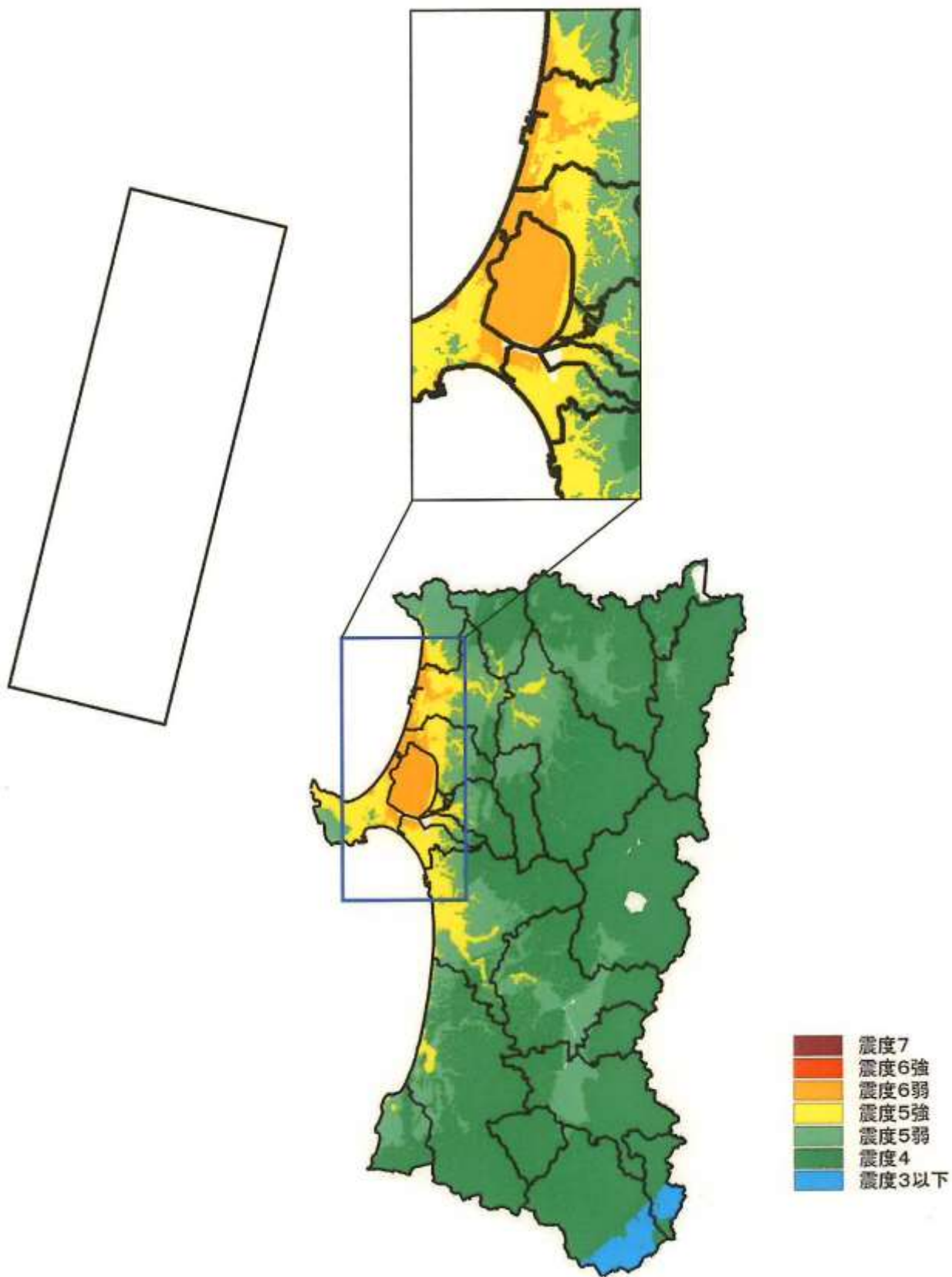
NO. 20 庄内平野東縁断層帯 (M=7.5 最大震度：6 強) 震度分布図 簡易法



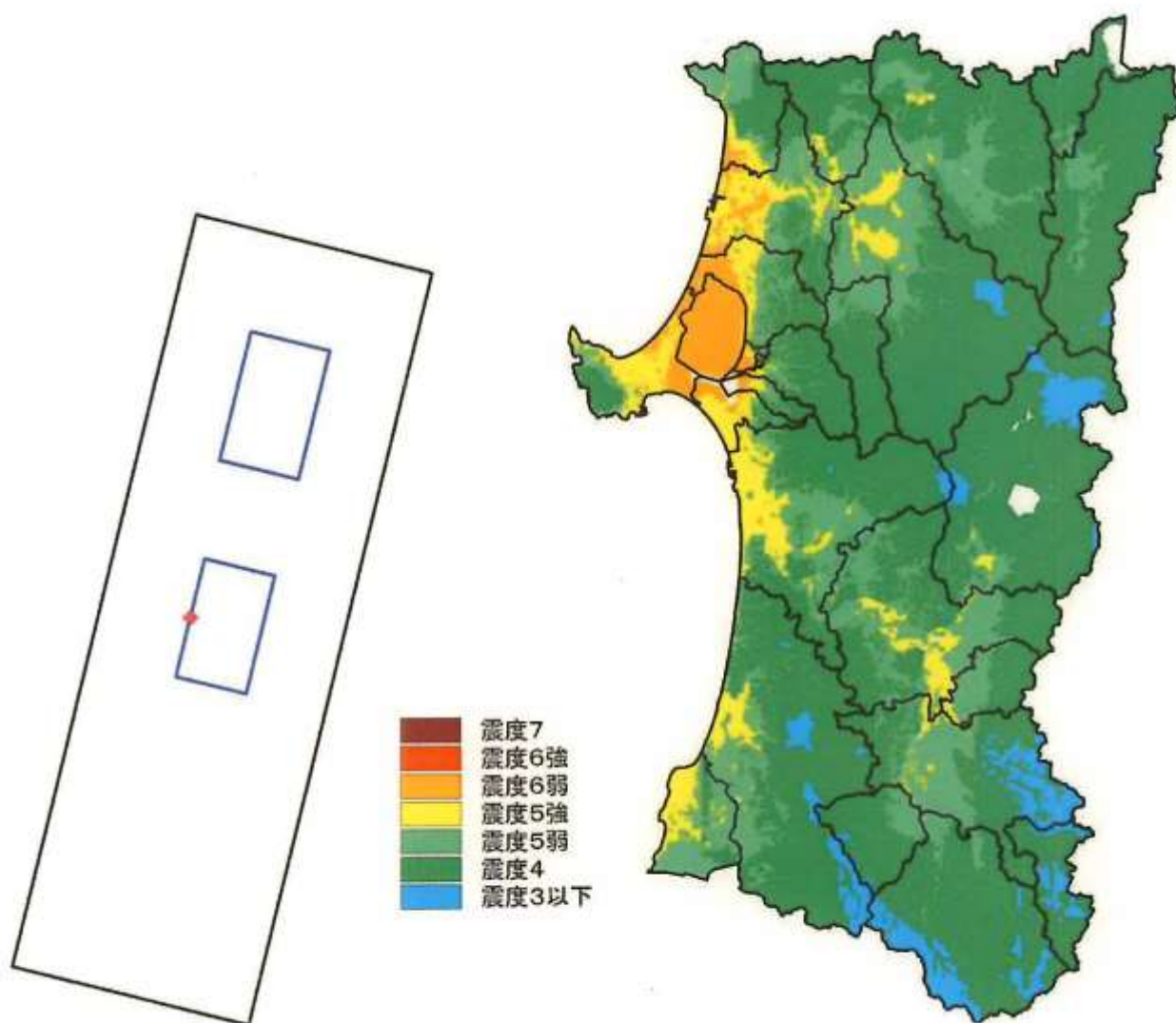
NO. 21 新庄盆地断層帯 (M=7.1 最大震度：5 強) 震度分布図 簡易法



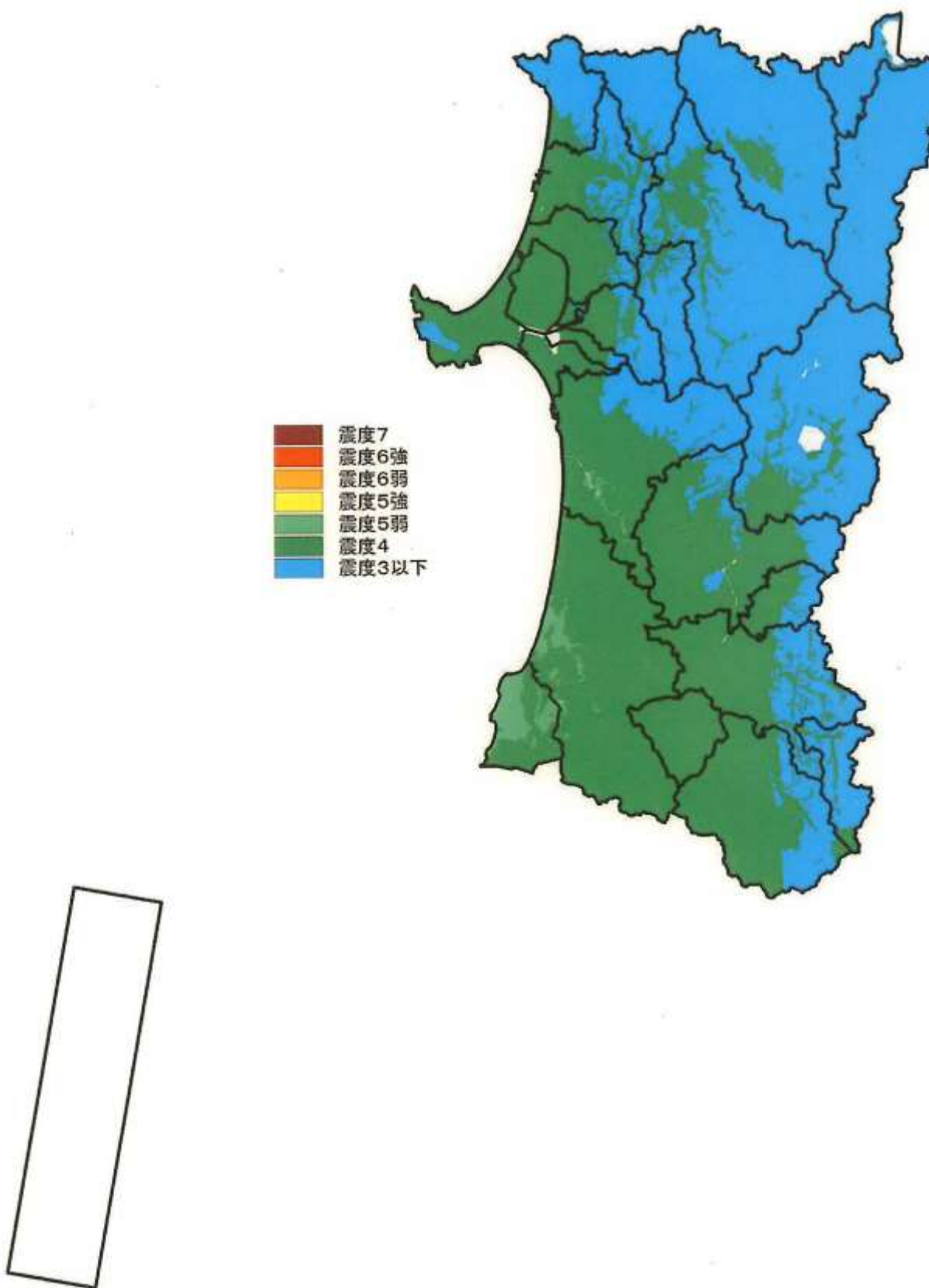
NO. 22 海域 A (M=7.9 最大震度：6 弱) 震度分布図 簡易法



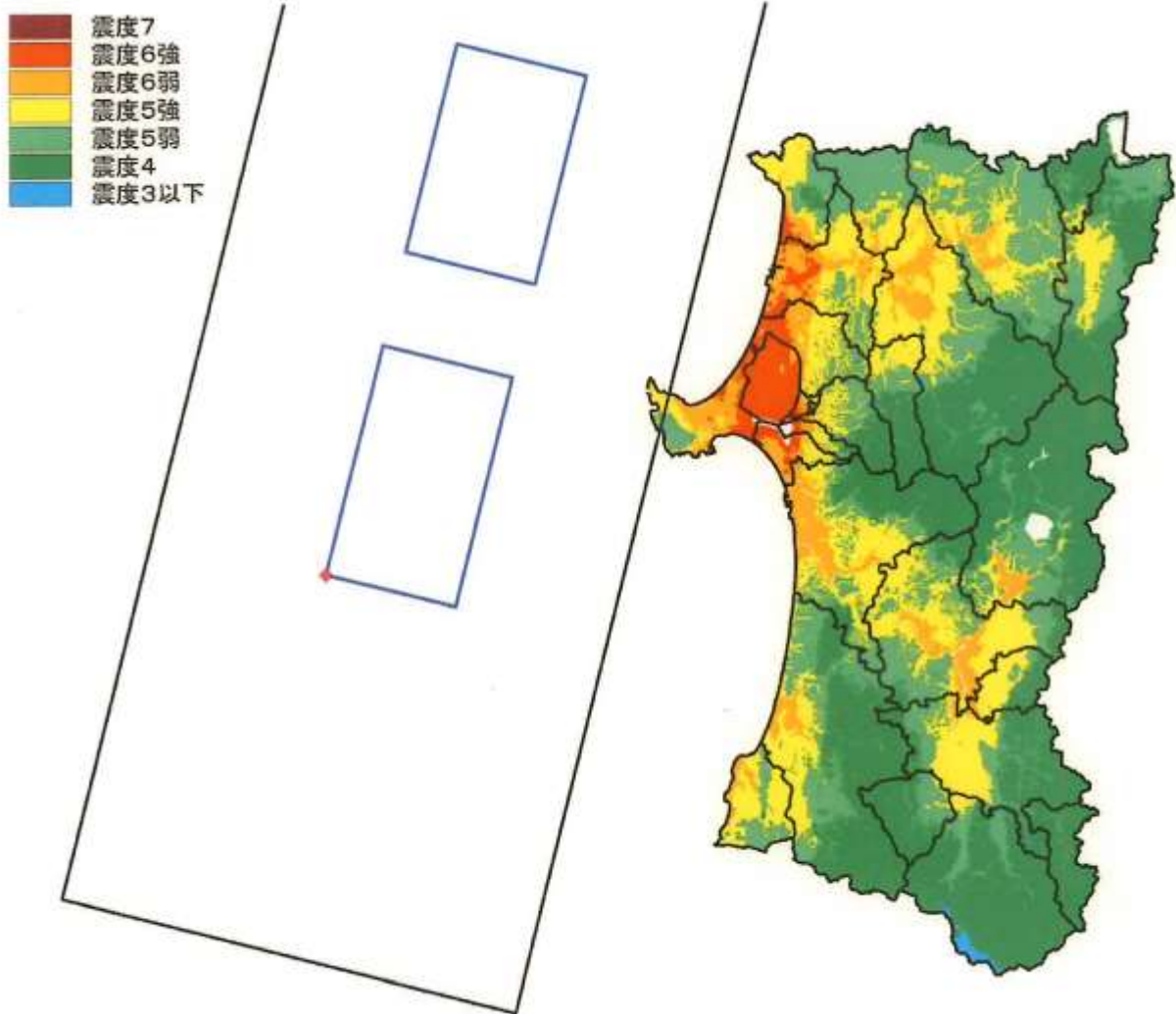
NO. 23 海域 B (M=7.9 最大震度：6 強) 震度分布図 詳細法



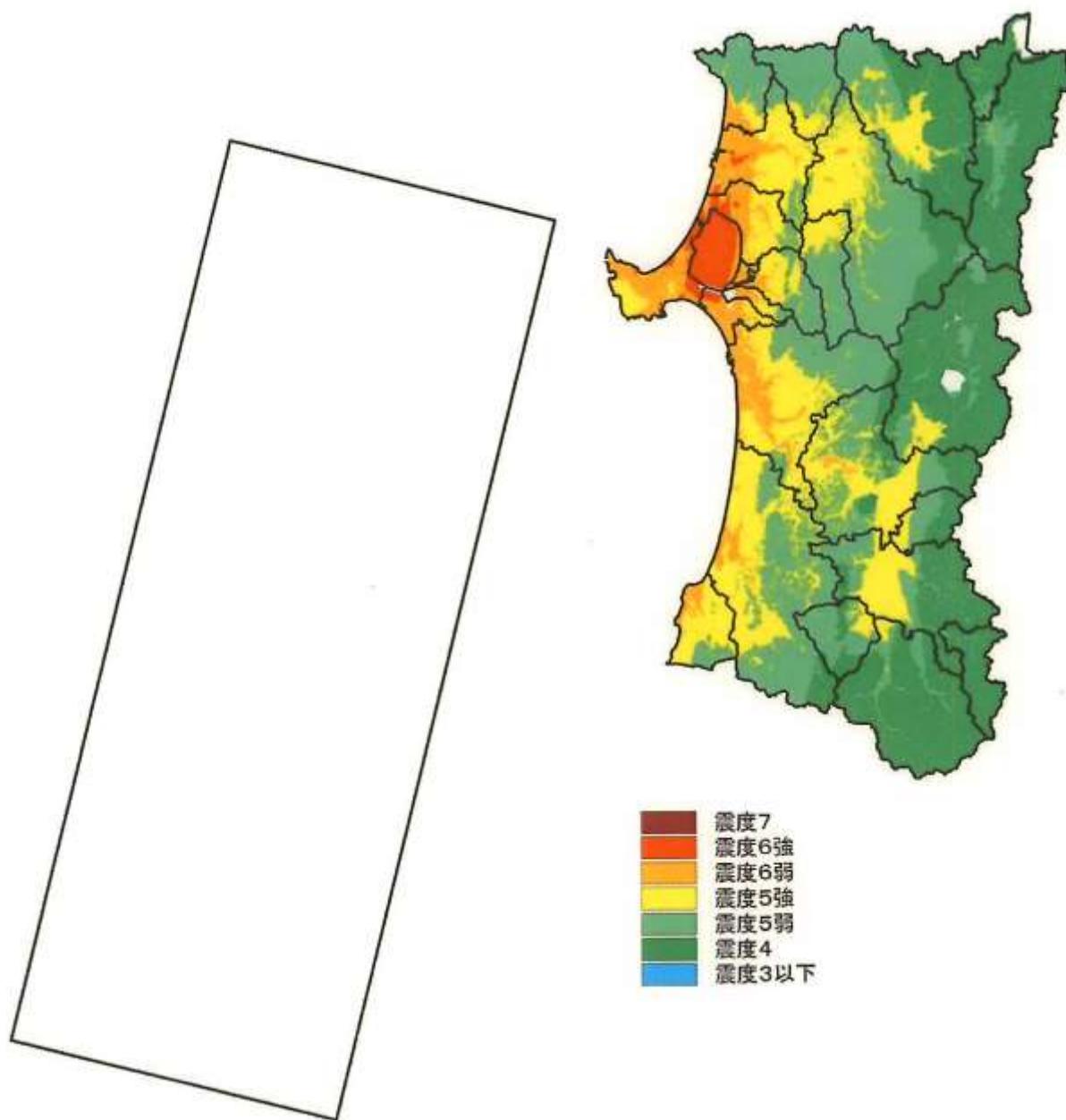
NO. 24 海域 C (M=7.5 最大震度：5 強) 震度分布図 簡易法



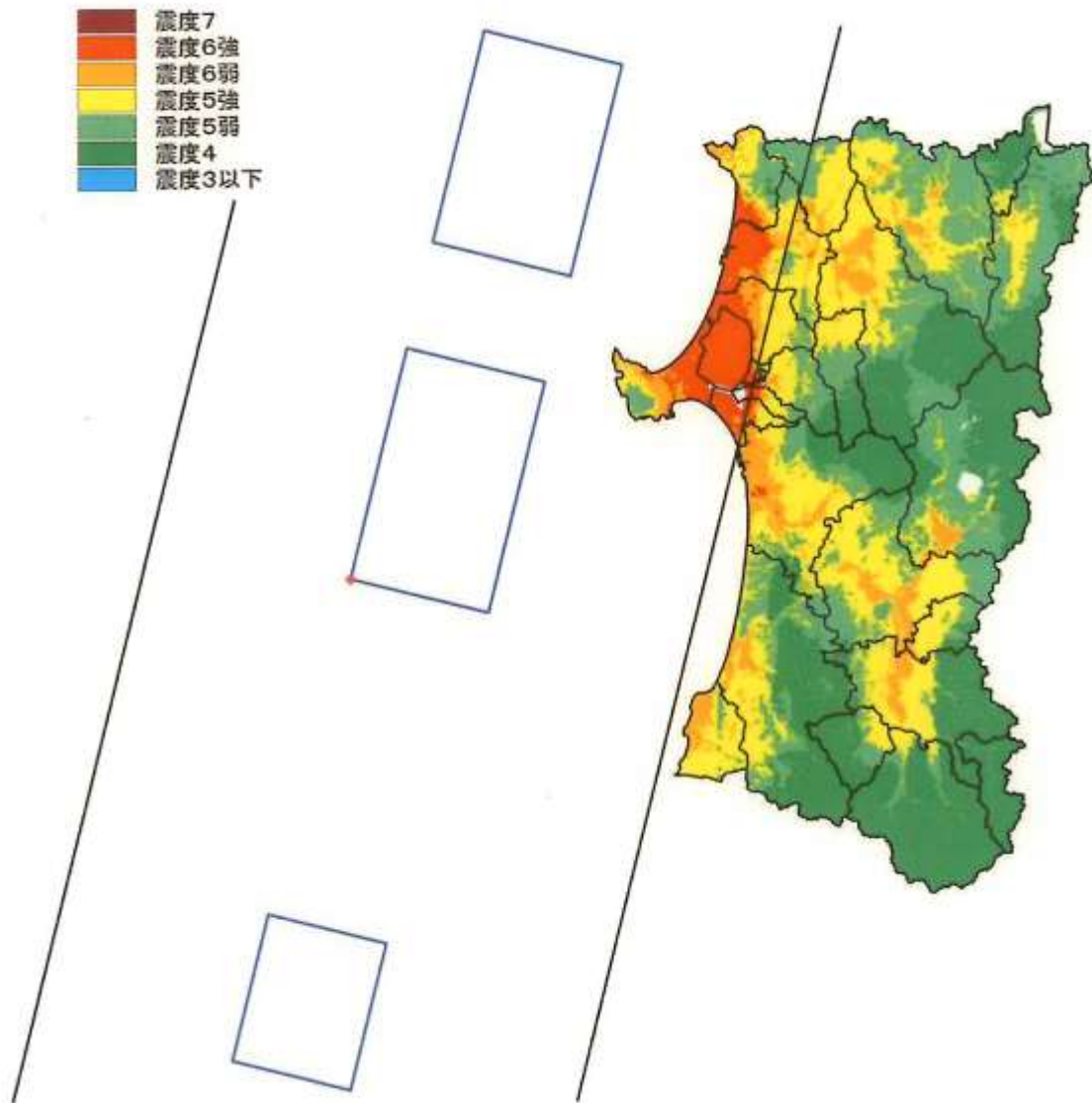
NO. 25 海域 A+B (M=8.5 最大震度：6 強) 震度分布図 詳細法



NO. 26 海域 B+C (M=8.3 最大震度：6 強) 震度分布図 簡易法



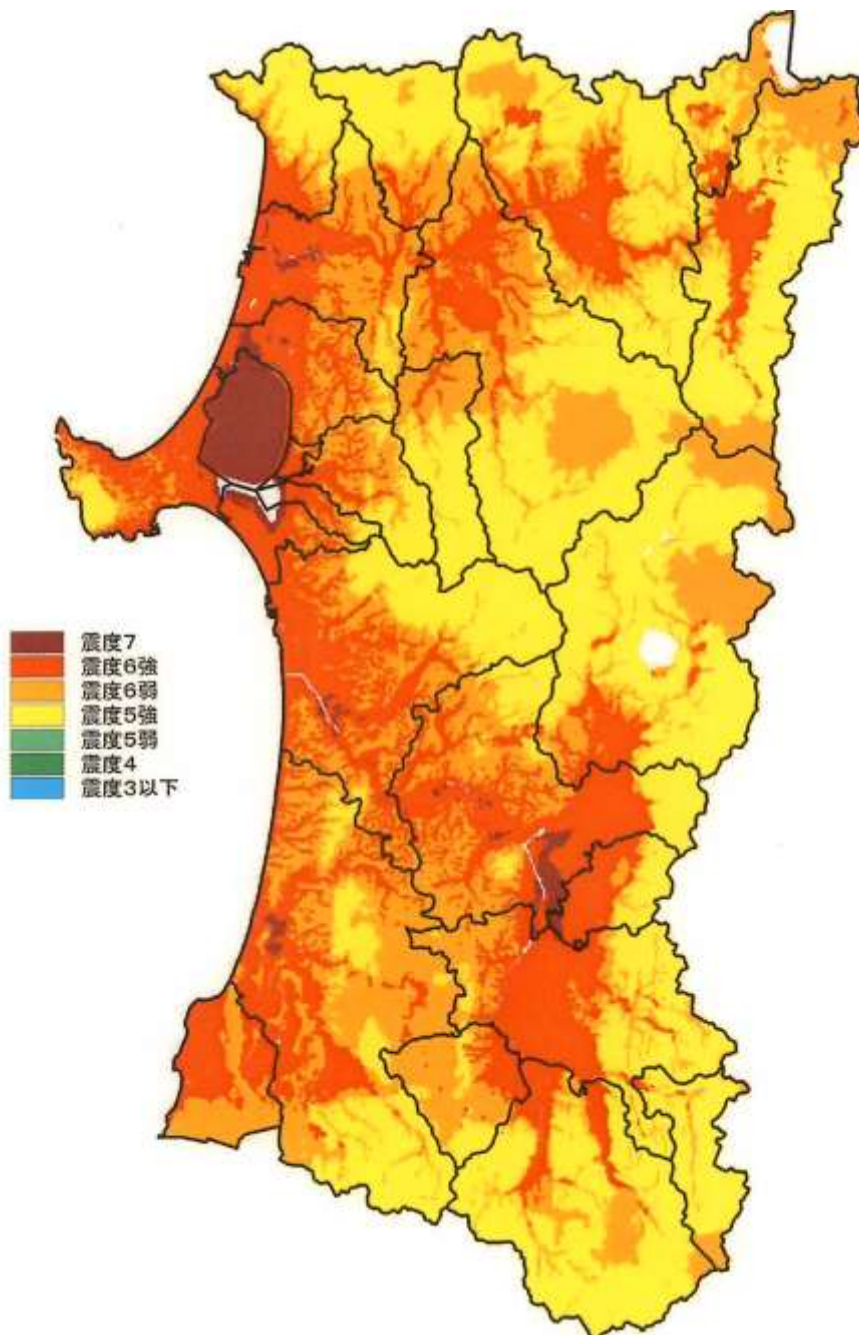
NO. 27 海域 A+B+C (M=8.7 最大震度：7) 震度分布図 詳細法



2 秋田県の全ての場所に直下地震が発生した場合の震度分布

秋田県の全ての場所に直下地震（M6.9）が発生した場合の震度分布を簡易法（距離減衰式）により求めた結果を示している。この震度分布は、秋田県全域が同じ地震外力を受けている条件での結果であるため、どの地域が揺れやすいかを表現しているものである。直下型地震の規模をM6.9としたのは、地震を引き起こした活断層が地表で認められない地震の規模は、過去の事例をみるとM6.5以下がほとんどであるが、防災上の観点からこれを上回るM6.9の地震を想定し、断層長さは17.4km、断層幅は8.7km（松田式より想定）とし、平均震源深さは7.35kmとしている。

秋田県の全ての場所に直下地震（M=6.9）



第4 液状化危険度の予測

1 液状化判定対象地形区分の定義

液状化の発生は、全ての場所で発生するわけではなく、地形区分との関連があるといわれている。「液状化地域ゾーニングマニュアル（1999年、国土庁）」では、微地形分類図と次に示す液状化判定基準を利用して、地盤の液状化の可能性を地震動に応じて4段階で判定している。

【地形区分から見た液状化判定基準】

地盤表層の液状化可能性程度					微地形区分
グレード1	グレード2				
	レベル1 地震動		レベル2 地震動		
液状化の検討を要する地域	大	液状化の可能性は大きい	極大	液状化の可能性は非常に大きい	埋立地、盛土地、旧河道、旧池沼、蛇行州、砂泥質の河原、人工海浜、砂丘間低地、堤間低地、湧水地点
	小	液状化の可能性は小さい	大	液状化の可能性は大きい	自然堤防、湿地、砂州、後背低地、三角州、干拓地、緩扇状地、デルタ型谷底平野
	極小	液状化の可能性は極めて小さい	小	液状化の可能性は小さい	扇状地、砂礫質の河原、砂礫州、砂丘、海浜、扇状地型谷底平野
要しない地域	無	可能性なし	無	可能性なし	台地、丘陵地、山地

（出典：国土庁、液状化地域ゾーニングマニュアル、1999）

【液状化判定対象地形区分】

液状化判定対象地形区分	非液状化地形区分
<ul style="list-style-type: none"> ・デルタ型谷底低地 ・扇状地型谷底低地 ・緩扇状地 ・自然堤防 ・後背湿地 ・旧河道 ・三角州・海岸低地 ・砂州・砂礫洲 ・砂丘（旧砂丘、新砂丘）・砂丘間低地 ・干拓地 ・埋立地 	<ul style="list-style-type: none"> ・山地 ・山麓地 ・丘陵 ・火山地 ・火山麓地 ・火山性丘陵 ・岩石台地 ・砂礫質台地 ・ローム台地 ・扇状地

2 八峰町の微地形区分図

本町の微地形区分では、北部及び東方は山地となっているが、泊川以南の海岸部からは、海岸低地、砂丘地帯などになっており、日本海中部地震において液状化現象が発生している。



(1) PL 法による液状化の予測

液状化危険度は、地盤タイプごとの地盤性モデル、地下水分布モデル及び想定地震動から、道路橋示方書に基づく PL 法によって、メッシュごとに PL 値を求めた。なお、算定にあたっては、液状化面積率を考慮した。液状化のランクには、PL 値により 4 段階に評価されている。

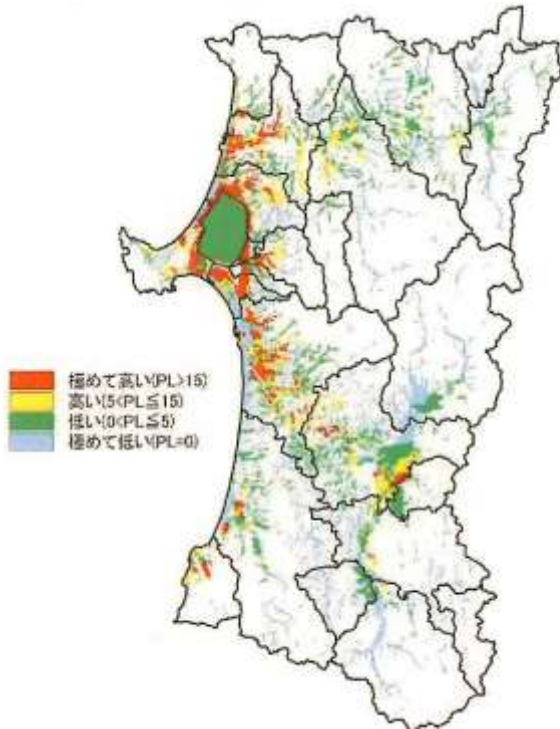
【PL 値による液状化判定】

PL 値	液状化の判定
PL=0	液状化危険度は極めて低い。液状化に関する詳細な調査は不要。
$0 < PL \leq 5$	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。
$5 < PL \leq 15$	液状化危険度が高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要。
$15 < PL$	液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不回避。

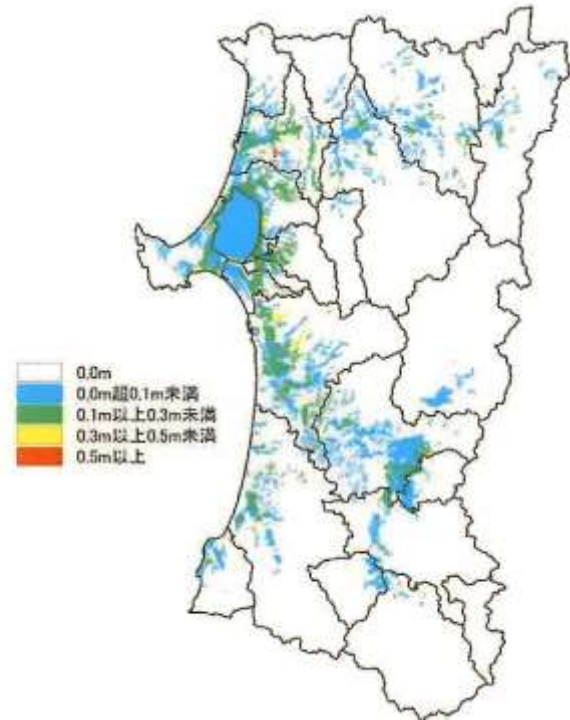
3 液状化危険度の予測図

海域 A+B+C 連動地震における PL 法に基づく液状化の危険度及び液状化による沈下量は、次の図に示す。

【液状化危険度分布図】

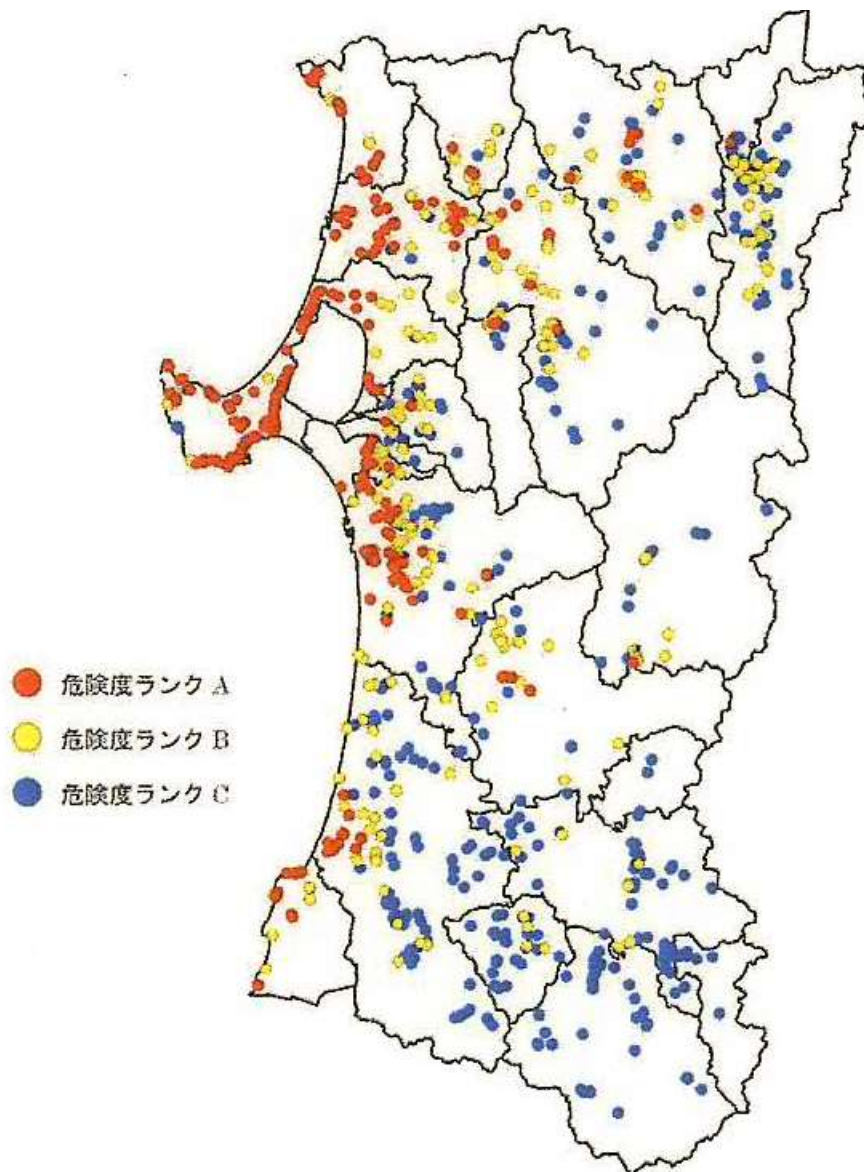


【液状化による沈下量】



第5 急傾斜地崩壊危険度の予測

海域 A+B+C 連動地震における急傾斜地崩壊危険度の予測は、次の図に示す。



第6 被害想定

「秋田県地震被害調査報告書」において、本町の各地震モデルの被害想定は、津波被害を除き次の値が算出されている。

本町における地震動の最大被害は、地震モデル 27 の海域 A+B+C の連動型地震によるもので、冬の深夜 2 時に発生した場合、建物被害は、全壊・半壊が 5,054 棟、人的被害は、死者が 56 人、負傷者が 367 人、また、避難所等への避難者は、3,681 人にのぼると想定されている。

1 被害予測の条件設定

【地震発生時の気象条件等の前提条件】

項目	地震動被害想定のために設定する前提条件			津波被害想定のために設定する前提条件	
季節	夏	冬	冬	夏	冬
天気	雨	雪	晴れ	晴れ	雪
曜日	平日	平日	平日	休日	平日
時間	10 時頃	2 時頃	18 時頃	14 時頃	2 時頃
風速 風向	地域における 上記条件の平均 値	地域における 上記条件の平均 値	強風 (乾燥)	地域における 上記条件の平均 値	地域における 上記条件の平均 値
その他	—	—	火災被害想定 条件	大潮期満潮時 停電同時発生	大潮期満潮時 停電同時発生

陸域 21 パターンについては、「地震動被害想定のために設定する前提条件」の項目を適用する。海域の地震 6 パターンについては、「地震動被害想定のために設定する前提条件」及び「津波被害想定のために設定する前提条件」の両項目を適用する。

また、上記の前提条件は、おおむね、下記のような検討事項に反映される。

- (1) 夏と冬では、積雪の有無の違いがある。建物被害では、冬は積雪の荷重を考慮するなど、夏に比較して倒壊の危険性が高くなる。また、積雪期では、復旧作業などの効率が落ちることや、山間部では地震により雪崩が発生し、集落の孤立化の可能性が高くなるなど、夏に比較して冬は条件が悪くなる。
- (2) 平日は時間によって、木道建物内滞留人口、非木造建物内滞留人口の割合が異なる。
- (3) 津波被害想定において、夏の休日には、海水浴客を考慮する。
- (4) 風速は、地震火災の延焼の条件に反映される。

2 建物被害予測

地震動、液状化及び急傾斜地崩壊による建物の全壊・半壊数

3 建物被害による人的被害の予測

過去の被害事例に基づき、建物の全壊棟数から死者数・負傷者数を予測する手法を用いて、地震動及び急傾斜地崩壊に伴う建物被害による死者数・負傷者数
なお、建物被害、人的被害等については、夏、冬、その時間帯別に算出される。

4 火災被害による人的被害の予測

過去の被害事例に基づく人的被害数値から、炎上出火家屋内からの逃げ遅れ、倒壊後に焼失した家屋内の救出困難者、延焼拡大時の逃げまどいによる死者数・負傷者数

5 ライフライン施設の被害予測と機能支障

ライフラインは、上下水道、ガス、電力及び通信の各施設を被害想定の対象

6 震災廃棄物の発生

建物全壊、半壊、焼失建物の廃棄量を対象

7 生活機能等の支障

(1) 避難者数の予測

建物被害による避難者と建物被害はないが断水による避難者を想定する。避難者は、地震発生後の時間経過に伴い推移することから、最大避難者数となる、発災4日後の避難者数を示す。

(2) 物資不足量の予測

避難所生活者を対象とした1日あたりの食料及び飲料水、仮設トイレ需要量を予測

- ① 阪神・淡路大震災の事例により、避難所生活者数の1.2倍の食料需要量を想定
- ② 飲料水需要は、1人あたり3リットル（飲料水のみ）と想定

八峰町の地震被害想定算出結果一覧表

地震区分 被害想定項目			1	3	4	13	14	15
			能代断層帯	男鹿地震	天長地震	横手盆地 真昼山地 連動	秋田仙北 地震震源 北方秋田 仙北地震 連動	天長地震 北由利断 層連動
マグニチュード			7.1	7.0	7.2	8.1	7.7	7.8
町域最大震度			6強	5強	5強	5強	5弱	5強
建物 被害	建物 全壊	夏	157	4	4	5	2	2
		冬	174	4	4	5	2	2
	建物 半壊	夏	607	5	2	11	0	2
		冬	672	5	2	11	0	2
火災 被害	焼失 棟数	夏 10時	0	0	0	0	0	0
		冬 2時	0	0	0	0	0	0
		冬 18時	36	0	0	0	0	0
人的 被害	死者数	夏 10時	4	0	0	0	0	0
		冬 2時	10	0	0	0	0	0
		冬 18時	8	0	0	0	0	0
	負傷 者数	夏 10時	69	1	0	2	0	0
		冬 2時	112	1	0	2	0	0
		冬 18時	87	1	0	2	0	0
ライフ ライン 被害	上水道	被災 箇所	41	1	2	12	0	2
		断水 人口	2,804	150	192	1,229	7	162
	下水道	被災 延長	2,700	675	548	971	331	472
		支障人 口	368	92	75	133	45	64
	停電 世帯数	夏 10時	1,302	86	84	110	38	40
		冬 2時	1,445	86	84	110	38	40
		冬 18時	1,445	86	84	110	38	40
	LPガス支障人口		283	0	0	0	0	0
	電話等 不通回 線数	夏 10時	29	1	1	1	0	0
		冬 2時	32	1	1	1	0	0
		冬 18時	68	1	1	1	0	0

地震区分 被害想定項目		1	3	4	13	14	15	
		能代断層帯	男鹿地震	天長地震	横手盆地 真昼山地 連動	秋田仙北 地震震源 北方秋田 仙北地震 連動	天長地震 北由利断 層連動	
マグニチュード		7.1	7.0	7.2	8.1	7.7	7.8	
町域最大震度		6強	5強	5強	5強	5弱	5強	
避難者数 (最大4日 後)	夏10時	1,143	51	63	384	4	52	
	冬2時	1,363	53	64	387	4	52	
	冬18時	1,380	53	64	387	4	52	
震災廃棄物 (t)	夏10時	44,716	673	517	1,098	193	307	
	冬2時	48,741	673	517	1,098	193	307	
	冬18時	49,858	673	517	1,098	193	307	
生活物資等 の不足量	食料不足量 (食)	夏10時	4,116	183	226	1,382	14	187
		冬2時	4,907	189	229	1,394	14	189
		冬18時	4,969	189	229	1,394	14	189
	飲料水(t)		8	0	1	4	0	0
	必要仮 設トイレ 数	夏10時	31	2	2	12	0	2
		冬2時	34	2	2	12	0	2
		冬18時	34	2	2	12	0	2
	応急仮 設住宅 数	夏10時	266	12	15	89	1	12
		冬2時	317	12	15	90	1	12
		冬18時	321	12	15	90	1	12

八峰町の地震被害想定算出結果一覧表

地震区分			22	23	25	26	27
			海域 A	海域 B	海域 A+B	海域 B+C	海域 A+B+C
被害想定項目							
マグニチュード			7.9	7.9	8.5	8.3	8.7
町域最大震度			6弱	6弱	6強	6弱	6強
建物 被害	建物 全壊	夏	542	60	2,238	143	2,948
		冬	543	63	2,263	158	2,994
	建物 半壊	夏	825	301	1,691	769	1,925
		冬	818	295	1,810	839	2,060
火災 被害	焼失 棟数	夏 10時	0	0	0	0	2
		冬 2時	0	0	0	0	2
		冬 18時	0	0	53	0	141
人的 被害	死者数	夏 10時	0	0	11	2	24
		冬 2時	0	0	26	5	56
		冬 18時	0	0	19	4	42
	負傷 者数	夏 10時	18	20	156	64	240
		冬 2時	26	29	248	105	367
		冬 18時	21	23	193	81	291
ライフ ライン 被害	上水道	被災箇所	20	15	53	41	86
		断水人口	1,881	1,535	3,485	3,061	4,362
	下水道	被災延長	1,761	1,624	4,419	2,491	5,514
		支障人口	240	222	603	340	752
	停電 世帯数	夏 10時	291	272	2,491	1,527	2,663
		冬 2時	338	338	2,557	1,706	2,688
		冬 18時	338	338	2,557	1,706	2,688
	LPガス支障人口		117	85	532	284	651
	電話等 不通回 線数	夏 10時	11	9	72	23	143
		冬 2時	11	10	79	26	157
		冬 18時	11	10	132	26	296

地震区分		22	23	25	26	27	
		海域 A	海域 B	海域 A+B	海域 B+C	海域 A+B+C	
被害想定項目							
マグニチュード		7.9	7.9	8.5	8.3	8.7	
町域最大震度		6弱	6弱	6強	6弱	6強	
避難者数 (最大4日 後)	夏10時	1,143	608	2,682	1,250	3,265	
	冬2時	1,368	698	3,083	1,509	3,681	
	冬18時	1,368	698	3,083	1,509	3,681	
震災廃棄物 (t)	夏10時	107,766	21,307	344,244	54,300	434,740	
	冬2時	107,619	21,274	350,416	58,370	442,596	
	冬18時	107,619	21,274	352,075	58,370	446,956	
生活物資等の 不足量	食料不足量 (食)	夏10時	3,837	2,190	9,656	4,502	11,753
		冬2時	3,908	2,513	11,101	5,432	13,251
		冬18時	3,908	2,513	11,101	5,432	13,251
	飲料水(t)		6	5	10	9	13
	必要仮設トイレ数	夏10時	25	16	56	34	70
		冬2時	28	18	61	37	75
		冬18時	28	18	61	37	75
	応急仮設住宅数	夏10時	266	141	624	291	759
		冬2時	318	162	717	351	856
		冬18時	318	162	717	351	856

地震被害想定結果の地震動・津波被害の人的被害想定を抽出した結果概要は次のとおり。

なお、被害想定における避難行動を次の3パターンに区分する。

- ① 津波発生後すぐに全員が避難した場合
(発災5分後の避難者100%)
 - ② 早期避難者比率が高い場合
(発災5分後の避難者70%、15分後の避難者30%)
 - ③ 避難者比率が低い場合
(発災5分後の避難者20%、15分後の避難者50%、危機切迫避難者30%)
- ※ 冬期間は状況を考慮し、避難行動開始時間に5分を加えている。

【地震動・津波合計人的被害想定結果概要（海洋地震）】

津波による人的被害			No. 22 海域 A	No. 23 海域 B	No. 25 海域 A+B	No. 26 海域 B+C	No. 27 海域 A+B+C
マグニチュード			7.9	7.9	8.5	8.3	8.7
最大震度（八峰町）			6弱	6弱	6強	6弱	6強
死者数 (人)	夏14時 海水浴客有り	①	0	0	79	2	192
		②	32	0	232	2	404
		③	172	4	1,072	9	1,623
	夏14時 海水浴客なし	①	0	0	61	2	151
		②	18	0	172	2	311
		③	96	1	783	4	1,233
	冬2時	①	5	0	351	5	511
		②	58	0	647	5	1,038
		③	159	1	1,296	6	2,105
負傷者 数(人)	夏14時 海水浴客有り	①	18	20	156	64	240
		②	27	20	157	64	253
		③	819	496	856	572	757
	夏14時 海水浴客なし	①	18	20	156	64	240
		②	24	20	157	64	250
		③	467	99	666	179	632
	冬2時	①	26	29	248	105	367
		②	204	29	377	105	476
		③	762	108	965	220	919

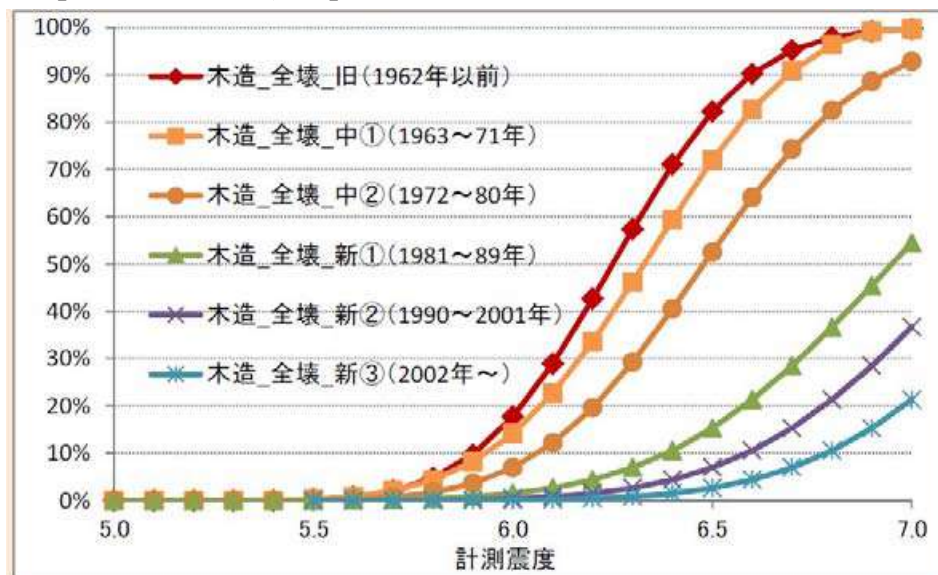
第7 調査結果から分かる被害の特徴

1 地震動による被害

(1) 人的被害のほとんどが建物の倒壊によるものである

- ① 人的被害（死者及び負傷者）の原因をみると、建物の倒壊が約9割を占める。
- ② 秋田県は、現在の耐震基準が導入された時期（1981年）より前に建てられた建物が過半数であり、被害拡大の要因となる。

【木造建物の全壊率】



(2) 冬の深夜の被害が最大となる

- ① 冬は、夏に比べて、積雪により建物倒壊数が増加する。
- ② 深夜は、日中に比べて、避難に時間がかかるほか、在宅率が高いため、建物倒壊等による人的被害が増加する。

(3) ライフラインの復旧までに数週間を要する場合もある

水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設が被災した場合は、被害の大きさによって、復旧までに数日から数週間を要する。特に、冬の場合には作業効率が下がり、復旧期間が長期化する。

(4) 多数の避難者が発生する

建物被害によるほか、断水等の長期化により多数の避難者が発生する。

第5節 地震・震度観測体制

第1 地震・震度観測

日本及びその周辺は、世界でも地震活動の非常に活発な地域として知られている。

平成5年度末に、気象庁は全国約150箇所に高性能の地震計を設置し「津波地震早期検知網」を構築した。さらに近年観測点の追加整備と「検知網」の配置見直しを行い、現在、全国約300箇所の地震観測データをリアルタイムで収集し、24時間体制で地震活動を監視している。また、気象庁は、平成8年から震度観測に震度計を導入し、現在、地方公共団体、防災科学技術研究所とあわせて全国約4300地点で震度観測が行われている。

これらの観測データを用いて、地震動警報・予報、津波警報・注意報・予報や地震・津波情報を即時に発表するとともに、観測成果は地震活動の研究に有効に活用されている。

第2 観測体制

1 秋田地方気象台

県内に設置している地震計は、津波地震早期検知網として、能代市、男鹿市、大館市、美郷町、秋田市雄和の5箇所に、また震度計を単独に秋田市、能代市、由利本荘市、湯沢市、北秋田市、五城目町、横手市雄物川町、仙北市の8箇所に設置し観測している。これらの震度計は、有線回線が震災により途絶した場合でも衛星回線を利用してデータを送ることが可能である。

また、気象庁が設置した震度計により観測された震度データのほか、秋田県震度情報ネットワークシステムで観測した県内62箇所の震度データ及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の強震観測施設16地点の震度データについても地震情報の発表に供するなど活用している。

津波については、東北地方整備局秋田港湾事務所所有の観測施設（秋田港）で観測している潮位データは、気象庁に送信され常時監視している。

また、上記観測施設の計測範囲を超える大きな津波は、付近の岸壁部に設置した巨大津波観測計で観測し、観測データは気象庁本庁に伝送されている。

2 東北大学地震・噴火予知研究観測センター

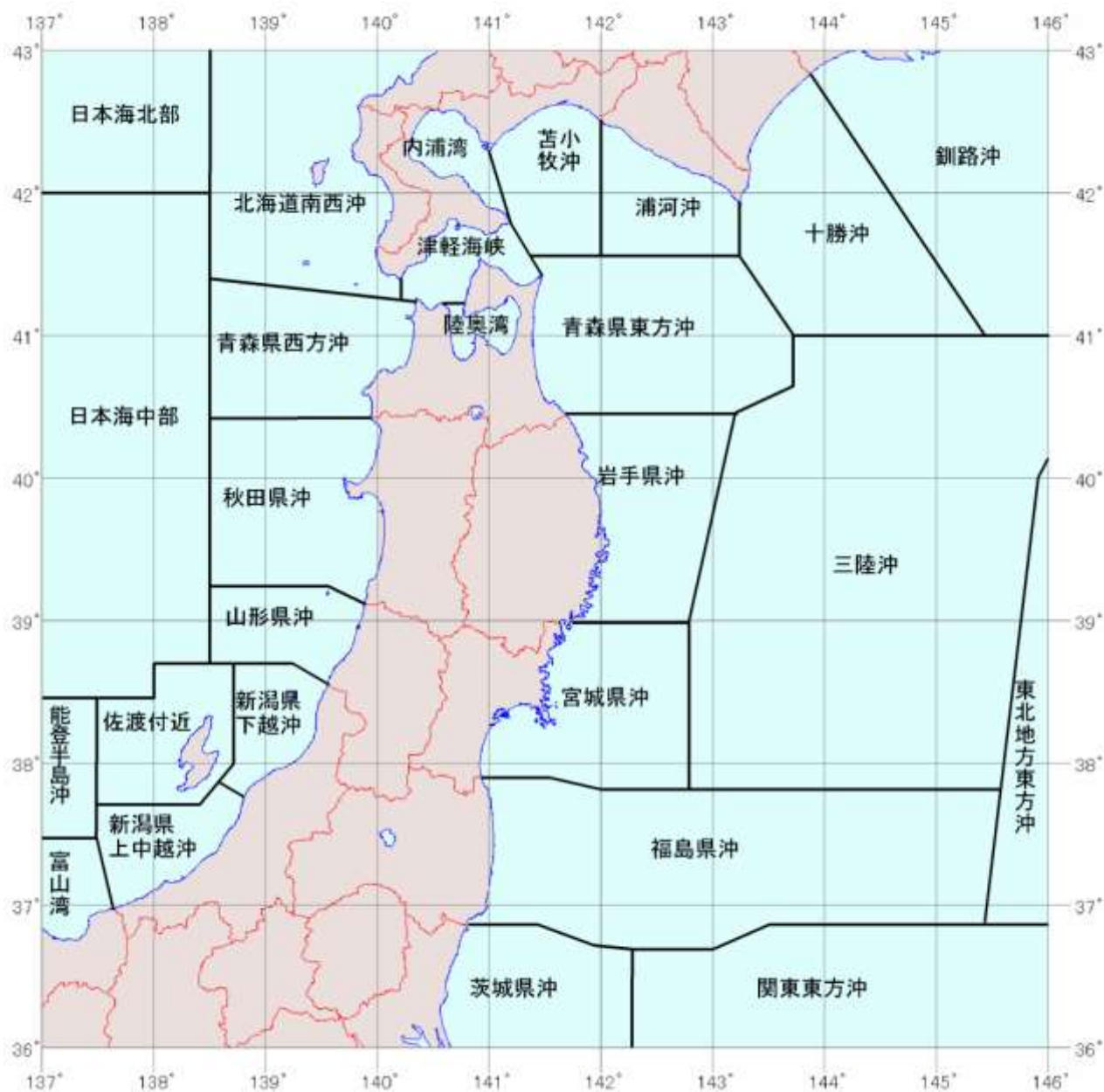
秋田県内においては、GPSによる地殻変動観測、伸縮計・傾斜計による地殻変動観測、体積歪計による地殻変動観測、地磁気観測などの地震観測が9箇所、火山性地震観測4箇所の観測体制となっており、観測データは仙台市の同センターに伝送され、気象庁・防災科学技術研究所・全国大学等関係機関にもリアルタイムで共有されている。

3 国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所

強震計（最小 5gal～2,000 gal）が設置され、観測結果はメモリーカードに記録し、国立研究開発法人港湾空港技術研究所に送られ、電算処理される。そして港湾構造物の設計等に活用している。

また、潮位に対しては潮位観測施設（縮率 1/10、観測範囲+1.5m～-1.0m）が設置され、観測データは気象庁にテレメーター方式によって送られ、異常潮位等の災害予防にも活用されている。

【各種情報に用いられる震央地名（東北地方とその周辺）1996.10】



【秋田県内の震度観測点位置及び名称】



第6節 地震に関する知識

第1 震度（揺れの大きさ）

震度とは、ある場所における、地震動による揺れの大きさを表す尺度である。日本では、震度0、震度1、震度2、震度3、震度4、震度5弱、震度5強、震度6弱、震度6強、震度7の10階級で表される。なお、震度0は地震計だけに記録されるもので、人体には感じない程度の揺れである。

以前、気象庁では職員の体感と周囲の状況で震度を決めていたが、平成8年からは計測震度計を導入し震度を自動計測している。計測震度計は各市町村役場等に設置され、これにより観測地点は飛躍的に増加し、きめ細かい震度情報の提供が可能になった。

一つの地震でも観測場所（震源からの距離）や地盤の性質などにより震度は異なる。一般的には、規模の大きな地震でも震源から離れるほど震度は小さくなり、また、規模の小さな地震でも震源が近ければ震度は大きくなる。

震度1以上の地震を観測したときは、震度と観測した場所の地名が付され、気象台から地震情報として発表される。震度による揺れの程度・周囲の状況等については、気象庁の「震度階級関連解説表」に記載されている。

第2 地震の規模：M（マグニチュード）と地震のエネルギー

地震そのものの大きさを表す尺度として考え出されたのがマグニチュードである。

気象庁では、「地震の規模」として公表し、「M」で表される。

マグニチュードの値が大きな地震ほど、大きなエネルギーが放出されるが、放出されるエネルギーは、地形変動や熱などに変換されるため、正確な地震エネルギー値を求めることは非常に難しいとされている。

さらに、マグニチュードも厳密な数値ではなく、このことから、マグニチュードとエネルギーの関係も、おおよその関係があると考えられる。

マグニチュードは、値が1つ大きくなると地震エネルギーは約32倍、2大きくなると約1,000倍（約 32×32 倍）、3大きくなると約3万倍（約 $32 \times 32 \times 32$ 倍）という関係にある。M8の地震の1つでM7の地震約32個、M6の地震約1,000個分のエネルギーに相当する。

これまでで観測史上最大のマグニチュードは、チリ地震（1960年）の9.5である。
目安として

- ・大地震：M7以上
- ・巨大地震：M8以上

【参考】

- | | | |
|--------|-------------------|------|
| ・大正12年 | 関東地震（関東大震災） | M7.9 |
| ・昭和58年 | 日本海中部地震 | M7.7 |
| ・平成7年 | 兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災） | M7.3 |

- ・平成 20 年 岩手・宮城内陸地震 M7.2
- ・平成 23 年 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）M9.0
- ・平成 28 年 熊本地震 M7.3

第3 地震波（P波、S波、表面波）

地震が起きると、震源からP波（たて波：初期微動）とS波（横波：主要動）の2つの地震波が発生する。P波は、地殻の浅いところでは毎秒約6kmの速度で、またS波は毎秒約3.5kmの速度で伝わる。

P波とS波では伝わる速さが違うため、まず小さな揺れ（P波）を感じ、しばらくして大きな揺れ（S波）が始まる。震源から遠くなるほどこの間隔が長くなる。さらに、震源が浅い地震では、地表面を伝わる表面波と呼ばれる、大きな揺れがS波の後にやってくる。

なお、このP波とS波の伝わる速さの違いを利用して、気象庁は緊急地震速報を発表している。

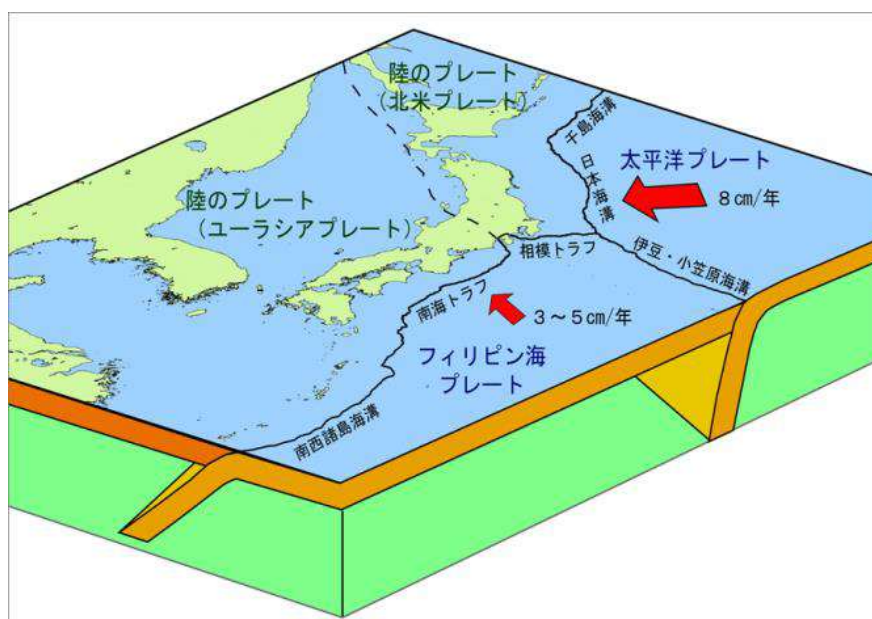
第4 地震の種類

1 プレート境界の地震

日本周辺では、海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートが、陸のプレート（北米プレートやユーラシアプレート）の方へ1年あたり数cmの速度で動いており、陸のプレートの下に沈み込んでいる。このため、日本周辺では、複数のプレートによって複雑な力がかかっており、世界でも有数の地震多発地帯となっている。

海のプレートが沈み込む際に陸のプレートを地下へ引きずり込むため、陸のプレートが引きずりに耐えられなくなり、跳ね上がる時に起こるのがプレート境界の地震である。

【日本付近のプレートの模式図】

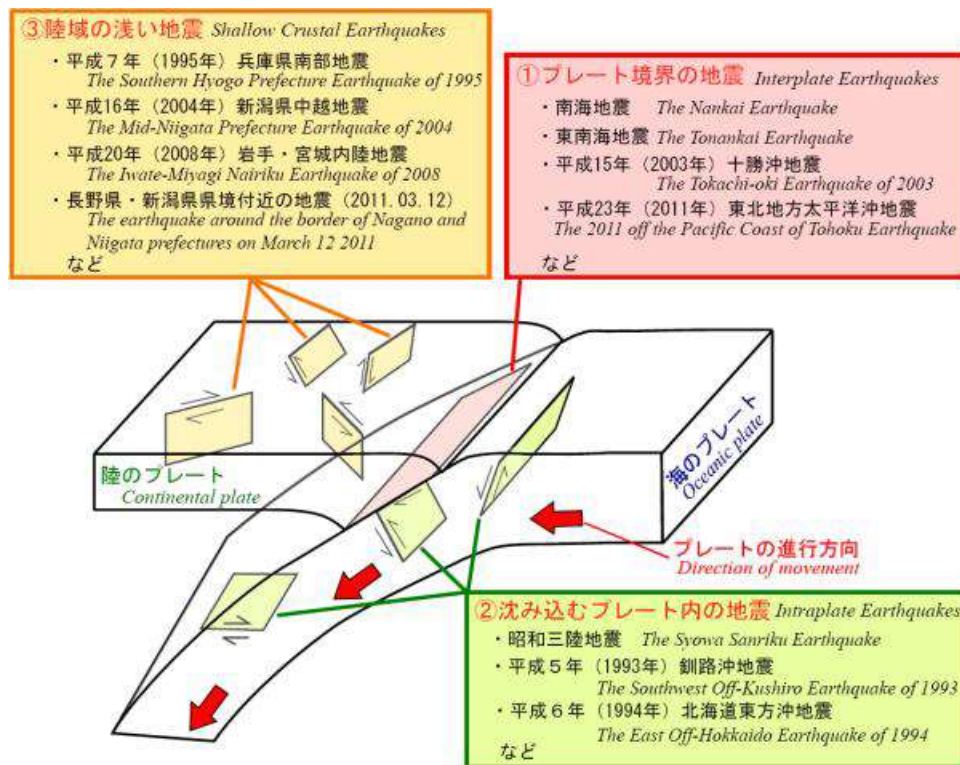


2 プレート内部の地震

プレートの内部に力が加わって発生する地震が、プレート内の地震である。プレート内の地震には、沈み込むプレート内の地震と陸のプレートの浅いところで発生する地震（陸域の浅い地震）がある。

陸域の浅い地震は、プレート境界で発生する地震に比べると地震の規模は小さいが、人間の居住地域に近いところで発生するため、大きな被害を伴うことがある。

【日本付近で発生する地震】



（気象庁のホームページより引用）

第5 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）

震度は、地震による揺れの強さを総合的に表す指標で、防災対応の基準として利用されている。「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測されたときに、その周辺でどのような現象や被害が発生するかの目安を示す資料がある。

1 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中で

あっても、階や場所によって揺れの強さが異なる。

- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多くみられるものが記述されており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さい被害に止まる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞が用いられている。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	—	—
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯など吊り下げ物がわずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	かなりの恐怖感があり、一	吊り下げ物は大きく揺	電線が大きく揺れる。歩

	部の人には身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人には行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱の揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど思い家具が倒れることがある。変形により、ドアが開かなくなることがある。一部の戸が壊れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	家具のほとんどが移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【木造建物、鉄筋コンクリート建造物、地盤・斜面の状況】

震度	木造建物	鉄筋コンクリート建造物	地盤・斜面
----	------	-------------	-------

階級			
5 弱	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。 山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5 強	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。 耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	
6 弱	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。 耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊すものがある。 耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6 強	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。 耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊すものがある。 耐震性の高い建物でも、壁、柱が破損するものがある。	
7	耐震性の高い住宅でも、傾いたり倒壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

【ライフライン・インフラ等への影響】

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動しガスの供給を停止する。さらに、揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。（※）
断水・停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。（※）
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害発生時に、通信事業者により

	災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われている。
エレベーター等の停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【大規模構造物への影響】

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べ地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油タンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地震の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第7節 積雪期における地震

第1 冬の気候

本町の冬の気候の特徴は、シベリアの寒冷高気圧から吹き出す北西風が、温暖な日本海で雪雲を発達させ、これがたびたび暴風雪となって本町に襲来する。

積雪期間は、沿岸部に属し、おおむね12月中旬から3月中旬頃までである。

豪雪の到来周期は、統計上11年ともいわれているが、秋田県では昭和38年（38年1月豪雪）、昭和49年、昭和59年及び平成18年（平成18年豪雪）に記録的な豪雪に見舞われている。

第2 積雪期の地震災害記録

積雪期に発生した地震の災害記録は、次のとおり。

秋田城の地震 (天長地震)	発生年月日	天長7年2月3日(830年)
	震源の位置	北緯39.8度 東経140.1度(秋田市追分西方)
	地震の規模	マグニチュード7.0~7.5(理科年表)
	被害状況	1 人的被害 死者15人、傷者100余人 2 建物被害 秋田城の城郭・角舎・四天王寺等倒壊
強首地震	発生年月日	大正3年3月15日(1914年)
	震源の位置	北緯39.5度 東経140.4度(大仙市西仙北大沢郷付近)
	地震の規模	マグニチュード7.1(最大震度6)(理科年表)
	被害状況	1 人的被害 死者94人、傷者324人 2 建物被害 全壊640戸半壊575戸一部損壊4,232戸 3 火災 住家3戸(強首2、淀川1)

第3 積雪・凍結による地震被害の拡大要因

人的・家屋被害	屋根に多くの積雪がある場合、地震動により激しく揺さぶられた家屋は、地震動と積雪荷重が相乗し全壊又は半壊が想定される。家屋の倒壊又は損壊による死者や負傷者の発生が想定される。さらに、雪崩による道路の寸断や積雪などで救助隊の遅れが想定され、これが凍死者や凍傷者の増加につながる。
火災	家屋の倒壊や損傷により、暖房用備蓄燃料タンク本体や給油配管が破損し、灯油などの漏洩や暖房器具の転倒・損傷による火災が多く発生する。積雪や雪崩による消防車の通行障害、消防施設の被災・凍結などにより、迅速な消火活動が困難となり延焼面積が増大する。

雪崩・孤立地区 (集落)の発生	雪崩による道路の寸断や通信回線の途絶により孤立地区(集落)が発生する。特に、地震発生時の積雪深、気温、天気、時間帯などの条件により、発生する雪崩の種別(表層雪崩又は全層雪崩)により被害の規模が大きく左右される。
情報収集活動	天候、降雪量、積雪深並びに二次災害への安全対策により、被害情報収集活動への支障が想定される。
緊急輸送活動	雪崩や積雪による除排雪作業の遅れ、スリップ事故、地吹雪などによる交通障害が発生し、緊急輸送活動への支障が想定される。

第4 応急対策需要増加要因

罹災者、避難者の生活確保	罹災者、避難者の収容施設に対し暖房が必要不可欠であり、暖房器具、燃料等の大量の需要が見込まれる。また、毛布、被服等生活必需品も相当数必要になる。 応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活も長期化することが予想され、罹災者、避難者の生活確保のための対策も長期化、大量化することが予想される。
除雪	地震後も降雪が継続した場合、全ての応急対策は毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を雪処理に費やすこととなる。また、通常除雪作業に従事している人も被災していることも考えられ、除雪作業員の確保が困難となることが予想される。

第5 積雪期の地震対策

積雪期の地震は、通常時の地震と全く異なる様相を示すことから、被害は長期化し、かつ広範囲に及ぶ可能性があり、地域社会への影響は大きい。

町及び防災関係各機関は、積雪期の地震という最悪の事項を想定し、地震対策を樹立することが必要である。

第2章 災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

○実施担当：各機関

第1 計画の方針

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、県、市町村及び関係機関を実施主体とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

県では、平成24年度から実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び県民生活への影響を精査した。

この調査結果を踏まえ、県民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に止めるために、耐震化の促進、津波対策の推進、地域防災力の強化等、ハード・ソフト両面からの施策を推進している。

これを受けて、町は県が作成した「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「防災・減災行動計画」にのっとり、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な推進を図る。

第2 地震減災計画の推進

町、県及び防災関係機関等は、地震をはじめとする各種災害から町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる町づくり実現のため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、地震災害予防対策を講じる必要がある。

そのため、町は、次の事項に関する「秋田県防災・減災行動計画」にのっとり、自助、共助、公助の連携による効果的かつ効率的な地震防災対策の推進を図る。

- ・ 防災・減災目標
- ・ 計画の対象とする取組
- ・ 計画の施策体系
- ・ 計画期間と進行管理
- ・ 計画の推進にあたって

第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県の「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～32年度）」により、町は地震災害から町民等の安全を確保するため、地震防災上整備すべき施設等を計画的に

推進する。

1 第5次五箇年計画の対象施設等

- (1) 避難地
地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するための避難地の整備
- (2) 避難路
地震災害時における避難者の避難ルートの安全を確保するための避難路の整備
- (3) 消防用施設
地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防用施設の整備
- (4) 緊急輸送道路等
地震災害時における救急救助、消火、負傷者の搬送、避難及び収容、救援物資の搬送、情報の収集伝達その他の応急対策が円滑に行えるよう、緊急通行車両、船舶の活動を確保するための道路、交通管制施設、港湾施設の整備
- (5) 公立小中学校
地震災害時の児童・生徒の安全を確保し、また、避難収容施設ともなる小中学校の耐震構造化事業
- (6) 公立特別支援学校
地震災害時に障害のある児童・生徒の安全を確保するための特別支援学校の耐震構造化事業
- (7) 公的建造物
不特定かつ多数の者が利用する公的建造物の耐震補強事業
- (8) 海岸・河川
地震により生ずる津波から住民の生命・身体・財産を保護するための海岸保全施設の整備
- (9) 砂防設備等
地震災害時における土砂災害等を防止するための砂防施設、ため池等の整備
- (10) 防災行政無線
地震災害時における情報の収集・伝達手段としての防災行政無線の整備
- (11) 水・自家発電設備等
地震災害時において、地域住民等の安全を確保するための飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要な施設、設備の整備
- (12) 老朽住宅密集対策
地震災害時において、建築物の倒壊や延焼拡大の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のための市街地の面的な整備や建築物の耐震・不燃化の推進事業

第2節 災害情報の収集・伝達計画

○実施主体：各機関

第1 計画の方針

地震災害発生時における被害状況の迅速かつ的確な収集・把握は、災害対策本部要員の動員、災害救助法の適用、自衛隊等関係機関への応援要請、救援物資、流通備蓄を活用した水・食料、生活必需物資、救助用資機材の調達など、あらゆる応急対策を実施するうえで基本となるものであり、町を始めとする防災関係機関は、所掌事務に関する的確な被害情報を県並びに関係機関災害対策本部等へ報告する。

また、住民への情報伝達については、簡潔で「わかりやすい」表現とし、特に、要配慮者への配慮に重点を置くことが必要であり、このため、平時から計画的な訓練の実施と検証を積み重ねる。

さらに、緊急地震速報の伝達については、職員への確実な連絡体制と通信手段の整備に努めるほか、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどにより、組織体制や個々の役割についても計画的に検証し、これらの結果を踏まえた見直しや検討を行う。

第2 緊急地震速報の種類と発表基準

1 緊急地震速報の発表

緊急地震速報は、地震発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

2 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁における発表にあたっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。

種類	名称	発表内容
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想された時に、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な被害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上等と推定されたときに発表するもの

3 緊急地震速報及び震度速報で用いている地域の名称

秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部

4 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容

(1) 緊急地震速報を発表する条件

地震波が2点以上の地震観測地点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合

(2) 緊急地震速報の内容

① 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

② 強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域及び震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な推定震度と猶予時間は発表しない。

第3節 火災予防計画

○実施機関：総務部、消防機関等

第1 計画の方針

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高いことから、人的・物的被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、出火防止はもとより初期消火に加え、火災の延焼防止のため、必要な事業の実施及び施設の整備等、火災予防対策の徹底に努める。

また、町民、自治会及び自主防災組織、事業所等は、出火防止、火災予防の徹底に努める。

第2 出火防止と初期消火

1 現況

町及び消防機関は、消防力の充実強化と自主防災組織等の組織化及び町民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。特に、耐震安全装置付き火気使用設備器具等の普及と消火器、消火用バケツの備付け、水の汲み置き等について指導に努めている。

2 対策

地震災害時の出火要因には、発火源等として、ガス、石油及び電気等の火気使用設備・器具のほか危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、特に、調理時間帯及び冬期間の暖房など火気を使用しているときに地震が発生した場合は相当数の火災の発生が予想される。

このため、町及び消防機関は、出火につながる要因を分析、検討を加え、あらゆる施策を講じて出火防止を図る。また、町民に対しては、地震災害時の出火をできる限り防止するため、防火意識の高揚と防災行動力の向上を図る。

(1) 出火防止

町及び消防機関は、次の対策を推進する。

① 消防力の強化

ア 消防団員の充実確保を図る。

イ 消防施設、資機材等の整備に努める。

ウ 消防水利の整備を推進し、火災危険度の高い地域に重点的に整備を図る。

エ 救急救助のための高規格救急車等資機材の整備に努める。

② 燃焼器具等の管理指導

耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及や火気使用設備・器具の点検と整備について指導を行い出火の抑制に努める。

(2) 防災教育の推進

町及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民に出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、自治会等の自主防災組織の育成強化に努める。

(3) 初期消火

① 地震発生時の火災発生及び延焼拡大を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火活動が重要である。このため、自治会及び事業所等にあつては、自主防災体制を確立し、防災教育及び防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の充実を図る。

② 消防機関は、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、防火管理者の資質の向上を図る。

第3 火災の延焼拡大の防止

1 現況

地震による火災は、同時多発的に発生し、大火災となるおそれがあり、これを防止するため、各種の研究資料に基づき消防力の強化、住宅密集地の消防計画の整備及び建築物の不燃化等についての指導を図っている。

2 対策

消防機関は、次の対策を推進する。

(1) 住宅密集地における消防計画の整備

消防計画の作成にあたっては、木造家屋の密集度並びに道路状況等に応じた消防活動が的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 予防査察

消防長又は消防署長は、平時から対象建物等への立入り査察、予防査察等を計画的に実施して震災時の対応などについて現場指導を行う。

(3) 自治会等の自主防災組織を強化し、火災発生時における組織的な初期消火能力の向上を図る。

第4 消防水利の整備

1 現況

地震動による水道施設の損壊等による消火栓の断水や機能低下又は道路や建物等の損壊による消防自動車等の運行障害が発生するなど、消防活動が制約されるため、自然水利の確認並びに防火水槽の整備を計画的に実施している。

(1) 防火水槽の建設にあたっては、木造家屋の密集地、避難所等の周辺を優先的に整備する。

(2) 防火水槽の構造は、耐震性とする。

(3) 自然水利、プールなどを効率的に利用する。

(4) 農業用等の用・排水路を消防水利として利用する。

第4節 建築物災害予防計画

○実施担当：各機関

第1 計画の方針

町は、地震による建築物等の倒壊、損壊の被害を防止・軽減するため、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びその他の法律に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適切に適用し、建築物等の耐震化や不燃化の促進を図る。

特に、防災活動の拠点となる公共施設における耐震性の確保を図るとともに、一般住宅等の建築物の耐震性の確保及び不燃化については、適切な指導・助言を行う。

第2 公共建築物等

1 現況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、応急復旧対策等に関する活動拠点として使用されるものであり、耐震・不燃化対策の強化が必要である。

2 対策

町は、旧耐震基準により建築された施設を含む所管施設の耐震診断・点検等を実施し、診断結果を踏まえた適切な耐震補強・改修等を行う。また、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

災害時の医療救護活動の拠点となる医療施設、避難施設となる学校等や応急対策活動の拠点となる施設の耐震性確保は優先的に実施する。

なお、学校においては、文部科学省の指針に基づく非構造部材の定期的な点検を実施するとともに、異状箇所について改修・改善を図る。

学校の体育館の建築又は改修にあたっては、災害時に避難所となることを想定し、トイレ、シャワー室、情報端末配線など、避難所として必要な機能の整備を行う。

第3 一般の建築物

1 現況

建築関係法令順守の徹底により、近年の建築物の安全性はかなり高い水準に達しつつあるが、建築基準法の耐震規定の改正以前に建築されたものについては、現行の建築基準法の耐震基準に適合しないものが多く存在し、地震によって大きな被害を受ける危険性が高いと考えられるので、耐震性の強化を図る必要がある。

2 対策

(1) 建築物の耐震化の推進

① 特定建築物の耐震診断・改修

町及び県は、商業施設、宿泊施設など多数の者が利用する一定規模以上の既存建築物について、耐震診断・改修に関し指導を行い、耐震性の確保に努める。

② 一般建築物の耐震診断・耐震改修の推進

町及び県は、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくために、住民、特に建築物の所有者等の理解を求め、耐震化についての知識の普及・啓発を行う。

③ 新築及び増改築の建築確認

新築及び増改築される建築物については、建築確認の際に、耐震に関する法令等の周知徹底を図る。

(2) 住宅等の地震対策

① 住民からの地震対応に関する一般的な相談には、防災関係機関の協力を得て、その指導にあたる。その際、パンフレット、リーフレット等を活用して、住宅等の地震対策について指導する。

② 老朽木造住宅や宅地の耐震性について、診断及び補強方法等を指導する。指導にあたっては、建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。

(3) 特殊建築物、昇降機の地震対策

① 指定された用途で一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成など、その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。

② 建築物の防災性能の保持及び既設エレベーターの耐震改善等、防災上必要な指導、勧告を行う。

(4) 落下物対策

窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下物による災害を未然に防止するため、主要道路及び住宅密集地の建築物を調査し、改修又は撤去の指導に努める。

第4 建築物のアスベスト飛散防止

1 現況

災害によって被害等を受けた建築物に起因するアスベストの周囲への飛散を防止する必要がある。

2 対策

環境省水・大気環境局大気環境課が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」等に基づき、情報収集・伝達体制及び応急措置体制の整備を図る。

第5 ブロック塀、石垣等

1 現況

ブロック塀、石垣等の耐震性については、建築基準法施行令等に基づく審査・指導等により倒壊防止対策を講じているが、法令改正以前に建築されたものについては、耐震性の確認及び必要に応じて補強（以下「耐震補強等」という。）が必要である。

2 対策

- (1) 既存ブロック塀等に対する耐震補強等の必要性について所有者等に指導する。
- (2) 関係業界に対しては、適正な設計・施工を指導し、倒壊事故の防止を図る。

第6 家具等の転倒防止

1 現況

強い地震動により家具、冷蔵庫、テレビなどのいわゆる重量家具の転倒、破損又は移動、さらには天井の照明器具、柱や壁の時計、額縁、装飾品などの破損・落下により負傷者の発生が予測される。

2 対策

町は、家具等の転倒防止対策など住宅等の地震対策について、パンフレット等により町民への普及啓発を図る。

- (1) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具及びテープなどで固定・連結し転倒を防止する。
- (2) ピアノや電気製品等はキャスタ、又は金属で移動を防止する。
- (3) 食器類の破損・落下による負傷を防止するため、収納方法や落下防止対策の指導に努める。

第7 宅地の災害防止

1 現況

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

2 対策

新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、各種基準に基づき当該開発行為の是非について判断するものとする。なお、開発事業者は、開発行為に伴う土工量や現地における地質や地下水位状況等を勘案し、当該開発計画について土質力学上の安全性を確認することが望ましい。

既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地すべりや崖崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対して、その旨注意喚起する。

第5節 公共施設災害予防計画

○実施機関：各機関

第1 計画の方針

道路、橋りょう、上下水道、電気、鉄道などの公共施設は、町民の日常生活、社会経済活動並びに防災活動上において極めて重要な施設であり、施設の管理者は地震災害から施設を防護するために、これらの対象施設の耐震診断並びに耐震診断結果を踏まえた耐震補強等を早期に実施する。

なお、場所によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、道路施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の自然条件に対応した対策を実施していく。

第2 道路及び橋りょう

1 現況

本町における、県及び町が管理する道路は、自動車利用の拡大により年々過密化している。このため道路網の整備が急務であり、各道路管理者は連携を図りながら計画的に進めている。

道路の地震被害は、沖積層地域では亀裂・陥没・沈下・隆起が、高盛土では地すべり・崩壊、切土部や山裾部においては土砂崩壊・落石等が予想され、また沿岸部には液状化の発生しやすい砂丘や沖積低地がある。

橋りょうについては、経年劣化に対する補修や設計摘要示方書の改定に伴い必要となった補強対策を実施していかなければならない。

阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、道路、橋りょうが重大な損傷を受け、救助・救急、医療、消火活動及び緊急物資の輸送に大きな支障をきたし、応急対策活動が妨げられ地域社会が大きな影響を受けたことから、災害に強く信頼性の高い道路網の確保が強く求められている。

2 対策

(1) 道路全体の耐震点検と対策工事（道路部及び橋りょう等の施設を含む）

- ① 地震に対する緊急輸送道路ネットワークなどの安全性・信頼性の向上を図るため、道路防災総点検の実施、施設の整備を計画的に推進する。
- ② 防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、その対策工事を実施する。

さらに、応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために必要となるパソコン、移動電子端末機等を活用した情報連絡施設・体制等の整備を図る。

これらの施設計画は、国の指導、社会の要請等に適切に対応し、順次高度化を図っていく。

なお、対策の優先順位については、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前

通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案し決定する。

(2) 道路施設等の耐震点検と対策工事

① 道路防災総点検の結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。
落石や斜面崩壊等のおそれのある箇所については、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

② 道路防災総点検（豪雨・豪雪等に起因する危険箇所）

ア 平成 8～9 年度に実施

イ 危険箇所の把握と要対策箇所の抽出

ウ 防災カルテの作成（カルテは以後の点検結果により更新）
災害にいたる要因の事前把握をする。

エ 道路防災総点検の点検項目

落石・崩落、岩石崩壊、地すべり、雪崩、盛土、擁壁等

(3) 避難路（階段）等の整備

住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路（階段）等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

(4) 橋りょう等の耐震点検と対策工事

① 道路防災総点検で作成される施設諸元のデータベースに基づき、耐震性の評価を行い、所要の対策を計画的に実施する。

② 既設橋りょうについては、最新の「道路橋示方書」に準拠し、耐震性の評価に基づき、予想される耐震性不足に対する支承下部工の補強、沓座の拡幅、落橋防止装置、液状化に伴う地盤流動に対する対策、架け替え等を実施していく。

③ 新設橋りょうについても、最新の「道路橋示方書」に基づいて耐震設計を行う。
また、既設橋りょうの架け替え等の補強・改修工事においてもこの基準に基づいて実施する。

④ 町は、道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な補修を行う。

⑤ 道路防災点検（震災点検）

ア 道路橋に対する施設の諸元を調査し、それをデータベース化する。

イ 耐震性については、点検によって明らかにされるデータを耐震基準と照合することなどにより評価する。

ウ 道路防災総点検の点検項目

橋りょう、横断歩道橋、共同溝、開削トンネル、堀割道路、盛土、擁壁等

第 3 河川管理施設

1 施設、設備の点検

施設管理者は、河川管理施設について、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき耐震診断を実施する。

2 耐震性の強化

診断結果を踏まえ、重要度に応じて耐震補強を推進する。

第4 水道施設

1 現況

水道施設は、取水から末端給水にいたるまで広範囲にわたっている。町営水道は、新規構造物については、「水道施設耐震工法指針」による耐震構造となっており、送配水管路についても、耐震管による整備を行っている。

しかし、町営以外の施設においては、構造物及び管路は地震等の災害に対し脆弱である。

2 対策

(1) 施設の防災性の強化

- ① 町は、地震災害に対する施設の安全性を向上させるため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設地を津波や土砂災害等の地震被害を受けにくい箇所を選定するとともに、耐震構造により建設する。
- ② 町は、既存の施設において、耐震診断等の結果により地震による被害が予想される場合は、最新の基準や準拠示方書等に基づいて必要な改良又は更新を検討するとともに、町営以外の施設に関しては適切な指導を行う。
- ③ 町は、医療・福祉施設や防災拠点等、人命の安全に関わる重要施設への供給ラインについては、地震災害によって供給が遮断されないよう、重点的に耐震化を進める。
- ④ 町は、施設の新設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案したうえで、耐震性の高い構造とする。

(2) 応急給水体制と資機材の整備

- ① 町は、水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。
- ② 町は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

第5 下水道施設

1 現況

下水道は、町民が健康で安全かつ快適な生活を過ごすうえで欠くことのできない施設であり、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川・海洋等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設である。

ポンプ場及び処理場の根幹的施設は耐火、耐震等の対応は整っているものの海岸部に立地しているポンプ場及び処理場があり、津波被害や金属等の腐食が懸念されるほか、管路は地震動に対し脆弱といえる。

下水道等計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の整備を推進している。

2 対策

(1) 管渠

- ① 液状化しやすい地区や埋戻し土が液状化するおそれのある個所の下水管渠のうち「重要な幹線等」を重点に液状化対策を実施する。
- ② 新たに下水管渠を布設する場合は、保持すべき「流下機能を確保できる性能」を確保する。特に地盤の悪い場所における管渠には、マンホールと管渠の接合部への可とう性継手の使用や埋戻し土の液状化対策等を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場

- ① 電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。
- ② ポンプ場及び終末処理場と下水管渠の連結箇所は、破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。
- ③ 管渠、ポンプ場及び終末処理場の耐震対策にあたっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

(3) 合併処理浄化槽

- ① 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、設計にあたっては十分安全な構造とする。地震により、不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤に浄化槽を設置しなければならない場合は、基礎を補強するなどの被害防止対策を講ずる。

(4) 施設の液状化対策の推進

地域の特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を講ずる。

また、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。

(5) 施設の浸水対策の推進

浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、浸水対策の推進に努める。

(6) 防災体制の確立

災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の業務継続性を高める。業務継続計画策定にあたっては、「下水道 BCP 策定マニュアル」に基づいて行う。

第6 電力施設

1 現況

本町で消費する電力のほとんどは県内の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給するため、関係機関では、電力施設を地震災害からの被害軽減措置としての耐震・耐久性の強化、気象情報に基づく防災体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

2 対策

- (1) 設備の耐震強化
 - ① 過去に発生した地震被害の実態等を考慮して、各施設の被害防止対策を講ずる。
 - ② 地震による不等沈下や地すべり等のおそれのある軟弱地盤にある設備の基礎を補強する。
 - ③ 新たに施設、設備を建設する場合は軟弱地盤を避ける。
- (2) 電力施設予防点検
定期的に電力施設の巡視点検を実施する。
- (3) 災害復旧体制の確立
 - ① 情報連絡体制を確保する。
 - ② 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
 - ③ 復旧用資材及び輸送力を確保する。
- (4) 防災訓練の実施
 - ① 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に又は総合的に実施する。
 - ② 各防災機関の実施する訓練へ参加する。

第7 鉄道施設

1 現況

地震発生時における鉄道輸送力を確保するため、各施設の耐震性の強化、被害軽減のための諸施策の実施、防災器具等の点検整備、関係職員の出動、応急復旧のための体制の整備に努めている。

2 対策

- (1) 施設、設備の点検
耐久性を考慮した線区防災強化を推進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。
- (2) 列車の防護措置
 - ① 地震が発生したときは、その規模に応じて、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。
 - ② 乗務員に対する情報の伝達は、地震の発生と同時に無線等により行う。
- (3) 防災訓練及び機材の整備
必要に応じて非常招集等の防災訓練を行うとともに、必要な資機材を整備する。
- (4) 情報連絡体制の確保
鉄道の運転規制時における乗客等の混乱を避けるため、運行状況や復旧の見通しなどの広報が行えるよう、鉄道事業者、防災関係機関及び報道機関が、それぞれの機関及び機関相互間において情報収集・連絡体制の整備を図ることにより、乗客等への迅速な情報伝達を確保する。
- (5) 安全確認手順等の社内体制の充実
災害発生時における安全確保のための運転規制や早期運転再開のための安全確認手順等を確立するほか、内部での情報連絡手段や関係機関との通信手段を確保す

るなど、社内体制の充実に努める。

第8 社会福祉施設等

1 現況

本町には、災害時要援護者が入所又は通所している社会福祉施設があり、介護や日常生活訓練を受けながら生活している。

2 対策

- (1) 地震発生に際しては、入所者等へ早期周知を図ることが、被害の拡大を防止するため有効な方法であるので職員が迅速かつ冷静に入所者への周知を図れるよう平素から訓練を実施する。
- (2) 施設の管理者は、自衛消防組織を編成するとともに、消防機関等関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した消防計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練を実施する。
- (3) 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、地震による火災等の危険性の排除に努める。
- (4) 地域住民と連携を密にして協力体制を確立し、地震が発生した場合、応援が得られるよう平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。

第6節 農業災害予防計画

○実施機関：産業部、県、団体等

第1 計画の方針

地震による農業被害を未然に防止するため、農地及び既設の農業用施設等の補強・改修を計画的に推進するとともに、新設・改修にあたっては、耐震性の向上を図る。

第2 農地及び農業用施設等

1 現況

農村部では、農業者人口の高齢化と減少が著しく、耕作放棄地が増加しており農地及び農業用施設等の維持管理が不十分となっている。また、施設が老朽化しているものがある。

2 対策

- (1) 農業用ため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の農業用施設の管理者は、定期的に施設の安全点検を行い、必要な補修・点検整備を行うほか、老朽化等により改修が必要となった場合には農村地域防災減災事業等を活用し、耐震化対策を含めた整備を図る。
- (2) 県及び町は、防災重点ため池のうち過去に被災したため池に類似するため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合は、防災重点ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。
- (32) 地震によって水田に亀裂が発生したり、かんがい施設等に被害が出た場合は、農作物に大きな影響が生じることから、亀裂部周囲への盛り土などによる補修や揚水機による灌水などの応急対策により、農業被害の防止、軽減を図る。

第7節 積雪期の地震災害予防計画

○実施機関：各機関

第1 計画の方針

積雪厳寒期における大地震は、他の季節に発生する地震に比し、積雪や低温により人的・経済的に大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備など総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震被害の軽減を図る。

第2 除排雪・施設整備等の推進

1 道路交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

(1) 除雪対策の強化

- ① 一般国道、県道、町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- ② 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強を推進する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- ① 冬期交通の確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。
- ② 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

2 除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、住宅密集地の生活道路の除排雪を計画的に実施するとともに、流雪溝等除排雪施設の整備を図るほか、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努める。

第3 緊急活動体制の整備

1 通信手段の確保

町は、地震による通信の途絶を防止するため、所管する情報通信施設の地震防護対策を計画的に実施する。

また、中山間地域においては、当該自治会長及び消防分団長等との通信手段を確保するため、防災無線の携帯機又は衛星携帯電話等の整備を図る。

2 除排雪・暖房用資機材の備蓄

町及び県は、防寒着、防寒用長靴、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボードなど防寒・除排雪用資機材の備蓄に努める。また、町は電源を必要としない暖房器具及び燃料等の暖房用資機材の備蓄に努める。

第4 雪に強い町づくりの推進

1 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。なお、自力で屋根雪処理が不可能な要配慮者世帯に対しては、業者の斡旋を行うほか、地域ボランティアを育成し、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期の避難所の確保

積雪期においては、避難所となる施設への道路除雪を行い、避難所の確保を図る。

第8節 災害対策拠点施設の整備に関する計画

○実施機関：総務部、防災関係機関

第1 計画の方針

町は、地震発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、耐震診断及び防災点検等を実施し、地震防災上必要な改修、補強等を計画的に推進する。また、町は、防災拠点以外の施設等であっても防災上重要な施設等として、地域防災計画に位置付ける施設等については、今後の地震防災対策上の施設等の整備について積極的に推進する。

第2 防災拠点施設等の整備

町は、地域における災害環境を把握のうえ、防災拠点及び防災上重要な施設（以下「防災拠点等」という。）について、計画的な耐震診断、防災点検等をもとに地震防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、防災拠点等の管理者に対して同様の措置を講ずるよう指導、要請するとともに、地域の地震災害環境に照らして新たに必要な地域防災拠点等の整備促進について積極的に取り組む。

1 地域防災拠点施設の整備

町は、地域の地震災害環境に基づき、地震災害発生時における災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能及び平時における防災に関する広報、教育及び訓練等のコミュニティ活動の場としての機能を総合的かつ有機的に果たすための総合施設、防災教育施設、備蓄施設及びその他地域防災拠点施設にふさわしい設備等を備えた施設等の積極的な整備に努める。

この場合の地域防災拠点施設の設置については、地域の防災活動の連携等による組織的なコミュニティ活動を勘案した区域ごとに、当該区域の防災拠点として位置付けられるよう配慮する。

2 防災上重要な施設

防災上重要な施設は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 消防団、自主防災組織、災害ボランティアの活動拠点となる施設・設備等
- (2) 町の指定避難場所及び指定避難所又は救護所となる施設
- (3) 町の区域内の医療施設、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設等
- (4) 町の区域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設等

3 防災拠点機能の確保・充実

- (1) 町は、防災中枢機能を果たす施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め、燃料貯蔵設備等の整備や長時間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。
- (2) 町は、防災拠点等において物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃

料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段を確保する。

- (3) 町は、庁舎等の防災拠点施設が被災した場合を想定し、代替拠点等のバックアップ対策について検討する。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料の確保の方法について検討する。

4 備蓄倉庫の整備

町は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、備蓄倉庫及び備蓄拠点の整備について、計画的な推進を図る。

また、保管場所については、被災者の避難生活も考慮し、避難所等に指定されている学校、集会施設等の避難収容施設のスペース活用についても配慮する。

第9節 災害時の生活関連物資等の備蓄計画

○実施機関：総務部

第1 計画の方針

大規模災害に備えて、被災者の生活を維持するため、食料、その他生活必需品等の備蓄を推進するとともに、家庭内備蓄の指導や応援体制の充実により、その調達体制を整備する。

第2 備蓄の推進

1 備蓄の推進

災害時には、食料等の流通機構が混乱状態となり、一時的に町民の食料等が不足することが予想される。このため、被災時に必要となる食料、生活必需品の内容、数量を事前に想定・把握するとともに、適切な備蓄・調達の方法を検討し、効率的かつ適切な備蓄・調達計画を策定する。

(1) 公的備蓄

町は、地震被害想定及び県地域防災計画に定める備蓄計画に基づき、生活関連物資 120 人分の 3 日分を備蓄することとし、県と市町村の共同備蓄品目及び最低限備蓄すべき数量に基づき備蓄を推進する。

(2) 流通備蓄

食料や生活必需品等については、物資の性格上流通備蓄を基本とし、食品等生活物資調達一覧表の整備や業者との協定締結などを推進して、その調達体制の整備に努める。

(3) 町民等の備蓄

町は、町民に対し家庭内備蓄の徹底を図るとともに、事業所等による備蓄協力を要請する。

① 町民への家庭内備蓄の指導

食料、生活必需品等について 3 日分相当の家庭内備蓄を励行するものとし、広報紙等によりその普及に努める。

② 事業等への食料・生活必需品等の備蓄要請

災害発生に備え、町内の事業所等における食料・生活必需品等の備蓄について協力を要請する。

第3 生活関連物資等の確保

1 飲料水

水道事業者の支援体制による供給計画が確立されていることから、被災地以外の水源からの搬送を基本として、町は、飲料水供給に必要なポリパックの備蓄を行うものとする。このため、町及び防災関係機関においては、水道施設の整備と運搬に必要な給水用タンク及び運搬車両の整備に努める。

2 食料

町民に非常用食料の備蓄を促すとともに、流通備蓄を基本として、緊急時においては、町内の仕出し業者等と連携して全町的な供給体制の確立に努める。

3 医薬品

医薬品については、医療の専門的な分野に属するものであることから、秋田県災害医療救護計画に基づき、医療機関及び薬剤師会等が主体となって確保する。町においては、避難所又は救護所等における応急手当等に必要な救急セット等の整備を行う。

第10節 緊急輸送のネットワークに関する計画

○実施機関：総務部、建設部、産業部、福祉部、防災関係機関

第1 計画の方針

大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確立されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、災害時における被害者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、緊急輸送路及び緊急輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。

第2 陸上輸送の環境整備

1 町は、災害時に緊急車両が優先的に通行できるよう、事前に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらが有機的に連結できるよう県が定めた「緊急輸送道路ネットワーク計画」との整合性を図り、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、道路の新設や防災拠点の移動などの状況の経年変化や最新の津波浸水域などの被害想定調査結果を反映する等、必要に応じて適宜見直しを行う。

(1) 第1次緊急輸送路線

- ① 高速自動車道
- ② 役場庁舎を中心として第1次指定拠点まで連絡する道路
- ③ 隣接県境通過路線

(2) 第2次緊急輸送道路

- ① 役場庁舎を中心として第2次指定拠点まで連絡する道路
- ② 隣接県境通過路線
- ③ 代替ネットワーク路線

(3) 第3次緊急輸送路線

役場庁舎を中心として第3次指定地点まで連絡する道路

2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び町内各地域への配付を効果的に行うため、輸送拠点及び集積場所を指定する。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

3 緊急輸送自動車の確保

町は、災害時の緊急輸送車両として、町保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

第3 航空輸送の環境整備

1 臨時ヘリポート

(1) 設置基準

- ① 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物がないこと。
- ② 施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突、その他の高層建築物がないこと。
- ③ ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風が発生するので、その風圧を考慮すること。

(2) 設置予定地

町内全域について空輸による緊急輸送が可能となるよう、臨時ヘリポート予定地の確保に努める。

(3) 集積場所

航空輸送による集積場所の確保に努める。指定された施設については、災害が発生した場合、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

第4 海上輸送の環境整備

1 漁港管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置付けられている施設について、耐震化の整備等を進め、海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

2 漁港の整備

大規模な地震災害が発生した場合、避難者の海上輸送や緊急物資等の輸送終了後、被災した漁港施設が復旧するまでの間、最小限の漁港機能を保持するための整備を図る。

第 11 節 行政機能の維持・確保計画

○実施機関：総務部

第 1 計画の方針

町及び防災関係機関は、大規模な地震等の災害発生時においても、災害応急対策事務及び優先度の高い通常業務を行うため、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続性の確保を図る。

第 2 業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況等の変化に応じた体制の見直しなどを行う。

特に町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第 3 各種情報のバックアップ

町及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータ等各種情報について、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

特に町は、重要な行政データのバックアップにより、データの消失を防止する。

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 地震・津波情報の伝達計画

○実施機関：各機関

第 1 計画の方針

秋田地方気象台は、大津波警報、津波警報及び注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）、津波予報、地震情報、津波情報の迅速・的確な伝達に努めるとともに、各機関においては、これら情報の適切な受領に努めなければならない。

町においては、情報を一刻も早く住民、要配慮者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かりやすい伝達文を作成し、かつ明瞭な伝達に努めることが重要である。

また、町防災無線施設の整備促進と機能向上、さらには計画的な施設の耐震対策及び維持管理の徹底、併せて通信の途絶による地区及び集落の孤立防止を図る。

第 2 地震情報等

1 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度情報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
---------	------	-----

各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

2 地震説明資料

秋田地方気象台は、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震、津波情報及びこれらに関連する情報を編集した「地震解説資料」を作成し、関係機関に提供する。

- (1) 「秋田県」の沿岸に対し、津波警報等が発表された場合
- (2) 県内で震度4以上の地震が観測された場合
- (3) 災害応急対策等に係る活動を支援するため特に必要がある場合

3 緊急地震速報等の種類と発表

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて提供する。

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、防災関係機関等へ提供する。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、

携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く町民等への提供がなされる。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した町は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線により、町民等への伝達を行う。

4 地震（地震動）に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える地震等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかける（平成25年8月30日から適用）。

地震特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、緊急地震速報（震度6弱以上）が発表されたときは、その地震に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

【特別警報の創設による地震警報体系】

町民は「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

(創設前)			(創設後)	
緊急地震速報（警報）	警報	震度6弱以上	特別警報	緊急地震速報（警報）
		震度5弱以上	警報	
緊急地震速報（予報）	予報	震度3以上 又は M3.5以上	予報	緊急地震速報（予報）

(注) 法律上厳密にいうと、特別警戒は警報の一部であり、警報は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している。

3 気象台（秋田地方気象台）からの情報の伝達

- (1) 秋田地方気象台は、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより町等の関係機関へ伝達する。
- (2) 報道機関は、津波警報・注意報、地震及び津波情報を町民等に広く周知することに努める。

4 その他の情報等の発表

秋田地方気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

例えば、降雨量が平時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれのあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報等を発表する。

第3 地震情報等の収集・伝達

1 地震に関する情報の収集

- (1) 町は、地震に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察及び消防機関と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努める。
- (2) 町は、気象庁が発表した地震情報等について、県（秋田県総合防災情報システム等）を経由する連絡網等により収集する。

2 地震情報の伝達

町は、収集した地震の情報を次により伝達する。

(1) 町における措置

- ① 秋田地方気象台から発表される津波予報及び津波情報、地震情報の伝達は、県総合防災課から必要に応じて町に通知される。
- ② 地震情報は、町防災行政無線と県が各市町村に設置したネットワークシステムにより、自動的に震度を観測し、警報を発する。
- ③ 町は、情報の受領にあたっては、関係課に周知徹底し得るよう、予め情報等の内容伝達組織を整備しておく。
- ④ 町は、地震情報の伝達を受けたときは、速やかに住民その他、関係のある公私の団体に周知徹底させる。

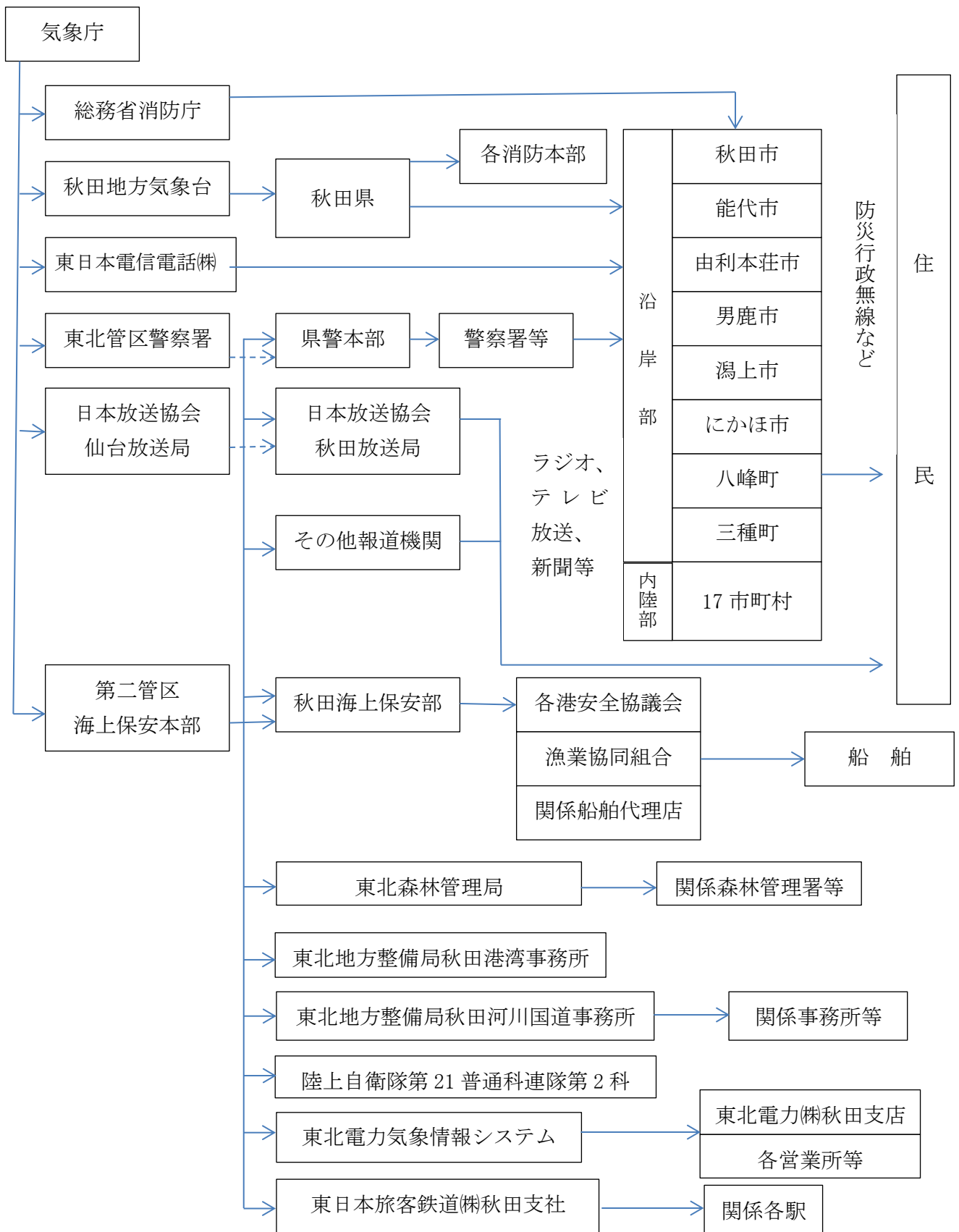
(2) 放送機関における措置

放送機関は、秋田地方気象台から津波予報及び津波情報、地震情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努める。警報の伝達については、気象業務法に定めるとおりとする。

(3) その他の防災関係機関の措置

秋田地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ、テレビ等に留意し、さらに県、町と積極的に連絡を取り、関係機関相互に協力して情報の周知徹底を図る。

第4 地震・津波情報の収集・伝達図



第2節 二次災害・複合災害防止対策計画

○実施担当：総務部、県、防災関係機関等

第1 計画の方針

町及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨及び雪害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し災害応急対策が困難になる事象）が発生した場合、災害の全体像を把握するとともに、対策の優先順位を設け具体的なスケジュールを定めて応急復旧対策に努める。

第2 複合災害軽減対策

- 1 町は、複合災害が発生した場合において、町及び防災関係機関の災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など必要な措置を講ずる。
- 2 町は、複合災害が発生した場合には、国、県とも連携し、複合災害の情報収集を行うため、必要な体制の整備と複数の通信手段の確保に努める。
- 3 町、県、防災関係機関及び危険物施設事業者等は、複合災害の情報の共有化を図るとともに、応急対策及び救助活動を実施する者に対して、原則として、それぞれの機関の指揮命令系統を通じて迅速かつ確実に情報の伝達を行う。
- 4 町、県、防災関係機関及び危険物施設事業者等は、複合災害に関する現状認識や対策について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

第3 火山及び原子力災害等の対策

本町の地域防災計画には、活火山及び原子力関連施設から遠距離にあることから計画には掲げないが、大規模な火山活動による噴火や福島第一原子力発電所の事故を鑑みれば、風向や強風によっては、火山灰の降灰、放射性物質による汚染災害が皆無とは断定できないことから、火山災害及び原子力施設災害に対しては、国、県及び防災関係機関等と連携し適切に対応するものとする。

第4編 津波災害対策

他編に定めるもののほか、津波災害対策に関しては本編による。

第1章 総則

第1節 津波防災の基本方針

第1 基本方針

津波災害対策は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせるものとする。

また、最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、住民等の生命を守ることを最優先に、住民等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。

町は、県数値の最大津波高（14.36m）、国数値の影響開始時間（+20cmの変動が生じる時間）11分を最大クラスの数値と捉え、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、総合的な津波防災対策を推進する。

第2節 計画の目的と性格

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づく「八峰町地域防災計画」で、「津波災害対策編」として八峰町防災会議が策定する計画であり、本町における津波防災対策に関し総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき津波防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

第2 計画の性格

本計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な津波災害に対処するため、地域の津波被害に係る災害予防対策、災害応急対策に関し、八峰町の地域における防災活動を効果的かつ具体的に実施することで、住民の生命、身体、財産を津波被害から保護し、また、被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模津波災害に対処することを前提に策定したものであるが、

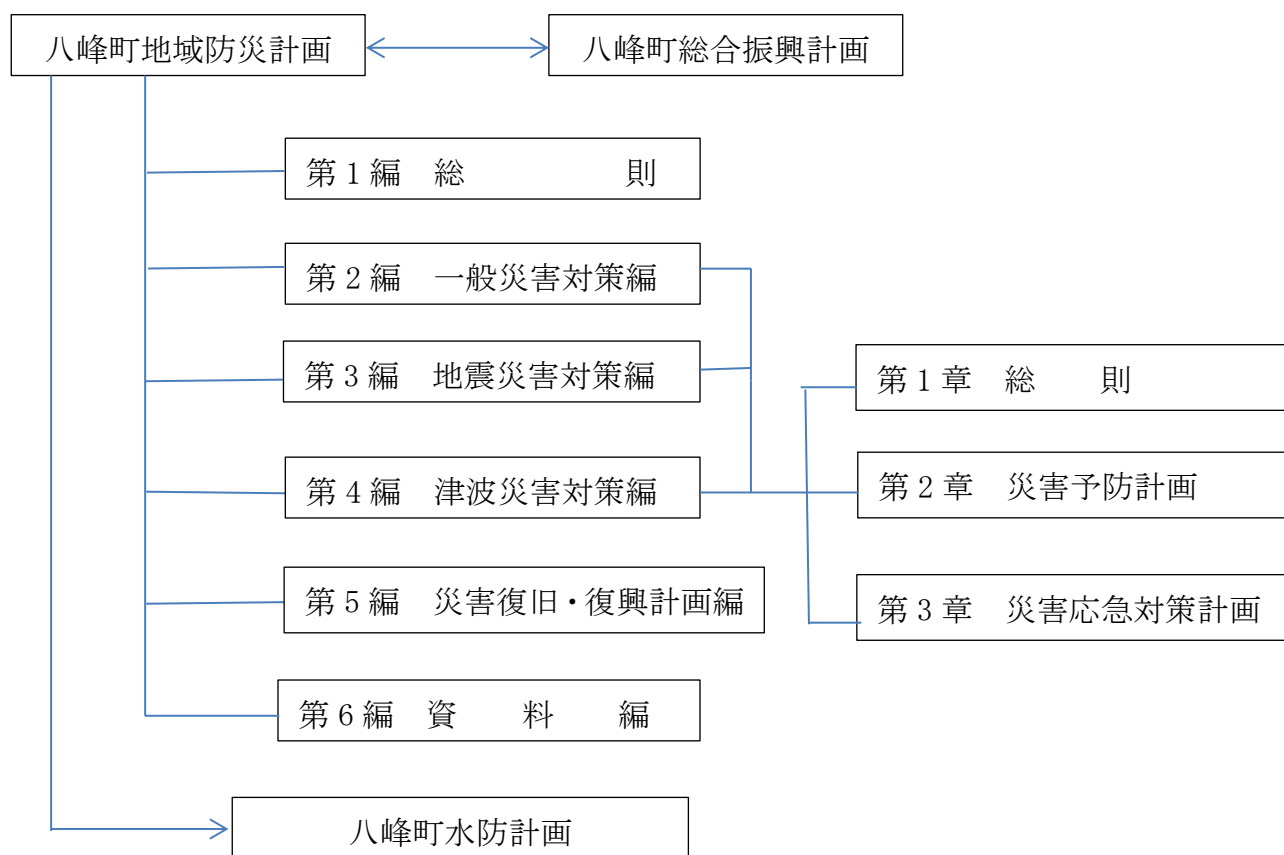
大規模災害にいたらない場合であっても、この計画を準用しながら対処する。

第3 津波被害対策編の内容について

津波災害については、地震の発生による地盤の変動及びそれに伴う津波の発生等により、様々な災害が発生するものであり、現象としては、一般災害及び地震災害と同様の被害と捉えられる。このため、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階での取り組むべき施策内容は、一般、地震、津波災害でおおむね同様の内容とみなすことができる。

そこで、本編では、一般災害対策、地震災害対策編と同様の内容となる各節等については省略し、津波災害対策において特有な部分のみとする。

本編「津波災害対策編」は、次の各章から構成する。



第3節 津波の知識

第1 海溝型地震と津波

海底のプレート境界や海底の活断層で発生する地震で、M7程度から津波を伴う。

発生間隔は活断層より短く、地震の規模もM8を超える巨大地震が発生する。

津波は、水深の深い外洋では波高はあまり高くないが、沿岸部に近づくと波高が高くなり沿岸部に被害をもたらす。

津波の第1波は、引き潮から始まる引き波と、押し寄せから始まる押し波がある。また、小さな引き潮の後に大きな津波が押し寄せるなど一様ではなく、津波は第1波より第2波、第3波目が大きいこともある。

特に、沿岸部では外洋と比較し、水深が浅くまた海底地形等の影響により、次のような現象が発生することがある。

1 浅水効果

外洋での津波の波長（波の山と山あるいは谷と谷の距離）は数十kmにもなり、速度は水深が深いほど速く、浅いほど遅くなる。津波が水深の浅い沿岸に近づくと、波の先端ほど水深が浅く水深の浅い津波の先端部が減速するため、津波の前面に後方部が乗り上げるような形となって波高が高くなる。

2 集中効果

津波がV字型の湾内に入り込んだ場合、湾の両側から波が圧縮されるような現象が生じ、波高が高くなる。特に、狭い湾の奥になるほど波高が高くなる。

3 共鳴効果

津波の波長が湾の大きさの4倍程度である場合は、湾の奥における波高が次々と高くなる現象が生じる。このように、津波が湾の大きさに共鳴し波高が次々と高くなる現象を共鳴効果という。

4 その他の効果

海底地形によって進路が屈折する現象などが加わる。

海岸から沖合に向かって等深線が張り出すような海底地形を呈する箇所では津波の進路が屈折することにより集中する現象が生じる。これをレンズ効果という。

以上のような効果が重なり、ときには、「屏風を立てたような」又は「海の壁」と表現されるような津波が来襲することがある。

【津波の速度】

水深	速度	備考
水深 4,000m の外洋	秒速…約 200m 時速…約 700km	ジェット旅客機の巡航速度と同程度
水深 100m の沖合	秒速…約 30m 時速…約 110km	高速道路を走る車より少し速い程度
海岸部の浅瀬	秒速…約 10m 時速…約 36km	津波が目前に迫ってくると逃げるのは困難

第2 秋田県の津波被害

過去の秋田県に津波被害を及ぼした地震とその概要は次のとおり。

【秋田県の津波災害】

	地震名	M	西暦	概要
1	鳥海山の山体崩壊	—	2600～ 3000 年前	男鹿半島南岸の潮瀬崎の波食台上に津波石とみられる巨礫が散在している。
2	出羽地震	7	850	出羽口地大いに震い、国府井口(山形県飽海郡本楯村樋口)の地山谷所を易ふ。又、海波を颯げ圧死するもの多し。
3	天保羽後本荘地震	6.5～ 6.9	1644	象潟で大津波が起こり 117 人溺死という説
4	出羽・津軽地方地震	6.9	1694	20～30cm の津波があった可能性が示唆される。
5	出羽・津軽地震	7	1704	数値計算により黒崎～大間越(青森)で最大 1.4m、岩館～能代 1.3m、滝ノ間 0.6 mの津波があったと推定された。
6	渡島大島の山体崩落	—	1741	渡島半島(北海道)～津軽半島(青森)の日本海側で 2～6m の津波、深浦(青森)2.7～3.2m と記録があるが、秋田県については触れられた資料なし。
7	鱒ヶ沢地震	6.9	1793	鱒ヶ沢(青森)で 2～3m、死者 12 家屋全壊 154。秋田県については触れられた資料なし。
8	文化象潟地震	7.1	1804	象潟・関 4～5m、仁賀保・金浦 3～4m、能代 1m、家屋流出 200 余、地震による死者 300～400 名、壊家 5500 戸。
9	羽後地方地震	6.6	1810	男鹿 1m、八郎潟で 20～30 c m の津波が流入。

	地震名	M	西暦	概要
10	山形県沖地震、 佐渡・羽前地震	7.4～ 7.6	1833	輪島(山形)で最大7.2m、象潟で3～4mの津波、水死者150、家屋流出500余。
11	男鹿地震	7	1939	男鹿で1m、土崎20～30cm、能代5～10cmの津波。(変動域が陸上のため津波は地震の規模の割に低かった)
12	新潟地震	7.5	1964	新潟県粟島南方沖、震源深さ40km。新潟市内は最大4m、秋田県では男鹿沖に50cm程度の津波が発生した。
13	日本海中部地震	7.7	1983	峰浜村で最大14m、八竜町7m、能代市周辺6～8m、男鹿半島6m、秋田県南部2～3mの津波、津波による死者79人、船舶の沈没・流出・破損679隻の被害が発生した。
14	北海道南西沖地震	7.8	1993	奥尻島の稲穂地区で8.5m、奥尻地区で3.5m、初松前地区で16.8mの津波が発生した。 秋田県では、秋田市で0.7mの津波が観測され、能代市で水道施設1箇所、三種町で溜め池1箇所、八峰町で農業用送水管1箇所、男鹿市で漁船2隻が沈没するなど、合わせて614万7千円の被害が発生した。

※ M：地震の規模（マグニチュード）

第4節 津波浸水想定

第1 計画の方針

これまでの津波対策は、日本海中部地震津波災害を教訓に被災した地域を中心にハード整備を中心に行われてきたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における津波のような大規模な津波に備えるためには、ハード整備のみならずソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進めていく必要がある。

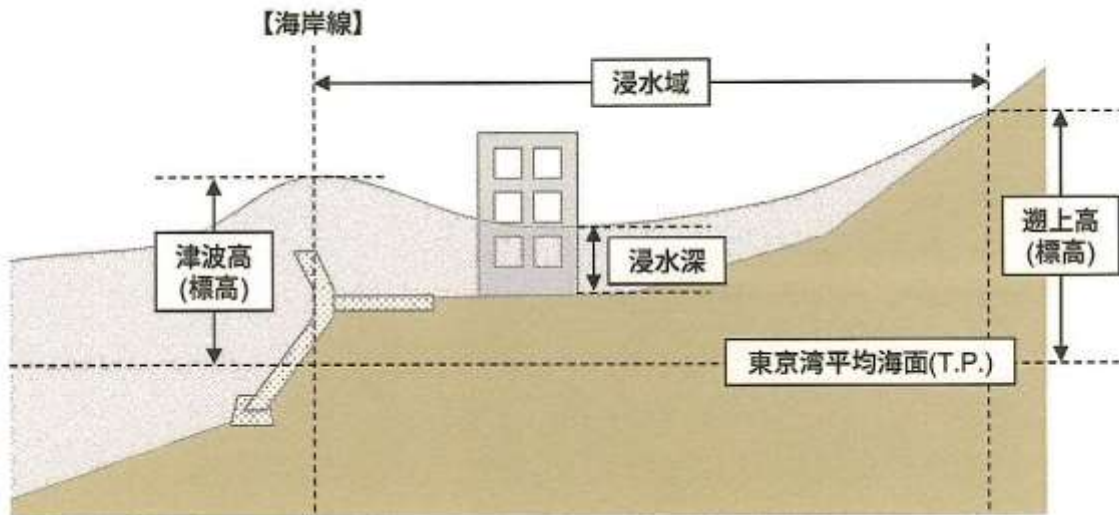
県が行った津波浸水シミュレーションは、津波があった場合に想定される浸水域・浸水深（津波の浸水想定）を設定するものであり、科学的知見に基づいて設定される津波浸水想定区域・浸水深等の情報を周知するとともに、津波ハザードマップ作成のための基礎資料となることを目的としている。

また、国の日本海における津波想定が公表され、今後、国と関係する県による検証作業が計画されているものの、現時点における本町の津波被害想定は、県のシミュレーションに基づきつつ、国の津波想定も視野に最大限クラスの津波被害を想定する。

【用語説明】

用語	説明
浸水域	海岸線から陸域に、津波が遡上することが想定される区域。
浸水深	陸上の各地点で、水面が最も高い位置に来たときの、地面から水面までの高さ。
津波高 (津波の水位)	津波により上昇した、海岸線における海面の高さ。
遡上高	津波が、海岸線から陸域に遡上した場合の、遡上した地点の標高。
東京湾平均海面 (T. P.)	全国の標高の基準となる海面の高さ。
遡望平均満潮位	遡（新月）及び望（満月）の日から5日以内に観測された各月の最高満潮面の平均値。

【用語解説の模式図】



第2 県独自津波浸水想定

平成24年度から実施した秋田県地震被害想定調査において、「想定外をつくらない」という考えのもと、秋田県が独自に設定した震源モデルから、次に記載する要件のもとに津波浸水被害を想定する。

1 海洋地震の想定

(1) 単独地震

過去に発生した地震及び国の「地震調査研究推進本部」の長期評価の地震を参考に設定した。

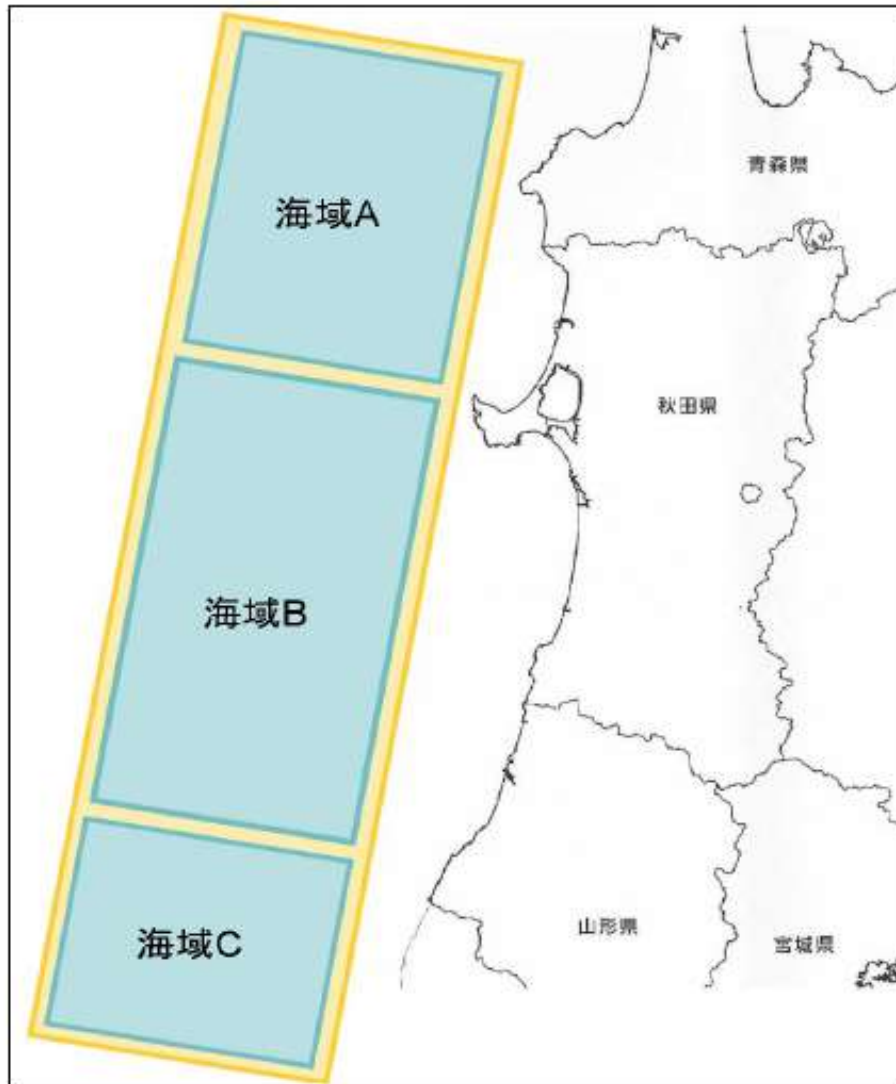
区分	規模	モデル等
海域A	M7.9程度	日本海中部地震(M7.7)等を参考
海域B	M7.9程度	佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖の地震を想定
海域C	M7.5程度	新潟県北部沖、山形県沖の地震を想定

(2) 連動地震

東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、発生確率は限りなくゼロに近いものの、理論上考えられる最大クラスの地震として、連動地震を想定した。

区分	規模
海域A+B	M8.5程度
海域B+C	M8.3程度
海域A+B+C	M8.7程度

【海溝型地震の位置図】



【海域地震の長期評価】

地域名	地震発生確率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森県西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域A参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域B参考
佐渡島北方沖の地震	1%~2%	3%~6%	5%~10%	
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域C参考
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	

2 津波シミュレーション結果

(1) 沿岸市町における最大津波高と津波到達時間



○津波到達時間（分）について

- ・ 20cm (50cm) : 初期水面から 20cm (50 cm) を越えた最初の時間
- ・ 1 h 内最大値 : 計算開始 60 分以内で波高が最大値となる時間
- ・ 最大値 : 計算時間内 (6 時間) で波高が最大となる時間

○海域Cについて

全地点の最大津波高が海域Bを下回るため、詳細シミュレーションは実施せず。

1) 海域 A

市町名	最大津波高 (m)	津波到達時間 (分)			
		20cm	50cm	1 h 内最大値	最大値
八峰町	9.85	20	21	24	24
能代市	7.06	20	21	24	24
三種町	6.58	25	25	26	26
男鹿市 1	6.34	24	24	26	26
男鹿市 2	5.72	13	13	16	16
潟上市	3.62	32	33	34	34
秋田市	4.65	33	33	35	35
由利本荘市 1	2.91	32	32	33	33
由利本荘市 2	2.17	30	31	31	31
にかほ市	2.29	28	29	30	30

2) 海域 B

市町名	最大津波高 (m)	津波到達時間 (分)			
		20cm	50cm	1 h 内最大値	最大値
八峰町	5.25	28	28	36	93
能代市	4.90	26	27	30	104
三種町	5.24	24	25	28	28
男鹿市 1	5.04	23	23	27	27
男鹿市 2	5.78	10	10	16	16
潟上市	6.17	28	29	35	35
秋田市	7.32	18	21	28	28
由利本荘市 1	5.75	18	20	25	25
由利本荘市 2	5.06	20	21	26	26
にかほ市	6.49	16	17	24	24

3) 海域 A+B

市町名	最大津波高 (m)	津波到達時間 (分)			
		20cm	50cm	1 h 内最大値	最大値
八峰町	12.81	22	22	28	28
能代市	9.02	21	21	26	26
三種町	10.14	22	22	28	28
男鹿市 1	8.80	21	21	25	25
男鹿市 2	8.98	8	9	16	16
潟上市	9.44	28	28	34	34
秋田市	11.53	27	27	34	34
由利本荘市 1	8.42	24	25	32	32
由利本荘市 2	7.80	22	23	31	31
にかほ市	6.83	19	19	29	29

4) 海域 B+C

市町名	最大津波高 (m)	津波到達時間 (分)			
		20cm	50cm	1 h 内最大値	最大値
八峰町	5.82	27	28	30	92
能代市	4.95	25	26	29	29
三種町	4.78	25	26	29	29
男鹿市 1	4.15	23	23	28	28
男鹿市 2	4.57	11	11	17	17
潟上市	5.20	30	31	37	37
秋田市	6.95	29	29	36	36
由利本荘市 1	6.08	27	28	32	32
由利本荘市 2	5.92	25	26	31	31
にかほ市	8.67	22	23	29	29

5) 海域 A+B+C

市町名	最大津波高 (m)	津波到達時間 (分)			
		20cm	50cm	1 h 内最大値	最大値
八峰町	14.36	12	15	28	28
能代市	11.41	12	14	27	27
三種町	11.80	13	16	26	26
男鹿市 1	10.82	11	15	25	25
男鹿市 2	9.82	2	4	14	14
潟上市	11.47	22	24	32	32
秋田市	13.61	24	24	34	34
由利本荘市 1	11.27	21	22	31	31
由利本荘市 2	10.80	19	20	30	30
にかほ市	10.14	15	16	29	29

(2) 最大津波高と津波到達時間の国と県の比較

市町名	最大津波高 (m)			津波到達時間 (分)		
	国	県	比較	国	県	比較
八峰町	14.1	14.36	0.26	11	12	1
能代市	11.6	11.41	△0.19	11	12	1
三種町	12.4	11.80	△0.60	11	13	2
男鹿市 1	10.8	10.82	0.02	9	2	△7
男鹿市 2	9.8	9.82	0.02	3		
潟上市	11.6	11.47	△0.13	23	22	△1
秋田市	13.5	13.61	0.11	11	24	3

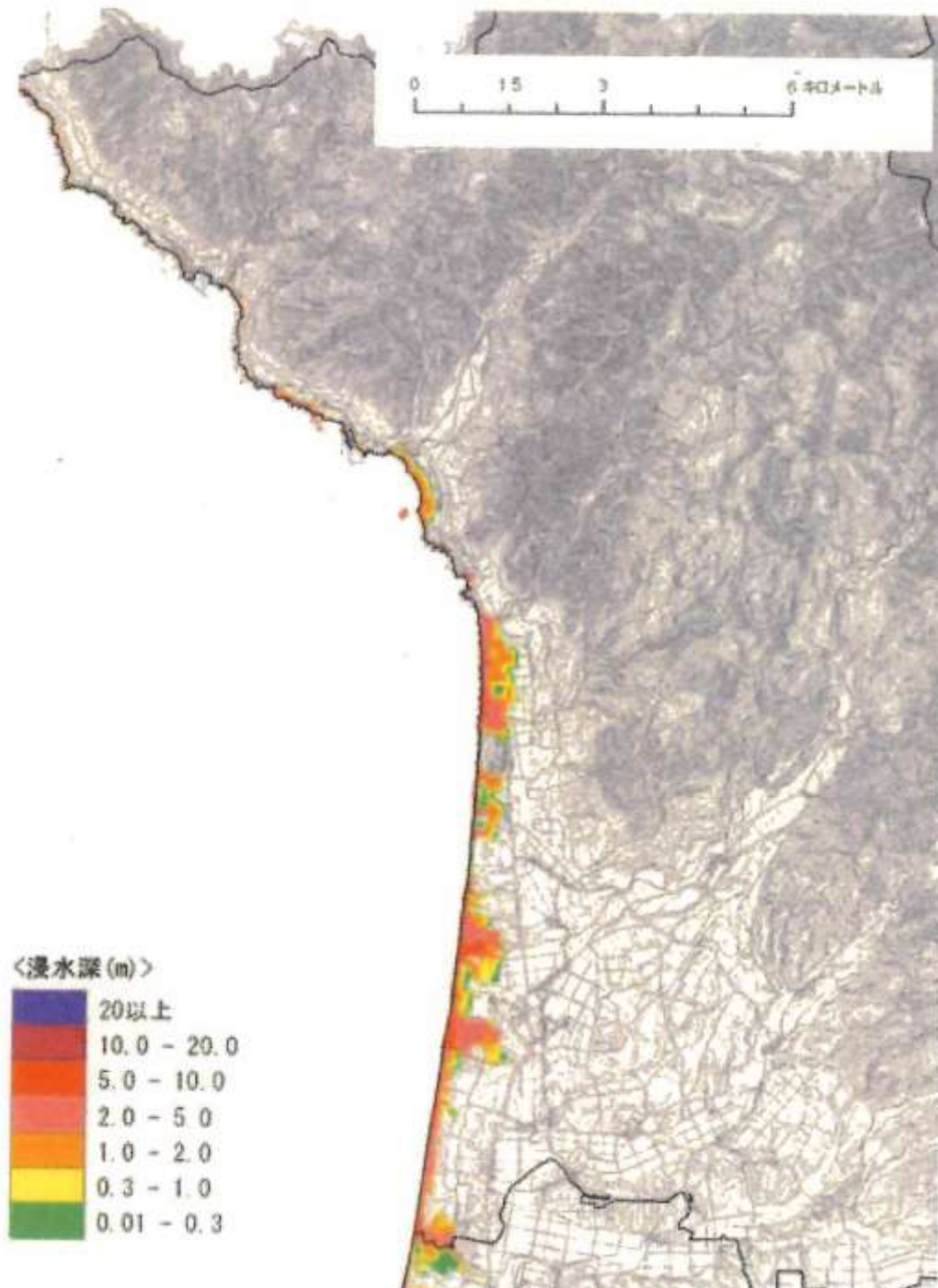
由利本荘市 1	11.3	11.27	△0.03	10	19	9
由利本荘市 2	10.8	10.80	0.00	9	19	10
にかほ市	10.1	10.14	0.04	9	15	6

※津波到達時間は、国は影響開始時間、県は 20 cm に最初に達するまでの時間。

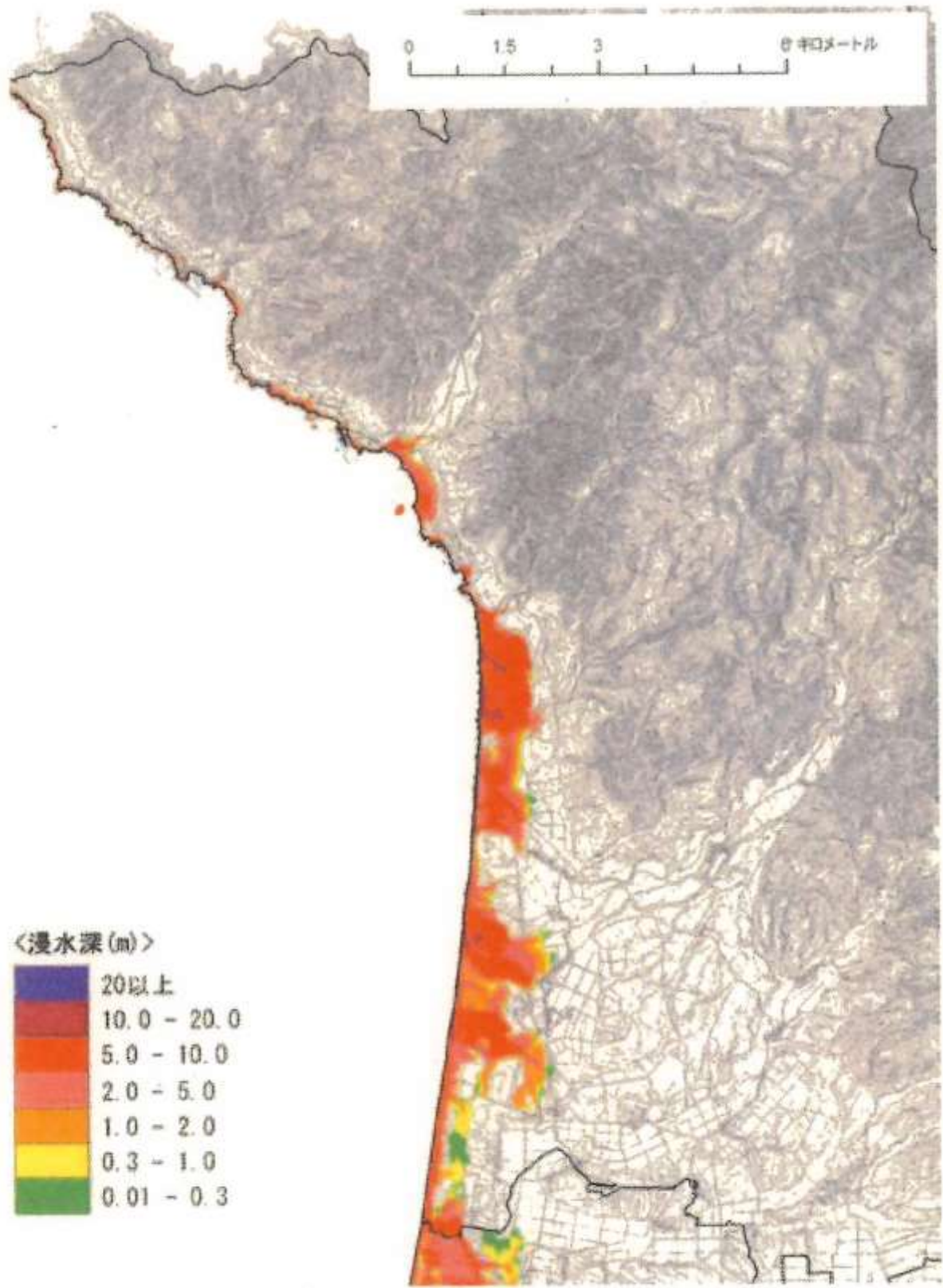
※男鹿市 1：五里合 男鹿市 2：加茂青砂 由利本荘市 1：松ヶ崎 由利本荘市 2：石脇

3 津波最大浸水深分布図

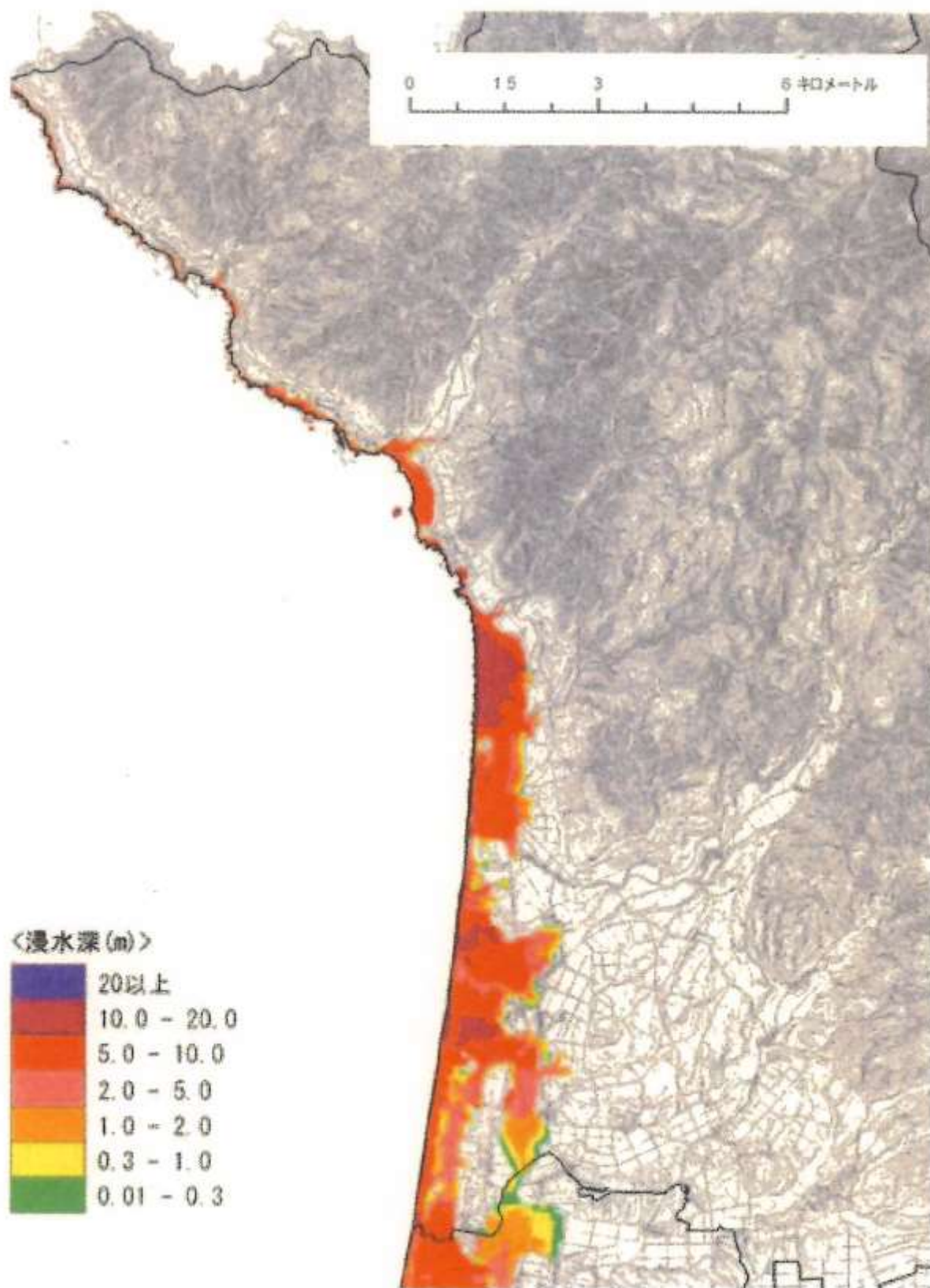
(1) 海域 A



(2) 海域 A+B



(3) 海域 A+B+C



第3 法に基づく津波浸水想定

平成26年8月に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、日本海における最大クラスの津波を発生させる60断層が公表されたため、秋田県に与える影響が大きい4断層と県独自断層（海域A・B・C連動等）を併せて検討し、津波防災地域づくりに関する法律に基づき津波浸水想定として平成28年3月に設定・公表した。

今後は、この津波浸水想定を秋田県における「最大クラスの津波（L2津波）」と位置づけ、本町の総合的な津波対策を講じる基礎資料とする。

1 津波対策の考え方

津波災害対策は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）と、比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1津波）の二つのレベルを想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせて講じる必要がある。

最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、住民等の生命を守ることを最優先に、住民等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。ただし、最大クラスの津波への対策の実施が困難な場合は、地域の実情に応じ、可能な対策の着実な実施に努めるものとする。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から海岸保全施設の整備等、ハード面の対策を進めるものとする。

津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の基本的な考え方

今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。

最大クラスの津波（L2津波）


■津波レベル

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

■基本的な考え方

○住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。

○被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることは重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。

 総合的な津波対策を講じるための基礎資料として「津波浸水想定」を設定

最大クラスの津波（L2津波）


■津波レベル

最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年の頻度）

■基本的な考え方

○人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備していく。

○海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を越えた場合でも、施設の効果が粘るべく発揮できるような構造物への改良も検討していく。

 堤防整備等の目安となる「設計津波の數位」を設定

2 想定津波（最大クラス）の想定断層

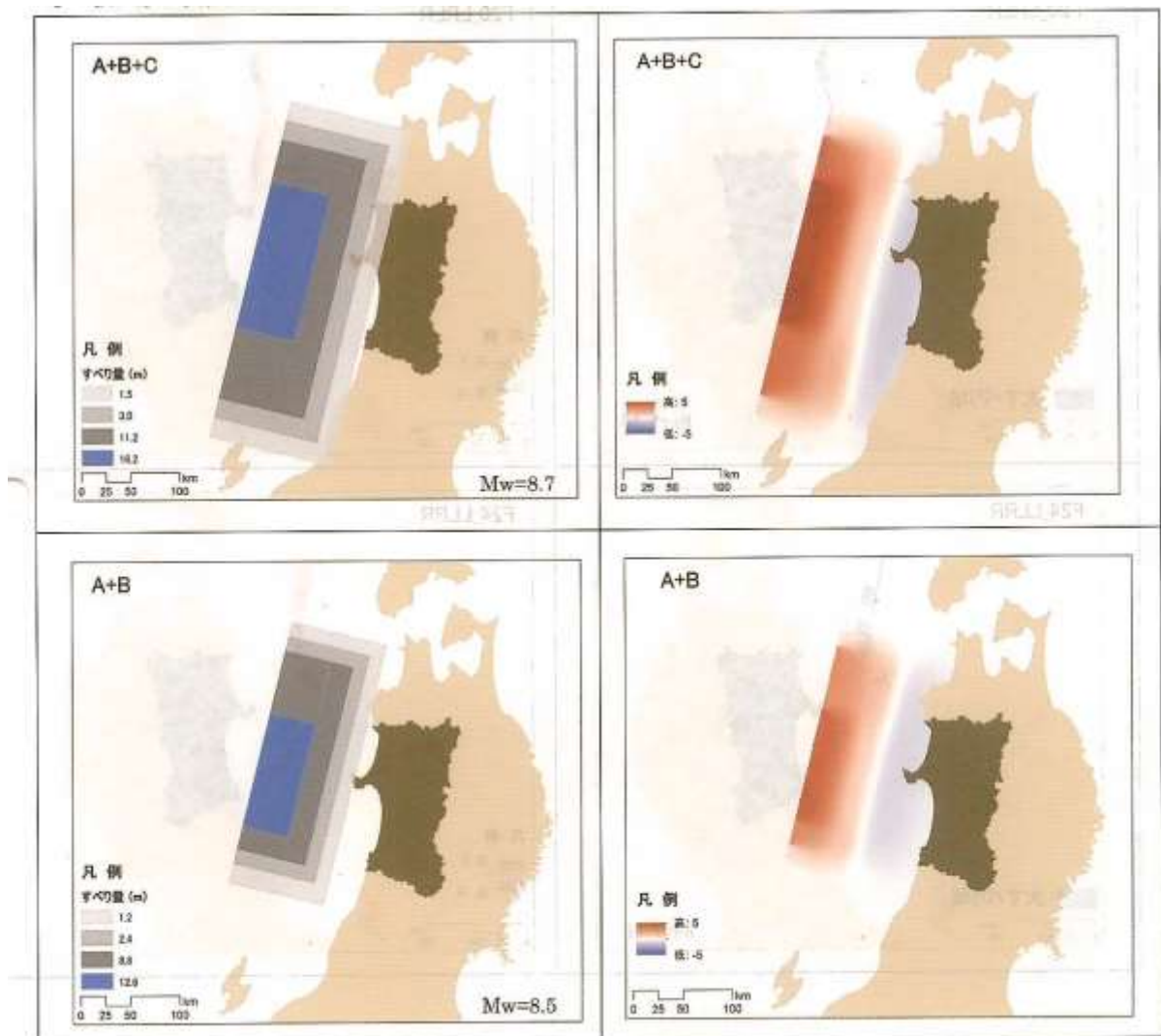
秋田県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される断層モデルとして、「秋田県地震議外想定調査」の断層モデル及び「日本海における代金簿地震に関する調査検討会」が公表した断層モデルから、各地域海岸において最大の津波高となる次の断層モデル・ケースを選定しシミュレーションを実施した。

津波浸水想定図は、これら各ケースのシミュレーション結果を重ね合わせ最大となる新水域・浸水深を抽出したものである。

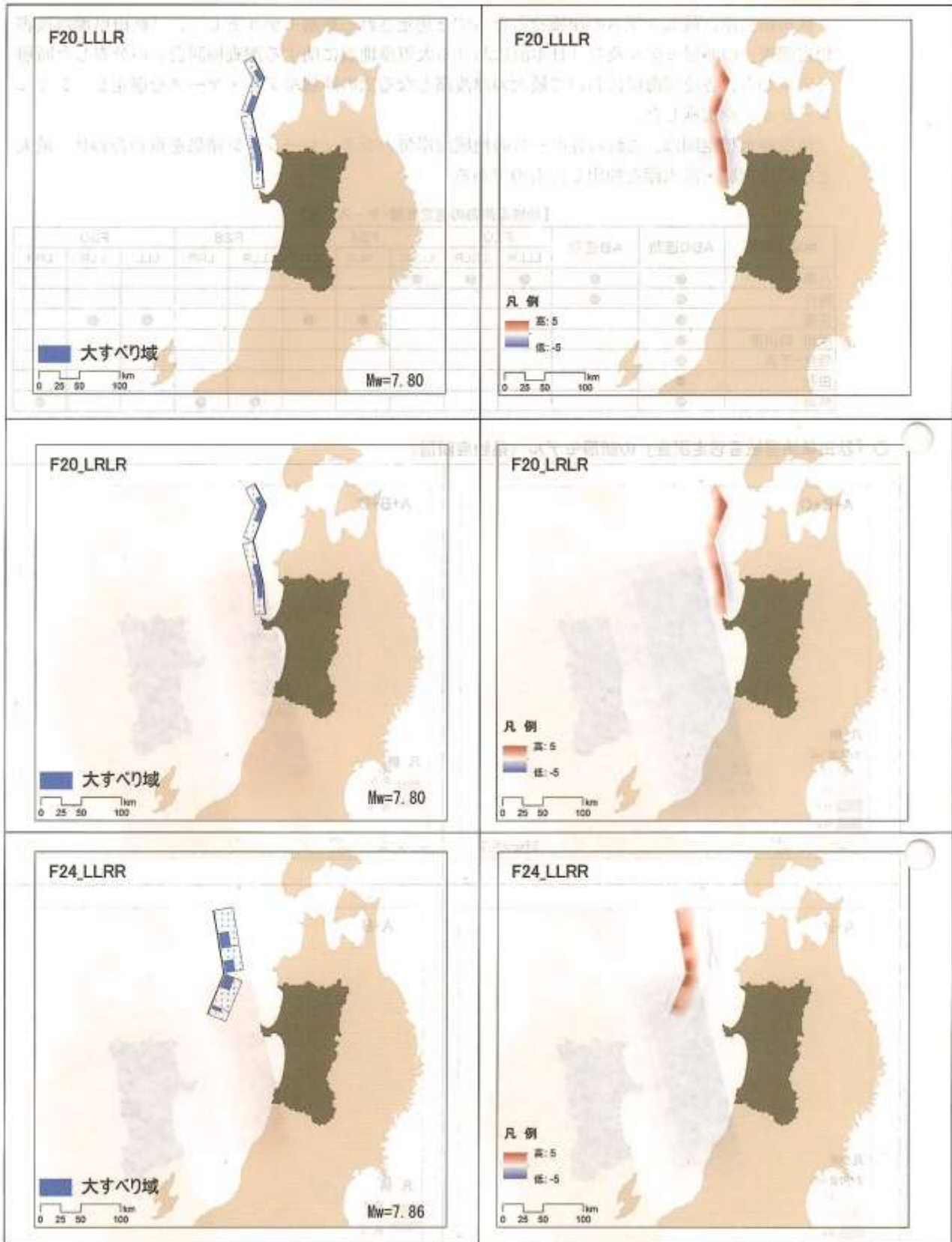
【地域海岸ごとの選定断層・ケース一覧】

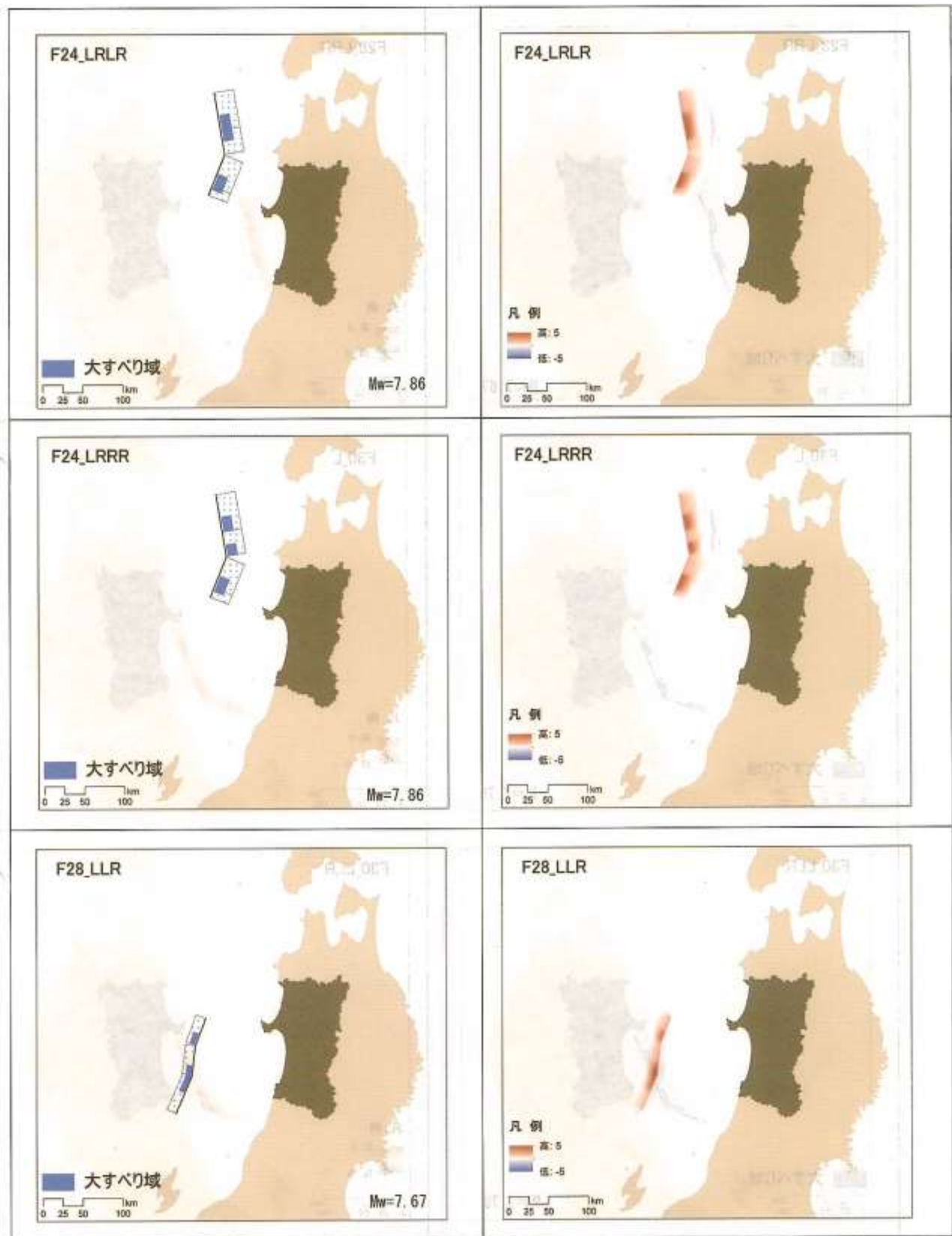
地域海岸名	ABC 連動	AB 連動	F20		F24			F28		F30		
			LLL	LRLR	LLRR	LRLR	LRRR	LLR	LRR	LLL	LLR	LRR
八森	●	●	●	●	●							
能代	●	●										
男鹿	●					●	●			●	●	
秋田・船川港	●											
新屋・下川	●											
由利	●											
鳥海	●							●	●			●

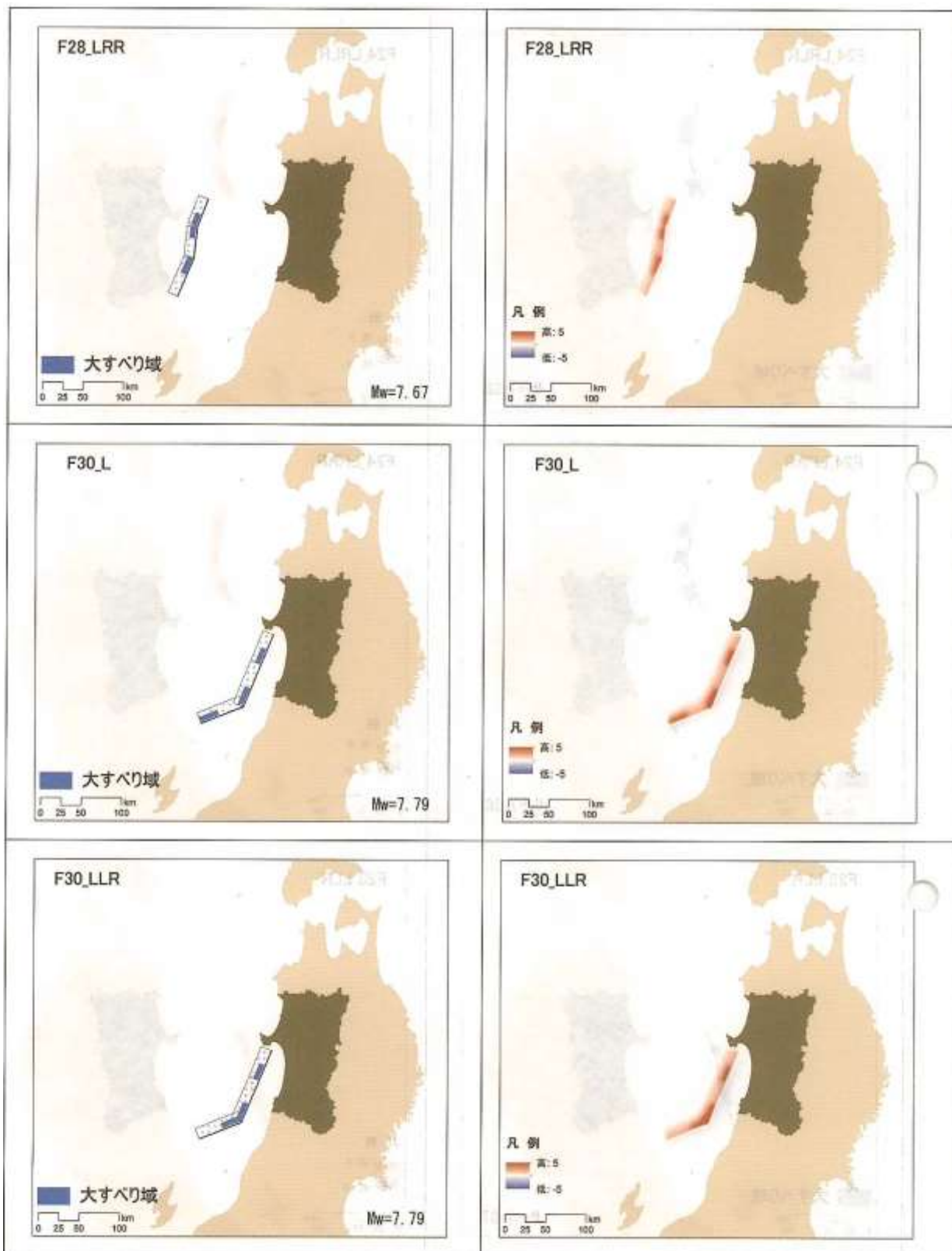
○「秋田県地震被害想定調査」の断層モデル（県独自診断）

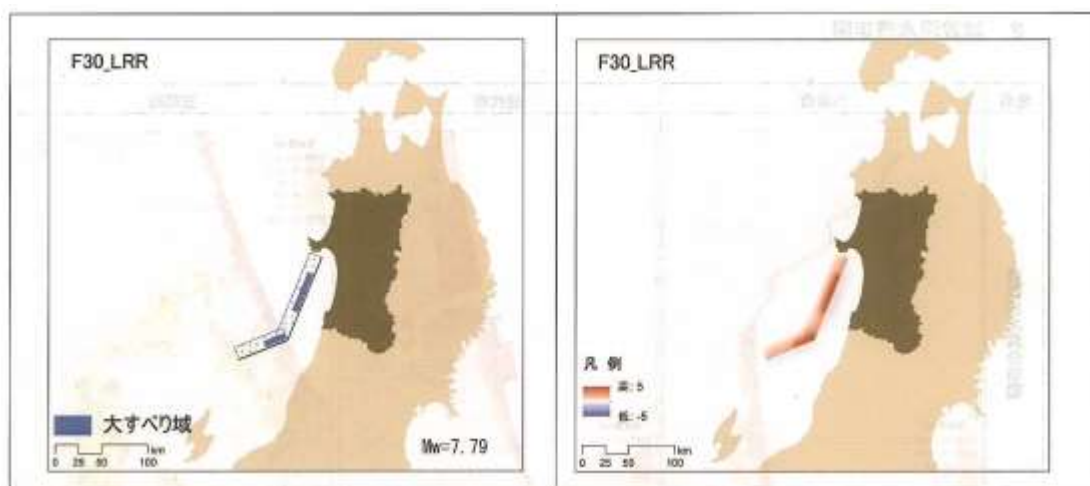


○「日本海における代金簿地震に関する調査検討会」の断層モデル









3 津波シュミレーション結果

最大津波高、最大津波到達時間及び影響開始時間

市町名	地点名	最大津波高		最大波到達 時間(分)	影響開始 時間(分)	検討断層のうち 最短影響開始時間	
		T. P. m	【断層】			(分)	【断層】
八峰町	八森	14.1	【ABC 連動】	26	11(11)	10	【AB 連動】
能代市	落合	11.6	【ABC 連動】	28	11(11)	10	【AB 連動】
三種町	釜谷	12.4	【ABC 連動】	28	11(11)	9	【ABC 連動】
男鹿市 1	五里合	10.8	【ABC 連動】	26	9(9)	9	【ABC 連動】
男鹿市 2	加茂青砂	9.8	【ABC 連動】	15	3(3)	3	【ABC 連動】
潟上市	天王	11.6	【ABC 連動】	33	23(23)	23	【ABC 連動】
秋田市	新屋町	13.5	【ABC 連動】	36	11(23)	11	【ABC 連動】
由利本荘市 1	松ヶ崎	11.3	【ABC 連動】	33	10(20)	10	【ABC 連動】
由利本荘市 2	石脇	10.8	【ABC 連動】	31	9(19)	9	【ABC 連動】
にかほ市	小砂川	10.1	【ABC 連動】	33	9(18)	9	【ABC 連動】

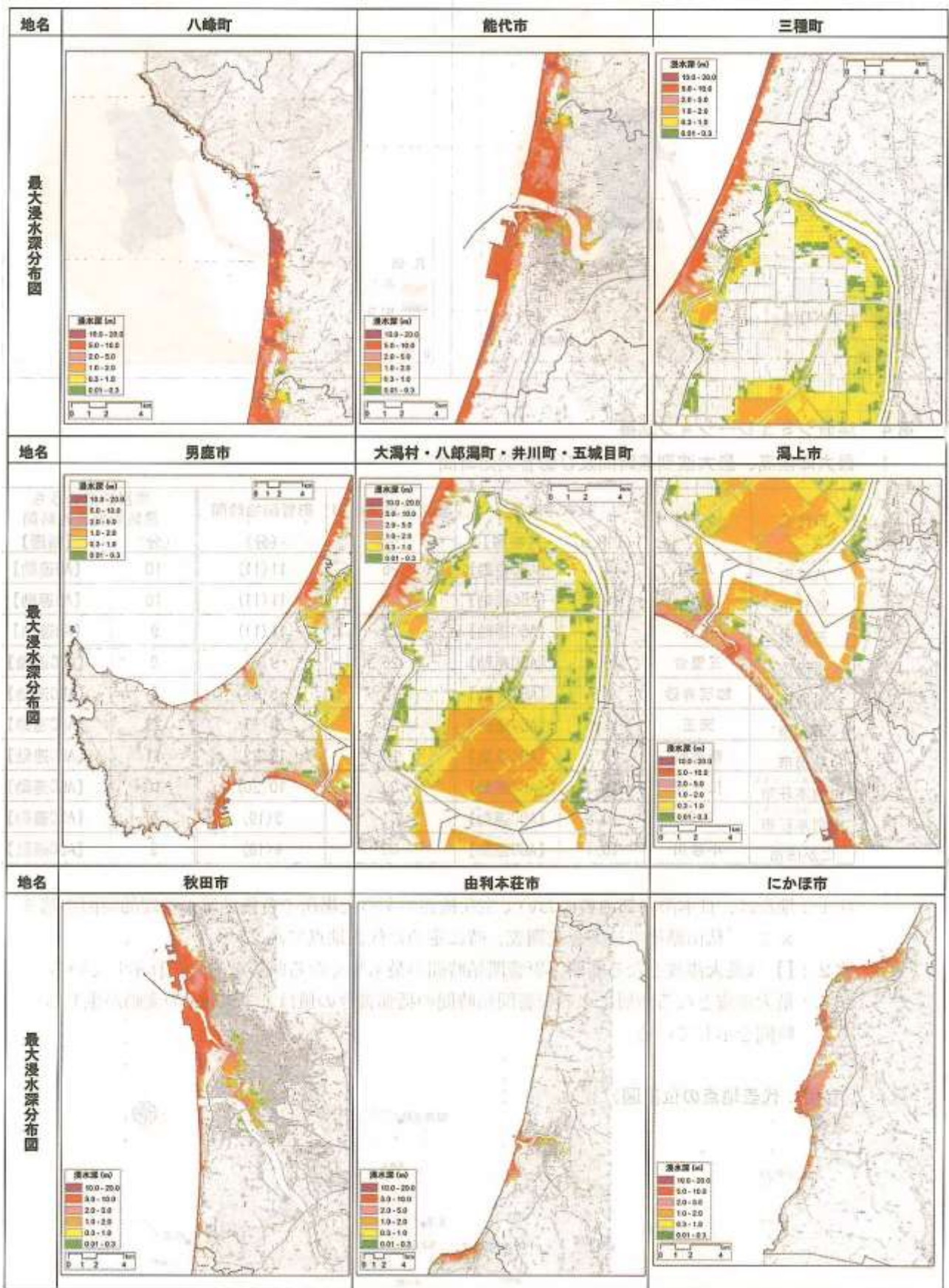
※【】は最大津波となる断層、影響開始時間が最も早くなる断層をそれぞれ示している。

※最大津波となる断層による影響開始時間の括弧書きの値は、+20cm の変動が生じる時間を示している。

《参考：代表地点の位置図》



3 津波浸水想定図





凡例

津波指定避難所
 等高線 (20m)

津波の浸水深(m)

10.0以上20.0m未満
5.0以上10.0m未満
2.0以上5.0 m未満
1.0以上2.0m未満
0.3以上1.0m未満
0.01以上0.3m未満

秋田県沖で想定される地震

海城A・B・Cの運動地震(マグニチュード8.7)

過去に発生した地震と国の地震調査研究推進本部の調査により、今後発生すると予測される地震は、次の3つの海城を震源としています。

区分	海城	日付	震源の深さ (M7.0) 等を参考	区域	震害
海城 A	M7.5前後	秋田県沖	秋田県沖	秋田県沖	秋田県沖
海城 B	M7.5前後	秋田県沖	秋田県沖	秋田県沖	秋田県沖
海城 C	M7.5前後	秋田県沖	秋田県沖	秋田県沖	秋田県沖

津波ハザードマップの津波浸水想定区域等は、東日本大震災による津波被害を参照し、海城A・B・Cの運動地震による最大クラスの津波を想定しています。

解説

この地図は、「津波の危険性」、「付近の標高」、「津波避難所」、「津波に関する注意すべき情報」などを表示しています。

津波浸水想定区域は、秋田県の「地震被害想定調査」(平成24年12月発表)における津波のシミュレーション結果に基づき、秋田県沖で想定される運動地震(マグニチュード8.7)を参照し(図1参照) (図1参照)により想定される浸水範囲と浸水深を表示しています。

八峰町津波ハザードマップ

2 (小入川・滝の間 地区)

1:7,000

一般の人が約10分で歩ける距離の目安(600m)



解説

この地図は、「津波の危険性」、「付近の標高」、「津波避難所」、「津波に関する注意すべき情報」などを表示しています。

津波浸水想定区域は、秋田県の「地震被害想定調査(平成24年12月発表)」における津波のシミュレーション結果に基き、秋田県沖で想定される海動地震(マグニチュード8.7 超断層)が発生した場合)にのり想定される浸水範囲と浸水深さを示しています。

凡例

津波指定避難所
等高線 (20m)



秋田県沖で想定される地震

海域A・B・Cの運動地震(マグニチュード8.7)

過去に発生した地震と国の地震調査研究推進本部の調査により、今後発生すると予測される地震は、次の3つの海域を震源としています。

海域	震源	震域
海域 A	M7.9 程度 日本海沖沖合(約 27.7) 断層型	秋田県
海域 B	M7.5 程度 秋田県沖沖合、秋田県沖山形県沖の断層型	秋田県、山形県
海域 C	M7.5 程度 青森県沖沖合、山形県沖沖合の断層型	秋田県、山形県

津波ハザードマップの津波浸水想定区域等は、東日本大震災による津波被害を考慮し、海域A・B・Cの運動地震による最大クラスの津波を想定しています。



八幡町津波ハザードマップ

3 (滝の間・横間・立石・茂浦・中浜地区) 1:7,000

100人が約10分で帰る距離の目安(600m)



解説

この地図は、「津波の危険性」、「付近の標高」、「津波避難所」、「津波に関する注意すべき情報」などを表示しています。

津波浸水想定区域は、秋田県の「相模湾津波想定調査」(平成24年12月発表)における津波のシミュレーション結果に基づき、秋田県沖で想定される運動地震(マグニチュード8.7 逆断層)が最も不利な場合)により想定される浸水範囲と浸水深さを示しています。

秋田県沖で想定される地震

海域A・B・Cの運動地震(マグニチュード8.7)

過去に発生した地震と国の地震調査研究推進本部の調査により、今後発生すると予測される地震は、次の3つの海域を震源としています。

区分	震源	区間	震度
海域 A	M7.9 相模 日本海中部海溝 (M7.7) 等を参考		
海域 B	M7.9 相模 庄内海溝北西方、秋田県内山形県との境界を震源		
海域 C	M7.9 相模 相模湾北部、山形県沖の境界を震源		

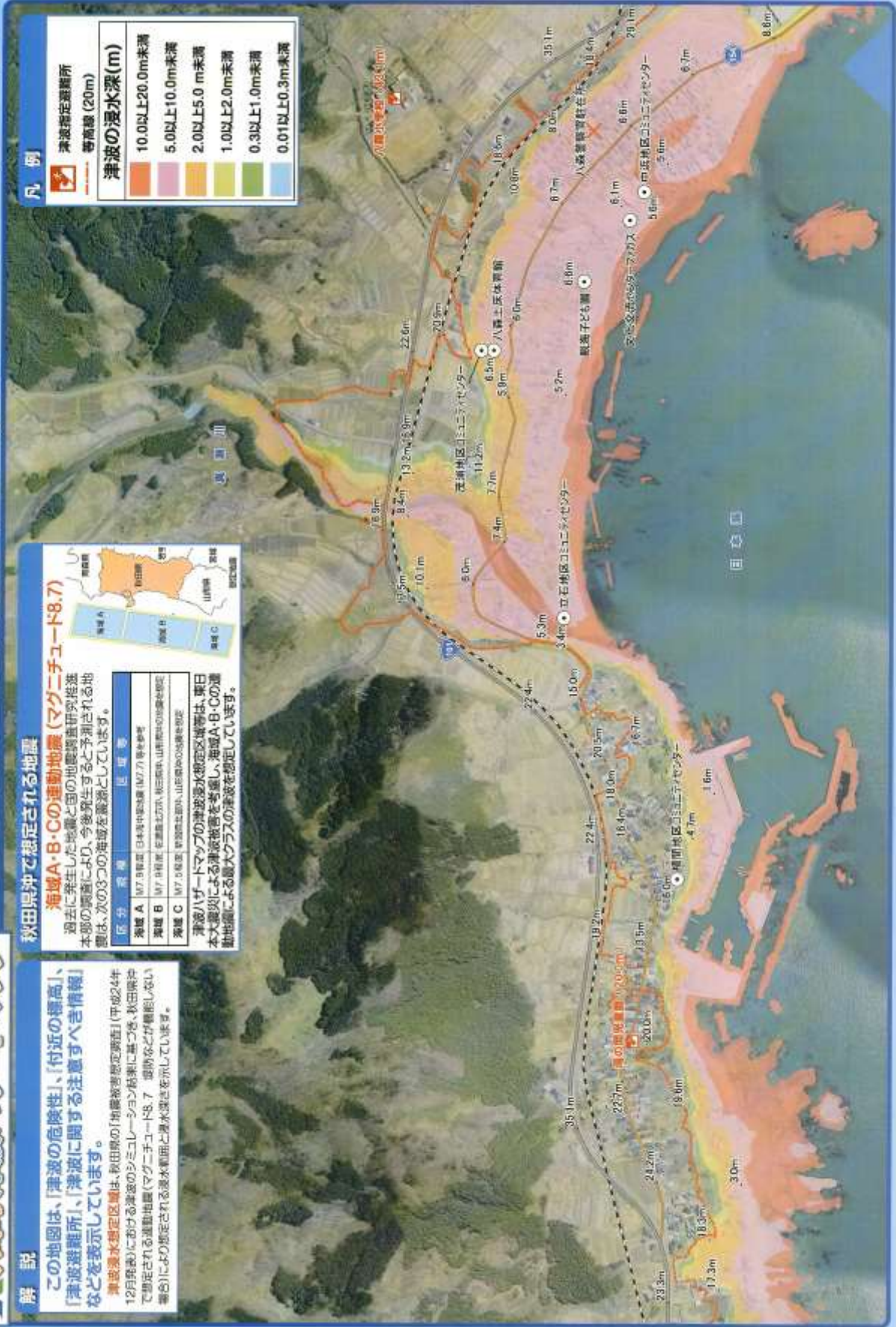
津波ハザードマップの津波浸水想定区域等は、東日本大震災による津波被害を考慮し、海域A・B・Cの運動地震による最大クラスの津波を想定しています。

凡例

津波浸水想定区域
等高線(20m)

津波の浸水深(m)

- 10.0以上20.0m未満
- 5.0以上10.0m未満
- 2.0以上5.0 m未満
- 1.0以上2.0m未満
- 0.3以上1.0m未満
- 0.01以上0.3m未満



八峰町津波ハザードマップ

4(立石・茂浦・中浜・樫・檜台地区) 1:7,000

一般の人が約10分で歩ける距離の目安(6000m)



解説

この地図は、「津波の危険性」、「付近の標高」、「津波避難所」、「津波に関する注意すべき情報」などを表示しています。

津波浸水想定区域は、秋田県の「地震被害想定調査(平成24年12月発表)」における津波のシミュレーション結果に基づき、秋田県庁で想定される運動地震(マグニチュード8.7 推定)などが機械的(ない場合)により想定される浸水範囲と浸水深さを示しています。

秋田県沖で想定される地震

海域A・B・Cの運動地震(マグニチュード8.7)

過去に発生した地震と国の地震調査研究推進本部の調査により、今後発生すると予測される地震は、次の3つの海域を震源としています。

区分	規模	区域等
海域A	M7.9程度	日本海沖津波(2017)等を参考
海域B	M7.9程度	庄内沖津波(2011)、秋田沖津波(2011)等を参考
海域C	M7.5程度	秋田沖津波(2011)、山形沖津波(2011)等を参考

津波ハザードマップの津波浸水想定区域等は、東日本大震災による津波被害を考慮し、海域A・B・Cの運動地震による最大クラスの津波を想定しています。

凡例

津波指定避難所 等高線(20m)

津波の浸水深(m)

- 10.0以上20.0m未満
- 5.0以上10.0m未満
- 2.0以上5.0 m未満
- 1.0以上2.0m未満
- 0.3以上1.0m未満
- 0.01以上0.3m未満



八幡町津波ハザードマップ

5 (浜田・本館・八森 地区)

1:7,000

一般の人の約1.0分と伸びる距離の目安(600m)



解説

この地図は、「津波の危険性」、「付近の標高」、「津波避難場所」、「津波に関する注意すべき情報」などを表示しています。

津波水動定区域等は、秋田県の「地震被害想定調査」(平成24年12月発表)における津波のシミュレーション結果に基づき、秋田県沖で想定される津波地震(マグニチュード8.7)の被害などが発生しない場合)により想定される浸水範囲と浸水深さを表示しています。

凡例

津波指定避難所

等高線 (20m)

津波の浸水深(m)

- 10.0以上20.0m未満
- 5.0以上10.0m未満
- 2.0以上5.0m未満
- 1.0以上2.0m未満
- 0.3以上1.0m未満
- 0.01以上0.3m未満

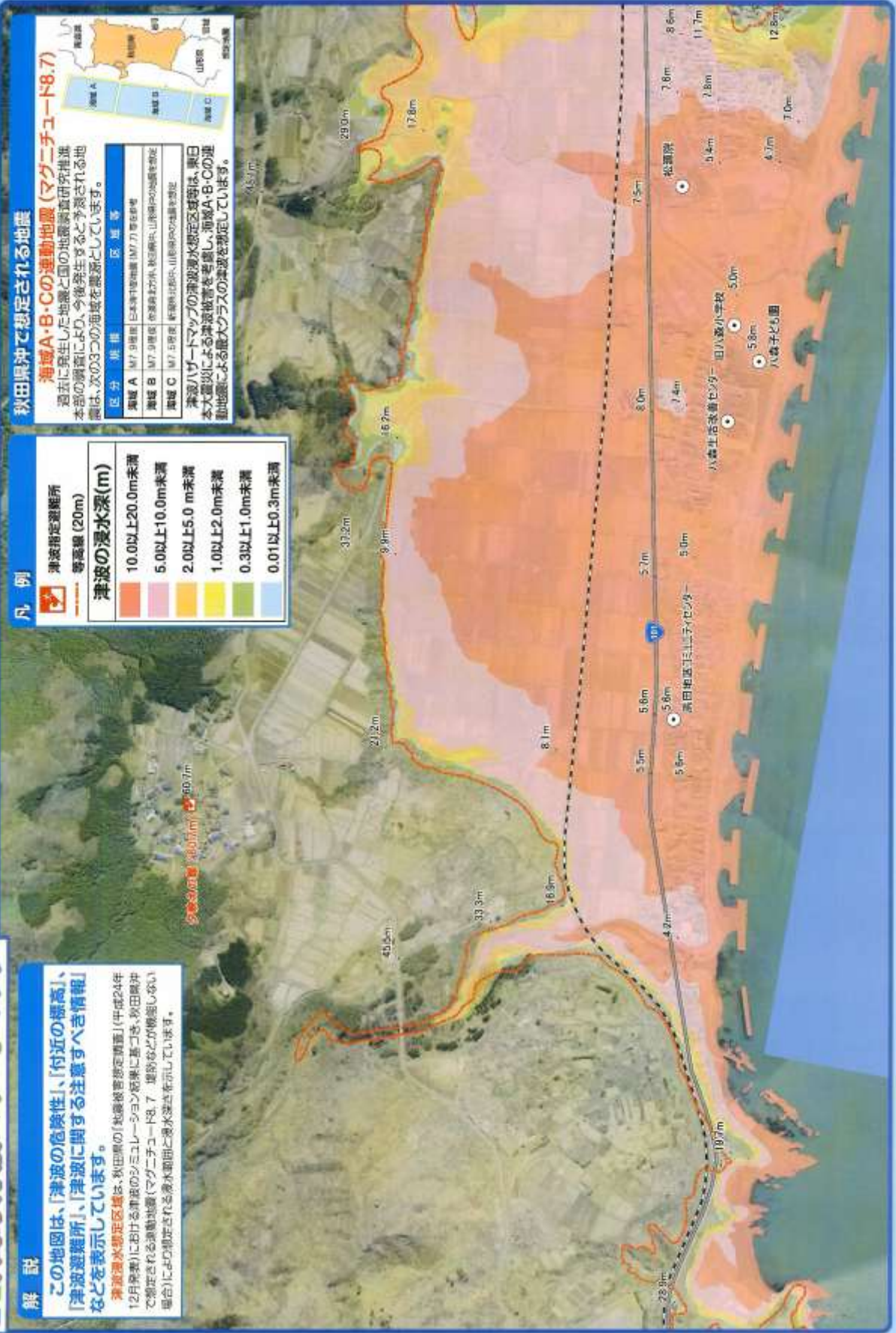
秋田県沖で想定される地震

海域A・B・Cの運動地震(マグニチュード8.7)

過去に発生した地震と国の地震調査研究推進本部の調査により、今後発生すると予測される地震は、次の3つの海域を震源としています。

区分	規模	区 域 等
海域 A	M7.9程度	日本海沖地震帯(M7.7帯)等
海域 B	M7.9程度	新潟県沖地震帯、山形県沖地震帯
海域 C	M7.5程度	新潟県沖地震帯、山形県沖地震帯

津波ハザードマップの津波水動定区域等は、東日本震災による津波被害を考慮し、海域A・B・Cの運動地震による最大クラスの津波を想定しています。



八峰町津波ハザードマップ

6(八森地区)

1:7,000

二輪の人が約10分で歩ける距離の目安(600m)



凡例

	津波指定避難所
	等高線(20m)
津波の浸水深(m)	
	10.0以上20.0m未満
	5.0以上10.0m未満
	2.0以上5.0m未満
	1.0以上2.0m未満
	0.3以上1.0m未満
	0.01以上0.3m未満

解説
この地図は、「津波の危険性」、「付近の標高」、「津波避難所」、「津波に関する注意すべき情報」などを表示しています。

津波水害想定区域は、秋田県の「地質情報決定調査」(平成24年12月発表)に基く津波のシミュレーション結果に基づき、秋田県沖で想定される津波地震(マグニチュード8.7、震源が八森地区)により想定される浸水深と浸水深を示しています。

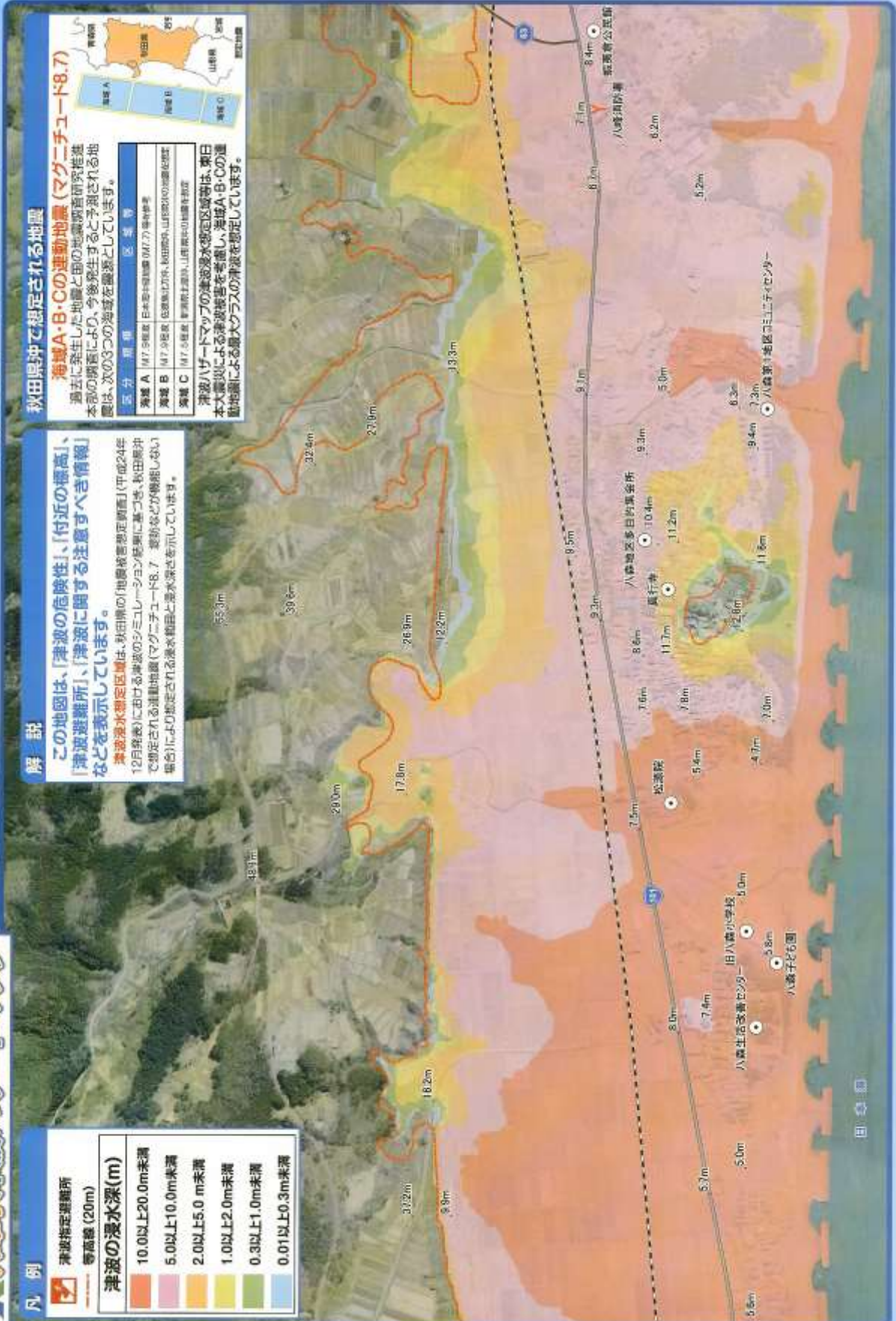
秋田県沖で想定される地震

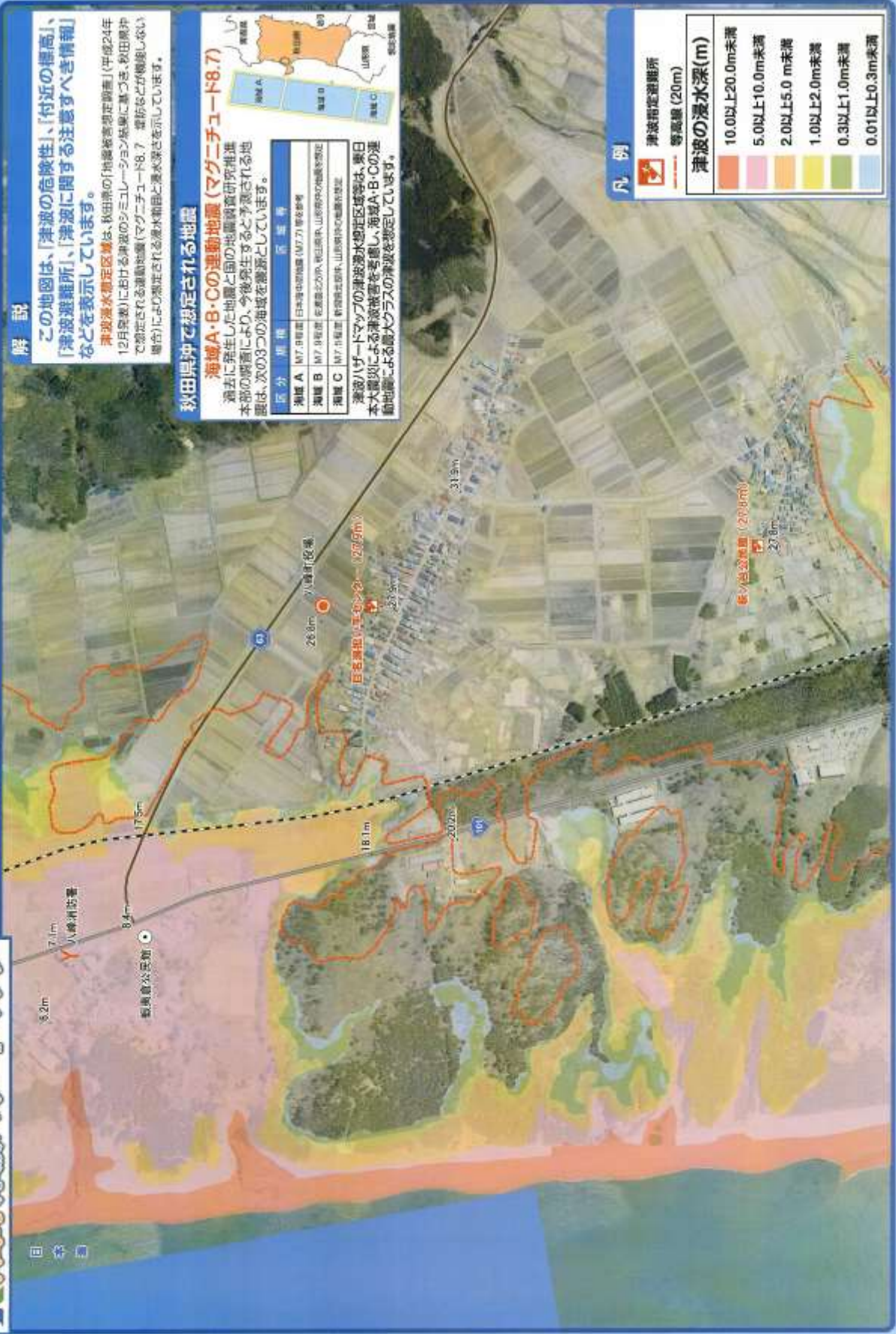
海域A・B・Cの運動地震(マグニチュード8.7)

過去に発生した地震と甲の地震調査研究性本部の調査により、今後発生すると予測される地震は、次の3つの海域を震源としています。

海域	震源	震源の位置
海域 A	M7.5程度	日本海沖(奥羽山脈)の奥羽山脈
海域 B	M7.5程度	秋田県沖(奥羽山脈)の奥羽山脈
海域 C	M7.5程度	秋田県沖(奥羽山脈)の奥羽山脈

津波ハザードマップの津波浸水深区域等は、前記本調査結果による津波浸水深を考慮し、海域A・B・Cの運動地震による最大クラスの津波を想定しています。





解説

この地図は、「津波の危険性」、「付近の標高」、「津波避難所」、「津波に関する注意すべき情報」などを表示しています。

津波水深想定区域は、秋田県の「地震被害想定調査」(平成24年12月発表)に基ける津波のシミュレーション結果に基づき、秋田県庁で想定される運動地震(マグニチュード8.7、震源が北緯38.0度、東経140.0度)により想定される津波水位目と浸水深さを表示しています。

秋田県沖で想定される地震

海域A・B・Cの運動地震(マグニチュード8.7)

過去に発生した地震と国の地震調査研究推進本部の調査により、今後発生すると予測される地震は、次の3つの海域を震源としています。

区分	規模	震源
海域 A	M7.0程度	日本海中部沖(約47°N) 東北沖
海域 B	M7.0程度	花巻沖(約41°N) 北山沖、山形沖沖の地震帯
海域 C	M7.0程度	新潟沖北山沖、山形沖沖の地震帯

津波ハザードマップの津波水深想定区域等は、東日本大震災による津波被害を考慮し、海域A・B・Cの運動地震による最大クラスの津波を想定しています。

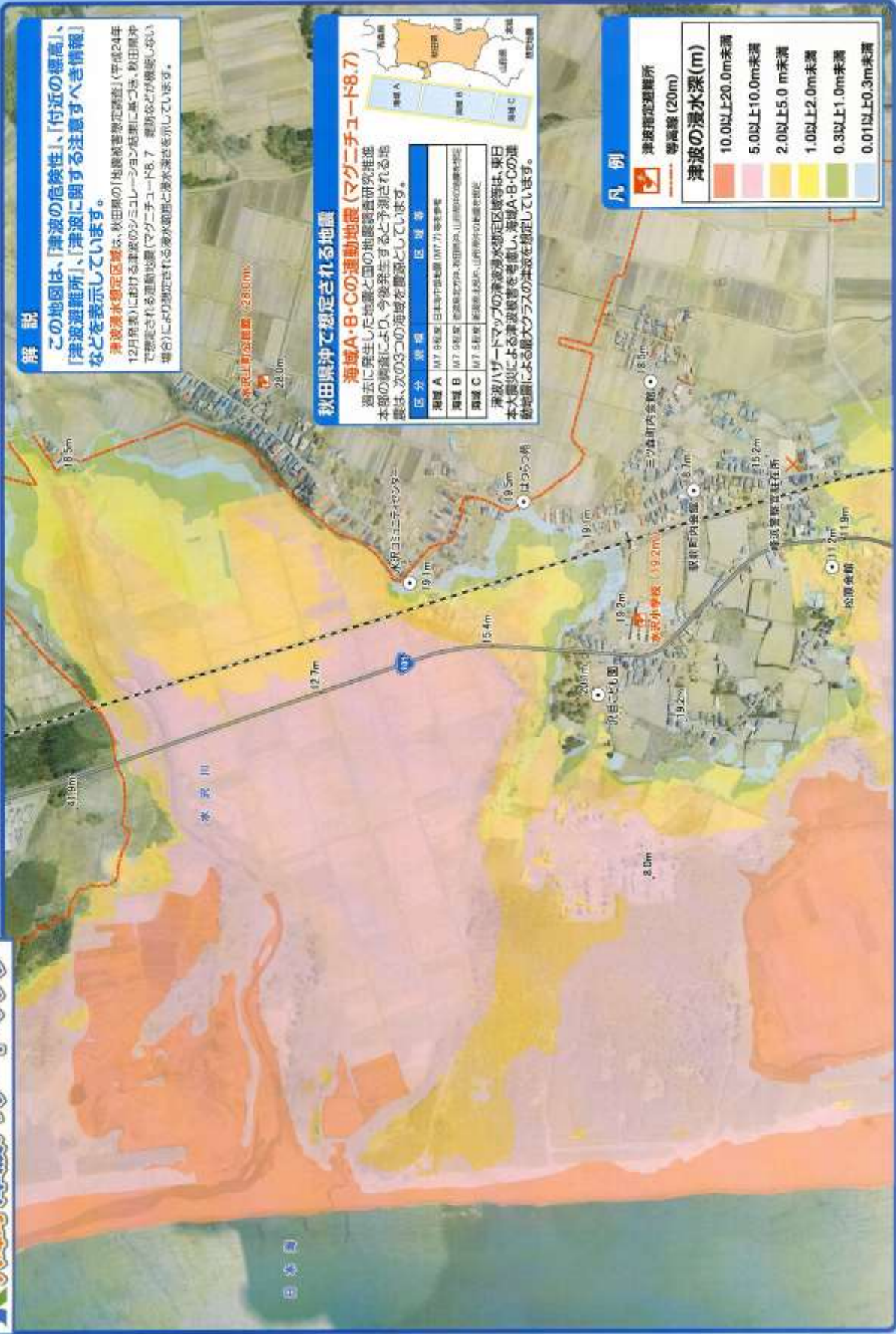


凡例

津波指定避難所
等高線 (20m)

津波の浸水深(m)

- 10.0以上20.0m未満
- 5.0以上10.0m未満
- 2.0以上5.0 m未満
- 1.0以上2.0m未満
- 0.3以上1.0m未満
- 0.01以上0.3m未満



解 説

この地図は、「津波の危険性」、「付近の標高」、「津波避難所」、「津波に関する注意すべき情報」などを表示しています。

津波浸水想定区域は、秋田県の「地震被害想定調査」(平成24年12月発表)における津波の3次元シミュレーション結果に基づき、秋田県沖で想定される運動地震(マグニチュード8.7) 震源域が概ね近い場合により想定される浸水範囲と浸水深を表示しています。

秋田県沖で想定される地震

海域A・B・Cの運動地震(マグニチュード8.7)

過去に発生した地震と国の地震調査研究推進本部の調査により、今後発生すると予測される地震は、次の3つの海域を震源としています。

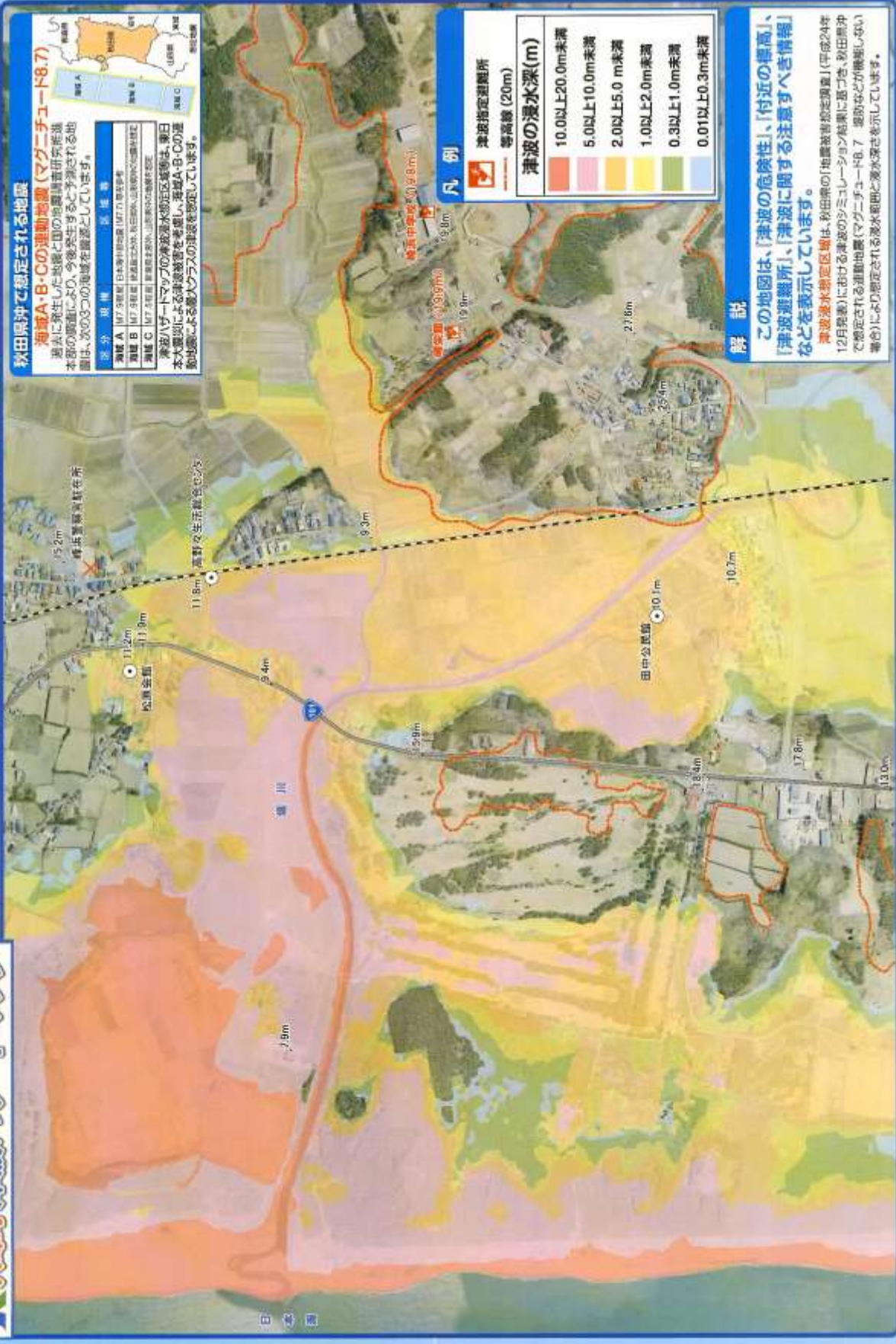
区分	震源	区 画 等
海域 A	M7.8程度	日本海沖地震(M7.1)等を震源
海域 B	M7.9程度	秋田県沖沖地震(M7.0)等を震源
海域 C	M7.5程度	新潟県沖沖地震(M7.0)等を震源

津波ハザードマップの津波浸水想定区域等は、東日本大震災による津波被害を考慮し、海域A・B・Cの運動地震による最大クラスの津波を想定しています。

凡 例

津波指定避難所
等高線(20m)

津波の浸水深(m)	
10.0以上20.0m未満	10.0以上20.0m未満
5.0以上10.0m未満	5.0以上10.0m未満
2.0以上5.0 m未満	2.0以上5.0 m未満
1.0以上2.0m未満	1.0以上2.0m未満
0.3以上1.0m未満	0.3以上1.0m未満
0.01以上0.3m未満	0.01以上0.3m未満



秋田県沖で想定される地震

海域A・B・Cの運動地帯 (マグニチュード8.7)
 過去に発生した地震と国の地震調査研究推進本部の調査により、今後発生すると予測される地震は、次の3つの地帯を震源としています。

海域	規模
海域 A	M7.5程度 (日本海中部海溝 (M7.7) 型地震)
海域 B	M7.5程度 (陸奥沖海溝 (M7.5) 型地震)
海域 C	M7.5程度 (日本海中部海溝 (M7.7) 型地震)

津波ハザードマップの津波浸水想定区域は、東日本大震災における津波浸水想定を考慮し、地帯A・B・Cの運動地帯による最大クラスの津波を想定しています。

凡例

	津波指定避難所
	等高線 (20m)
	津波の浸水深 (m)
Orange	10.0以上20.0m未満
Pink	5.0以上10.0m未満
Yellow	2.0以上5.0 m未満
Light Green	1.0以上2.0m未満
Green	0.3以上1.0m未満
Blue	0.01以上0.3m未満

解説

この地図は、「津波の危険性」、「付近の等高」、「津波指定避難所」、「津波に関する注意すべき情報」などを表示しています。

津波浸水想定区域は、秋田県の「梅屋敷町指定区域」(平成24年12月発表)における津波のシミュレーション結果に基づき、秋田県沖で想定される運動地帯(マグニチュード8.7)を震源として、津波の浸水想定区域により想定される浸水範囲と浸水深を表示しています。



凡 例

津波指定避難所
等高線 (20m)

津波の浸水深(m)

10.0以上20.0m未満
5.0以上10.0m未満
2.0以上5.0 m未満
1.0以上2.0m未満
0.3以上1.0m未満
0.01以上0.3m未満

解 説

この地図は、「津波の危険性」、「付近の標高」、「津波避難所」、「津波に関する注意すべき情報」などを表示しています。

津波浸水想定区域は、秋田県の「地震被害想定調査」(平成24年12月発表)における津波のシミュレーション結果に基づき、秋田県中で想定される浸水範囲(マグニチュード8.7 規模)が確認しない場合により想定される浸水範囲と浸水深を表示しています。

秋田県沖で想定される地震

海域A・B・Cの連動地震(マグニチュード8.7)

過去に発生した地震と国の地震調査研究推進本部の調査により、今後発生すると予測される地震は、次の3つの海域を震源としています。

区分	規模	区域等
海域 A	M7.5程度	日本海中部海域(40°N)沖沖合
海域 B	M7.5程度	奥羽沖、奥羽沖、山形沖、山形沖沖合
海域 C	M7.5程度	新潟沖、山形沖、山形沖沖合

津波ハザードマップの津波浸水想定区域等は、東日本大震災による津波被害を考慮し、海域A・B・Cの連動地震による最大クラスの津波を想定しています。



第4 津波被害想定結果

地震被害想定結果の中から津波被害の想定を抽出した結果概要は次のとおり。
 なお、被害想定における避難行動を次の3パターンに区分する。

- ① 津波発生後すぐに全員が避難した場合
 (発災5分後の避難者100%)
 - ② 早期避難者比率が高い場合
 (発災5分後の避難者が70%、15分後の避難者が30%)
 - ③ 避難者の比率が低い場合
 (発災5分後の避難者が20%、15分後の避難者が50%、危機切迫避難者30%)
- ※ 冬期間は状況を考慮し、避難行動開始時間に5分を加えている。

【被害想定結果概要 (海洋地震)】

津波による人的被害		No. 22 海域 A	No. 23 海域 B	No. 25 海域 A+B	No. 26 海域 B+C	No. 27 海域 A+B+C	
マグニチュード		7.9	7.9	8.5	8.3	8.7	
最大震度 (八峰町)		6 弱	6 弱	6 強	6 弱	6 強	
死者数 (人)	夏 14 時 海水浴客有り	①	0	0	68	0	168
		②	32	0	221	0	380
		③	172	4	1,061	7	1,599
	夏 14 時 海水浴客なし	①	0	0	50	0	127
		②	18	0	161	0	287
		③	96	1	772	2	1,209
	冬 2 時	①	5	0	325	0	455
		②	58	0	621	0	982
		③	159	1	1,272	1	2,049
負傷者 数 (人)	夏 14 時 海水浴客有り	①	0	0	0	0	0
		②	9	0	1	0	13
		③	801	476	700	508	517
	夏 14 時 海水浴客なし	①	0	0	0	0	0
		②	6	0	1	0	10
		③	449	79	510	115	392
	冬 2 時	①	0	0	0	0	0
		②	178	0	129	0	109
		③	736	79	717	115	552

津波による道路浸水予測 (道路延長 35,765m)	No. 22 海域 A	No. 23 海域 B	No. 25 海域 A+B	No. 26 海域 B+C	No. 27 海域 A+B+C
マグニチュード	7.9	7.9	8.5	8.3	8.7
最大震度 (八峰町)	6 弱	6 弱	6 強	6 弱	6 強
0.01m以上 0.3m未満	1,563	452	905	650	1,224
0.3m以上 1.0m未満	690	114	958	203	914
1m以上 2m未満	1,089	46	1,142	49	671
2m以上 5m未満	1,197	0	3,724	0	1,981
5m以上 10m未満	0	0	2,348	0	4,345
10m以上 20m未満	0	0	531	0	1,834
合計	4,539	611	9,608	903	10,970

津波による鉄道浸水予測 (鉄道延長 21,112m)	No. 22 海域 A	No. 23 海域 B	No. 25 海域 A+B	No. 26 海域 B+C	No. 27 海域 A+B+C
マグニチュード	7.9	7.9	8.5	8.3	8.7
最大震度 (八峰町)	6 弱	6 弱	6 強	6 弱	6 強
0.01m以上 0.3m未満	714	0	923	16	762
0.3m以上 1.0m未満	655	62	713	62	1,530
1m以上 2m未満	627	0	1,503	0	1,323
2m以上 5m未満	218	0	1,315	0	2,289
5m以上 10m未満	0	0	1,553	0	1,447
10m以上 20m未満	0	0	139	0	1,252
合計	2,214	62	6,146	79	8,602

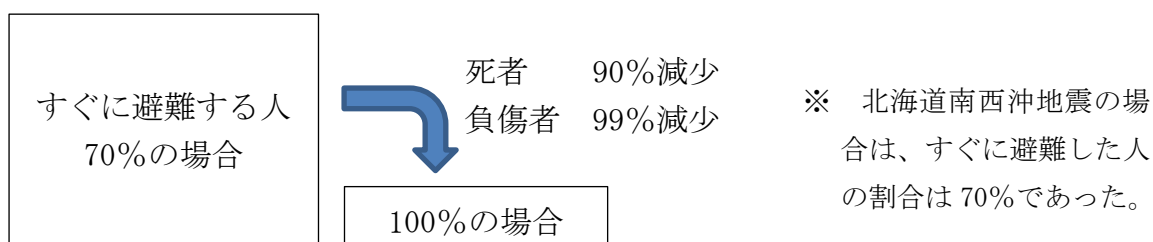
第5 津波による被害の特徴

1 すぐに避難する人の割合が高いほど人的被害は少なくなる

海域地震では、死者のうち、最大で約9割が津波を原因とし、津波発生後、全員がすぐに避難すれば、人的被害が大きく減少する。

【海域A (冬の深夜) の例】

すぐに避難する人が100%の場合、70%に比べ死者で90%、負傷者で99%減少する。



第5節 津波観測体制

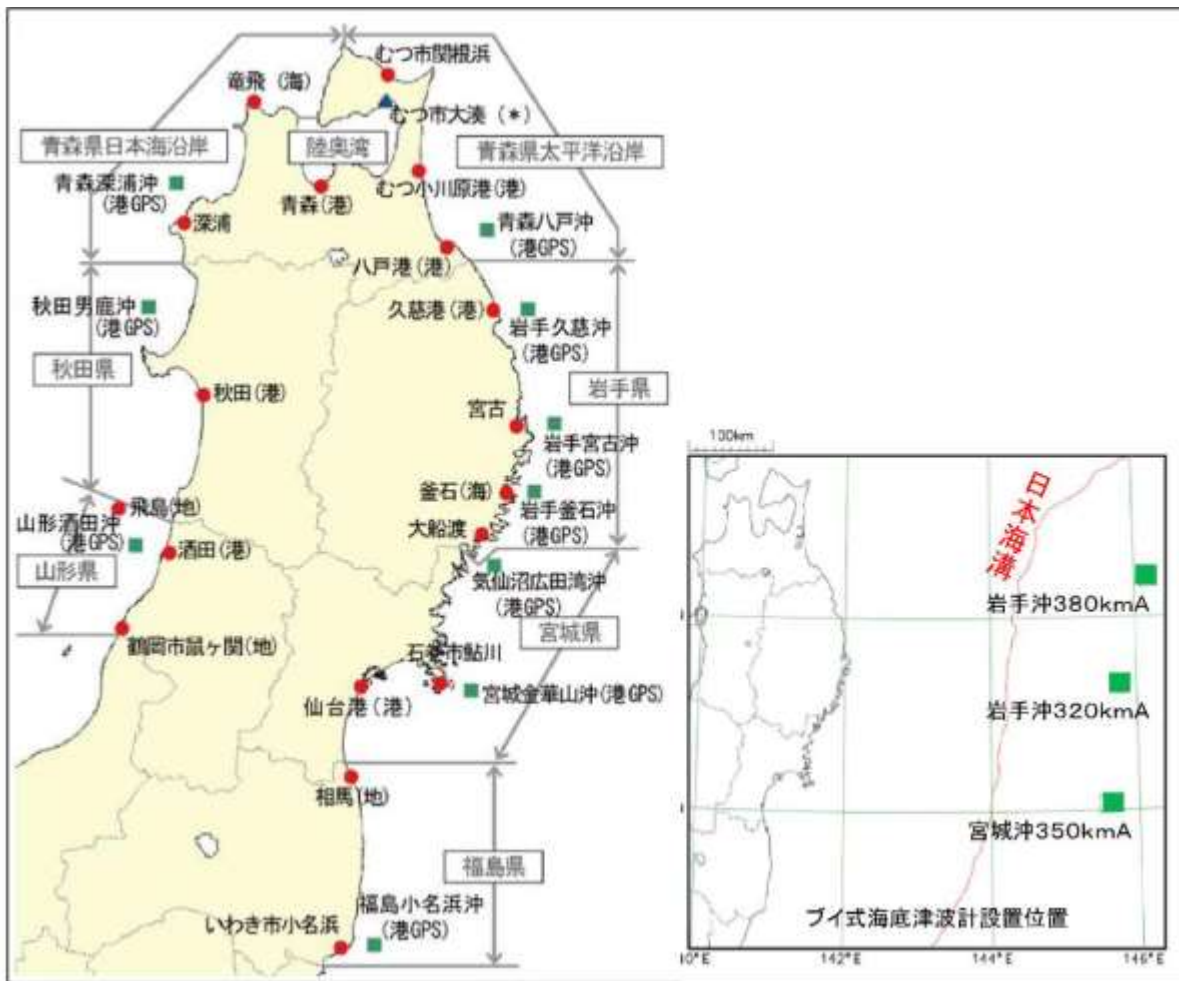
第1 津波観測

昭和58年日本海中部地震や平成5年北海道南西沖地震による津波被害を契機に、気象庁では、津波観測網の整備を進めた。また、平成23年東北地方太平洋沖地震での大きな津波被害を契機として、巨大津波観測計や沖合津波計を整備するなどの観測機能を強化したほか、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、自治体等の観測データをリアルタイムで収集し、現在では全国約230か所の観測データを津波情報や津波警報等の更新に活用している。

東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域に沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。なお、津波観測とともに即時浸水予測システムの整備も検討している。

【津波予報区】

東北地方の津波予報区及び津波情報に用いる地点（平成 28 年 9 月 1 日現在）



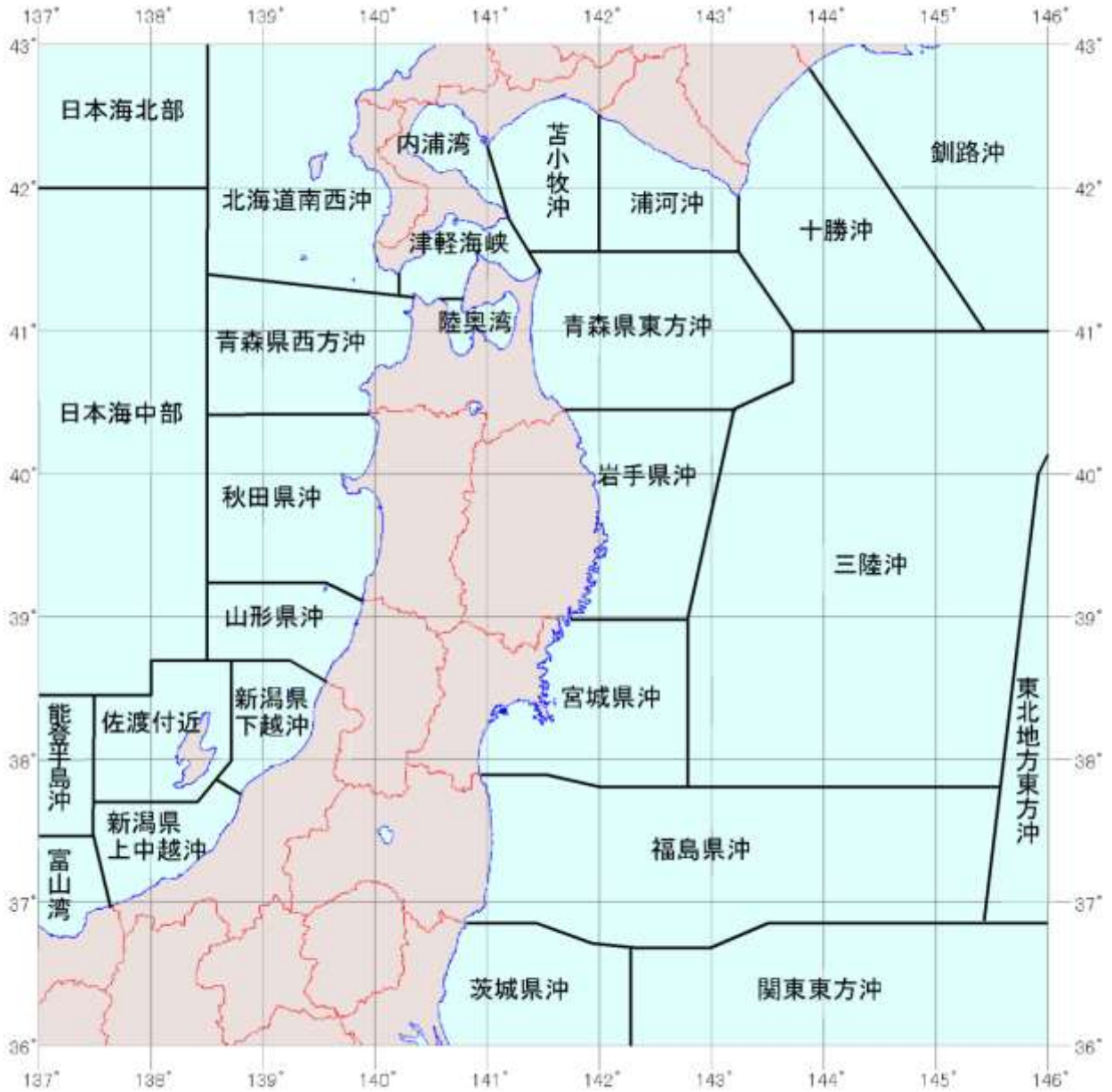
- 津波の到達予想時刻・満潮時刻・津波の観測値（津波の高さ）
- ▲ 津波の到達時刻・満潮時刻
- 津波の観測値・沿岸で推定した津波の高さと到達時刻

注) 1. 各観測地のうち（海）は海上保安庁、（港）は港湾局、（港 GPS）は港湾局の GPS 波浪計、（地）は国土地理院の所属を示す。（*）の観測点は験潮所がなく、津波の到達予想時刻・満潮時刻のみ発表する地点。これら以外は、気象庁所属。
 2. 東北地方太平洋沖合の海底津波計（東京大学地震研究所所属 2 地点、防災科学技術研究所所属 125 地点）は図への記載を省略する。

津波予報区名称		区 域
青森県	日本海沿岸	青森県（大間崎北端以東の太平洋沿岸及び東津軽郡外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までのむつ湾沿岸を除く。）の沿岸
	太平洋沿岸	青森県（大間崎北端以東の太平洋沿岸に限る。）の沿岸
	陸奥湾	青森県の東津軽郡外ヶ浜町平館からむつ市脇野沢までの陸奥湾沿岸
	秋田県	秋田県の沿岸
	山形県	山形県の沿岸
	岩手県	岩手県の沿岸

宮城県	宮城県の沿岸
福島県	福島県の沿岸

【各種情報に用いられる海域の震央地名、東北地方とその周辺】



第2章 災害予防計画

第1節 防災知識等の普及計画

○実施機関：各部、県、関係機関

第1 計画の方針

町及び防災関係機関は、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現するために、様々な機会に、多様な手段により、各地域の実情に応じて津波防災に関する啓発、教育を実施する。

第2 津波に関する知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、津波に関する知識を町民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとることができるように、広報紙、パンフレット、インターネット等の広報媒体や、研修会や地域コミュニティ活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。

町民は、日頃から津波防災訓練への参加や、津波ハザードマップ等により、指定緊急避難場所や避難経路を確認するとともに、自治会や自主防災組織等の自主的な避難体制の構築と避難行動要支援者を避難させる体制の構築に協力する。

1 津波防災に関する主な普及啓発の内容

(1) 避難行動に関する知識

- ① 沿岸で強い揺れを感じた時、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じたときは、气象台からの情報を待たず、直ちに海岸から離れた高所に避難する。
- ② 气象台から大津波警報、津波警報が発表された時、海岸付近又は海の中にいる住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。
- ③ 海岸から離れた場所でも、津波が河川を遡上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。
- ④ 津波到達予想時刻及び予想される津波の高さなどの情報を、ラジオ、テレビ、防災行政無線及びインターネットなどにより収集する。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで海岸には近づかない。

(2) 津波に関する想定・予測の不確実性

- ① 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ② 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- ③ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- ④ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。
- ⑤ 津波は地形に影響されるため津波高や浸水水域が変わってくること。

(3) 津波の特性に関する情報

- ① 津波の第1波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- ② 第1波が最大波高とは限らないこと。第2波、第3波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。
- ③ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないまま押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

(4) 家庭での予防・安全対策

- ① 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備。
- ② 負傷の防止や避難通路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策。

(5) その他

- ① 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動。
- ② 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルートの取り決め。

2 避難行動要支援者及び観光客等への配慮

(1) 避難行動要支援者への配慮

防災知識等の普及にあたっては、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者・高齢者の常備品等の点検・介護者の役割の確認等、外国人・高齢者・障害者等の避難行動要支援者に配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違いやプライバシーの確保など男女双方の視点に十分配慮する。

(2) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への配慮

町は、本町の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に関するパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設の管理者は、避難路や避難所等を示す標識等の整備などを進める。

3 船舶への防災知識の普及

- (1) 海上で航行・操業中に津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに沿岸から離れ、水深の深い安全水域（以下「沖合」という。）へ避難する。沖合であっても、海底地形、港形によって沖合への避難が困難な地域や船体では、陸上への避難を検討する。
- (2) 沖合に待避した船舶は、漁業協同組合等との連絡を密にするとともに、僚船同士が助け合い待機し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは沿岸や港へは近づかない。
- (3) 港内で作業中（係留中）に津波警報、注意報が発表されたら、直ちに港内から安全な高所に避難する。

4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット及び鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水地域や浸水高、避難所や避難路（階段）の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も円滑な避難ができるよう、看板や標識等の整備を行う。

第3 防災教育の推進

町及び防災関係機関は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを、教育・防災の専門家や関係機関、民間団体等の参画のもとで作成し、地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、調査結果や各種資料を収集・整理し、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って町民に伝承されていくように努める。

第4 津波防災訓練の実施

町は、住民及び関係機関等と連携し、防災行政無線などの情報伝達手段を活用した津波からの避難誘導訓練並びに津波防災訓練を計画的に実施する。

この訓練から情報伝達に関する職員の対応及び判断能力並びに情報伝達システムの機能を検証し、課題を整理・検討の上、津波防災の充実に反映させる。

1 町職員等防災関係機関に対する訓練

(1) 津波警報・注意報、津波情報等の収集、伝達

- ① 初動体制、情報収集・伝達系統の確認
- ② 町をはじめとする各種防災無線等情報収集・伝達機器の操作方法の習熟及び同報無線の可聴範囲の確認
- ③ 住民等への広報文案（平易で分かりやすい表現）等を検証

(2) 津波避難訓練

- ① 標識等の点検・整備、避難の際の危険性の把握等
- ② 避難路等の点検・整備
- ③ 避難場所等の点検・整備（状況により、民有地等の避難地確保等）
- ④ 夜間における避難地・避難路等の街灯の点検・整備

(3) 津波防災施設操作訓練

- ① 防潮扉（陸閘）等の閉鎖訓練等
- ② 閉鎖作業等の完了時間の確認（津波到達予想時間内に作業が可能か）
- ③ 閉鎖作業完了後の待避時間の確認等

(4) 津波監視

- ① 津波目視箇所の高台の確認
- ② 監視用カメラ等津波監視機器の操作の習熟
- ③ 監視状況、結果の情報収集・伝達の方法等

第2節 避難体制整備計画

第1 計画の方針

津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることから、町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するために、指定緊急避難場所や避難路等の確保等、避難体制の整備を推進し、津波ハザードマップを作成・配布するなど、町民への周知徹底を図る。

第2 指定緊急避難場所の指定・整備

町は、県独自津波浸水想定等をもとに、津波が到達する前に、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、指定緊急避難場所の指定・整備を行う。

指定緊急避難場所等の確保については、連動地震の最大の潮位を考慮し、安全な高台（20m以上）に設置することを基本とし、指定緊急避難場所までの距離が遠いなど、避難が困難な地域については、地域の状況に応じた指定緊急避難場所等の確保を検討する。

また、指定緊急避難場所、避難路等の周知を図るため、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や標高等の案内板などの整備を行う。

第3 避難路の整備等

1 避難路の整備方針

町は、住民が徒歩等で確実に避難できるよう、避難路として使用される道路等を整備し、その安全性の点検・確保及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

避難路の整備、津波避難タワーの設置など多大な財政負担を伴う対策は、津波による影響の程度や発生確率、財政事情等を勘案して進める。

なお、避難路の整備にあたっては、避難活動が円滑かつ安全に行われるよう、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 地震による道路・橋梁の決壊等に備え複数の路線を視野に入れる。
- (3) 極力、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定するとともに、海岸沿い・河口沿いの道路を避ける。
- (4) 自動車での避難が想定される道路においては、歩車分離を基本とする。
- (5) 救出や二次的な避難を考慮し、周辺地盤より高い路面高を確保する。

第4 避難方法・避難誘導

1 徒歩避難の原則

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損壊、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

2 自動車での避難方法の検討

町は、津波到達時間や指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路等の状況を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、警察と連携を図りながら、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方法をあらかじめ検討する。

3 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導については、家族、介護者、福祉関係機関及び防災関係機関の緊密な連携・連絡及び協力体制を整備する。

4 避難誘導行動ルールの作成

被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等にあたる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、予想される津波到達時間等も考慮のうえで避難勧告・指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

町は、消防機関、警察官、町職員などの防災対応や自治会及び自主防災組織等の避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定めるよう努める。

また、町は、避難誘導支援者等が津波警報等を確実に入手するための情報入手手段や装備、消防団等の避難支援者への退避を指示できる通信手段の機器・装備の充実を図る。

第5 津波ハザードマップの作成・活用

町は、県独自津波浸水想定等を活用し、津波浸水域、津波浸水深、土地の標高、指定緊急避難場所、避難所等を示した、「津波ハザードマップ」を作成しており、今後とも、住民への周知を行うとともに、防災訓練や避難訓練への活用など、活用範囲の拡大を図り、住民に対し津波災害に関する知識の普及を行う。

第6 津波避難計画の策定

1 津波避難計画の策定

町は、津波ハザードマップを活用し、具体的なシミュレーションや訓練の実施を通じて、避難対象地域、避難所、津波情報の収集・伝達方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容を住民等に周知徹底を図る。

なお、津波避難計画の策定にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮したものとし、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

住民等への周知内容は次のとおり。

(1) 避難対象地域

- (2) 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法
- (3) 津波情報の収集・伝達の方法
- (4) 避難誘導の方法
- (5) 指定緊急避難所の名称、所在地、収容人員

2 地域ごとの避難計画策定

町は、津波避難計画の策定にあたり、沿岸地域に位置する自治会・自主防災組織等の住民、消防機関、警察等の参画により、地域避難マップなどのよりきめ細かい地域ごとの津波避難計画の策定に努める。

第3節 津波防ぎょ施設等の整備

第1 計画の方針

町は、津波に強い町づくりのため、海拔表示シートの設置や、沿岸域における海岸保全施設、河川管理施設及び漁港施設等の整備促進を関係機関に要請する。

第2 海拔表示シートの設置

町は、津波被害軽減の対策の一つとして、今後も道路施設等に海拔表示シートを設置することにより道路利用者や地域住民の津波に対する防災意識の向上を図る。

第3 沿岸域における海岸保全施設及び河川管理施設の津波防災対策

沿岸域の海岸保全施設や河川管理施設の管理者は、「設計津波」の水位に応じた施設整備等の対策を推進する。また、設計津波の水位を超えた場合でも、施設の効果粘り強く発揮できるよう検討を行う。

第4 漁港施設の津波防災対策

漁港施設の管理者は、水産物の生産・流通の拠点である漁港などの主要な施設（防波堤・岸壁等）について、「設計津波」の水位を想定した耐震・耐津波性能を検証し、必要な対策を講ずる。

第5 防災拠点施設の津波防止対策

防災関係機関は、津波発生時においても防災拠点機能を維持・継続するために、通信設備や非常用発電機の上層階への設置、代替施設への機能移転の訓練等、津波による浸水を想定した対策を講じる。

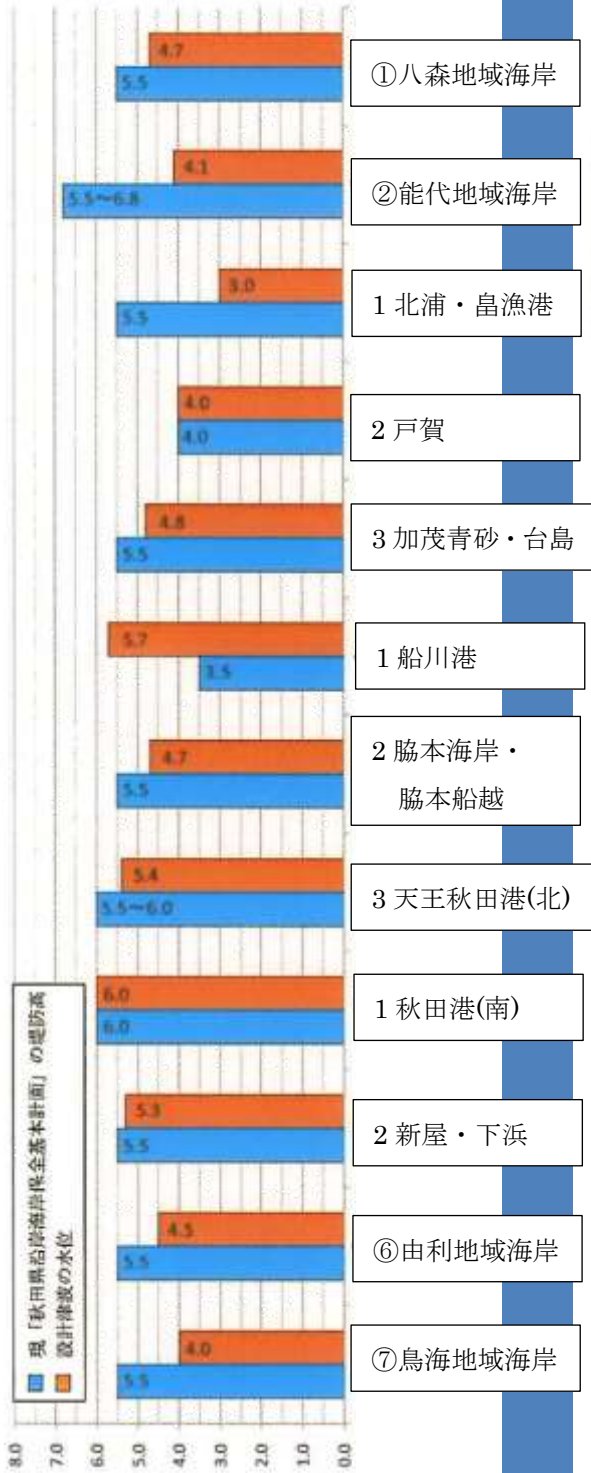
第6 適正な土地利用の推進

津波ハザードマップにおいて浸水予想エリアの住民の地震・津波等の危機感を解消するため、安全性の高い居住地域への移転等の需要を勘案しながら、町は、県と連携をとりながら適正かつ合理的な土地利用を推進し、災害に強い町づくりを推進する。

第7 津波監視用カメラの活用

町は、秋田地方气象台から津波警報・注意報・予報、地震・津波情報が発表された場合又は地震を覚知したときは、岩館と糠森に設置している津波監視カメラにより、海面や沿岸部の状況を把握し、津波が想定される場合は、早期の防災体制の構築と住民に正確な情報を提供し、被害の軽減を図る。

【設計津波の水位】



第3章 災害応急対策計画

第1節 情報伝達計画

第1 計画の方針

津波警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

地震や津波の被害を最小限に止めるためには、これらの情報を速やかに地域住民や海水浴客等に伝達することが重要であり、特に、津波浸水予想地域の高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、地震を覚知した時点で、避難行動を起こすことが必要である。

町及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに地震・津波に関する情報を迅速かつ的確に伝達する体制を整える。

第2 津波警報等

1 津波警報等

(1) 津波警報等

① 気象庁は、津波や被害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度のよい震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

② 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

③ 予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さを数値で発表する。

④ 津波警報・注意報と避難のポイント

ア 震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れがあったら、すぐに避難を開始する。

イ 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがある。直ちにできる限りの避難をする。

ウ 津波は沿岸の地形により、局地的に予想より高くなることがある。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。

エ 津波は長い時間繰り返し襲ってくる。津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

【津波警報等の種類】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	※大津波警報と同じ。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<高さ≤1m)	表記なし	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注) 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未滿となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とそ

の時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- 3 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間にあわない場合がある。
- 4 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせする。

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表する。

※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予想区で最も早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。

③ 津波観測に関する情報

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と「押し」、「引き」、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

津波は繰り返し襲い、後から来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難をやめてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到来中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

④ 沖合の津波観測に関する情報

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と「押し」、「引き」、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推

定到達時刻と高さ) を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測地) 又は「推定中」(沿岸での推定値) の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測地を「観測中」沿岸での推計値を「推計中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測地を「観測中」沿岸での推計値を「推計中」と発表
津波注意報を發表中	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推計値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内 容
津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報を含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報を含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(4) 津波予報区

気象庁は、全国を 66 区域に分けた津波予報区に対して、津波警報や注意報等を発表している。

2 津波に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときに、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警戒」を発表し、最大限の警戒を呼びかける。(平成 25 年 8 月 30 日適用)

津波に関する特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、大津波警報が発表されたときは、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

【特別警報の創設による津波警報体系】

「大津波警報（特別警報）」が発表されたら、直ちに命を守る行動をとる。

(創設前)			(創設後)	
大津波警報	警報	3m超	特別警報	大津波警報
津波警報		3m 1m超	警報	津波警報
津波注意報	注意報	1m 0.2m	注意報	津波注意報
津波予報	予報	若干の海面変動 津波なし	予報	津波予報

4 秋田地方気象台からの情報の伝達

- (1) 秋田地方気象台は、津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより関係機関に伝達する。
- (2) 報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を住民に広く周知することに努める。
- (3) 緊急を要する津波予報については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム (J-ALERT) により、総務省消防庁から同報送信されている。

第3 津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報の伝達

1 津波警報等の収集・伝達

秋田地方気象台から津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報などが発表されたとき、町、県及び防災関係機関は速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。

(1) 県の対応

県は、総合防災課が津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報を受領する。総合防災課長は、防災情報提供システムにより、各市町村長、消防本部本部長及び関係機関等に通知する。

(2) 町の対応

- ① 町長は、受領した津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報を関係各課に伝達し、職員への周知徹底を図る。
- ② 町長は、受領した津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報を町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民及び関係団体等に伝達し周知徹底を図る。
- ③ 震度4以上と推測される揺れを感じたとき又は揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波警報等の発表を待たずに、津波監視用カメラ及び高台からの目視による海面の監視態勢に努める。
- ④ 海面監視情報は、公衆電話、防災行政無線、漁業無線、消防無線等により、町長に伝達する。

(3) 放送機関

受領した津波警報等、地震・津波情報は放送を介して直ちに広報する。

(4) その他の防災関係機関

防災関係各機関は、ラジオ、テレビ放送等に留意するとともに、県及び町と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力の上、情報の周知徹底・共有化を図る。

- ① 警察は津波警報等、地震・津波情報を警察署、交番等を通じて迅速かつ的確に沿岸住民に伝達する。
- ② 海上保安部は、船舶等に対する災害に関する情報を次により伝達する。
 - ア 被害が予想される海域又は周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器等により周知する。
 - イ 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。
 - ウ 被害が予想される沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。

2 町における津波警報の受領確認

町は、防災情報提供システム装置（県は総合防災課に設置）により津波警報等を受信した場合は、直ちに受領証送信画面に確認者は氏名を入力して秋田地方気象台に送信する。

第2節 避難活動計画

第1 計画の方針

町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒態勢を整え、沿岸住民等を速やかに避難させるため、適切に避難勧告又は避難指示を発令するとともに、迅速に避難所を開設し、管理運営を行う。

第2 津波の警戒

1 津波警報、避難勧告等

町は、津波警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなどの緊急対策を行う。

2 住民等への津波警報等の発表・伝達

町は、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即時に避難行動に取り掛かるよう促す。

3 管理道路の交通規制等の措置

道路管理者は、津波の潮位等の情報等をもとに、警察、消防機関、関係水防管理団体等と連絡を密にして、必要に応じて管理道路等の交通規制の措置をとる。

4 警察の措置

警察は、津波警報等が発表された場合は、直ちに伝達系統に従い町に通知し、警戒を行う。また、防災関係機関と協力して警戒活動及び交通規制等を行う。

5 海上保安部の措置

海上保安部は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒にあたりるとともに、拡声器、垂れ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図り、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対して高台への早急な避難等の指導を行うなど、町及び防災関係機関等と協力して警戒にあたる。

第3 避難の誘導

津波警報時等の避難誘導には、次の対策を行う。

- 1 警察官、消防機関、町職員等は、避難所への避難が困難な地域の住民や避難が遅れた住民等が緊急に避難する場合は、状況に応じ避難所又は安全な高台等へ避難誘導を行う。

2 町は、警察官、消防機関、町職員等の避難誘導や防災対応に関し、従事者の安全が確保できることを前提に、また、予想される津波到達時刻も考慮し、避難行動要支援者等の避難支援などの緊急対策を行う。

第3節 廃棄物処理活動計画

第1 計画の方針

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災及び浸水家財・漂流物等の大量の廃棄物が発生し、また、廃棄物処理施設の損壊等による処理能力の低下などが予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に行い、被災地の環境保全を図る。

第2 津波災害廃棄物の処理

津波災害時の廃棄物等の処理には、次の対策を行う。

- 1 町は、海岸に漂着した危険物等についての情報を得たときは、現地の確認の準備、現地の情報把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について対策を講じる。
- 2 町は、県、国や関係機関、応援団体等の協力のもと、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講ずる。

なお、そのための体制の構築にあたり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入っていたもの等の有害な物質等の取扱いについて十分に留意する。

第4節 農林水産業の応急対策計画

第1 計画の方針

町は、大規模地震・津波により、農林水産施設、農林水産物への塩害等の直接的な被害や燃料、電気の途絶によるハウスや作物への間接的な被害に対応するため、各関係機関との連携により、被害を最小限に抑え、迅速な対応を行う。

第2 塩害対策

1 除塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壤中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されるため、町及び関係機関は営農再開に向けた除塩対策を講ずる。

土壤中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈降により海水が残留している農地については、排水ポンプ等により速やかな排水に努める。

2 応急対策

(1) 水稻

津波による浸水があった圃場では、海水の早期排水に努めるとともに、十分な真水が確保できる場合には、かけ流し等により塩分濃度の低下を図る。

(2) 畑作物（野菜類）

散水による除塩を基本とするが、湛水が可能な場合は、真水で土壤中の塩分の希薄化を図る。

(3) 果樹・施設園芸

被害を受けた樹園地及び施設園芸等では、ヘドロ等の堆積物の除去、園地等の除塩対策を行う。また、真水で土壤中の塩分の希薄化を図る。

第5節 二次災害・複合災害防止対策

第1 計画の方針

地震・津波等による自然災害が発生した後の災害調査・人命救助活動等では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。また、被災地においては、防災施設の破損により風水害等の自然災害発生のおそれが高くなるほか、余震並びに危険物・有害物等による被害の発生などに備え、様々な事象について複合災害を想定し対応策を講ずる。

第2 二次災害・複合災害防止活動

1 救助隊・現場作業員への配慮

町は、救助捜索隊及び災害の復旧作業に従事する現場作業員等に対し、余震及び津波の発生等、緊急の情報を町防災行政無線や広報車等での周知を図るとともに、現場作業員においては、ラジオ、携帯無線機、携帯電話などによる連絡体制を確立するとともに、有事の際の避難行動も定めておく。

2 水害・土砂災害

(1) 二次災害の防止

町は、津波浸水箇所への降雨等による土砂災害の発生、浸水箇所の拡大等に備え、二次災害防止施策を講ずる。

(2) 点検の実施

町は、降雨等による二次的な水害・津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の把握と警戒体制を整える。

特に、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民への周知を図り、観測機器の設置や雨水侵入防止対策等、適切な警戒体制の整備などの対応策を行い、迅速に適切な避難対策を行う。

第5編 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

○実施担当：各機関

第1 計画の方針

災害復旧計画は、被災した各施設（特に公共施設）の復旧においては、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧にあたり、速やかに当該事業の促進を図るよう配慮する。

なお、復旧・復興にあたっては、住民の意向を十分に尊重し、計画的に事業を進めるとともに、さらには、復旧・復興の推進のために、国や県の協力を求めるものとする。

第2 災害復旧計画の作成

罹災施設等の復旧を迅速に行うため、町、指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期にこれを実施するため、復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画等について必要な措置を講ずる。

また、大規模な災害時における労働力、施工業者の不足、資機材の払底等の事態を想定して十分にこれを検討する。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

(1) 河川災害復旧計画

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め、予算面あるいは、公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を進捗させる。

(2) 海岸災害復旧計画

被害の原因を調査・究明し、堤防（護岸）の強度と背後施設の水害に対する強さの総合的バランス等を十分勘案し、その安全性と施設によって防護されている地域の経済効果等を加味して、速やかに計画を樹立して復旧工事を進捗させる。

(3) 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。したがって、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

(4) 地すべり災害復旧計画

被災原因を十分調査し、保全対象により復旧対策工事の規模を決定し、速やかに復旧工事を行う。

(5) 急傾斜地災害復旧事業

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策として復旧工事を行う。

(6) 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋りょうの災害復旧は、最も急を要するので、被災後、直ちに応急復興工事を着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

(7) 漁港の災害復旧計画

各漁港の地理的条件に風速、潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案し、被災した漁港施設の速やかな復旧を図る。なお、漁港の埋塞等漁業活動に支障をきたす被害については、応急工事により対策を進め、再度災害を被らないよう工法等を検討して計画を立てる。

(8) 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査の上計画的に従前の機能回復のための復旧工事を速やかに実施する。

なお、必要な場合応急工事による対策を進める。

(9) 下水道施設の災害復旧計画

下水道施設は、住民生活を支える重要なライフラインの一つであり、被災した場合は早急に応急対策を実施し、住民への影響が最小限となるように努める。

本復旧は、被災規模、施設の重要度、復旧の難易度等を勘案し復旧水準を定め、工期や経済性等の検討を行った上で、速やかに復旧工事を実施する。

2 農林水産施設災害復旧事業計画

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

農地の災害は、河川やため池の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の堆積、がけ崩れ、地すべり、さらに海岸堤防の決壊によって生ずる農地の荒廃壊廃があげられる。

また、農業用施設の災害は、用排水路、頭首工及びため池堤体の決壊、水路溝畔、農道法面の崩落等である。

農地及び農業用施設が被災した場合には、速やかに被害状況の収集や応急対策を実施するとともに、国庫補助又は県単独事業等により早期の災害復旧工事を実施する。

また、防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業などの農村地域防災減災事業を積極的に実施し、災害を未然に防止する対策を計画的に推進する。

(2) 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定

的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。従って、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に復旧対策においては、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧の計画推進を図る。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、又は漁業協同組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1 か所 40 万円以上の被害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

3 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は、国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

4 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は災害時における避難所として指定されており、復旧計画の策定にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに、災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- (2) 災害防止上、特に必要があれば、設置箇所の移転等について考慮する。
- (3) 町は、町立学校の災害復旧について、必要に応じて、県に技術指導等を要請する。
- (4) 町立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき復旧計画を推進する。

5 公立病院診療所施設災害復旧計画

公立病院及び診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。

なお、起債の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

第3 災害復興計画の策定

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復（生活復興）には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧と異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に居住構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成するものとする。

1 事前復興対策の実施

災害復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定や事業認可等の行政上の手続きなど膨大な作業を処理する必要がある。

しかし、被災後の混乱期には、これらの作業が錯綜して円滑に行えない可能性があることから、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておくことや対応できることについては、平時から復興マニュアルとして整備しておく。

(1) 復興手順の明確化

町は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等、復興対策の手順をあらかじめ整備しておく。

(2) 復興基礎データの整備

町は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

2 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

3 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

なお、災害復興を進めていく際には、この復興方針策定の段階はもとより、次に述べる復興計画の策定から復興事業・施策の展開にいたるまで、住民の意見を十分反映させていく。

(2) 災害復興計画の策定

町は、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、関係機関と連携して復興計画を策定し、計画的に復興を進める。

なお、被害が「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に該当する場合、町は必要に応じて、国の復興基本方針に則した復興計画の策定等により復興を進める。この場合、町が必要に応じ要請した場合に、国及び県は、同法に基づく支援等を行う。

第2節 農林漁業経営安定化計画

○実施担当：産業部、県、関係機関

第1 計画の方針

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努めることにしている。

第2 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

農業関係	1 農業基盤整備資金 2 農業経営基盤強化資金 3 経営体育成強化資金 4 農林漁業セーフティネット資金 5 農林漁業施設資金（災害復旧）
林業関係	1 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設） 2 林道資金 3 農林漁業セーフティネット資金 4 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）
漁業関係	1 漁業基盤整備資金 2 漁船資金 3 農林漁業セーフティネット資金 4 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

第3 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県及び町が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。

なお、貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定するため、町は制度の周知を図り、窓口となって、被災農林漁業者等の経営の安定を支援する。

【天災融資制度】

◎ 天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

【天災融資法】

区分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額	
			①損失額の%	②万円
		個人		法人
農業者	果樹栽培者	55	500	2,500
	家畜等飼育者			
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000

支援の内容

◎ 災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。

【激甚災害法】

区分		融資限度額	①又は②のうちどちらか低い金額	
			①損失額の%	②万円
		個人		法人
農業者	果樹栽培者	80	600	2,500
	家畜等飼育者			
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000

	◎ 貸付利率、償還期限		
	資格者	貸付利率	償還期限
	(ア) 被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内
	(イ) 被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内
	(ウ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内
対象者	◎ 次の基準に該当すると町長の認定を受けた者が対象		
	(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者	
	1 農作物の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上	
	1 林産物の流失等による損害額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上	
	1 水産物の流出等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上	

第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

○実施担当：産業部、県、関係機関

第1 計画の方針

町及び県は、災害時の被災中小企業者に対し速やかな事業復興と経営の安定化を図るための対策を講ずる。

また、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施し、国に対しても要望する。

第2 実施体制

町は、県が設置する「地域経済復興支援対策本部」を中心として、被災中小企業者等を総合的に支援する。

1 「地域経済復興支援対策本部構成機関」

- (1) 県（産業労働部、関連部局、地域振興局）
- (2) 被災市町村
- (3) 秋田県信用保証協会
- (4) 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- (5) 公益財団法人あきた企業活性化センター
- (6) 秋田県商工会連合会
- (7) 秋田県商工会議所連合会
- (8) 秋田県中小企業団体中央会

第3 復興事業の推進

地域経済復興対策本部は、被災中小企業者等の被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して、次の措置を講ずる。

- 1 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- 2 既存借入金の償還期限の延長
- 3 各種補助、助成制度の優先的な適用
- 4 稼働可能設備等の確認及び受発注の斡旋
- 5 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- 6 従業員確保のための人材情報の提供
- 7 新たな支援制度の創設

第4節 被災者の生活支援計画

○実施担当：各機関

第1 計画の方針

災害により被害を受けた住民の速やかな再起が図られるよう、町及び関係機関は、被災者に対する生活相談、資金融資・貸付金の金融支援、租税の減免などについて必要な措置を講ずる。

第2 被災者支援の総合的・効率的な実施

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

さらに町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

1 罹災証明書の交付

町は、災害発生後、早期に罹災証明書の発行体制を確立し、被災者から申請のある場合、速やかに罹災証明書を交付する。

第3 生活相談窓口の設置

災害発生直後から被災者、一般住民、報道機関や防災関係機関等各方面から、種々の問い合わせや寄せられる要望等に的確に応えるための窓口を設置する。

また、応急対策等に関する情報を住民に提供するため、情報提供及び相談業務窓口の一元化に努める。

1 実施体制（相談業務）

実施機関	主な相談業務
町	1 被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情又は要望などを聞き入れ、適切な対応・措置を実施する。 2 県及び関係機関と連携し、種々の相談に対して速やかで、かつ適切に対応する。
県	1 税に関すること 2 被災者生活再建支援制度 3 日本政策金融公庫災害復旧貸付 4 災害援護資金の貸付 5 生活福祉資金の貸付 6 母子寡婦福祉資金の貸付 7 中小企業に対する災害貸付 8 農業制度融資資金の貸付

	9 漁業制度融資資金の貸付 10 災害復興住宅融資制度（住宅金融支援機構） 11 勤労者向け住宅入居受付 12 被災者に対する県営住宅の提供
警察	被災地の要所に臨時相談所を設置し、安否関係情報や治安の維持に関すること及び避難所等に避難している被災者の不安を和らげるための警察安全相談を行う。
指定公共機関 指定地方公共機関	被災地の要所に臨時相談所、又は案内所等を設置し所管業務の相談を行う。

第4 早期再就職の支援・雇用保険の給付対策

災害により失業した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県（産業労働部）は、職業相談、求人開拓並びに雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

1 早期再就職の支援

(1) 職業相談

公共職業安定所による臨時職業相談を実施するとともに、公共職業安定所に赴くことが困難な地域における巡回職業相談を実施する。

(2) 求人開拓

被災者の希望する求職条件に合うよう、公共職業安定所において求人開拓を行う。

(3) 職業訓練等

他職種への転換希望者に対しては、職業訓練の実施、職業転換給付金などを活用し、早期再就職を支援する。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により失業の事後認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

(2) 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を所管する公共職業安定所長は、当該災害が激甚災害法第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして、基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法

令に基づき、労働保険料の納付期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講ずるものとする。

(2) 制度の周知徹底

制度の周知にあたっては、自らの広報に加え、市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対して、当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

第5 租税の特別措置

1 国税の特別措置

(1) 支援の内容

① 所得税の軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で次の2つのうち有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。

ア 所得税法（昭和40年法律第33号）に定める雑損控除の方法

イ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。以下「災害減免法」という。）に定める税金の軽減免除による方法

② 予定納税の減免

災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請することにより、減額を受けることができる。

③ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予等

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより、所得金額の見積額に応じて源泉所得額の徴収猶予又は還付を受けることができる。

④ 納税の猶予

災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を受けることにより、納税の猶予を受けることができる。

⑤ 申告などの期限の延長

災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。

これには、個別指定による場合と地域指定による場合がある。

(2) 対象者

① 所得税の軽減

ア 雑損控除

災害により住宅や家財に損害を受けた者、災害に対してやむを得ない支出（災害関連支出）をした者が対象となる。

イ 災害減免法に定める税金の軽減免除

損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上で、被害をうけた年分の所得金額が1,000万円以下の者が対象となる。

② 予定納税の減額

所得税の予定納税をしている者で災害により損失を受けた者が対象となる。

③ 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予

災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の2分の1以上で、その年の所得金額が1,000万円以下である者などが対象となる。

④ 納税の猶予

納税者（源泉徴収義務者を含む。）で災害により全積極財産のおおむね5分の1以上の損失を受けた者又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる者が対象となる、

⑤ 申告等の期限の延長

災害によりその期限までに申告、納付することができないと認められる者が対象となる。

2 地方税の特別措置

(1) 支援の内容

① 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる。

② 徴収猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる。

③ 期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限が延長される。

(2) 対象者

災害によりその財産等に被害を受けた者のうち、一定の要件を満たす者が対象となる。

地方税の減免の要件や手続などについては、県条例及び町条例の定めるところにしたがって必要な措置を講ずるものとする。

第6 国民健康保険料、介護保険等の減免・猶予等

国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について特別措置が講じられる。

1 支援の内容

(1) 国民健康保険料

国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。

(2) 健康保険料等

事業所の健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。

(3) 介護保険料

介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられる。

2 対象者

保険者によって取り扱いが異なるので、加入している医療保険制度保険者や町及び国民健康保険組合の規約又は条例等の定めるところにしたがって必要な措置を講ずるものとする、

第7 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構融資の斡旋

1 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失した住宅が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当する場合には、町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

2 住宅金融支援機構融資の斡旋

県及び町は、被災地の滅失家屋を調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

3 既設公営住宅の修理

町は、被災した既設の公営住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

第8 住宅資金の貸付け等

1 災害復興住宅融資（建設）

(1) 支援の内容

- ① 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
- ② 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅
- ③ 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④ 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

ア 融資限度額

基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費	整地費
1,460万円	450万円	970万円	380万円

イ 返済期間：35年又は25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。）

ウ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要

(2) 対象者

本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨「罹災証明書」の発行を受けた者が対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）

(3) 問合せ：住宅金融支援機構

2 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

(1) 支援の内容

① 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資。

② 融資を受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡以上（マンションの場合40㎡以上）175㎡以下の住宅で、1戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。

③ 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

④ 融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

⑤ 新築住宅

ア 融資限度額

基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費
1,460万円	450万円	970万円

イ 返済期間：35年又は25年（構造による。基本融資以外は、基本融資の返済期間に同じ。）

ウ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要

⑥ 中古住宅

ア 融資限度額

基本融資	特例加算（一般分）	土地取得費
1,460万円又は1,160万円	450万円	970万円

イ 返済期間：35年又は25年（融資タイプ・構造による。）

ウ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要

(2) 対象者

本人が居住するために住宅を建設する者であって、住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者が対象となる。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「罹災証明書」の発行を受けた者でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）

(3) 問合せ：住宅金融支援機構

3 災害復興住宅融資（補修）

(1) 支援の内容

- ① 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち住宅金融支援機構が、個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。
- ② 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ③ 融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる。ただし、返済期間は延長できない。

ア 融資限度額

基本融資	整地費	引方移転費用
640万円	380万円	380万円

イ 返済期間：20年

ウ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要

(2) 対象者

本人が居住するために住宅を補修する者で、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者が対象となる。

(3) 問合せ：住宅金融支援機構

4 住宅金融支援融資の返済方法の変更

(1) 支援の内容

- ① 住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。
 - ア 返済金の払込みの据置：1～3年間
 - イ 据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減
 - ウ 返済期間の延長：1～3年間
- ② 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まる。

(2) 対象者

- ① 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した者
- ② 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な者
- ③ 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した者

(3) 問合せ：住宅金融支援機構又は取扱金融機関

5 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）

(1) 支援の内容

- ① 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し

付けるもの。

ア 貸付限度額：250万円（目安）

イ 貸付利率：無利子（連帯保証人を立てた場合）、年1.5%（連帯保証人を立てない場合）

ウ 据置期間：6カ月以内

エ 償還期間：7年以内（目安）

(2) 対象者

低所得世帯、障害者又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外。

(3) 問合せ：県、市町村、社会福祉協議会

6 母子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金

(1) 支援の内容

① 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの

ア 貸付限度額：200万円以内

イ 貸付利率：無利子（連帯保証人がいる場合）、年1.5%（連帯保証人がいない場合）

ウ 据置期間：6カ月以内（貸付の日から2年を越えない範囲内で延長することも可能）

エ 償還期間：7年以内

(2) 対象者

住宅が全壊・半壊・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象。

(3) 問合せ：県、市町村

7 宅地防災工事資金融資

(1) 支援の内容

① 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は命令が出される。

② 改善勧告又は改善命令を受けた者に対して、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）の工事のための費用を融資するもの。

ア 融資限度額：1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額

イ 償還期間：15年以内

ウ 金利：住宅金融支援機構に確認が必要

(2) 対象者

宅地造成規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた者

(3) 問合せ：住宅金融支援機構

8 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の内容

- ① 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資するもの。
- ② 融資の対象となる地すべり等関連住宅に次のタイプがある。

ア 地すべり関連住宅

地すべり等防止法の規定により知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋。

イ 土砂災害関連住宅

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

- ③ 融資対象となる住宅は、住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

ア 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

ア) 融資限度額

移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得資金
1,460万円又は1,400万円（構造による。）	970万円
特例加算（一般分） 450万円	

イ) 返済期間：35年又は25年（構造による。特例加算（一般分）の返済期間は、移転資金、建設資金又は新築購入資金の返済期間に同じ。）

ウ) 金利：住宅金融支援機構に確認が必要

イ 中古住宅の購入

ア) 融資限度額

購入資金	特例加算（一般分）	土地取得費
1,460万円 又は1,160万円 又は950万円 （融資タイプ・構造による）	450万円	970万円

イ) 返済期間：35年又は25年（融資タイプ・構造による。）

ウ) 金利：住宅金融支援機構に確認が必要

(2) 対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要す

ることを証明する書類の発行を受けた者。

(3) 問合せ：住宅金融支援機構

第9 災害弔慰金・見舞金

1 災害弔慰金

(1) 支援の内容

① 災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金を支給するもの。

ア 生計維持者の死亡 … 500万円を超えない範囲内で支給

イ その他の者の死亡 … 250万円を超えない範囲内で支給

(2) 対象者

① 災害により死亡した者（①居住している市町村に住民登録がある者、②居住している市町村に外国人登録がある者）の遺族

② 支給の範囲・順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母ただし、死亡当時、①～⑤が存しない場合には、死亡者と同居し又は生計を同じくしていた兄弟姉妹も含む。

※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。

(3) 問い合わせ：市町村

2 災害障害見舞金

(1) 支援の内容

① 災害による負傷、疾病で精神的又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給するものとする。

ア 生計維持者が重度の障害を受けた場合 … 250万円を超えない範囲内で支給

イ その他の者が重度の障害を受けた場合 … 125万円を超えない範囲内で支給

(2) 対象者

災害により次のような重い障害を受けた者

① 両眼が失明した者

② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した者

③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者

④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者

⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者

⑥ 両上肢の用を全廃した者

⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者

⑧ 両下肢の用を全廃した者

⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が全各項

目と同程度以上と認められる者

※ 対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等。

(3) 問い合わせ：市町村

3 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

(1) 支給の内容

① 災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるもの。

ア 貸付限度額

世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
1 当該負傷のみ	150万円
2 家財の3分の1以上の損害	250万円
3 住居の半壊	270万円
4 住居の全壊	350万円
世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
1 家財の3分の1以上の損害	150万円
2 住居の半壊	170万円
3 住居の全壊（4の場合を除く）	250万円
4 住居 全体の滅失又は流失	350万円

イ 貸付利率：年3%（据置期間は無利子）

ウ 据置期間：3年以内（特別の場合は5年）

エ 償還期間：10年以内（据置期間を含む。）

(2) 対象者

① 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象

ア 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上

イ 家財の3分の1以上の損害

ウ 住居の半壊又は全壊・流失

② 次の所得制限がある

世帯人員	市町村民税における前年の総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円とする。

③ 対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合

(3) 問い合わせ：市町村

4 災害り災者に対する見舞金

(1) 目的

災害により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(2) 支給額

- ① 死者又は行方不明者（1世帯につき） 60万円
- ② 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 60万円
- ③ 自己所有で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

被害の程度	金額
全壊・流失	60万円
半壊・床上浸水	20万円

- ④ 借家で現に居住している家屋の被災世帯主

被害の程度	金額
全壊・流失	20万円
半壊・床上浸水	6万円

(2) 対象者

- ① 災害により死者又は行方不明者を出した世帯
- ② 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
- ③ 災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯
- ④ 床上浸水により住家に被害を受けた世帯
- ⑤ 1から4に掲げるもののほか、知事が必要と認めたもの。

(3) 問い合わせ：秋田県（窓口：総務部総合防災課）

第10 生活資金等の貸付

1 生活福祉資金貸付制度による各種貸付

(1) 支援の内容

- ① 生活福祉資金は、金融機関等からの借入や他制度の利用が困難な低所得者、障害者又は高齢者に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。
- ② 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口貸付（緊急小口資金）の貸付がある。

区分	福祉費	緊急小口資金
貸付限度額	150万円（目安）	10万円
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	無利子
据置期間	6カ月以内	2カ月以内

償還期間	7年以内（目安）	8カ月以内
------	----------	-------

③ このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

① 低所得世帯、障害者又は高齢者世帯

② 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外。

(3) 問い合わせ：県、市町村、社会福祉協議会

2 母子父子寡婦福祉資金貸付

(1) 支援の内容

母子、父子及び寡婦世帯を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。

(2) 貸付資金の種類

① 事業開始資金

事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金

② 事業継続資金

現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金

③ 修学資金

高校・大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金

④ 技能習得資金

知識や技能を習得するために必要な授業料、材料費等の資金

⑤ 就業資金

事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金

⑥ 就職支度資金

就職するために直接必要な被服、履物、自動車等を購入する資金

⑦ 医療介護資金

保険料の自己負担分及び通院に要する交通費等に必要な資金
介護を受けるのに必要な資金

⑧ 生活資金

技能習得資金を借り受けて知識技能を習得している間
医療介護資金を借り受けて医療又は介護を受けている間
母子家庭又は父子家庭になって7年未満
失業期間中（離職から1年未満）
養育費の取得に係る裁判等の費用

⑨ 住宅資金

住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金

⑩ 転宅資金

住居を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金

⑪ 就学支度資金

就学・就業するために必要な被服等の購入に必要な資金（小・中学校については経済的に困窮する場合のみ。）

⑫ 結婚資金

扶養している児童が結婚するために必要な挙式披露宴の経費及び家具・什器等を購入する資金

(3) 問い合わせ：市町村

第 11 被災者生活再建支援金の支給

1 被災者生活再建支援金

(1) 支援の内容

① 自然災害により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。

② 支援額は、次の 2 つの支援金の合計額になる。なお、世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額が 4 分の 3 になる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

全壊等	大規模半壊
100 万円	50 万円

イ 住宅再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入	補修	賃貸（公営住宅を除く）
200 万円	100 万円	50 万円

ウ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（又は 100 万円）。

(2) 対象者

住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯が対象。

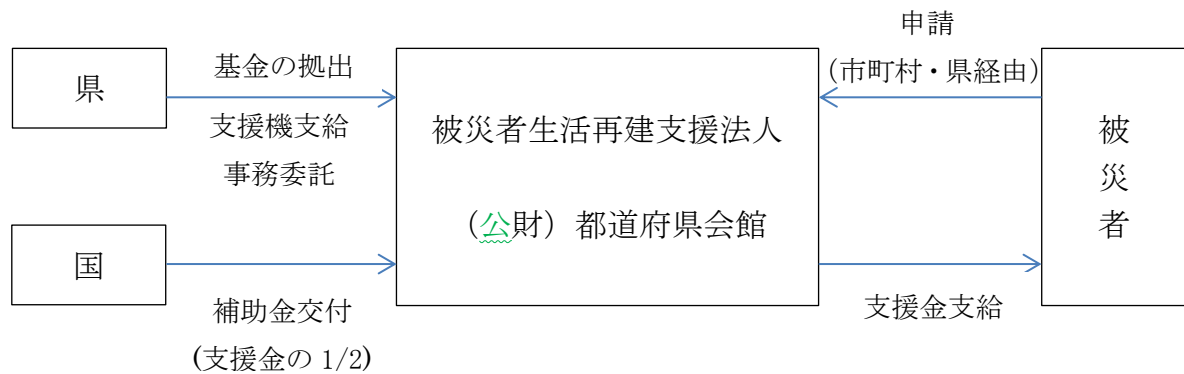
下記の世帯を含む。

① 住宅が半壊し又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し又は解体されるにいたった世帯。

② 噴火災害等で、危険な状態が継続し、長期にわたり住居が居住不能になった世帯。

(3) 問い合わせ：県、市町村

【支援金支給の仕組み】



第12 就学に対する支援等

1 教科書等の無償給与（災害救助法）

(1) 支援の内容

災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して教科書や教材、文房具、通学用品を支給するもの。

(2) 対象者

災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒が対象。「児童・生徒」には、特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。

(3) 問い合わせ：県、災害救助法が適用された市町村

2 小・中学校の就学援助措置

(1) 支援の内容

災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助するもの。

(2) 対象者

要保護世帯、準要保護世帯（市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）

(3) 問い合わせ：県、市町村、学校

3 高等学校授業料減免措置

(1) 支援の内容

災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除するもの。

(2) 対象者

地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要と認める者が対象

- (3) 問い合わせ：県、市町村、学校

4 奨学金制度の緊急採用

- (1) 支援の内容

災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受け付け・採用するもの。

- (2) 対象者

高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生

- (3) 問い合わせ

- ① 高等学校又は専修学校（高等課程）の生徒：各学校、県
- ② 大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の生徒・学生：各学校、独立行政法人日本学生支援機構

5 児童扶養手当等の特別措置

- (1) 支援の内容

被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講ずるもの。

- (2) 対象者

障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

- (3) 問い合わせ：県、市町村

第13 その他の生活支援

1 生活関連物資の安定的な確保

災害発生時には、交通、通信機能の寸断や麻痺等により流通機能に混乱が生じ、食料品、日用品などの生活関連物資の円滑な供給が妨げられるため、対策を講ずる必要がある。

- (1) 相談窓口・業者指導

- ① 被災者総合窓口や生活センターにおいては、住民からの苦情、相談に対応する。
- ② 売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いがある業者に対しては、速やかに事実確認のうえ、不当な行為については、是正指導を行う。

- (2) 需給調査等

生活関連物資の需給状況について調査等を行い、関係業界、国等への要請や円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

- (3) 国への要請

必要に応じて、国に対し生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）及び国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の発動を要請する。

2 郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策

(1) 郵便業務関係

- ① 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 被災地あての救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金業務関係

- ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払い渡し
- ② 郵便貯金及び国債等の非常貸付
- ③ 被災者の救護を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除
- ④ 民間災害救援団体への災害ボランティア口座寄付金の公募・配分
- ⑤ 国債等の非常買い取り

(3) 簡易保険業務関係

- ① 保険料払込猶予期間の延伸
- ② 保険料前納払込の取消しによる保険還付金の即時払い
- ③ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払い
- ④ 解約償還金の非常即時払い
- ⑤ 保険貸付金の非常即時払い

3 放送受信料の免除

(1) 支援の内容

- ① 災害により被害を受けた受信契約者に対し、一定期間 NHK の放送受信料が免除される。
- ② 免除にあたっては、NHK が調査したうえで、免除の対象者が確定される。

(2) 対象者

- ① 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している者
- ② このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。

(3) 問い合わせ：日本放送協会

4 公共料金・使用料等の特別措置

(1) 支援の内容

- ① 災害により被害を受けた被災者に対し、町が所管する公共料金や施設使用料、保育料等を軽減・免除又は徴収の猶予等に配慮するものとする。
- ② 電気、ガス、電話料等についても、各種料金の軽減・免除及び支払期限の延伸などが実施されることがある。

(2) 対象者

県、市町村、関係事業者が定める。

(3) 問い合わせ：県、町、関係事業者

5 葬祭の実施（災害救助法）

(1) 支援の内容

- ① 遺族で遺体の埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、町が遺族に代わって応急的に埋火葬を行う。

(2) 対象者

- ① 災害救助法が適用された場合において、遺体の埋火葬を行うことが困難な遺族
- ② 死亡した者の遺族がいない場合も対象とする。

(3) 問い合わせ：県、災害救助法が適用された町

第14 地震保険

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。

第5節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

○実施担当：総務部、県、関係機関

第1 計画の方針

大規模な災害時には、多くの人々の生命又は身体に被害を受け、住居や財産の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

町は、災害時における被災者の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため、県、関係機関と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を迅速に講ずるものとする。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等への配分を指定する見舞金、寄付金等は含まないものとする。

第2 義援金等受入れの周知

1 義援金の受付

町は、義援金等の申し出があった場合、直ちに義援金等の受付窓口を設置し、義援金等の受付を実施する。義援金等の受付方法等については、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、次の義援金等の受付方法等について広報・周知を図る。

(1) 義援金

- ① 振込銀行口座（銀行等金融機関名、口座番号、口座名義等）
- ② 受付窓口

(2) 救援物資

- ① 希望する物資、希望しない物資（需給状況に対応）を報道機関及びホームページ等で公表する。
- ② 送り先、受入れ窓口及び受入れ場所

2 配分方法の検討

被災者あてに寄託された義援金を公平かつ適正に配分することを目的として、町災害対策本部に諮り、義援金配分委員会を設置し、被災者数、被災者世帯数、被害状況等を考慮して義援金の配分を検討する。県に義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参酌する。

3 義援金の保管

町は、寄託された被災者に対する義援金等については、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

第3 義援金等の配分

1 配分方法の決定

義援金配分委員会は、町等の受付機関で受け付けた義援金等の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

2 配分の実施

町は、義援金配分委員会において決定された義援金等の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

3 配分の公表

町は、義援金収納額及び配分結果について、広報「はっぽう」、ホームページ及び報道機関等を通じて公表する。

第6節 財政負担に関する計画

○実施担当：総務部

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策、災害復旧等における防災行政の実施は、関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するため、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、大規模な災害が生じた場合、町の財政では十分な対応ができない事態も生じることから、法令の規定に基づき又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2 対策

1 費用の負担

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用（災害対策基本法第91条）

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令の特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

【法令に特別の定めがある費用の負担】

法令の名称	関係条項
1 災害救助法	第18条
2 水防法	第43条
3 災害対策基本法	第93条、第94条
4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第58条、第59条

(2) 応援に要した費用（災害対策基本法第92条）

実施責任者が他の地方公共団体等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は実施責任者である町長が負担する。なお、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて町が実施した費用（災害対策基本法第93条）

知事の指示に基づいて町が実施した応急措置のため要した費用及び応援のために要した費用のうちで、指示又は応援を受けた市町村に負担させることが困難又は不適當なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところにより、県が一部又は全部を負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用（災害対策基本法第94条）

災害応急対策に要する費用は、別に法令に定めるところにより又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

(災害対策基本法第 95 条)

非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の指示に基づいて、町長が実施した応急措置のために要した費用のうち、町に負担させることが不適当なもので政令に定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその部分の全部、又は一部を補助する。

(3) 災害復旧事業費等 (災害対策基本法第 96 条)

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費 (災害対策基本法第 97 条)

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚法」に規定されている事業に対し援助する。(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は、本章第 7 節「激甚災害の指定に関する計画」参照)

なお、昭和 43 年 11 月 22 日、中央防災会議において局地激甚災害指定基準が決定されていても、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に関わる局地的災害についても、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第 2 条にいう激甚災害と指定されている。

第 3 起債の特例 (災害対策基本法第 102 条)

次に掲げる場合においては、災害対策基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、激甚災害の発生した日の属する年度に限り、地方財政法第 5 条の規定に関わらず、地方債をもってその財源とすることができる。

- 1 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合。
- 2 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合。

第 4 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、町の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

○実施担当：各機関

第1 計画の方針

災害による被害規模が甚大な場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害あるいは局地激甚災害の指定を受けられるように措置するものとする。

第2 激甚災害指定の手続き

1 被害調査

激甚災害及び局地激甚災害に関する調査は、県が行う。町は、県が行う調査に協力するものとする。

2 激甚災害指定の決定

知事は、被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害か判断し、政令により指定する。

第3 激甚災害に関する被害状況等の報告

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整える。

なお、知事は、県内に災害が発生した場合、被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の各関係部局に必要な調査を行わせる。県の関係部局は施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を取りまとめる。

第4 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

第5 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに策定し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。

また、復旧事業計画の樹立にあたっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、災害の再発防止を図る。

なお、がれき等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため、関係法令を考慮の上適切な措置を講ずる。

第6 激甚災害に対する援助措置

1 特別財政援助の交付手続き

町は激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出する。

2 財政援助対象事業等

「激甚法」に定める財政支援等を受ける事業等は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害復旧事業関連事業
公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
生活保護法第40条（地方自治体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日本赤十字社が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- (7) 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業
老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により、県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により、県又は市町村が設

置した障害者支援施設等の災害復旧事業

(10) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により設置された感染症指定医療機関の災害復旧事業

(12) 感染症予防事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の規定による県又は市町村の支弁に係る感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

① 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法（政令）に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

② 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの又は町長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業

(14) 湛水（たんすい）排除事業

激甚災害発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き 1 週間以上にわたり 30ha 以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

3 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第 3 条第 1 項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1 箇所工事費用が政令で指定されている地域内の施設について 1 箇所の工事費用を 10 万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第 2 条第 1 項の規定による天災が激甚災害と指定された場合、次の 2 点の特別措置法を行う。

① 天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を 250 万円に、政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付け限度額については 600 万円に引き上げ、償還

期間を政令で定める経営資金については7年とする。

- ② 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付け限度額を引き上げる。
- (4) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (5) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (6) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
 - ① 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚被害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入れに関する担保限度額を別枠として設ける。
 - ② 災害関係保証の保険についてのてん補率を、100分の70から100分の80まで引き上げる。
 - ③ 保証料率を一般の保証より引き下げる。
- (2) 政府系金融機関による融資
商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。また、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においても低利融資を行う。
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

5 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、少年自然の家、同和対策集会所、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が、一つの公立社会教育施設ごとに20万円以上が対象となる。
- (2) 国は、指定地方公共団体である県が、被災者に対する母子寡婦福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた3倍に相当する金額を、県に貸付ける。
- (3) 水防資機材の補助の特例
次のいずれかの地域で、国土交通大臣が告示する地域に補助される。
 - ① 県に対して補助する場合は、激甚災害に関し、県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県の区域
 - ② 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域で補助率は3分の2である。
- (4) 罹災者公営住宅建設資金の特例
- (5) 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- (6) 産業労働者住宅建設資金の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別

の財政援助

(8) 失業保険法第8条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業保険金の支給
【激甚災害に関する財政援助措置の対象事業】

区分	対象事業	激甚法適用条項
1 公共 土木施設 災害復旧 事業等に 関する特 別の財政 援助	1 公共土木施設災害復旧事業 2 公共土木施設災害関連事業 3 公立学校施設災害復旧事業 4 公営住宅災害復旧事業 5 生活保護施設災害復旧事業 6 児童福祉施設災害復旧事業 7 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業 8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 9 身体障害者支援施設等災害復旧事業 10 婦人保護施設災害復旧事業 11 感染症指定医療機関災害復旧事業 12 感染症予防事業 13 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内、公共的施設区域外) 14 湛水(たんすい)排除事業	第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3、9条関係 第3、10条関係
2 農林 水産業に 関する特 別の助成	1 農地等の災害復旧事業 2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 3 開拓者等の施設の災害復旧事業 4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に 関する暫定措置の特例 5 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 6 土地改良区等の行う湛水排除事業 7 共同利用小型漁船の建造 8 森林災害復旧事業に対する補助	第5条関連 第6条関連 第7条関連 第8条関連 第9条関連 第10条関連 第11条関連 第11条の2関連
3 中小 企業に関 する特別 の助成	1 中小企業信用保険法による災害関連保証の特例	第12条関連
4 その 他の財政 援助及び 助成	1 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 2 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 3 感染症予防事業に関する負担の特例 4 母子父子寡婦福祉資金による国の貸付けの特例 5 水防資材費の補助の特例 6 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 7 小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入	第16条関連 第17条関連 第19条関連 第20条関連 第21条関連 第22条関連 第24条関連

第 7 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに着手し、事業実施期間の短縮に努める。